諸外国における金融制度の概要に関する調査

報告書

2026 年 3 月

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

目次

［米国］の金融制度 1
I. 金融監督機関 3
1. 金融監督体制 3
(1) 概要 3
(2) 法令 4
2. 金融監督機関の組織概要及び権限 5
(1) 米国特有の金融監督機関の概要 5
(2) 米国特有の監督構造 6
(3) 銀行監督機関の組織概要及び権限 8
(4) 銀行持株会社監督機関の組織概要及び権限 29
(5) 貯蓄金融機関監督機関の組織概要及び権限 30
(6) 信用組合監督機関の組織概要及び権限 31
(7) 証券監督機関の組織概要及び権限 36
(8) 保険監督機関の組織概要及び権限 42
(9) 投資顧問業者の監督機関の組織概要及び権限 47
(10) その他金融監督機関の組織概要 49
(11) 監督当局間の関係 53
II. 金融機関の種類と主な規制 56
1. 預金取扱金融機関 56
(1) 商業銀行 56
(2) 銀行持株会社等 60
(3) 貯蓄金融機関 62
(4) 信用組合 63
(5) デジタルバンク等に係る規制動向 64
(6) FinCEN 等による BSA 及び SAR の運用に関する解釈明確化 66
(7) サイバーセキュリティ・インシデントと金融規制の動向 66
(8) 電磁的交付をめぐる動向 67
2. 証券会社 69
(1) 業務範囲 69
(2) 免許等（登録：register） 70
(3) 要件 70
(4) 変更・取消 70
(5) 電磁的交付をめぐる動向 71
(6) サイバーセキュリティ・インシデントと金融規制の動向 72

3. 投資運用業者・投資顧問会社.....73
(1) 業務範囲.....73
(2) 免許等.....74
(3) 要件.....75
(4) 変更・取消.....75
4. 保険会社（保険仲介業を含む）.....76
(1) 業務範囲（例：ニューヨーク州）.....76
(2) 免許等（例：ニューヨーク州）.....80
(3) 要件（例：ニューヨーク州）.....81
(4) 変更・取消（例：ニューヨーク州）.....81
(5) Insurtech に関する規制等.....81
(6) 電磁的交付をめぐる動向.....82
5. 総合取引所.....83
(1) 業務範囲.....83
(2) 免許等.....85
(3) 要件.....85
(4) 変更・取消.....86
6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者.....86
(1) 業務範囲.....86
(2) 免許等.....88
(3) 要件.....88
(4) 変更・取消.....90
(5) その他法規制の動向.....90
7. 貸金業者.....96
(1) 業務範囲.....96
(2) 免許等.....96
(3) 要件.....97
(4) 変更・取消.....97
8. 業横断的に金融サービスを仲介する業者（金融サービス仲介業者）.....97
(1) 登録制度の概要.....97
(2) 代理・媒介形態の区分.....98
(3) 取扱商品の範囲.....99
(4) 所属要件とエージェント関係（所属先への紐付き）.....100
(5) 仲介手数料・報酬の開示義務（Reg BI、Form CRS、NAIC モデル等）.....101
［英国］の金融制度.....103
I. 金融監督機関.....105
1. 金融監督体制.....105

(1) 概要 105
(2) 法令 108
(3) 英国の EU 離脱に係る規制の見直し・動向 110
(4) 消費者保護に関する動向 118
(5) CTP（英国における制度整備の状況） 121
2. 金融監督機関の概要 122
(1) 概要 122
(2) 金融安定政策委員会（FPC） 123
(3) 健全性規制機構（PRA） 125
(4) 金融行為規制機構（FCA） 137
(5) 監督当局間の関係 147
II. 金融機関の種類と主な規制 148
1. 預金取扱金融機関 148
(1) 業務範囲 148
(2) 免許等 149
(3) 要件 149
(4) 変更・取消 151
(5) デジタルバンク等に係る規制・動向 151
(6) 書面交付義務 154
2. 投資会社 155
(1) 業務範囲 156
(2) 免許等 156
(3) 要件 157
(4) 変更・取消 158
(5) MiFID 事業における耐久媒体 159
(6) 契約締結に関する書面交付義務 159
(7) 取引後の報告開示に関する書面交付義務 160
3. 投資運用業者・投資助言業者 161
(1) 業務範囲 161
(2) 免許等 162
(3) 要件 162
(4) 変更・取消 162
(5) ロボアドバイザー等に関する規制状況 162
4. 保険会社（保険仲介業を含む） 163
(1) 業務範囲 163
(2) 免許等 164

(3) 要件 165
(4) 変更・取消 166
(5) Insurtech に関する規制 166
(6) 書面交付義務 166
(7) 取引後の報告開示に関する書面交付義務 168
5. 総合取引所 168
(1) 業務範囲 169
(2) 免許等付与 171
(3) 要件 171
(4) 変更・取消 172
6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者 174
(1) 業務範囲 174
(2) 免許等 177
(3) 要件 178
(4) 変更・取消 181
(5) 暗号資産交換業者に対する規制に向けた取組 182
7. 貸金業者 189
(1) 業務範囲 189
(2) 免許等 189
(3) 要件 192
(4) 変更・取消 192
8. 主な政策金融機関 192
(1) 業務範囲 193
(2) 免許等 193
(3) 要件 193
(4) 変更・取消 193
9. 業横断的に金融サービスを仲介する業者 193
(1) 登録制度の免除制度 193
(2) 指定代理人が行うことが可能な行為 194
(3) 指定代理人と紹介者指定代理人について 195
(4) 指定代理人の任命について 196
(5) 指定代理人の監督方法 196
(6) 年次レビューの実施 197
(7) 指定代理人に関するデータ 197
［EU］の金融制度 198
I. 金融監督機関 200
1. 金融監督体制 200

(1) 概要 200
(2) 法令 202
2. 金融監督機関の組織概要及び権限 205
(1) 概要 205
(2) 欧州システミック・リスク評議会（ESRB） 205
(3) 欧州銀行監督機構（EBA） 208
(4) 欧州証券市場監督機構（ESMA） 216
(5) 欧州保険企業年金監督機構（EIOPA） 222
(6) マネーロンダリング・テロ資金供与対策機関（AMLA） 228
3. 各金融機関に横断的な規制 232
(1) 概要 232
(2) マネーロンダリング及びテロ資金供与対策（AMLA 規則） 232
(3) AI 規則（Regulation (EU) 2024/1689） 232
(4) デジタル・オペレーショナル・レジリエンス（DORA） 233
II. 金融機関の種類と主な規制 234
1. 預金取扱金融機関 235
(1) 業務範囲 235
(2) 免許等 236
(3) 要件 236
(4) 変更・取消 237
(5) 単一免許制度（相互承認） 237
(6) デジタルバンク等に係る規制・動向 239
(7) 顧客へ交付する顧客説明書類の電磁的交付制度 239
2. 投資サービス会社（証券会社） 240
(1) 業務範囲 242
(2) 規制指令の改正動向 242
(3) 投資サービス会社に対する免許等の交付 243
(4) 顧客へ交付する顧客説明書類の電磁的交付制度 246
3. 投資運用業者・投資顧問会社 247
(1) 投資運用会社・投資助言会社に対する規制 247
(2) 投資運用会社・投資助言会社に対する免許交付等 248
4. 保険会社（保険仲介業を含む） 248
(1) 業務範囲 248
(2) 免許等交付 250
(3) 要件 250
(4) 変更・取消 251

(5) 単一免許制度 251
(6) 保険仲介業者に対する免許等の交付 253
(7) 顧客へ交付する顧客説明書類の電磁的交付制度 254
5. 総合取引所 256
(1) 概要 256
(2) 関連法令 257
6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者 257
(1) 第 2 次電子マネー指令 257
(2) 第 2 次決済サービス指令 258
(3) 資金移動規則 258
(4) 暗号資産に関する規制等 259
7. 貸金業者 262
(1) 動向 262
(2) 貸金業者に対する規制 263
8. 業横断的に金融サービスを仲介する業者（金融サービス仲介業者） 263
(1) 登録等の制度の概要 263
(2) 代理・媒介の区分 264
(3) 対象とする商品 264
(4) 所属制の有無 265
(5) 仲介手数料報酬の開示義務 266
9. 主な政策金融機関 267
(1) 概要 267
(2) 主な事例 267
［ドイツ］の金融制度 269
I. 金融監督機関 270
1. 金融監督体制 270
(1) 概要 270
(2) 法令 271
2. 金融監督機関の概要及び権限 273
(1) 概要 273
(2) 連邦金融監督庁（BaFin） 273
(3) ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank） 288
(4) 監督当局間の関係 291
(5) 金融安定化委員会（Ausschuss für Finanzstabilität） 292
II. 金融機関の種類と主な規制 293
1. 預金取扱金融機関 293
(1) 業務範囲 293

(2) 許可等.....295
(3) 要件.....295
(4) 変更・取消.....297
(5) デジタルバンク等に係る規制・動向.....298
2. 証券会社.....301
(1) 業務範囲.....301
(2) 許可等.....302
(3) 要件.....302
(4) 変更・取消.....304
3. 投資運用業者・投資顧問会社.....305
(1) 投資運用業者.....305
(2) 投資助言業者.....308
4. 保険会社（保険仲介業を含む）.....309
(1) 業務範囲.....309
(2) 許可等.....309
(3) 要件.....310
(4) 変更・取消.....311
(5) 保険仲介業者に対する許可等.....312
5. 総合取引所.....313
(1) 業務範囲.....313
(2) 取引に関する法的規制.....314
(3) 取引報告と対象者.....314
(4) 法的定義.....315
(5) その他（デリバティブ取引の法的/実用的なプロモーション）.....316
6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者.....317
(1) 業務範囲.....317
(2) 許可等.....318
(3) 要件.....319
(4) 変更・取消.....320
(5) 暗号資産に対する規制動向.....321
7. 貸金業者.....325
(1) 業務範囲.....325
(2) 許可等.....326
(3) 変更・取消.....326
(4) その他業務上の規制.....326
8. 主な政策金融機関.....327

(1) 概要 327
(2) 主な政策金融機関 327
［フランス］の金融制度 330
I. 金融監督機関 332
1. 金融監督体制 332
(1) 概要 332
(2) 法令等 333
2. 金融監督機関の概要及び権限 336
(1) 概要 336
(2) 健全性監督破綻処理機構（ACPR） 336
(3) 金融市場庁（AMF） 345
(4) 監督当局と関連機関の情報連携 350
(5) 金融安定化高等評議会（HCSF） 351
II. 金融機関の種類と主な規制 352
1. 信用機関（Les établissements de crédit） 352
(1) 業務範囲 352
(2) 免許等 356
(3) 要件 356
(4) 変更・取消 357
(5) デジタルバンク等に係る規制・動向 358
2. 投資企業（Entreprises d’investissement） 359
(1) 業務範囲 359
(2) 免許等 361
(3) 要件 361
(4) 変更・取消 361
(5) ロボアドバイザー 362
(6) クラウドファンディングサービス事業者 362
3. 保険会社 363
(1) 業務範囲 363
(2) 免許等 363
(3) 要件 363
(4) 変更・取消 364
4. 保険仲介業者 364
(1) 業務範囲 364
(2) 免許等 364
(3) 要件 364
(4) 変更・取消 365

5. 総合取引所.....365
(1) 総合取引所の概要.....365
(2) フランスにおける監督上の措置.....365
6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者.....367
(1) 資金移動業者に対する免許交付.....367
(2) 前払式支払手段発行者に対する免許交付.....368
(3) 暗号資産交換業者に関する規制.....369
7. 貸金業者.....374
(1) 業務範囲.....374
(2) 免許等.....375
(3) 要件.....375
(4) 変更・取消.....375
(5) 貸金業者に関する法規制.....375
(6) 貸出業務に関する動向.....376
8. 主な政策金融機関.....376
(1) フランス預金供託金庫（Caisse des dépôts et consignations）.....376
(2) 政策金融機関を規制する主要な法令名（ガイドラインを含む）.....377
［シンガポール］の金融制度.....378
I. 金融監督機関.....380
1. 金融監督体制.....380
(1) 概要.....380
(2) 法令.....380
2. 金融監督機関の概要及び権限.....381
(1) 金融監督機関の概要.....381
(2) シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore、「MAS」）.....382
(3) 銀行監督機関の権限.....385
(4) 証券監督機関の権限.....387
(5) 保険監督機関の権限.....391
(6) 資金管理会社の監督機関の権限.....393
(7) 金融助言業者の監督機関の権限.....393
(8) 監督当局間の関係.....397
(9) COSMIC についての補足.....397
II. 金融機関の種類と主な規制.....398
1. 預金取扱金融機関.....398
(1) 業務範囲.....398
(2) 免許等.....399
(3) 要件.....400

(4) 変更・取消 400
(5) デジタルバンク等に係る規制・動向 401
2. 証券会社 405
(1) 業務範囲 405
(2) 免許等 405
(3) 要件 406
(4) 変更・取消 407
3. 投資運用業者・投資顧問会社 408
(1) 業務範囲 408
(2) 免許等 410
(3) 要件 410
(4) 変更・取消 411
4. 投資助言業者 412
(1) 業務範囲 412
(2) 免許等 412
(3) 要件 413
(4) 変更・取消 415
(5) ロボアドバイザーに関する規制等 416
5. 保険会社（保険ブローカーを含む） 416
(1) 業務範囲 416
(2) 免許等 417
(3) 要件 418
(4) 変更・取消 418
6. 総合取引所 420
(1) 業務範囲 420
(2) 免許等 421
(3) 要件 421
(4) 変更・取消 421
7. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者 421
(1) 業務範囲 421
(2) 免許等 423
(3) 要件 424
(4) 変更・取消 425
(5) その他近年の動向 426
8. 貸金業者 428
(1) 業務範囲 428

(2) 免許等 428
(3) 要件 428
(4) 変更・取消 429
(5) その他業務上の規制 431
9. 主な政策金融機関 431
(1) 業務範囲 432
(2) 免許等 432
(3) 要件 432
(4) 変更・取消 432
［中国］の金融制度 433
I. 金融監督機関 435
1. 金融監督体制 435
(1) 概要 435
(2) 法令 436
(3) 部門規章の制定主体等 440
2. 金融監督機関の組織概要及び権限 444
(1) 概要 444
(2) 国家金融監督管理総局（NFRA） 444
(3) 中国証券監督管理委員会（CSRC） 451
(4) 規制・監督当局間の関係 459
II. 金融機関の種類と主な規制 461
1. 預金取扱金融機関 461
(1) 業務範囲 461
(2) 免許等 464
(3) 要件 464
(4) 変更・取消 465
(5) デジタルバンク規制動向 465
(6) 非銀行決済機関に関する規制動向 469
2. 証券会社 470
(1) 業務範囲 470
(2) 免許等 470
(3) 要件 470
(4) 変更・取消 471
3. 保険会社 471
(1) 業務範囲 471
(2) 免許等 472
(3) 要件 472

(4) 変更・取消 472
4. 証券投資ファンド管理会社 473
(1) 業務範囲 473
(2) 免許等 473
(3) 要件 473
(4) 変更・取消 473
5. 証券・先物投資コンサルティング機関 474
(1) 業務範囲 474
(2) 免許等 474
(3) 要件 474
(4) 変更・取消 475
6. 保険仲介業者 475
(1) 業務範囲 475
(2) 免許等 475
(3) 要件 476
(4) 登記と営業許可 476
7. 総合取引所 476
(1) 概要 476
(2) 主要取引品目について 479
(3) 市場でデリバティブ商品を上場するための法的手続と要件 481
8. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者 481
(1) ペイメント・サービス法規制 481
(2) 非銀行ペイメント機関備付金貯蓄管理弁法 483
(3) 暗号資産交換業の概況について 484
9. 小口貸金業者 491
(1) 小口貸金公司 492
(2) 消費金融公司 495
(3) P2P 金融サービス 497
10. 主な政策金融機関 499
(1) 概要 499
(2) 国家開発銀行 499
(3) 中国輸出入銀行 500
(4) 中国農業発展銀行 501
11. 業横断的に金融サービスを仲介する業者（金融サービス仲介業者） 501
［香港］の金融制度 502
I. 金融監督機関 503
1. 金融監督体制 503

(1) 概要 503
(2) 法令 504
(3) その他近年の動向.....506
2. 金融監督機関の組織概要及び権限 507
(1) 概要 507
(2) 香港金融管理局（HKMA） 508
(3) 証券先物委員会（SFC） 513
(4) 保険業監督局（IA） 520
(5) 監督当局間の関係.....524
II. 金融機関の種類と主な規制.....528
1. 預金取扱金融機関.....528
(1) 業務範囲 529
(2) 免許等.....529
(3) 要件 529
(4) 変更・取消 530
(5) その他：異業種からの参入可否及び要件 532
2. 証券会社 535
(1) 業務範囲 536
(2) 免許等.....536
(3) 要件 536
(4) 変更・取消 537
3. 投資運用業者・投資助言業者.....538
(1) 業務範囲 538
(2) 投資運用業者・投資助言業者に対する免許付与等 539
(3) ロボアドバイザーに関する規制等 539
4. 保険会社 540
(1) 保険会社 540
(2) 保険仲介業者.....541
(3) InsurTech に関する規制等.....543
5. 総合取引所.....544
(1) 業務範囲 544
(2) 認定 545
(3) 要件 545
(4) 変更・取消 545
6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者 545
(1) 資金移動業者.....546

(2) 前払式支払手段発行者 547
(3) 暗号資産交換業者.....548
7. 貸金業者 555
(1) 業務要件 555
(2) 免許等.....555
(3) 要件 555
(4) 変更・取消 556
(5) 業務上の規制.....556
8. 主な政策金融機関.....557
(1) 概要 557
(2) HKMC の概要.....557
(3) 法令の概要 557

［米国］の金融制度

【金融監督機関の概要】

米国では、預金取扱金融機関（商業銀行、貯蓄金融機関、信用組合）は、連邦法又は州法が根拠法となり、連邦政府又は州政府が銀行免許の交付及び監督を行う「二元銀行制度」（dual banking system）となっている。連邦法に基づく金融機関の監督は連邦金融監督機関（連邦準備制度理事会（FRB）、通貨監督庁（OCC）、信用組合監督庁（NCUA））が、州法に基づく金融機関の監督は各州の監督機関が担っている。このほか、証券会社の監督は証券取引委員会（SEC）、保険会社の監督は各州の保険監督局が担う。詳細は米Ⅰ.1 参照。

【金融法制の特徴、動向】

米国における金融規制・監督の仕組みは、上述のとおり、連邦法と州法とで二元的な構造となっており、連邦法に基づく国法銀行（national bank）と州法に基づく州法銀行（state bank）が併存している点が特徴である。また、二元的な構造に加え連邦金融監督機関が複数存在する制度下で、Fintech を規制・監督する機関が定まっていないこと、及び多くの Fintech の活動が Fintech 登場以前に制定された既存の法令を参照する必要があり、Fintech 等の新たな金融サービスはどの法令が適用されるのかわかりづらい等の課題がある。

近年はデジタルバンク、Insurtech、暗号資産に関する新たな措置が講じられるようになった。デジタルバンク関連では、2018 年に OCC が Fintech 企業を国法銀行法の対象とすることができる特別目的国法銀行免許（SPNB 免許）付与の開始を発表したものの、ニューヨーク州地方裁判所は、OCC の権限を逸脱するとの判決を下した（なお、2021 年 6 月に連邦控訴裁が州当局の原告適格欠如を理由に訴えを却下したため、OCC による SPNB 免許付与の権限について、司法判断は行われていない。よって、現在も制度上は存続している）。これに対して、多くの Fintech 企業は既存の銀行と提携することでサービスを提供していたが、2020 年 7 月に Varo Money が Fintech 企業として米国初の銀行免許を取得した。詳細は米Ⅱ.1.(5)参照

Insurtech 関連では、一部の州で、Insurtech 等が利活用可能なサンドボックス制度を導入する動きがある。また、保険領域における人工知能（AI）の利活用増加に鑑み、2020 年に全米保険監督官協会（NAIC）が AI 原則を採択した。詳細は米Ⅱ.4.(5)参照

暗号資産関連では、2021 年 11 月に大統領直下の金融市場作業部会と連邦預金保険公社（FDIC）による「ステーブルコインに関する報告書」の中で、ステーブルコインの発行・管理・仲介事業者に対する連邦政府による監視の義務付けに係る検討結果が公表された。しかしながら、連邦政府では SEC や商品先物取引委員会（CFTC）間の連携や権限の棲み分けが進まず、規則制定に至らなかった。こうした中、大手暗号資産事業者の経営破綻もあり、SEC は暗号資産事業者に対して自社保有の資産と顧客資産の分別管理の徹底を企図して会計監査を義務付ける新たな規則案を可決した[1][2]。

また、2025 年 7 月 18 日には、「Guiding and Establishing National Innovation for U.S. Stablecoins Act of 2025」（以下「ジーニアス法」）が成立した。これにより、ステーブルコイン市場に、

[1] Staff Accounting Bulletin (SAB) 122 号 https://www.sec.gov/rules-regulations/staff-guidance/staff-accounting-bulletins/staff-accounting-bulletin-122

[2] SAB 121 は、受託者が顧客から預かった暗号資産を貸借対照表上に負債として計上する旨を規定しており、これが金融機関の自己資本比率規制において過度な資本積み増しを強いる参入障壁となった点が問題視された。その後、SAB 122 への置換により、画一的な負債計上義務は撤回され、現在は各企業のリスク評価や内部統制の状況に基づき、既存の会計基準に準拠した柔軟な会計処理が可能となっている。

初の包括的な連邦規制の枠組みが確立された。同法制定の背景として、州ごとの送金業ライセンスやニューヨーク州における BitLicense といった制度に依拠している状況で連邦レベルの法的基盤が欠如していること（いわゆる規制のパッチワーク状態）、また、米国外で発行されるステーブルコインについては米国の監督が及ばず、担保資産の不透明性や償還体制の不安定性に関する懸念が挙げられる。同法の施行日は、2027 年 1 月 18 日、又は連邦規制当局が同法を施行するための最終規則を公布した日から 120 日後のいずれか早い日である。詳細は米Ⅱ.6.(5)参照

2026 年 3 月 17 日には、SEC 及び CFTC が、暗号資産の取引が連邦証券法の規制対象となる場合を明確化する解釈指針を共同で公表した[3]。

【日本との比較】

わが国では金融庁が預金取扱金融機関、証券会社、保険会社等に対する一元的な規制・監督権限を有しているのに対し、米国は根拠法・業態により、連邦監督機関又は州監督機関が規制・監督権限を有する複雑な構造となっている。このため、検査・監督基準の不整合や非効率性を回避する目的から、連邦・州政府間の公式・非公式の合意による情報交換や両者による共同検査、交代での検査が行われる。

[3] https://www.sec.gov/newsroom/press-releases/2026-30-sec-clarifies-application-federal-securities-laws-crypto-assets、https://www.sec.gov/files/rules/interp/2026/33-11412.pdf

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

米国の預金取扱金融機関（商業銀行、貯蓄金融機関、信用組合）は、連邦法（国法）か州法のいずれかにより制限されており、それぞれ連邦政府若しくは州政府が銀行免許の交付と監督を行っている。この仕組みを「二元銀行制度」（dual banking system）という。

2010 年のドッド=フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act、以下「ドッド・フランク法」）[4]制定以前において、貯蓄金融機関の主たる監督当局は、貯蓄金融機関監督庁（Office of Thrift Supervision、以下「OTS」）であった。ドッド・フランク法の制定後、OTS は廃止され、通貨監督庁（Office of the Comptroller of the Currency、以下「OCC」）に統合されるとともに、連邦貯蓄金融機関に関する OTS の監督業務は全て OCC の元で一元化されることとなった。（ドッド・フランク法制定以前の金融監督体制は、「別冊　Ⅲ．資料編　米国-米国の金融監督機関の変遷」を参照）

さらに、ドッド・フランク法第 10 章第 1011 条に基づき、連邦準備制度（Federal Reserve System、以下「FRS」）の一部として消費者金融保護局（Consumer Financial Protection Bureau、以下「CFPB」）が新たに設置され、連邦レベルの消費者金融保護に関する金融規制・監督当局が一元化された。

また、システミック・リスクを監視し、市場の安定の確保を目的として各当局を統括する金融安定監督評議会（Financial Stability Oversight Council、以下「FSOC」）を設置する条項がドッド・フランク法に明記されている。

なお、2024 年 6 月、米連邦最高裁判所は「Loper Bright Enterprises v. Raimondo」判決において、Chevron U.S.A., Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc.（1984 年）で確立された、行政機関による法令解釈に裁判所が一定の敬意（Chevron deference）を払うとする原則（シェブロン法理）を明確に否定した[5]。この判決により、行政機関が制定する規則やガイダンスの法的拘束力については、裁判所が自らの法解釈に基づいて判断することが求められることとなった。これにより、証券取引委員会（SEC）、連邦準備制度理事会（FRB）、OCC などの金融監督当局が発する開示義務規則（Reg BI や Form CRS 等）や監督ガイダンスについても、法廷において従来よりも厳格な解釈審査を受ける構造となった。

---

[4] 「ドッド・フランク法」は、国際金融危機の再発防止を目的に、2010 年 7 月 21 日に成立した法律。金融安定の推進等を目的としている。

[5] https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/22-451_7m58.pdf

図表　米-1　金融監督体制図

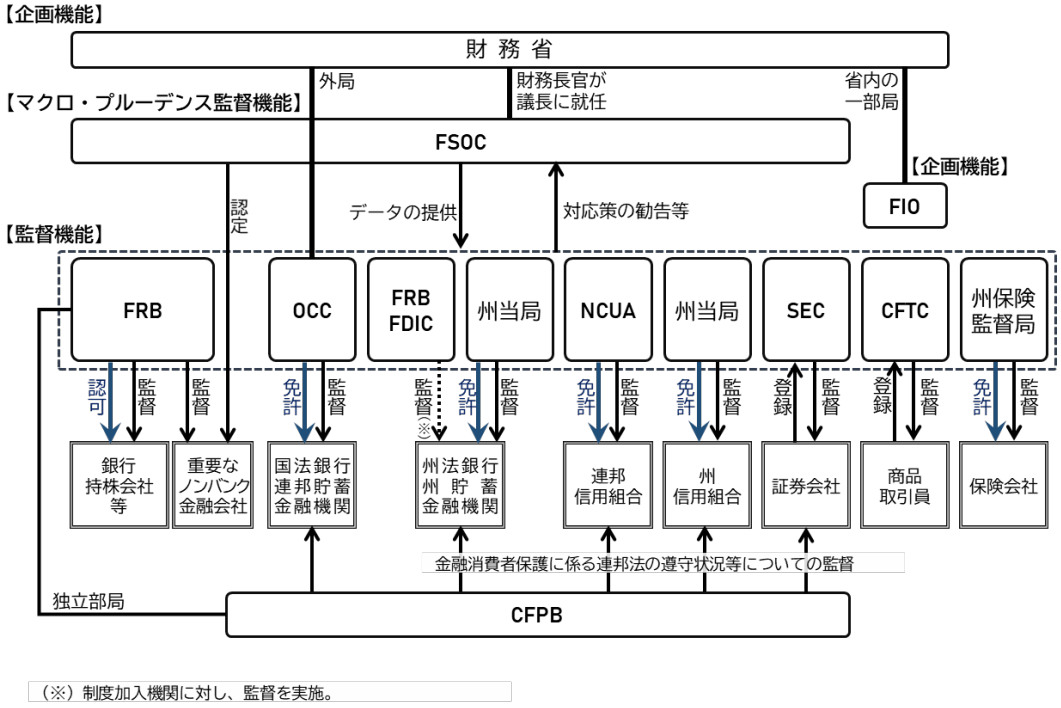

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和 5 年 3 月）及び各監督機関のウェブサイトに基づき作成。また、参考文献として、飯塚徹『金融セーフティネットの再構築―市場規律が有効に機能する預金保険制度』株式会社ニッポン、2024 年 9 月 18 日。

(2)　法令

ア　法律

米国の連邦議会に法案を提出することができるのは、連邦議会議員のみである。ただし、合衆国憲法（第 2 編第 3 節）に、大統領の議会に対する国政報告と施策勧告が定められており、政府機関が提案し、議会に提出される法案も少なくない。法案は、提出された後の審議の段階で、通常はたびたび修正される。金融関連の法律は、主に大統領金融市場作業部会、米国上院の銀行・住宅・都市問題委員会や下院の金融サービス委員会などで審議されている。上院の銀行・住宅・都市問題委員会には、経済政策分科会や証券・保険・投資分科会など[6]、下院の金融サービス委員会には、資本市場分科会や金融機関・金融政策分科会など[7]があり、両院で類似した分科会が存在する。

[6] https://www.banking.senate.gov/about/subcommittees
[7] https://financialservices.house.gov/about/subcommittee-membership.htm

毎年、数千件の法案が連邦議会に提出されるが、成立する法案は数百件に過ぎない。関連する法案や類似した法案が、下院と上院で同時に審議されることも法案数の多さの一因である[8]。

米国では、商業銀行は、二元銀行制度（Dual Banking System）の下、連邦法に基づく国法銀行（national bank）と州法に基づく州法銀行（state bank）が併存している。

金融関連の代表的な法律としては、以下のものがある。

・国法銀行法（National Bank Act）[9]
・銀行持株会社法（Bank Holding Companies Act）
・1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）
・ニューヨーク州保険法（New York Insurance Law）※州法
・投資会社法（Investment Company Act of 1940）
・投資顧問法（Investment Advisers Act of 1940）

イ　法律に基づく規則

合衆国憲法により定められた枠組みにおいて制定された法律及び方針に基づき、実務的な手順や詳細な規則が連邦規則として定められている。また、連邦レベルの特定分野に特化した委員会等において、規則や基準、ガイドラインの制定や審査が実施され、これが実質的なルールとして機能している場合がある[10]。金融監督機関による規則案の公表に際しては、事前にパブリック・コメントの提出機会が与えられた後、最終的な規則の制定がなされる。

法令に基づく規則制定の権限は、制度又は具体的な監督規制事項に応じ、関連する連邦及び州の金融監督機関にそれぞれ付与されている。FSOC 及び連邦保険局（FIO）には、規則制定の権限はない。

2.　金融監督機関の組織概要及び権限

(1)　米国特有の金融監督機関の概要

米国は「二元銀行制度」と呼ばれるように様々な監督当局が存在するが、主な機関の本部と地方支部に関して、OCC、FRS、連邦預金保険公社（FDIC）、SEC の本部は、ワシントン D.C.にある。また、NCUA の本部はバージニア州のアレキサ

[8] 米国国務省, How the United States Is Governed, https://common.usembassy.gov/wp-content/uploads/sites/111/2023/02/us_governed.pdf
[9] 1863 年に制定された全国通貨法（National Currency Act）の改正を経て国法銀行法（National Bank Act）となった。
[10] 北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会、2004 年）、p.4-10

ンドリア市にある。各機関において、地方支部が置かれている。（本部と地方支部の一覧表は「別冊　Ⅲ．資料編　米国-金融監督機関の本部と地方支部」参照）

(2) 米国特有の監督構造

米国の銀行は、国法銀行と州法銀行に大別され、国法銀行は連邦法に基づき、FRS、預金保険への加盟・加入が義務付けられている。州法銀行は、FRS、預金保険への加盟・加入の要否は、各州法の規定によるが、FRS に加盟した場合は、預金保険へも強制加入となる。

貯蓄金融機関の場合、連邦貯蓄金融機関は預金保険の加入義務があり、OCC が免許付与権限及び第一義的監督権限を有している。他方、州貯蓄金融機関は預金保険の加盟は任意であり、州監督機関が免許付与権限及び第一義的監督権限を有している。なお、持株会社に対しては FRB が免許付与権限及び第一義的監督権限を有している。

信用組合の場合は、連邦信用組合は預金保険の加入義務があり、信用組合監督庁（NCUA）が免許付与権限及び第一義的監督権限を有している。他方、州信用組合は預金保険の加入は任意であり、州監督機関が免許付与権限及び第一義的監督権限を有している。

このように米国では、各業態間で監督権限を有する金融監督機関の体制が複雑であり、金融監督機関の免許付与権限と監督等権限については、図表（米 - 2）の構成となっている。

図表　米-2　金融監督機関の免許付与権限と監督等権限

		加盟・加入の有無		連邦金融監督機関						州
		FRS (注1)	預金保険 (注2)	FRB	OCC	FDIC	NCUA	SEC	CFPB (注7)	監督機関
銀行持株会社 金融持株会社		－	－	● (注3)						
銀行	国法銀行	○ (強制)	○ (強制)		●	◇			◆	
	州法銀行	○ (任意)	○ (強制)	◎		◇			◆	●
		×	○ (任意)						◆	●
		×	×						◆	●
貯蓄金融機関	貯蓄金融機関持株会社	－	－	● (注4)						
	連邦貯蓄金融機関	－	○ (強制)		●	◇			◆	
	州貯蓄金融機関	－	○ (任意)			◇			◆	●
			×						◆	●
信用組合	連邦信用組合	－	○ (強制)				●		◆	
	州信用組合	－	○ (任意)				◇		◆	●
		－	×						◆	●
証券会社(ブローカー、ディーラー)		－	－					● (注5)		
保険会社		－	－							●
システミックな重要性を持つノンバンク金融会社		－	－	● (注6)						

●　　免許付与（認可、登録）権限及び第一義的監督権限

◎　　第一義的監督権限

◇　　連邦預金保険供与者としての検査権限

◆　　金融消費者保護に係る監督権限

（注 1）中央銀行制度。国法銀行は、FRS、預金保険への加盟が義務付けられている。州法銀行の FRS、預金保険への加盟・加入の要否は、各州法の規定によるが、FRS に加盟した場合は、預金保険へも強制加入となる。

（注 2）銀行、貯蓄金融機関の預金保険は FDIC、信用組合の預金保険は NCUA が運営。

（注 3）銀行持株会社には FRB による認可取得義務、金融持株会社には FRB への登録義務がある。

（注 4）FRB への登録義務がある。

（注 5）SEC への登録義務がある。

（注 6）FRB への登録義務がある。

（注 7）なお、CFPB による監督の対象となる銀行は、総資産 100 億ドル超の、預金保険の対象となる預金の取扱金融機関（insured depository institutions）である [11]。

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和 5 年 3 月）及び USC に基づき作成

[11] https://files.consumerfinance.gov/f/201206_CFPB_MOU_Supervisory_Coordination.pdf

(3) 銀行監督機関の組織概要及び権限

ア 通貨監督庁（OCC）（規制対象：国法銀行、連邦貯蓄金融機関）

（ア）組織概要

① 根拠法令

通貨監督庁（OCC）は、全国通貨法（National Currency Act）[12]の成立に伴い、1863 年に創設された [13]。合衆国法典（United States Code、以下「USC」という）では、OCC に関する規定は第 12 編第 1 章（Title 12, Chapter 1）に収録されている。

② 目的

監督対象である金融機関（国法銀行及び連邦貯蓄金融機関）の安全性と健全性、これらの金融機関における法令遵守、金融サービスへの公正なアクセス、金融機関による顧客の公正な取扱を確保することを目的としている（12 USC 1(a)）。

③ 業務内容

OCC の主要な任務は、国法銀行及び連邦貯蓄金融機関の免許付与（charter）、規制（regulate）、監督（supervise）である。また、OCC は外国銀行の連邦支店及び代理店（agency）の認可、規制、監督も行っている（12 USC 3102）。

④ 組織

OCC は、財務省の外局（bureau）であり（12 USC 1(a)）、その長である通貨監督官（Comptroller of the Currency）は、大統領が任命（任期 5 年）し、上院の承認を必要とする（12 USC 2）。通貨監督官は、財務長官の一般的指揮の下でその職務を遂行するが、財務長官は通貨監督官による規則の制定を妨げてはならない。また、法による定めがない限り、法の執行措置を含め、通貨監督官の処理する問題に財務長官は干渉してはならないとされている（12 USC 1(b)）。

本部のワシントン D.C.の他に、全米 50 都市に地方拠点がある [14]。

⑤ 職員数

OCC の職員数は以下のとおりである。

---

[12] 全国通貨法の成立は南北戦争の最中であり、十分な審議等ができず不備な面もあったことから、1864 年国法銀行法（National Bank Act of 1864）によって見直しが行われたとされている。

[13] OCC, ウェブサイトでの記述に基づく。
https://www.occ.treas.gov/about/who-we-are/history/index-history.html

[14] OCC 年次報告書（2024 会計年度）による。
https://www.occ.gov/publications-and-resources/publications/annual-report/files/2025-annual-report.pdf

図表　米-3　OCC の職員数（2024 会計年度）

（単位：人）

		職員数
全職員（フルタイム換算）		3,138
	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

（出所）OCC, “2025 Annual Report”

⑥　予算規模

OCC は、責任を遂行する上で必要又は適当であると通貨監督官が定める賦課金、手数料、その他の費用を、監督対象である金融機関（国法銀行、連邦貯蓄金融機関、外国銀行の連邦支店及び代理店）から徴収することができる。（12 USC 16）

図表　米-4　OCC の予算規模（2024 会計年度）

（単位：100 万ドル）

		金額
収入		1,205
	監督対象機関からの賦課金	1,163
	利息収入	22
	その他の収入	18
予算総額		1,154
費用（金融監督に係る費用）		1,134
	監督（Supervise）	997
	規制（Regulate）	112
	許認可(Charter)	24

（出所）OCC, “Annual Report Fiscal Year 2024”

（イ）権限

①　監督機関

OCC は、明示的かつ排他的に他の監督当局に留保されている権限を除き、その責務を履行するための規則制定権限を有する（12 USC 93a）。

②　監督手法

a　報告徴求

すべての国法銀行は、OCC に対して、経営状況に関する報告をしなければな

らない。OCC は、定型様式による報告を、期限日に銀行から徴求することができるほか、OCC が監督に関する職務を遂行する上で必要と判断したときはいつでも、特定の銀行から特別報告書を徴求することができる（12 USC 161(a)）。CAMELS 評点が採用されている[15]。

b　検査

OCC は、財務長官の承認を得て任命した検査官により、その監督下にあるすべての国法銀行を対象として、必要と認められる頻度及び態様（継続的監督及び立入検査を含む）をもって検査を行わなければならない。検査官は、国法銀行に関するすべての事項について検査を行う権限を有しており、その過程において銀行等の役員等に対して質問することができる。

銀行が検査を拒んだ場合や検査の際に要求された情報の提出を拒んだ場合には、所要の手続に従い、国法銀行の権利（業務にかかる権利など）が剥奪されることがある。

検査官は検査対象銀行の経営状況について完全かつ詳細な検査報告書を OCC に提出しなければならない。

OCC は、検査結果に基づく勧告又は提案を国法銀行に通知した後、120 日以内に当該銀行が OCC を満足させる内容の措置をとらない場合には、所定の手続を経てその検査報告書を公開することができる（12 USC 481）。

(a)　検査手法

i. 継続的監督（ongoing supervision）

継続的な監督は、対象となる銀行の規模に応じて行われる[16]。

- 大規模な銀行
  - ワシントン D.C.にある OCC 本部が担当する
  - 各銀行内に専属の監督官（examiner-in-charge, 以下「EIC」）が常駐し、対象銀行のリスク状況の把握、経営陣とのコミュニケーション、監督上の措置に対するフォローアップなどを行う
- 中規模銀行、コミュニティバンク
  - OCC の地方拠点（全米 50 都市[17]）が担当する

---

[15] Capital Adequacy（自己資本）、Asset Quality（資産内容）、Management（経営）、Earnings（収益性）、Liquidity（流動性）、及び Sensitivity to Market Risk（市場リスクに対する感応性）の各評定項目につき 5 段階の総合評定を実施（1 が最も良好、5 が最も問題あり）
https://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/f-20050217-2/01.pdf

[16] https://www.occ.treas.gov/topics/supervision-and-examination/examinations/examinations-overview/index-examinations-overview.html

[17] https://www.occ.treas.gov/about/who-we-are/locations/locations-list-view.html

・ 各銀行について担当監督官（中規模銀行では EIC、コミュニティバンクでは portfolio manager と呼ばれる）が任命され、銀行のリスク状況の把握や、OCC と銀行とのコミュニケーションにあたる

ii. 立入検査（on-site examination）

立入検査には、全面的な（full-scope）立入検査と、特定の商品、機能、リスク分野等のみを対象とする選択的な（targeted）立入検査とがある。

(b) 検査頻度

法令により、連邦銀行監督機関は少なくとも 12 カ月に 1 度、監督対象である預金取扱金融機関の全面的な立入検査を行わなければならないとされている（12 USC 1820(d)、12 CFR 4.6(a)）。これに基づき OCC は、少なくとも 12 カ月に 1 度は国法銀行の立入検査を実施している。

ただし、以下の条件に該当する国法銀行は、18 カ月に 1 度まで検査の頻度を下げることができる（12 USC 1820(d)(4)、12 CFR 4.6(b)）。

- 総資産が 30 億ドル未満であること
- 資本の充足状況が良いこと（well capitalized）[18]
- 直近の検査において、以下の条件をいずれも満たしていること
  - ・ OCC から、統一金融機関評価システム（Uniform Financial Institutions Rating System：UFIRS）の経営管理評点 1 又は 2 を得ていること
  - ・ OCC から、UFIRS の総合評点 1 又は 2 を得ていること
- FDIC、OCC、FRS からの執行や命令を受けていないこと
- 直近 12 カ月の間に、当該銀行の支配権を取得した者がいないこと

(c) 検査官数

OCC の検査官の数は公開されていない。

(d) 検査後の監督措置

検査報告書（Report of Examination）又は監督書簡（Supervisory Letter）を発行し（12 CFR 4.6）、その中で MRA（Matters Requiring Attention）又は MRIA（Matters Requiring Immediate Attention）として是正事項を明示する[19]。

[18] 資本の充足状況については、OCC 規則（12 CFR 6）によって定義されている。

[19] なお、2025 年 10 月、OCC 及び FDIC は、連邦預金保険法（12 USC 1818）における「unsafe or unsound practice」の定義及び MRA 等の監督書簡の発出基準を明確化することを目的として、共同で規則案（Interagency Notice of Proposed Rulemaking）を公表。2025 年 12 月時点では提案段階であり未施行。https://www.occ.treas.gov/news-issuances/bulletins/2025/bulletin-2025-29.html

MRA は重要な改善事項を、MRIA は特に緊急性の高い是正を要する事項を指し、いずれも銀行に対して具体的な改善計画の策定及び実行が求められる。これらは法的強制力を有する処分ではないが、銀行が是正措置を講じない場合には、業務改善・停止命令（Cease and Desist Order）等の正式な執行措置に移行する可能性がある（12 USC 1818 (b)及び (c)）。

③ 処分規定

連邦の銀行監督当局（OCC、FRB、FDIC）には、それぞれの管轄権における監督対象となる銀行の処分に関して、同様の権限が与えられている。このため、OCC は監督対象である国法銀行に対して、以下の処分を科すことができる。

a 業務改善・停止命令（Cease and Desist Orders）

連邦の銀行監督当局は監督下の銀行について以下の事由に該当するときは、所定の手続を経た上で、当該銀行に対して業務改善・停止命令を発することができる（12 USC 1818(b)）。（命令違反については、下記 d 参照）

- 銀行又はその経営者等が違反、安全でない又は不健全（violation or unsafe or unsound）な業務運営を行ったとき
- 銀行又はその経営者等が法令、当局が文書により課した条件、文書による合意事項に違反したとき

b 一時業務改善・停止命令（Temporary Cease-and-Desist Orders）

以下の場合、連邦銀行監督機関は銀行に対し、一時業務改善・停止命令を発することができる（12 USC 1818(c)）。命令違反については、裁判所に差止めを請求することができる（12 USC 1818(d)）。

- 預金受入金融機関又は経営者等の法令違反がある場合（違反が起こるおそれのある場合も含む）
- 危険又は不健全な取引により、以下のような状況が生じうると連邦銀行監督機関が判断した場合
  - 当該金融機関の支払不能
  - 当該金融機関の資産又は収入の重大な毀損
  - 当該金融機関の財務状況の悪化
  - 預金者の権利の侵害

c 民事制裁金（Civil Money Penalty）

連邦銀行監督機関は、銀行が法令等に違反したときは、その態様（過失・故意の程度、損失・不当利得の額等）に応じて、違反の存続期間にわたって最大で 1 日当たり 100 万ドル又は総資産額の 1%の民事制裁金を裁判所に申立てること

ができる（12 USC 1818(i)）。

d　役職員等の解任・復職禁止命令

連邦銀行監督機関は、銀行の取締役・役職員等の関係者が、直接又は間接に以下の行為を行い、当該行為が関係者の不誠実を伴う場合や銀行業務の安全性や健全性を故意に又は継続的に軽視していると判断される場合には、文書により、これらの者を解任することができ、また、当人らの当該役職への復帰を禁じることができる（12 USC 1818(e)）。命令違反については、刑事罰の対象となる（12 USC 1818(j)）。

- 法令や業務改善・停止命令に違反した場合
- 銀行、又はその業務に関連して危険又は不健全な行為を行った場合
- 信認義務に反する行為、不作為、又は慣行を行った場合

イ　連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board、以下「FRB」）

（規制対象：銀行持株会社、連邦準備制度（FRS）加盟銀行）

（ア）組織概要

①　根拠法令

FRB は、米国の中央銀行である連邦準備制度（Federal Reserve System、FRS）の最高機関である。FRB は 1913 年に成立した連邦準備法（Federal Reserve Act）に基づき設置された。

FRB に関する規定は、USC 第 12 編第 3 章サブチャプター2（Title 12, Chapter 3, SubchapterⅡ）に収録されている。FRB の創設規定は、第 241 条（12 USC 241）に置かれている。

②　目的

連邦準備法において、「貨幣流通の弾力性を確保すること、商業手形の再割引の手段を整えること、より効率的な銀行監督制度を設けること」などを目的として連邦準備制度を創設するとしている[20]。

1977 年の連邦準備法改正によって、FRB は、最大雇用の達成と、物価安定の維持という二重の責務（Dual Mandate）を規定されることになった。その後もグラ

[20] 連邦準備法の正式名称は、「貨幣流通の弾力性を確保すること、商業手形の再割引の手段を整えること、銀行監督の効率性を高めること、その他諸目的のために連邦準備銀行を設立するための法律（An Act to provide for the establishment of Federal reserve banks, to furnish an elastic currency, to afford means of rediscounting commercial paper, to establish a more effective supervision of banking in the United States, and for other purposes）」という。
https://www.govinfo.gov/app/details/COMPS-270

ム・リーチ・ブライリー法、ドッド・フランク法ほか関連重要法律が成立するごとに、FRB の所期の目的に対しては絶えず見直しが行われている[21]。

③ 業務内容

現在、FRB の責務は、以下の 5 つの領域にわたっている[22]。

- 最大雇用の達成、物価安定の維持、及び長期金利変動の緩和に資する金融政策を実行すること
- 金融システムの安定性を維持し、金融市場に生じうるシステミック・リスクを封じ込めること
- 金融機関の安全性と健全性を促進し、金融システム全体への影響を監視すること
- 銀行業界及び米国政府に対する米ドル建て取引・決済を促進するサービスを通じて、支払・決済システムの安全性と効率性を促進すること
- 消費者に焦点を当てた監督と審査、新たな消費者問題や傾向の調査・分析、地域経済開発活動、消費者関連法規の管理を通じて、消費者保護と地域社会の発展を促進すること

④ 組織

a 連邦準備制度（FRS）の組織

連邦準備制度は、FRB、連邦準備銀行、連邦公開市場委員会(FOMC)の 3 つの主要機関で構成されている。連邦政府の機関である理事会に対し、5 つの諮問委員会（コミュニティ諮問委員会、コミュニティ預託機関諮問委員会、連邦諮問委員会、保険政策諮問委員会、モデル検証委員会）が支援し、助言している[23]。連邦準備銀行（Federal Reserve Bank）は、全国に 12 地域ある連邦準備地区（Federal Reserve District）ごとに 1 行ずつ置かれている。

---

[21] FRB, “Strategic Framework 2012-15” (February 2013) p.5.
http://www.federalreserve.gov/publications/gpra/files/2012-2015-strategic-framework.pdf
その後につき、FRB “Strategic Plan 2016-2019” (October 2016)pp.7-8 など
https://www.federalreserve.gov/publications/gpra/files/2016-2019-gpra-strategic-plan.pdf

[22] FRB ウェブサイトでの記述に基づく。
http://www.federalreserve.gov/aboutthefed/mission.htm

[23] FRB ウェブサイトでの記述に基づく。
https://www.federalreserve.gov/aboutthefed/structure-federal-reserve-system.htm

図表　米-5　連邦準備銀行（12 行）及び支店の一覧

連邦準備銀行	支店
ボストン	
ニューヨーク	
フィラデルフィア	
クリーブランド	シンシナティ ピッツバーグ
リッチモンド	ボルチモア シャーロット
アトランタ	バーミンガム ジャクソンビル マイアミ ナッシュビル ニューオリンズ
シカゴ	デトロイト
セントルイス	リトルロック ルイスビル メンフィス
ミネアポリス	ヘレナ
カンザスシティ	デンバー オクラホマシティ オマハ
ダラス	エルパソ ヒューストン サン・アントニオ
サンフランシスコ	ロサンゼルス ポートランド ソルトレイクシティ シアトル

b　FRB の組織

FRB は、7 名の理事によって構成される。理事は、大統領から任命（任期 14 年）され、上院の承認を必要とする（12 USC 241）。大統領より理事の中から 1 名が議長、1 名が副議長にそれぞれ 4 年の任期で任命される（12 USC 244）。なお、FRB の組織図は次のとおりである。

図表　米-6　FRB の組織図

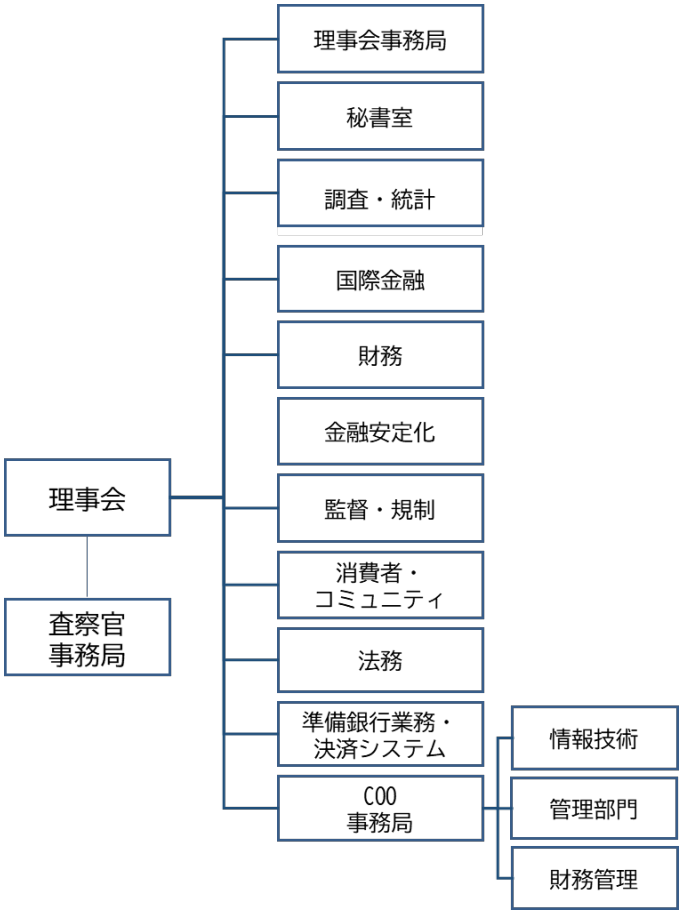

（出所）FRB ウェブサイトより作成
https://www.federalreserve.gov/aboutthefed/board-of-governors-org-chart.pdf

⑤　職員数

FRB の職員数は下表のとおりである。

図表　米-7　FRB の職員数

（単位：人）

		FRB 本部	地区連銀	合計
全職員		3,010	19,468	22,478
うち	銀行監督・規制部門	499	—	499
	国際金融部門	171	—	171

※FRB 本部の職員数は 2024 年度末の実績ベース
※地区連銀の職員数は 2024 年度の予算ベース
（出所）本部の職員数につき“111th Annual Report 2024”（Table D.6. Positions authorized by the Board of Governors, by division, office, or special account, 2024–25）、地方支部局の職員数につき “2024 Federal Reserve Bank Budgets Addendum”（TABLE B: TOTAL EMPLOYMENT OF THE FEDERAL RESERVE BANKS by District）”

⑥　予算規模

FRB は、以下の企業（companies）に対して、業務の適切な遂行に必要と見積もられる支出総額に見合った賦課金、手数料等（assessments, fees, or other charges）を徴求することができる（12 USC 248(s)）。

- 連結総資産額が 1000 億ドルを超える銀行持株会社
- 連結総資産額が 1000 億ドルを超える貯蓄金融機関持株会社（savings and loan holding companies）
- 米国の金融安定にリスクを及ぼすと認定され、FRB の監督を受けるノンバンク金融会社（nonbank financial companies）

図表　米-8　FRB の予算規模・予算源

（2024 会計年度、実績）

（単位：100 万ドル）

		金額
収入		159,324
	経常収入（金利収入、サービス手数料など）	158,756
	その他	568
支出		122,643
	連邦準備銀行経費（純額）	232,365
	連邦準備制度理事会経費への充当額	3,343
	理事会経費	1,438
	通貨業務経費	1,242
	消費者金融保護局及び金融調査局経費	663
	財務省への配分額	-79,104

（出所）FRB, “111th Annual Report of the Board of Governors of the Federal Reserve System”
https://www.federalreserve.gov/publications/files/2024-annual-report.pdf

（イ）権限

①　監督機関

FRB は、銀行持株会社に関する規定を管理（administer）、遂行（carry out）し、その脱法行為を防止するために必要とされる規則及び命令を発する権限を有する（12 USC 1844(a), (b)）。

②　監督手法

a　報告徴求

FRB は、必要と考える場合にはその裁量によって、連邦準備制度（FRS）に加盟する各銀行に対し、会計帳簿や個別の関心事項に関する申告・報告を求めることができる（12 USC 248(a)）。OCC と同様、CAMELS 評点を採用している。

b　検査

(a)　一般検査

FRB は、FRS に加盟する州法銀行に対する検査権限を持つ（12 USC 325）。

連邦準備銀行の理事が州当局による検査を適切と認めた場合には、その検査の結果を、FRB の検査結果に代用することができる（12 USC 326）。

(b)　特別検査

州当局による検査結果で代用した場合であっても、FRB が必要とする場合には、自ら選定した検査官による特別検査を命じることができる（12 USC 326）。

(c)　検査後の監督措置

前述 OCC と同様に、検査後、監督書簡（Supervisory Letter）又は検査報告書を通じて、MRA 又は MRIA を提示する[24]。FRB においても、MRA/MRIA は正式な行政処分ではなく、自主的是正を促す監督手法として位置付けられているが、是正が不十分な場合には、連邦預金保険法に基づく強制措置が講じられることがある。

③　処分規定

連邦の銀行監督当局（OCC、FRB、FDIC）には、それぞれの監督対象となる銀行の処分に関して、同様の権限が与えられている。これに基づき、FRB は監督対象である FRS 加盟州法銀行に対して、以下の処分を科すことができる。

- 業務改善・停止命令（12 USC 1818(b)）
- 一時業務改善・停止命令（12 USC 1818(c)）
- 民事制裁金（12 USC 1818(i)）
- 役職員等の解任・復職禁止命令（12 USC 1818(e)）

ウ　連邦預金保険公社（Federal Deposit Insurance Corporation、以下「FDIC」）（規制対象：預金保険加入銀行）

（ア）組織概要

①　根拠法令

FDIC は、1933 年銀行法（Banking Act of 1933）の成立により、連邦預金保険制度の運営機構として 1933 年に創設された。その後、1950 年に連邦預金保険法（Federal Deposit Insurance Act）が制定され、現在は同法が根拠法となっている。

[24] FRB による検査の流れ等に関する図解を参照のこと。
https://www.federalreserve.gov/supervisionreg/how-federal-reserve-supervisors-do-their-jobs.htm#:~:text=The%20report%20of%20examination%20explains,Immediate%20Attention%22%20(MRIAs)

USC では、FDIC に関する規定は、第 12 編第 16 章（Title 12, Chapter 16）に収録されている。

② 目的

FDIC の目的は以下のとおりである[25]。

- 銀行及び貯蓄金融機関に対して預金保険を提供すること
- 保険準備基金（the deposit insurance funds）のリスクを管理（monitoring and addressing risks）すること
- 預金保険制度に加入する金融機関の破綻に際し、経済、金融システムへの悪影響を限定し、米国金融システムへの信任を維持・促進すること

③ 業務内容

FDIC は、以下の 4 つの手段により、国内の金融システムの安定性と国民からの信頼を維持することをその役割としている[26]。

- 預金保険の引受
- 経営の安定性・健全性確保と消費者保護を目的とする金融機関の検査、監督
- 大規模で複雑な金融機関の破綻処理
- 金融機関の破綻処理における管財人としての機能

④ 組織

FDIC は、連邦政府の独立機関であり、独自の法人格を持つ（12 USC 1819(a), (b)）。本部はワシントン D.C.に置かれ、全米に 6 つの地方支部（regional offices）と 1 つの地区支部（area office）[27]がある。地方支部、地区支部はそれぞれ分局を設置している。

[25] FDIC ウェブサイトでの記述に基づく。
http://www.fdic.gov/about/learn/symbol/
[26] FDIC ウェブサイトでの記述に基づく。
https://www.fdic.gov/about/strategic/strategic/mission.html
[27] FDIC ウェブサイトの記述に基づく。
https://www.fdic.gov/about/contact/directory/region.html#Chicago

図表　米-9　FDIC の地方組織

	所在地	分局（Field Office）数
地方支部	アトランタ	11
	シカゴ	14
	ダラス	13
	カンザスシティ	15
	ニューヨーク	9
	サンフランシスコ	9
地区支部	ボストン	4

FDIC の組織図は以下のとおりである。

図表　米-10　FDIC の組織図

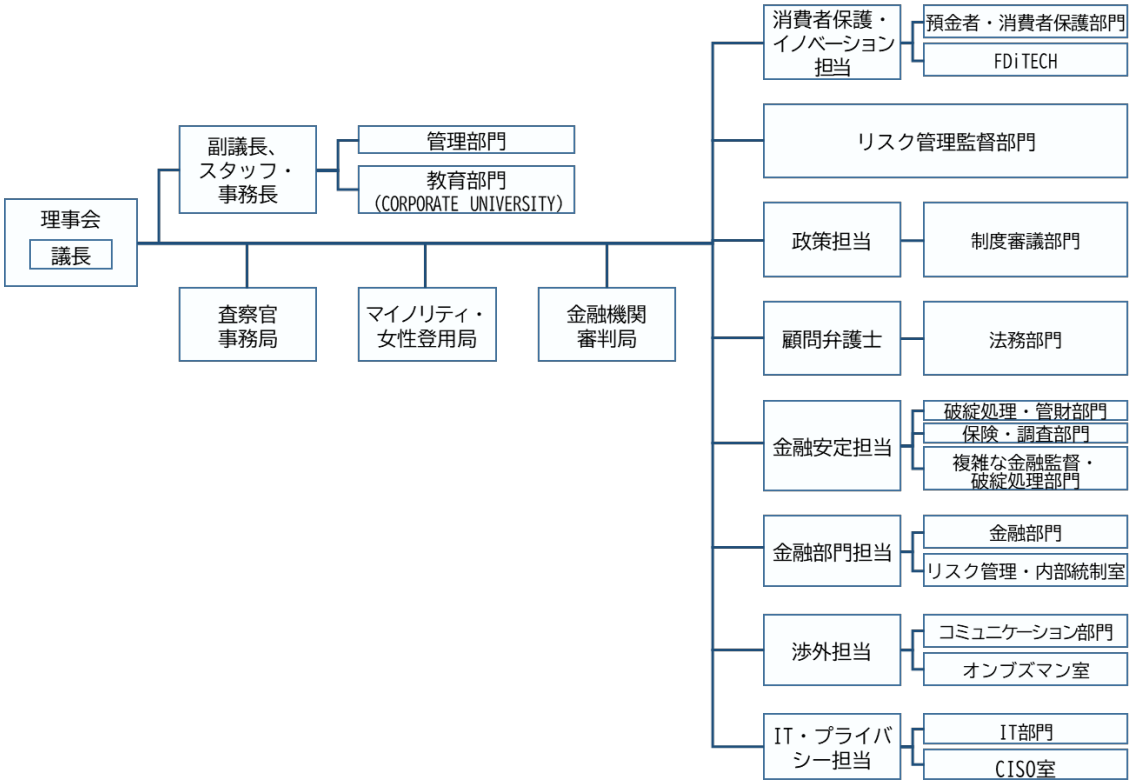

（出所）FDIC, “2024 Annual Report”等より作成
https://www.fdic.gov/financial-reports/2024-annual-report-divisions-and-offices.pdf

⑤　職員数

FDIC の職員数は下表のとおりである。

図表　米-11　FDIC の職員数

（2024 年 12 月末）

（単位：人）

		職員数
全職員（フルタイム換算）		6,404
うち	リスク管理監督部門	2,654
	総務部門（国際業務を含む）※	434

※ただし、立法、広報、オンブズマン、マイノリティ・女性登用、全社リスク管理担当との合計

（出所）FDIC, 2024 Annual Report- Corporate Staffing Trends, Number of Employees by Division/Office (Year-End)

⑥　予算規模

FDIC は、連邦議会からの予算配分を受けておらず、預金保険制度加盟金融機関が支払う保険料と米国債への投資収益を主な収入源としている[28]。

金融機関の検査に係る費用については、監督対象となる金融機関から賦課金を徴収している（12 USC 1820(e)）。

図表　米-12　FDIC の予算規模・予算源

（2024 年 12 月末）

（単位：100 万ドル）

		金額
収入		15,689
	預金保険料	11,643
	国債利息	3,951
	その他	94
支出及び損失		429
	運営費用	2,433
	保険損失準備金	(2,008)
	その他	5
純収入		15,259

（出所）FDIC, 2024 Annual Report- Deposit Insurance Fund Statement of Income and Fund Balance

[28] FDIC ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.fdic.gov/about/learn/symbol/

（イ）権限

① 監督機関

FDIC は、他の規制当局に付与されている権限を除き、FDIC が管理及び執行する責務を有する事項に関して規則を制定する権限を有する（12 USC 1819(a) Tenth）。

② 監督手法

a 報告徴求

連邦預金保険制度に加入、連邦準備制度（FRS）非加盟の州法銀行、及び預金保険制度に加入する支店（連邦支店は除く）を持つ外国銀行は、FDIC に対し、FDIC の要求する内容・様式に則って、経営状況についての報告を行わなければならない（12 USC 1817(a)(1)）。OCC 及び FRB と同様、CAMELS 評点を採用している。

b 検査

(a) 一般検査

理事会が必要と認めた場合、以下の金融機関に対し、任命された検査官による検査を行うことができる（12 USC 1820(b)(1), (2)）。

- 連邦預金保険制度に加入し、かつ FRS に非加盟の州法銀行
- 連邦預金保険制度に加入する支店（連邦支店は除く）を持つ外国銀行
- 連邦預金保険制度への加入を申請中の預金取扱金融機関
- 債務不履行の状態にある連邦預金保険制度加入の預金取扱金融機関

(b) 特別検査

検査官は、理事会が認める場合には上記の一般的検査に加え、連邦預金保険制度に加入する全ての預金取扱金融機関、FRB による監督の対象となるノンバンク金融会社、及び大規模な銀行持株会社[29]を対象とする特別検査を行う権限を有する。

特別検査は、預金保険の対象となる機関の信用状況の見極め、又はこれらの機関の「秩序だった清算（orderly liquidation）」の実施に係る FDIC の権限の発動について決定するために行うものである（12 USC 1820(b)(3)）。

(c) 検査後の監督措置

前述 OCC 及び FRB と同様、FDIC も検査報告書又は監督書簡により是正事項を通知する。FDIC も、OCC 及び FRB と同様に、MRA 又はこれと同等の是

[29] 連結ベース総資産が 2500 億ドル以上の銀行持株会社が該当する（12 USC 5365(a)）。

正要求事項を用いる運用を行っており、これらに対する対応状況は後続の検査や監督評価に反映される[30]。是正が行われない場合には、業務改善命令や民事制裁金の対象となり得る。

③ 処分規定

a 連邦銀行監督機関に共通の権限

連邦銀行監督機関（OCC、FRB、FDIC）には、それぞれの監督対象となる銀行の処分に関して、同様の権限が与えられている。

これに基づき FDIC は、預金保険制度に加入し、かつ、FRS 非加盟の州法銀行に対して、以下の処分を科すことができる。

- 業務改善・停止命令（12 USC 1818(b)）
- 一時業務改善・停止命令（12 USC 1818(c)）
- 民事制裁金（12 USC 1818(i)）
- 役職員等の解任・復職禁止命令（12 USC 1818(e)）

b 被保険者としての地位の終了

上述 a の権限に加え、FDIC は、預金保険制度への加入銀行が、以下のいずれかの事由に該当すると判断したときは、当該銀行の監督を行う連邦又は州の銀行監督機関に対し、判断内容、判断に当たって考慮した事実・事情を通知し、所要の手続を経た上で、当該銀行の被保険者としての地位を終了することを決定することができる（12 USC 1818(a)(2), (3)）。

- 銀行又はその役員等が銀行業務に関連して危険又は不健全な取引に従事したこと
- 預金保険制度加入銀行として業務を続けるに当たり、当該銀行が連邦又は州の銀行監督当局の資本指針に基づく有形資本を有していない状態にあること
- 銀行又はその役員等が法令、命令等に違反したこと

c バック・アップ権限（backup authority）

FDIC は、検査その他の情報に基づいて、当該銀行を監督する他の連邦銀行監督機関に対して、預金保険加入銀行、その持株会社、又はその役職員等に関する処分権限を行使するよう、文書により勧告することができる（12 USC 1818(t)(1)）。

FDIC による勧告を受けてから 60 日以内に他の連邦銀行監督機関がその勧告に沿った処分を行わなかった場合、FDIC は、理事会の決定を経て、勧告内容に

[30] 前述 OCC との共同規則案も参照のこと。
https://www.occ.treas.gov/news-issuances/bulletins/2025/bulletin-2025-29.html

沿った処分を自ら行うことができる。

ただし、FDIC が自ら処分を行うには、当該銀行の行為により預金保険基金がリスクにさらされる、又は預金者の利益が侵害される、といった一定の要件に該当していることが必要とされる（12 USC 1818(t)(2)）。

エ　消費者金融保護局（CFPB）

（規制対象：消費者向けの金融商品・サービスを提供する機関・事業者）

（ア）組織概要

①　根拠法令

CFPB は、ドッド・フランク法に基づき、2010 年に設置された[31]。USC では、CFPB に関する規定は第 12 編第 53 章サブチャプター5（Title 12,Chapter 53, Subchapter V）に収録されている。CFPB の創設についての規定は第 5491 条(a)項（12 USC 5491(a)）に定められている。

②　目的

CFPB は、全ての消費者が消費者向けの金融商品・サービス市場へのアクセスを有すること、並びに消費者向け金融商品・サービス市場の公正性、透明性及び競争を確保することを目的として、金融消費者保護に関連する連邦法を施行し、必要な場合にはこれを執行する（12 USC 5511(a)）

③　業務内容

CFPB の主要業務は、以下のとおりである[32]。

- 規則を定め、関係企業（companies）を監督し、金融関連の消費者保護に係る連邦法を執行すること（enforce）
- 不公正な、詐欺的な、あるいは悪辣な（unfair, deceptive, or abusive）行為や慣行を禁じること
- 消費者の苦情申立（complaints）を受け付けること
- 金融教育を促進すること
- 消費者の金融行動を研究すること
- 消費者に対する新たなリスクが発生していないか監視すること
- 消費者金融の分野における差別その他不公正な取扱いを禁止すべく法を執行すること

[31] CFPB, Financial Report of the CFPB for fiscal year 2024, p.5.
[32] CFPB ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.consumerfinance.gov/the-bureau/

④　組織

CFPB は、連邦準備制度内に独立した部局（bureau）として設置されている（12 USC 5491(a)）。CFPB の局長（Director）は、上院の助言と同意に基づいて、大統領が任命（任期 5 年）する（12 USC 5491(b)(c)）。

CFPB の本部は、ワシントン D.C.に置かれる。局長は、地方支部を設置することができる（12 USC 5491(e)）。地方支部は 4 ヶ所（ニューヨーク、シカゴ、サンフランシスコ、アトランタ）に置かれている[33]。

CFPB の組織図は以下のとおりである。

図表　米-13　CFPB の組織図

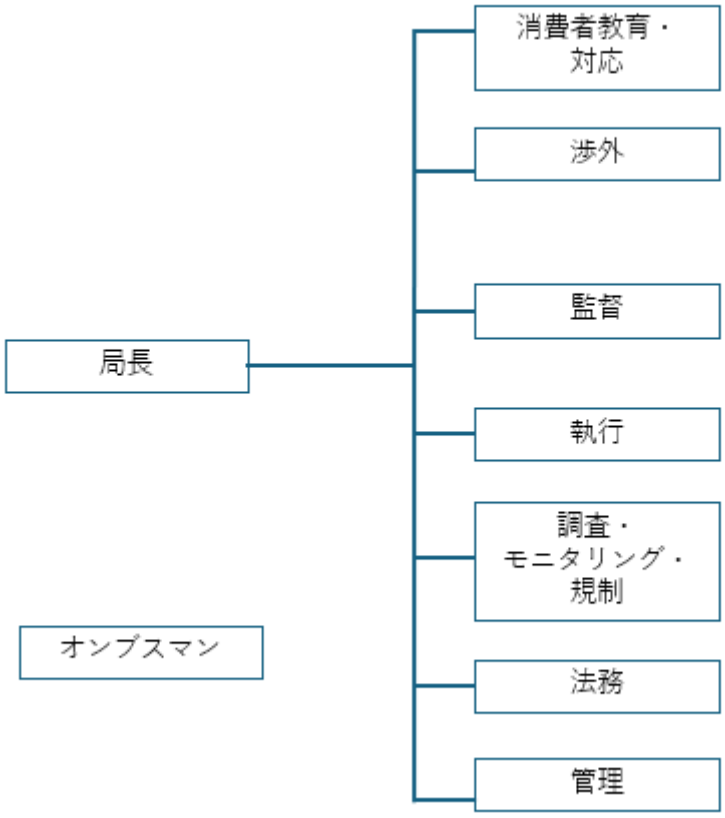

（出所）CFPB ウェブサイト
https://www.consumerfinance.gov/about-us/the-bureau/bureau-structure/
CFPB, Financial Report of the CFPB for fiscal year 2025, p.8-9

[33] CFPB, Financial Report of the CFPB for fiscal year 2025, p.46.
https://files.consumerfinance.gov/f/documents/cfpb_financial-report-fiscal-year-2025_2026-02.pdf

⑤ 職員数

CFPB の職員数は下表のとおりである。

図表　米-14　CFPB の職員数

（2024 会計年度）

（単位：人）

		職員数
全職員		1,778
うち	監督・法執行部門・公正貸付規制担当部門	NA
	国際部門	ー

（出所）CFPB, Annual Performance Plan and Report, and Budget Overview FY2024
https://files.consumerfinance.gov/f/documents/cfpb_performance-plan-and-report_fy24.pdf

⑥ 予算規模

CFPB の経費は、連邦準備制度の収益により賄う。CFPB 局長が必要と判断する額を四半期毎に連邦準備制度から移転する（12 USC 5497(a)(1)）。

連邦準備制度からの年間の移転額は、同制度の 2009 年度における総経常支出額の一定割合を上限とする。上限値は以下のとおり。

- 2011 年は 10%
- 2012 年は 11%
- 2013 年以降は 12%

上記上限値は、公務員給与上昇率に照らして毎年調整される（12 USC 5497(a)(2)）。ただし、上記の上限値（12%）は、2025 年 7 月 4 日に成立した 2025 年財政調整法（通称 One Big Beautiful Bill Act （OBBBA）, Public Law 119-21）第 30001 条により、現在は 6.5%へと大幅に引き下げられている（12 USC 5497(a)(2)(A)の改正）点に留意を要する。

なお、CFPB の予算の一部連邦準備制度の収益から拠出する仕組み（下記表の「連邦準備制度からの財源移転（Transfers from the Federal Reserve Board）」について、その合憲性が争われたが、米連邦最高裁判所は 2024 年 5 月、同仕組みは合衆国憲法の歳出条項に適合すると判断した（CFPB v. Community Financial Services Association of America）[34]。

さらに、2026 年 3 月現在、2025 年 1 月に発足した第二次トランプ政権において CFPB の局長代行に任命されたラッセル・ヴォート氏が「FRB の赤字により拠出対象となる収益（Earnings）が存在しない」として同年初頭より CFPB の閉鎖を

[34] https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/22-448_o7jp.pdf
https://www.congress.gov/crs-product/R48295

主張しており[35]、これに対し職員組合（National Treasury Employees Union）が法的救済を求めた「NTEU 対ヴォート事件」（NTEU v. Russell Vought）が係属中である。

図表　米-15　CFPB の予算規模・予算源

（2024 会計年度）

（単位：100 万ドル）

			金額
収入			995.7
	予算収入		784.1
		連邦準備制度からの財源移転	762.9
		民事制裁金からの繰入額	2.9
		利子	18.3
	その他の収入		211.6
支出（事業運営費用）			762.9

（出所）CFPB, Annual Performance Plan and Report, and Budget Overview FY2024

（イ）権限

① 監督機関

消費者金融保護局長は、金融消費者保護に関連する連邦法の目的を実行し、連邦法違反を防ぐ上で必要又は妥当な規則の策定及び命令やガイダンスの発出を行うことができる（12 USC 5512(b)）。

近時では、ドッド・フランク法第 1033 条に基づき、消費者が自身の金融データを第三者に安全に共有できる権利を具体化する「Personal Financial Data Rights」規則の策定を進めており、銀行等に対して API（Application Programming Interface）を通じたデータ提供を義務付ける内容を含む最終規則が今後示される見込みである[36]。

[35] https://www.npr.org/2025/02/08/nx-s1-5290914/russell-vought-cfpb-doge-access-musk
（2025 年 2 月 10 日付 NPR サイト掲載記事 “New CFPB chief closes headquarters, tells all staff they must not do 'any work tasks'”）

[36] 2025 年 12 月現在、法案取り纏めの段階。
https://www.consumerfinance.gov/personal-financial-data-rights/

② 監督手法

a 報告徴求

(a) 大規模な預金取扱金融機関[37]

CFPB は、大規模な預金取扱金融機関に対し、以下のⅰ.～ⅲ.を目的として、定期的な報告を徴求する排他的な権限を持つ（12 USC 5515(b)(1)）。

i. 金融消費者保護に係る連邦法の遵守状況についての評価

ii. 上記法令及び関連するコンプライアンス・システム又は当該金融機関の内部手続の適用を受ける活動に関する情報の取得

iii. 消費者向けの金融商品及びサービスの消費者及び市場に対する関連リスクの検知及び評価

(b) その他の預金取扱金融機関

CFPB は、金融消費者保護に係る連邦法の執行、預金取扱金融機関に対する検査の実施（下記 b 検査参照）、消費者や消費者向け金融市場におけるリスクの評価や検知のために必要な範囲において、大規模な預金取扱金融機関の定義に当てはまらない預金取扱金融機関に対しても、報告を徴求することができる（12 USC 5516(b)）。

OCC、FRB 及び FDIC とは異なり、CAMELS 評点は採用せず、消費者保護を目的とする監督機関であるため、統一消費者コンプライアンス評価システム（Uniform Interagency Consumer Compliance Rating System）を採用している[38]。

b 検査

(a) 大規模な預金取扱金融機関

CFPB は、上記②a(a)であげたⅰ.～ⅲ.の目的のために、大規模な預金取扱金融機関（総資産 100 億ドル超）及びその関連会社に対して、定期的な検査を行う排他的な権限を持つ（12 USC 5515(a)(b)(1)）。

(b) その他の預金取扱金融機関

CFPB は、金融消費者保護に係る連邦法の遵守状況を評価するために、健全性監督機関（OCC, FRB, FDIC, NCUA）が実施する検査のいくつかを無作為に抽出し、CFPB の検査官を同行させ、検査を行う権限を有する（12 USC 5516(c)）。

---

[37] 総資産 100 億ドル超の預金保険に加入する預金取扱金融機関及び信用組合と、その関連会社が対象になる（12 USC 5515(a)）。

[38] https://www.federalreserve.gov/supervisionreg/caletters/ca_16-8_attachment_uniform_interagency_cc_rating_system_(002).pdf

(c) 検査後の監督措置

消費者保護法令の遵守状況を中心とした検査を実施し、その結果に基づき、監督書簡を通じて是正を求める権限を有する[39]。

③ 処分規定

a 大規模な預金取扱金融機関

CFPB が実施可能な処分については、CFPB が執行するそれぞれの法令[40]によって規定される。

なお、CFPB と他の連邦行政機関が共に執行権を有している場合は、執行の対象が大規模な預金取扱金融機関であれば、CFPB が一義的な執行権者となる（12 USC 5515(c)）。

b その他の預金取扱金融機関

その他の預金取扱金融機関についての金融消費者保護に係る連邦機関としての権限執行は、当該金融機関を監督する健全性監督機関がこれにあたる。

また、CFPB は、預金取扱金融機関による法令違反が疑われる場合には、当該金融機関を監督する健全性監督機関に対して書面により通知し、適切と考える対応について勧告しなければならない（12 USC 5516(d)）。

(4) 銀行持株会社監督機関の組織概要及び権限

ア 組織概要

上述 FRB を参照のこと。

イ 権限

（ア）監督機関

FRB は、財務状況及び法令遵守状況等に関して、銀行持株会社及びその子会社に対して報告を求めることができる（12 USC 1844(c)(1)）。

（イ）検査

FRB は、業務内容及び財務状況等に関して、銀行持株会社及びその子会社に対して検査を行うことができる（12 USC 1844(c)(2)）。

---

[39] https://www.consumerfinance.gov/compliance/supervision-examinations/

[40] CFPB の執行する法令については、米国Ⅰ.2.(3)エ 消費者金融保護局を参照のこと。

（ウ）処分規定

① 民事制裁金

法令違反を犯した銀行持株会社に対しては、その行為の悪質性等に応じて最大で違反期間 1 日当たり 2 万 5000 ドル以下の民事制裁金が賦課される（12 USC 1847(b)）。もっとも、実際の賦課金額は、インフレ調整によりさらに高額化しており、2026 年 3 月における調整後の金額は、1 日当たり 6 万 2829 ドルである[41]。

② 子会社保有の禁止、業務停止など

銀行持株会社による非銀行子会社の所有等又は銀行持株会社自身の活動が、銀行子会社に対して深刻なリスクを生み出していると判断したときは、FRB は銀行持株会社に対し、当該非銀行子会社の所有又は当該活動の停止、又は銀行子会社の所有の解消を命令することができる（12 USC 1844(e)）。

また、認められていない業務に従事している金融持株会社が、FRB との間で取り交わした合意書に反して、該当業務から撤退しない場合、FRB は、銀行子会社の支配権を剥奪するか、認められていない業務を強制的に止めさせることができる（12 USC 1843(m)）。

なお、監督機関による処分のほか、銀行持株会社が意図的に関連法規や命令等に違反した場合には刑事罰の対象にもなり得る（12 USC 1847(a)）。

(5) 貯蓄金融機関監督機関の組織概要及び権限

ア 組織概要

上述 OCC 及び FDIC を参照のこと。

イ 権限

（ア）監督機関

貯蓄金融機関の監督手段として、連邦貯蓄金融機関に対しては OCC が、州貯蓄金融機関に対しては州監督当局及び FDIC が、経営の安全性、健全性を検査することが定められている（12 USC 1463(a), 1464(d)）。

[41] Federal Civil Penalties Inflation Adjustment Act Improvements Act of 2015 に基づき、毎年 1 月 15 日までにインフレ調整を実施。調整後の金額は federal register に掲載。
2025 年については、以下 2 件のウェブサイトを参照のこと。
https://public-inspection.federalregister.gov/2025-00419.pdf?1736516727
https://www.ecfr.gov/current/title-12/chapter-II/subchapter-A/part-263/subpart-C/section-263.65

（イ）監督手法

① 報告徴求

貯蓄金融機関は、連邦監督当局に対し、金利リスク及び信用リスク、当該金融機関が受けている公的・私的支援の内容、当該貯蓄金融機関の子会社及び関連会社等に関する事項を内容とする報告書を提出する義務を負う（12 USC 1464(v)）。

また、管轄の連邦の金融監督当局（連邦貯蓄金融機関に対しては OCC、州貯蓄金融機関に対しては FDIC）は、貯蓄金融機関の検査及び監督や監視にあたり、当該貯蓄金融機関の関連する会計帳簿、記録、文書等に対し、迅速かつ完全なアクセスを要求することができるとされている（12 USC 1464(d)(1)(B)）。

② 検査

OCC は、連邦貯蓄金融機関の監督にあたり、コミュニティバンクに対する監督方針を適用している[42]。

（ウ）処分規定

連邦貯蓄金融機関に対しては OCC、州貯蓄金融機関に対しては FDIC が処分権限を有する（12 USC 1464(d)）。

監督対象である貯蓄金融機関に対して、OCC 及び FDIC が科すことのできる処分は、連邦銀行監督機関が銀行に対して行使できるもの（12 USC 1818 に規定されているもの）と同様で、以下のとおりである。

- 業務改善・停止命令（12 USC 1818(b)）
- 一時業務改善・停止命令（12 USC 1818(c)）
- 民事制裁金（12 USC 1818(i)）[43]
- 職員等の解任・復職禁止命令（12 USC 1818(e)）

(6) 信用組合監督機関の組織概要及び権限

ア 組織概要

（ア）根拠法令

信用組合監督機関（National Credit Union Administration、以下「NCUA」）は、連邦信用組合法（Federal Credit Union Act）[44]を根拠法とする。1934 年の同法制定時において、連邦信用組合の監督機関として、農業信用管理庁（Farm Credit

[42] OCC, “Comptroller’s Handbook: Community Banking Supervision” https://www.occ.gov/publications-and-resources/publications/comptrollers-handbook/files/community-bank-supervision/index-community-bank-supervision.html

[43] Federal Civil Penalties Inflation Adjustment Act Improvements Act of 2015 に基づくインフレ調整が行われる。

[44] 12 USC 1751, et. seq.

Administration）内に連邦信用組合局（Bureau of Federal Credit Unions）が設置された。

信用組合の監督権限はその後、連邦預金保険公社、次いで連邦社会保障局（Federal Security Agency）、健康・教育・福祉省（Department of Health, Education and Welfare）へと移管された後、1970 年に NCUA が創設された[45]。NCUA の設置について規定した連邦信用組合法の条項（12 USC 1752a(a)）は、この時に設けられたものである。

（イ）目的

NCUA は、規制と監督とを通じて安全で健全な信用組合システムを提供し、協同組合信用制度の全国システムに対する信認を促進することを使命としている[46]。

（ウ）業務内容

NCUA の行っている業務は、以下のとおりである。

- 信用組合の監督
- 信用組合を対象とする預金保険の引受
- 信用組合の発展を支援すること
- 効果的な消費者保護規制の実施により、消費者である組合員の保護を図ること
- 信用組合の清算及び再建

（エ）組織

NCUA は、連邦政府の独立機関である（12 USC 1752a）。NCUA の本部は、バージニア州のアレキサンドリア市に置かれ、当初全米に 5 つの地方支部局があったが、2019 年 1 月に地方支部局を 3 ヶ所に統合した。

[45] NCUA ウェブサイトの記述に基づく。
http://www.ncua.gov/about/History/Pages/History.aspx
[46] NCUA Strategic Plan 2022–2026, p.6.(Mission Statement)
https://www.ncua.gov/files/agenda-items/strategic-plan-20220317.pdf

図表　米-16　NCUA の組織図

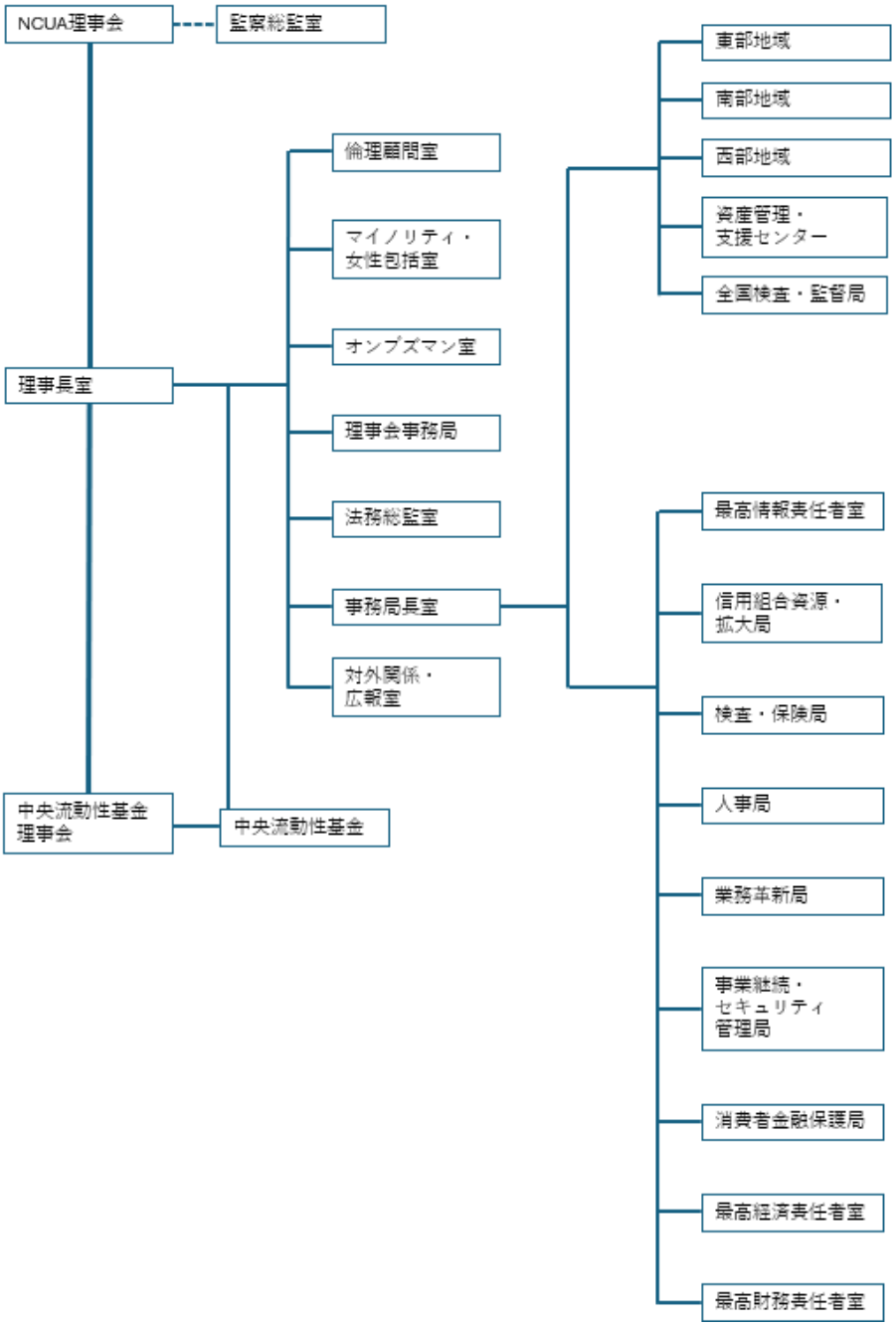

出典: https://ncua.gov/files/publications/org-chart-download.pdf（2025 年 1 月 20 日現在）

図表　米-17　NCUA の地方組織

本部：バージニア州アレキサンドリア	
地方支部（3 ヶ所）	
	東部地区：バージニア州アレキサンドリア
	南部地区：テキサス州オースティン
	西部地区：アリゾナ州テンペ

（出所）NCUA, “National Credit Union Administration 2024 Annual Report”

(オ)職員数

NCUA の職員数は、下表のとおりである。

図表　米-18　NCUA の職員数

（2024 年 12 月末）

（単位：人）

		職員数
全職員（フルタイム換算）		1,211
うち	検査に従事する職員	―
	国際部門の職員	―

（出所）NCUA, “National Credit Union Administration 2024 Annual Report” https://ncua.gov/files/annual-reports/annual-report-2024.pdf

(カ)予算規模

NCUA の運営費用は、監督対象である連邦信用組合からの賦課金によって賄われる（12 USC 1755）。

図表　米-19　NCUA の予算規模・予算源

（2024 年 12 月末）

（単位：100 万ドル）

	金額
収入（主に監督対象機関からの賦課金）	146
支出	152

（出所）NCUA, “National Credit Union Administration 2024 Annual Report”

イ　権限

(ア)監督機関

連邦信用組合は、NCUA による検査の対象となる。NCUA は連邦信用組合に対し、検査に必要な帳簿、記録の作成、開示を求めることができる（12 USC 1756）。

（イ）監督手法

① 報告徴求

連邦信用組合は、最低でも年 1 回、及び NCUA が求める場合に、NCUA に財務状況を報告しなければならない（12 USC 1756）。NCUA の規則により、四半期ごとの報告が求められている(NCUA Rules and Regulations § 741.6)[47]。

② 検査

a 検査手法

NCUA による連邦信用組合の検査は、以下の手法によって行われる。

- 実地検査とそのフォローアップ
- 定期報告データ（5300 Call Report）に基づくリスク評価（四半期ごとに実施）
- 財務業績報告（Financial Performance Reports）の分析（四半期ごとに実施）
- 信用組合の理事や経営者との経常的な連絡

b 検査頻度

NCUA は、対象となる信用組合の資産規模やリスクレベルに応じた頻度で検査を実施している[48]。資産規模、経営健全性評価（CAMELS 評点）、資本充足状況、経営陣の交代有無等に基づき、原則的に 8 カ月から 18 カ月の範囲で設定される。例えば、低資本の組合や、資産 100 億ドル以上の大規模組合は 8 カ月から 12 カ月の短周期で検査が実施される一方、所定の要件を満たす連邦組合（Federal credit union）には最大 18 カ月の検査周期が許容される。なお、州法に基づき設立された連邦保険加入信用組合（FISCU、federally insured, state-chartered credit unions）については、別途 5 年に 1 回の検査周期となっている。例年 1 月に当年の検査に関する優先分野等を公表している[49]。

（ウ）処分規定

NCUA は、連邦信用組合が破産ないし債務履行不能の状態、免許条件や関連法規に違反していると判断した場合、免許の停止・取消や、強制的清算を命じることができる（12 USC 1766）。

[47] https://www.ecfr.gov/current/title-12/chapter-VII/subchapter-A/part-741/subpart-A/section-741.6
[48] https://ncua.gov/regulation-supervision/letters-credit-unions-other-guidance/exam-scheduling-policy-changes
[49] https://ncua.gov/regulation-supervision/letters-credit-unions-other-guidance/ncuas-2026-supervisory-priorities

(7) 証券監督機関の組織概要及び権限

ア 組織概要

（ア）根拠法令

証券取引委員会（Securities Exchange Commission、以下「SEC」）は、1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）[50]に基づき、1934 年に創設された。SEC の設置についての規定は、同法第 78d 条(a)項（15 USC 78d(a)）に定められている。

（イ）目的

SEC は、投資家の保護、市場の公正・秩序・効率性の維持、資本形成の促進を使命としている[51]。

（ウ）業務内容

SEC の主な業務は、以下のとおりである[52]。

- 関連法令違反に対する処分（Enforcement）
- SEC に登録を行っている機関の検査・監督（Compliance Inspections and Examinations）
- 有価証券に係る情報開示に係る業務（Corporation Finance）
- 公正で秩序ある市場環境を整える業務（Trading and Markets）
- 資産運用業における投資家を保護するための業務（Investment Management）
- 経済・リスク分析に係る業務（Economic and Risk Analysis）

SEC への登録を行い、検査・監督を受ける機関は、以下のとおりである。

- 投資顧問業者、投資会社
- ブローカー、ディーラー
- 証券取引所、自主規制機関
- 信用格付機関、証券決済機関、清算機関、トランスファー・エージェント[53]

[50] 15 USC 78a, et. seq.
[51] https://www.sec.gov/about/whatwedo.shtml#create
[52] https://www.sec.gov/files/sec-2024-agency-financial-report.pdf#mission
[53] 投資ファンドの持分保有者の管理や、ファンドユニットの売買や配当等に伴う現金の受け払いなどの事務を代行する事業者のことを指す。
（参考）http://www.sec.gov/divisions/marketreg/mrtransfer.shtml

（エ）組織

SEC は独立した連邦行政機関である。最高機関である委員会（Commission）は、大統領によって任命され、上院の承認を経た 5 名の委員によって構成される（15 USC 78d(a)）。

SEC の主要部門は、執行（Enforcement）、企業財務（Corporation Finance）、投資運用（Investment Management）、経済・リスク分析（Economic and Risk Analysis）、トレーディング・市場（Trading and Markets）の 5 部門である。

本部はワシントン D.C.に置かれ、全米に 10 の地方支部がある。

図表　米-20　SEC の地方組織

本部：（所在地：ワシントン D.C.）	
地方支部（10 ヶ所）	
	ニューヨーク
	ボストン
	フィラデルフィア
	マイアミ
	アトランタ
	シカゴ
	デンバー
	フォートワース
	ロサンゼルス
	サンフランシスコ

（出所）SEC ウェブサイトの記述に基づく。
https://www.sec.gov/page/sec-regional-offices

SEC の組織図は以下のとおりである。

図表　米-21　SEC の組織図

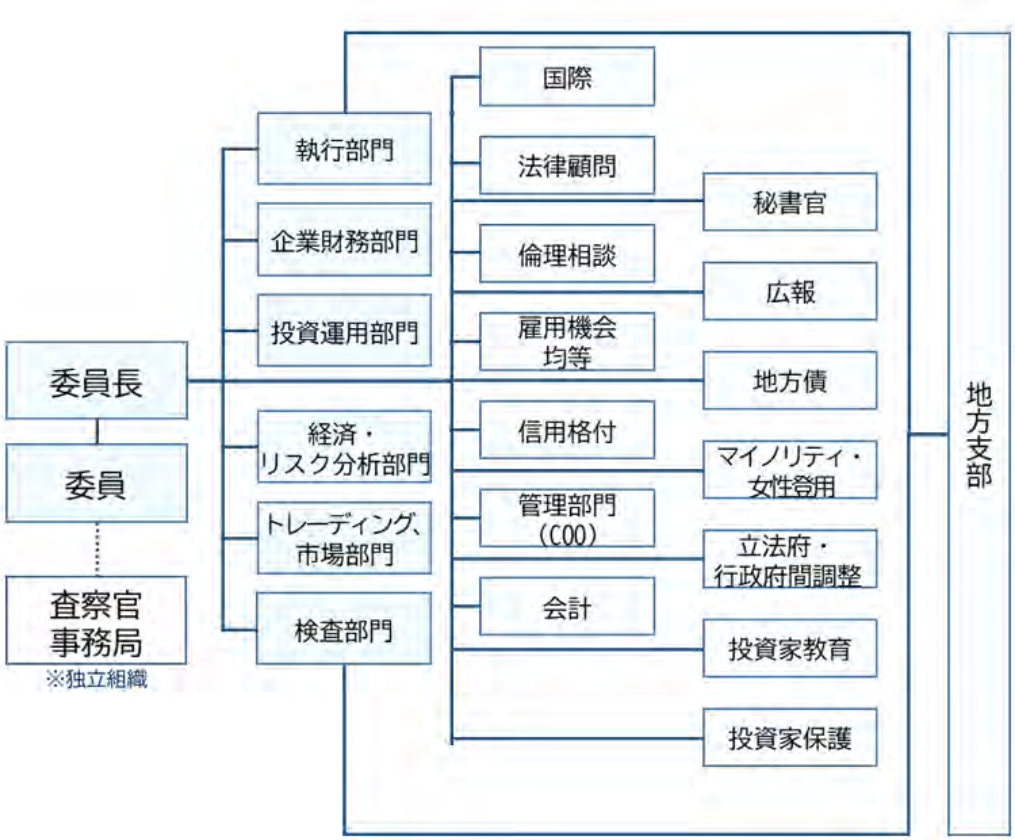

（出所）2025 SEC Official Org Chart https://www.sec.gov/files/secorg.pdf

（オ）職員数

SEC の職員数は下表のとおりである。

図表　米-22　SEC の職員数

（2024 会計年度　実績値）

（単位：人）

		職員数
全職員（フルタイム換算）		4,920
うち	検査に従事する職員	1,135
	国際部門の職員	58

（出所）SEC, “FY 2023 Congressional Budget Justification Annual Performance Plan”P7

（カ）予算規模

SEC は、証券関連法の施行のために必要となる手数料について規則を制定する権限を持つ（15 USC 78d(e)）。SEC の収入は、主に有価証券取引手数料 [54][55]、及び登録手数料からなる。証券法違反者から支払われる不法収入の納付や民事制裁金等の証券取引関連以外の収入は、投資家保護基金、あるいは財務省の一般基金に充当され、違反行為による被害を受けた投資家への補償にあてられる [56]。

図表　米-23　SEC の予算規模・予算源

（2024 年 9 月末）

（単位：100 万ドル）

		金額
収入		3,365
	有価証券取引手数料	2,464
	登録手数料（有価証券登録、公開買付、合併）	901
支出（プログラム実施費用）		2,412

（出所）SEC, “FY2024 Agency Financial Report”

イ　権限

（ア）監督機関

SEC は、1934 年証券取引所法の規定の実施又は本法により与えられた職務の執行に必要又は適当な規則を制定する権限を有する（15 USC 78w）。

近時では、SEC 主導の規制・監督の見直しが継続している。具体的には、顧客情報保護規則（Reg S-P）により、顧客情報の保護を強化するため、データ侵害（データ・ブリーチ）が発生した場合の顧客への通知義務、及びサービス・プロバイダー（委託先）に対する監督要件が拡大している [57]他、株式市場の構造改革として、個人投資家の取引執行の透明性向上を目的とした注文フロー販売（Payment for Order Flow、PFOF）[58]を含む取引慣行の見直しについても、SEC により検討が

[54] 有価証券取引手数料は、全国証券取引所及び一部の店頭取引における証券売買額に応じて賦課される手数料で、証券業の自主規制団体である金融取引業規制機構（Financial Industry Regulatory Authority, FINRA）及び全国証券取引所が SEC に対して納付する。
金融取引業規制機構及び証券取引所は、内規に従い、会員であるブローカー・ディーラーに支払った手数料を転嫁している。
（参考）http://www.sec.gov/answers/sec31.htm

[55] 登録手数料は、有価証券の発行登録、公開買付や企業合併の登録時等に徴求される手数料である。2012 会計年度から、登録手数料の大半が財務省の一般会計に繰り入れられるようになり、SEC の運営予算に充てられる金額は減少した。
（参考）SEC Fiscal Year 2016 Agency Financial Report p.39.
https://www.sec.gov/about/reports-publications/aboutsecafr2016shtml

[56] SEC Fiscal Year 2016 Agency Financial Report, pp.82-83.

[57] https://www.sec.gov/files/rules/final/2024/34-100155.pdf

[58] https://www.congress.gov/crs-product/IF12594

継続されている。

（イ）監督手法

① 報告徴求

ブローカー又はディーラー等は、SEC が規則により公益、投資者保護又はその他の 1934 年証券取引所法の目的の推進に必要又は適当として定めるところに従い、記録を作成して所定の期間保存し、その写しを提供することに加え、報告書を作成して配布しなければならない（15 USC 78q(a)）。

② 検査

上記①報告徴求のとおり、SEC が規則により作成・保存を要求している記録は、SEC 及び法令に基づき監督権限を有する機関が公益、投資者保護又はその他の 1934 年証券取引所法の目的の推進に必要又は適当とみなして行う SEC 及び法令に基づき監督権限を有する機関による定期、特別の又はその他の合理的な検査に服する（15 USC 78q(b)）。

a 検査手法

検査は実地検査によって行われる。

実地検査は通常、検査対象業者に事前の通告を行った上で実施されるが事前通告なしで実地検査が行われることもある。通告の時期は、検査実施の数日前から数週間前程度まで幅がある。

また、実地検査に先立って、サンプルとなる事業者に対し関連情報の提供を要請し、その分析を踏まえて検査が行われるようなケースもある。

b 検査頻度

ブローカー及びディーラーの検査は、投資家からの苦情や、法令遵守上の懸念領域との関連などによって SEC が選定した業者を対象として実施されている。近時では、AI の活用やサイバーセキュリティ対策に焦点を当てた「リスクベースの選定」をより先鋭化している。また、コロナ禍におけるリモート環境下での教訓も踏まえた検査体制も検討している[59]。

検査対象業者の選定の理由は公開されず、当該事業者に対しても通知されない。

[59] https://www.sec.gov/files/2025-exam-priorities.pdf

（ウ）証券規制違反行為一般に関する法執行権限

① 調査

SEC には、証券規制違反一般に関する調査権限が与えられている（15 USC 78u(a)）。

調査には非公式調査と正式調査がある。非公式調査は、召喚令状（サピーナ（subpoena））が出されないまま行われる調査であり、調査対象となる者に調査への任意の協力が求められる。

調査の結果、SEC 職員が法令違反の疑いありと判断し、より多くの事実認定のために召喚令状が必要と考え、委員がそれに同意した場合、委員会から正式調査命令が出される。

正式調査は、非公式調査と異なり調査対象者に調査への協力を正式に求めるものであり、調査対象者が召喚令状に従わないと、SEC が裁判所に召喚令状の執行を請求することができる。

なお、調査の過程で、法執行対象者との和解によって、執行手続を終了させることが多い。

② 差止・制裁等

調査結果を受け、委員会が法規執行手続の開始を決定すると、正式手続が開始される。法規執行手続には、行政手続、民事手続、司法省への刑事訴追の通報があり、複数が同時に行われる並行手続もあり得る。

行政手続は、SEC 職員である行政法判事（Administrative Law Judge、ALJ）の前で行われるヒアリングが中核をなす。なお、2024 年 6 月の連邦最高裁判決 SEC v. Jarkesy[60] は、SEC が証券詐欺に関して民事制裁金（civil penalties）を求める場合、被告には陪審による審理を受ける権利が認められると判示し、当該類型を SEC の行政手続（ALJ 手続）で確定させることには憲法上の制約が生じ得ることを明確化した。このため、SEC は特に詐欺型事案で民事制裁金を追及する局面において、連邦地裁における民事訴訟を通じた法執行をより重視していくものとみられる。

行政手続による決定には、登録停止・抹消や営業停止、民事制裁金、暫定的排除措置命令（以上は証券会社など規制対象者に命令可能）、不当利得の吐出し(disgorgement)、排除措置命令、会計士等の専門家の資格停止等がある。

また、SEC は、連邦裁判所に民事訴訟を提起することができる。民事手続により裁判所が被告に下し得る制裁には、差止命令（injunction）、不当利得の吐出しや資産凍結命令などの付随的救済命令（ancillary relief）、民事制裁金、取締役と

[60] https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/22-859_1924.pdf

しての活動禁止などがある。

さらに、SEC は、調査で得た証拠を司法長官に送付し、違反者の刑事訴追を促すことができる。

(エ)処分規定

SEC は、ブローカー又はディーラー若しくはそれらと提携関係を持つ者が、次に定める事実に該当し、公益に合致すると認めるときは、命令により、戒告、活動・機能若しくは営業の制限、登録の停止若しくは取消をすることができる（15USC 78o(b)(4)）。

- 登録申請書等において、重要な事実について虚偽若しくは誤解を生じさせる表示を故意に行った若しくは重要な事実を表示することを怠ったこと
- 一定の罪について有罪宣告を受けたこと
- 裁判所の命令又は判決により、ブローカー等として行動すること等を禁止されていること
- SEC 所管法令に故意に違反したこと
- 他の者による SEC 所管法令への違反の幇助等を故意に行ったこと
- ブローカー業等に関連して、SEC による排除、資格停止命令の対象となったこと
- 海外の監督機関によって、類似する処分の対象となったこと
- 州の証券業監督機関や銀行業、保険業の監督機関等、及び連邦金融監督機関によって、違反等に対するこれらの機関が所管する業務の禁止や、不正行為禁止違反についての最終処分の決定が下されたこと

(8) 保険監督機関の組織概要及び権限

ア 組織概要

(ア)連邦保険局（Federal Insurance Office、FIO）

① 根拠法令

連邦保険局（以下「FIO」）は、ドッド・フランク法に基づき設置された。

FIO に関する規定は、合衆国法典第 31 第 313 条（31 USC 313）に定められている。

② 目的

FIO は、保険業務に対する一般的な監督あるいは規制権限を持つ機関ではなく、連邦レベルで必要とされる保険の専門性を構築する機能を有する組織

である[61]。FIO は、保険業界のシステミック・リスクに関する監視等を行うとともに、保険監督者国際機構（IAIS）における米国代表としての役割を有する。

③ 業務内容

FIO の果たす機能は、以下のとおりである（31 USC 313(c)）。

- 保険業界全般をモニター（保険規制の問題点や間隙の把握を含む）
- マイノリティ、低所得層等が適切な保険商品にどの程度アクセスを有するかをモニター
- 保険会社を規制の対象となるノンバンク金融会社として FSOC に勧告
- 財務長官を補助しテロ保険プログラムを運営
- 保険業務の健全性に係る国際協議において、連邦レベルの作業を調整し、方針を策定（IAIS において米国を代表することを含む）。
- 保険業務の健全性に係る州の規定に国際的な取決めが優先するか否かを判断
- 保険関連の全国的な問題や保険業務の健全性に係る国際的な問題について州と協議
- 保険を巡る国内・国際問題について財務長官に助言を行うこと
- アドバイザーとして FSOC に参加

④ 組織

FIO は、財務省内の部局として設置されている。局長は財務長官が任命する（31 USC 313(a), (b)）。FIO 内部の組織図は非公表であるものの、財務省の組織体系における FIO の位置づけの概要は下図のようになる。

[61] 財務省ウェブサイトでの記述に基づく。
“Federal Insurance Office Created Under the Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act: Frequently Asked Questions”
http://www.treasury.gov/initiatives/wsr/Documents/FAQs%20-%20Federal%20Insurance%20Office%20-%20December%202010.pdf

図表　米-24　FIO の組織図

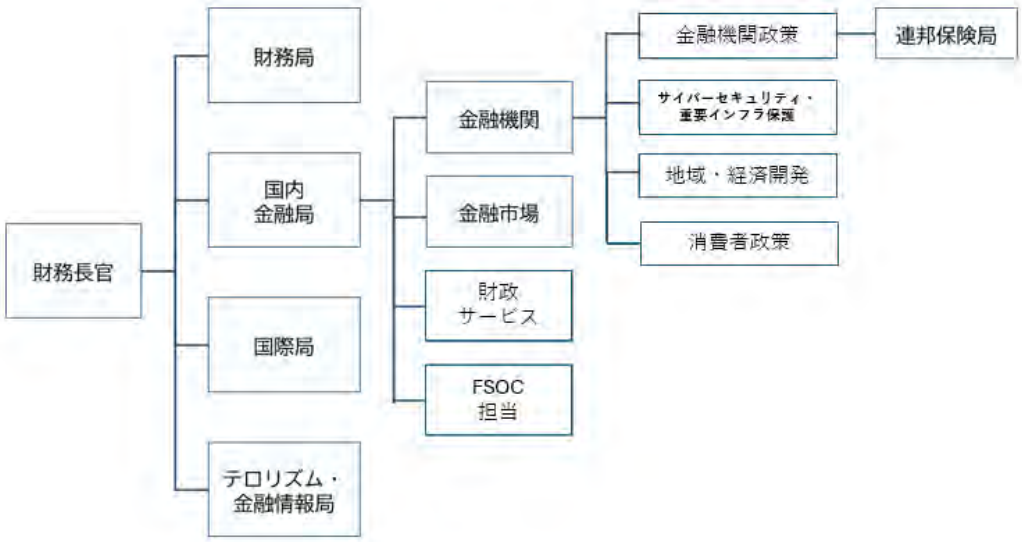

（出所）米財務省ウェブサイトより作成
https://home.treasury.gov/about/general-information/organizational-chart
https://home.treasury.gov/about/offices/domestic-finance/financial-institutions

⑤ 職員数

FIO の職員数については、非公表である。

⑥ 予算規模

FIO は、業務の遂行にあたって財務省の人員、施設、その他の資源を用いることとされている（31 USC 313(q)）。FIO の予算は、財務省の部局（Departmental Offices）の予算に含まれている。ただし、FIO への予算の割当については、非公表である。

（イ）州保険監督局

保険業務は、1945 年に成立したマッカラン・ファーガソン法（McCarran-Ferguson Act）により、州法による規制に従うこととされている（15 USC 1012）各州の保険局長官（保険監督官）の集まりである NAIC では、モデル法を制定するなどして、各州の保険監督法制の統一を目指すと同時に、各州当局間の協力を促している[62]。

[62] NAIC のウェブサイトの記述に基づく。

イ　権限

（ア）監督機関（ニューヨーク州の場合）

保険業務は、1945 年に成立したマッカラン・ファーガソン法（McCarran-Ferguson Act）により、州法の規制に従うこととされている（15 USC 1012）。全米 50 州、コロンビア特別区及び米国海外領土はそれぞれ保険法を制定し、保険業の監督にあたる保険監督局を設けている。各州の保険局長官（保険監督官）の集まりである全米保険監督官協会（National Association of Insurance Commissioners、NAIC）では、各州が尊重すべきモデル基準等を盛り込んだモデル法を制定するなどして、各州の保険監督法制の統一を目指すと同時に、各州当局間の協力を促している。

他方、連邦保険局（FIO）は、保険業界のシステミック・リスクに関する監視等を行うとともに、保険監督者国際機構（IAIS）における米国代表として役割を有する機関であるが、保険監督権限は有していない。

以下はニューヨーク州の例である。州金融サービス監督官は、以下に関して、本法の規定に整合的な規則を制定、廃止又は改正する権限を有する（ニューヨーク州保険法第 301 条）。

- 保険局に割り当てられた責務の管理
- 本法の規定に基づき様式又は規則を制定するために付与された権限の行使
- 本法の規定の解釈
- 保険局の実務において従うべき手続の管理

また、2023 年 12 月には、保険会社による AI（人工知能）活用に関するガバナンス確保を目的とした「AI モデル・ブリテン（Model Bulletin）」を採択し、保険会社に対し、AI 利用における公平性、透明性、説明責任及びリスク管理体制の整備を求める枠組みを示した[63]。今後、各州が本モデルに沿った州法・規則を整備することが見込まれる。財務健全性規制の分野では、国際的な保険資本基準（International Capital Standards、ICS）を見据えつつ、NAIC のリスクベース資本（RBC）規制の見直しが継続的に検討されている[64]。

https://content.naic.org/index_about.htm

[63] https://content.naic.org/sites/default/files/cmte-h-big-data-artificial-intelligence-wg-ai-model-bulletin.pdf.pdf

[64] https://www.iais.org/uploads/2024/12/ICS-Level-1-and-Level-2-texts.pdf

（イ）監督手法

① 報告徴求

a 定期的報告

州金融サービス監督官に対して、年次報告書、監査済み財務報告書を提出することが要求される（ISC 307 条(a)(1), (b)(1)）。なお、ISC とは、New York Consolidated Laws – Insurance Law（ニューヨーク州保険法）を指す）。

b 特別報告

州金融サービス監督官は、認可保険会社又はその役員に対して、その取引、状態又はそれに関する一切の事項について質問状を送付することができる。質問状を受けた会社又は個人は、質問書に対し迅速かつ誠実に書面をもって回答しなければならない（ISC 308 条(a)）。

州金融サービス監督官は、年次報告書等による適合的な報告書に加えて、3 カ月毎の又は他の報告書の提出を要求できる（ISC 308 条(b)）。

② 検査

認可州内共済組合及び認可州内損害保険会社については、少なくとも 3 年に 1 回、その他認可州内保険会社については、少なくとも 5 年に 1 回実施されなければならない。ただし、損害保険会社については、5 年を超えない範囲まで延長することができる（ISC 309 条(b)）。

州金融サービス監督官は、州民の利益を保護するために必要と認める都度、保険会社又はその他の保険者の業務について検査を行うことができる（ISC 309 条(a)）。

（ウ）処分規定

州金融サービス監督官に、次のような処分権限が付与されている。

1） 他州又は外国保険者が課せられている要件に従っていないと認定し、かつ州民の利益を守るために必要と認定する場合の免許取消（ISC 1104 条）。
2） ニューヨーク州で免許を取得していない保険会社が発行する有価証券に関してニューヨーク州内での募集・販売を行う認可について、州民の利益をもっとも促進すると判断した場合の当該認可の取消（ISC 1204 条）。
3） 他の保険者の株式所有・投資・取得・再保険契約等による他の保険者との共同経営、兼任取締役について、競争を著しく減退させたり、その独占をもたらしたりするおそれがある場合の違反停止を命じる命令書の発行、かつ、その命令における当該保有株式、資産処分、取締役の解任（ISC 1218 条）。
4） 当該保険株式会社が配当付保険事業の協定書（agreement）に従っていないと

判断した場合の配当付保険事業に係る許可の取消。さらに、州内生命保険株式会社の場合は、合衆国内での配当付新契約の停止。また、州外・外国保険会社の場合は、ニューヨーク州内での新契約締結の停止（ISC 4231 条）。

(9) 投資顧問業者の監督機関の組織概要及び権限

ア 組織概要

上述 SEC を参照のこと。

イ 権限

（ア）監督機関

SEC は、登録を行っている投資顧問業者に対し、規則によって作成・保存を義務付けている記録の写しを提出するよう求めることができる（15 USC 80b-4(a)）。

（イ）検査手法

① 検査手法

投資顧問業者に対する検査の手法は、ブローカー・ディーラーに対する検査手法と共通である。

② 検査頻度

投資顧問業者の検査は、ブローカー・ディーラーの場合と同様に、投資家からの苦情や、法令遵守上の懸念領域との関連などによって SEC が選定した業者を対象として実施されている。検査対象業者の選定の理由は公開されず、当該事業者に対しても通知されない。

（ウ）処分規定

SEC は、投資顧問業者法[65]及びこれに基づいて制定された規則に違反する行為に対し、以下のような処分を行うことができる。

① 業務改善・停止命令（cease-and -desist order）

SEC は、違反を犯した、又は犯そうとする者や、その原因となる行為や不作為に責めを負う全ての者に対して、違反行為の停止、又はその原因の除去を命じる権限を持つ。命令においては、特定の条件や期限を定めた上で、規制の遵守又は法令遵守体制の改善を求めることができる（15 USC 80b-3(k)(1)）。

[65] 15 USC 80b-1 et.seq.

② 民事制裁金（civil money penalties）

投資顧問業者に対する業務制限や登録取消処分[66]に伴って、対象者が以下に該当する場合、SEC は民事制裁金を科すことができる（15 USC 80b-3(i)(1)）。

- 1933 年証券法、1934 年証券取引所法、投資会社法又は投資顧問業者法や、これらに関連する SEC 規則を故意に犯した場合。
- 他者による(a)の違反行為を故意に幇助、教唆、助言、指揮、誘導、斡旋した場合。
- 投資顧問業者法に基づく登録申請や SEC への報告において、重要な事実（material fact）に関する虚偽又は詐欺的な（false or misleading）表明を故意に行ったり、又は重要な事実の表明を故意に怠ったりした場合。
- 関連法規に違反した監督下の者に対して、違反防止の観点から妥当な監督を怠った場合

それぞれの違反行為に対する民事制裁金の最大金額は、自然人に対しては 5,000 ドル、その他の法人に対しては 5 万ドルと定められている[67]。

ただし、当該違反に関して、詐欺、虚偽、改ざん（fraud, deceit, manipulation）又は規制上の要求に対する計画的又は認識ある過失（deliberate or reckless disregard）が認められる場合、最大金額は自然人に対して 5 万ドル、その他の法人に対して 25 万ドルとなる。

さらに、違反の結果として他者に対する重大な損害やリスクが生じたり、違反者に相当な金銭的利益が生じたりした場合には、最大金額は自然人に対して 10 万ドル、その他の法人に対して 50 万ドルにまで引き上げられる（15 USC 80b-3(i)(2)）。

（エ）訴追

① 差止命令（injunctions）

SEC は、何人も、関連するあらゆる法令に違反した、又は違反しようとした、若しくはこれを幇助、教唆、助言、指揮、誘導、斡旋した、又はしようとしたと判断した場合には、管轄の裁判所に対し、差止命令を請求することができる（15USC 80b-9(d)）。

---

[66] 投資顧問業者に対する業務制限や登録取消の対象となる行為等については、米国Ⅱ.3.(4)変更・取消を参照のこと。

[67] Federal Civil Penalties Inflation Adjustment Act Improvements Act of 2015 に基づくインフレ調整が行われる。

② 民事制裁金（civil penalties）

SEC は、関連するあらゆる法令への違反や、業務改善・停止命令に際し、管轄裁判所に対して民事制裁金の支払命令を発出するよう提訴することができる（15USC 80b-9(e)）。

(10) その他金融監督機関の組織概要

ア 商品先物取引委員会（Commodity Futures Trading Commission、CFTC）

（ア）根拠法令

商品先物取引委員会（以下「CFTC」）は、商品取引所法（Commodity Exchange Act）[68]に基づき、1974 年に創設された。CFTC の設置についての規定は、7 USC 2(a)(2)に定められている。

（イ）目的

CFTC は、商品取引所法の適用を受けるデリバティブ取引に関連する不正行為、市場操作、濫用行為及びシステミック・リスクから市場参加者及び公衆を保護し、オープンで、競争的で、財務的に健全な市場を育成することを使命としている[69]。

（ウ）業務内容

CFTC の主要な業務は以下のとおりである[70]。

- 取引所、清算機関、取引情報登録機関、取引主体の登録業務
- 商品先物・オプション商品の監督
- 市場慣行や取引慣行、監督対象機関の財務及びリスク状況、事業環境に係る監督
- 監督対象機関の検査
- 市場不正行為に対する法執行
- 外国の監督機関との協議・調整

（エ）組織

CFTC は、独立した連邦行政機関である。最高機関である委員会（Commission）は、大統領により任命され、上院の承認を経た 5 名の委員によって構成される（7 USC2(a)(2)）。

---

[68] 7 USC 1, et seq.

[69] CFTC Strategic Plan FY 2014-2018, p.2.
http://www.cftc.gov/reports/strategicplan/2018/index.htm

[70] CFTC のウェブサイトの記述に基づく。
https://www.cftc.gov/About/CFTCOrganization/index.htm

本部はワシントン D.C.に置かれ、シカゴ、カンザスシティ、ニューヨークの 3 ヶ所に地方支部が置かれている[71]。CFTC の組織図は以下のとおりである。

図表　米-25　CFTC の組織図

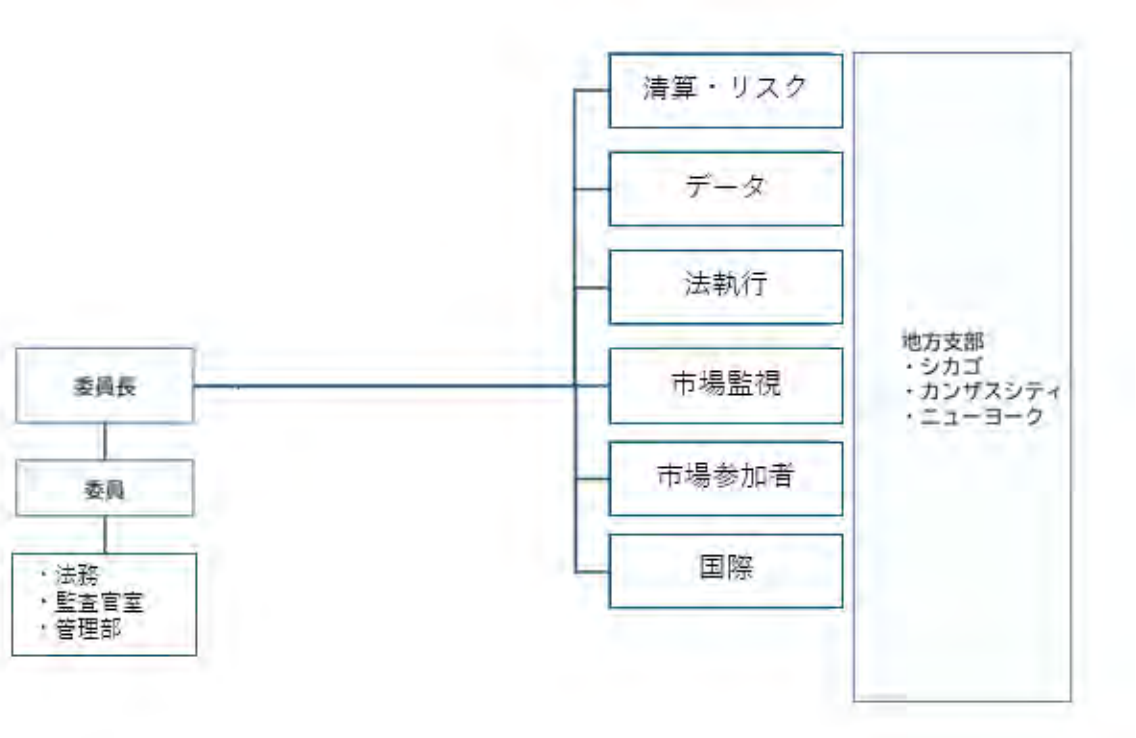

（出所）CFTC ウェブサイト
https://www.cftc.gov/About/CFTCOrganization/index.htm

(オ)職員数

CFTC の職員数は下表のとおりである。

図表　米-26　CFTC の職員数

（2024 会計年度）

（単位：人）

		職員数
全職員（フルタイムの常勤職員のみ）		708
うち	監督業務に従事する職員	161
	国際部門の職員	16

（出所）CFTC,“FY 2026 President's Budget”P6
https://www.cftc.gov/sites/default/files/CFTC_FY2026_Presidents_Budget.pdf

[71] CFTC ウェブサイトの記載による。
http://www.cftc.gov/Contact/index.htm

（カ）予算規模

CFTC は、設置以後、一定期間に限定した連邦政府による予算措置が講じられ、それが法改正等を通じて延長される（再授権（Reauthorization））という手続がとられてきたが、2008～2013 会計年度までしか、法令に基づき実施する業務について連邦政府予算の配分を受ける権限が与えられていない（7 USC 16(d)）。2014 会計年度以後については、正式な再授権手続はないものの、実質的な予算措置は講じられている[72]。

図表　米-27　CFTC の予算規模・予算源

（2025 会計年度）

（単位：100 万ドル）

		金額
収入		666.4
	連邦政府予算の配分	365
	前年度からの繰越金	291.2
	相殺収支による支出権限	10.2
支出		731.6

（出所）CFTC, “FY2025 Agency Financial Report”P31

なお、CFTC は、監督業務の実施に必要な経費を賄うために、適当な水準の手数料を徴求するための計画を策定・実施することができる。当該計画の実施にあたっては、下院の農業委員会及び上院の農業・栄養・林業委員会の同意を得なければならない。本計画に基づいて徴求した手数料は、雑収入として財務省に預託することとされている（7 USC 16a(a)）。

イ　金融安定監督評議会（Financial Stability Oversight Council、FSOC）

（ア）根拠法令

金融安定監督評議会（以下「FSOC」）は、ドッド・フランク法に基づき、2010 年に設置された。合衆国法典では、FSOC に関する規定は第 12 編第 53 章サブチャプター1 第 A 部（Title 12, Chapter 53, Subchapter I, Part A）に収録されている。

[72] CFTC FY 2025 President’s Budget p.6。CFTC の予算編成は、2023 年財政責任法（Fiscal Responsibility Act of 2023、通称 FRA 2023）が定める歳出上限を前提とした予算要望書（congressional justification）を議会へ提出し、連邦議会が可決する年度ごとの歳出法を通じて、具体的な予算配分が確定・実行される仕組みとなっている。

FSOC の創設についての規定は第 5321 条(a)項（12 USC 5321(a)）に定められている。

（イ）目的

FSOC の目的は、以下のとおりである（12 USC 5322(a)(1)）。

- 国内の金融システムの安定性に係るリスクを特定すること
- 市場関係者による政府からの救済に関する期待を打消し、市場の規律を高める取組みを行うこと
- 国内の金融システムの安定性に対する脅威が生じた場合に、これに対処すること

（ウ）業務内容

FSOC の任務は、以下のとおりである。

① システミックな重要性が認められるノンバンク金融会社の認定（12 USC 5323(a)）

深刻な財務困難に陥った場合や性質・展開・規模・スケール・集中度・相互関係・業務構成に鑑みて、米国の金融安定にリスクを及ぼすと考えられるノンバンク金融会社を認定する。認定されたノンバンク金融会社は、FRB の監督下に置かれる。

② システミックに重要な金融市場ユーティリティの認定（12 USC 5463）

金融市場ユーティリティ（financial market utilities）とは、金融機関間又は金融機関とその他の者との間で行われる資金や証券の移転、清算、決済やその他の金融取引のための多極間システムを管理運用する者を指す（12 USC 5462(6)）。

FSOC は、システミックな重要性を持つ金融市場ユーティリティやその業務（支払・清算・決済業務）を認定し、認定された金融市場ユーティリティや業務には FRB が設定するリスク基準が適用される。

（エ）組織

FSOC は、議決権を持つ構成員（計 10 名）と、議決権を持たない構成員（計 5 名）により構成される（12 USC 5321(b)）。

（オ）職員数

FSOC の職員数は下表のとおりである。

図表　米-28　FSOC の職員数

（2024 会計年度）

（単位：人）

		職員数
全職員（事務局、フルタイム換算）		36
うち	検査に従事する職員	―
	国際部門の職員	―

（出所）Department of the Treasury Financial Stability Oversight Council Congressional Budget Justification https://home.treasury.gov/system/files/266/15.-FSOC-FY-2026-CJ.pdf

（カ）予算規模

FSOC の予算は、財務省金融調査局（Office of Financial Research）の予算から支出される（12 USC 5328）。なお、金融調査局は、FRB による監督を受ける連結資産 250 億ドル以上の銀行持株会社及びノンバンク金融会社に対する賦課金（assessment）を財源とする（12 USC5345）。

図表　米-29　FSOC の予算規模・予算源

（2024 年実績、2025 年見込み）

（単位：1,000 ドル）

		2024 年（実績）	2025 年（見込み）
収入		―	―
支出		15,303	18,941
	人件費、非人件費	12,102	14,784
	FDIC の業務費用に対する、FSOC からの補填	3,201	4,157

（出所）FSOC Budget 2025
https://home.treasury.gov/system/files/261/FSOC-Budget-Information-for-Fiscal-Year-2025.pdf

(11) 監督当局間の関係

ア　連邦監督当局間の関係

二元銀行制度の下では、法令や当局間の合意・協調、情報交換等の様々なレベルにおいて複雑な監督・検査体制から生じる相互の不公平や不整合を回避する工夫がなされている。OCC 長官、FRB 理事、FDIC 総裁等をメンバーとして 1979 年

に設置された「連邦金融機関検査評議会（Federal Financial Institutions Examination Council、FFIEC）」がある。

FFIEC には、例えば以下の機能が与えられている（12 USC 3305）。

1) 連邦監督機関の検査に関する統一的な方針、基準を設定すること
2) 銀行及びその関連会社に関する統一的な報告制度を開発すること
3) 他の監督事項に対し、その統一のための助言をなすこと

イ　連邦金融監督機関と州銀行局との関係（州法銀行の監督）

州法銀行については、州政府及び連邦金融監督機関による二重の検査・監督を受けることから、検査・監督基準の不整合や非効率性を回避するため、連邦・州政府間の公式・非公式の合意による情報交換や両者による共同検査、交代での検査が行われるほか、問題銀行に対する是正措置等についても、両者が共同して行うことが少なくない。

なお、FFIEC は、州政府の代表者 5 名によって構成される連絡協議会を設置・維持することとされており、連邦と州の検査に関する基準等の統一的な運用を目指している（12 USC 3306）。

ウ　州銀行局と OCC との関係（国法銀行の監督）

原則として州銀行局が国法銀行の検査・監督について関与することはない。州銀行局は自州内にある国法銀行に関して、OCC との契約に基づく情報交換を行うことはあるが（主として州経済、雇用政策上の必要性や、地域における信用秩序維持の観点から）、個別に立入検査を行うことはできない[73]。

ただし、例外として、正当な権限を有する州の検査官、監査官は、正当な権利がなく州法により州の資産となるべき財産があるにもかかわらず、国法銀行が当該州法を遵守していないと信じるに足る相当な理由があるときは、州法の遵守を確保するために限り、妥当な時期に通知をした上、その銀行の記録を審査することができる（12USC 484）。

[73] 国法銀行は、連邦法により付与された権限（臨検の権限）、裁判所に属する権限、議会により行使される権限に基づく者を除き、いかなる者によっても立ち入られることはないとされている（12 USC 484）。

エ　第一義的金融監督機関

以下の金融監督機関は、第一義的金融監督機関（primary financial regulatory agency）として、それぞれの所管する金融機関を監督することとされている（12USC 5301(12), 12USC 1813(q)）。

FRB
• 連邦準備制度加盟州法銀行 • 外国銀行の支店又は代理店（連邦準備制度法の適用に関連して） • 連邦預金保険制度に加盟する支店を持たない外国銀行 • 銀行持株会社及びその子会社（銀行子会社は除く） • 貯蓄金融機関持株会社及びその子会社（預金取扱金融機関子会社は除く）
OCC
• 国法銀行 • 外国銀行の連邦支店及び代理店 • 連邦貯蓄金融機関
FDIC
• 連邦準備制度非加盟、かつ連邦預金保険制度に加盟する州法銀行 • 連邦預金保険制度に加入する支店を持つ外国銀行 • 州貯蓄金融機関
SEC
• ブローカー及びディーラー • 投資会社 • 投資顧問業者 • 格付機関 • 証券決済機関、清算機関、トランスファー・エージェント • 証券取引所 • 証券業協会 • 証券情報処理業者（securities information processor） • 地方債証券規則策定理事会（Municipal Securities Rulemaking Board） • 公開会社会計監督委員会（Public Company Accounting Oversight Board） • 証券投資者保護機構（Securities Investor Protection Corporation） • 証券スワップ・ディーラー等
CFTC
• 先物取引業者 • 商品ファンド運営業者（commodity pool operator） • 商品投資顧問業者 • デリバティブ清算機関 • 商品先物取引所 • 先物取引業協会 • リテール外国為替ディーラー • スワップ・ディーラー等 • 商品取引所法に基づく登録義務者
州保険監督局
• 保険会社
連邦住宅金融庁（FHFA）
• 連邦住宅貸付銀行（Federal Home Loan Bank） • 住宅抵当金庫（いわゆる FannieMae） • 連邦住宅貸付抵当金庫（いわゆる FreddieMac）

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 預金取扱金融機関

日本の預金取扱金融機関に相当する米国の金融機関としては、商業銀行（commercial bank）、貯蓄金融機関（savings association, thrift institution ともいう）及び信用組合（credit union）がある。銀行の大部分が持株会社形態をとっており、銀行を傘下に持つ持株会社は銀行持株会社（bank holding company）という。

2023 年春に発生した中堅銀行の破綻（Silicon Valley Bank、Signature Bank、First Republic Bank 等）を受け、中堅・大手銀行の資本規制をグローバルな規制（Category I, II）と同等レベルにまで厳格化するバーゼルIII最終化案の再提案（バーゼル III エンドゲーム、Basel III Endgame Re-proposal）が行われている。この案は、バーゼルIII最終化案の適用対象を、主に総資産 1,000 億ドル以上の大規模な銀行組織にまで拡大するものである。この規則案により、大手行の普通株 Tier1 資本は平均 16%増強が見込まれる [74]。当初は、2025 年から段階的に適用開始予定とされていたが業界からの強い反発を受け、スケジュールの後ろ倒ししている [75]。

また、連邦政府の支払い電子化義務に関する大統領令（EO 14247）に基づき、連邦政府の支払い（税還付金など）は 2025 年 9 月 30 日までに原則として電子決済に移行することが義務付けられた。金融機関のシステム対応が必要となる [76]。

(1) 商業銀行

商業銀行は、二元銀行制度（Dual Banking System）の下、連邦法に基づく国法銀行（national bank）と州法に基づく州法銀行（state bank）が併存している。法令による銀行の定義としては、銀行持株会社法（Bank Holding Companies Act）によるものがある。同法では、以下の 1)、2)のいずれかに該当するものを銀行という、と定義している（12 USC 1841(c)(1)）。

1） 連邦預金保険法（Federal Deposit Insurance Act）第 3 条(h)項で定める預金保険加入銀行。

2） アメリカ合衆国、アメリカ合衆国のいずれかの州、ワシントン D.C.、アメリカ合衆国領土、プエルトリコ自治領、グアム、米領サモア又はヴァージン諸島の法律に基づき設立された組織であって、以下の両方の業務を行うもの。

（a） 要求払預金又は小切手又は類似の支払手段によって、預金者が第

[74] https://www.federalreserve.gov/newsevents/pressreleases/bcreg20230727a.htm
[75] https://www.moodys.com/web/en/us/insights/regulatory-news/us-agencies-to-re-propose-basel-3-endgame-rules.html
[76] https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-202500396/pdf/DCPD-202500396.pdf

三者への支払のために引き出すことのできる預金の受入れ

(b)　商業貸付の供与

ア　国法銀行

(ア)業務範囲

国法銀行法において、国法銀行は「銀行業務を行うために必要でその実行に付随する業務を行う権能」を有すると定めており、約束手形の割引等、預金の受入れ、為替等の売買、貸付、紙幣の発行等の 5 業務を列挙している。

(イ)免許等

国法銀行として銀行業務を営む免許を交付する権限は OCC にある（12 USC 27）。

(ウ)要件

慎重な事実調査により、当該組織に銀行業務を開始する正当な権限を付与することが適当と認められる場合、OCC は当該組織が銀行業務を開始することについての免許を発行するとされている。

ただし、OCC は株主が本法に規定する正当な目的以外のために当該組織を構成したと推測するに足る理由があるときはいつでも、免許交付を留保することができる（12 USC 27）。

(エ)変更・取消

国法銀行の取締役が、本法の規定に故意に違反した場合、又はその役職員、代理人が本法の規定に故意に違反することを容認した場合には、当該銀行のすべての権利、特権は剥奪されるものとする。OCC が提起した訴訟の判決により当該違反の事実が確定した場合には、当該銀行の解散が宣言される（12 USC 93(a)）。

イ　州法銀行

(ア)業務範囲

州法に基づき設置される商業銀行である。国法銀行法の業務範囲に関する規定は、州法に基づき設立される州法銀行に直接適用されないが、FDIC の運営する預金保険制度に参加する州法銀行には、原則として、国法銀行と同様の業務範囲に関する規制が適用される[77]。

[77] 「アメリカにおける『銀行と商業の分離』に関する規制の現状」加藤 貴仁　金融庁金融研究センター

(イ)免許等（例：ニューヨーク州）

州法銀行は、各州政府（銀行局）により州免許が交付される（ニューヨーク州銀行法第 14 条(a)）。

州法銀行の FRS や FDIC への加盟の要否は、各州法の規定により異なる。

(ウ)要件（例：ニューヨーク州）

州法銀行免許交付の要件は、各州法の規定により異なる。ニューヨーク州では、州法銀行免許の申請を認めるか否かについて、以下の規準に照らして判断するとしている（ニューヨーク州銀行法第 24 条）。

- 経営者の適格性
- 申請者が州銀行法の趣旨に沿って、誠実かつ効率的に業務を行えるかどうか
- 申請者への免許交付により、公共の利益に資するかどうか

(エ)変更・取消（例：ニューヨーク州）

ニューヨーク州では、州銀行監督官が免許取消に相当する理由があると考える場合には、当該銀行への通知及び意見聴取の後、免許の取消を行うことができると規定している（ニューヨーク州銀行法第 40 条）。

(オ)異業種からの銀行参入

米国では伝統的に銀行業と商業の分離政策がとられており、銀行の業務は原則として預金の受入れや貸付けの供与といった業務に限られている（国法銀行について、12 USC 24）。また、銀行を子会社として所有する親会社は銀行持株会社となり（12 USC 1841(a)）、銀行持株会社は、原則として銀行業以外の業務に従事したり、こうした業務を行う子会社を所有・支配したりしてはならないとされている（12 USC 1843(a)）。

しかし、1999 年に成立したグラム・リーチ・ブライリー法により、一定の条件を満たす銀行持株会社は金融持株会社となり、金融持株会社の子会社は以下の「金融の性格を有する業務」に従事することが認められるようになった（12 USC 1843(k)、(l)）。そのため、これらの業務を行う会社が、金融持株会社経由で銀行の兄弟会社となることは可能である。

- 貸出、両替、振替、投資受託、及び現金・証券の保管
- 生命保険、健康保険、傷害保険、損害保険などの引受と年金給付、これらの元受・代理・ブローカー業務

- 財務・投資顧問業務
- 証券の発行引受、自己勘定取引、マーケット・メイキング　等

なお、異業種からの銀行業への参入に関しては、2000 年代、事業会社によるインダストリアル・ローン・カンパニー（以下「ILC」）を通じた参入が問題となった。ILC は、州法に基づいて設立された機関で貸付けと預金の受入れを行うことができ、預金保険への加入が義務付けられるため FDIC の監督を受ける。銀行を子会社として所有する親会社は銀行持株会社となるが、ILC は銀行持株会社法の「銀行」の定義から除外されているため（12 USC 1841(c)(2)(H)）、事業会社が ILC を保有する場合は、銀行持株会社として FRB による監督を受けずに銀行と同様の業務を行うことが可能となっている。

2007 年から 2009 年の金融危機の際、多くの ILC は銀行持株会社に転換した[78]が、ILC が銀行と同様の業務を行うことが問題視され、ドッド・フランク法では、ILC 並びに 1956 年銀行持株会社法に基づくクレジットカード銀行及び特定のその他の会社について、ドッド・フランク法成立後 3 年間（2013 年 7 月まで）、以下の制限が設けられることとなった（ドッド・フランク法第 602 条、第 603 条(a)）。

- FDIC は、事業会社に支配されている ILC 等から 2009 年 11 月 23 日以降に受領する連邦預金保険の申請を承認できない
- 主管連邦銀行当局は、ILC 等の支配変更が事業会社による支配をもたらす場合には、原則として当該支配変更を不認可としなければならない

上記期間経過後も、ILC を「銀行」の定義から除外する規定は残存しており、ILC 設立の申請は大幅に減少（2020 年末で 23 社）していたが、2020 年に FDIC が ILC を 2 件新たに承認するなど、フィンテックの広がりに合わせて今後の動向が注目されている[79]。2026 年 1 月 22 日には、自動車産業に属するフォード・モーター・カンパニー及びゼネラル・モーター・カンパニーによる預金保険申請をそれぞれ承認した[80]。

---

[78] アメリカンエキスプレス、ゴールドマンサックス、モルガンスタンレー、GMAC フィナンシャルサービス等

[79] Statement of Martin J. Gruenberg, Chairman, Federal Deposit Insurance Corporation on De Novo Banks and Industrial Loan Companies before the Committee on Oversight and Government Reform; U.S. House of Representatives; 2157 Rayburn House Office Building (July 13,2016) https://docs.house.gov/meetings/GO/GO00/20160713/105200/HHRG-114-GO00-Wstate-GruenbergM-20160713.pdf

[80] https://www.fdic.gov/news/press-releases/2026/fdic-approves-deposit-insurance-applications-ford-credit-bank-salt-lake

(2) 銀行持株会社等

銀行持株会社とは、銀行、又は他の銀行持株会社の議決権付株式の 25%以上を直接又は間接に所有したり、取締役の過半数を選出したりする権限を有することなどにより、銀行を支配する会社をいう（12 USC 1841(a)）。

銀行持株会社は、銀行業と密接に関連していると法令によって認められた業務や、銀行業に付随するものとして FRB による事前の認可を得た業務を除き、銀行業以外の業務に従事したり、こうした業務を行う子会社を所有・支配したりしてはならないとされている（12 USC 1843(a)）。

しかし、1999 年に成立したグラム・リーチ・ブライリー法により、資本充実度や経営状態等に関する基準を満たしている銀行持株会社は、FRB に金融持株会社（financial holding company）としての届出（notification）を行うことにより、非銀行業務を含む「金融の性格を有する業務（financial in nature）」に従事することが認められるようになった（12 USC 1843(k)、(l)）。

金融持株会社が行うことのできる業務については、FRB が場合によっては財務省とも協議して範囲を定めるとされており、「金融の性格を有する業務」に該当する業務として以下のようなものがあげられている（12 USC 1843(k)、(4)）。

- 貸出、両替、振替、投資受託、及び現金・証券の保管
- 生命保険、健康保険、傷害保険、損害保険などの引受と年金給付、これらの元受・代理・ブローカー業務
- 財務・投資・経済に関する助言サービスの提供（投資会社に対する助言を含む）
- 証券の発行引受、自己勘定取引、マーケット・メイキング等

ア　銀行持株会社

（ア）業務範囲

銀行持株会社は原則として銀行業や銀行及びその子会社の経営管理に関する業務又は子会社へのサービスの提供以外の業務を行うことができない。銀行持株会社法は銀行の保有に関して適用されるが、FDIC が管理する預金保険制度の対象となる銀行を 1 つでも支配する場合、銀行持株会社法の規制が適用される[81]。

（イ）免許等（認可：approval）

法人が銀行持株会社になるためには、FRB による事前の認可が必要とされる（12 USC 1842(a)）。

[81] 「アメリカにおける『銀行と商業の分離』に関する規制の現状」加藤 貴仁　金融庁金融研究センター

認可を得た銀行持株会社は、FRB への登録を行わなければならない（12 USC 1844(a)）。

（ウ）要件

銀行持株会社の認可は、以下の観点から総合的に審査される（12 USC 1842(c)）。

- 競争政策上の観点
- 銀行持株会社及び銀行の財政的・経営的資源、将来展望、地域における便益の観点
- FRB が適切と考える資料など、FRB による監督上の観点
- マネー・ローンダリング対策の実効性の観点
- 米国の銀行システム、金融システムの安定性に対する集中リスクが増大しないか、という観点等

（エ）変更・取消

銀行持株会社の登録取消に関する規定はない。

ただし、FRB は、銀行持株会社の活動、あるいは非銀行子会社の所有等により、当該銀行持株会社の銀行子会社に深刻なリスクが生じていると判断した場合は、銀行持株会社に対して、当該非銀行子会社、銀行子会社の売却等を行うように命令することができる（12 USC 1844(e)）。

イ　金融持株会社

（ア）業務範囲

金融持株会社は「金融の性質を有する業務又はそれらに付随する業務」に従事することが認められる（12 USC 1843(k)）、とされている。

一定の規制に服することを条件として、投資目的で一般事業会社の株式等を規模の制限無く取得できること、及び金融業務ではないがそれを補完すると認められた業務に従事することが認められている。これは、「銀行と商業の分離」規制を緩和する側面を有している[82]。

（イ）免許等（届出：notice）

業務範囲は上記（ア）のとおりであるが、FRB に金融持株会社としての届出を行うことにより、FRB が規則によって定める金融の性質を有する業務を行うことができる（12 USC 1843(k)(5)）。

[82] 「アメリカにおける『銀行と商業の分離』に関する規制の現状」加藤 貴仁　金融庁金融研究センター

(ウ)要件

金融持株会社として非銀行業務に従事するには、預金取扱機関及び金融システムの健全性に重大な脅威を与えない業務であることが求められており、以下の要件を充足していることが求められる（12 USC 1843(l)）。

- 当該金融持株会社の傘下にあるすべての預金取扱金融機関において、資本が充実しており（well capitalized）、経営管理が良好（well managed）であること。
- 当該金融持株会社自体の資本が充実しており、経営管理が良好であること。

(エ)変更・取消

FRB は、金融持株会社が上記の要件を満たしていないと判断した場合には、是正を要求する通達を発することができる。是正がなされない場合、FRB は当該金融持株会社に対し、銀行子会社の所有停止、あるいは非銀行業務の停止を要求することができる（12 USC 1843(m)）。

(3) 貯蓄金融機関

貯蓄金融機関には、連邦法に基づく連邦貯蓄金融機関と、州法に基づく州貯蓄金融機関がある（12 USC 1813(b)）。

1) 連邦貯蓄金融機関（federal savings association）

連邦法（12 USC 1464）に基づき、OCC の通貨監督官（Comptroller of the Currency）から免許を得た連邦貯蓄金融機関（federal savings association）又は連邦貯蓄銀行（federal savings bank）を指す。

2) 州貯蓄金融機関（state savings associations）

州法に基づく住宅貸付組合（building and loan association）、貯蓄貸付組合（savings and loan association, S&L）、ホームステッド組合（homestead association）又は協同組合銀行（cooperative bank）を指す。

貯蓄金融機関の免許にも、連邦法に基づくものと州法に基づくものが存在する。連邦免許は OCC により交付、州法免許は州政府により交付される。

連邦貯蓄金融機関の免許に関する規定は以下のとおりである。

ア　免許（charter）等

連邦貯蓄金融機関の免許は、OCC が交付する権限をもつことが定められている（12 USC 1464(a)）。

イ　要件

免許は以下を全て充足する場合に限って交付される（12 USC 1464(e)）。

- 申請者が善良なる管理者（good character and responsibility）であること
- 当該コミュニティにおける必要性が認められること
- 申請者が貯蓄金融機関として業務を行うことが、有益かつ持続可能なものになるという可能性が合理的に認められること
- 既存の貯蓄金融機関等の事業を不当に侵害することなく設立可能であること。また、OCC が定める貯蓄金融機関の資本金要件（最低資本金額、又は資産に対する資本比率）を満たすことも要求される（12 USC 1464(s)）

ウ　変更・取消

免許の変更・取消について、明文上の規定はない。

(4) 信用組合

ア　業務範囲

信用組合は、組合員間の相互扶助を目的とする協同組織金融機関で、連邦法に基づき免許を交付された連邦信用組合（federal credit union）と、州法に基づく免許を交付された州信用組合（state credit union）がある（12 USC 1752(1)、(6)）。

連邦信用組合（federal credit union）の場合、組合員の募集範囲や業務範囲について、連邦法による以下のような規制を受ける。

- 信用組合においては、組合員になり得る者の範囲を限定する「共通の結び付き（common bond）」を定めなければならない。「共通の結びつき」には、以下の 3 種類がある（12 USC 1759(b)）。
  - 同一の職種（occupation）又は団体（association）に属すること
  - 同一の職種又は団体に属する集団（group）の複数から組合員を募集することも可能。その場合、一集団あたりの会員数は原則として 3,000 名未満でなければならないこと（12 USC 1759(d)）
  - 同一の地域に居住していること
- 貸付先は、中央機関や他の信用組合に対するものを除き、組合員に限定される。また、資金使途にも制限がある（12 USC 1757(5)）。

資金の受入は「出資（share）」の形をとる。非組合員からの出資の受入は、主として低所得の組合員に対してサービスを提供する信用組合に限り認められている（12 USC 1757(6)）。

イ　免許等

信用組合の免許にも、連邦レベルのものと州レベルのものが存在する。連邦免許は NCUA により交付、州法免許は州政府により交付される。

連邦信用組合への免許交付は NCUA が行う（12 USC 1754）。以下の要件、変更・取消については連邦信用組合に関する内容である。

ウ　要件

免許交付にあたっては、以下の点が考慮される（12 USC 1754）。

- 設立趣意書（organization certificate）が所定の要件を満たしていること
- 申請者の性質が良好で業務適格性があること
- 設立に関する経済的な裏付けがあること

エ　変更・取消

NCUA は、連邦信用組合が破産、債務不履行の状態、又は関連法規に違反していると判断した場合には（upon its finding）、NCUA の理事会（The Board）は、免許の停止、取消、清算手続の開始と管財人の任命を要求することができる（12 USC 1766(b)(1)）。

(5)　デジタルバンク等に係る規制動向

ア　免許等

米国には、店舗を持たない銀行に対する、特定の分類・基準は存在しない。銀行免許[83]を持たない Fintech 企業は、フル・ラインの金融サービスを提供することができないが、2018 年、OCC は、Fintech 企業による、特別目的国法銀行免許（Special Purpose National Bank Charters、以下「SPNB 免許」）申請の受入を開始することを表明した[84]。OCC は、国法銀行法（National Bank Act of 1864）の下、国法銀行の免許を交付する独占的権限があるとともに、SPNB 免許を交付する権限もあり、それら銀行の監督機関となっている[85]。

Fintech 企業に交付される、SPNB 免許の対象となる業務は、貸付業務と小

[83] 免許付与については、米国Ⅱ.1.(1)商業銀行を参照のこと。
[84] https://www.occ.gov/news-issuances/news-releases/2018/nr-occ-2018-74.html
[85] 銀行の監督権限については、米国Ⅰ.2.(3)ア通貨監督庁（OCC）を参照のこと。

切手支払に関わる業務（paying checks）の両方又はいずれかとされている[86]。したがって、SPNB 免許申請の対象となる Fintech 企業は、預金業務を行わず、FDIC による預金保険の対象にもならない Fintech 企業となる。また、SPNB 免許を交付された Fintech 企業は、OCC の監督下にある国法銀行と同様に国法銀行法の対象となるため、厳格な法律や規制が適用されることになり、資本・流動性要件の充足やリスク管理体制の整備が求められる[87]。このことが SPNB 免許の申請に関心を持つ Fintech 企業がその申請を躊躇する原因となりうる。

また、米国では、連邦と州の二元銀行制度（Dual Banking System）[88]が採用されているため、州の規制当局から OCC に対して訴訟が提起される可能性もある。2019 年、ニューヨークの地方裁判所は、OCC が Fintech 企業に SPNB 免許を交付することは、国法銀行法が OCC に与えた権限を逸脱するとの判決を下した[89]。なお、2021 年 6 月に連邦控訴裁が州当局の原告適格欠如を理由に訴えを却下したため、OCC による SPNB 免許付与の権限について司法判断は行われていない。よって、現在も制度上は存続している[90]。しかし、これに対して、SPNB 免許の取得を検討していた多くの Fintech 企業は、既存の銀行と提携し預金保険制度を利用することで、自由なサービス提供を実現させている[91]。

イ　デジタルバンクの例

（ア）Varo Money

Varo Money は、FDIC から承認を得た初のデジタル・プラットフォームである。2015 年設立当初は、FDIC の承認を受けていなかったため、元本保証付きの預金を提供するためにはコミュニティバンク等との提携をしなければならなかったが、2018 年に銀行免許の予備ライセンスを受け、2020 年 2 月に FDIC から連邦預金保険の適用を認められた。その後、2020 年 7 月に OCC からの正式認可が発表され、デジタルバンクとして初の連邦銀行免許を取得した[92]。

---

86 https://occ.gov/news-issuances/news-releases/2018/pub-other-occ-policy-statement-fintech.pdf
87 https://www.occ.treas.gov/publications-and-resources/publications/comptrollers-licensing-manual/files/licensing-booklet-charters.html
88 免許付与については、米国Ⅱ.1.(1)商業銀行を参照のこと。
89 https://www.cnbc.com/2019/10/24/fintechs-fast-pass-to-traditional-banking-is-now-cut-off.html
90 https://www.gibsondunn.com/wp-content/uploads/2021/06/second-circuit-dismisses-new-york-dfs-lawsuit-challenging-special-purpose-national-bank-charters.pdf
91 https://www.medallionbank.com/blog/why-banks-partner-with-fintech-companies/
92 https://www.sbbit.jp/article/fj/40066

（イ）SoFi

SoFi は、預金及びローン・サービスを提供するオンライン・ファイナンス企業である。2011 年に学生ローンのリファイナンスからサービスを開始し、FDIC に連邦預金保険適用の承認申請をしたが、社内で不祥事が発覚したことにより撤回されたため、デラウェア州の WSFS 銀行との提携を通じて [93]、預金口座、住宅ローンの借り換え、資産管理サービスを提供している [94]。同社は、2022 年 1 月、OCC 及び FRB から銀行持株会社への移行承認を取得、同年 2 月に Golden Pacific Bancorp の買収を完了し、傘下に国法銀行である「SoFi Bank, N.A.」を設立。これにより、従来の提携銀行モデルから脱却し、自社で直接預金業務や融資業務を行うフルバンキングサービスを提供している [95][96]。

(6) FinCEN 等による BSA 及び SAR の運用に関する解釈明確化 [97]

2025 年 10 月 9 日、Financial Crimes Enforcement Network（FinCEN）は、連邦準備制度理事会、FDIC、NCUA、及び OCC と共同で、銀行秘密法（Bank Secrecy Act、BSA）及び関連規則の解釈を明確化する共同声明を公表した。本声明は、既存の BSA や規制要件を変更するものではなく、金融機関における実務上の理解を統一することを目的としている。

主な内容として、①現金取引報告（currency transaction reporting 、(CTR)）基準額（1 万ドル）前後の取引が存在するという事実のみでは、SAR 提出義務は生じないこと、②SAR 提出後に一般的・包括的な「継続的レビュー義務」は存在しないこと、③継続的な疑わしい活動が認められる場合に継続的 SAR を提出する際のスケジュール（例 : 90 日／120 日）は任意の運用指針に過ぎないこと、が明確化された。これにより、金融機関は形式的な金額基準への過度な依拠を避け、リスクベースでの判断を行うことが改めて確認された。

(7) サイバーセキュリティ・インシデントと金融規制の動向

2024 年 7 月に発生した CrowdStrike 社のソフトウェア更新不具合に起因する世

93 https://www.globenewswire.com/news-release/2017/12/07/1247643/0/en/WSFS-and-SoFi-Strike-Agreement-on-New-Cash-Management-Account.html
94 https://www.cnbc.com/2019/05/29/lending-start-up-sofi-closes-500-million-funding-round-led-by-qatar.html
95 https://www.cadwalader.com/resources/clients-friends-memos/the-development-of-a-bank-regulatory-framework-for-fintech-and-digital-assets-occs-approval-of-full-charter-for-a-fintech-company-continues-the-movement-of-fintech-within-the-us-bank-regulatory-perimeter
96 https://investors.sofi.com/news/news-details/2022/SoFi-Receives-Regulatory-Approval-to-Become-a-National-Bank/default.aspx
97 https://www.fincen.gov/system/files/2025-10/SAR-FAQs-October-2025.pdf

界的なシステム障害[98]は、米国の金融機関にも広範な影響を及ぼした。本件について、OCC は最終報告書[99]を公表し、本事案をサイバー攻撃そのものではなく、第三者ベンダーに起因するオペレーショナル・レジリエンス上の重大事象として位置付けた。その上で、国法銀行等に対し、①重要業務に関わる第三者サービス提供者のリスク管理、②インシデント発生時の事業継続計画（BCP）及び復旧計画の実効性、③経営陣によるサイバーリスク・ガバナンスの強化が不可欠であることを改めて強調している。

OCC は、本件を契機として新たな法令遵守義務を課すものではないが、既存の第三者リスク管理・業務継続体制が十分であったかが監督上厳しく検証され得るとの姿勢を明確にしている。

(8) 電磁的交付をめぐる動向

ア 米国における法的枠組み

米国では、2000 年制定の連邦電子署名法（E-SIGN 法）が電子交付制度の基盤となっている。同法は、州際又は海外取引に関する電子記録と電子署名の法的有効性を定めたもので、契約当事者（消費者）が適切に同意すれば、法律や規則で「書面による提供」が求められる情報を電子的に提供することができる旨を規定している[100]。E-SIGN 法の消費者向け開示に関する規定（Section 101(c)）では、電子交付に先立ち金融機関等が満たすべき要件が詳細に定められており、主要な点は以下のとおりである。

- 消費者の明示的同意と事前情報提供: 電子的手段で開示書類を受け取ることについて、消費者から事前に肯定の同意（opt-in）を得る必要がある。その際、消費者には紙媒体で受領する権利（及び同意撤回の権利）、電子記録の提供が適用される範囲、同意撤回手続き、電子記録の紙コピー入手方法と手数料等を明確かつ判りやすく説明しなければならない。加えて、電子交付に必要なハードウェア・ソフトウェア要件を事前に通知し、消費者が実際にその形式で記録を閲覧できる能力を有することを確認する（例えばテスト用 PDF にアクセスさせ確認ボタンを押させる等）ことも求められる。

---

98 2024 年 7 月、エンドポイント保護ソフトウェアを提供する CrowdStrike 社が配信した Windows 向け更新プログラムの不具合により、世界的に多数の企業・金融機関・公共機関でシステム障害（ブルースクリーン）が発生した事案。

99 https://www.occ.gov/publications-and-resources/publications/cybersecurity-and-financial-system-resilience/files/pub-2025-cybersecurity-report.pdf

100 https://www.fdic.gov/resources/supervision-and-examinations/consumer-compliance-examination-manual/documents/10/x-3-1.pdf

- 同意後の要件変更通知: 一旦同意を得た後でも、将来提供する電子書類の閲覧・保存に必要なシステム要件が大きく変わる場合には、新たな要件の通知と、同意撤回の再案内及び再同意取得が必要となる。
- 記録の保持: 電子的に提供した開示記録については、従来の書面同様、法律で定められた保存期間中、後日参照可能な正確な形でアクセスできるよう適切に保存する義務がある。

以上のような E-SIGN 法の連邦要件に加え、各州レベルでは統一電子取引法（Uniform Electronic Transaction Act、UETA）を採用している。UETA は 1999 年に策定されたモデル法で、E-SIGN 法と重複する部分もあるが、主に商取引全般における電子記録・署名の効力を認めることをその内容とする[101]。2026 年 3 月現在、ニューヨーク州を除く州で UETA が立法化され、州内取引において電子記録を紙と同等に認める枠組みが整えられている（なお、ニューヨーク州は、Electronic Signatures and Records Act (ESRA)という独自の法律に則る）。E-SIGN 法には「連邦法が州法と重複する場合、州法（UETA）が連邦基準と実質的に同等以上なら州法を優先適用してよい」との条項があり、各州はこの要件を満たす形で独自の電子開示関連法制を有している。

イ　商業銀行における電磁的交付制度

商業銀行においては、口座開設時や取引時に多くの説明書類を顧客に提供する。代表的なものとして、預金口座の利用規定、手数料一覧、利率や年利換算 APR（Annual Percentage Rate を意味し、年率換算の「借入コストの総額」を示す指標である）の開示、グラム・リーチ・ブライリー法に基づくプライバシー方針通知（GLBA プライバシー通知）としての年次プライバシー通知、取引明細書（月次ステートメント）などが挙げられる。銀行分野では、連邦消費者保護規則によってこれら書面交付義務が定められているが、その電子化は E-SIGN 法に従うことを条件に認められている。

例えば、預金口座開設時の預金の真実開示法（Truth in Savings Act）に基づく開示、ATM・振替の条件を示す電子資金移動法（EFTA）に基づく開示、貸付契約時の包括信用費用の開示（TILA/Reg Z）などは、いずれも規則上「書面で」「顧客に明示的に提供」することが要求されている。しかし、FRB 及び CFPB は 2001 年及び 2007 年に各種金融規則を改正し、E-SIGN 法を踏まえた電子提供を許容する旨を明確化した。

---

[101] 各州における採択前の UETA は「Act」という名称を有するものの、これは統一州法委員会（Uniform Law Commission:、ULC）という民間の専門家団体が作成したものであり、厳密にいうところの連邦法又は州法ではない。州による採択を経て始めて法律としての効力を有する。

具体的には、規則文上の「書面（in writing）」要件について、「E-SIGN 法で定義される適切な消費者同意が得られた場合は、電子記録で提供しても書面提供とみなす」旨の規定を追加した。これにより、銀行はオンライン口座開設手続きにおいて、E-SIGN 同意文面を読ませて同意ボタンをクリックさせ、システム要件確認のテストを行った上で、預金口座開設必要書面を PDF 等で提供することが可能となる。

取引明細についても、顧客がペーパーレスを選択すれば毎月のステートメントを電子通知で済ませる運用が一般化している。もっとも、米国では依然として高齢者等を中心に紙の明細郵送を希望する顧客も多く、銀行は顧客の選択に応じ紙と電子を併用しているのが現状である。

また、GLBA プライバシー通知については 2015 年の連邦法改正で、条件を満たす場合に年次通知送付をウェブ掲載及び通知で代替することが認められ、銀行によるオンライン開示が進んだ。

このように商業銀行では、E-SIGN 法準拠の同意取得を基本条件に、法律が求める各種開示を電子メール通知やオンラインバンキング上のドキュメント配信で実施できる仕組みが確立している。

2. 証券会社

連邦法による監督対象は、有価証券のブローカー（broker）業務又はディーラー（dealer）業務を行う証券会社である。

(1) 業務範囲

連邦法による監督の対象は、有価証券のブローカー（broker）業務又はディーラー（dealer）業務を行う証券会社である。

ブローカー及びディーラーの定義は 1934 年証券取引所法で次のとおり定められている。

- ブローカーとは、他人の勘定で証券取引を行うことを業とする者をいう（15 USC 78c(a)(4)）。
- ディーラーとは、ブローカーを通じて、あるいは他の方法により、自己の勘定で証券の売買を行うことを業とする者をいう（15 USC 78c(a)(5)）。

1934 年証券取引所法では証券会社の業務範囲は制限されていない。しかし、証券会社の預金の受入れはいわゆるグラス・スティーガル法（1933 年銀行法）第 21 条[102]で禁止され、現在もこの規制は存続している。

[102] FDIC, FDIC Law, Regulations, Related Acts, 5000 - Statements of Policy,

(2) 免許等（登録：register）

SEC への登録（register）を行わずに、ブローカー又はディーラーとしての業務を行うことは違法である（15 USC 78o(a)(1)）。

(3) 要件

SEC は、登録の停止又は取消の要件に該当すると認定した場合には、当該登録を取消さなければならないとされている（15 USC 78o(b)(4)）。登録の停止・取消要件については、下記の（4）変更・取消において記載している。

なお、近時の関連法令の改正として、顧客情報保護規則（Reg S-P）により、顧客情報の保護を強化するため、データ侵害（データ・ブリーチ）が発生した場合の顧客への通知義務、及びサービス・プロバイダー（委託先）に対する監督要件が拡大され、2024 年 8 月に採択された[103]。

(4) 変更・取消

SEC は、ブローカー若しくはディーラー、又はそれらの関係者が、次に定める事実に該当し、公益に反すると認めるときは、命令により、ブローカー又はディーラーとしての一時的（12 カ月以内）な事業活動の停止又は登録の取消をしなければならない（15 USC 78o(b)(4)）。

- 登録の停止・取消要件
  - 登録申請書等において、重要な事実について虚偽若しくは誤解を生じさせる表示を故意に行った若しくは重要な事実を表示することを怠ったこと
  - 一定の罪について有罪宣告を受けたこと
  - 裁判所の命令又は判決により、ブローカー等として行動すること等を禁止されていること
  - SEC 所管法令に故意に違反したこと
  - 他の者による SEC 所管法令への違反の幇助等を故意に行ったこと。
  - ブローカー業等に関連して、SEC による排除、資格停止命令の対象となったこと
  - 海外の監督機関によって、類似の処分の対象となったこと

https://www.fdic.gov/regulations/laws/rules/5000-1900.html

[103] https://www.sec.gov/files/rules/final/2024/34-100155.pdf

・ 州の証券業監督機関や銀行業、保険業の監督機関等、及び連邦金融監督機関によって、違反等に対するこれらの機関が所管する業務の禁止や、不正行為禁止違反についての最終処分の決定が下されたこと

(5) 電磁的交付をめぐる動向

証券業界では、90 年代から顧客文書の電子交付が段階的に導入されてきた。SEC は 1995 年と 1996 年に電子メディア使用に関する解釈指針（Interpretive Releases）を公表し、以後も必要に応じ改訂している[104]。その内容は大要、前述の E-SIGN 法の考え方を先取りする形で、投資家保護の観点から以下の条件を満たせば電子交付による書面提供を容認するというものである。

•通知と同意: 発行体や証券会社が書面を電子提供する場合、事前に投資家へ電子提供の旨を通知し、投資家が受領方法として電子的方法を選択・同意することが必要である。投資家の同意は明示又は黙示の方法があり得るが（例えば電子交付を希望する旨の書面提出、又は通知後に紙版を請求しないことを黙示の同意とみなす等）、SEC 指針では投資家の意向が尊重されるべきとされている。

・アクセス可能性: 電子的に提供された文書は、投資家が容易にアクセスし、ダウンロード又は印刷できる状態でなければならない。例えば、目論見書をウェブサイト上に掲載する場合、期間内は継続して閲覧可能にし、PDF 等一般的な形式で提供することなどが推奨される。

・送達の証跡: 電子交付が確実に届いたことを担保・確認する措置が重要とされている。具体例として、電子メールで通知した場合に返信や開封確認を得る、又は Secure サイトへのログイン記録をもって受領証跡とみなす等の方法がある[104]。もっとも、SEC は 1998 年の改訂指針で「アクセス＝デリバリー（Access equals delivery）」の考え方を一部導入し、特定の場合には投資家がアクセス可能となった時点で配達義務を果たしたとみなすことを明らかにした。2005 年の証券発行改革（Securities Offering Reform）では、公募増資等における最終目論見書の電子提供（EDGAR における掲載）をもって配布義務を充足し得る制度が整えられている[105]。

---

[104] https://www.sec.gov/rules-regulations/1996/05/use-electronic-media-delivery-purposes

[105] 「Access Equals Delivery（アクセスは交付に等しい）」法理に基づき、交付義務の合理化が図られている。具体的には、証券法規則第 172 条等に基づき、発行体が最終目論見書（Final Prospectus）を SEC の電子開示システム（EDGAR）に提出し、所定の要件を満たした場合には、投資家へ個別に書面を交付することなく、交付義務を果たしたものとみなされる。ただし、この法理は主として登録済証券の目論見書に限定して適用されるものであり、個別の取引報告書（Confirmations）や口座明細等については、依然として連邦 E-

以上により、今日では証券会社は多くの顧客向け書類を電子交付している。具体例として、取引確認書（コンファメーション）は従来郵送が原則であったが、顧客の同意取得により電子メール通知で確認内容をオンライン参照させる形が一般化した。また、口座残高報告書（ステートメント）もオンライン配信が可能である。投資信託の目論見書・定款等も、新規購入時に電子閲覧リンクを提供し、希望者には紙送付という形態が増加している。さらに、先述のとおり、投資信託・ETF の年次・半期報告書については SEC ルール 30e-3（2018 年採用、2021 年適用開始）によりオンライン開示が標準化された [106]。このルールでは、投資家への紙通知（報告書利用可能通知）は必要であるが、報告書本体はウェブサイト掲載で足りるとしている。これによりファンド運用報告書の大量紙印刷・郵送コストが削減され、投資家も必要時にウェブサイトから閲覧・保存できるようになった。また、FINRA は会員向けに電子交付のガイドラインを提示し、電子確認書などの導入を支援している [107]。

2025 年 12 月現在、連邦議会法案である Improving Disclosures for Investors Act が審議中であり、これが成立すれば一部の証券開示書面について投資家のオプトインを要さず電子提供を可能にする規則策定が義務付けられる見込みである [108]。

以上のとおり、証券業界では電子交付が相当程度普及している一方、完全ペーパーレス化にはなお移行期間が必要と見られる。

(6) サイバーセキュリティ・インシデントと金融規制の動向

SEC は、2024 年 5 月 16 日、Regulation S-P（Final Rule, Release No. 34-100155）[109]（顧客情報保護規則に関する最終規則）を採択し、証券会社、投資顧問業者、投資会社等に対して、顧客情報に関するサイバーセキュリティ・インシデント発生時の通知義務及びインシデント対応体制の整備を明文化した（同年 8 月 2 日発効）。同最終規則は、通知義務の対象を機微な顧客情報（sensitive customer information）への不正アクセス・不正使用としつつ、インシデント対応プログラムにおいて業務委託先の監督を求めており、CrowdStrike 事案のような第三者起因のリスク管理という点でも実務上の関連がある。対象金融機関における遵守期限は、大規模機関について 2025 年 12 月 3 日、小規模機関について 2026 年 6 月 3 日である。

SIGN 法及び SEC ガイダンスに基づく「顧客の事前の同意」を条件とした電子交付ルールが適用される。

106 https://www.sec.gov/files/rules/final/2018/33-10506.pdf

107 https://www.finra.org/rules-guidance/notices/25-07

108 https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1877/text

109 https://www.sec.gov/files/rules/final/2024/34-100155.pdf

3. 投資運用業者・投資顧問会社

投資運用業者・投資顧問会社に相当する事業者は、それぞれ投資会社法・投資顧問法により規制されている。

(1) 業務範囲

ア 投資運用業者

投資運用業者に相当する代表的なものとしては、投資会社法にいう「投資会社の投資顧問（investment advisor of an investment company）」がある。

「投資会社の投資顧問」とは、投資ファンドとの契約（契約者から委任されている場合など、間接的な契約関係である場合も含む）によりファンド資産の運用にあたる者のことをいい、投資会社法では以下のように定義されている（15 USC 80a-2(a)(20)）。

- 投資会社との契約によって、当該ファンドが行う有価証券やその他の財産への投資や売買について定期的に助言を行う者、又は当該ファンドから有価証券やその他の財産への投資や売買について決定権限を与えられている者。ただし、当該投資会社の正規の役員、取締役、信託受託者、経営諮問委員会のメンバー、又は従業員を除く。
- 上記で規定された者との契約によって、定期的に、上記で規定された者の果たすべき義務を実質的に実施している他の者。

「投資会社の投資顧問」である投資運用業者は、投資顧問法[110]に基づき、「投資顧問業者（investment advisor）」として規制の対象になる。

なお、投資会社法では投資会社の投資顧問の業務範囲は制限されていない。

イ 投資顧問業者

投資顧問業者について、投資顧問法は「報酬を受けて、他者に対し直接的に、又は、刊行物や文書を通じて、有価証券の価値や有価証券への投資あるいは当該有価証券の売買の妥当性（advisability）について、助言を行う者、若しくは通常業務の一環として報酬を受けて、有価証券に関する分析や報告書の発行あるいは公表を行う者」と定義している（15 USC 80b-2(a)(11)）。

なお、投資顧問法では投資顧問業者の業務範囲は制限していない。

[110] 15 USC 80b-1, et. seq.

(2) 免許等

ア　投資運用業者

米国における投資運用業者は、投資ファンドの資産の運用指図を行う業者であり、投資顧問業者としての登録を義務付けられている。

イ　投資顧問業者

（ア）連邦法による規制

SEC への登録を行わずに、投資顧問業者として州を越えた業務を行うことは違法である（15 USC 80b-3(a)）。ただし、以下の適用除外要件に該当する場合、SEC へ登録を行わなくても、州を越えた業務が可能となる（15 USC 80b-3(b)(l)(m)）。

- 州内顧問業（Intrastate Advisers）
  事業所も顧客も全て同じ州内にあり、かつ上場有価証券に関する助言を行わない場合
- 保険業に対する顧問業（Advisers to Insurance Companies）
  保険会社のみを顧客とする顧問業
- 在外私募顧問業（Foreign Private Advisers）
  米国内に拠点がなく、米国顧客が 15 人未満でかつそれらへの助言対象が私募ファンドに限定されている等の要件を満たす場合
- 慈善団体等（Charitable Organizations and Plans）
  慈善団体、あるいはその信託受託者、役員、従業員等が、それらの慈善団体等に対して助言を行う場合
- 教会プラン（Church Plan）
  一定の税制適格要件を満たす教会又は教会の組織によって設立されたプランで、教会プランの設立・運営者、信託受託者、役員、従業員等が、専ら、それらの教会プラン等に対して助言を行う場合
- 商品投資顧問業（Commodity Trading Advisors）
  商品先物取引委員会（CFTC）の管轄下にあり、（証券）投資顧問業としての実態がない場合
- 私募ファンドの顧問業（Private Fund Advisers）
  米国内の運用資産が 150 百万ドル未満の私募ファンドのみを対象とする顧問業
- ベンチャー・キャピタルへの顧問業（Venture Capital Advisers）
  ベンチャー・キャピタルのみを顧客とする顧問業
- SBIC への顧問業（Advisers to Small Business Investment Companies）
  中小企業投資会社法（Small Business Investment Companies Act of 1958）

に基づく免許を付与された投資ファンドのみを対象とする顧問業

（イ）州法による規制

主たる事業所を構え、また事業を行う州による規制の適用を受ける投資顧問業者は、原則として SEC への登録義務を負わない。ただし、以下の場合には SEC への登録が必要となる（15 USC 80b-3a(a)）。

- 運用資産の額が 2500 万ドル以上、又は SEC が規則によって定める以上の額である場合
- 投資会社法に基づいて SEC への登録を行っている投資会社に対して顧問業を行う場合

(3) 要件

SEC は、登録取消要件に該当すると認定した場合には、登録を取消さなければならない（15 USC 80b-3(c)）。

(4) 変更・取消

SEC は、以下の場合に問責（censure）、12 カ月を超えない期間にわたる業務の制限、登録の取消（revoke the registration）を行うことができる（15 USC 80b-3(e)）。

- 登録の取消要件
  - 申請・報告等において、重要な事実（material fact）に関する虚偽若しくは詐欺的な表明を故意に行ったり、又は重要な事実の表明を故意に怠ったりした場合
  - 一定の罪について有罪宣告を受けたとき
  - 国内外の裁判所の命令又は判決により、投資顧問業やその他の金融業務（証券業、銀行業、保険業、商品取引業など）の営業等を禁止されたとき
  - SEC 所管法令に故意に違反したこと
  - 他の者による SEC 所管法令への違反の幇助等を故意に行ったとき
  - 投資顧問業務に関連して、SEC による排除、資格停止命令の対象となったとき
  - 海外の監督機関によって、類似する処分の対象となったとき
  - 州の証券業監督機関や銀行業、保険業の監督機関等、及び連邦金融監督機関によって、違反等に対するこれらの機関が所管する業務の禁止や、不正行為禁止違反についての最終処分の決定が下されたとき

4. 保険会社（保険仲介業を含む）

保険業務は、1945 年に成立したマッカラン・ファーガソン法（McCarran-Ferguson Act）により、生命保険会社、損害保険会社とも、州法の規制に従うこととされている（15 USC 1012）。

(1) 業務範囲（例：ニューヨーク州）

いかなる個人・団体も、有効な免許（a license）により認可されるか、又は免許要件を免除[111]されない限り、ニューヨーク州内で保険事業を営むことはできない（ニューヨーク州保険法（以下「ISC」）第 1102 条(a)）。ニューヨーク州法に準拠して設立された法人が州外で保険事業を営む場合についても同様である（ISC 第 1102 条(b)）。

「保険事業を営む（doing an insurance business）」とは、ISC 第 1101 条に規定するものを指すとされ（ISC 第 107 条(a) (46)）、同条は、ニューヨーク州内で保険事業を営んでいるとみなされる場合について、次のとおり規定している。

いかなる個人・団体（firm, association, corporation or joint-stock company）が行う州内での次のいずれの行為も、州外から郵便その他の方法でなされた場合は、州内で保険事業を営むこと（doing an insurance business）に該当する（ISC 第 1101 条(b)(1)）[112]。

- 保険者として、州居住者若しく州内で営業認可を受けた組合、団体及び法人に対し、保険証券・保険契約書の発行等若しくはそれらの申込みの誘引を含め、保険契約[113]を締結し、又は締結の申込みを行うこと
- 本業として、保証[114]又は債務引受契約を締結し、又は締結の提案を行うこと
- 保険証券・保険契約に対し、保険料や会費、賦課金若しくはその他の対価を徴収すること
- 本法の意義の範囲内で保険業を構成するものとして、特定して認めら

---

111 慈善年金組合、一定の共済組合・社団法人、ニューヨーク州保険基金、労働組合等については、免許要件等が免除されている（ISC1108 条）。

112 ただし、州無認可の他州保険者・外国保険者が州外から郵便で行う場合の一定の行為・取引（ISC 1101 条(b)(2)）など、一定の例外がある。

113 「保険契約（insurance contract）」は、「保険者（insurer）である一方の当事者が、保険契約者（insured）又は保険金受取人（beneficiary）である他方の当事者に対して、後者が偶発的事故の発生によって不利な影響を受ける実質的な利害関係を、その事故発生の際に有し、又は有すると期待される場合において、その事故の発生を条件として金銭的価値の給付を付与する義務を負う一切の合意又はその他の取引」と定義されている（ISC 第 1101 条(a)(1)）。

114 「保証契約（contract of warrant, guaranty or suretyship）」とは、保険事業を本業として営む保証人によってなされる場合に限り、保険契約を指す（ISC 第 1101 条(a)(3)）。

れる事業（再保険業を含む）を営むこと

- 本法の規定を潜脱する目的で、実質上、上記のいずれかに相当する事業を営み、又はその企画をすること

(1)	生命保険	(17)	信用保険
(2)	年金	(18)	権原保険
(3)	傷害・健康保険	(19)	自動車車両・航空機機体保険
(4)	火災保険	(20)	海上及びインランド・マリーン保険[116]
(5)	諸財産保険		
(6)	漏水保険	(21)	船主責任保険[117]
(7)	盗難保険	(22)	残余価値保険
(8)	ガラス保険	(23)	モーゲージ補償保険
(9)	ボイラー機械保険	(24)	失業信用保険
(10)	エレベーター保険	(25)	金融保証保険
(11)	動物保険	(26)	差損額保険
(12)	衝突保険	(27)	表彰補償保険
(13)	対人賠償責任保険	(28)	サービス契約補償保険
(14)	対物賠償責任保険[115]	(29)	リーガルサービス保険
(15)	労災補償使用者責任保険	(30)	信用失業保険
(16)	誠実保証保険	(31)	給与保証保険
		(32)	実質上類似の保険[118]

認可の対象となる保険種目は次のとおり定められている（ISC1113 条(a)）。

[115] 株式会社が営む場合は基本保険種目、相互会社が営む場合は非基本保険種目に分類される。

[116] 海上及びインランド・マリーンで特定された海上保険（原文は”marine and inland marine”であるが、非基本保険種目との対比からこのように解される）は基本保険種目、海上及びインランド・マリーンで特定されたインランド・マリーン保険は非基本保険種目に分類される。

[117] 相互会社が営む場合は基本保険種目、株式会社が営む場合は非基本保険種目に分類される。

[118] 実質上類似の保険（Substantially similar kind of insurance）とは、保険監督官の見解によれば(1)～(32)の保険種目に実質上類似していると判断され、かつ本章の目的に照らして当該保険種目に含まれるとみなされるものをいう（ISC 第 1113 条(a)(32)）。

（注）実線は損害保険種目のうち「基本保険種目（Basic kinds of insurance）」に分類されるもの（ISC 第 4101 条(a)）、二重線は「非基本保険種目（Non-basic kinds of insurance）」に分類されるもの（同条(b)）である。

ニューヨーク州内において生命保険事業を営む免許を付与された生命保険会社が営むことができる保険事業は次のとおり。この業務規制は、他州生命保険会社がニューヨーク州の内外を問わず営む事業、外国生命保険会社が合衆国内で営む事業についても適用される（ISC 第 4205 条）。

- 生命保険（ISC 第 1113 条(a)(1)）
- 年金（ISC 第 1113 条(a)(2)）
- 傷害・健康保険（ISC 第 1113 条(a)(3)）
- リーガルサービス保険（ISC 第 1113 条(a)(29)）
- 給与保証保険（ISC 第 1113 条(a)(31)）
- 再保険（ISC 第 1114 条(a)）
- 基金積立協定（ISC 第 3222 条）[119]

他方、損害保険会社は、1 つ若しくは複数の基本保険種目を引き受けるために設立され、免許が交付される（ISC 第 4102 条(a)）。また、そのような損害保険会社は、一定の要件[120]の下で非基本保険種目を引き受ける免許が交付されることがある（ISC 第 4102 条(b)）。なお、基本保険種目・非基本保険種目のいずれにも含まれない種目（権原保険、モーゲージ補償保険、金融保証保険）については、損害保険会社・生命保険会社のいずれも引き受ける免許を取得できず、専門の保険会社（モノライン）が営むこととされている。

＜他業禁止（例：ニューヨーク州）＞

1) 本体業務

生命保険・損害保険を問わず、ニューヨーク州において営業を認可された保険者は、保険法で特に認められている他業のほか、同州における営業免許の交付を受けた保険事業に必然又は当然に付随する範囲において、その他の事業に従事できることとされている（ISC 第 1113 条(a)）。

[119] 基金積立協定の発行・交付は ISC1113 条、1714 条で認められている事業を営むことには該当せず、ISC1101 条(a)(1)にいう保険事業を営むことにあたるとされている（ISC3222 条(a)）。

[120] 例えば、対人賠償責任保険及び対物賠償責任保険を引き受けている保険者は、自動車車両・航空機機体保険、リーガルサービス保険を引き受ける免許を受けることができる（ISC4102 条(b)(4)）。また、財務要件も設けられている（ISC4103 条、4107 条）。

ニューヨーク州保険法で特に認められている他業は次のとおり。

(a) 生命保険会社（ISC 第 4205 条）

州内生命保険会社は、当該事業を分離勘定で帳簿及び記録を備え置くことによって、次の事業を営むことができる（ISC 第 1714 条(a)）。

- 投資顧問業務、投資管理業務及び保険事業活動諸部門に関連するサービスの提供を含む、保険者の業務に固有の、又は本来的に付属する範囲内にある一切の事業
- 州金融サービス監督官が承認する範囲でのその他一切の事業 [121]
- 上記事業に必然又は当然に付随する事業（ISC 第 4205 条）

この規定は、他州生命保険会社がニューヨーク州の内外を問わず営む事業、及び外国生命保険会社が合衆国内で営む事業についても適用される（ISC 第 4205 条）。加えて、他州保険者 [122]及び外国保険者 [123]については、追加的免許要件として、同州以外で営む業務との関係での規制が設けられており、保険事業以外の他業については次のとおり規制されている（ISC 第 1106 条）。

- 他州保険者について、ニューヨーク州又は他州で保険事業以外の事業を営み、かつ、当該事業がその保険者が営業免許を交付されている（licensed）保険事業に必然又は当然に付随する事業でない場合に、ニューヨーク州で事業を営むことはできない（ISC 第 1106 条(c)後段）。
- 外国保険者について、合衆国内のいずれかにおいて保険事業以外の事業を営み、かつ、当該事業がその保険者が営むことを認可されている（authorized）保険事業に必然又は当然に付随する事業でない場合に、ニューヨーク州で保険事業を営むことはできない（ISC 第 1106 条(d)後段）。

(b) 損害保険会社（property/casualty insurance company）

州内損害保険会社は、当該事業を分離勘定で帳簿及び記録を備え置いた場合の次の事業、及び州における営業を認可された保険事業に必然又は当然に付随する事業について直接営むことができる（ISC 第 1610 条(a)）。

---

[121] 承認にあたっては、州金融サービス監督官は保険契約者の利益保護のための制限を設けることができる（ISC1714 条(b)）。

[122] 他州保険者（foreign insurer）とは、ニューヨーク州以外の州の法律により法人格を付与され又は設立された保険者をいう（ISC107 条(a)(21)）。なお、「州」とは、合衆国の各州、プエルトリコ自治領及びワシントン D.C.をいう（ISC107 条(a)(39)）。

[123] 外国保険者（alien insurer）とは、外国の法律又は他州保険者の定義に含まれない地域の法律により法人格を付与され又は設立された保険者をいう（ISC107 条(a)(5)）。

- 投資顧問業務
- 保険数理、損害賠償、安全工学、情報処理、経理、請求、評価、徴収及び勧誘、労働者災害補償保険法第 50 条に基づく自家保険者の代理としての業務を含む保険事業活動諸部門に関連するサービスの提供
- 保険機能を持つ、又は健康若しくは福祉プログラムを担当する行政機関の事務代行業務

当該事業を分離勘定で帳簿及び記録を備え置いた場合には、上記に加え、州金融サービス監督官が承認する範囲でその他一切の事業を直接営むことができる（ISC 第 1610 条(b)）[124]。

2) 子会社・持株会社

子会社について、州内生命保険会社は、設立管轄法に基づいて適法な事業を営むか、若しくはそのために設立された子会社であれば、いかなる事業を営む子会社に対しても投資することができ、又はその他の態様で取得することができるとされ（ISC 第 1701 条(a)）、子会社の業務は制限されていない。したがって、子会社を通じていずれの他業にも参入が可能である。州内損害保険会社についても同様である（ISC 第 1601 条(a)）。

持株会社（保険持株会社）[125]についても保険法上持株会社本体又は被支配者の業務を制限する規定はなく、他業への参入が可能である[126]。従来、銀行持株会社法で禁止されていた持株会社を通じた銀行業務への参入についても、1999 年のグラム・リーチ・ブライリー法により金融持株会社を通じた相互参入が可能となっている（12 USC 1843(k)(1)(4)）。

(2) 免許等（例：ニューヨーク州）

保険会社に対しては、州当局が免許を交付する。

州政府の州金融サービス監督官（the superintendent of financial services of this state）から免許が交付され、又は、免許要件を免除されなければ、保険事業を営むことはできない（ISC 第 1102 条(a)）。

---

[124] 承認にあたっては、州金融サービス監督官は保険契約者の利益保護のための制限を設けることができる（ISC1610 条(b)）。

[125] ここでいう持株会社（保険持株会社）とは、直接又は間接的に認可保険会社を支配する者をいう（ISC1501 条(a)(3)）。なお、支配する者が認可保険会社である場合、その者は持株会社とはみなされない（ISC1502 条(a)(1)）。

[126] 参入は可能であるが、支配する者が認可保険会社以外の者である場合には、支配される保険会社への通知及び州金融サービス監督官の事前承認を要する（ISC1506 条(a)）。また、支配される保険者は監督官への登録・報告が必要である（ISC1503 条・1504 条(a)(1)）。

(3) 要件（例：ニューヨーク州）

州金融サービス監督官は、以下の場合に免許の交付を拒否できる。

- 免許の交付・更新の拒否がニューヨーク州民にとって最上の利益になると判断した場合（ISC 第 1102 条(d)）
- 申請者が、資本金をはじめ、定められた財務条件を満たしていない場合（ISC 第 1102 条(e)(1),(4)）
- 発起人又は取締役が有罪判決を受けた、又は信頼し得ぬ人物と認定された場合（ISC 第 1102 条(e)(2)）
- 公衆を欺瞞又は誤導しかねない名称で事業を行おうとすると判断した場合（ISC 第 1102 条(g)(1)）

近時の展開として、2023 年 12 月、全米保険監督官協会（NAIC）は、保険会社が AI システムを使用する際の公平性（Fairness）、透明性（Transparency）、及びガバナンス体制に関するガイドラインを定めた NAIC AI モデル・ブレティン（Model AI Bulletin）規定を採択。各州はこのモデル規定を参考に州法・規則を制定する見込みである[127]。

(4) 変更・取消（例：ニューヨーク州）

州金融サービス監督官は、保険会社がこの法律上の要件を遵守できず、かつ、州民の利益を守るために必要と判断した場合、他州又は外国の保険会社に与えた免許を取消すことができる。なお、当該取消要因がもはや存在しないと州金融サービス監督官が認定する場合には、免許を復活させることができる（ISC 第 1104 条(a)）。そのほか、虚偽説明の禁止違反に対する免許の取消（ISC 第 1104 条(b)）、財務健全性を理由とする免許の停止（ISC 第 1104 条(c)）に関する規定も設けられている。

(5) Insurtech に関する規制等

連邦政府では Insurtech を法律上定義及び規制しておらず、各州の保険監督局の規制に委ねられている。

NAIC では、保険業界における技術、データ収集、サイバーセキュリティを監視するために 2017 年に Innovation and Technology (EX) Task Force を結成した[128]。当該タスクフォースでは定期的に会合を開き、各州の保険監局向けにイノベーション技術を阻害する規制に関して、緩和に向けた動きを支援している。

[127] https://content.naic.org/sites/default/files/cmte-h-big-data-artificial-intelligence-wg-ai-model-bulletin.pdf.pdf
[128] https://content.naic.org/cipr-topics/insurtech

また、NAIC は、AI を利活用する保険業界に対する一般的な期待として、2020 年 8 月に人工知能（AI）原則を採択し、保険業界における AI 使用実態調査等を踏まえた検討を行っている[129]。NAIC は、保険会社が AI を利用している主要な分野として、保険契約引受、保険金請求、不正検知、顧客対応等を挙げている。

ウェストバージニア州では、2021 年 7 月に保険分野に関するレギュラトリー・サンドボックス制度を導入した[130]。Insurtech の動きを加速するための取組といえ、そのほか、ケンタッキー州、サウスダコタ州、ユタ州、バーモント州でも保険分野へのサンドボックス制度導入による規制緩和の動きがみられている[131]。

(6) 電磁的交付をめぐる動向

保険分野における顧客説明書類（保険契約書、約款、各種通知類）の電子交付は、他分野に比べると慎重に進められてきたといえる。これは、州ごとに保険契約に関する消費者保護規定が異なり、特に解約通知や更新通知の確実な到達が重視されてきたためである。もっとも、近年は保険業界でも電子交付の需要が高まり、各州は対応を進めている。

大多数の州では、保険証券（ポリシー）や付随書面を電子的に交付することが可能である旨を定める法律が制定されている。例えば、カリフォルニア州保険法 38.6 条は、保険契約者からの同意があれば契約書類等を電子送信できること、その際の同意取得方法（口頭同意の場合は書面追認が必要等）や、保険会社が負うべき送達責任について詳細に規定している[132]。イリノイ州なども 2015 年前後に電子交付関連法を整備し、契約者が希望すればポリシーや通知を電子メール等で提供できるようにしている[133]。

こうした州法は、E-SIGN 法/UETA の枠組みを踏襲しつつ、保険特有の配慮事項を織り込んだものである。その一つが実際の受領確認に関する規定である[134]。例えば、ニューヨーク州では、重要通知（例えば、失効通知）を電子送付する場合、顧客から明示的同意を得るだけでなく、開封確認を行い、要求があれば紙コピーを提供できる体制を求めている[135]。また、州によっては電子署名による契

---

129 National Association of Insurance Commissioners (NAIC) Principles on Artificial Intelligence (AI) https://content.naic.org/sites/default/files/inline-files/AI%20principles%20as%20Adopted%20by%20the%20TF_0807.pdf

130 https://www.wvinsurance.gov/Portals/0/pdf/pressrelease/Announcement-Insurance-Innovation-Process-07-12-2021.pdf?ver=2021-07-12-152707-837

131 https://www.thezebra.com/resources/car-insurance/insurance-regulatory-sandboxes-by-state/

132 https://content.naic.org/sites/default/files/committee-exposure-ecommerce-draft-framework.pdf

133 Illinois Statutes, Chapter 215. Insurance § 5/143.34 – Electronic notices and documents https://www.ilga.gov/legislation/ILCS/details?MajorTopic=REGULATION&Chapter=INSURANCE&ActName=Illinois%20Insurance%20Code.&ActID=1249&ChapterID=22&ChapAct=215+ILCS+5%2F&SeqStart=51000000&SeqEnd=67000000

134 https://www.carltonfields.com/insights/expect-focus/2020/a-new-dawning-for-electronic-insurance

135 https://www.nysenate.gov/legislation/laws/ISC/3458

約締結も認めつつ、消費者が希望すれば紙のポリシー写しを交付する義務を残している。こうした規制のため、保険会社は IT システムで送達状況を追跡し、未開封の場合に紙郵送へ切り替える等の工夫を行っている。

2021 年には、パンデミック下で講じた電子対応措置に関する NAIC による州保険局への調査も行われており、その結果を踏まえ 2022 年以降にモデル指針やモデル法改正が議論されている。例えば、保険加入申込やクレーム手続のオンライン化に伴う規制障壁（対面署名要求など）の洗い出しや、消費者保護との調和が検討課題となっている[136]。

以上のとおり、保険契約関連書面の電子交付は州法に従って徐々に拡大している段階と言える。

5. 総合取引所

米国の主要な総合取引所として、CME グループ及び Intercontinental Exchange（ICE）社がある。

(1) 業務範囲

ア 概要

一般に取引所とは個別株や株価指数先物といった金融商品に加え、金や原油をはじめとする商品（コモディティ）なども含めた幅広い対象を取扱う取引所のこととされる。米国では、CME グループ及び Intercontinental Exchange（ICE）社が、主要な総合取引所となる。このほか、取引所としては、現物株を専ら取扱うニューヨーク証券取引所（New York Stock Exchange、NYSE）や NASDAQ、各地方の取引所などが存在しているが、ここでは、上記定義に即し、総合取引所について主に説明する。

2000 年代から 2010 年代前半において、米国の取引所については、マーケットリーダーの 1 つである CME グループと、M&A により拡大した ICE の存在感が目立つ。また、CME グループ傘下のシカゴマーカンタイル取引所（Chicago Mercantile Exchange、CME）、シカゴ商品取引所（Chicago Board of Trade、CBOT）といった取引所は、非相互会社化され、営利を目的とする株式会社となった。

米国の CME グループ及び ICE 傘下の主な商品取引所は以下のとおりである。なお、取扱主要商品の多くがデリバティブ商品である。

[136] https://content.naic.org/sites/default/files/committee-exposure-ecommerce-draft-framework.pdf

図表　米-30　主な商品取引所と取扱主要商品 [137]

親会社	商品取引所	略称	所在地	取扱主要商品
CME グループ	シカゴ マーカンタイル取引所	CME	シカゴ	畜産物、農作物、不動産、金融商品 [138]
	シカゴ商品取引所	CBOT	シカゴ	農産物､金融商品 [139]
	ニューヨーク マーカンタイル取引所	NYMEX	ニューヨーク	エネルギー、貴金属、 農産物 [140]
ICE	インターコンチネンタル取引所	ICE	アトランタ	金融商品、農産物、天候 [141]

イ　デリバティブ取引の概要

SEC は、デリバティブを「パフォーマンスの少なくとも一部が、原資産、証券、又は指数のパフォーマンスに由来する金融商品。たとえば、ストックオプションはその価値が基となる株式の価格変動に関連して変化するためデリバティブに該当する。」と定義している。

ウ　デリバティブ取引に関する規制・監督体制の概要

1974 年の商品先物取引委員会法（The Commodity Futures Trading Commission Act）は、商品取引所法を改正したうえで CFTC を創設し、多くの商品について規制する権限を与えている。

2010 年、オバマ大統領が署名したドッド・フランク法は、2008 年の金融危機を受けて、規制システムのさまざまな側面を改革するために、金融商品を規制する CFTC の役割を大幅に拡大した。例えば、スワップ市場を規制する権限を CFTC に与えたほか、CFTC 内部告発プログラムを策定することにより米国のデリバティブ取引に関する違反を調査し、内部告発者を報奨す

[137] https://www.cmegroup.com/
https://www.theice.com/index
https://www.nadex.com/
https://www.nodalexchange.com/

[138] 暗号資産、通貨、指数、金利などの先物を含む。
https://www.cmegroup.com/designated-contract-market.html#cme

[139] 金融商品としては金利や株価指数、農産物としてはとうもろこし、米、麦、小麦、大豆などが含まれる。
https://www.cmegroup.com/designated-contract-market.html#cbot

[140] 例としてアルミニウム、銅、原油、電力、ガソリン、金、天然ガス、パラディウム、プラチナ、銀などがある。
https://www.cmegroup.com/designated-contract-market.html#nymex
https://www.cmegroup.com/designated-contract-market.html#comex

[141] 通貨や原油、電力、天然ガスなど。

る制度を設けた。SEC においても、ドッド・フランク法により内部告発室も設置されている。

先物及びオプション取引は 1920 年代から、スワップ取引は 2010 年 7 月 21 日にドッド・フランク法が可決されて以来、その多くは CFTC の規制対象として監督されている。スポット取引については、直接の CFTC 規制の対象ではないものの、デリバティブの原資産に関連するため、一部 CFTC による監督の対象となっている。なお、CFTC は、監督するデリバティブ取引について、監視プログラムを運営している。取引される先物やオプションについて、大口取引を行う投資家・トレーダーの日々の取引活動や価格の関係、取引に関する需要と供給の要因を中心に、職員がモニタリングを行っている。

他方、SEC は単一の証券やローン、限定的な証券指数（narrow-based security index）[142]などを参照する証券派生スワップについて監督している。そのため、スワップと証券派生スワップの両方の性質を持つ合成スワップ（mixed swap）[143]については CFTC と SEC 両当局が共同で監督している。

(2) 免許等

米国商品取引所法（Commodity Exchange Act、CEA）に基づき、CFTC から指定契約市場（Designated Contract Market、 DCM）としての指定を受ける（7 USC 7）。DCM としての指定を受けることは、米国内において先物、オプション、及びスワップ取引の場を提供するための必須要件である（7 USC 6(a)）。新規に DCM の指定を申請する団体は、所定の申請書（Form DCM）及び関連する展示資料を CFTC に提出し、法定の審査期間を経て承認を得る必要がある（17 CFR 38.3）。

(3) 要件

DCM としての指定を受け、かつその地位を維持するためには、商品取引所法に規定された 23 の中核原則（Core Principles）を継続的に遵守しなければならない（7 USC 7(d) (1)から(23)）。主要な要件として、関連規則の遵守（同 (1)）市場操作や相場操縦を防止するための市場監視体制の整備（同(4)）、システムの安全性確保（同 (20)）、一定の財源確保（同 (21)）、上場会社である場合には、その経緯陣が多様性を確保した人選であること（同 (22)）などが挙げられてい

[142] 限定的な証券指数とは、9 以下の証券で構成されるなどの条件を満たす証券指数のこと。
[143] 混合スワップは限定的な証券指数とコモディティ指数などを参照するコリレーション・スワップや外国為替ヘッジを組み込んだ単一の証券に関するトータル・リターン・スワップなどが含まれる。

る。各 DCM は、ルールの確立、監視、及び当該ルールの執行を行う（同 (2)、17 CFR 38.150）。

(4) 変更・取消

CFTC において、DCM が上述の中核原則を遵守していないと判断した場合、公聴会等の手続きを経た上で、当該市場の指定を取り消し、又は一定期間停止する権限を有する（7 USC 7b）。取引所が自発的に指定の効力を失わせることを希望する場合は、CFTC に対して指定の取り下げ（Vacation）を申請することができる（7 USC 11）。また、36 ヶ月間にわたり取引実績がない市場は休眠状態（Dormant）と定義され、取引を再開するには改めて再指定の手続きを行う必要がある（17 CFR 38.3(b)）。

6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

資金移動業者・前払式支払手段発行者は各州の送金業者法（Money Transmitter Law）に基づいて規制されている。暗号資産交換業者の監督は、各州の監督機関に委ねられている。

(1) 業務範囲

ア 資金移動業者

米国では資金移動業者は「送金業者」として、各州の送金業者法（Money Transmitter Law）に基づいて規制されている。米国 50 州のうち、モンタナ州以外の 49 州及びワシントン D.C.で送金業者法等が規定されている。

なお、各州で規制が異なるため、統一州法委員会全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws）は、2000 年に統一マネーサービス法（UNIFORM MONEY SERVICES ACT、UMSA）を制定（2004 年に改訂）し、全ての州が UMSA を制定するよう勧告を行った。UMSA は、複数の州と地域で採用されている。

UMSA では、「マネーサービス」（money services）を、送金、小切手の現金化、両替としている（UMSA 第 102 条第 13 項）。「送金」については、支払手段やストアードバリューの販売あるいは発行、又は、金銭あるいは金銭的価値の移転のための受領としている（UMSA 第 102 条第 14 項）。「支払手段」とは、小切手、為替手形、小為替、トラベラーズチェック、その他金銭や金銭的価値の移転・支払のための手段であり、譲渡可能かどうかは問わないとされる。ただし、クレジット・カードバウチャー、信用状、発行者の商品・サービスにより

償還が可能な手段は、「支払手段」に含まないとされる（UMSA 第 102 条第 16 項）。

イ　前払式支払手段発行者

ニューヨーク州では、前払式支払手段（いわゆるプリペイド）発行者に対する規制について、基本的には前述の送金業者に対する規制と同様であると解される[144]。UMSA においては、ストアードバリュー（いわゆる電子マネー）を規制対象としている。また、前払式支払手段発行者は、マネーサービスビジネス（MSB、Money Service Business）原則として FinCEN（金融犯罪ネットワーク）に登録を行わなければならない[145]。

ウ　暗号資産交換業者

ニューヨーク州では、暗号資産（仮想通貨）事業活動（Virtual Currency Business Activity）とは、ニューヨーク州において又はニューヨーク州の居住者に対して、次の 5 つの活動のいずれかを行うことをいう。

① 移転のための暗号資産（仮想通貨）の受取り又は暗号資産（仮想通貨）の送信
② 他者に代わって行う暗号資産（仮想通貨）の保管、保有、又はカストディ若しくはコントロールの維持
③ 顧客ビジネスとしての暗号資産（仮想通貨）の売買
④ 顧客ビジネスとしての交換サービスの遂行
⑤ 暗号資産（仮想通貨）の発行・管理・コントロール

ニューヨーク州仮想通貨規制では、「何人も、当局から取得した免許がなければ、暗号資産（仮想通貨）事業活動に従事することはできない」と規定されており、免許制が導入されている。

なお、後述のとおり、2025 年 7 月 18 日に、決済ステーブルコイン（Payment Stablecoin）に関するジーニアス法の成立により、連邦法による規制が確立した。

144 「諸外国における金融制度の概要」報告書（平成 29 年 3 月）におけるニューヨーク州金融サービス局へのヒアリングによると、「We would add that the money transmission restrictions have been applied to prepaid cards issuers in the past.」と述べている。

145 31 CFR § 1022.380 (a) (1)。 https://www.ecfr.gov/current/title-31/subtitle-B/chapter-X/part-1022/subpart-C/section-1022.380

(2) 免許等

ア 資金移動業者

ニューヨーク州では、ニューヨーク州銀行法（New York Banking Law）に送金業者についての規定があり（Article 13-B Transmitters of Money）、ライセンスを受けた送金業者でなければ、小切手の販売、発行、送金のための金銭の受領に従事することはできないとされている（ニューヨーク州銀行法第 641 条第 1 項）。ただし、銀行、信託会社、個人銀行、外国銀行、貯蓄銀行、貯蓄・ローン協会、投資会社、米国銀行協会、FRB、連邦貯蓄銀行、連邦貯蓄・ローン協会、州及び連邦信用組合については、免許は不要である[146]。

イ 前払式支払手段発行者

米国では、前払式支払手段発行者に対する規制については、基本的には前述の送金業者に対する規制と同様であると解される。併せて、前述のとおり、原則として MSB として FinCEN への登録が必要となる。

ウ 暗号資産交換業者

ニューヨーク州では、2015 年からニューヨーク州金融サービス局（Department of Financial Services、以下「NYDFS」）がニューヨーク州内で暗号資産（仮想通貨）事業を提供するために必要となる BitLicense を発行している。BitLicense の取得者（以下「Bit ライセンシー」）の暗号資産（仮想通貨）事業活動を規制・監督しているほか、ニューヨーク州仮想通貨規制に基づき、資本要件や保証証券の決定など BitLicense 申請の審査において一定の裁量を有している[147]。

(3) 要件

ア 資金移動業者

ニューヨーク州では、送金業者の免許申請に伴い、当局は申請者の財務状況や責任能力、財務及び実務経験、人格等を含む全体的な適正調査を行うとされている。適正調査により、申請者の事業が、ニューヨーク州銀行法に従って、また、社会の信頼を得るものとして、誠実かつ公正であり、慎重に効率良く行われるであろうと当局が判断した場合には、文書で申請者を承認するとされている（ニューヨーク州銀行法第 642 条）。

146 Article 13-B Transmitters of Money　Section 641
147 https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20220603/2022report_stablecoin.pdf

イ　前払式支払手段発行者

米国では、前払式支払手段発行者に対する規制については、基本的には前述の送金業者に対する規制と同様であると解される。また、前述のとおり、FinCENへの登録を必要とする。

ウ　暗号資産交換業者

（ア）財産規制（最低資本金等）要件

ニューヨーク州では、Bitライセンシーは当局が当該Bitライセンシーのリスク評価に基づいて財務の健全性及び事業の継続性を確保するために十分であると決定した資本を維持しなければならない[148]。当局は、各Bitライセンシーのリスク評価にあたり、以下の要素を考慮する。

- 総資産の構成（資産の種類ごとのポジション、規模、流動性、リスク・エクスポージャー、価格変動性を含む。）
- 総負債の構成（各負債の規模及び返済のタイミングを含む。）
- 暗号資産（仮想通貨）事業活動の実際のボリュームと予想されるボリューム
- 金融商品又はサービスの提供者として、ニューヨーク州金融サービス法、ニューヨーク州銀行法、又はニューヨーク州保険法に基づいて当局からすでに認可又は規制されているかどうか、及びBitライセンシーがそのような立場で良好な状態にあるかどうか
- 採用しているレバレッジ比率
- 流動性ポジション
- 信託口座又は保証証券を通じて顧客に提供する財務的保護
- サービスを提供する事業体の種類
- 商品又はサービスの種類

資本の形態については、当局が許容する割合で、金銭のほか、暗号資産（仮想通貨）や高品質で流動性が高い投資適格資産も認められている。

（イ）資産保全要件

ニューヨーク州仮想通貨規制は、顧客資産の保管及び保護に関し、以下の規定を定めている[149]。

- 顧客保護のための保証証券・信託口座の維持義務
- 他者のために保管等している暗号資産（仮想通貨）については同一種類の暗号資産（仮想通貨）についての全額保持義務

[148] 23 NYCRR §200.8
[149] 23 NYCRR §200.9

- 他者のために保管等している暗号資産 （仮想通貨）の処分禁止

（ウ）その他の要件

上記のほか、主要株主規制[150]（免許申請時における当局への情報提供義務）、開示規制[151]（顧客に対する情報開示規制義務）、行為規制（AML プログラム策定等の義務[152]、顧客の身元確認プログラムの策定義務など）がある。

(4) 変更・取消

ア 資金移動業者

前述のとおり、送金業者として各州による規制に則る。

イ 前払式支払手段発行者

前述のとおり、送金業者としての州法に基づく監督及び FinCEN のルールに基づく。

ウ 暗号資産交換業者

州法に基づく。

(5) その他法規制の動向

ア 資金移動業者

（ア）1978 年電子資金移動法

電子資金移動法（Electronic Fund Transfer Act）は、1978 年に制定され、電子資金移動に関する消費者の権利義務を規定する[153]。かつては、FRB が同法を施行するためのルールである Regulation E （12CFR Part1005）[154]を策定し、これに基づいて同法を実施する行政的権限を有していたが、2010 年に制定されたドッド・フランク法により、現在ではルールの策定及びその実施権限が、消費者金融保護局 （Consumer Financial Protection Bureau : CFPB）[155]に移管された[156]。

同法は、ドッド・フランク法に基づき、カード決済ネットワークに関し、インターチェンジ・フィー（事業者間交換手数料）に関する規則や、カード決済

150 23 NYCRR §200.4
151 23 NYCRR §200.19 (a)~(d)
152 23 NYCRR §200.15
153 https://www.fdic.gov/regulations/laws/rules/6000-1350.html
154 https://www.consumerfinance.gov/policy-compliance/rulemaking/regulations/1005/
155 米国Ⅰ.2.(3)エ 消費者金融保護局を参照のこと。
156 https://files.consumerfinance.gov/f/documents/cfpb_supervision-and-examination-manual_efta-exam-procedures-incl-remittances_2019-03.pdf

ネットワークへの寡占防止に関する規則に関して、FRB が策定できることを定めている。インターチェンジ・フィーは、合理的かつ発行者が負担するコストに比例しているものであることを保証するものでなければならないとされている。加えて、同法は、サービス提供者に対し、利用規約や契約条件の開示を求めている。

また、同法において、消費者は、無権限取引について、当該取引に用いられたカードその他の口座利用手段が当該消費者によって承認されたものであり、かつ、サービス提供者が、適切な本人確認の手続（KYC）を提供していた場合に限って、その責任を負わなければならないものとされている。しかしながら、その責任は、消費者がカードその他の口座利用手段の紛失又は盗難を知ってから 2 営業日以内にサービス提供者に通知をした場合には、50 ドル又は無権限取引の総額のいずれか少ない額を超えることはないことが定められている。

同法は、電子送金を実施する目的で消費者の口座にアクセスする、あらゆる手段に対して効力が及ぶ。さらに、FRB が新たな規制を課す際は、EB（Electronic banking）サービスとテクノロジーの持続的な発展を後押しするために、他機関と協議する必要があるとされる[157][158]。

（イ）ドッド・フランク法

本法に基づき、消費者金融保護局が FRB 内に設置されている。消費者金融保護局は、本法律により FRB から独立性を確保しながら、電子資金移動法及び同法に基づく Regulation E(12CFR Part1005)を通じて、電子資金移動に関する消費者保護を担う格好となっている。

イ　前払式支払手段発行者

CFPB によるプリペイド決済規則（Prepaid Rule）は、貸付真実法（Truth in Lending Act）及び電子資金移動法の口座から、プリペイドの口座まで規制の適用対象を拡大している。

貸付真実法では、同法を施行する Regulation Z (12 CFR Part1026)[159]にて、前払式の決済手段を使用する消費者の保護について定めている。

プリペイド決済規則の保護対象は、不正利用、不正チャージ、及びプリペイド口座からの引き落としの間違いへと範囲が拡大されている。また、同規則は、雇用主に対して、ペイロール・カード[160]に関する従業員の手数料情報を提供す

[157] https://www.fdic.gov/regulations/laws/rules/6000-1350.html
[158] https://www.consumerfinance.gov/policy-compliance/rulemaking/final-rules/electronic-fund-transfers-regulation-e/
[159] https://www.consumerfinance.gov/policy-compliance/rulemaking/regulations/1026/
[160] 給与の振込先として機能するカード。利用するために銀行口座の開設が不要であり、口座開設が難し

ることを求めている。プリペイド・クレジット混合型のカード[161]においては、クレジット・カード法に準拠する必要があり、また、クレジット機能を追加するまで 30 日の猶予期間を設けなければならない。また、債権者は、消費者の同意がない限り、口座から自動的に支払うことも禁じられている[162]。

ウ　暗号資産交換業者

（ア）規制の状況

2013 年、米財務省の金融犯罪取締ネットワーク（Financial Crimes Enforcement Network、FinCEN）は、暗号資産の実態を明らかにしたガイダンスを公表した。このガイダンスでは、暗号資産利用者は金融サービス事業者（Money Services Business、以下「MSB」）ではないため、MSB に求められる登録、報告、記録管理に関する規制の対象にはならないとされている。ただし、暗号資産取引所は MSB として扱われており、口座情報を、口座保有者の同意なく銀行が開示することを禁止する銀行秘密法のガイドラインに準拠する必要がある[163]。銀行秘密法は、銀行がマネー・ローンダリング、その他の犯罪行為を抑止し、発見するために必要な管理態勢を確保することを目的として制定されている[164]。

2014 年に、合衆国内国歳入庁（Internal Revenue Service、以下「IRS」）は、暗号資産を連邦税務上の資産に分類する通知を公表している[165]。加えて、2015 年に、SEC は、暗号資産を有価証券として分類した。これは、暗号資産が、連邦証券法の対象となる可能性があることを意味している[166]。しかし、同年、CFTC は、最大規模の暗号資産であるビットコインを「コモディティ」と分類した[167]。

さらに、2019 年、SEC は、暗号資産が有価証券として該当するのか否かを判断する際の枠組みについて公表している。SEC は、特に「第三者の努力から生じる利益に対する合理的な期待（Reasonable Expectation of Profits Derived from. Efforts of Others）」[168]を有するデジタル資産に投資する場合、暗号資産は有価証券に該当するという考えを表明している。

い消費者でも利用が可能。

161 発行者が利用者に付与する当座貸越枠が利用可能な、クレジット機能付きのプリペイド・カード。

162 https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/24/2022-03587/bulletin-2022-02-compliance-bulletin-on-the-electronic-fund-transfer-acts-compulsory-use-prohibition

163 https://www.fincen.gov/resources/statutes-regulations/guidance/application-fincens-regulations-persons-administering

164 https://www.fincen.gov/resources/statutes-regulations/guidance/application-fincens-regulations-persons-administering

165 https://www.irs.gov/newsroom/irs-virtual-currency-guidance

166 https://www.sec.gov/news/public-statement/statement-clayton-2017-12-11

167 https://www.cftc.gov/sites/default/files/idc/groups/public/@lrenforcementactions/documents/legalpleading/enfcoinfliprorder09172015.pdf

168 https://www.sec.gov/files/dlt-framework.pdf

連邦政府では、暗号資産の位置付けについて統一的な見解を示す一方、各州の規制当局は、「通貨」としてそれぞれ異なる見解を示しているため、州法を確認したとしても、統一的な分類を行うことは困難な状況になっている。

2025 年 7 月に成立したジーニアス法にて、決済ステーブルコインについては、1940 年投資顧問法、1940 年投資会社法、1933 年証券法、1934 年証券取引所法、及び 1970 年証券投資家保護法における「証券（Securities）」並びに商品取引所法上の「コモディティ」に該当しない旨、明文にて規定された。これにより、本法に基づき発行された決済ステーブルコインの法的性質及び規制監督庁が明確化された[169]。

また、2026 年 3 月 17 日には、SEC 及び CFTC が、暗号資産の取引が連邦証券法の規制対象となる場合を明確化する解釈指針を共同で公表した[170]

（イ）Howey Test について

暗号資産が、連邦証券諸法の下で「証券」に該当するか否かの判断基準の一つとして、Howey Test がある。Howey Test とは、ある取引が「投資契約」に該当するかどうかを判断するための米国最高裁判所の判例法理であり、この判例法理により、当該商品が 1933 年証券法及び 1934 年証券取引所法に基づく開示・登録義務の対象となる「証券」とみなされるか否かが判断される。

Howey Test では、「①他者の努力から②得られる利益を③合理的に期待して、④共通の事業に資金を投資する」場合には、投資契約が存在するとみなされる。

（ウ）ステーブルコインに関する規制

2021 年 11 月に米大統領直下の金融市場作業部会と FDIC が「ステーブルコインに関する報告書（Report on Stablecoins by President’s Working Group on Financial Markets）を公表した。ステーブルコインとは法定通貨や特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタル資産と定義している。

ステーブルコインに関するリスクとして、金融システムの機能低下、決済システムの不安定化、取引需要の集中による競争上の問題などが述べられている。こうしたリスクを踏まえ、大統領下の作業部会の報告書によると、ステーブルコインの健全性を高めるために議会が立法措置を行い、ステーブルコインの発行や管理を行う事業者を FDIC の預金保険に加盟している預金取扱金融機関に制限すべきとしている。また、ステーブルコインの保管や管理を行う仲介事業者に対しても連邦政府による監視を義務付けるべきとしている[171]。このような

[169] ジーニアス法 Sec 17

[170] https://www.sec.gov/newsroom/press-releases/2026-30-sec-clarifies-application-federal-securities-laws-crypto-assets, https://www.sec.gov/files/rules/interp/2026/33-11412.pdf

[171] https://home.treasury.gov/system/files/136/StableCoinReport_Nov1_508.pdf

議論がなされていたものの、連邦政府では証券取引委員会（SEC）や商品先物取引委員会（CFTC）の連携や棲み分けが進んでおらず規則制定には至っていなかった。

こうした中、2022 年 11 月に暗号資産交換業大手 FTX トレーディングが経営破綻したことを契機に、規制強化・制定に向けた動きが強まり、SEC は 2023 年 2 月に自社保有の資産と顧客資産の分別管理の徹底を企図して、会計監査を義務付ける新たな規則案を可決した。

また、前述のとおり、2025 年 7 月 18 日には、ステーブルコインに関する初の連邦規制であるジーニアス法が成立した[172]。

同法は、対象となる暗号通貨を「決済ステーブルコイン（payment stablecoin）」と規定した。「決済ステーブルコイン」とは、デジタル資産であって、(1) 支払手段若しくは決済手段として使用されるか、又は使用されるように設計され、かつ、(2) その発行者が、①一定額の金銭的価値（ただし、一定額の金銭的価値で表示されたデジタル資産を除く）で転換、償還又は買い戻す義務を負い、かつ ②当該発行者が一定額の金銭的価値について安定した価値を維持するか、又は維持するという合理的な期待を生じさせる旨を表明しているものとされている。非決済ステーブルコイン（non-payment stablecoin）は同法の対象外とされている。

同法下において決済ステーブルコインを適法に発行出来るものとして「認可ステーブルコイン発行者（Permitted Payment Stablecoin Issuer、PPSI）」を定め、PPSI に対する各種規制内容や外国における決済ステーブルコイン発行者の扱い等について定める。PPSI に対する主な規制内容としては、業務範囲に関する規制、準備資産要件、償還・開示義務、PPSI 倒産時における決済ステーブルコイン保有者の保護、AML/KYC 等の金融犯罪コンプライアンス、法的命令への対応、及び決済ステーブルコインに関する利息の禁止が挙げられる。

同法では、PPSI ではない者による米国における決済ステーブルコインの発行を原則として違法とし、また、デジタル資産サービス提供者による、PPSI が発行したものではない決済ステーブルコインの募集及び販売を違法としている。

ステーブルコインの発行者が米国で設立されたものでない場合は、原則として PPSI には該当せず、Foreign Payment Stablecoin Issuer（FPSI）に該当し、別途の規制に服する。

PPSI 及び認可 FPSI は、決済ステーブルコインの保有者に対し、その決済ステーブルコインの保有、使用又は保持に関連することのみをもって、現金、トークン、その他の対価など形式を問わず利息を支払うことは禁止されている[173]。

---

[172] https://www.congress.gov/119/plaws/publ27/PLAW-119publ27.pdf
[173] ジーニアス法 Sec 4 (a) (11)

同法の施行日は、制定日から 18 カ月後（2027 年 1 月 18 日）、又は連邦規制当局が本法を施行するための最終規則を公布した日から 120 日後のいずれか早い日である。

なお、2025 年 12 月 16 日付で、FDIC が同法に基づく支払いステーブルコイン発行者の申請手続きに関する規則案（Notice of Proposed Rulemaking, NPRM）を承認し、Federal Register を公表した[174]。 この規則案[175]は、FDIC が保険預金機関（state nonmember banks（州法銀行（state bank）で、Federal Reserve System に加盟していない銀行）や savings associations）傘下の子会社による支払いステーブルコインの発行者としての承認申請プロセスを実施するための規則案であり、FDIC 監督下の金融機関が傘下子会社を通じて支払いステーブルコインを発行するための申請プロセス等を定めるものとされている。

さらに、2026 年 2 月 25 日付で、OCC が同法に基づく規則案（NPRM）を公表した[176]。同規則案は、ジーニアス法に基づく、準備資産、償還、リスク管理、州から連邦規制への移行、及び海外発行体の監督等、ステーブルコインに関する包括的な基準を定めるとしている。一方、マネロン対策や OFAC 制裁関連については、財務省と共同で別途規則を策定するとしている。

また、ジーニアス法の関連法案として、2025 年 7 月に CLARITY 法案及び Anti-CBDC 法案が審議中である。いずれも 2025 年 12 月時点で、法律として未成立である。

これらの法律及び法案の棲み分けとして、CLARITY 法案はステーブルコインを除く暗号通貨を対象とし、これをデジタル・コモディティとして整理し、SEC ではなく CFTC による監督を強化することを骨子とする。具体的には、「成熟したブロックチェーン（mature blockchain）」に該当すれば、米国証券関連法上の「証券」に該当せず、「商品（コモディティ）」として CFTC 監督下に置かれる。

Anti-CBDC 法案は、民間による発行された暗号通貨ではなく、中央銀行デジタル通貨を抑制・監視対象とすることを骨子とする。

（エ）その他

① 2020 年マネー・ローンダリング防止法（AMLA）と暗号資産との関係

本人確認を義務付ける送金ルールである「トラベルルール」の対象に暗号資産業者も加えられ、法制化されている。

---

174 https://www.fdic.gov/news/press-releases/2025/fdic-approves-proposal-establish-genius-act-application-procedures-fdic

175 https://www.fdic.gov/board/federal-register-notice-approval-requirements-issuance-payment-stablecoins-subsidiaries-fdic

176 https://www.occ.treas.gov/news-issuances/bulletins/2026/bulletin-2026-3.html

② ニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）の取組

暗号資産の送信や売買、交換サービスの提供など、暗号資産ビジネスのライセンス取得に向けた取組みや、「DFS Exchange」プログラムを設置し、金融イノベーターやステークホルダーとの関わりを通じて Fintech のイノベーションを支援している。

7. 貸金業者

貸金業者に対する規制・監督は、各州の監督機関が担っており、上限金利規制も各州によって異なる。

(1) 業務範囲

連邦法である貸付真実法（Truth in Lending Act）では、利用者に開示すべき実質年率（annual percentage rate、APR）の算定方法や表示方法等を定めているが、その上限については規定していない。

他方で、州法においては、消費者信用の金利に対し、何らかの規制を加える立場をとっていることが一般的である。これは、高金利貸付が実施された結果として債務者の生活が破綻した場合、州がその債務者に対する公的扶助を提供しなければならず、財政的負担が大きくなることと関係している。ニューヨーク州の場合、免許貸付業者による上限金利は、16%（超えた場合、金利の全額が没収される）であり、25%を超える金利を請求していることが判明した貸し手は、刑事訴追される可能性がある。

もっとも、州によっては、州の免許を取得して貸付を実施している事業者に対し、上限金利規制を適用していない場合もある。

(2) 免許等

貸金業者は各州の金融サービス局により免許が交付される。

ニューヨーク州の場合、個人、家族、家計、又は投資のために用いる資金で元本 2 万 5000 ドルまでの個人向け融資、事業又は商業のために用いる資金で元本 5 万ドルまでの融資で、いずれも別途法律で認められている場合を除き、利率を 16%超とするものを業とする会社は、免許を必要とする。州法による銀行、連邦法による銀行、信託会社、貯蓄銀行、小売業者、販売金融会社は、16%を超える利率の融資を他の法律により認められているので、改めての免許取得を要さない。

(3) 要件

ニューヨーク州の場合、申請者は、自社に関する財務諸表、会社組織基本文書、その他会社のデータ、会社信用調査を提出する。その上で、申請者の金銭上の責任感、経験、性格及び一般的適性が融資業務を誠実、公正かつ効率的に行うに足り、申請者が申請地で 5 万ドルを超える流動資産を営業のために所持すると当局が判断した場合には，免許を交付する。

(4) 変更・取消

ニューヨーク州の場合、NYDFS が財務状況、内部統制と監査、法律と規制の遵守、管理、及びシステムと技術の評価に基づいて、免許の交付を受けた貸金業者に対し、1～5 で評価を付ける。この評価が「4」又は「5」で低い場合には、罰金、ライセンスの一時停止、取消などの規制措置の対象となる場合がある [177]。

8. 業横断的に金融サービスを仲介する業者（金融サービス仲介業者）

(1) 登録制度の概要

米国では、取り扱う金融商品に応じて仲介業者に求められる登録・免許制度が分かれており、業態横断でサービスを提供するには複数の当局へそれぞれ登録を要する。証券を扱うブローカー・ディーラー（証券会社）は、連邦レベルで米国証券取引委員会（SEC）に登録し、金融業界規制機構（FINRA）という自主規制機関の会員になることが義務付けられる。

ブローカー・ディーラーに所属する個人（登録外務員、いわゆる「証券ブローカー」）もまた FINRA に個人登録し、適切な資格試験に合格するとともに、各州の証券規制当局から州証券営業許可（例：シリーズ 63 試験など）を得る必要がある [178]。

一方、投資アドバイザー（投資助言業者）は証券法上ブローカー・ディーラーとは別の登録区分で、顧客資産残高が一定規模以上（1 億 1 千万ドル超 [179]）の場合は SEC に投資顧問として登録し、より小規模な場合は各州証券当局に登録する仕組みを採用している。

保険商品の販売仲介を行う業者（後述する保険プロデューサー）は州ごとの保険当局によるライセンスを取得することを要する。全米保険監督官協会（NAIC）の策定するモデル法に準じ、生命保険、損害保険など商品分野ごとに

177 https://www.dfs.ny.gov/apps_and_licensing/licensed_lenders
178 https://www.finra.org/investors/investing/working-with-investment-professional/registered-financial-professionals
179 https://www.investopedia.com/articles/investing/071515/investment-advisor-versus-broker-how-they-compare.asp

州試験合格等が求められる。例えば、変額年金（証券的要素を持つ保険商品）を販売するには、生命保険のライセンスに加えて証券外務員資格（シリーズ 6 資格又はシリーズ 7 資格）を取得し、証券取引委員会や FINRA への登録と、州保険当局への追加的承認（変額保険ラインの付加）が必要となる[180]。

また、貸付商品（ローン等）を仲介するモーゲージブローカーやローンオフィサーについては、2008 年制定の SAFE 法に基づき全米モーゲージライセンスシステム（NMLS）を通じた登録・ライセンス取得が義務化されている。銀行など預金取扱機関に所属する者は連邦登録、それ以外の者は州当局発行のモーゲージローンオリジネーター（MLO）ライセンスを取得する形で、いずれも NMLS により一元管理されている[181]。

このように、米国では金融商品カテゴリごとに別個の登録制度が敷かれており、複数分野のサービスを提供するにはそれぞれの規制当局の許可を得る必要がある。

(2) 代理・媒介形態の区分

米国の金融仲介業者は法的な立場や義務の面でいくつかの類型に分かれる。

証券分野では、ブローカー・ディーラー（broker-dealer）は顧客のために有価証券の売買を取り次ぎ（ブローカーとして）、また自己勘定で証券取引も行いうる業者である。

一方、投資アドバイザー（investment adviser）は顧客の資産運用について助言・管理を行う業者で、一般に有価証券に関するフィナンシャル・アドバイスを業として行う[211]。両者は提供サービスや法的義務が異なり、投資アドバイザーは 1940 年投資顧問法の下で顧客に対する受託者責任（fiduciary duty）を負うのに対し、ブローカー・ディーラーは近年の規制強化により「最善の利益」基準（Best Interest）に則って顧客に適合性のある勧誘を行う義務を負う[211]。

具体的には、投資アドバイザーは常に顧客の最善の利益を最優先し忠実に行動する法的義務があり[211]、利益相反の開示・排除など「高度の善意と完全かつ公正な開示」の義務が課される[211]。これに対し、証券ブローカーは従来「適合性義務」（顧客の状況に照らし適切と思われる勧誘を行う義務）のみであったが、2020 年 6 月から施行された SEC の規則 Best Interest（Reg BI）により、小口顧客に証券勧誘を行う際は自らの利益を顧客より優先しないことが明文化され、

[180] https://agentsync.io/blog/insurance-101/which-finra-series-exams-and-state-insurance-licenses-you-need-to-sell-variable-lines

[181] https://ncua.gov/regulation-supervision/manuals-guides/federal-consumer-financial-protection-guide/compliance-management/lending-regulations/secure-and-fair-enforcement-mortgage-licensing-act-safe-act-regulation-g

開示義務・ケア義務[182]・利益相反管理義務など包括的な規範が課されている[183]。ただし、ブローカーの「最善の利益」義務は投資アドバイザーの受託者責任ほど厳格ではないと評されることもある[211]。

また、保険分野では法的用語として「代理人(agent)」と「ブローカー(broker)」の区別がある。保険代理人は特定の保険会社と契約しその会社のために保険契約を締結する権限を持つのに対し、保険ブローカーは顧客（被保険者側）のために複数社の保険商品を仲介する形態である。ただし、州法では両者を包括する保険プロデューサー（保険募集人）という単一のライセンス区分としている場合が多く、所属先（後述）によって実態上代理人・ブローカーいずれの役割も果たし得る。

貸付（ローン）分野では、住宅ローンブローカーが顧客と融資金融機関の媒介を行うが、法規上は顧客のエージェントというより公正な仲介者としての義務が課され、例えば連邦住宅ローン法では借入条件に基づく報酬受領の禁止（Loan Originator Compensation 規制）など利害調整が行われている。

(3) 取扱商品の範囲

業者の登録類型ごとに取り扱える金融商品の範囲も異なる。

証券ブローカー・ディーラーは、株式、債券、投資信託、ETF、オプション取引など証券に該当する金融商品を売買・仲介できるが、個々の担当者が扱える商品は保持する資格によって制限される。例えば、シリーズ 6 資格の担当者は投資信託や変額年金など限定的な商品しか扱えないが、シリーズ 7 資格を持つと株式・債券を含む広範な証券を販売できる[132]。

投資アドバイザーは、顧客の求めに応じて証券への投資助言を行うが、助言の対象は有価証券全般である（不動産やコモディティ等は対象外。商品先物取引は別途 CFTC 登録が必要）。投資アドバイザー自ら有価証券を販売する場合は通常ブローカー・ディーラーとしての登録も必要となる。

保険プロデューサーは、生命保険、年金（アニュイティ）、損害保険（自動車保険や火災保険等）など各州ライセンスで認められた保険商品を販売することができる。例えば、生命保険のライセンスでは定期保険・終身保険・年金商品等が扱えるが、変額保険・変額年金の販売には証券資格と証券会社への所属登

[182] 商品等のリスク・コスト等の十分な把握と、顧客属性（資産・目的等）の的確な理解に基づき、他候補との比較検討を行った上で、顧客にとって最善となる勧告を行うことを主な内容とする。ケア義務（Care Obligation）に関する SEC ウェブサイト上のガイダンスも参照。
https://www.sec.gov/about/divisions-offices/division-trading-markets/broker-dealers/staff-bulletin-standards-conduct-broker-dealers-investment-advisers-care-obligations

[183] https://www.finra.org/rules-guidance/guidance/reports/2025-finra-annual-regulatory-oversight-report/reg-bi-form-crs

録も必要である[134]。一人の担当者が複数州で保険を売る場合は各州でライセンスを取得し、保険会社ごとに「委嘱（アポイントメント）」を受ける必要がある。

貸付商品については、住宅ローン、学資ローン、消費者向け融資など、それぞれ州法に基づく貸金業者・仲介業者免許が存在する。住宅ローンの仲介では前述の SAFE 法体制下で州免許 MLO（Mortgage Loan Originator）を取得し、NMLS に登録した上で業務を行う[135]。

以上のように、金融サービスのクロスセル（総合的提案）を行う場合、業者は社内に複数の登録部門を設けたり、ホールディングス傘下に証券子会社・保険代理店子会社等を置いたりするケースが一般的である。個人レベルでも、一人のファイナンシャルアドバイザーが証券仲介登録（登録外務員）と投資顧問登録（投資アドバイザー代表者）、保険募集人ライセンスなどを兼ねて取得し、顧客に応じ適切な肩書き・資格でサービス提供する例が多く見られる[132]。実務上、証券仲介と投資助言の双方に登録する「デュアル登録」も珍しくなく、その場合は顧客との関係で自分がどの立場で助言・販売しているかを明確にすることが求められる[132]。

(4) 所属要件とエージェント関係（所属先への紐付き）

米国の金融仲介業では、個人の営業担当者は何らかの所属先組織の下で業務を行うことを原則としている。

証券分野では、個人ブローカーは単独で登録できず、必ず FINRA 会員である証券会社（ブローカー・ディーラー）に所属して登録外務員として活動する[211]。FINRA の資格試験（シリーズ 7 資格等）も所属予定の企業によるスポンサー登録がないと受験できない仕組みを採用している[211]。個人の投資アドバイザーについては、自ら投資助言業者として SEC 又は州当局に登録し RIA（登録投資顧問）になるか、既存の RIA 企業に投資顧問代表者（IAR）として所属する必要がある。

保険分野では、個人の保険プロデューサーは法人代理店に所属する、又は自ら法人/個人事業の代理店免許を取得して活動する。また、保険商品について、多くの州法では、保険会社と契約・委嘱（appointment）されていない保険募集人がその会社の商品を販売することを禁じている。すなわち、保険募集人は顧客に保険契約を媒介するにあたり裏付けとなる保険会社からの代理権付与が必要となる。こうした制度上、例えば生命保険を販売するエージェントは法律上その保険会社の代理人とみなされ、契約締結権限の一部を委ねられる場合がある。他方、保険ブローカーは特定保険会社に縛られず複数社の商品を扱えるが、それでも各取扱保険会社から委嘱を受ける必要があり、厳密な意味で完全に顧客の代理人ではない点に留意が必要である。

モーゲージローン仲介では、個人 MLO は勤め先の会社（モーゲージブローカー会社や銀行等）を通じて NMLS に登録される。例えば、ニューヨーク州では、銀行外の MLO は雇用者としてスポンサー企業の下でのみライセンスが有効となる規定がある（すなわち単独開業は想定されていない）[184]。

以上のように、各分野とも個人は適切な所属組織・委嘱先を得て初めて活動できる制度であり、無所属のフリーランス的立場で業務を行うこと認められていない。また、証券分野では誤解を招く肩書きの使用禁止も規制されており、例えば証券仲介のみの登録しかない者が「アドバイザー」と名乗ることは規制違反となる[141]。

(5) 仲介手数料・報酬の開示義務（Reg BI、Form CRS、NAIC モデル等）

金融商品を販売・仲介する業者には、自らの報酬体系や利益相反に関する開示義務が強化されている。

証券仲介（ブローカー・ディーラー）の場合、2020 年施行の SEC 規則 Best Interest(Reg BI)により、顧客への勧誘時に重要な事実関係や利益相反を「十分かつ公正」に開示する義務が課された[141]。例えば、推奨にあたって受け取る手数料や第三者からの報酬（リベート等）、取扱商品範囲の制限、推奨に伴う顧客負担コストなどは、顧客に対し事前に明確に説明しなければならない[141]。

また、ブローカー・ディーラー及び SEC 登録投資アドバイザーはいずれも、小口顧客（リテール顧客）との新規関係開始時に顧客関係概要書（Form CRS）を交付する義務がある[132]。Form CRS は両業態に共通フォーマットの 2 ページにわたる開示文書であり、提供サービス内容、手数料体系、利益相反、法的義務の違い、顧客救済手段などを平易な言葉でまとめた文書である[141]。これにより、顧客は証券ブローカーと投資アドバイザーのサービス内容や費用を比較し理解しやすくなるよう設計されている[132]。

さらに投資アドバイザー（RIA）については従来から投資顧問報告書（Form ADV）で詳細な手数料体系や紛争事項を開示する義務があり、特に手数料を顧客から直接得ずに第三者からのコミッションで収入を得る場合（例：販売手数料型やリベート受領）は受託者義務との関係で厳格な開示・同意取得が求められる[185][186]。

保険仲介においても、NAIC（全米保険監督官協会）は近年モデル規則「年金取引における適合性（スータビリティ）モデル規則」（モデル#275）を改正し、

---

[184] https://www.dfs.ny.gov/apps_and_licensing/mortgage_companies/temporary_authority_act_mlo
[185] https://sec3compliance.com/sec-enforcement-compensation-conflicts/
[186] 書式の具体例
https://www.empower.com/reg-bi-and-form-crs

保険募集人に「消費者の最善の利益」に則った勧奨を求めるとともに開示義務を強化した[187]。改正モデル（2020 年）では、募集人は自らの役割（代理人かブローカーか等）、報酬の種類（コミッション等）、顕在的な利益相反を顧客に開示することが義務付けられている[187]。この NAIC モデル規則は各州で順次採用され、2025 年 4 月に全州で同様の開示・適合性義務の実装が完了した[188]。

例えばニューヨーク州では生命保険・年金の勧奨規制(Reg 187)により、募集人が顧客の財務状況や意向を把握した上で契約を勧める義務と、他社比較や報酬に関する顧客本位の説明が要求されている。

ローン商品仲介についても、住宅ローン見積書(Loan Estimate)や最終開示書面(Closing Disclosure)上でモーゲージブローカーが受け取る報酬（顧客負担か貸し手負担かを含め）が明示される。

貸金業法では、ローン仲介業者が借入条件により報酬額を変動させること（高金利ほど手数料増など）を禁じており、公正な説明と顧客の比較検討が可能な形での開示が求められている。

総じて、複数分野の金融商品を扱う業者（例えば総合金融アドバイザー）は、各分野の規制に従い顧客に対し手数料や利益相反の情報を適切に開示する義務を負う。このため、Form CRS や商品パンフレット、開示書面などが活用されており、違反すれば当局から罰則や処分を受ける可能性がある（近年も Reg BI 違反による制裁事例が報告されている[189][190]）。

[187] https://www.kaplanfinancial.com/resources/industry-updates/naic-best-interest-rule
[188] https://www.benefitspro.com/2025/04/25/all-50-states-adopt-naic-annuity-rule-to-help-brokers-sell-lifetime-income-products/
[189] https://www.gtlaw.com/en/insights/2024/8/reg-bi-enforcement-intensifies-sec-fines-western-international-securities-for-violating-care-and-compliance-obligations
[190] https://www.finra.org/rules-guidance/guidance/reports/2024-finra-annual-regulatory-oversight-report/reg-bi-form-crs

［英国］の金融制度

【金融監督体制の概要】

英国の金融監督体制は、2 つの金融規制・監督機関が健全性規制と金融行為規制それぞれに個別領域を担当しつつ、適宜相互に協力して規制・監督業務を行っている点が特徴である。

金融安定を目的とする健全性規制機構（PRA）は、健全性維持の上で重要性の高い金融機関（預金受入機関、保険業者、大規模な投資会社）の健全性規制及び監督を担当する。消費者・投資家保護のための規制や市場規制を行う金融行為規制機構（FCA）は、PRA の監督対象外金融機関の健全性規制及び監督を含むすべての免許業者の業務行為規制、市場規制を担当する。詳細は英国I.1 参照

【金融法制の特徴・動向】

2000 年金融サービス市場法は英国における金融サービスに係る規制・監督を包括的、横断的に定める枠組みである。PRA 及び FCA は、同法の委任に基づき一般原則（プリンシプル）を制定し、その下で法的拘束力のあるルールや法的拘束力の無いガイダンスを制定する。こうした英国の規制・監督の枠組みは、プリンシプル・ベースの監督手法と呼ばれるが、プリンシプルの下で、監督下にある金融機関向けの広範かつ包括的な規則制定権が付与されている。

＜近年の動き ①英国の EU 離脱の影響＞

英国は EU 離脱の影響を踏まえ、EU 加盟国時代に制定した金融サービス法の規定を英国の法令として置き換える措置を進めている。EU 離脱の移行期間終了時に一部の EU 法は英国法に直接置き換えられているが、英国の金融サービスの競争力向上を目的として、その改廃・置き換えを容易にする為の新たな法案が 2023 年 6 月に成立した。また、2021 年金融サービス法では、金融機関の健全性規制に関する規則を策定する際に、国際基準、国際金融センターとしての英国の地位、金融サービスの同等性に関する影響などを考慮する必要があるとするなど、EU 離脱が英国内の金融サービスに与える影響を意識した政策がみられる。

＜近年の動き ②暗号資産に対する監督強化＞

暗号資産交換業者に対する規制の検討が進められており、2023 年 9 月よりトラベルルールが導入されたほか、2023 年 6 月に成立した金融サービス市場法では、全ての暗号資産を規制する権限が FCA に付与されている。

＜近年の動き ③小規模金融機関の競争促進＞

英国は、EU 離脱後にリングフェンス規制を見直した。これにより、リテール業務を主力とする小規模な金融機関はリングフェンス規制の対象外となった。小規模な金融機関のコスト負担を軽減することで、大手行との競争を促すことが目的である。詳細は英国I.1.(3)ウ参照

＜近年の動き ④レギュラトリー・サンドボックスの運用＞

英国では FCA 規則の変更・適用免除条項を利用して、金融サービスのイノベーション促進を目的としたレギュラトリー・サンドボックスを 2016 年以降導入しており、現在では「regulatory nursery」というサンドボックス発の企業をフォローアップする制度も併用しながら運用している。加えて、2023 年 6 月に成立した 2023 年金融サービス市場法においては、最近では分散型台帳技術のテストを可能とすることを目的とした、「金融市場インフラサンドボックス」が導入された。詳細は英国I.1.(2)、II.6.(5)ウ(ア)参照

【日本との比較】

上述の英国の二元的な金融規制・監督体制やプリンシプル・ベースの監督体制に加え、わが国と英国の大きな違いは銀行の業務範囲規制のありかたである。英国では消費者向けの預金受入業務と投資銀行業務は伝統的に分離されてきたが、わが国のように銀行が営むことのできる事業の種類を制定法で明確に定める手法は採用されてこなかった。こうした状況は、2013 年に金融サ

ービス市場法を踏まえてリングフェンス制度が導入されることで見直され、現在は消費者向けの預金受入業務と投資銀行業務は分離されている。なお、英国の EU 離脱後は、競争促進などを企図して小規模金融機関をリングフェンス規制の対象外として規定するなどの規制緩和策が講じられた。

このほか、レギュラトリー・サンドボックスに関しては、実証計画の内容が関係法令に違反するものではないことを明確に求めているわが国と異なり、一定の条件下で自由度が担保された金融サービスのイノベーションのための実験を容認している点が特徴である。

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

図表　英-1　金融監督体制図

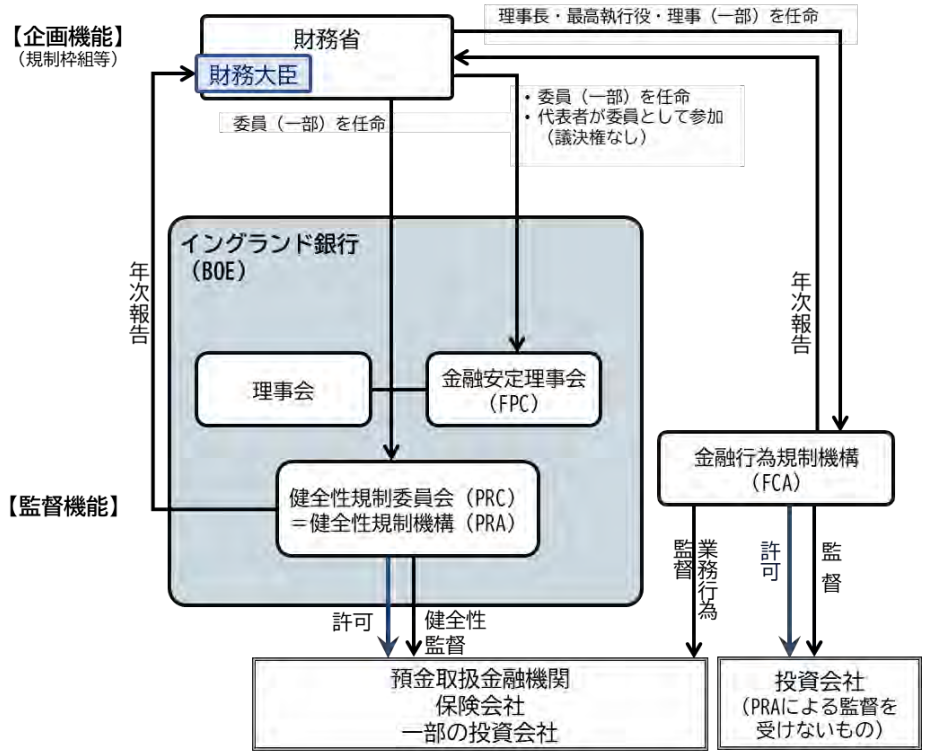

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和 5 年 3 月）[191]及び
イングランド銀行ウェブサイト[192]に基づき作成

- 2000 年金融サービス市場法による体制

2000 年金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000、FSMA2000）[193]は、英国における金融分野の規制について包括的に定める法律である。本法は、英国財務省(HM Treasury)の所管となっている。

監督当局に対し監督下にある金融機関向けの広範かつ包括的な規則制定権を付与する規定が設けられていることから、実際には後述の FCA HANDBOOK 及び PRA ルールブックにおいて具体的な規定が設けられている。

---

191 https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20230529/01.pdf
192 BOE ウェブサイト, “Prudential Regulation Committee replaces PRA Board”
https://www.bankofengland.co.uk/news/2017/february/prudential-regulation-committee-replaces-pra-board
193 Financial Services and Markets Act 2000
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/8/contents

- 2000 年金融サービス市場法の改正について

2000 年金融サービス市場法は、英国の金融規制の基本法であり、2012 年金融サービス法（Financial Services Act 2012、FSA2012）[194]、2021 年金融サービス法（Financial Services Act 2021、FSA2021）[195]及び 2023 年金融サービス市場法(Financial Services and Markets Act 2023、FSMA2023)[196]によって、市場環境や政策課題の変化に応じた改正が行われてきた[197]。

以下、本報告書において「金融サービス市場法」と記載する場合には、特段の断りがない限り、2025 年 12 月までに施行された改正を反映した 2000 年金融サービス市場法を指すものとする。なお、2012 年金融サービス法、2021 年金融サービス法又は 2023 年金融サービス市場法の個別条文を直接引用又は参照する場合には、その旨を明示する。

- 2012 年金融サービス法以降の体制[198]

2012 年金融サービス法は、英国における金融分野の規制を強化することを目的として、主に関連法令の改正を定める法律である[199]。本法は、英国財務省の所管となっている[200]。

本法の制定により、従来英国の金融監督を担ってきた金融サービス機構（Financial Services Authority、以下「FSA」という。）が廃止され、行為規制を担う金融行為規制機構（Financial Conduct Authority、以下「FCA」という。）及びプルーデンス政策を担う健全性監督機構（Prudential Regulation Authority、以下「PRA」という。）に金融監督の機能が移管されることとなった。このように 2 つの機関が協力して金融規制を行う体制（いわゆるツインピークス体制）が敷かれたのは、各機関が金融行為規制と健全性規制に別個に注力することにより、監督をより有効に機能させようとする意図による[201]。

- 2021 年金融サービス法以降の体制

2021 年金融サービス法は、EU から離脱した英国が 2020 年 12 月 31 日に EU 法の適用から外れる事を受け、国際金融センターとしての英国の地位を堅持す

---

194 Financial Services Act 2012
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2012/21/contents

195 Financial Services Act 2021
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/22/contents

196 Financial Services and Markets Act 2023
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/29/contents

197 https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/economic-crime-supervision-handbook/ecsh25500
https://www.burges-salmon.com/articles/102gx9u/the-uks-financial-services-act-2021-receives-royal-assent/

198 2012 年から 2017 年までは、PRA は BOE の子会社として機能していたが、2017 年以降は、PRA は、BOE の一機関とされた。2017 年以降の金融監督体制は、「別冊　III. 資料編　1.英国の金融監督機関の変遷」を参照。

199 本法によって改正された箇所を除き、2000 年金融サービス市場法の規定が保険分野に引き続き適用される。

200 2012 年金融サービス法説明文書（Explanatory Notes）導入参照。

201 津村健二郎「英国の金融監督体制の変更」情報センサー84 号（2013 年）15 頁。

ることを目的とした、EU 離脱後の英国の金融規制の枠組みを管理する法律である。本法は、英国財務省の所管となっている。

本法において、PRA 及び FCA は金融機関の健全性規制に関する規則を策定する際に、国際基準、国際的な投資会社の金融センターとしての英国の地位、金融サービスの同等性に関する影響などを考慮する事が義務付けられている。

- 2023 年金融サービス市場法による体制見直し

2023 年金融サービス市場法は、金融サービス及び市場に関連する残置 EU 法（Retained EU Law）を廃止し、英国市場に適した独自の規制体制を構築することを目的とした法律である。本法も英国財務省が所管している。当該廃止に伴い、残置 EU 法により規制されていた行為は指定活動制度[202]において規制される[203]。

2023 年金融サービス市場法により、金融規制当局の目的には、金融サービスセクターを含む英国経済の成長促進と競争力の強化が追加され、FCA に対して金融市場の透明性、効率的な機能の強化に向けて新たな権限が付与された。また、金融規制当局の説明責任を高めるための措置の導入が盛り込まれた。例えば公益に資する場合、政府が、金融規制当局に対し規制の見直しを指示できるようにした。このほか、EU から継承した資本市場の監督規制の改正、「第 2 次金融商品市場指令（MiFID II）」が定める株式取引にかかる義務や、ダークプール（電子的にアクセス可能かつ、取引前透明性のない取引の場）の取引量制限「ダブル・ボリューム・キャップ」の撤廃、ステーブルコインの決済手段としての安全な採用の支援が盛り込まれている[204]。

2023 年金融サービス市場法は、その他にも重要な改正を実施している。例えば、クリティカル・サード・パーティー（Critical Third Parties、以下「CTP」）[205]を英国財務省が指定し、イングランド銀行、PRA 及び FCA が直接監督できる枠組みの導入、及び暗号資産関連活動[206]への認可制度、金融プロモーション規制（financial promotion regime）[207]の適用拡大、さらに財政難に陥った保険会社に対

---

[202] 指定活動制度とは、金融サービス事業者としての認可の有無にかかわらず、特定の活動そのものを規制対象として指定し、規制当局による行為規制等を可能とする制度。詳細は、I.1.(3)オ参照。

[203] legislation.gov.uk（646）
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/29/notes/division/4/index.htm

[204] ジェトロビジネス短信（2022 年 07 月 29 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/769967f14c689b95.html

[205] 金融機関に不可欠なサービスを提供し、その障害が金融システムに波及するおそれのある第三者を「クリティカル・サード・パーティー」として指定し、金融規制当局による直接的な監督を可能とする制度。詳細は、英国Ⅰ.1.(5) CTP（英国における整備状況）参照。

[206] 暗号資産の保管、暗号資産プラットフォーム等の運営を指す。詳細は、英国II. 金融機関の種類と主な規制 6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者(5)暗号資産交換業者に対する規制に向けた取組参照。

[207] 英国における金融プロモーション規制とは、金融商品・サービスへの投資を勧誘又は誘引するあらゆるコミュニケーションを原則として規制対象とし、金融サービス市場法第 21 条に基づき、原則として金融行為規制機構（FCA）の認可を受けた者による発信又は当該認可業者による承認を要する制度を指す。

する債務減額権限の明確化や法定モラトリアムの創設を通じて、危機時の保険会社管理の枠組みを強化するなど、幅広い制度改正を実施するものである[208]。

(2) 法令

ア 法律

政府及び国会議員は、法案を英国議会に提出することができるが、議員提出法案（Private Member's Bill）については、私的利益にかかわる私法律案（Private Bill）は提出できず、公共の利益にかかわる公法律案（Public Bill）のみに限られている。政府提出法案（Government Bill）は、各省庁において関係利益団体との事前協議を経て立案・提出されている。

また、金融制度の全体構造に関する企画・法制化については英国財務省が責任を負うこととなっているため、金融サービス市場法の原案作成も英国財務省が担当し、議会答弁も財務大臣が行った。

イ 財務省令

英国財務省は、金融サービス市場法により具体的な規定内容を定めた財務省令（order）を制定する権限を与えられている（金融サービス市場法第 426 条）。財務省令は、行政委任立法（statutory instruments、SIs）の形式をとる（金融サービス市場法第 428 条）。これにより英国財務省には、必要に応じて法律改正を要せずに委任の範囲内で制度改正を行うことのできる余地が認められている。

ウ 金融行為規制機構規則／健全性規制機構規則

（ア）規則制定権

FCA 及び PRA は、免許業者による規制対象業務の実施、及び当該業者による規制対象業務以外の活動に関し、必要又は適切と考えられる一般的な規則（general rules）を制定することができる（金融サービス市場法第 137A 条[209]、第 137G 条[210]）。

また、一般的な規則に加え、FCA、PRA にはそれぞれ次の諸規則を制定する権限が与えられている。

- 許認可条件規約（金融サービス市場法第 137O 条）: FCA、PRA とも制定可能

---

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/8/section/21

[208] clifford chance（13 頁）
https://www.cliffordchance.com/content/dam/cliffordchance/briefings/2023/07/uk-financial-services-and-markets-act-2023.pdf

[209] 2012 年金融サービス法第 24 条により改正。

[210] 前掲注 209 に同じ。

- 情報管理規則（金融サービス市場法第 137P 条）: FCA、PRA とも制定可能
- 価格安定化規則（金融サービス市場法第 137Q 条）: FCA が制定可能
- 金融商品勧誘規則（金融サービス市場法第 137R 条）: FCA が制定可能
- 上場規則等のパート 6 規則（金融サービス市場法第 73A 条）: FCA が制定可能

パート 6 規則とは金融サービス市場法パート 6（公式上場）の目的に照らし制定される規則であり、公式上場に関する上場規則（listing rules）、開示規則、目論見書規則、透明性規則及びコーポレート・ガバナンス規則が含まれる（金融サービス市場法 73A 条）。

（イ）規則制定の手続

FCA 及び PRA は、規則の制定又は改廃を行う場合、遅滞なく英国財務省に書面による通知を行わなければならない（金融サービス市場法第 138F 条(1)）。FCA は、原則としてイングランド銀行（Bank of England）にも書面による通知を行う必要がある（金融サービス市場法第 138F 条(1A)）。

FCA 及び PRA は規則を制定する前に互いに対して諮問を行い、その後、提案する規則案を公表する（金融サービス市場法第 138I 条(1)、第 138J 条(1)）。規則案の公表にあたってはそれぞれ次のものを添付しなければならない（金融サービス市場法第 138I 条(2)、第 138J 条(2)）。

1) 費用・便益分析
2) 提案する規則の目的に関する説明書
3) 相互会社（mutual society）とその他の免許業者とで、当該規則によって受ける影響にどのような差異があるかという点に関する FCA 及び PRA の意見書
4) 当該規則が FCA 及び PRA の一般的責務と矛盾しない旨の説明書
5) 所定の期間内に当該案に対する意見表明を行うことができる旨の通知

規則制定権に基づき制定した金融機関の行為規制は、以下の文書にまとめられている。

- FCA HANDBOOK[211]

FCA HANDBOOK は、金融機関の行為規制を具体的に定める文書である。これは、前述のとおり、FCA に対し監督下にある金融機関向けの広範かつ包括的な規則制定権が付与されていることを受けて制定されたものである。

[211] FCA HANDBOOK
https://handbook.fca.org.uk/handbook

- PRA Rulebook[212]

PRA Rulebook は、金融機関のプルーデンス規制を具体的に定める文書である。これは、前述のとおり、PRA に対し監督下にある金融機関向けの広範かつ包括的な規則制定権が付与されていることを受けて制定されたものである。

（ウ）例外的措置

金融サービス市場法 138A 条(4)で、FCA には FCA 規則の変更・適用免除（waivers）が権限として認められている。この規定は、金融分野のイノベーションを目的として Fintech 企業等が活用するレギュラトリー・サンドボックスの枠組みにおいて応用されており、FCA によるサンドボックス利用の審査を通過した企業は一定条件の下で、本来 FCA の免許等を必要とする事業の免許を付与されずとも、又は制限付きの免許の下で実施することができる。

なお、サンドボックスに関しては、規則の変更・適用免除等で対応できない事情が生じた場合には、サンドボックス利用期間中に限り、処分を行わないとの通知（no enforcement action letters）を発出することも可能とされている[213]。

また、サンドボックスを通じて早期に免許等を付与された企業に対する不安の声もみられるため、FCA は「regulatory nursery」というサンドボックス発の企業をフォローアップする仕組みを設けた。これにより、サンドボックスで免許等を付与された企業が成長し、規制に順応するまでの間、監視を強化する期間を設けることとしている。「regulatory nursery」を通じて、免許等が付与されて間もない企業と FCA は密に連絡を取り合い、適宜支援や介入を通じ是正措置等を講じることができる[214]。

(3) 英国の EU 離脱に係る規制の見直し・動向

ア EU 離脱の概要

英国政府は 2017 年 3 月に EU 条約（リスボン条約）第 50 条を発動し、正式に EU 側に離脱を通告した。英国と EU は 2017 年 6 月から本格的な離脱交渉を開始し、2018 年 11 月に離脱の条件をまとめた離脱協定案について英 EU 間で合意に至った。

しかし、英国内での議会承認において、北アイルランドとアイルランドの国境管理のために設けられた安全策（back stop）に関する反発が大きく、2019 年 1 月

[212] PRA rulebook
https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/pra-rulebook-website
[213] 野村資本市場クォータリー 2017 Spring
http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2017/2017spr04.pdf
[214] https://www.fca.org.uk/news/speeches/levelling-playing-field-innovation-service-consumers-and-market

の英議会において EU 離脱は否決された。英国側は 2019 年 3 月と 2019 年 4 月に 2 度にわたり EU に離脱日の延期を要請し、2019 年 4 月の EU 首脳会議で、最長で 2019 年 10 月 31 日までの離脱延期が承認された。

ジョンソン首相（当時）は、「合意なき離脱」も辞さず、必ず 10 月末に離脱するという姿勢で交渉に臨んだが議員らの合意なき離脱への反対は根強く、10 月 19 日までに離脱協定案を英議会で承認できなかった場合、英政府に離脱の延期を義務付ける離脱延期法が 9 月に成立した。

当時、ジョンソン首相は、懸案となっていた安全策に関する代替案を含んだ離脱協定案に関する新たな提案を行い、協議の末、10 月 17 日に EU と合意した。しかし、英議会で関連法案が成立するまで新離脱協定案の採決を保留するという動議が成立したため 10 月 19 日までの離脱協定案の承認が不可能となった。

新離脱協定案の採決見送りを受けて、ジョンソン首相は法律に基づき離脱日の延期を EU に対して要請し、最長で 2020 年 1 月 31 日までの離脱延期が承認された。

2019 年 10 月 29 日、英下院では解散総選挙を行う法案が通過し、12 月 12 日に解散総選挙が実施された。ジョンソン首相の率いる保守党が過半数を超える議席を獲得して圧勝し、新離脱協定案は議会で承認され、2020 年 1 月 31 日に英国は正式に EU から離脱した [215]。

イ　EU 離脱の移行措置

離脱した後の金融機関や企業に与える影響を軽減する目的で、移行措置として移行期間が設けられた。2018 年以降、英 EU 間で移行期間について協議が開始され、2018 年 3 月の EU 首脳会議で承認された。移行期間は離脱の翌日（2020 年 2 月 1 日）から 2020 年 12 月 31 日までで、この期間中は、英国は欧州単一市場や関税同盟に暫定的にとどまることになり、EU 法の適用を受けた。

英国の銀行は EU の銀行で無くなったことで、EU のいわゆる「単一免許（passport）」[216]の適用対象外となり、EU 域内で金融サービスを提供するには、加盟国当局の免許・登録等を改めて取得する必要が生じた。EU の取引所や清算機関の会員になることができるのは EU 企業のみという場合があり、英国の銀行は EU の金融市場インフラへのアクセスが制限された。また、英国の銀行が EU 国債発行のプライマリーディーラーとして活動することが制限された。一方で、EU 離脱

[215] https://www.pwc.com/jp/ja/services/geopoliticalrisk/the-eu-referendum/faq.html

[216] EU における「単一免許（passport）」とは、EU 加盟国の監督当局から認可・登録を受けた金融機関等が、EU 法令に基づき、追加的な免許取得を経ることなく、他の加盟国において金融サービスを提供を行うことを可能にする制度を指す。英国は EU 離脱により同制度の適用対象外となったため、EU 域内で業務を継続するには加盟国当局の許認可取得等が必要となり得る。
https://www.fca.org.uk/firms/considerations-firms-after-transition-period

に伴い、EU 域内において免許・登録を有している者に対して英国法に基づく免許・登録を求めるため、英国法令の見直しも行われている。

ウ　EU 離脱後のリングフェンス規制の見直し

EU 離脱後に見直された法規制としては、リングフェンス規制がある。2010 年 6 月に設置された独立銀行委員会（Independent Commission on Banking、ICB）が、リテール銀行業務と投資銀行業務の分離（リングフェンス）導入についての勧告を行い、これに対応する形で法制化に向けた準備が進められていた。

その後、2013 年 12 月 18 日に 2013 年銀行改革法（Financial Services（Banking Reform）Act 2013）[217]が成立し、リングフェンス規制が導入されリテール銀行業務と投資銀行業務を構造的に分離することが義務付けられた。リングフェンス規制は、「コア預金(Core deposits)[218]」が 250 億ポンド以上の英国の銀行に適用された。また、2025 年 1 月 13 日に成立した 2000 年金融サービス市場法（リングフェンス銀行、主要業務、除外業務及び禁止事項）改正令（The Financial Services and Markets Act 2000 (Ring-fenced Bodies, Core Activities, Excluded Activities and Prohibitions) (Amendment) Order 2025）[219]により、リングフェンス規制が適用される「コア預金」の閾値が 350 億ポンドに引き上げられた [220]。

金融サービス市場法又は財務省令により指定される「コア業務（core activities）」のいずれかを行う英国の金融機関を「リングフェンス銀行（ring-fenced body）」という（金融サービス市場法第 142A 条、第 142B 条（2013 年銀行改革法により改正））。

2013 年銀行改革法では、英国内又は英国外で行う預金の受入業務を、コア業務として指定している（金融サービス市場法第 142B 条）。

- リングフェンス銀行に対し禁止される業務

  リングフェンス銀行に対しては、「除外業務（excluded activities）」を行うこと、及び「禁止事項（prohibitions）」への抵触が禁じられている（金融サービス市場法第 142G 条）。
- 除外業務

  銀行改革法では、自己勘定での投資商品のディーリングを除外業務として

[217] Financial Services (Banking Reform) Act 2013
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/33/contents
[218] The Financial Services and Markets Act 2000 (Ring-Fenced Bodies and Core Activities) Order 2014 (SI 2014/1960)
[219] The Financial Services and Markets Act 2000 (Ring-fenced Bodies, Core Activities, Excluded Activities and Prohibitions) (Amendment) Order 2025
https://www.legislation.gov.uk/uksi/2025/30/made
[220] https://www.ashurst.com/en/insights/smarter-ring-fencing-reforms-government-finalises-plans/

指定している。

ただし、リングフェンス銀行が英国内におけるコア業務の提供の継続に重大な影響を受けない範囲で、自己勘定でのディーリング業務を行える条件を財務省令により規定することができる。また、除外業務を追加指定することも可能である（金融サービス市場法第 142D 条）。

- 禁止事項

以下のような事項がリングフェンス銀行におけるリスクとなり、英国におけるコア業務の継続に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合には、財務省令によりリングフェンス銀行がこれを実施することを禁じることができる（金融サービス市場法第 142E 条）。

1) 特定の種類に該当する取引の実施、あるいは特定の種類に該当する者との取引の実施
2) 特定の国又は地域に支店を設立、又は維持すること
3) 特定の状況において、特定の会社の株式又は議決権を保有すること

エ　残置 EU 法の廃止と廃止に伴う移行措置

2023 年金融サービス市場法には、残置 EU 法を廃止するとともに、廃止された法律に代わる英国内での金融規制を構築するための枠組みが定められている。具体的には廃止される法律について、経過的な修正を加える権限が英国財務省に付与されている。また、残置 EU 法で規制されていた活動に関しては、指定活動として、英国財務省令によって指定されることで規制されることになる。

（ア）残置 EU 法の廃止（2023 年金融サービス市場法第 1 条）

2023 年金融サービス市場法は、同法の別表第 1（Schedule 1）に掲載された残置 EU 法を廃止している。廃止される主要な法令は下記のとおりであるが、下位法令も含めると 250 以上の残置 EU 法が廃止される [221]。

[221] Cooley https://www.cooley.com/services/practice/european-tech-regulation/fintech-and-cryptocurrency/the-financial-services-and-markets-act-2023

区分	廃止される EU 法令	原規則番号
金融市場インフラ	欧州市場インフラ規則（European Market Infrastructure Regulation、EMIR）[222]	Regulation (EU) No 648/2012
	中央証券保管機関規則（Central Securities Depositories Regulation、CSDR）[223]	Regulation (EU) No 909/2014
市場規制	金融商品市場規則（Markets in Financial Instruments Regulation、MiFIR）[224]	Regulation (EU) No 600/2014
不公正取引	市場濫用規則（Market Abuse Regulation MAR）[225]	Regulation (EU) No 596/2014
証券化	証券化規則（Securitisation Regulation）[226]	Regulation (EU) 2017/2402
指標	ベンチマーク規則（Benchmarks Regulation）[227]	Regulation (EU) 2016/1011
リテール向けパッケージ投資商品	リテール向けパッケージ投資商品等に関する重要情報文書規則（Regulation on key information documents for packaged retail and insurance-based investment products、PRIIPs Regulation）[228]	Regulation (EU) No 1286/2014
目論見書	目論見書規則（Prospectus Regulation）[229]	Regulation (EU) 2017/1129
空売り	空売り規則（Short Selling Regulation）[230]	Regulation (EU) No 236/2012

（イ）廃止の効力発生前の経過的な修正（2023 年金融サービス市場法第 2 条及び第 3 条）

残置 EU 法の廃止の効力発生前に、廃止される法令の内容が規制目的と整合しない場合も生じ得る。このような移行期間における規制上の空白を回避するため、2023 年金融サービス市場法第 2 条及び第 3 条により、英国財務省が残置 EU 法に対する限定的な修正を行う権限を付与された。これにより、廃止前の残置 EU 法

[222] European Market Infrastructure Regulation
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2012/648/2025-01-17/eng
[223] Central Securities Depositories Regulation
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2014/909/oj/eng
[224] Markets in Financial Instruments Regulation、MiFIR
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2014/600/oj/eng
[225] Market Abuse Regulation MAR
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2014/596/oj/eng
[226] Securitisation Regulation
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2017/2402/oj/eng
[227] Benchmarks Regulation
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/1011/oj/eng
[228] Regulation on key information documents for packaged retail and insurance-based investment products、PRIIPs Regulation
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2014/1286/oj/eng
[229] Prospectus Regulation
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2017/1129/oj/eng
[230] Short Selling Regulation
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2012/236/oj/eng

が規制目的と整合しない場合に、必要な制度調整を行うことが可能となった。なお、英国財務省が行い得る修正は、条文で明示される以下の目的に関連して必要又は適切である場合に限られる[231]。

- 英国金融システムの安定性と整合性の保護と強化
- 金融サービス企業の安全性と健全性の促進
- 金融市場の効果的な機能促進
- 消費者の利益のための効果的な競争促進
- 英国経済の国際競争力と中長期的な成長を促進すること
- 消費者及び保険契約者、又は将来契約者となる可能性のある人々の保護
- 効果的な規則制定、執行、調査、監督の提供
- 解決（resolution）に関する効果的な取り決めの規定
- 公的資金の保護
- 国際基準と慣行の実施
- 効率的かつ効果的な規制、執行、調査及び監督体制の提供
- まだ開始されていない規定を削除したり、その開始時期を変更したりすること

（ウ）破棄された法律の再制定（2023 年金融サービス市場法第 4 条）

FCA 及び PRA は、次のいずれかに該当する場合には、通常求められる協議手続（規制案について、一般公衆、市場参加者、業界団体等の利害関係者から意見募集を行う公式のコンサルテーション）を実施することなく、規則改正を行うことができる。

すなわち、

- すでに廃止された残置 EU 法を、その内容に実質的な変更を加えることなく、FCA 及び PRA が定める規則に再記載する場合
- 廃止された残置 EU 法を置き換えるにあたり内容上は重要な変更を行うものの、その実質的な効果が規制対象者の負担軽減に限られる場合
- 残置 EU 法の義務を含む既存の英国独自の規則について、規制対象者に新たな負担を課すことなく、規制負担の軽減に限定される修正を行う場合

には、協議手続は免除される[232]。

---

[231] Explanatory note（31～38）
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/29/notes/division/3/index.htm

[232] Explanatory note（45～46）

（エ）破棄された法律への参照に関する修正（2023 年金融サービス市場法第 5 条）

英国法の中に残っている「EU 指令への参照」を、そのまま放置すると法体系の整合性が損なわれる可能性があるため、英国財務省が必要に応じてそれらの参照を国内の適切な規定へ置き換えることが認められた。

財務省がこの権限を使えるのは、①法律の表現をより明確にし、分かりやすくする必要がある場合、又は②2023 年金融サービス市場法第 3 条第 2 項で定められた政策目的（金融安定、消費者保護、市場の効率性など）を達成する上で適切と判断される場合に限られる。

（オ）法律再制定時の特例（2023 年金融サービス市場法第 6 条）

残置 EU 法の廃止と英国ルールへの移行を円滑に進めるため、規制当局が行う特定の規則改正について、通常要求される協議手続を免除する仕組みが定められている。協議が免除されるのは、財務省が指定した EU 規定を実質的な変更なく再記載する場合、又は規制負担の軽減のみを目的とした軽微な修正を行う場合に限られる。なお、免除を適用して規則を制定・改正・廃止した場合、規制当局は対象となる EU 由来義務や変更内容を説明する声明を公表し、透明性を確保する義務を負う。

オ　指定活動制度について

2023 年金融サービス市場法第 8 条は、第 71K 条から第 71S 条を金融サービス市場法第 5 部に挿入している。第 71K 条から第 71S 条は指定活動制度について定めた条項であり詳細は下記のとおりである。

（ア）EU 法による金融市場関連の規制

株式の上場、デリバティブ契約の締結、空売り等の市場取引行為など、多様な活動は実体経済で事業を行う多様な企業・主体によっても行われており、必ずしも規制当局の認可を受けた「金融サービス事業者」に限られない[233]。こうした活動の多くが EU 法により直接規律されていたが、残置 EU 法が撤廃された後も、これらの活動が適切なルールの対象であることが必要とされる[234]。

[233] Explanatory note（131～132）
[234] Explanatory note（133）

（イ）指定活動制度の創設

2023 年金融サービス市場法は、上記の問題に対応するため、金融サービス市場法に「指定活動制度（Designated Activities Regime、DAR）」を創設した[235]。指定活動制度は次のような構造をとる[236]。

① 金融サービス市場法内に新しい枠組み（第 5A 部）を設けること

規制の全体構造と権限を定め、既存の規制目的・原則を指定活動にも適用する。

② 指定活動の禁止・条件付き許容

「指定活動（designated activities）」を、原則禁止とし、又は指定されたルールに従って行うことを義務付ける。

③ 英国財務省による「指定」の権限

英国財務省が二次立法（指定活動規則）により、金融市場・取引所・金融商品・金融投資等に関連する活動を指定活動として特定する権限を持つ（金融サービス市場法 71K 条）。

④ FCA に対するルール制定権限の付与

FCA に対して、指定活動に関するルールを定める権限を与え、これを議会・政府が定める説明責任・目的の枠内に位置付ける（金融サービス市場法 71N 条以下）。

（ウ）指定活動の指定

英国財務省は、英国の金融市場・取引所、又は英国で発行・販売される金融商品・金融投資（暗号資産を含む。）に関連する活動を指定活動として指定することができる（金融サービス市場法 71K 条(1)、(3)、(7)）。一旦活動が指定されると、その活動を行う者は、認可の有無にかかわらず、当該活動に関するルールに従わなければならず、免除が認められる場合のみ例外となる[237]（金融サービス市場法 71L 条）。指定活動の多くが、現在 EU 残置法によって直接規律されている活動になることが想定される[238]（金融サービス市場法 71K 条(5)、(6)）。指定に際し、英国財務省は、当該活動を全面的に禁止することも、一定の条件のもとで認めるこ

[235] Explanatory note（135）
[236] Explanatory note（136）
[237] Explanatory note（137）
[238] Explanatory note（138）

ともできるほか、活動の遂行に関する具体的な要件を直接定めることができる[239]（金融サービス市場法 71M 条）。

（エ）指定活動の候補

2023 年金融サービス市場法により追加された別表第 6B（Schedule 6B）には、将来「指定活動（designated activities）」として指定され得る行為の典型例が示されている。以下は、別表 6B に記載されている主な指定活動候補の類型である。

① 金融市場インフラに関連する活動

- 取引所（trading venues）における金融商品等の上場手続に関連する活動
- 取引所が規律する市場行為（例：上場維持義務等）に関連する活動

② 金融商品取引・ポジション管理に関する活動

- ポジション報告（position reporting）に関連する行為
- ポジション制限（position limits）やその他のリスク管理措置に関連する行為

③ 空売り及び関連報告義務

- 空売りポジションの設定・維持
- 空売りに関する報告義務の履行

④ 市場操作・市場透明性確保に資する行為

- 金融市場の透明性確保のための情報提供行為
- 特定の取引又は市場インフラに関連する情報報告義務

⑤ 金融商品に関する企業行動

- 証券発行者が行う行為に起因する金融市場上の手続・通知行為

⑥ 暗号資産を含む金融商品に関する活動

(4) 消費者保護に関する動向

ア 制度の概要

FCA は、小売顧客向けの金融商品・サービスに関する消費者保護を強化する目的で、消費者義務（consumer duty）を導入した。消費者義務は、FCA の規制対象の金融機関が小売顧客（retail customers）に対し良好な結果（good outcomes）をも

[239] Explanatory note（139）

たらすよう行動することを求める横断的義務である。消費者義務が課されるのは、販売者に限られず、商品設計者、仲介者等の流通チェーン全体の関係者も含まれる[240]。2023 年 7 月 31 日以降に新規販売が行われる商品（open products）については 2023 年 7 月 31 日から、2023 年 7 月 31 日以降に新規販売が行われたものではない既存の商品（closed products）に関しては 2024 年 7 月 31 日から適用された[241]。

イ　制度の構造

消費者義務は、①消費者原則、②横断的ルール、③4 つの成果領域（outcomes）の三層構造で体系化されている。

（ア）消費者原則

「金融機関は小売顧客に対して良好な結果をもたらすよう行動しなければならない（A firm must act to deliver good outcomes for retail customers.）。」、という原則である。FCA HANDBOOK 上は、Principles for Businesses における新原則（Principle 12）として位置付けられる[242]。

（イ）横断的ルール

金融機関が消費者義務を遵守するための行動基準として、次の横断的ルールが示される[243]。

- 顧客に対して誠実に行動すること（act in good faith）
- 顧客にとって予見可能な損害を回避すること（avoid foreseeable harm）
- 顧客が自身の金融目的を追求できるよう支援すること（enable customers to pursue their financial objectives）

（ウ）成果領域

金融機関が実現すべき具体的成果として、以下の 4 領域が設定されている[244]。

① 商品・サービス（Products and Services）

商品・サービスが、その目的に適合し、ターゲット市場のニーズ・特性・目的に沿って設計・管理されていることが求められる[245]。金融機関は、タ

---

240 Policy Statement PS22/9（以下「PS22/9」）Chapter 1 paras 1.1–1.8 https://www.fca.org.uk/publication/policy/ps22-9.pdf
241 https://www.fca.org.uk/firms/consumer-duty
242 FCA HANDBOOK https://handbook.fca.org.uk/handbook/prin2/prin2s1
243 PS22/9 1.15
244 PS22/9 1.15
245 PS22/9 Chapter 6、FG22/5 Chapter 6

ーゲット市場を明確化し、顧客層の特性を把握し、特に脆弱な顧客に配慮した設計を行う必要がある。また、商品開発から販売後の見直しまで一貫した商品ガバナンス体制を整備するとともに、流通チャネルに適切な情報を提供し、不適切な販売が行われないよう管理することが求められる[246]。

② 価格と価値（Price and Value）

顧客が支払う価格・手数料と、顧客が得る利益とのバランスが適切であるかを評価することが求められる[247]。また、この価値評価は継続的に行われるべきものであり、顧客層が不利な状況に置かれていないか検証することが求められる[248]。

③ 消費者の理解（Consumer Understanding）

顧客が適切な意思決定を行うためには、金融機関が提供する情報が単に正確であるだけでは不十分であり、顧客が実際に理解できる形で提示されていることが重要である[249]。そのため、情報内容や表現方法の工夫、提供タイミングの検討、さらにテストによる理解度の検証といった取り組みが求められる。この点は、従来の「clear, fair and not misleading」という基準を超えた積極的義務と位置付けられている[250]。

④ 消費者サポート（Consumer Support）

金融機関が提供する顧客サポートは、顧客が商品・サービスを適切に利用し、良好な結果を得られるよう設計されることが求められる[251]。解約や苦情申立てなど各種手続の場面で、不合理な障壁が存在する場合には、消費者義務に適合しない可能性がある。顧客が容易にアクセスできるサポートチャネルを整備し、問題発生時には迅速かつ適切に対応することが求められる[252]。

ウ 2025 年から 2026 年にかけての重点分野

FCA は、2025 年から 2026 年において規則の細分化よりも、導入済みの消費者義務を業界に定着させることを重視する方針である。金融機関横断の調査等を通

---

246 Finalised guideline22/5（以下「FG22/5」） Chapter 6
https://www.fca.org.uk/publication/finalised-guidance/fg22-5.pdf
247 FG22/5 Chapter 7
248 PS22/9 Chapter 6–7
249 FG22/5 Chapter 8
250 PS22/9 Chapter 4, 6
251 FG22/5 Chapter 9
252 FG22/5 Chapter 9 paras 9.18–9.20

じ、商品・サービスの適合性、顧客が実際に得る成果の把握、手続・案内における不必要な障壁の有無、価格と価値の継続的評価等が重点的に確認される見込みである[253]。

また、導入後の負担と整合性を踏まえ、規制全体との整合性を高めつつ、事業者負担を不必要に増やさない観点から、一定の見直しを検討している[254]。

(5) CTP（英国における制度整備の状況）

ア 2023 年金融サービス市場法による改正

英国では、金融機関や金融市場インフラがクラウドサービス等の外部事業者に重要業務をアウトソースする傾向が強まる中、少数の事業者への依存集中が進んだ結果、これらの事業者に障害が生じた場合に決済や資金移動等の基本的金融サービスに広範かつ深刻な支障が生じ、金融システム全体の安定性に重大な影響を及ぼすおそれが高まっていると認識されている[255]。従来、BOE・PRA・FCA は、認可金融機関に対してはアウトソーシングやオペレーショナル・レジリエンスの要件を課すことで間接的にリスク管理を促してきたが、支配的地位にある第三者事業者との契約関係には限界があり、金融機関側からレジリエンスを確保するための交渉力を十分に発揮できない構造的問題が存在していた[256]。こうした背景を踏まえ、英国は金融サービス市場法に Chapter 3C「Critical third parties」を新設し、英国財務省が一定要件を満たす第三者事業者を「CTP」として指定し（金融サービス市場法第 312L 条）、BOE・PRA・FCA が重要な第三者に対して直接的にルール制定、情報収集、調査、指示、制裁等を行い得る包括的な監督枠組みが導入された[257]（金融サービス市場法第 312M 条から第 312R 条）。

イ CTP の指定枠組み

CTP の指定判断に際しては、当該サービスが「重要業務（essential activities）」の遂行にどの程度不可欠であるか、また当該事業者を利用する金融機関等の数・類型といった要素を考慮することが求められる[258]（金融サービス市場法第 312L 条(3)(7)）。指定に先立ち、英国財務省は PRA 及び FCA との協議を行い、事業者本人に対して意見提出の機会を与える義務を負う[259]（金融サービス市場法第 312L 条(4)）。

---

253 FCA「Our Consumer Duty focus areas」
https://www.fca.org.uk/publications/corporate-documents/consumer-duty-focus-areas
254 https://www.fca.org.uk/firms/consumer-duty/requirements-review-update
255 Explanatory note 184–185
256 Explanatory note 185, 683–687
257 Explanatory note 186–191
258 Explanatory note 187
259 Explanatory note 188

ウ　情報収集・調査権限及び執行措置

金融サービス市場法第 312 条は、金融サービス市場法パート 11 の情報収集・調査に関する規定を CTP に適用し、イングランド銀行、PRA、FCA が CTP 及びその関連者に対し、必要な情報・文書の提出要求、スキルドパーソン報告（金融サービス市場法第 166 条及び第 166A 条）、調査員任命（金融サービス市場法第 168 条）等の権限を行使できることを定めている（金融サービス市場法第 312P 条(1)–(10)）[260]。さらに、金融サービス市場法第 312 条は、当局が本章の要件違反を認定した場合に、当該違反を公表するステートメントを出す権限を付与し、金融サービス市場法第 312R 条は、当該違反に対する懲戒措置として、CTP による金融機関等へのサービス提供の停止・制限、金融機関側の利用停止、又はサービス提供・受領に条件を課す措置を規定している [261]。

2.　金融監督機関の概要

(1)　概要 [262]

2012 年金融サービス法に基づき、2013 年 4 月から導入された金融監督体制では、金融安定を目的とする規制を行う機関と消費者・投資家保護のための規制や市場規制を行う機関とを分離している。

前者はイングランド銀行が担当し、後者は新たに設置された FCA が担当している。イングランド銀行内ではさらに、マクロ・プルーデンス政策を担う金融安定政策委員会（Financial Policy Committee、以下「FPC」）と、ミクロ・プルーデンス規制を担当する PRA の 2 機関が新規に設置された。

さらに、2016 年イングランド銀行及び金融サービス法 [263]により 2000 年金融サービス市場法が改正され、2017 年 3 月 1 日から、それまでイングランド銀行の子会社であった PRA がイングランド銀行に吸収された（2000 年金融サービス市場法第 2A 条 [264]、2016 年イングランド銀行及び金融サービス法施行規則第 4 号 [265]）。

ただし、それ以後も PRA の名称は残され、イングランド銀行が PRA として業務を行う（2000 年金融サービス市場法第 2B 条）。イングランド銀行は、銀行内に新たに設置された健全性規制委員会（Prudential Regulation Committee、以下「PRC」）

---

[260] Explanatory note 189–191
[261] Explanatory note 191
[262] 金融監督機関の本部と地方支部は、「別冊　III. 資料編.2.検査・監督機関の概要（2025 年度末現在）」を参照。
[263] The Bank of England and Financial Services Act 2016
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/14/contents
[264] The Bank of England and Financial Services Act 2016 第 12 条により改正。
[265] The Bank of England and Financial Services Act 2016 (Commencement No. 4 and Saving Provision) Regulations 2017 No. 43 (C. 4)

を通して業務を行う（2000 年金融サービス市場法第 2A 条、1998 年イングランド銀行法第 30A 条[266]）。

(2) 金融安定政策委員会（FPC）

FPC はイングランド銀行内に設けられた独立した委員会で、マクロ・プルーデンス政策を担当する。

ア 根拠法令

FPC についての規定は、1998 年イングランド銀行法[267]（Bank of England Act 1998、以下「イングランド銀行法」という。2012 年金融サービス法第 4 条等により改正）に設けられている。

イ 目的

FPC の目的は次のとおりである（イングランド銀行法第 9C 条(1)）。

- イングランド銀行による金融の安定という目的（Financial Stability Objective）の達成に貢献すること
- 政府の経済政策（経済成長や雇用の促進に向けた目的も含む）を補助すること

上記の金融の安定という目的の達成に関し、FPC は主として、英国の金融システムの回復力（resilience）を保護・強化するために、システミック・リスクの特定とモニタリング、及びこれを除去・削減するための措置についての責任を負う（イングランド銀行法第 9C 条(2)）。

ウ 業務内容

FPC の果たす機能は次のとおりである（イングランド銀行法第 9G 条(1)）。

- システミック・リスクの特定及び評価のために英国の金融システムの安定性をモニタリングすること
- マクロ・プルーデンス上の措置の実施に関し、FCA や PRA に対して監督下にある金融機関への権限を行使するよう指示（direction）を発すること[268]

---

[266] The Bank of England and Financial Services Act 2016 第 13 条により改正。

[267] Bank of England Act 1998
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/11/contents

[268] FPC は、金融機関に対して直接的な監督権限を持たないため、マクロ・プルーデンス上の措置を実施するためには、FCA や PRA がその監督下の金融機関に対して行使できる権限を利用する必要がある。そのため、FPC は、指示（direction）によって、FCA 及び PRA に当該措置を実施するよう要求できる建付けになっている。

マクロ・プルーデンス上の措置（macro-prudential measures）とは、マクロ・プルーデンス政策実行のためのツール[269]のことを指し、原則として英国財務省とFPCとの事前協議の上で、財務省令によって定めることとされている（イングランド銀行法第9H条(1)、9L条(1)、(2)）。

また、当該財務省令は、緊急の場合を除き、議会上下両院による事前承認を経て発出されなければならない（イングランド銀行法第9N条(1)）。

- 勧告（recommendation）を発すること

FPCの発する勧告としては、以下のものがある。

- イングランド銀行内部での勧告（イングランド銀行法第9O条）

  イングランド銀行内部での勧告としては、金融機関への金融支援の提供や、支払システム・決済システムや決済機関に関するイングランド銀行の機能の行使のような、金融システム全般に関わる対応に関する勧告を発することができる（イングランド銀行法第9O条(2)）。

  ただし、特定の個別金融機関に対する対応（金融支援の提供や、2009年銀行法に規定する特別整理制度、銀行の破綻処理・公的管理におけるイングランド銀行の権限の行使を指す）に関する勧告を発することはできない（イングランド銀行法第9O条(3)）。
- 英国財務省に対する勧告（イングランド銀行法第9P条）

  マクロ・プルーデンス上の措置の指定（イングランド銀行法第9L条）や、FSMAの規制対象業務やPRAによる規制対象となる業務の指定等に関する財務省令（order）の発出権限に関しての勧告などを発することができる（イングランド銀行法第9P条(2)）。
- FCA及びPRAに対する勧告（イングランド銀行法第9Q条）

  FCAやPRAが監督対象としている金融機関全般、あるいは特定の種類の金融機関に対し、監督上の権限を行使することを勧告することができる。ただし、特定の個別金融機関に対するFCAやPRAの権限行使についての勧告を発することはできない（イングランド銀行法第9Q条(2)）。
- その他の者に対する勧告（イングランド銀行法第9R条）

- 金融安定報告（financial stability report）（イングランド銀行法第9W条に基づくもの）を作成すること

エ　組織

FPCは、イングランド銀行の委員会として設置され、以下の委員（計13名）によって構成される（イングランド銀行法第9B条(1)）。

---

[269] マクロ・プルーデンス上の措置としては、カウンター・シクリカル資本バッファ（counter-cyclical capital buffer: CCB）や部門別必要資本（sectoral capital requirements: SCR）がある。

1) イングランド銀行総裁（Governor）
2) 金融安定（financial stability）担当のイングランド銀行副総裁（Deputy Governor）
3) 市場及び銀行（markets and banking）担当のイングランド銀行副総裁
4) 金融政策（monetary policy）担当のイングランド銀行副総裁
5) 健全性規制（prudential regulation）担当のイングランド銀行副総裁
6) 金融行為規制機構の長官（the Chief Executive）
7) 財務大臣への諮問の後、イングランド銀行総裁が任命する委員 1 名
8) 財務大臣が任命する委員 5 名
9) 英国財務省の代表者 1 名

オ　職員数

FPC 独自の職員はいない。イングランド銀行内に設置された FPC 事務局（FPC Secretariat）は、FPC に集約される各方面からの情報・分析を取りまとめるとともに、委員会としての取りまとめを支援している（A dedicated FPC Secretariat, housed within the Bank, is responsible for co-ordinating the wide-ranging inputs to the FPC, as well as supporting the Committee's outputs, including some of its public communications.）[270]。

カ　予算規模

FPC 独自の予算は設けられていない。

イングランド銀行外部からの委員に対する報酬（1 名につき年間 10 万 5,800 ポンド）[271]は、イングランド銀行の予算から支出されている。

(3) 健全性規制機構（PRA）

ア　概要

2016 年イングランド銀行及び金融サービス法により 2000 年金融サービス市場法が改正され、2017 年 3 月 1 日から [272]、それまでイングランド銀行の子会社であった PRA がイングランド銀行に吸収された（金融サービス市場法第 2A 条）。

ただし、それ以後も PRA の名称は残され、イングランド銀行が PRA として業務を行う（金融サービス市場法第 2B 条）。イングランド銀行は、銀行内に新たに

[270] "Macroprudential policy at the Bank of England"p.6
https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/quarterly-bulletin/2013/macroprudential-policy-at-the-boe.pdf?hash=04FF3BF0E925A41CA47F56671ECE0A4D8E0331F5&la=en&utm_

[271] "Bank of England Annual Report and Accounts 2024–25" p.83 による。
https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/annual-report/2025/boe-2025.pdf

[272] 2016 年イングランド銀行及び金融サービス法施行規則第 4 号
The Bank of England and Financial Services Act 2016 (Commencement No. 4 and Saving Provision) Regulations 2017

設置された PRC を通して業務を行う（金融サービス市場法第 2A 条、イングランド銀行法第 30A 条）。

PRA は、健全性維持の上で重要性の高い金融機関（預金受入機関、保険業者、大規模な投資会社）の健全性規制及び監督を担当する。

（ア）根拠法令

PRA についての規定は、2000 年金融サービス市場法（2012 年金融サービス法及び 2016 年イングランド銀行及び金融サービス法等により改正）に設けられている。

（イ）目的

PRA の全般的な目的は、「PRA の免許交付を受けた者の安全性と健全性とを促進すること」と規定されている（金融サービス市場法第 2B 条(2)）。

この目的は、主として次の 1)、2)によって推進される（金融サービス市場法第 2B 条(3)）。

1) PRA の免許交付を受けた者の事業が、英国の金融システムの安定性に対して有害な影響をもたらすことなく運営されることを確実にすること
2) PRA の免許交付を受けた者の破綻が英国の金融システムの安定性にもたらすと予想される有害な影響の最小化を目指すこと

このほか、保険に関しては「保険契約者及び保険契約者となろうとする者の適度な保護を確保するために貢献すること」も PRA の目的として規定されている（金融サービス市場法第 2C 条(2)）。PRA は保険契約の締結若しくは履行に関連する PRA の免許交付業務、又は PRA の免許交付を受けた者がその業務を行う限りで、合理的に可能な範囲で、全般的な目的と保険に関する目的の双方と両立し、これらの目的を推進するためにもっとも適切と考える方法で活動しなければならない（金融サービス市場法第 2C 条(1)）。

（ウ）業務内容

PRA の業務範囲は以下のとおりである。

- PRA による規制の対象となる業務を行う免許の付与（金融サービス市場法第 55F 条）

PRA による規制・監督の対象となる業務は、金融サービス市場法の委任に基づき財務省令で定められる（金融サービス市場法第 22A 条）。

2013 年の財務省令（以下「PRA 規制業務命令」）[273]により、PRA による規制・監督の対象となる業務（PRA-regulated activities）は、次のとおり定められている（PRA 規制業務命令第 2 条）。

1) 預金の受入
2) 保険契約の締結（本人として行うもの）
3) 保険契約の履行（本人として行うもの）
4) 自己勘定での投資商品取引（PRA により指定された者本人が行うもの※）
5) ロイズ保険組合[274]において代理管理者として、引受団（syndicate）による保険引受の管理を行う業務
6) ロイズ保険組合での、保険契約取引の仲介業務
7) 上記以外の金融サービス市場法による規制対象業務で、ロイズ保険組合での活動に関連する業務、あるいはロイズ保険組合での活動のために行われる業務

※ PRA は、投資会社を PRA による免許交付・監督の対象とするよう指定を行うことができる（指定がなければ、投資会社は、FCA（英国I.2.(4)金融行為規制機構（FCA）を参照のこと）の免許交付・監督の対象となる）。指定対象となる投資会社の要件として、FCA に対し金融サービス市場法第 4A 部に基づく許可（規制対象業務を行うための許可）を申請している最低資本金 75 万ポンド[275]を要求される投資会社であること（PRA 規制業務命令第 3 条(2)(a)(b)）などが定められている（同 3 条）。

また、指定にあたり PRA が考慮する要因は次のとおりである[276]。

- 投資会社の貸借対照表が、過去 4 四半期にわたり、平均して総資産 150 億ポンドを超えていること
  - グループ内の全ての適格投資会社の貸借対照表の合計額が、過去 4 四半期にわたり、平均して総資産 150 億ポンドを超えていること
  - 当該投資会社が PRA による監督を受けているグループの一部であり、

[273] The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 (S.I. 2013 No.556).
[274] 1871 年ロイズ法（Lloyd's Act 1871）に基づいて設立された法人で、金融サービス市場法による許可を受けて再保険の引受における仲介、引受団の組成及び関連する事務処理サービスを行う（金融サービス市場法第 315 条）。
[275] BOE, "PS27/21|CP15/21-Designating investment firms"を参照。
https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2021/july/designating-investment-firms
[276] PRA が、免許交付・監督対象として投資会社を指定する際の方針については、以下を参照。
PRA, "Designation of investment firms for prudent supervision by the Prudential Regulation Authority: Policy Statement(December 2021 Updating March 2013)" p.2
https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/prudential-regulation/statement-of-policy/2013/designation-of-investment-firms-for-prudential-supervision-by-the-pra.pdf

当該投資会社の収入、貸借対照表及びリスク負担（risk-taking）がグループ全体の収入､貸借対照表及びリスク負担から見て相対的に突出しているかどうか

- 免許事業者に対する健全性の観点からの監督（金融サービス市場法第 2K 条 [277]）

PRA による免許交付を受ける事業者は預金取扱金融機関、保険会社、及び一部の投資会社であり、PRA はこれらの免許事業者の健全性についての監督を実施する。

- 上記に関連する規則の制定（金融サービス市場法第 137G 条 [278]）

（エ）組織

PRA は、事業者から徴収する負担金を財源とする非政府機関として組織される（金融サービス規定 1ZB(31)）。

イングランド銀行は、銀行内に新たに設置された PRC を通して、PRA の業務を行う（イングランド銀行法第 30A 条 [279]）。

PRC はこれまでの PRA の理事会をイングランド銀行の一部としての統治組織（governing body）に置き換えたもので、法的根拠は金融政策委員会（Monetary Policy Committee、MPC）及び FPC と同一となっている [280]。

委員会の構成は次のとおり（1998 年イングランド銀行法第 30A(2)[281]）。

1) イングランド銀行総裁（Governor）
2) 金融安定（financial stability）担当のイングランド銀行副総裁（Deputy Governor）
3) 市場及び銀行（markets and banking）担当のイングランド銀行副総裁
4) 健全性規制（prudential regulation）担当のイングランド銀行副総裁
5) 金融行為規制機構の長官（the Chief Executive）
6) 財務大臣の承認を得てイングランド銀行総裁が任命する委員 1 名 [282]
7) 財務大臣が任命する委員 6 名以上

（オ）職員数

PRA の職員数は、下表のとおりである。

---

[277] The Financial Services Act 2012 第 6 条により改正。
[278] The Financial Services Act 2012 第 24 条により改正。
[279] The Bank of England and Financial Services Act 2016 第 13 条により改正。
[280] イングランド銀行ウェブサイト”Prudential Regulation Committee replaces PRA Board” https://www.bankofengland.co.uk/news/2017/february/prudential-regulation-committee-replaces-pra-board
[281] The Bank of England and Financial Services Act 2016 第 13 条(2)により改正。
[282] 現在、金融政策（monetary policy）担当のイングランド銀行副総裁が指名されている。イングランド銀行ウェブサイト”Prudential Regulation Committee replaces PRA Board”

図表　英-2　PRA の職員数
（2025 年 2 月末。管理・分析に従事する職員は 2025 年度平均）

（単位：人）

		職員数
全職員		1,645
うち	管理・分析に従事する職員	1,409
	国際部門の職員	NA

（出所）BOE, “Bank of England Annual Report and Accounts 2024–25”

（カ）予算規模

PRA は、監督対象となる事業者から徴収する負担金を財源とする（金融サービス市場法附則 1ZB 第 31 条）。

図表　英-3　PRA の予算規模
（2025 年 2 月末）

（単位：100 万ポンド）

		金額
収入		342
	監督対象機関への賦課金	330
	その他収入	12
支出		344
	人件費	172
	一般管理費	172

（出所）BOE, “Bank of England Annual Report and Accounts 2024–25”

イ　PRA による銀行の監督権限

（ア）FCA による銀行の監督権限との関係

預金取扱金融機関は PRA から認可を受けるため、PRA と FCA の両方から監督を受けることになる。PRA が健全性規制に関する監督を担当し、FCA が消費者保護や競争促進など、業務行為に関する監督を担当する（金融サービス市場法第 1L 条[283]、第 2K 条[284]）。

[283] Financial Services Act 2012 第 6 条により改正。
[284] 前掲注 283 に同じ。

（イ）監督手法

① 報告徴求

PRA は、書面による通達をもって、金融サービス市場法に基づく機能の行使に関係して合理的に必要とされる情報の提供、又は指定する文書の作成を、免許業者及びその関係者に対して要求することができる（金融サービス市場法第 165 条）。

また、PRA は、英国の金融システムの安定性に関連すると判断した場合には、以下の者に対しても書面による通達により、PRA が指定する情報の提供、又は文書の作成を要求することができる（金融サービス市場法第 165A 条）。

1) 投資ファンドの資産に対し、法的又は実質的な所有権（interest）を持つ者
2) 投資ファンドの管理に責任を有する者
3) 免許業者に対して、何らかのサービスを提供する者
4) その者の行為又は不作為が、英国の金融システムに重大な脅威となっている、又はその可能性があるとして、財務省令による指定を受けた者
5) 上記 1)～4)に該当する者の関係者 [285]

② 検査（investigation）

a 一般的検査

PRA は、免許業者の性質、行為又は営業状況、免許業者の業務の内容、免許業者の所有又は支配に関連して検査を行う十分な理由があると判断した場合に、検査官を指名して当該免許業者（以前に免許交付を受けていた者も含む）やその関係者 [286]への面談及び尋問、情報提供を要求することができる（金融サービス市場法第 167 条、第 170 条、第 171 条）。

b 特定事案の検査

禁止事項への違反、又は市場における不正行為等の特定事案の場合、PRA は免許業者やその関係者でない者にまで調査対象を拡大し、面談及び尋問、情報提供を要求することができる（金融サービス市場法第 168 条、第 172 条、第 173 条）。

---

[285]「関係者」とは、以下のように定義される。
(a) ある者(A)が属するグループのメンバー
(b) A に対する支配力を有する者(controller)
(c) A がメンバーになっているパートナーシップの他のメンバー
(d) A に関係する金融サービス市場法附則 15 第 1 部に掲げられた者
法人の場合は(a)当該法人又は親会社の役員、(b)当該法人の従業員、(c)当該法人又は親会社の代理人、自然人の場合はその従業員又は代理人を指す。

[286] トランスファー・エージェントなど：投資ファンドの持分保有者の管理や、ファンドユニットの売買や配当等に伴う現金の受け払いなどの事務を代行する事業者のことを指す。
http://www.sec.gov/divisions/marketreg/mrtransfer.shtml

c　海外規制機関の要請による検査

PRA は、他国の規制機関から要請があり、検査権限を行使することを決定した場合、検査官を指名することができる。検査官は、上記②特定事案の検査と同等の検査権限を有する（金融サービス市場法第 169 条）。

d　令状に基づく施設立入検査

主務大臣（Secretary of State、財務大臣が該当）、PRA、及び任命された検査官は、治安判事（justice of the peace）の発行する捜査令状を得て、令状により特定された施設に立入り、関連文書、若しくは情報を押収等する措置を講じることが認められている（金融サービス市場法第 176 条）。

③　PRA による監督・検査の実施状況

預金取扱金融機関の監督に関する PRA の方針は、「健全性規制機構の銀行監督へのアプローチ[287]」と題する文書において公表されている。

a.　検査手法

PRA は重要なリスクに焦点を絞った監督活動を行うことを基本的姿勢としており、重視するリスクは金融機関によって異なる。そのため、PRA が用いる監督手法は画一的なものではなく、下記のような手法を適宜組み合わせて検査・監督を実施している。

(a)　情報の収集・分析

PRA は、報告徴求書類等を通じた定期的な情報収集・分析を実施する。また、公開情報（金融機関の年次報告書や他の開示書類など）の収集や、金融機関から付加的な情報を特別に徴求することもある。

(b)　経営者・従業員との面談

PRA は金融機関に対して、上級レベル及び現場レベルでの監督官との面談に応じるように要求する。

(c)　実地検査

実地検査は、特定の分野（例えばトレーディング業務、リスク評価やリスク・ウェイトへのアプローチ、ストレステストなど）について必要に応

[287] PRA, “The Prudential Regulation Authority’s approach to banking supervision (July 2023)” https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/prudential-regulation/approach/banking-approach-2023.pdf

じて実施される。実地検査では、スタッフとのディスカッション、内部文書のレビュー、テスト（ストレステストを目的とする検査において）などが行われる。

(d) 外部監査人の利用

外部監査人は、監督対象金融機関に関連するデータや情報を PRA に提供することを義務付けられている（金融サービス市場法第 342 条）。

外部監査人は、金融機関に現存するリスクや潜在的なリスクを特定し、PRA に対して注意喚起することを期待されている。

(e) 特別報告の徴求及び特別調査

特定の事項について、追加の情報、深い分析、専門的アドバイスが必要な場合、PRA は金融機関に対して特別報告（金融サービス市場法第 165 条に基づくもの）を徴求したり、外部機関に調査の実施を委託したりすることができる（金融サービス市場法第 166 条）。

(f) FCA からの情報提供

PRA では、監督対象金融機関の業務行為に係るリスク（資金洗浄に関するものも含む）や FCA の監督対象となっているグループ会社の健全性リスクのうち重要なものについて、FCA が入手した情報の共有を受け、自身の監督において活用している。

b. 検査頻度

検査の頻度は、各金融機関が金融の安定に及ぼしうるリスクの大きさに応じて個別に決定する。単独では金融システムの混乱を引き起こす可能性が低い金融機関に対しては、定期的な実地検査は実施せず、報告徴求書類の分析においてリスクの兆候が見られた場合にのみ検査を実施する。

（ウ）処分規定

① 免許業者に対する制裁権限

PRA は、免許業者が金融サービス市場法又は財務省令にて指定する残置 EU 法によって課された要件に違反していると判断した場合、当該免許業者に対して以下のような制裁措置を講じることができる。

- 公表（public censure）

  当該違反行為に関するステートメントの公表（金融サービス市場法第 205 条）。

- 制裁金（financial penalties）

  PRA が、当該違反行為に対して妥当と考える制裁金の賦課（金融サービス市場法第 206 条）。

- 業務停止（suspending permission）

  PRA は、妥当と考える期間、当該免許業者が規制対象業務を遂行する許可を停止する、あるいは当該免許業者による業務遂行に制限ないし制約を課すことができる（金融サービス市場法第 206A 条）。

② PRA 主導による免許の変更・取消

PRA による免許の変更･取消については､英国II.1.(4)変更･取消を参照のこと。

③ 個人に対する制裁権限

- 禁止命令

  PRA は、規制業務に関する職務を遂行するのに適任ではないと判断した個人に対して、(a)免許業者、(b)免許取得を免除されている業者、又は(c)指定専門家業者において職務を行うことを停止するよう命じることができる（金融サービス市場法第 56 条）。

- 承認（approval）の撤回

  PRA は、金融サービス市場法第 59 条に基づいて最高執行役、取締役等の役割に対する適格者としての承認を与えた者に対し、その職務を遂行するのに適任ではないと判断した場合には承認を撤回することができる（金融サービス市場法第 63 条）。

- 経営者等[288]に対する制裁権限

  PRA は、次に掲げる場合に該当し、処分することが適切であると判断する場合、当該経営者等に対し、適切と判断する金額の制裁金を科すこと、又はその被承認者の不正行為に関するステートメントを公表することができる（金融サービス市場法第 66 条）。

  - その者が不正行為を犯した[289]と判断する場合
  - その者を処分することがあらゆる状況に照らして適切であると判断する場合

[288] 免許事業者の経営等の任に当たる個人は、金融サービス市場法に基づき、FCA 又は PRA から免許交付を受ける必要がある。就任者が個人として認可を取得する必要がある職務の範囲については、FCA 及び PRA の規則によって定めることになっている（金融サービス市場法第 59 条）。

[289] 不正行為を犯した場合として、ポリシー・ステートメントを遵守しなかった場合及び免許業者が金融サービス市場法に基づく要求事項に違反し、その違反に当該経営者等が関与した場合が定められている。

④　差止命令（injunctions）の申請

PRA は、金融サービス市場法又は財務省令にて指定する維持された EU 法により課される要件に違反する可能性が高い者（免許業者以外の者も含む）、実際に違反行為を行い違反が継続、又は繰り返される可能性が高い者に対し、当該違反行為を制止する命令を出すよう裁判所[290]に申請することができる。

また、違反行為を行った者や故意に違反に関与した者に対して、是正に向けた措置を講じるように求める命令や、資産の処分を禁じる命令を申請することもできる（金融サービス市場法第 380 条）。

⑤　原状回復に関する権限

- 原状回復命令の請求

  PRA は、裁判所に対して、要求事項に違反した者、違反に故意に関与した者が、違反の結果として利益を蓄積、他者に損害等を与えた場合に、これらの利益や損失に相当する金額を支払うという命令を請求することができる（金融サービス市場法第 382 条）。

- PRA による原状回復命令

  免許業者が要求事項に違反、違反に故意に関与することにより利益を蓄積、他者に損害等を与えた場合には、当該業者に免許交付した機関（FCA 又は PRA）から当該免許業者に対して、正当と判断する金額の関係者への支払を命ずることができる（金融サービス市場法第 384 条(1)）。

ウ　PRA による証券会社の監督権限

（ア）FCA による証券会社の監督権限との関係

投資会社の健全性に係る監督は、PRA の指定を受けている投資会社[291]については、PRA が行う一方、証券サービスを提供するその他の免許業者については、FCA が行う。

また、FCA は、すべての免許業者の業務行為に関する監督を実施する（金融サービス市場法第 1L 条[292]、第 2K 条[293]）。

---

290 イングランド、ウェールズにおいては高等法院（High Court）、スコットランドにおいては民事控訴院（Court of Session）が管轄権を有する。

291 PRA の監督を受ける投資会社の指定については、英国I.2.(3)健全性規制機構(PRA)及び英国II.2.投資会社を参照のこと。

292 Financial Services Act 2012 第 6 条により改正。

293 前掲注 292 に同じ。

（イ）監督手法

① 報告徴求

PRA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(3)イ(イ)①報告徴求を参照のこと。

② 立入検査

PRA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(3)イ(イ)②検査(investigation)を参照のこと。

③ 検査の実施状況

PRA の指定を受けている投資会社に対する監督・検査の実施は、預金取扱金融機関に対するものと共通しており、PRA が健全性について、FCA が業務行為についての監督・検査を行う。英国I.2.(3)イ(イ)③PRA による監督・検査の実施状況を参照のこと。

（ウ）処分規定

PRA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(3)イ(ウ)処分規定を参照のこと。

エ PRA による保険会社の監督権限

（ア）FCA による保険会社の監督権限との関係

PRA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(3)イ(ア)FCA による銀行の監督権限との関係を参照のこと。

（イ）監督手法

① 報告徴求

PRA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(3)イ(イ)①報告徴求を参照のこと。

② 立入検査

PRA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(3)イ(イ)②検査(investigation)を参照のこと。

③　検査の実施状況

保険会社に対しては、PRA が健全性について、FCA が業務行為についての監督・検査を行う。保険会社の監督に関する PRA の方針は、「健全性規制機構の保険監督へのアプローチ[294]」と題する文書において公表されている。

a.　検査手法

PRA は重要なリスクに焦点を絞った監督活動を行うことを基本的姿勢としており、重視するリスクは保険会社によって異なる。そのため、PRA が用いる監督手法は画一的なものではなく、利用可能な手法を適宜組み合わせて検査・監督を実施している。

(a)　情報の収集・分析

PRA は、報告徴求書類等を通じた定期的な情報収集・分析を実施する。また、公開情報（保険会社の年次報告書や他の開示書類など）の収集や、保険会社から付加的な情報を特別に徴求することもある。

(b)　経営者・従業員との面談

PRA は金融機関に対して、上級レベル及び現場レベルでの監督官との面談に応じるように要求する。

(c)　実地検査

実地検査は、特定の分野（内部統制やリスク管理の体制、資産負債管理、取締役会の実効性など）について必要に応じて実施される。実地検査では、スタッフとのディスカッション、内部文書のレビュー、テスト（ストレステストを目的とする検査において）などが行われる。

(d)　外部監査人・保険数理人の利用

外部監査人や保険数理人は、監督対象保険会社に関連するデータや情報を PRA に提供することを義務付けられている（金融サービス市場法第 342 条）。

外部監査人は、保険会社に現存するリスクや潜在的なリスクを特定し、PRA に対して注意喚起することが期待されている。

保険数理人は、検査官との対話を通じて、保険会社内部の保険数理上の判断について検査官が理解し、重要な局面において監督官が保険会社内

[294] PRA, “The Prudential Regulation Authority’s approach to insurance supervision (July 2023)” https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/prudential-regulation/approach/insurance-approach-2023.pdf

部の判断に対し意見を付すことができるようにするための役割を果たすことが求められている。

(e) 特別報告の徴求及び特別調査

PRA は保険会社に対して特別報告（金融サービス市場法第 165 条に基づくもの）を徴求、外部機関に調査の実施を委託することができる（金融サービス市場法第 166 条）。

(f) FCA からの情報提供

PRA では、監督対象の保険会社の業務行為に係るリスクや FCA の監督対象となっているグループ会社の健全性リスクのうち重要なものについて、FCA が入手した情報の共有を受け、自身の監督において活用している。

b. 検査頻度

検査の頻度は、各保険会社が金融の安定に及ぼしうるリスクの大きさや、当該保険会社が取扱っている保険種別に由来するリスクの差異等に応じて個別に決定する。

（ウ）処分規定

PRA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(3)イ(ウ)処分規定を参照のこと。

(4) 金融行為規制機構（FCA）

ア 概要

FCA は、政府から独立した監督機関として設置され、PRA の監督を受けない金融機関（リテール商品の仲介業者、小規模な投資会社、電子マネー機関、決済サービス機関など）の健全性規制及び監督、すべての免許業者の業務行為規制、市場規制を担当する。

（ア）根拠法令

FCA についての規定は、金融サービス市場法（2012 年金融サービス法等により改正）に設けられている。

（イ）目的

FCA は、その一般的職務を行う場合において、合理的に可能な限り、(a)戦略的目的（strategic objective）に適合し、(b)運営目的（operational objective）を促進するように行動することが義務付けられる（金融サービス市場法第 1B 条[295](1)）。

(a)戦略的目的とは、金融市場、規制対象となる金融サービスの市場、及び免許業者以外の者により一般的禁止に違反せずに提供されているサービスの市場の円滑な機能を確保することである（金融サービス市場法第 1B 条(2)、第 1F 条）。

この戦略的目的を補完する(b)運営目的として、次の 4 つの業務目的が設定されている（金融サービス市場法第 1B 条(3)）。

1) 適切な程度の消費者の保護を確保すること（金融サービス市場法第 1C 条）
2) 英国の金融システムの完全性（integrity）の保護及び促進（金融サービス市場法第 1D 条）
3) 消費者の利益に資する効果的な競争の促進（金融サービス市場法第 1E 条）
4) 英国経済力の競争力の強化（金融サービス市場法第 1EB 条）

（ウ）業務内容

FCA の業務範囲は次のとおりである。

- すべての免許事業者（他の EU 加盟国で免許を取得し、英国で業務を行っている事業者も含む）を対象とする、業務行為の適切性についての監督対象となる業務行為には、リテール顧客向けの金融サービスの提供に係る業務行為と、ホールセール市場参加者との取引に係る業務行為の両方が含まれる。
- 市場規制

  市場参加者の行為や、ホールセール業務を行う免許事業者の内部統制や顧客取引に係る規制に加え、以下のような業務が含まれる。

  - 市場の完全性の強化、投資家の利益の保護、サービス提供における効率性の促進
  - 有価証券の発行者に対する規制
  - 市場取引の基盤の提供者（認定投資商品取引所（recognized investment exchange、RIE）[296]、多角的取引システム（multilateral trading facility、MTF）[297]の運営者、その他の取引設備の運営者など）に対する規制

[295] The Financial Services Act 2012 第 6 条により改正。

[296] 認定投資商品取引所とは、金融サービス市場法に基づき、FSA から認定命令（recognition order）を受けている投資商品の取引所をいう（金融サービス市場法第 285 条）。

[297] 投資会社や市場運営業者が運営する、システム上で複数の第三者間での投資商品売買を行えるようにする多者間システムを指す（FCA ハンドブック Glossary Terms）。

- 規制対象業務[298]のうち、PRA による規制の対象にならないものを行う事業者に対する免許の付与（金融サービス市場法第 55A 条(2)(b)[299]、55E 条[300]）、及びこれらの事業者に対する健全性の観点からの監督

FCA が免許交付・健全性監督を担当する規制対象業務（regulated activity）には、次のものがある（FCA HANDBOOK Glossary Terms[301]）。

- 電子マネーの発行
- 投資商品のディーリング（自己勘定取引、又は代理人としての取引）ただし自己勘定取引を行う場合、当初資本金として 75 万ポンド以上を要求される投資会社は PRA による監督の対象となるため（PRA 規制業務命令 3 条(3)(a)(b)）、除外される。
- 投資商品取引のアレンジ
- 住宅ローンのアレンジ
- 多角的取引システム（MTF）の運営
- 投資商品の運用（investment management）
- 保険契約のパフォーマンスの管理の補助
- 投資商品の保管及び管理
- 集団投資スキームの組成
- ステークホルダー年金スキームの組成
- ステークホルダー商品に関する基本的な助言の提供
- 投資商品に関する助言
- 住宅ローンに関する助言
- 葬儀プラン契約の締結
- 住宅ローン契約の締結
- 住宅ローンの管理

このほか、2009 年決済サービス規則[302]に基づく決済サービス機関の監督も FCA が担当する（2009 年決済サービス規則 2 条(1)[303]）。

---

298 金融サービス市場法に基づく規制の対象となる業務は、金融サービス市場法付属規定 2、及び財務省令（Regulated Activities Order）によって規定される。

299 The Financial Services Act 2012 第 11 条により改正。

300 前掲注 299 に同じ。

301 金融行為規制機構（FCA）及び健全性規制機構（PRA）は一般規則の制定権を有している（金融サービス市場法第 137A 条、第 137G 条）。英国I.1.(2).ウ（ア）規則制定権を参照。金融行為規制機構（FCA）が制定した規則を集めたものは金融行為規制機構規則集（FCA HANDBOOK）、健全性規制機構（PRA）が制定した規則を集めたものは健全性規制機構規則集（PRA Rulebook）として公開されている。各規則については、英国I.1.(2).ウ 金融行為規制機構規則／健全性規制機構規則を参照のこと。
FCA HANDBOOK | Glossary Terms
https://handbook.fca.org.uk/glossary

302 The Payment Services Regulations 2009 (S.I. 2009 No.209)

303 The Financial Services Act 2012 (Consequential Amendments and Transitional Provisions) Order 2013 第

（エ）組織

FCA は、FSA を母体として組織されており、法人（body corporate）としての FSA を引き継いでいる（金融サービス市場法第 1A 条(1)[304]）。FSA と同様に、FCA は英国政府から独立して運営されており、職員も公務員（Crown Servant）ではない（金融サービス市場法別表第 1ZA（Schedule 1ZA））。

FCA の意思決定機関である理事会（board）は、次のメンバーによって構成される（金融サービス市場法別表第 1ZA（Schedule 1ZA）第 2 条）。

- 議長（chair）：英国財務省が任命
- 長官（chief executive）：英国財務省が任命
- 健全性規制（prudential regulation）担当のイングランド銀行副総裁
- 関係省庁の国務大臣と財務省とが共同で任命するメンバー2 名
- 英国財務省が任命するメンバー1 名以上

FCA の組織図は次のとおりである。

図表　英-4　FCA の組織図

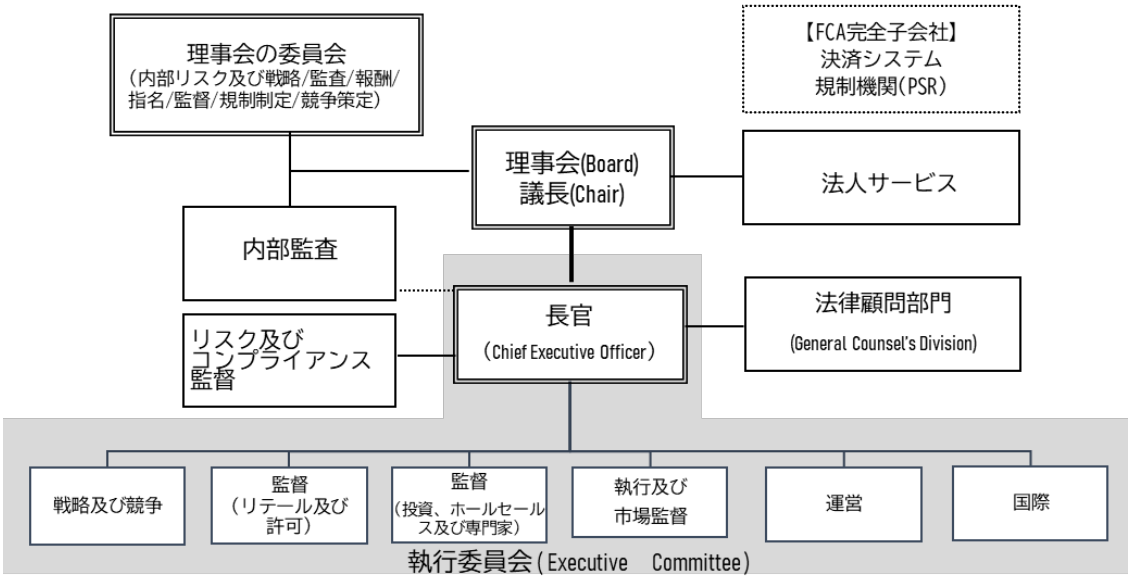

（出所）FCA, “Business Plan 2024/25”に基づき作成 [305]

155 条(2)により改正。

[304] The Financial Services Act 2012 第 6 条により改正。

[305] https://www.fca.org.uk/publications/business-plans/2024-25

（オ）職員数

FCA の職員数は下表のとおりである。

図表　英-5　FCA の職員数
（全職員数は 2025 年 3 月末、その他は 2025 年度平均）

（単位：人）

		職員数
全職員		5,283
うち	監督部門（監査業務を含む）	1,717
	監査実務の実施部門	725
	国際部門の職員	NA

（出所）FCA, “Annual Report and Accounts 2024/25”

（カ）予算規模

FCA は、監督対象となる業者から徴収する負担金を財源とする（金融サービス市場法附則 1ZA 第 23 条）。

図表　英-6　FCA の予算規模
（2025 年 3 月末）

（単位：100 万ポンド）

		金額
収入		819.9
	監督対象機関への賦課金	772.8
	その他収入	47.1
支出		773.5
	人件費	491.6
	一般管理費	281.9

（出所）FCA, “Annual Report and Accounts 2024/25”

イ　FCA による銀行の監督権限

（ア）PRA による銀行の監督権限との関係

英国I2(3)イ(ア)FCA による銀行の監督権限との関係参照。

（イ）監督手法

①　報告徴求

FCA の報告徴求権限と PRA の報告徴求権限は同じ。英国I2(3)イ(イ)①報告徴求を参照。

② 検査（investigation）

FCA の報告徴求権限と PRA の報告徴求権限は同じ。英国I2(3)イ(イ)②検査（investigation）を参照。

③ 検査の実施状況

預金取扱金融機関に対しては、FCA が業務行為についての監督・検査を行う。免許業者の監督に関する FCA の方針については、FCA のウェブサイト[306]に記されている。

a. 検査手法

監督対象となる免許業者は、規模・市場でのプレゼンス・顧客数に応じて、重点的に監督を行う必要がある固定的ポートフォリオ業者（fixed portfolio firms）と、それ以外の流動的ポートフォリオ業者（flexible portfolio firms）に分類される。

(a) 固定的ポートフォリオ業者

固定的ポートフォリオ業者には専任の検査官が任命され、業者ごとに継続的な評価を行うことにより予防的な監督を行う。定期的な監督サイクルの中でガバナンスのチェックを行う際に、業者ごとの監督戦略と基本的な作業プログラムを評価する。

これらの免許業者に対しては、以下のようなアプローチで監督が行われる。

- ビジネスモデル及び戦略の分析（Business Model and Strategy Analysis）当該免許業者のビジネスモデルに固有の業務行為リスクの特定を目的として行われる。
- 経営陣との面談、経営情報の分析、顕在化しているリスクの分析を通じた予防的な監督の実施（proactive engagement）
- FCA の懸案領域（当該免許業者のガバナンス、商品政策、販売プロセス、販売後の処理）についての掘り下げ（deep-dive assessments）

(b) 流動的ポートフォリオ業者

流動的ポートフォリオ業者については、テーマごとに市場ベースの監督を行う。また、関連する業界において確認されたリスクに応じて、業者とのコミュニケーションや研修が行われる。

306 FCA, “Supervision”, https://www.fca.org.uk/about/supervision

b.　検査頻度

固定的ポートフォリオ業者は業務の規模とリスクに応じて 1 年から 3 年のサイクルで監督が行われる。流動的ポートフォリオ業者の検査頻度は定められていない。

（ウ）処分規定

FCA による処分規定と PRA による処分規定は同じ。英国I.2.(3)イ(ウ)を参照。

ウ　FCA による証券会社の監督権限

（ア）PRA による証券会社の監督権限との関係

FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(4)イ(ア)PRA による銀行の監督権限との関係を参照のこと。

（イ）監督手法

①　報告徴求

FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(4)イ(イ)①報告徴求を参照のこと。

②　立入検査

FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(4)イ(イ)②検査(investigation)を参照のこと。

③　検査の実施状況

1)　PRA の指定を受けている投資会社

PRA の指定を受けている投資会社に対する監督・検査の実施は、預金取扱金融機関に対するものと共通しており、PRA が健全性について、FCA が業務行為についての監督・検査を行う。英国I.2.(4)イ(イ)③検査の実施状況を参照のこと。

2)　証券サービスを提供するその他の免許業者

PRA の指定を受けている投資会社免許業者以外の証券サービスを提供する免許業者は、健全性・業務行為の両方について FCA による監督・検査を受ける。

a.　健全性に関する FCA の監督

(a)　検査手法

免許業者の健全性に関する FCA の監督は、免許業者の健全性リスク分類（P1～P4 の 4 段階）に応じて行われる。リスク分類は、主として免許業者からの報告書類に基づいて行う。

- 健全性リスク分類が P1、P2 の免許業者
  無秩序な破綻が起こった場合に市場に与える影響が大きく、健全性規制上の重要性が大きいとされる免許業者で、資本の充足状況や流動性について、定期的な評価の対象となる。健全性に焦点を絞った実地検査の実施対象となる。
- 健全性リスク分類が P3 の免許業者
  破綻した場合の市場に対する影響がそれほど大きくなく、健全性規制上の重要性が比較的小さい免許業者は、財務要件の遵守状況について、免許業者の自己評価を重視する。
  FCA は、不整合の発生や要件の未達のような異常事態が生じていないかという観点から、モニタリングを実施する。
  P3 の事業者に対する FCA の健全性評価は、業界全体に対するレビューの一環として、不定期に実施される。
- 健全性リスク分類が P4 の免許業者
  特別管理下にある、あるいは破綻処理中の免許業者であり、破綻処理スキームの中での監督が行われる。

(b)　検査頻度

健全性リスク分類が P1 の免許業者は 2 年サイクル、P2 の免許業者は 4 年サイクルとされ、P3 の免許業者は問題が生じた場合に検査が行われる（P4 の免許業者については上記のとおり）。

b.　業務行為に関する FCA の監督

業務行為に関する FCA の監督・検査の実施状況は預金取扱金融機関に対するものと共通している。英国I.2.(4)イ(イ)③検査の実施状況を参照のこと。

(ウ)処分規定

FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(4)イ(ウ)処分規定を参照のこと。

（エ）証券規制違反行為一般に関する法執行権限

インサイダー取引や市場操作などの市場における不正行為（market abuse）に関する法執行権限は FCA が有する。

① 調査

FCA は、市場における不正行為が行われた可能性のある状況が存在する場合、調査員を指名して調査（investigation）を実施させることができる（金融サービス市場法第 168 条）。

調査員は、調査の対象者、その関係者、及びそれ以外の者に対して、面談及び尋問、情報提供、文書の作成、調査へのあらゆる協力を要求することができる（金融サービス市場法第 172 条、第 173 条）。

② 差止・制裁等

1) 制裁金（penalties）

FCA は市場における不正行為を行った者（作為又は不作為によって他の者に市場における不正行為を行うよう要求あるいは教唆した者を含む。以下同様）に対し、適切と判断する金額の制裁金を科すことができる（金融サービス市場法第 123 条）。

2) 差止命令（injunctions）の申請

FCA は、市場における不正行為を行った者に対し、当該違反行為を制止する命令を出すよう裁判所[307]に申請することができる。また、違反行為を行った者や故意に違反に関与した者に対して、是正に向けた措置を講じるように求める命令や、資産の処分を禁じる命令を申請することもできる（金融サービス市場法第 381 条）。

③ 原状回復命令の請求

FCA は、裁判所に対して、市場における不正行為を行った者が、不正行為の結果として蓄積した利益、又は他者に与えた損害等に相当する金額を支払うよう命令を請求することができる（金融サービス市場法第 383 条）。

④ FCA による原状回復命令

市場における不正行為により利益を蓄積、あるいは他者に損害等を与えた者に対しては、FCA から正当と判断する金額の関係者への支払を命ずることができる（金融サービス市場法第 384 条(2)(5)）。

[307] イングランド、ウェールズにおいては高等法院（High Court）、スコットランドにおいては民事控訴院（Court of Session）が管轄権を有する。

エ　FCA による保険会社の監督権限

（ア）PRA による保険会社の監督権限との関係

FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(4)イ(ア)PRA による銀行の監督権限との関係を参照のこと。

（イ）監督手法

①　報告徴求

FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(4)イ(イ)①報告徴求を参照のこと。

②　立入検査

FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(4)イ(イ)②検査(investigation)を参照のこと。

③　検査の実施状況

保険会社に対しては、PRA が健全性について、FCA が業務行為についての監督・検査を行う。業務行為に関する FCA の監督・検査の実施状況は預金取扱金融機関に対するものと共通している。英国I.2.(4)イ（イ）③検査の実施状況を参照のこと。

（ウ）処分規定

FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(4)イ(ウ)処分規定を参照のこと。

オ　FCA による投資運用業者の監督権限

投資運用業者に対しては、FCA が健全性と業務行為の両方についての監督・検査を実施する。英国I.2.(4)イ(ア) PRA による銀行の監督権限との関係を参照のこと。

カ　FCA による投資助言業者の監督権限

投資助言業者に対しては、FCA が健全性と業務行為の両方についての監督・検査を実施する。英国I.2.(4)イ(ア) PRA による銀行の監督権限との関係を参照のこと。

(5) 監督当局間の関係

金融サービス市場法では PRA 及び FCA に対し、各々が果たす役割、双方の監督業務の調整について、覚書（Memorandum of Understanding）を作成するように要求している（金融サービス市場法第 3E 条）。

金融サービス市場法第 3E 条に基づき作成された FCA と PRA との覚書[308]では、両者の関係について以下のように規定している。

① 情報共有

FCA 及び PRA は、他方の監督機関の保有する情報が自らの監督業務に関連している場合、当該情報の共有を要請することができる。

また、FCA 及び PRA は、自らの収集した情報が他方の監督機関にとって重大な利害を有すると考える場合、積極的に当該情報を他方の監督機関に提供する。

② 政策・規則の策定

FCA 及び PRA は、それぞれ、その目的を達成するための政策・規則の策定を行う。

政策・規則が他方の監督機関の目的に関して重大な影響を及ぼす可能性のある場合には、早い段階で互いに諮問を行う。

FCA と PRA の政策担当役員は、四半期に一回、定期的な会合を行い、構想している政策が監督機関双方に及ぼしうる影響についての議論や、実際に行っている調整の有効性についての評価を実施する。

③ 事業者の免許交付

PRA による規制・監督の対象となる業務を行おうとする者に対しては、PRA が FCA の同意を得た上で免許を交付する。それ以外の規制対象業務を行おうとする者には、FCA が免許を交付する。

④ 二重監督（dual regulation）の対象となる免許事業者への監督

健全性について PRA の監督を受ける免許事業者は、業務行為については FCA の監督を受けることになる。

通常時には、PRA と FCA は、それぞれ別個に監督行為を実施する。それによって得られた情報や結論は、他方の監督機関の目的に関して重大

[308] Memorandum of Understanding: Between the Financial Conduct Authority and the Bank of England (exercising its prudential regulation functions)
https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/memoranda-of-understanding/update-on-the-boe-and-fca-mou.pdf

性がある場合のみ、監督機関間で交換される。

PRA と FCA とは、必要に応じて個々の免許業者やグループについての「監督カレッジ（supervisory colleges）」を組成し、当該免許業者やグループの有するリスクやリスクの緩和措置が、監督機関双方に対してどの程度の影響を与えうるかについての評価を行う。

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 預金取扱金融機関

英国では、預金取扱金融機関として、預金の受入を行う金融機関としては、①銀行、②住宅金融組合、③信用組合がある。

(1) 業務範囲

英国では、2000 年金融サービス市場法に基づく金融機関に対する規制は、実質的にその金融機関の業務・機能ベースで適用される。すなわち、英国では、事実上、規制の適用は金融機関の業務、サービス、機能、顧客によって差異が生じる[309]。

① 銀行

法令上、銀行の定義規定は置かれていないが、次のものを指して「銀行（bank）」という用語が用いられている（FCA HANDBOOK Glossary Terms[310]）。

- 英国において 2000 年金融サービス市場法に基づき預金の受入を含む規制業務を行うためのパート 4A 許可を得ている会社で、残置 EU 法の信用機関に該当するもの（信用組合、友愛組合又は住宅金融組合を除く）

② 住宅金融組合

住宅金融組合（building society）とは、1986 年住宅金融組合法（Building Societies Act 1986[311]）に基づいて設立される金融機関で、住宅を担保とする貸付を主な業務とし、資金調達の大半を組合員から行う（住宅金融組合法第 5 条、第 119 条(1)）。

---

309 “Banking Regulation in the United Kingdom: Overviewby Bob Penn, Raluca Dumitru and Arthur Tan, Allen & Overy LLP” Practical law, THOMSON REUTERS

310 FCA HANDBOOK
https://handbook.fca.org.uk/glossary/G97

311 Building Societies Act 1986
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1986/53/contents

③ 信用組合

信用組合（credit union）とは、1979 年信用組合法（Credit Unions Act 1979[312]）上の免許業者である信用組合として、2014 年協同共済組合法（Co-operative and Community Benefit Societies Act 2014）に基づき登録された法人をいう（FCA HANDBOOK Glossary Terms[313]）。

信用組合は職域、居住地域等を単位として組合員を募集する（信用組合法第 1 条(4)）。組合員からの出資以外の形による預金の受入は許されていない（同法第 8 条）。また、貸付先は組合員に限定されている（同法第 11 条）。

(2) 免許等

PRA 規制業務命令[314]により、預金の受入業務は PRA による規制の対象とされたため（2 条(a)）、預金取扱金融機関に免許交付する権限は PRA にある（金融サービス市場法第 55A 条）。

PRA は、申請者が金融サービス市場法別表第 6（Schedule 6）及び PRA の許認可条件規約（threshold conditions code、金融サービス市場法第 137O 条）を満たすことを確保した上で、免許を付与することができる（金融サービス市場法第 55B 条[315]）。

ただし、PRA は申請者に免許を付与するにあたり、FCA の同意を得なければならない（金融サービス市場法第 55F 条(2)）。

また、PRA は、免許の付与に際して、当該免許業者が実施できる業務について条件を課したり、業務の範囲を狭めたり広げたりすることができる（金融サービス市場法第 55F 条(4)）。

(3) 要件

預金取扱金融機関は、PRA の免許要件と FCA の免許要件とを共に満たす必要がある。

ア PRA の免許要件

預金取扱金融機関の免許交付にあたり、PRA が考慮する免許要件は次のとおりである（金融サービス市場法別表第 6（Schedule 6）第 5A 条～第 5F 条）。

- 会社形態

法人、又はパートナーシップでなければならない。

---

312 Credit Unions Act 1979
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1979/34

313 FCA HANDBOOK
https://handbook.fca.org.uk/glossary/G241

314 The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 (S.I. 2013 No.556).

315 Financial Services Act 2012 第 11 条により改正。

- 事業所の所在地

  英国で設立された会社法人の場合、本社及び登録事業所は、英国内に所在しなければならない。会社法人でなく英国内に本社事業所を置いている場合には、英国内で営業しなければならない。
- 健全な事業運営

  適切な財務資源及び非財務資源を有し、健全に事業を行わなければならない。
- 適格性

  法令遵守状況や経営管理者の能力・経験などから見て、免許交付対象業務を実施する上での適格性を備えていなければならない。
- 監督の実効性

  業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループへの参加、企業結合の状況などについて、PRA が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。

イ　FCA の免許要件

PRA による規制対象となる業務を行う事業者の免許交付にあたり、FCA が考慮する免許要件は次のとおりである（金融サービス市場法別表第 6（Schedule 6）第 3A 条から第 3E 条）。

- 監督の実効性

  業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループへの参加、企業結合の状況などについて、FCA が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。
- 非財務資源の適切性

  免許交付対象となる業務を行う上で、適切な非財務資源を有していなければならない。
- 適格性

  消費者の利益や英国の金融システムの統合性の維持、法令の遵守、金融犯罪の防止等の観点に照らして適切な業務運営を行うことができるだけの適格性を有していなければならない。
- ビジネスモデル

  FCA の業務目的に照らして、事業者のビジネスモデルは、規制対象業務の実施に適したものでなければならない。

ウ　異業種からの参入可否及び要件

金融サービス市場法では、免許を業務ごとに取得すればその業務を営むことが認められ、免許業者に一律に課される他業禁止規制は定められていない。そのため、上記イの免許要件を満たして免許を付与されれば、異業種の業者も原則として[316]預金の受入れ業務を行うことは可能である。なお、預金取扱業務等と投機的業務の分離については、英国I.1.(3)ウ リングフェンス規制の概要を参照のこと。

(4) 変更・取消

以下に該当する場合、PRA は、免許業者に対して付与された免許の変更（当該免許業者が実施できる業務の追加・削除、実施できる業務の種類の変更）及び取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55J 条）。

① 免許取得のための許認可条件を満たしていない、あるいは満たすことができなくなりそうな場合
② 12 カ月以上にわたって、許可を受けた業務を遂行していない場合
③ PRA の目的のいずれか[317]を推進するために、免許の変更・取消を行うことが望ましい場合

PRA が権限を行使するためには FCA への事前の諮問が必要であり（金融サービス市場法第 55J 条(5)(a)）、実施できる業務の追加及び種類を拡大する場合は、FCA の同意が必要とされている（同条(5)(b)）。

(5) デジタルバンク等に係る規制・動向

ア　免許交付

英国にはデジタルバンクに対する明確な分類・基準は存在していないが、預金の受入業務を行う為には PRA から銀行免許[318]を取得する必要がある。

英国ではリテールバンキング市場の競争促進を目的に新規参入が奨励されており、PRA は 2013 年に新規参入銀行に対する最低資本金を 100 万ユーロ又は 100 万ポンド(どちらか高い方)[319]に引き下げた。また、PRA 及び FCA は 2016 年に新規参入銀行支援部署(New Bank Start-up Unit)を設置し、新規参入銀行の免許申請手続を支援している。

316 保険会社の場合、保険会社としての他業禁止規制が課される（英国II.4.(3)要件を参照）。またリングフェンスについては、英国I.1.(3)ウリングフェンス規制の概要を参照のこと。
317 PRA の目的については、英国I.2.(3)ア(イ)を参照のこと。
318 銀行免許については、英国II.1.(2)免許等を参照のこと。
319 PRA Rulebook: CRR FIRMS: Definition of Capital:Base Capital Resources Requirement を参照。
https://www.prarulebook.co.uk/pra-rules/definition-of-capital/01-01-2022#14387c84bb1f478ab5d8e896e0d0a003

イ　デジタルバンクの例

(ア) Starling Bank

Starling Bank は、Allied Irish Banks の元 COO である Anne Boden 氏により 2014 年に設立された。2016 年に銀行免許を取得し銀行業に参入。2025 年 3 月時点でサービス利用者数は 460 万人を超えている [320]。Starling Bank は同社が提供する会計アプリ「Xero」、年金サービス「PensionBee」、オンライン投資サービス「Wealthify」等を統合してファイナンスアプリとして提供しており、利便性に定評がある。2024 年 3 月時点で年間売上は 7 億 1400[321]万ポンド。

(イ) Monzo Bank

Monzo Bank は、GoCardless の創業者である Blomfield 氏により 2015 年に設立され、デビットカード事業を営んできた。2017 年に銀行免許を取得し銀行業に参入。2025 年 9 月時点でサービス利用者数は 1400 万人を超えている [322]。優れた UI で銀行口座の開設が容易である事に定評がある。2025 年 3 月時点で年間売上は 12 億ポンド [323]。

(ウ) Revolut

Revolut は、2015 年に設立された英国発のフィンテック企業。2021 年 1 月に銀行免許を申請し、2024 年 7 月に PRA から制限付の免許を取得している [324]。2024 年時点でサービス利用者数は 5250 万人を超えている [325]。同社が提供する 10 代向け資金管理サービス「Revolut<18」や、為替・送金手数料が無料である事に定評がある。2025 年 3 月時点で年間売上は 31 億ポンド [326]。

ウ　オープンバンキングの利用拡大に向けた取組

FCA と決済システム規制当局 [327]（Payment Systems Regulator、以下「PSR」という。）で構成される共同規制監督委員会（Joint regulatory oversight committee）は、2023 年 4 月 17 日に、「英国におけるオープンバンキング次段階に向けた提言（Recommendations for the next phase of open banking in the UK）」を公表した [328]。同

---

320 https://financialit.net/news/digital-banking/starling-reports-strong-revenue-and-invests-growth
321 https://www.starlingbank.com/docs/annual-reports/Starling-Bank-Annual-Report-2025.pdf
322 https://fintech.global/2025/11/24/monzo-unveils-new-features-amid-surge-past-14m-users/
323 https://businesscloud.co.uk/news/monzo-revenue-tops-1bn-as-ceo-addresses-ipo/
324 https://www.revolut.com/news/revolut_receives_uk_banking_licence/
325 https://www.businessofapps.com/data/revolut-statistics/
326 https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000030.000054355.html
327 英国における決済システムの競争促進、革新支援、及び利用者保護を目的に設立された独立規制機関。PSR は指定された決済システムの公正性・アクセス性・信頼性を保つための規制権限を有し、銀行、決済業者等の参加者に対して規制方針を策定・執行する役割を担う。
https://www.psr.org.uk/our-work/
328 https://www.gov.uk/government/publications/recommendations-for-the-next-phase-of-open-banking-in-the-uk

提言においては、オープンバンキング[329]について、①利用可用性と性能の向上（levelling up availability and performance）、②金融犯罪のリスク軽減（mitigating the risks of financial crime、③問題発生時の効果的な消費者保護の確保（ensuring effective consumer protection if something goes wrong）、④第三者プロバイダー及びエンドユーザーへの情報流通の改善（improving information flows to third party providers (TPPs) and end users）、⑤追加サービスの促進（promoting additional services）の 5 つのテーマにおいて、オープンバンキングを発展させるためのロードマップを示した[330]。このロードマップの実行にあたっては、共同規制監督委員会の監督の下、英国におけるオープンバンキングの実務運営を担ってきたオープンバンキング・リミテッド[331]が、複数のテーマについて作業の主導及び調整を担うこととされた。具体的には、上記テーマのうち、利用可用性と性能の向上、金融犯罪リスクの軽減、紛争対応プロセスの整備、情報流通の改善といった複数のテーマについて、オープンバンキング・リミテッドが実務面での作業を主導することとされた。また、これに伴い、2023 年 6 月には、オープンバンキングを推進するために、VRP ワーキンググループ（VRP Working Group）[332]と将来組織に関するワーキンググループ（Future Entity Working Group[333]）という二つの作業部会が設立された[334]。2023 年 12 月には、共同規制監督委員会は、英国におけるオープンバンキング次段階に向けた提言において示したロードマップの進捗状況を報告している[335]。

---

[329] 口座情報や支払機能について、本人の明示的な同意を前提に、銀行等の金融機関が外部の第三者事業者に対して標準化された安全な方法でデータや機能を提供する仕組み。これにより、家計管理アプリや支払サービス等のフィンテックサービスが利用者の銀行口座データにアクセスし、残高照会や支払指示の実行等が可能となる。英国では、競争・市場庁（CMA）の措置命令に基づき大手銀行に共通 API 提供を義務付ける形で制度化され、利用可能性の向上、競争促進、消費者利便性の向上を目的としている。

[330] https://www.fca.org.uk/news/news-stories/joint-regulatory-oversight-committee-jroc-recommendations-next-phase-open-banking-uk

[331] オープンバンキング制度の標準仕様・運用ガイドラインを整備し、英国のリテールバンキングにおける競争促進・イノベーション及び透明性向上を目的に設立された実務実行主体。標準仕様の策定・業界ガイドラインの整備を行い、複数の金融機関と第三者サービス提供者間における共通 API 基盤の構築・運用を推進している。
https://www.openbanking.org.uk/about-us/

[332] 支払金額が都度変動する定期支払方式（VRP）の利用拡大を目的とし、現時点では自己名義口座間の資金移動に限定されている仕組みについて、公共料金や寄付等を含む用途への段階的な拡張に向けた制度設計（実施方針）の策定を行う。

[333] 現在のオープンバンキング実施主体から、将来の恒久的な運営組織への移行を見据え、その役割、組織体制、資金調達の在り方等を含む制度設計及び実装方法を検討することを目的とする。

[334] https://www.fca.org.uk/news/news-stories/joint-regulatory-oversight-committee-sets-out-next-steps-help-uk-open-banking-grow

[335]https://assets.publishing.service.gov.uk/media/65806cb8e305f0001342e25b/JROC_Q4_Statement_on_Progress_Update_Dec_2023.pdf

(6) 書面交付義務

ア　書面及び耐久媒体の交付義務の原則

FCA HANDBOOK において、銀行は、リテール銀行サービス（retail banking service）に関する契約条件を、顧客が契約条件に適用される前に、書面又はその他の耐久媒体（durable medium）[336]で提供するべき旨が定められている（FCA HANDBOOK BCOBS 4.1 Enabling banking customers to make informed decisions[337]）。なお、リテール銀行サービス（retail banking service）とは、銀行の顧客との間で締結される取決めであり、当該顧客からの預金を、その顧客のために口座で管理する条件で受け入れ、かつ、その預金に関して、顧客への返還を含む（これに限定されない）各種サービスを提供することに合意するものをさす [338]。

イ　耐久媒体の定義

耐久媒体の定義に関しても FCA HANDBOOK に規定されている [339]。耐久媒体は、書面の他に以下の要件を満たす媒体も含む。

- 受領者宛てに提供された情報を、将来にわたり参照可能であること
- 当該情報の目的に照らして十分な期間保存可能であること
- 保存された情報を変更することなく再現することが可能であること

ウ　耐久媒体の制度の趣旨

耐久媒体の制度は、EU 法の遠隔販売指令（Distance Selling Directive[340]）に由来する定義である。耐久媒体の制度が導入された背景は、技術の進化に適応する必要性と消費者に対する情報提供による消費者権利保護との緊張を調整することにある。すなわち、新技術を用いた媒体を用いて契約の締結、変更及び更新の際に顧客に対して情報提供を実施する場合においても、顧客が十分な情報に基づく判断を行えること、金融機関と顧客との間に紛争が生じた際に提供された情報を内容を変えずに再現できることを確保しなければならない。そのため、耐久媒体の要件としては、II.1.(6)イ記載の 3 要件を満たさなければならない [341]。

---

[336] 耐久媒体の詳細については、II1.(6)イ参照。
[337] https://handbook.fca.org.uk/handbook/bcobs4/bcobs4s1
[338] https://handbook.fca.org.uk/glossary/G2634
[339] https://handbook.fca.org.uk/glossary/G1286
[340] Distance Selling Directive
https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2023/2673/oj/eng
[341] https://www.fca.org.uk/firms/durable-medium

エ　耐久媒体の具体例

FCA は、耐久媒体の具体例について、以下の媒体を挙げている。いずれの媒体を用いる際にも提供者が事後的に情報を改変出来ないような仕組みとしなければならない。

- モバイル及びタブレットアプリ
- 動画（voxpops や youtube 動画を含む。）
- ウェブサイト
- メール
- PDF
- CD-ROM 及びフロッピーディスク

オ　書面及び耐久媒体の交付義務の原則の例外

FCA HANDBOOK においては、書面及び耐久媒体の交付が免除される場合について下記のとおり定められている。以下に該当する場合には「Distance marketing information」[342]の提供のみで足りる。

- 音声による電話通信により契約が締結された場合で、顧客の明示的な同意があるとき（FCA HANDBOOK BCOBS 3.1.11R[343]）
- 顧客の要請により、顧客に対して契約締結前に書面及び耐久媒体を交付することが出来ない通信手段により契約が締結された場合（FCA HANDBOOK BCOBS 3.1.12R）

2.　投資会社

英国では証券業務を行う事業者を「投資会社（investment firm）」という。

---

[342] 「distance marketing information」とは以下の情報をさす。
(1) 消費者と接触する者の身元及び当該者と当該事業者との関係
(2) 金融サービスの主な特徴の説明
(3) 金融サービスについて消費者が事業者に支払うべき総額（事業者を通じて支払われるすべての税金を含む）（正確な価格を表示できない場合には、消費者が当該価格を確認できるよう、その算定基準）
(4) 事業者を通じて支払われるものではない、又は事業者により課されるものではない、その他の税金又は費用が存在する可能性がある旨
(5) 取消権の有無、並びに取消権が存在する場合には、その存続期間及び行使条件
(6) その他の情報が請求により入手可能である旨及び当該情報の内容。
https://handbook.fca.org.uk/handbook/conc2/conc2s12?timeline=true

[343] https://handbook.fca.org.uk/handbook/bcobs3

(1) 業務範囲

投資会社（investment firm）は、金融サービス市場法に基づく規制の対象となっている。投資会社は次のように定義されている（FCA HANDBOOK Glossary Terms）[344]。

① 第三者に対する 1 つ又は複数の投資サービスの提供を常時、業として行っている者。あるいはいずれかの投資活動を職業的に実施している者

② 残置 EU 法の第 2 次金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive II[345]）上の投資サービス会社（MiFID investment firm）であって、英国内に本店を有する者

金融サービス市場法に基づく許可を必要とする投資サービス（investment service）は次のようなものである（FCA HANDBOOK Glossary Terms）[346][347]。

- 投資商品のディーリング（自己勘定取引、又は代理人としての取引）
- 投資商品取引のアレンジ
- 多角的取引システム（multilateral trading facility、MTF）の運営 [348]
- 投資商品の運用（investment management）
- 投資商品に関する資産の保管管理
- 集団投資スキームの組成（establishing collective investment schemes）
- 投資商品に関する助言

なお、投資会社の業務範囲に制限はない。

(2) 免許等

ア FCA が免許を付与する投資会社

基本的には、FCA が免許交付の権限を持つ（金融サービス市場法第 55A 条）。

FCA は、申請者が金融サービス市場法別表第 6（Schedule 6）及び FCA の許認可条件規約（threshold conditions code、金融サービス市場法 137O 条）を満たすよう確認した上で、免許を付与することができる（金融サービス市場法第 55B 条）。

申請者が、PRA の免許交付を受けている事業者と同一のグループに属している場合には、FCA は免許を付与する前に、PRA に諮問を行わなければならない（金融サービス市場法第 55E 条(3)）。

---

344 https://handbook.fca.org.uk/glossary/G596

345 Markets in Financial Instruments Directive II https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2014/65/oj/eng

346 金融サービス市場法に基づく規制の対象となる業務は、金融サービス市場法付属規定 2、及び財務省令（Regulated Activities Order）によって規定される。

347 https://handbook.fca.org.uk/glossary/G603

348 投資会社や市場運営業者が運営する、システム上で複数の第三者間での投資商品売買を行えるようにする多者間システムをさす（FCA HANDBOOK Glossary Terms）。

イ　指定投資会社

PRA は、一定の要因を考慮し、必要がある場合には、指定投資会社として、投資会社を指定することができる（金融サービス市場法第 55A 条、PRA 規制業務命令第 3 条、第 4 条）。

指定にあたり考慮される要因については、英国Ⅰ.2.(3)ア(ウ) 業務内容を参照のこと。

(3) 要件

ア　FCA における免許要件

FCA が免許を付与するにあたり、考慮する免許要件は以下のとおりである（金融サービス市場法別表第 6（Schedule 6）第 2A 条～第 2F 条）。

- 事業所の所在地

  英国で設立された法人の場合、本社及び登録事業所は英国内に所在しなければならない。会社法人でなく英国内に本社事業所を置いている場合、及び登録事業所のない法人で本社が英国内にある場合には、英国内で営業しなければならない。
- 監督の実効性

  業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループ構造、連結監督の対象か否か、企業結合の状況などについて、FCA が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。
- 経営資源の適切性

  免許交付対象となる業務を行う上で、適切な経営資源（経営管理者の能力や経験、法令遵守体制などの非財務資源も含む）を有していなければならない。
- 適格性

  消費者の利益や英国の金融システムの統合性の維持、法令の遵守、経営の健全性、金融犯罪の防止等の観点に照らして適切な業務運営を行えるだけの適格性を有していなければならない。
- ビジネスモデル

  経営の健全性、消費者の利益、英国の金融システムの統合性等の観点から、免許交付対象業務の実施に適したビジネスモデルでなければならない。

イ　PRA における免許要件

PRA による指定については、預金取扱金融機関と同じである。英国II.1.(3)ア PRA の免許要件を参照のこと。

(4) 変更・取消

ア　FCA が免許を交付した投資会社

- 免許事業者の申請による変更

  FCA は、免許事業者からの申請により、免許の変更（実施できる業務の追加・削除、業務の種類の変更）や取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55H 条）。

  申請者が PRA の免許事業者を含むグループのメンバーである場合には、PRA への事前の諮問が必要である（金融サービス市場法 55H 条(5)）。

- FCA の主導による変更・取消

  以下に該当する場合には、FCA は、免許業者に対して付与された免許の変更（当該免許業者が実施できる業務の追加・削除、実施できる業務の種類の変更）及び取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55J 条）。

1) 免許取得のための許認可条件を満たしていない、あるいは満たすことが出来なくなるおそれがある場合
2) 12 カ月以上にわたって、免許交付を受けた業務を遂行していない場合
3) FCA の運営目的の 1 つ以上を推進するために、免許の変更・取消を行うことが望ましい場合

また、投資会社の場合には、次の場合も免許取消の対象となる（金融サービス市場法第 55K 条）。なお、残置 EU 法の廃止に伴い、「残置 EU 法に基づく免許要件を満たしていない場合」の要件が修正された。

1) 免許交付を受けた投資サービスを 6 カ月以上にわたって遂行していない場合
2) 虚偽の申告、又はその他の不正な手段によって免許を取得した場合
3) 免許交付を受けた投資サービス又は投資業務である規制業務に関連して、免許要件を満たしていない場合
4) 免許交付を受けた投資サービス又は投資業務である規制業務に関連して、投資サービスの運営条件に対する重大かつ組織的な違反がある場合

PRA の免許事業者である場合、及び PRA の免許事業者を含むグループのメンバーの場合には、PRA への事前の諮問が必要であり、PRA の免許事業者について実施できる業務の追加及び種類を拡大する場合は、PRA の同意が必要とされている（金融サービス市場法第 55J 条(4)）。

イ　指定投資会社

PRA の指定を受けた投資会社の指定変更・取消に関しては預金取扱金融機関と共通している。英国II.1.(4)変更・取消を参照のこと。

(5) MiFID 事業[349]における耐久媒体

FCA HANDBOOK においては、MiFID 事業に関する耐久媒体による情報提供について以下のような要件が定められている（FCA HANDBOOK[350]）。

- 受領者がリテール顧客である場合には、当該顧客に対し、電子的形式ではなく書面により情報を受領する権利がある旨を通知しなければならず、当該リテール顧客が書面による提供を求めた場合には、当該情報は無償で書面により提供されなければならない（(a) if the recipient is a retail client: (i) they must be informed of the right to receive the information on paper instead of in electronic format; and (ii) if the retail client requests to receive the information on paper, the information must be provided on paper and free of charge;）。
- その他の場合には、当該情報は電子的形式により提供されなければならない（(b) in any other case, the information must be provided in electronic format.）。

このように MiFID 事業に関しては、電子的形式による交付が原則として定められている。

(6) 契約締結に関する書面交付義務

ア　書面及び耐久媒体の交付義務の原則

FCA HANDBOOK COBS（Conduct of Business Sourcebook）において、投資会社は、以下の場合に、書面又はその他の耐久媒体を交付するべき旨が定められている。

- 投資業務を新規の顧客のために行う場合には、権利義務を定めた契約書を書面又は耐久媒体により交付しなければならない（FCA HANDBOOK COBS 8.1.2[351]、COBS 8A.1.4[352]）。
- 顧客が適用される時点又はサービスが提供される時点のいずれか早い時点までに、契約の条件、サービスに関する情報を書面又は耐久媒体により交付しなければならない（FCA HANDBOOK COBS 8.1.3[353]、COBS

[349] MiFID 事業とは、MiFID 投資会社が行う、金融商品に関する注文の受注・執行、自己売買、資産運用、投資助言、引受・募集、取引施設の運営等の投資サービス及びこれに付随する保管管理、信用供与、リサーチ等の業務をいう。
https://handbook.fca.org.uk/glossary/G1976

[350] https://handbook.fca.org.uk/glossary/G1286

[351] https://handbook.fca.org.uk/handbook/cobs8

[352] https://handbook.fca.org.uk/handbook/cobs8a

[353] https://handbook.fca.org.uk/handbook/cobs8

8A.1.5[354])

イ　耐久媒体の定義

耐久媒体の定義については、英国II.1.(6)イ参照。

ウ　書面及び耐久媒体の交付義務の例外 [355]

以下に該当する場合には、記載の書面又は耐久媒体を交付する義務が免除される。

- ウェブサイトを通じて契約書の内容、契約の条件、サービスに関する情報が提供されている場合（FCA HANDBOOK COBS 8.1.3）
- 顧客の要請により、顧客に対して契約締結前に書面及び耐久媒体を交付することが出来ない通信手段により契約が締結された場合（FCA HANDBOOK COBS 8.1.3）

エ　契約書の内容、契約の条件、サービスに関する情報が提供されるウェブサイトの条件 [356]

契約書の内容、契約の条件、サービスに関する情報が提供されるウェブサイトは以下の条件を満たさなければならない。

- ウェブサイトを用いて情報を提供することが、企業と顧客との間で行われている、又は行われる予定の業務の状況に照らして適切であること
- 顧客が、当該情報をウェブサイトの形式で提供されることについて、明示的に同意していること
- 顧客に対し、当該ウェブサイトのアドレス及び情報が掲載されている具体的な場所が、電子的手段により通知されていること
- 提供される情報が常に最新の内容に保たれていること
- 顧客が合理的に確認するために必要な期間にわたり、当該情報へ継続的にアクセスできること

(7)　取引後の報告開示に関する書面交付義務

ア　書面及び耐久媒体の交付義務の原則

FCA HANDBOOK COBS において、投資会社は、以下の場合に、書面又はその他の耐久媒体を交付するべき旨が定められている。

- 投資会社が顧客にサービスを提供した場合には、提供したサービスや商

354 https://handbook.fca.org.uk/handbook/cobs8a

355 なお、MiFID 以外の業務の場合と異なり、MifID 業務に関しては書面交付義務の例外が定められていない(COBS 8A.1.4、COBS 8A.1.5 参照)。

356 https://handbook.fca.org.uk/glossary/G2445

品の種類や複雑性を考慮した情報提供を行わなければならない(FCA HANDBOOK COBS 16A.2[357])。

- 投資会社が顧客のために注文を執行した場合には、可能な限り速やかに(失効日の翌営業日、第三者から執行通知を受領する場合には、当該第三者から通知を受領した日の翌営業日)注文の執行を確認する通知を顧客に行わなければならない(FCA HANDBOOK COBS 16A.3.1[358])。

イ　耐久媒体の定義

耐久媒体の定義については、英国II.1.(6)イ参照。

ウ　耐久媒体の制度の趣旨

耐久媒体の制度の趣旨については、英国II.1.(6)ウ参照。

エ　耐久媒体の具体例

耐久媒体の具体例については、英国II.1.(6)エ参照。

オ　書面及び耐久媒体の交付義務の例外[359]

取引後の報告開示に関する例外は定められていない。

3.　投資運用業者・投資助言業者

投資運用業者に当たるのは、金融サービス市場法に基づき「投資運用業務（managing investments）」を行う許可を受けている会社である。

(1)　業務範囲

①　投資運用業者

投資運用業務とは、有価証券に対する投資等からなる他者の資産を、与えられた裁量をもって運用することを指す（規制業務命令[360]第 37 条）。なお、投資運用業者の業務範囲に制限はない。

②　投資助言業者

投資助言業者にあたるのは、「投資助言業務（advising on investments）」を行う許可を受けている者である。投資助言業務とは、次のような助言を行うこと

[357] https://handbook.fca.org.uk/handbook/cobs16a
[358] https://handbook.fca.org.uk/handbook/cobs16a
[359] なお、MiFID 以外の業務の場合と異なり、MifID 業務に関しては書面交付義務の例外が定められていない(COBS 8A.1.4、COBS 8A.1.5 参照)。
[360] The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 No.544.

を指す（FCA HANDBOOK Glossary Terms[361]、規制業務命令[362]第 53 条）。

- 投資家あるいは潜在的な投資家となりうる者、あるいはこれらの代理人となりうる者に対し与えられる助言
- 次のいずれかの行為を（本人として、あるいは代理人として）行うことの利点について与えられる助言

1) 特定の有価証券、又は契約に基づく特定の投資商品を購入したり、売却したり、募集に応じたり、引受けたりすること
2) 投資商品を購入したり、売却したり、募集に応じたり、引受けたりするための投資によって与えられる権利を行使すること

なお、投資助言業者の業務範囲に制限はない。

(2) 免許等

投資運用業務・投資助言業務は FCA による規制の対象となる業務であるため、投資運用業者・投資助言業者に対しては FCA が免許交付権限を持つ（金融サービス市場法第 55A 条）。

FCA による免許等付与については、英国II.2.(2)ア FCA が免許を付与する投資会社を参照のこと。

(3) 要件

FCA による免許要件については、英国II.2.(3)ア FCA における免許要件を参照のこと。

(4) 変更・取消

投資運用業務・投資助言業務は FCA による規制の対象となる業務であるため、投資運用業者・投資助言業者に対しては FCA が免許交付権限を持つ（金融サービス市場法第 55A 条）。

FCA による変更・取消については、英国II.2.(4)ア FCA が免許を交付した投資会社を参照のこと。

(5) ロボアドバイザー等に関する規制状況

FCA は、純粋な自動アドバイスサービスに関する規制・監督上の懸念を示し、自動投資サービス（automated investment services）は従来の投資一任サービスや助言サービスと同じ規制基準を満たす必要があると強調している。

[361] https://handbook.fca.org.uk/glossary/G3546a
[362] https://handbook.fca.org.uk/glossary/G3546a

4. 保険会社（保険仲介業を含む）

保険業務を営む企業（insurance undertaking）とは、保険者（保険契約の締結又は履行について許可を取得した企業）であるか否かにかかわらず、保険事業を行うメンバーを含む企業をいう（FCA HANDBOOK Glossary Terms）。

(1) 業務範囲

2000 年金融サービス市場法において、保険会社として事業を行うためには、法人（body corporate.ただし、有限責任パートナーシップ（Limited Liability Partnership : LLP）以外）、登録された友愛組合、又はロイズ（Lloyd's）のメンバーでなければならないと定められているにすぎず、有限責任パートナーシップが排除されていることを除き、法人形態に制限は設けられていない。

保険業は規制対象となる「規制業務（Regulated Activities）」の 1 つと位置づけられていることから、保険業、保険仲介業、再保険業を営むすべての保険会社は、2000 年金融サービス市場法における「規制業務の許可」に関する規定（Part IV Permission to Carry on Regulated Activities）を遵守することが求められる。金融サービス市場法第 22 条は、特定された種類の投資物件に関連していること、又は特定された種類の業務で何らかの種類の財産に関連していること、を対象とする規制業務（regulated activity）としている。これらの規制業務の特定は、さらに規制業務命令[363]に委任されており[364]、同命令は、本人として（as principal）する保険契約の締結（effect）及び履行（carry out）を特定業務としている（第 10 条）。

保険契約は、①保険契約、②再保険、③生命保険契約（長期保険契約）及び④損害保険契約（一般保険契約）に分類される（金融サービス市場法第 424 条）[365]。

①保険契約とは、損害保険契約及び生命保険契約のいずれにも該当しない保険契約で、病気や困窮時の救済、生活維持を目的とした保険金給付や葬儀費用の給付を提供する保険契約をいう（金融サービス市場法別表第 2（Schedule 2）第 20 条、1992 年友愛組合法別表第 2（Schedule 2）頭書 C）。

また、③生命保険契約及び④損害保険契約に該当する保険の種類については、ソルベンシーII指令（Solvency II Directive [366]）に列挙されており（付表I・II）、同

---

[363] The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 No.544

[364] 金融サービス市場法は、英国財務省に特定の命令の制定権限を与えている。主な省令は次のとおり。
- 規制業務命令：The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 No.544
- 許可条件命令：The Financial Services and Markets Act 2000 (Threshold Conditions) Order 2013 No.555
- PRA 規制業務命令：The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 No. 556

[365] 英国では、保険の区分について生命保険を含む長期保険（long-term insurance）と、疾病・健康保険を含む一般保険（general insurance）に区分している。以下、長期保険を生命保険、一般保険を損害保険と記載する。

[366] Solvency II Directive
https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2009/138/oj/eng

指令を受けて、英国では規制業務命令で次のとおり定めている（別表（Schedule）I・II）。

図表　英-7　保険契約の種類

生命保険契約	損害保険契約	
① 生命・年金（③を除く）	① 事故（労働傷害、職業病を含む）	⑩ 自動車損害賠償責任
② 婚姻・出産		⑪ 航空機損害賠償責任
③ リンクト生命・年金	② 疾病	⑫ 船舶損害賠償責任
④ 長期所得補償	③ 陸上車両	⑬ 一般賠償責任
⑤ トンチン年金	④ 鉄道車両	⑭ 信用保証
⑥ 資金償還契約	⑤ 航空機	⑮ 保証契約
⑦ 年金ファンド管理	⑥ 船舶	⑯ 雑金銭損失
⑧ 団体保険等	⑦ 輸送物品	⑰ 訴訟費用
⑨ 社会保険	⑧ 火災・自然災害	⑱ 困窮時支援
	⑨ 財産的損害	

（出所）規制業務命令[367]に基づき作成。

(2)　免許等

PRA 規制業務命令[368]により、保険契約の締結業務及び保険契約の履行業務は PRA による規制の対象とされたため（第 2 条(b)(c)）、保険会社に免許交付する権限は PRA にある（金融サービス市場法第 55A 条）。

PRA による保険会社の免許交付についての規定は、預金取扱金融機関と共通である。英国II.1.(2)免許等を参照のこと。英国においては、許認可の対象となる業務のリストは設けられておらず、保険業務との関連性や保険会社の財務の健全性への影響等を勘案して、あくまでも個別事案毎に適否が判断されている。保険会社の業務の免許付与事由として、既存の保険契約者又は新しい契約者を許容できないレベルのリスクにさらす事業に該当しないことが要求されている。

保険仲介業務は「保険契約の管理及び遂行における補助（assisting in the administration and performance of a contract of insurance）」にあたるものとして、規制業務に加えられている（規制業務命令第 39A 条[369]）。

保険仲介業務は、FCA による規制の対象となる業務であるため、保険仲介業者に対しては FCA が免許交付権限を持つ（金融サービス市場法第 55A 条）。

FCA による免許交付については、英国II.2.(2)ア FCA が免許を付与する投資会社を参照のこと。

---

[367] The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 No.544 SCHEDULE1 PARTI, PARTII

[368] The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 (S.I. 2013 No.556).

[369] The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) (Amendment) (No.2) Order 2003 (S.I. 2003/No.1476) 第 7 条により改正。

(3) 要件

金融サービス市場法において、規制業務に関する免許を取得した者（authorized person）とならない限り、保険業務を含む規制業務を行うことはできないとされている。保険会社は、PRA の免許要件と FCA の免許要件とを共に満たす必要がある。

ア PRA の免許要件

保険会社の免許交付にあたり、PRA が考慮する免許要件は以下のとおりである（金融サービス市場法別表第 6（Schedule 6）第 4A 条～第 4F 条）。

1) 会社形態：

法人（有限責任組合（LLP）を除く）、登録友愛組合、又はロイズのメンバーでなければならない。

2) 事業所の所在地：

英国で設立された会社法人の場合、本社及び登録事業所は英国内に所在しなければならない。会社法人ではなく、英国内に本社事業所を置いている場合には、英国内で営業しなければならない。

3) 健全な事業運営：

適切な財務資源及び非財務資源を有し、健全[370]に事業を行わなければならない。

4) 適格性：

法令遵守状況や経営管理者の能力・経験などから見て、免許対象業務を実施する上での適格性を備えなければならない。

5) 監督の実効性：

業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループへの参加、企業結合の状況などについて、PRA が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。

イ FCA の免許要件

保険会社の免許交付にあたって FCA が考慮する免許要件は投資会社と共通している。投資会社に対する FCA の免許要件については、英国II.2.(3)ア FCA における免許要件を参照のこと。

[370] 保険会社の健全性に係る基準は、金融行為規制機構／健全性規制機構規則集「保険会社のための健全性ソースブック（Prudential sourcebook for Insurers, INSPRU）」において規定されている。

ウ　異業種からの参入可否及び要件

かつて英国では保険会社の兼業が禁止されていなかったが、兼業を規定したEU指令[371]の制定により、1982年保険会社法（Insurance Companies Act 1982）で他業禁止が導入された（第16条）。現在、兼業についてはFCA HANDBOOK Glossary Terms[372]に次のとおり規定されており、保険事業に関係する範囲での他業が認められている。

① 再保険のみを行う会社以外が、保険事業及び保険事業から直接派生する（directly arising）業務[373]以外の営利事業を営む事の禁止
ただし、1979年3月15日の時点で生命保険事業を営んでいる友愛組合が営んでいる貯蓄事業については、継続できる（INSPRU1.5.13R）。

② 再保険のみを行う会社が、再保険事業及び再保険事業に関連する（related）営業[374]以外の事業を営むことの禁止（INSPRU1.5.13AR）

(4) 変更・取消

保険会社に対する免許事業者の免許の変更・取消は、預金取扱金融機関と共通している。英国II.1.(4)変更・取消を参照のこと。

(5) Insurtechに関する規制

英国においては、金融商品（保険商品を含む）の提供や助言等の業務を行う事業者には免許の取得が義務付けられていることから、フィンテック企業であっても、金融商品の提供に該当する事業を行う場合には、免許を取得する必要がある。

(6) 書面交付義務

英国は、2018年に適用された保険販売指令（IDD、Directive (EU) 2016/97）を国内法化したが、一部の要件についてはEU委任規則に含まれていた。英国のEU離脱に伴い、2024年4月5日付でEU委任規則は廃止され、FCA HANDBOOKに組み込まれた[375]。

---

371 生命保険第1次指令（79/267/EEC）第6条、損害保険第1次指令（73/239/EEC）第8条1項(b)。

372 金融サービス市場法は、FCA及びPRAに一般規則の制定権限を与えている（第137A条、第137G条）。英国I.1.(2).ウ（ア）規則制定権を参照のこと。

373 「保険事業から直接派生する業務」については英国保険協会（ABI）がガイダンスを提供している。①子会社（保険子会社及び非保険子会社）に対する投資管理、会計、その他アドバイザリー・サービスの提供、②グループ企業又は他の保険会社への株式や社債、保険の引受サービスの提供などが禁止となりうる業務とされている。三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「主要国の保険制度に関する調査」＜米国、英国、カナダ、ドイツ、フランス＞（平成23年2月）p.29参照。
https://www.fsa.go.jp/news/22/20110627-7/01.pdf

374 「再保険事業に関連する営業」の例として、統計的又は数理計算上の助言の提供などの活動、リスク分析又はその顧客のための調査などの活動が挙げられている（INSPRU 1.5.13BG）。

375 https://www.fca.org.uk/publication/consultation/cp23-19.pdf

ア　書面及び耐久媒体の交付義務の原則

FCA HANDBOOK ICOBS（Insurance Conduct of Business Sourcebook）において、保険会社及び保険仲介業者は、保険契約の締結前及び変更・更新前には、顧客に対し、IPID 情報（ICOBS 6 Annex 3 参照）を含む法定の情報を提供しなければならない（FCA HANDBOOK ICOBS 4.1.2、ICOBS 6.1.5）。その提供にあたっては、書面、耐久媒体又はウェブサイトによるべき旨が定められている（FCA HANDBOOK ICOBS 4.1A.2 以下）。

なお、FCA HANDBOOK ICOBS 6.3.1 R は、Pure Protection Contract（長期保証契約の一種 [376]）の締結前において、ソルベンシーII指令により顧客へ提供されるべき情報につき、明確かつ正確な方法で書面により提供されなければならないとする。

イ　耐久媒体の定義

耐久媒体の定義については、英国II.1.(6)イ参照。

ウ　耐久媒体の制度の趣旨

耐久媒体の制度の趣旨については、英国II.1.(6)ウ参照。

エ　耐久媒体の具体例

耐久媒体の具体例については、英国II.1.(6)エ参照。

オ　書面及び耐久媒体の交付義務の原則の例外

(ア) FCA HANDBOOK ICOBS においては、書面及び耐久媒体の交付が免除される場合について下記のとおり定められている。以下に該当する場合には「Distance marketing information」[377]の提供のみで足りる。

- 音声電話通信の場合であって、顧客の明示的な同意があるときに限り、当該通信中に提供すべき情報は「the abbreviated distance marketing information」（FCA HANDBOOK ICOBS 3 Annex 3 R[378]）のみで足りる（FCA HANDBOOK ICOBS 3.1.14 R）。
- 顧客に対して契約締結前に書面及び耐久媒体を交付することが出来ない通信手段により契約が締結された場合（FCA HANDBOOK ICOBS 3.1.14 R）

[376] https://handbook.fca.org.uk/glossary/G935
[377] 「Distance marketing information」の詳細については、脚注 342 参照。
[378] https://handbook.fca.org.uk/handbook/icobs3

(イ) 上記例外の場合以外は、遠隔契約の締結前に、「Distance marketing information」を書面又は耐久媒体により、十分な時間的余裕をもって提供しなければならない（FCA HANDBOOK ICOBS 3.1.14 R）。

カ　契約書の内容、契約の条件、サービスに関する情報が提供されるウェブサイトの条件

ウェブサイトの条件については、英国II.2.(6)エ参照。

(7)　取引後の報告開示に関する書面交付義務

ア　書面及び耐久媒体の交付義務の原則

FCA HANDBOOK ICOBS において、保険会社及び保険仲介業者は、以下の場合に、書面又は耐久媒体を交付するべき旨が定められている。

【契約変更】

- Pure Protection Contract（長期保証契約の一種）の期間中に契約条件又は会社情報等に変更があった場合、明確かつ正確な方法で書面により提供されなければならない（FCA HANDBOOK ICOBS 6.3.3、6.3.4）。
- 保険契約の期間中、保険料及び保険契約条項の変更があった場合、変更が効力を生じる前に十分な時間的余裕をもって、書面又は耐久媒体で提供しなければならない（FCA HANDBOOK ICOBS 6.4.11）。

【契約更新】

- 一般保険契約（団体保険契約ではなく、かつ 10 か月以上の期間を有するもの）の更新を提案する場合、更新前に、法定された情報を明確かつ正確に書面又は耐久媒体により、アクセス可能かつ顧客の注意を引き付ける方法で提供しなければならない（FCA HANDBOOK ICOBS 6.5.1）

イ　耐久媒体の定義

耐久媒体の定義については、英国II.1.(6)イ参照。

ウ　書面及び耐久媒体の交付義務の原則の例外

取引後の報告開示に関する例外は定められていない。

5.　総合取引所

証券取引所としてのロンドン証券取引所を除くと、英国における最も大きな取引所は ICE Futures Europe である。

(1) 業務範囲

ICE Futures Europe は、EU における主要デリバティブ取引において近年成長を遂げている。契約件数は 2024 年に約 20 億件、2025 年には約 24 億件に達した。もう 1 つの取引所は LME（London Metal Exchange）であり、同取引所では金属に関するデリバティブのみが取引されているが、2012 年に LME は Hong Kong Exchanges and Clearing（香港証券取引所）の傘下となっている。両者の概要は以下のとおり。

図表　英-8　主なデリバティブ取引所と取扱商品

グループ（親会社）	取引所	略称	所在地	主な商品（種別・原資産）
Intercontinental Exchange (ICE)	ICE Futures Europe[379]	ICE	ロンドン	金融商品、農産、エネルギー、排出物、通貨、暗号資産、原油、電力、天然ガス
Hong Kong Exchanges and Clearing	London Metal Exchange[380]	LME	ロンドン	金属

また、ロンドンはデリバティブの清算ビジネスの中心としても位置付けられており、LCH や LME Clear、ICE Clear といったクリアリングハウス（清算機関）の本拠地でもある。

- ICE Futures Europe

ICE Futures Europe は 1980 年に設立された。当時の名称は International Petroleum Exchange（IPE）であり、エネルギーに関連する先物やオプションの取引を扱う取引所であった。IPE は米国を拠点とする ICE に 2001 年に買収され、ICE Futures Europe と改称された。

ICE は 2013 年の NYSE ユーロネクスト買収により、NYSE ユーロネクストの傘下にあった London International Financial Futures and Options Exchange（LIFFE）もグループに加えた。ICE が NYSE ユーロネクストを売却した 2014 年以降も、LIFFE は ICE との関係を維持し、ICE Futures Europe の一部として業務を行っている。ICE Futures Europe は時々に応じ取扱商品を拡充しており、2025 年時点では、原油や金利、株式、天然ガス、電力、石炭などを原資産とするデリバティブも取扱うようになっている。

379 https://www.theice.com/futures-europe
380 https://www.lme.com/

- 関連法令

店頭デリバティブ取引・市場に対する規制は、EU レベルで導入されている。2012 年 7 月 4 日に成立、同年 8 月 16 日に発効した「欧州市場インフラ規則（European Market Infrastructure Regulation、EMIR）は、規則（regulation）という形式をとっており、各加盟国に対して直接の効力を持つ法令となっていたが、EU 離脱に伴い、前述のとおり、英国法による規制が現在適用されている。

- 取引所市場への参加

金融サービス市場法では、全ての金融に関する活動が FCA により規制されるとしている。このため、事業目的や非営利目的などを問わず全ての機関は、取引所市場への参加なども含め規制される。取引所市場への参加には、予め FCA より認可・登録を受ける必要があるが、これには通常 6～12 カ月の期間を要するとされる [381]。

FCA はコモディティ市場への参加につき、いくつかの種類の機関については、例えば以下のような特定の規制を定めている。

① MiFIDII/MiFIR で規制される機関が積極的に業務を行う場合は、他の機関と同様、MiFIDII/MiFIR の規制に従う必要があること [382]

② Oil Market Participants（OMPs）[383]や Energy Market Participants（EMPs）[384]といった専門業者については通常の規則は免除され、取引所が個別で定める規則に従う必要があること

③ 銀行がコモディティ市場に参加する場合、財務健全性については PRA が監督すること（この場合、FCA は取引行為のみ監督）

- 商品の上場

商品の上場については、FCA による上場に関する規則（FCA Listing Rules handbook）に要件及び手続が記されており、観点としては、発行者に関するもの、商品に関するもの、手続に関するものがそれぞれ記されている [385]。

---

381 https://www.fca.org.uk/news/news-stories/fca-sets-faster-targets-authorisations

382 FCA HANDBOOK においても、コモディティ市場への参加に関し、MiFIDII/MiFIR の遵守について定めている。
https://handbook.fca.org.uk/handbook/mar10

383 https://handbook.fca.org.uk/handbook/omps1

384 https://handbook.fca.org.uk/handbook/emps1

385 例えば証券化デリバティブについては、同ハンドブック第 3 章に手続が記されており、商品に関する申込書や、対象となる商品の目論見書など必要書類が例示されている。
https://api-handbook.fca.org.uk/files/sourcebook/UKLR.pdf

(2) 免許等付与

取引所としての認可を取得するためには、FCA に対して、金融サービス市場法の定める公認取引所（recognised investment exchange、以下「RIE」という。）の要件を満たす旨を証明することで RIE の認可を取得しなければならない（Any body corporate or unincorporated association may apply to the FCA for an order declaring it to be a recognised investment exchange for the purposes of this Act.）（金融サービス市場法第 287 条(1)）。

(3) 要件

RIE の認可のための要件は、金融サービス市場法第 286 条(1)(a)に基づき制定された 2001 年金融サービス市場法（投資取引所、清算機関及び中央証券保管機関の公認要件）規則 2001（Financial Services and Markets Act 2000 (Recognition Requirements for Investment Exchanges, Clearing Houses and Central Securities Depositories) Regulations 2001[386]、以下「公認要件規則」という。）において定められている。また、FCA HANDBOOK においては、各要件について審査時に重視する考慮事項や、要件解釈に関するガイダンスを提供している。RIE の認可のための主な要件は以下のとおり。

ア 財務資源（公認要件規則 schedule part1 paragraph1、FCA HANDBOOK REC2.3）

RIE が保持するべき財務資源について定められている。標準的アプローチで計算された額かリスクベースアプローチで算出される額のいずれか高い額の財務資源の確保が求められている（FCA HANDBOOK REC2.3.9(1)(a)）。各計算方法の詳細は以下のとおり[387]。

- 標準アプローチ：6 カ月分の運営費（FCA HANDBOOK REC2.3.13）
- リスクベースアプローチ：ストレスが高くも妥当な市場環境下で被る可能性のあるビジネス損失を吸収することが可能な額及び RIE の秩序ある閉鎖を行うために必要な額の合計額（FCA HANDBOOK REC2.3.13）

イ 経営陣の適格性（公認要件規則 schedule part1 paragraph2、FCA HANDBOOK REC2.4）

RIE の経営陣として適切な者の要件について定められている。

ウ システム（公認要件規則 schedule part1 paragraph3、FCA HANDBOOK REC2.5）

RIE のシステムにおいて備えるべき要件が定められている。主な要件は以下

386 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2001/995
387 https://handbook.fca.org.uk/handbook/rec2/rec2s4?timeline=true

のとおり[388]。

- 証券会社とのマーケットメイキング契約の締結（paragraph3A）
- 金融商品が短期間に取引場又は関連取引場で大幅な価格変動があった場合の取引停止（paragraph3B）
- アルゴリズム取引による取引を識別可能とすること（paragraph3F）

エ　投資家保護（公認要件規則 schedule part1 paragraph4、FCA HANDBOOK REC2.6）

RIE が投資家保護のために開示するべき事項が定められている。主な要件は以下のとおり。

- 取引情報の事前開示（paragraph4A）
- 取引情報の事後開示（paragraph4B）
- 取引実行に関するデータの公開（paragraph4C）

オ　取引基準の維持（公認要件規則 schedule part1 paragraph5、FCA HANDBOOK REC2.12）

RIE が定めるべき上場基準に関する要件が定められている。

カ　規律維持（公認要件規則 schedule part1 paragraph8、FCA HANDBOOK REC2.15）

RIE が実施しなければならない取引の監視に関する要件が定められている。

キ　苦情処理（公認要件規則 schedule part1 paragraph9、FCA HANDBOOK REC2.16）

RIE が実施しなければならない苦情処理に関する要件が定められている。

ク　デフォルト・ルール（公認要件規則 schedule part2 paragraph10、FCA HANDBOOK REC2.17）

RIE が定めなければならないデフォルト・ルールに関する要件が定められている。

(4)　変更・取消

ア　変更に関する通知義務

金融サービス市場法第 293 条(5)は、RIE に対して、規則及びガイダンスの改訂又は変更が生じた際に当局に遅滞なく通知するべきことを定めている（If a recognised body— (a)alters or revokes any of its rules or guidance, or (b)makes new rules or issues new guidance, it must give written notice to the appropriate regulator without delay.）。

[388] https://handbook.fca.org.uk/handbook/rec2/rec2s6?timeline=true

また、FCA HANDBOOK REC3 において、RIE が FCA に対して実施するべき通知の詳細を定めている。主な通知事項は以下のとおり。

- 取引時間の変更（FCA HANDBOOK REC3.14）
- サービスの停止（FCA HANDBOOK REC3.15.2）
- システム障害の発生（FCA HANDBOOK REC3.16.2）

イ　認可取消

金融サービス市場法第 297 条(2)においては、RIE の認可が取消される場合について定めている。

- 認可要件を満たしていない、又は満たさなくなった場合（is failing, or has failed, to satisfy the recognition requirements）（金融サービス市場法第 297 条(2)(a)）
- 金融サービス市場法に基づくその他の義務に違反している、又は違反した場合（is failing, or has failed, to comply with any other obligation imposed on it by or under this Act）（金融サービス市場法第 297 条(2)(b)）
- 認可の効力発生日から 12 カ月間、投資取引所の業務を行っていない場合（has not carried on the business of an investment exchange during the period of twelve months beginning with the day on which the recognition order took effect in relation to it）（金融サービス市場法第 297 条(2A)(a)）
- 特定の日の前の 6 カ月間、いかなる時点においても当該業務を行っていない場合（has not carried on the business of an investment exchange　at any time during the period of six months ending with the relevant day）（金融サービス市場法第 297 条(2A)(b)）
- 財務省が本項の目的で定めた義務に違反している、又は違反するおそれがある場合（has failed, or is likely to fail, to comply with any obligation imposed on it by specified (or of a description specified) in an order made by the Treasury）（金融サービス市場法第 297 条(2A)(c)）

また、金融サービス市場法第 298 条においては、以下のとおり、RIE の認可が取消される場合の手続について定めている。

- RIE に対し、取消し等を行う意図を書面で通知しなければならない（Before giving a direction under section 296 or 296A, or making a revocation order under section 297(1B), (2), (2A) or (2D), the appropriate regulator must—(a)give written notice of its intention to do so to the recognised body concerned）（金融サービス市場法第 298 条(1)）

- 意見陳述の機会を与えなければならない（Before the end of the period for making representations—(a)the recognised body, may make representations to the appropriate regulator）（金融サービス市場法第 298 条(3)）。

6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

英国では資金移動業者は「決済サービス事業者（payment institution）」、前払式支払手段発行者は「電子マネー事業者」と定義され、暗号資産交換業者に対する規制措置については、現在、議論が進められている。

(1) 業務範囲

ア 資金移動業者

英国では資金移動業者は「決済サービス事業者（payment institution）[389]」として、EU の決済サービス指令（The Payment Services Directive）[390]を国内法化した決済サービス規則（2017 年）（The Payment Services Regulations 2017）[391]に基づいて規制されている。なお、前述のとおり、EU 離脱に伴い、同規則は改正が行われている。

また、「決済サービス提供者（payment service provider）」は、決済サービスを行う以下の者として決済サービス規則で定義されている（同規則第 2 条）。

① 決済サービス免許事業者（authorised payment institution）
② 小規模決済サービス事業者（small payment institution）
③ 登録口座情報サービス提供者（registered account information service providers）
④ 与信機関（英国内に支店を有する者を含む。）
⑤ 電子マネー事業者（electronic money institutions）
⑥ 郵便局（Post Office Limited）
⑦ BOE（金融政策その他の公共的業務を行う場合を除く）
⑧ 政府機関、地方自治体（公共的業務を行う場合を除く）

業務を行う場合、①は免許（authorisation）、②は登録（registration）が求められているが、その他は決済サービス規則に基づく免許・登録は求められない。

また、「決済サービス（payment service）」は以下のように定義されている（決済サービス規則別表 1 第 1 部）。

① 現金を決済口座に入金するサービス及び決済口座の運営に必要なすべての

[389] Directive 2007/64/EC of the European Parliament and of the Council of 13 November 2007 on payment services in the internal market amending Directives 97/7/EC,2002/65/EC,2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC
[390] The Payment Services Directive https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2015/2366/oj/eng
[391] The Payment Services Regulations 2017 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2017/752/contents

操作

② 現金を決済口座から出金するサービス及び決済口座の運営に必要なすべての操作

③ 以下の決済取引の執行

- 口座からの直接の引き落とし（direct debit）
- 決済カード又は類似の機器による決済取引
- 口座振替（credit transfer）

④ 与信枠の設定がある場合における、上記③の決済取引の執行

⑤ 決済手段（payment instrument）[392]の発行

⑥ 送金

⑦ 電子商取引等における決済取引の執行

- 支払人が、決済取引の執行についての同意を電気通信機器・デジタル機器又は IT 機器を通じて行い、決済が、決済サービス利用者と商品・サービスの提供者との間の単なる仲介者である、電気通信、IT システム又はネットワーク運営者に対して行われる、決済取引の執行

ただし、以下のサービスは決済サービスとみなされない（決済サービス規則別表 1 第 2 部）。

① 支払人と支払先との間で直接現金で支払われる決済取引

② 交渉又は売買の権限を有する商業代理人を通じた決済取引

③ 専門的に行われる紙幣及び硬貨の物理的輸送

④ 非営利又は慈善活動の中での非専門的な現金の収集及び引き渡しからなる決済取引

⑤ 商品又はサービスの購入のための決済取引の一部として、決済取引の執行直前に支払人の明示的な要請に従って現金が支払先から支払人に提供されるサービス

⑥ 両替取引（現金が決済口座で保有されず、現金と現金を交換する取引）

⑦ 支払先が現金を自由に利用できるようにするために決済サービス事業者宛に振り出された以下の文書に基づく決済取引

- 紙の小切手（トラベラーズ・チェックを含む）
- 銀行の為替手形
- 紙の割引券
- 紙の郵便為替

[392] 決済指示を出すために決済サービス利用者が利用する、特定の個人用の（personalised）器具又は決済サービス利用者と決済サービス事業者との間で合意された特定の個人用の一連の手続（同規則第 2 条）。

⑧ 資金決済・証券決済システムの参加者と決済サービス提供者との間で、当該システム内で行われる決済取引
⑨ 証券会社等が行う配当支払い等の証券管理サービスに関連する決済取引
⑩ データ処理及び保存などを行うテクニカルサービス事業者が、移転される現金を所有することなしに決済サービスの提供を支援するサービス
⑪ 商品又はサービスを取得するための手段に関するサービスであって、発行者の施設においてのみ利用できるもの、又は、発行者との合意の下でサービス提供者の限定されたネットワーク内でのみ、又は限定された商品・サービスを対象として利用できるもの
⑫ 電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器を用いて執行される決済取引で、購入された商品・サービスが電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器に配信され、かつ、それら機器を通じて利用されるもの
ただし、電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器の運営者が、決済サービス利用者と商品・サービスの提供者との間の単なる仲介者として活動しない場合に限る
⑬ 決済サービス提供者間、又はその代理人あるいはその支店間で行われる自己口座のための決済取引
⑭ 親会社と子会社との間、又は同一の親会社を持つ子会社間の決済取引であって、当該同一企業グループに属する企業以外の決済サービス提供者による仲介が行われていないもの
⑮ 1 社又は複数のカード発行者に代わって提供される ATM による現金引出サービスであり、当該カード発行者が決済口座から現金を引き出す顧客との包括契約の当事者となっていないもの
ただし、当該現金引出サービス提供者が他の決済サービスを行っていない場合に限る

イ 前払式支払手段発行者

英国では前払式支払手段発行者は「電子マネー事業者」として、EU の第 2 次電子マネー指令（The Second Electronic Money Directive）[393]を国内法化した電子マネー規則（2011 年）（The Electronic Money Regulations）[394]に基づいて規制されている。

また、電子マネー規則は、「電子マネー（e-money）」を以下のように定義している（電子マネー規則第 2 条）。

[393] The Second Electronic Money Directive
https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2009/110/oj/eng
[394] The Electronic Money Regulations
https://www.legislation.gov.uk/uksi/2011/99/contents

① 電子的に（磁気的な場合を含む）蓄えられる金銭的価値
② 決済取引を行う目的で現金の受領時に発行される金銭的価値
③ 発行者以外の者によって決済手段として受け入れられる金銭的価値
④ 電子マネー規則第 3 条によって除外されていない金銭的価値
⑤ 発行者への請求権を表す金銭的価値

ただし、次の場合には電子マネーから除外される（電子マネー規則第 3 条(a)(b)）。
① 発行体の施設のみで、又はサービス提供者の限られたネットワーク内でのみ、あるいは限られた範囲の商品又はサービスについてのみ利用できる、商品又はサービスを購入するために利用できる手段に蓄えられる金銭的価値
② 以下を満たす、通信機器、デジタル機器又は IT 機器によって執行される決済取引を行うために利用される金銭的価値
- 商品又はサービスがそれらの機器に対して提供され、それらの機器を通じて利用されるものであること
- それらの機器の運営者が利用者と商品等の供給者との間で仲介者としてのみ業務を行うわけではないこと

電子マネー事業者は、電子マネーの発行に加え、以下の業務を行うことができる（電子マネー規則第 32 条(1)）。
① 決済サービスの提供
② 決済取引の執行の確保、外国為替サービス、安全保護措置、データの保管と処理を含む、密接に関連する付随業務
③ 決済システムの運営
④ 法令に従った電子マネーの発行以外の事業活動

(2) 免許等

ア 資金移動業者

決済サービス事業者として事業を行う場合、原則として FCA から免許を取得することが必要である。ただし、決済取引の平均取引額が月間 300 万ユーロ以下[395]である小規模決済サービス事業者は、手続が免許取得より簡便な登録を行えばよい（決済サービス規則第 12 条、13 条(3)）。

FCA は、免許を付与又は登録する際に、一定の行為を行わないよう求めるなど、事業者に対して条件を課すことができる（決済サービス規則第 7 条）。また、FCA は決済サービス業務のみを行う会社を切り出して設立するように求めることができる（決済サービス規則第 7 条(4)）。

[395] 決済サービス規則（2017 年）第 14 条(3)を参照。

イ　前払式支払手段発行者

電子マネーを発行しようとする英国の事業体、又は本店が英国外である事業体の英国支店は、「電子マネー免許事業者」又は「小規模電子マネー事業者」となるか、2021 年金融サービス市場法に基づき電子マネーを発行する許可（同法第 4A 部）を取得しなければならない。電子マネー事業者は、決済サービス規則の下で別途免許を取得又は登録を行うことなく、決済サービスを提供することが認められる（電子マネー規則 32 条）。

また、未決済の電子マネーの平均額が 500 万ユーロ以下と見込まれ、決済取引の平均取引額が月間 300 万ユーロ以下である事業者は、「小規模電子マネー事業者」として登録を受けることができる。[396]

以下の者は、電子マネー規則に基づく免許又は登録を申請する必要はないが、FCA に通知しなければならない。ただし、同規則の行為規制は適用される。

① 郵便局
② BOE
③ 政府機関、地方当局
④ 国営貯蓄銀行（National Savings Bank）

FCA は、免許を付与又は登録する際に、一定の行為を行わないよう求めるなど、事業者に対して条件を課すことができる。

(3) 要件

ア　資金移動業者

免許を取得し「決済サービス免許事業者」となるためには、以下の要件を満たすことが必要である。

① 以下を含む FCA が求めるすべての情報を提供すること（決済サービス規則別表 2）
- 決済サービス業務の要綱
- 事業計画（今後 3 事業年度分の予算計画を含む）
- 初期資本要件（後述）を満たすことの証拠
- 組織の内部統制・組織構造に関する記述
- 取締役等の経営層の素性と、それらの人間が決済サービス事業に関する知識と経験を有することの証明
- 監査人の素性
- 法的形態及び定款

② 以下の当初自己資本を保有すること（決済サービス規則第 6 条(3)、別表 3 第

[396] 電子マネー規則（2011 年）第 13 条(3)、(4)

1 部）[397]

- 送金業務を行う場合：2 万ユーロ
- 電子商取引等における携帯電話等を用いた決済サービスを行う場合：5 万ユーロ
- その他の業務を行う場合：12 万 5000 ユーロ

③ 本店又は登録事業所を英国内に有し、英国法によって設立された法人であること（決済サービス規則第 6 条(4)）

④ 健全な業務遂行を確保するため、以下を満たすこと（決済サービス規則第 6 条(5)）

- 決済サービス事業について強固なガバナンスを備えること
- リスクの認識・管理・報告についての実効的な手続を備えること
- 適切な内部管理の仕組みを有すること

⑤ 以下を満たすこと（決済サービス規則第 6 条(6)）

- 一定の出資（qualifying holding）を行っている者が、決済サービス事業者の健全な業務遂行を確保するのに適切な者であること
- 取締役等が、評判がよく、決済サービスを提供するために適切な知識及び経験を有すること
- 事業計画において適切なシステム、リソース、手続を採用するとしていること
- 決済サービス利用者の資金を保護するために適切な措置を取っていること

⑥ マネー・ローンダリング規則（The Money Laundering Regulations 2007）[398]の要件を満たすこと（決済サービス規則第 6 条(7)）

⑦ 密接な関係者がいる場合、そのことにより FCA の実効的な監督が妨げられないこと（決済サービス規則第 6 条(8)）

なお、決済サービス免許事業者は、預金受け入れを行うことは認められない。

イ　前払式支払手段発行者

免許を取得し「電子マネー免許事業者」となるためには、以下の要件を満たすことが必要である（電子マネー規則第 6 条）。

① 以下を含む、FCA が求めるすべての情報を提供すること（電子マネー規則別表 1）。

- 電子マネー業務の要綱

[397] https://www.legislation.gov.uk/uksi/2017/752/schedule/3/part/1
[398] EU のマネー・ローンダリング指令に従って制定されたもの。

- 事業計画（今後 3 事業年度分の予算計画を含む）
- 組織図

② 本店又は登録事業所を英国内に有し、英国法によって設立された法人であること、又は英国外で設立された法人である場合には英国内に支店を有すること

③ 当初自己資本が 35 万ユーロ以上であること

ただし、小規模電子マネー事業者のうち、未決済の電子マネーの平均額が 50 万ユーロ以上の場合、当初自己資本は未決済の電子マネーの平均額の 2%以上であること（未決済の電子マネーの平均額が 50 万ユーロ未満である小規模電子マネー事業者は、当初資本金の規制は課されない）[399]

④ 健全な業務遂行を確保するため、以下を満たすこと

- 電子マネー事業について強固なガバナンスを備えること
- リスクの認識・管理・報告についての実効的な手続を備えること
- 適切な内部管理の仕組みを有すること

⑤ 以下を満たすこと

- 一定の出資（qualifying holding）を行っている者が、電子マネー事業者の健全な業務遂行を確保するのに適切な者であること
- 取締役等が、信用があり（good repute）、電子マネーを発行し決済サービスを提供するために適切な知識及び経験を有すること
- 事業計画において適切なシステム、リソース、手続を採用するとしていること
- 電子マネー保有者の資金を保護するために適切な措置を取っていること

⑥ マネー・ローンダリング規則（2007 年）の要件を満たすこと

⑦ 密接な関係者がいる場合、そのことにより FCA の実効的な監督が妨げられないこと

以下の条件を満たす場合、一定の決済サービスの提供に関連して信用を供与することができる（電子マネー規則第 32 条(2)）。

① 信用供与が、決済取引の執行に付随的なものであり、そのためにのみ行われること

② 信用供与が、電子マネー発行の代わりに受領した資金、決済取引の執行のために受領した又は保有する資金から行われるものでないこと

③ 決済サービス免許事業者に該当する場合、事業者自身の資金が信用供与総額に照らして適切であること

[399] 電子マネー規則別表 2 第 1 条を参照。

なお、電子マネー免許事業者は、預金の受け入れを行うことは認められない。

(4) 変更・取消

ア　資金移動業者

FCA は、以下の場合、免許を取消すことができる（決済サービス規則第 10 条）[400]。

① 決済サービス事業者が、免許交付の 12 カ月以内に業務を開始しない場合
② 決済サービス事業者が、免許取消を要請した場合
③ 決済サービス事業者が、6 カ月超業務を行わない場合
④ 決済サービス事業者が、虚偽の申告その他の非正規手段によって免許を取得した場合
⑤ 決済サービス事業者が、免許要件(英国II.6.(3)ア資金移動業者を参照)を満たさなくなった場合
⑥ 決済サービス事業者が、免許で認められたもの以外の決済サービスを提供した場合
⑦ 決済サービス事業者が決済サービス事業を継続すると、決済システムの安定に対する脅威となる場合
⑧ 消費者の利益を保護するために免許取消が望ましい場合
⑨ 決済サービス事業者による決済サービスの提供が、その他の違法な場合に該当する場合

イ　前払式支払手段発行者

FCA は、以下の場合、免許を取消すことができる（電子マネー規則第 10 条）。

① 電子マネー事業者が、免許交付の 12 カ月以内に業務を開始しない場合
② 電子マネー事業者が、免許取消を要請した場合
③ 電子マネー事業者が、6 カ月超業務を行わない場合
④ 電子マネー事業者が、虚偽の申告その他の非正規手段によって免許を取得した場合
⑤ 電子マネー事業者が、免許要件（英国II.6.(3)イ前払式支払手段発行者を参照)を満たさなくなった場合
⑥ 電子マネー事業者が、免許で認められたもの以外の決済サービスを提供した場合
⑦ 電子マネー事業者が電子マネー事業を継続すると、決済システムの安定に対する脅威となる場合

[400] 本条（免許取消）は小規模決済サービス事業者の登録にも準用されている（決済サービス規則第 14 条）。

⑧ 消費者の利益を保護するために免許取消が望ましい場合
⑨ 電子マネー事業者による決済サービスの提供が、その他の違法な場合に該当する場合

(5) 暗号資産交換業者に対する規制に向けた取組

2023 年金融サービス市場法（FSMA2023）では、英国法において初めて「デジタル決済資産」という概念が定義された。これは、(1)支払義務の決済に利用でき、(2)電子的に移転・保存・取引ができ、(3)データの記録又は保存を支える技術を用いるという三つの要件を満たす「価値又は権利の電子的表現」と整理されるものである[401]。また、技術的な中立性を確保する観点から、この資産が暗号化されているか否かは問わない構造とされている[402]。また、FSMA2023 では、英国財務省に対し、デジタル決済資産に関してサービスを提供する者に対する規制を定める権限が付与された（FSMA2023 条 1 項及び 3 項）。

ア 英国財務省による規制対象業務

FSMA2023 により、デジタル決済資産に関する基盤的な法的枠組みが導入されたことを受け、英国財務省は、暗号資産に関する規制対象業務令（the Financial Services and Market Act 2000（regulated Activities and Miscellaneous Provisions）（Cryptoassets）Order2025）[403]において、金融サービス市場法第 55 条 A に基づきデジタル決済資産に関する規制権限を FCA 及び PRA に付与することを予定している。

英国財務省は、暗号資産に関する規制対象業務令おいて、暗号資産及びステーブルコインのうち、代替かつ譲渡可能な暗号資産を「適格暗号資産」として定義し、安定した価値を維持するために一つ以上の法定通貨を参照したステーブルコインを「適格ステーブルコイン」として定義している。[404]

その上、適格暗号資産及び適格ステーブルコインに関する下記の業務を規制対象業務としている。

- 英国における適格ステーブルコインの発行
- 適格暗号資産の保管
- 適格暗号資産のプラットフォームの運営

---

401 Explanatory note（824）
402 Explanatory note（825）
403 the Financial Services and Markets Act 2000（regulated Activities and Miscellaneous Provisions）（Cryptoassets）Order2025
https://assets.publishing.service.gov.uk/media/680f6387faff81833fcae94b/0302425_draft_RAO_SI.pdf
404 Future financial services regulatory regime for cryptoassets(regulated activities) Policy Note 2.4
https://assets.publishing.service.gov.uk/media/680f6397b0d43971b07f5bfd/20250428_RAO_SI_draft_policy_note.pdf

- 適格暗号資産の自己勘定取引
- 適格暗号資産の代理人としての取扱
- 適格暗号資産における取引の手配

暗号資産に関する規制対象業務令の施行後は上記の規制対象業務を許可なく実施することは出来ない[405]。

イ　FCA による検討

実際に事業者がどのような業務基準を遵守すべきか、また利用者の権利や資産をどのように保護するのかといった実務的な要件は、FCA が策定する規則（Handbook）や監督方針（guidance）において定められることになる。このため、FCA は暗号資産を取り扱う事業者に求められる行動基準や利用者保護の考え方、市場秩序維持のための規律について、独自に検討を進めている。その検討状況は、FCA が公表してきた意見募集文書（Discussion Paper、DP）[406] や協議文書（Consultation Paper、CP）に詳しく示されており、暗号資産分野における具体的な規制内容や当局の問題意識を把握する上で重要な資料となっている。

（ア）適格ステーブルコインの発行

① DP23/4「Regulating cryptoassets Phase1:Stablecoin」[407]

- 裏付け資産と償還について

FCA は、ステーブルコインが常に安定した価値を維持し、かつ保有者が迅速な償還を受けることを可能とするために、裏付け資産は、低い信用リスク、低い価格変動性、及び十分な流動性を備えるとともに、発行者が破綻した場合にも保護されるよう、発行者の他の資産から分別され、法的な信託として保有される必要があるとしている[408]。この観点から、FCA は裏付け資産の範囲を、満期 1 年以内の政府短期債務証券及び短期の現金預金に限定することを検討している[409]。また、償還に関しては、すべての保有者が償還請求を行った翌営業日の終了時までに、額面での償還を受けられることを確実にする必要があるとしている[410]。

---

[405] The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities and Miscellaneous Provisions) (Cryptoassets) Order 2025 26 頁

[406] DP（Discussion Paper）とは、金融行動監視機構（FCA）が制度設計や規制方針の検討段階において、論点整理や課題認識を広く示し、市場参加者の意見を求めるために公表する文書である。DP は規制案を提示する段階に至っておらず、複数の選択肢や政策的方向性を比較しながら議論を促すことを目的としている。

[407] https://www.fca.org.uk/publication/discussion/dp23-4.pdf

[408] DP23/4（3.7, 3.16）

[409] DP23/4（3.8）

[410] DP23/4（3.42, 3.44）

- 発行者に求められるその他の要件

FCA は、規制の対象となるステーブルコイン発行者について、特に小売顧客に対する義務を適切に果たすべきであるとの問題意識を有している[411]。このため、FCA は、小売顧客の保護を一層強化する観点から、「消費者義務（Consumer Duty）」を安定価値暗号資産発行者に対して適用することを検討しており[412]、発行者は、自らが供給するステーブルコインの設計及び運用において、ターゲットとする市場のニーズとの整合性を確保しつつ、予見可能な危害を回避するよう努める責務を負うこととしている[413]。さらに、裏付け資産の構成と価値、償還条件の内容、及び安定性に関連するリスク等、消費者が投資判断を行う上で重要となる情報については、公平で、明確で、かつ誤解を招かない方法で提供されなければならないとしている[414]。

② CP25/14「Stablecoin Issuance and cryptoassets Custody」

- 適格ステーブルコインの発行要件

FCA は、発行者が適格ステーブルコインの裏付け資産を、保有者の利益のために法定信託の下で保有することを検討している[415]。この法定信託に係る裏付け資産については、グループ内の利益相反や、グループ企業の破綻に伴う伝染リスクを軽減するために、発行者グループとは無関係な第三者保管業者に預託することが検討されている[416]。

また、FCA は、裏付け資産から生じる利息その他の利益を適格ステーブルコイン保有者に分配することを禁止する方針であり、これにより、適格ステーブルコインが投資商品ではなく、資金類似の金融商品として取り扱われるべきであるという線引きを明確にしようとしている[417]。さらに、裏付け資産プールが常に発行済みのステーブルコインの価値と 1 対 1 で裏付けられていることを担保するために、少なくとも毎日、勘定調整を実施することを発行者に義務付けることを予定している[418]。

411 DP23/4（4.1）
412 DP23/4（4.2, 4.3）
413 DP23/4（4.3）
414 DP23/4（4.5）
415 CP25/14（3.7, 3.83）
416 CP25/14（3.92, 3.93）
417 CP25/14（3.70, 3.71）
418 CP25/14（3.99）

- 適格ステーブルコインの償還と管理

  FCA は、適格ステーブルコインについて、有効な償還請求を受け付けた場合には、金融犯罪対策に関連する義務を履行するために必要な情報がすべて発行者に提供された時点を起算点として[419]、償還資金の支払指図を遅くとも翌営業日の終わりまでに行うことを発行者に求めることを予定している[420]。償還手数料については、償還の実行に要する運営コストに見合う水準に抑え、償還対象となる安定価値暗号資産の価値を上回らないようにすることを予定している[421]。また、一部の保有者による先行した償還請求（いわゆる先着順の優遇）によって特定の保有者に有利な状況が生じたり、市場の不安から取り付け騒ぎが発生したりするリスクに対応するために、勘定調整の結果として裏付け資産に不足が生じていることが判明した場合、発行者に翌営業日までに自己資金を用いて不足分を補填することを義務付けることを予定している[422]。さらに、発行者には、裏付け資産の組成及び償還に関する方針について、正確でかつ容易にアクセス可能な形で公表する義務が課される予定である[423]

（イ）適格暗号資産の保管

① DP23/4「Regulating cryptoassets Phase1:Stablecoin」

FCA は、顧客の暗号資産の保管に関連して、顧客資産と自社資産の混同、不十分な記録管理、並びにセキュリティ管理の欠如といったリスクに対処するため、既存の顧客資産規則（CASS）を基礎としつつ、暗号資産の特性を踏まえた保管要件を新たに設計することを検討しており[424]、保管業者に対しては、顧客の暗号資産を自己の資産と明確に分別し、所有権の記録及びウォレットの識別等を通じて顧客の受益所有権を常時保護することを求めることを予定している[425]。また、顧客の暗号資産を保管業者自身の利益のために利用する行為については、顧客の所有権保護及び利益相反防止の観点から、禁止又は厳格な制限の対象とすることを予定している[426]。加えて、不正や損失のリスクを低減するためには、正確な帳簿及び記録の維持、並びに顧客資産のリアルタイムでの照合が不可欠であるため、利益相反のリスクを一層抑制し、顧客資産保護の水準を最大化する観点から、暗

[419] CP25/14（3.142）
[420] CP25/14（3.120, 3.122）
[421] CP25/14（3.130）
[422] CP25/14（3.107）
[423] CP25/1（3.160, 3.162, 3.166）
[424] DP23/4（5.13, 5.15）
[425] DP23/4（5.17）
[426] DP23/4（5.21）

号資産取引所に対して保管サービスに類似する活動を別個の法人において運営することを求めることも検討されている[427]。

② CP25/14「Stablecoin Issuance and cryptoassets Custody」

適格暗号資産の保管に関しては、顧客が適格暗号資産を保管業者に預けた場合に、当該資産が平時において適切に保護されるとともに、破綻時においても可能な限り迅速かつ完全に顧客に返還されることを確実にすることが重要であると整理されている[428]。FCA は、顧客の適格暗号資産を企業自身の資産から明確に分別し、顧客の利益のために非法定信託（non-statutory trust）として保有することを保管業者に求めることを予定している[429]、これは、暗号資産について所有権の証明が容易でないという技術的特性に対応しつつ、保管業者の破綻時における顧客資産の保護を強化することを目的とするものである[430]。また、保管業者には、「顧客固有の適格暗号資産記録」を維持する義務を課し、顧客ごとに保管されている資産の種類、数量、関連する仮想アドレス、顧客の請求権の性質等を正確に記録することを求めることを予定している[431]。さらに、保管業者は、少なくとも毎営業日、適格暗号資産の勘定調整（リコンシリエーション）を実施し、顧客記録と実際に保有している資産の量とが一致していることを確認することも義務付ける予定である[432]。加えて、秘密鍵の管理に関しては、不正アクセスや紛失を防止するため、技術面・組織面の双方において堅牢なセキュリティ及び管理体制を整備することを求めることを予定している[433]。

（ウ）適格暗号資産のプラットフォームの運営（DP25/1「Regulating cryptoassets Activities）

暗号資産取引プラットフォーム（CATP）が提供するサービスには、不適切な商品やサービスの販売、非効率な価格形成、市場の無秩序性、情報格差に基づく消費者被害などの複数のリスクが存在するため、FCA は、CATP が非裁量的な取引システムを運営する必要があるとし、プラットフォーム運営者が自身の判断に基づいて注文を照合・執行する行為を明確に禁止することを予定している[434]。また、CATP 運営者が自社プラットフォーム上で自己勘定取引（プリンシパル・ディーリング）を行うことについては、顧客との間で許容できない利益相反を生じさせ、

[427] DP23/4（5.52）
[428] CP25/14（4.14）
[429] CP25/14（4.27, 4.29）
[430] CP25/14（4.27, 4.29）
[431] CP25/14（4.39, 4.40）
[432] CP25/14（4.45）
[433] CP25/14（4.52, 4.54）
[434] DP25/1（2.41）

市場の健全性を著しく損なうおそれがあることから、いかなる状況においても許可しないことを予定している[435]。さらに、FCA は、CATP がカウンターパーティ信用リスクや市場リスクを内部化すべきではないとの問題意識を有しており[436]、CATP が清算機関に類似した信用供与や信用アレンジメントを行うことを防止する仕組みが必要であると考えている[437]。加えて、CATP 運営者が自ら金融的利益を有する暗号資産を自社プラットフォームに上場させる行為についても、利益相反や不正取引のリスクを増大させるものとして懸念されている[438]。

（エ）適格暗号資産の仲介（DP25/1「Regulating cryptoassets Activities）

暗号資産仲介業者が提供する仲介サービスには、顧客の理解不足、注文執行の品質に関するリスク、注文処理における不備、そして自己勘定取引との競合に起因する利益相反といった伝統的金融市場と同様のリスクが、より高いレベルで存在するため、FCA は、仲介業者が顧客の最善の利益に資する方法で注文を執行することを確保する必要があるとして、最良執行規則を仲介業者に適用する方針を示しており[439]、特に小売顧客との取引においては、手数料を含む総対価の観点から最良の結果を提供する義務を課すことが適切であるとしている[440]。また、仲介業者が顧客の注文の誘導を目的として報酬を受け取る行為、いわゆる PFOF（Payment for Order Flow）については、顧客に不利な価格をもたらす可能性があり、競争を歪め、重大な利益相反を引き起こすことから、FCA はこれを明確に禁止する意向である[441]。さらに、仲介業者が自己勘定取引を行う場合に生じる利益相反を緩和するためには、最低限、機能的な分離（Functional Separation）を設ける必要があるとしている[442]。

（オ）ステーキング活動（DP25/1「Regulating cryptoassets Activities）

ステーキング活動には、スラッシングによる資産損失等の技術的リスクや、第三者のバリデーターに依存することによる運用リスクなど、固有のリスクが存在するとともに、報酬条件、手数料、ロックアップ期間といった技術的・契約的な事項について、消費者が十分に理解していない場合が多い点が問題として認識されている[443]。また、企業破綻やサイバー攻撃等の発生時に、顧客のステーキング

[435] DP25/1（2.49）
[436] DP25/1（2.60）
[437] DP25/1（2.61）
[438] DP25/1（2.56, 2.57）
[439] DP25/1（3.10, 3.20）
[440] DP25/1（3.21, 3.24）
[441] DP25/1（3.50）
[442] DP25/1（3.43）
[443] DP25/1（6.7）

された暗号資産が適切に分別保管されていない場合には、顧客が重大な損失を被るリスクがある[444]。これらを踏まえ、FCA は、スラッシング等の技術的失敗に起因して小売顧客に損失が生じた場合には、事業者が当該損失を全額吸収し、補填する責任を負うべきであるとし[445]、そのために企業が十分な資本を確保する必要があるとしている[446]。さらに、企業はステーキングの重要情報を明確に説明する文書を提供し、顧客からステーキングに関する明示的な同意を得る義務を課し[447]、併せて、ステーキングされた顧客資産を企業自身の資産や他の顧客資産と分離し、別個のウォレットにおいて分別保管することが求めることを予定している[448]。

ウ　その他

（ア）FMI サンドボックスによる分散型台帳技術の推進

2023 年金融サービス市場法に基づき制度化された金融市場インフラ・サンドボックス（FMI サンドボックス）は、暗号資産やステーブルコインを含む分散型台帳技術の活用を前提とした金融市場インフラの実証を可能とし、その成果が有用と認められる場合には、財務省の権限により当該特例的取扱いを恒久的な法制度へ移行し得る枠組みである(2023 年金融サービス市場法第 14 条及び第 15 条)[449]。

（イ）トラベルルール

英国では 2022 年 7 月にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与規則(Money Laundering and Terrorist Financing(Amendment)(no.2)Regulations 2022、以下「MLTFR 2022」)[450]が改正され、2023 年 9 月よりトラベルルール（Crypto travel rule）に関する規制が施行された[451]。

暗号資産交換業者は取引金額に関係なくトラベルルール情報の転送が義務付けられるが、以下に該当する場合はより詳細な情報を転送する必要がある（MLTFR 2022 第 64C 条(1),(4)）。

① 一つ以上のカウンターパーティ（Counter Party）が暗号資産転送取引に関して英国外で事業を行っている場合

② 1,000 ユーロ相当以上の暗号資産を転送する場合[452]

---

444 DP25/1（6.7）
445 DP25/1（6.13）
446 DP25/1（6.8）
447 DP25/1（6.8, 6.28）
448 DP25/1（6.8, 6.30）
449 https://www.bankofengland.co.uk/financial-stability/digital-securities-sandbox
450 Money Laundering and Terrorist Financing(Amendment)(no.2)Regulation 2022 https://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2022/9780348236347
451 https://notabene.id/world/united-kingdom
452 MLTFR 2022 第 64C 条(4)を参照。

7. 貸金業者

英国では消費者信用契約（consumer credit agreement）と消費者賃貸借契約（consumer hire agreement）が「消費者信用」として規制対象になっている。

(1) 業務範囲

事業者向けの割賦販売業務、リース業務、ファクタリング業務の「事業者信用」は、金融サービス市場法の規制対象業務[453]ではない。他にこれらを規制する業法もなく、行政機関による規制は行われていない。

ア 消費者信用契約

消費者信用契約とは、個人である債務者とその他の者である債権者との間で、当該契約により債権者が債務者に何らかの金額の「信用」を供与するもののことをいう（1974 年消費者信用法（Consumer Credit Act 1974）[454]第 8 条）。

「信用」とは、現金貸付その他あらゆる方式の資金融通を含むとされる（同法第 9 条）ため、消費者向けの金銭貸付や割賦販売はいずれも消費者信用契約に相当する。

イ 消費者賃貸借契約

消費者賃貸借契約とは、ある者が、賃借人である個人との間で賃借人に対する物品の寄託のために締結する契約であり、買取権付賃貸借契約[455]ではなく、3 月を超えて存続しうるものと定義されている（1974 年消費者信用法第 15 条）。消費者向けのリースは消費者賃貸借契約に相当する。

(2) 免許等

1974 年に制定された 1974 年消費者信用法が、消費者信用を規制する根拠法となっている。その後、2006 年消費者信用法（Consumer Credit Act 2006[456]）が成立し、消費者信用事業者に対する免許制度等について、大幅な改正が行われた（以下では、改正法による改正も含め「消費者信用法」と総称する）。

消費者信用法では、公正取引庁（Office of Fair Trading、以下「OFT」）が監督機関として消費者信用事業者の監督にあたっていた。しかし、2012 年金融サービス

---

https://www.legislation.gov.uk/uksi/2022/860/regulation/5/made

[453] 規制対象業務は金融サービス市場法の付属規定 2 及び財務省令（規制対象業務命令）によって規定される。

[454] Consumer Credit Act 1974
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1974/39/contents

[455] 買取権付賃貸借契約（ハイアーパーチェス契約）とは、販売者が定期的な支払と引き換えに商品を顧客に賃貸し、支払が完了した時点で賃貸借期間が満了し、対象物の所有権を顧客に移転する取引のことをいう。1974 年消費者信用法では、買取権付賃貸借契約は消費者信用契約に含まれる（第 9 条）。

[456] Consumer Credit Act 2006
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/14/contents

法により、消費者信用事業者の監督権限は FCA に移管されることになった（金融サービス法第 107 条）。OFT から FCA への業務移管は、2014 年 4 月 1 日をもって行われた[457]。

ア　免許交付

2012 年金融サービス法により、従来は消費者信用法に基づき免許の取得が必要とされていた以下の業務は、金融サービス市場法の規制対象業務となった（金融サービス法第 107 条）。

- 消費者信用
- 消費者賃貸借
- 信用仲介
- 債務整理
- 債務相談
- 債権回収
- 債務管理
- 信用情報提供サービス
- 信用情報機関の運営

上記の業務を行おうとする事業者は、金融サービス市場法に基づき FCA から免許を取得する必要がある（金融サービス市場法第 55A 条）。

イ　総量規制

英国では、貸金業における総量規制は設けられていない。

ウ　金利水準規制

①　不公正な関係に対する規制

消費者信用法では、金利水準に関する制限は設けられていない。ただし、金利や手数料などの契約条件や、販売方法、契約後の取立行為などに関して事業者による不適切な行為があった場合には、「不公正な関係（unfair relationship）」に該当するとして契約者の救済を可能にする仕組みが設けられている。

具体的には、消費者信用法に「不公正な関係」に関する規定が設けられ、個別のケースについて裁判所が不公正な関係に該当すると認めた場合には、裁判所の命令により以下のような措置を講じることが可能になった（消費者信用法第 140A 条～第 140D 条）。

- 既に払い込まれた元本及び利息(全部又は一部)の返還

[457] The Financial Services Act 2012 (Consumer Credit) Order 2013

- 今後の支払額(元本及び利息)の減額や免除
- 借入人の契約上の義務の減免
- 契約条件の変更
- 保証人への財産の返還
- 事業者による特定行為の実施や禁止

② 高コストの短期与信に対する金利制限

英国では、貸金業における高金利の問題に対応するため、「不公正な関係」に対する規制により個別のケースについて救済を図る仕組みを導入していた。

しかし、ホーム・クレジット・ローン[458]やペイデイローン[459]のような高金利の消費者信用が社会的に問題視される中で、2013 年に成立した銀行改革法（銀行改革法第 131 条）を受け、FCA HANDBOOK の「消費者信用」の章（Consumer Credit sourcebook、以下「CONC」）において、高コスト短期与信（high cost short term credit）に対して、金利を含む各種費用の合計額、1 日当たりの費用、借受人が契約に違反した場合に支払う費用のそれぞれについて、上限を設定する規制が導入された（2015 年 1 月 2 日から適用）。

規制対象となる高コスト短期与信は、以下を満たす与信契約である（FCA HANDBOOK Glossary Terms）。

- 貸借契約若しくは Peer-to-Peer 契約[460]であること
- 元金に対する 1 年間の利息の割合（年間利子率）が 100%以上であること
- 広告において 12 カ月以内の与信と示されているか、貸付日の 12 カ月以内に返済期限が到来すること
- 抵当等により保障されていないこと
- 地域共済組合等による与信契約、ホーム・クレジット・ローン、物品販売ローン、又は事前の取り決めなしに当座預金の借越しが可能な貸借契約でないこと

規制は 2015 年 1 月 2 日以降に締結された契約に適用されるが、同日以前に締結された契約でも同日以後に新たな費用が課される場合には適用される（CONC 5A.1.1R,5A.1.2G）。

---

458 業者が利用者の自宅を訪問して貸付・回収を行う訪問貸付のことをいう。

459 期日まで小切手の取立を行わないという条件で借入人が小切手を業者に預け、額面から割引いた金額を貸付けるもの。借入金の返済と引換えに借入人は預けた小切手の返却を受けるが、返済されない場合には、業者は小切手の取立てによって貸付金を回収する。

460 一般の市民同士が売掛金を売買することで信用を提供しあうもの。

消費者信用会社は、（金利を含め）借受人が支払う費用の合計額が与信額[461]を超える又は超え得る高コスト短期与信契約を締結すること、及びそのような費用を借受人に課すことが禁止される（CONC 5A.2.2R,5A.3.2R）。費用には以下が含まれるが、これらに限られない（CONC 5A.1.6G）。

- 金利[462]
- 支払遅延・債務不履行関連費用
- 信用振替費用
- 早期返済・借換関連費用
- 与信申込費用
- 同一グループに属する信用仲介業者に支払う費用
- 付随サービスに関する費用
- 上記費用に係る金利

また、消費者信用会社は、借受人が貸付金を引き出した日から返済予定日まで、1 日当たりの費用が与信額の 0.8%を超える又は超え得る高コスト短期与信契約を締結すること、及びそのような費用を借受人に課すことが禁止される（CONC 5A.2.3R,5A.3.3R）。

さらに、消費者信用会社は、借受人が契約に違反した場合に支払う費用が、合計 15 ポンド又は 1 日当たり与信額の 0.8%を超える又は超え得る高コスト短期与信契約を締結すること、及びそのような費用を借受人に課すことが禁止される（CONC 5A.2.14R,5A.3.18R）。

上記の規制に反する契約が締結されたり費用が課されたりする場合、その契約は借受人に対して法的に有効でなく、貸付人は借受人の求めに応じて借受人が支払った費用を 7 日以内に返還しなければならない（CONC 5A.5.2R,5A.5.3R）。

(3) 要件

貸金業者の免許交付にあたって FCA が考慮する免許要件は投資会社と共通している。投資会社に対する FCA の免許要件については、英国II.2.(3)ア FCA における免許要件を参照のこと。

(4) 変更・取消

貸金業者に対する免許事業者の免許の変更・取消は、投資会社と共通している。英国II.2.(4)ア FCA が免許を付与した投資会社を参照のこと。

8. 主な政策金融機関

英国には政策金融機関に対する明確な分類・基準は存在していない。

---

461 実際に貸し付けた額又は与信上限額のいずれか少ない額（CONC5A.2.6R,5A.3.6R）。
462 金利は単利しか認められない（CONC5A.2.19R,5A.3.24R）。

(1) 業務範囲

英国の金融資本市場は発展度合いが高く、政策金融機関の介在余地が限られている為に政策金融機関の規模は小さい[463]。

ア 政策金融機関の例

（ア）British Business Bank

British Business Bank[464]は英国政府によって 2014 年 11 月に設立された国営の経済開発銀行(Economic development bank)であり、ビジネス・エネルギー・産業戦略省(Department for Business & Trade)が管轄している。

British Business Bank の目的は中小企業(Small and medium enterprises)に対する信用供与の増加である。British Business Bank 自体は融資や投資は実施しないが、銀行やリース会社、ベンチャーキャピタルファンドと提携し中小企業の資金調達のサポートを行う。

（イ）Homes England

Homes England[465]は、同じく公的機関である HCA(Homes and Communities Agency)に代わり、2018 年 1 月に設立された住宅分野における政策金融の実施機関である。レベルアップ・住宅・コミュニティ省(Ministry of Housing, Communities and Local Government)が管轄している。住宅建設数の増加と住宅価格の改善を目的として、住宅の新規建設に投資を行う。

(2) 免許等

明確な規制監督上の法令が無い。

(3) 要件

明確な規制監督上の法令が無い。

(4) 変更・取消

明確な規制監督上の法令が無い。

9. 業横断的に金融サービスを仲介する業者

(1) 登録制度の免除制度[466]

英国においては、保険、投資、融資、支払仲介などを問わず、ほぼ全ての金融サ

---

463 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「アメリカ及び英国における政策金融に対する会計検査の状況に関する調査研究」(平成 23 年 2 月)p221 参照。

464 https://www.british-business-bank.co.uk

465 https://www.gov.uk/government/organisations/homes-england/about

466 https://www.business.gov.uk/invest-in-uk/expand-your-business-in-the-uk/guide/financial-professional-and-

ービス事業が FCA の認可を受ける必要があり、登録を要する（金融サービス市場法第 19 条）。FCA の認可が必要な活動の内容については、金融サービス市場法（規制対象業務）命令（Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order (RAO)）[467]で定められており、PART II の各 Chapter のうち「The activity」の条文に具体的に定められている。複数の種類の規制対象活動を実施する場合には、活動ごとに個別の許可要件を充足する必要があるものの、金融サービス市場法の下では、単一の認可において複数の規制対象活動を包含することが可能であり、活動類型ごとに独立したライセンスを取得する制度は採用されていない[468]。

一方で、金融サービス市場法第 39 条においては、以下の要件を満たしたものに関しては、指定代理人（appointed representative）として FCA からの認可を受けずとも特定の金融サービスを提供することが可能である。

- FCA 認可業者との間で、特定の規制対象活動を行うことを許可及び義務付ける契約が締結されていること（permits or requires him to carry on business of a prescribed description）（第 39 条第 1 項(a)(i)）。
- FCA 認可業者との間で、特定の規制対象活動を行うことにより生じる結果について責任を負うことを契約において承諾していること（complies with such requirements as may be prescribed）（第 39 条第 1 項(a)(i)）
- 許可された活動が、2001 年指定代理人規則（Appointed Representatives Regulations 2001）において規定されたものであること

このような契約が締結されることにより、指定代理人の行為については、指定代理人との間で契約を締結した FCA 認可業者の責任となる[469]。

(2) 指定代理人が行うことが可能な行為

指定代理人が行うことが可能な業務は、2001 年指定代理人規則（The Financial Services and Markets Act 2000 (Appointed Representatives) Regulations 2001）第 2 条に規定されている。規定されている主な行為は以下のとおり。

- 投資の代理売買（dealing in investments as agent）
- 排出権オークションの入札（bidding in emissions auctions）

---

business-services/regulations-for-financial-professional-and-business-services/

[467] Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order (RAO) https://www.legislation.gov.uk/uksi/2001/544/contents

[468] 金融サービス市場法第 55A 条第 1 項は、一つ以上の活動に関する認可の申請を認めており（An application for permission to carry on one or more regulated activities may be made to the appropriate regulator by）、また金融サービス市場法第 55E 条第 2 項及び第 55F 条第 2 項は、申請対象となる規制対象活動の全部又は一部について許可を付与できる旨を（The FCA/PRA may give permission for the applicant to carry on the regulated activity or activities to which the application relates or such of them as may be specified in the permission.）。これらの規定から、単一の認可申請に複数の規制対象活動を包含することが制度上予定されていると解される。

[469] https://www.hausfeld.com/what-we-think/perspectives-blogs/liability-for-principals-for-failure-to-adequately-supervise-key-developments-in-regulatory-hosting-services

- 投資取引の媒介（arranging deals in investments）
- 住宅ローン契約の媒介（arranging regulated mortgage contracts）
- 貸付に関する電子システムの運営（operating an electronic system in relation to lending）
- 保険契約の管理及び履行の補助（assisting in the administration and performance of a contract of insurance）
- 債務調整（debt adjusting）、債務カウンセリング（debt-counselling）、債務回収（debt-collecting）、債務管理（debt administration）
- 投資の保護預かり及び管理（safeguarding and administering investments）
- 投資に関する助言（advising on investments）
- 住宅ローンに関する助言（advising on regulated mortgage contracts）
- 信用情報サービスの提供（providing credit information services）

(3) 指定代理人と紹介者指定代理人について

指定代理人は、その権限と活動内容の制約の度合いに応じて通常の指定代理人と紹介者指定代理人（Introducer Appointed Representative）に明確に区別されている。

ア　通常の指定代理人

通常の指定代理人は、FCA 認可業者との間で、上記(1)の要件を満たした契約を締結することで、当該認可業者が行うことが可能な規制対象業務を実施することが可能である。

イ　紹介者指定代理人

紹介者代理人が行うことが可能な活動は以下の範囲に限定されている（FCA HANDBOOK sup12.2.8）。

- 紹介者指定代理人と契約を締結した FCA 認可業者及びそのグループの FCA 認可業者への紹介（effecting introductions to the firm or other members of the firm'sgroup）（FCA HANDBOOK sup12.2.8）
- 紹介者指定代理人と契約を締結した FCA 認可業者及びそのグループの FCA 認可業者の広告（リアルタイム広告（real time financial promotion）でない広告に限る ）を配布すること（distributing non-real time financial promotions which relate to products or services available from or through the firm or other members of the firm'sgroup）

また、紹介者指定代理人は特に以下の活動を行わないよう特に実務上注意しなければならない（FCA HANDBOOK sup12.2.8）。

- 代理人として投資取引を行うこと（Dealing in investments as agent）
- 投資取引の媒介（arranging (bringing about) deals in investments or arranging

(bringing about) regulated mortgage contracts）

- 保険契約の管理及び履行を補助すること（assisting in the administration and performance of a contract of insurance）
- 投資に関する助言（advising on investments）

(4) 指定代理人の任命について

ア　指定代理人のデューデリジェンスの実施について

FCA 認可業者は指定代理人を任命する際にはデューデリジェンスを実施しなければならない。以下のようなデューデリジェンスを実施することが推奨されている[470]。

- 指定代理人の候補者の適格性に関する公開情報を確認し、候補者に質問することでリスクを特定する。
- 指定代理人の候補者の能力と役割への適性について、詳細なレビューを行う。また、測定可能な研修による候補者の能力テストや、ギャップを埋めるための改善計画の策定を行う。
- 指定代理人の候補者の職歴と各役職を辞めた理由を評価し、候補者がこれまで関わってきた製品や顧客の種類、将来的に生じる可能性のあるリスクを明らかにする。
- 指定代理人の候補者の過去及び現在の会社取締役職を確認し、Companies House 及び海外の記録（存在する場合）と照合する。
- 承認を求めている役割を遂行する能力と経験が候補者にあるかどうかを評価する。

イ　指定代理人を任命する際の FCA への通知事項について

FCA 認可業者は指定代理人を通知する際には、以下の事項を任命の 30 日前に FCA に通知しなければならない。[471]

- 指定代理人を任命する理由
- 指定代理人に許可する業務内容
- 指定代理人がリテール顧客にサービスを提供するかどうか
- 指定代理人が他の FCA 認可業者の指定代理人であったかどうか
- 一年間の指定代理人による推定収益
- FCA 認可業者と指定代理人の財務上の取り決めについて

(5) 指定代理人の監督方法

指定代理人を任命した FCA 認可業者は以下の方法で指定代理人を監督しなけれ

[470] https://www.fca.org.uk/firms/principals-appointed-representatives/onboard-change-terminate
[471] 前掲注 470 に同じ。

ばならない[472]。

- 指定代理人の上級管理職の評価：指定代理人の上級管理職の適格性と妥当性を評価する。
- 安全対策：指定代理人に関する利益相反や金融犯罪に対処するための具体的な方針や手続を整備する
- 指定代理人のマネジメントとリソースの評価：指定代理人の成長、スタッフの離職率、苦情件数等から、指定代理人のマネジメントやリソースを評価する。
- 消費者被害のリスクの監視及び評価：消費者に被害を生じさせるリスクを評価する。
- 従業員基準の適用：FCA の従業員と同じ基準で、指定代理人の従業員を監督する。

(6) 年次レビューの実施

FCA 認可業者は指定代理人を年次でレビューしなければならない。当該レビューにおいては以下のレビューを実施した上で記録を残さなければならない。

- 指定代理人の上級管理職の適正、適切性及び能力
- 指定代理人の財政状況
- 指定代理人を監督するためのマネジメントやリソースの十分性

そして、重大な問題が発生した場合には、FCA に必ずエスカレーションしなければならない。

なお、以下のような場合には年次レビューに加えた追加レビュー実施の必要がある。

- ビジネスモデルの変更
- 実施する規制対象活動の変更
- 別の FCA 認可業者による任命
- 苦情の増加

(7) 指定代理人に関するデータ

FCA によれば 2026 年 1 月末の時点で、指定代理人の数は、20,662 社であり、紹介者指定代理人の数は、13,162 社であった。

[472] https://www.fca.org.uk/firms/principals-appointed-representatives/responsibilities-how-to-oversee

［EU］の金融制度

【金融監督機関の概要】
EU では、加盟国間での横断的な金融監督を行う欧州金融監督制度（ESFS）が採用されており、EU レベルでの全体的なシステミック・リスクの監督を行う機関として欧州システミック・リスク評議会（ESRB）、また、個々の金融機関につきミクロ・プルーデンス監督を行う機関として銀行、証券、保険の業態ごとの監督機関が存在し、ミクロ・プルーデンス監督を行う 3 機関を欧州監督機構（ESA）と称する。詳細は EUI.2.参照

【金融法制の特徴・動向】
＜市場統一、規制の断片化解消のための取組＞
EU の法令体系として、加盟各国に直接適用される「規則」と国内法措置が必要な「指令」がある。
これまでは、「指令」をもとに、各国が国内法を整備する方式が主流だったが、近年、EU 市場の統一化強化を目的に加盟各国に対して直接拘束力を有する「規則」を制定するケースが増えてきている。銀行の健全性に関する規制である自己資本要件指令（CRD）と自己資本要件規則（CRR）の両者は度重なる改正の中で、各国規制の断片化を解消するため定量的に規定できる部分を指令から規則に切替える改正等がされてきた。詳細は EUI.1.(2)参照
暗号資産市場の規制に関する規則として、2023 年 5 月 16 日、EU 理事会により正式に採択され、2023 年 6 月に公布された暗号資産市場（MiCA）規則は法的拘束力があり、各国規制の断片化等の解消を企図するものといえる。MiCA 規則は従前では法令の適用外であったステーブルコインやユーティリティ・トークン等の暗号資産に対しても規制要件を課している点が特徴的である。詳細は EUII.6.(4)参照
EU は、AML/CFT 規制を統一及び直接監督する新機関及び規則として、2024 年 6 月 26 日発効の AMLA 設立規則（AMLAR：Regulation(EU)2024/1620）を策定し、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策機関（AMLA）を設立した。2028 年頃より加盟国の一部大手金融機関を直接監督する予定である。詳細は EUI.2.(6)及び EUI.3.(2)参照
また、EU は、AI 利用にかかるリスクを管理しつつ EU 内での AI 活用促進のため、AI 規則（Regulation (EU) 2024/1689）を策定し、同規則は 2024 年 8 月 1 日より発効した。AI 規則は AI システムをリスクに応じて階層化し、それぞれ対応する要件を義務付けており、金融機関による AI を使った与信審査や保険料算定などは「高リスク AI」に分類され、金融機関は AI モデルの監査体制を構築する必要が生じる。AI 規則は段階的に適用され、標準義務は、2026 年 8 月 2 日以降に本格的に適用開始予定とされている。詳細は EUI.3.(3)参照
また、EU は、各金融機関の ICT(情報通信技術)リスク管理を強化するため、ICT 規制としてデジタル・オペレーショナル・レジリエンス規則（DORA）を策定し、2025 年 1 月 17 日より適用を開始した。DORA により、金融機関には、ICT リスク管理体制の整備、重大なサイバーインシデント報告義務等が横断的に課されている。また、金融機関が業務上依存する重要な ICT 第三者サービス提供者（Critical ICT Third-Party Providers：CTPPs）は、欧州委員会に指定された Lead Overseer（EBA／ESMA／EIOPA のうちいずれか）を通して EU 当局の監督下に置かれる。2026 年 3 月時点で、ESA は、各加盟国の監督当局と連携しながら CTPPs の指定及び監督体制の構築を進めている。詳細は EUI.3.(4)参照

＜Fintech 推進のための取組＞
このほか、EU では近年、Fintech の利活用や消費者保護に係る法整備が積極的に検討され

てきた。2016 年に発効した「決済サービス指令」（PSD2）はチャレンジャーバンク等の Fintech 企業を API 開放及び標準化の観点から後押しした経緯があるほか、欧州中央銀行（ECB）はいわゆる「デジタルバンク」が ECB から銀行免許を取得することを認めるなど、EU は Fintech 等に代表される金融サービスへの ICT 技術利活用の推進に寄与する政策を進めてきた。詳細は EUII.1.(5)参照

さらに、EU は、PSD2 によるオープンバンキングの枠組みを金融サービス全般に拡大する「オープンファイナンス」の実現に向けて、2023 年 6 月 28 日に金融データアクセス規則案（Financial Data Access: FIDA、COM(2023)360）を公表した。FIDA は、住宅ローン、融資、貯蓄、投資、保険ベースの投資商品、暗号資産、年金等の顧客データについて、顧客の同意に基づき標準化 API を通じて第三者と共有することを金融機関に義務付けるものであり、新たな事業者類型として金融情報サービス提供者（Financial Information Service Providers: FISPs）を導入する。2024 年 12 月 4 日に EU 理事会が一般的アプローチ（general approach）を採択し、2025 年 4 月よりトリローグ（三者間交渉）が開始された。2026 年 3 月時点で交渉継続中であり、DORA・MiCA・PSD2 と並ぶ EU デジタル金融戦略の主要立法イニシアチブの一つである。

【日本との相違点】

EU では加盟国間での横断的な金融監督を行いながら市場改革やイノベーションを推進している。Fintech に着目すると、日本の改正銀行法（2017 年公布、2018 年施行）と異なり EU では「決済サービス指令」（PSD2）で銀行における API 開放を義務（日本は努力義務）としており、Fintech 事業者から接続を求められた場合には銀行は拒否できない（日本は個別契約が必要）など、オープン API の観点では、日本と比べて EU は踏み込んだ政策をとってきた。他方、暗号資産については、MiCA 規則が 2024 年 12 月以降段階的に適用され、ステーブルコインの裏付資産や暗号資産サービス業者に関する規制を含む EU 共通の包括的枠組みが整備されつつある。

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

図表　EU-1　金融監督体制図

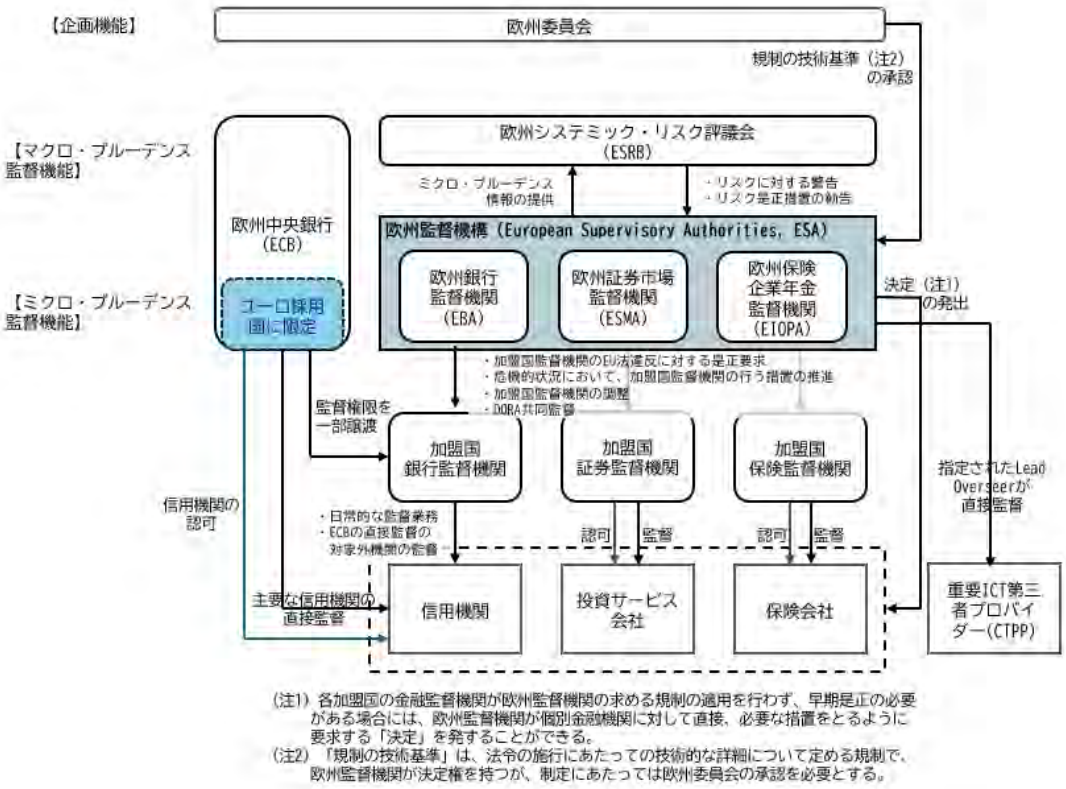

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和 5 年 3 月）及び欧州議会資料 [473]に基づき作成

※AMLA（2024 年 6 月に設立された EU の AML/CFT 監督機関）は ESA 及び各国監督当局と連携し約 40 の高リスク金融機関・グループに対し AML/CFT 直接監督予定（2028 年開始予定）[474]。

※DORA に基づき欧州委員会に指定された Lead Overseer（EBA／ESMA／EIOPA）は重要 ICT 第三者プロバイダー(CTPPs)を直接監督し、ESA は共同監督枠組みを通じて監督する。

EU においては従来、各加盟国が EU 指令に基づいて国内法を整備し、各加盟国の金融監督機関はそれぞれ自国の国内法によって規制・監督を行うという形で金融監督の統一化を図ってきた。しかし、2007 年の米国におけるサブプライムロー

[473] 欧州議会, “Review of the New European System of Financial Supervision (ESFS) - Part 2: The Work of the European Systemic Risk Board (ESRB)（2013 年 10 月）”
https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2013/507490/IPOL-ECON_ET(2013)507490_EN.pdf
[474] https://www.amla.europa.eu/amla-takes-major-step-toward-harmonised-eu-supervision_en

ン問題に端を発する金融危機では EU 指令を通じて各加盟国の金融監督機関間の協調や調整を図る仕組みが機能せず、国境を越えて活動する金融機関の監督に支障を来たしていることが明らかになったことから、欧州委員会では、2009 年 2 月に発表された「EU の金融監督に関する高級グループの報告書（ラロジエール報告）」での提言に基づき、加盟国間での横断的な金融監督を行う EU レベルでの金融監督機関の創設に向けて動き出し、同年 11 月に理事会での合意等を経て、2011 年に新たな欧州金融監督制度（ESFS）が創設された。

EU レベルでの金融監督機関としては、マクロ・プルーデンスの観点から全体的なシステミック・リスクの監督を行う機関として欧州システミック・リスク評議会（European Systemic Risk Board、以下「ESRB」）、また、個々の金融機関につきミクロ・プルーデンス監督を行う機関として

- 銀行は欧州銀行監督機構（European Banking Authority、以下「EBA」）
- 証券は欧州証券市場監督機構（European Securities and Markets Authority、以下「ESMA」）
- 保険は欧州保険企業年金監督機構（European Insurance and Occupational Pensions Authority、以下「EIOPA」）

上記 4 機関を包含したものを欧州金融監督制度 （European System of Financial Supervision、以下「ESFS」）と称するほか、EBA、ESMA 及び EIOPA の 3 機関をまとめて欧州監督機構（European Supervisory Authorities、以下「ESA」）と称する。

EU 金融制度改革では、EU レベルの金融監督機関である EBA、ESMA 及び EIOPA の 3 機関（ESA）に対し、EU 全体に対して適用される「規制技術基準（regulatory technical standards、RTS）」、実施細則にあたる「実施技術基準（implementing technical standards、ITS）」を制定する権限が与えられた（EU 運営条約（TFEU）[475]第 290 条、同 291 条）。

規制技術基準の制定は、欧州議会及び欧州理事会による欧州委員会への委任立法（TFEU 第 290 条）の形式による。

規制及び実施の技術基準の制定は、戦略的な決定、あるいは政策的な選択を含意するものであってはならず、技術的なものでなければならない（Regulation No.1093/2010（以下「EBA 設立規則」）第 10 条第 1 項及び第 15 条第 1 項、Regulation No.1095/2010（以下「ESMA 設立規則」）第 10 条第 1 項及び第 15 条第 1 項、Regulation No.1094/2010（以下「EIOPA 設立規則」）第 10 条第 1 項及び第 15 条第 1 項）。

これに加えて、ギリシャ、スペイン等ユーロ圏内での銀行危機を受け、同圏内の銀行を欧州中央銀行（European Central Bank、以下「ECB」）が一元的に監督す

[475] Treaty on the Functioning of the European Union（TFEU）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:12012E/TXT

る単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism、以下「SSM」）の設立が 2012 年に欧州委員会により提案され、2014 年 11 月から本格的に始動した。

(2) 法令

ア EU の法体系

EU の法体系は、以下の 5 種類から構成される（EU 運営条約（TFEU）第 288 条）。

（ア）規則（Regulation）

全加盟国に対し、各国国内法に優先して企業や個人に直接に適用されるもので、法的拘束力を有する。

（イ）指令（Directive）

法的拘束力を有する。加盟国に対して達成目標と義務を与えるものであり、その目的に従って、指令の定める期限までに、各国がそれぞれの国内法を整備しなければならないが、当該国内法の細部については各国の裁量に委ねられる。原則として企業や個人に対して直接適用されることはない。

（ウ）決定（Decision）

特定の加盟国政府、企業、個人に対して直接に適用され、法的拘束力を有する。

※上記（ア）（イ）（ウ）において、冒頭に「Text with EEA relevance」とある場合、EU 加盟 27 ヶ国に、非 EU 加盟国でありながら EEA（European Economic Area（日本語では「欧州経済領域」、以下「EEA」）に加盟するリヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェーの 3 国を加えた 30 ヶ国（2025 年 12 月時点）に対しても適用されることを予定する。また、条文上「域内／外」「加盟国」と記載されている場合、その実質的な意味は「EEA 域内／外」「EEA 加盟国」となる。

（エ）勧告（Recommendation）

加盟国政府、企業、個人に一定の行為の実施を期待する旨を欧州委員会が表明するものであり、法的拘束力はない。

（オ）意見（Opinions）

特定のテーマについて欧州委員会の意思を表明したもので、法的拘束力はない。

イ　立法過程

EU では、欧州委員会が提出した法案を欧州連合理事会と欧州議会が共同で採択する形で法律が制定される。

法案提出権は、特別の場合を除き、欧州委員会が独占している。欧州連合理事会や欧州議会は、欧州委員会に法案提出を要請することはできるものの、法案を提出するか否かの判断は欧州委員会の裁量となる。

なお、欧州委員会において金融規制・監督に関連する企画機能を担っている部門は、金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（Directorate-General for Financial Stability, Financial Services and Capital Markets Union、DG FISMA）である。

EU の立法手続は、欧州連合理事会と欧州議会の共同決定を必要とする「通常立法手続」（ordinary legislative procedure[476]）と、共同決定を必要としない「特別立法手続」（special legislative procedure[477]）がある[478]。

通常立法手続における欧州議会での審議は、三読会制が採られている。審議のプロセスは主に以下のとおり。

- 欧州議会の第一読会で法案を審議し、欧州連合理事会に修正案を提出
- 欧州連合理事会は、修正案に対する賛否を決定
- 欧州連合理事会により法案が修正された場合には、欧州議会にて第二読会を開催
- 第二読会で欧州議会と欧州連合理事会とが合意できない場合には、調停委員会にて第三読会を開催
- 第三読会で作成、承認された共同案が欧州議会と欧州連合理事会の承認により採択された場合には、法案が成立

特別立法手続には、諮問手続と同意手続とがある。

諮問手続は欧州委員会による法案提出後、欧州議会の諮問を経て、欧州連合理事会が法案を採択する。欧州議会の賛否表明や修正案には法的拘束力がない。

同意手続は欧州委員会による法案提出後、欧州議会の同意を得て、欧州理事会が法案の採択を行う。ただし、欧州議会は法案に対する賛否を表明することができるものの、修正を求めることはできない。

---

476 EU 運営条約（TFEU289 条 1 項）

477 EU 運営条約（TFEU289 条 2 項）

478 いずれの手続を採るかについては EU 運営条約（TFEU）において規定されている。具体的には、域内市場の調和を図るための措置（TFEU104 条）や消費者保護を確保するための措置（TFEU169 条）、環境保護に関する措置（TFEU191 条、192 条）等については通常立法手続が、間接税（TFEU113 条）及び直接税を含む法制調和（TFEU115 条）に関する措置や、欧州議会選挙制度に関する措置（TFEU223 条）等については特別立法手続が求められる。

ウ　EU 法と加盟国国内法との関係

EU における加盟国間での金融規制・監督の調和に向けては、従来は「指令（Directives）」を用いることが多かった。「指令」による立法化の基本的な流れは以下のとおりであり、各加盟国において、実施のための国内法を整備する必要がある。

- 欧州委員会が提案
- 欧州議会と欧州連合理事会の共同決定により指令が成立
- 指令に基づき各加盟国で制定法を調整
- 欧州委員会が各加盟国での実施状況を監視
- 場合によっては、欧州委員会や各方面からの提訴を受けて欧州司法裁判所が判決を下す（加盟国不作為の改善命令）
- 改善措置の実施

しかし、EU 金融制度改革において EU 域内での金融規制・監督の統一性を強化しようとする中で、EU レベルで制定される「規則（Regulations）」を各加盟国に直接適用しようとするケースが増えてきている。

例えば、金融機関の自己資本規制は、かつては Directive 2006/48/EC（通称「資本要件指令」）をはじめとする「指令」に基づいて行われていたが、第 4 次資本要件指令では、併せて制定された Regulation (EU) No 575/2013（通称「資本要件規則」）において健全性基準が規定され、規制対象である金融機関に直接適用されるようになった。

以下では、金融規制・監督に係る最近の主な EU 法を、「指令」によるものと「規則」によるものとに分けて列記する。

- 「指令」によるもの（各加盟国において、実施のための国内法を整備）
  - ソルベンシーII指令（Directive 2009/138/EC、通称：SolvencyIIDirective）
  - 第 2 次金融商品市場指令（Directive 2014/65/EU、通称：Markets in Financial Instruments DirectiveII、MiFIDII）
  - 市場濫用指令II（Directive 2014/57/EU）、通称：Market Abuse DirectiveII、MADII）
  - 保険販売業務指令（Directive (EU) 2016/97、通称：Insurance Distribution Directive、IDD）
  - 第 6 次資本要件指令(Directive (EU) 2024/1619、通称：6th Capital Requirement Directive、CRDⅥ)

- 「規則」によるもの（EU 域内で直接適用）
  - 格付機関規則（Regulation (EC) No 1060/2009、通称：Credit Rating Agencies

Regulation、CRAs）

- 欧州市場インフラ規則（Regulation (EU) No 648/2012、通称：European Market Infrastructure Regulation、EMIR）
- 市場濫用規則（Regulation (EU) No 596/2014、通称：Market Abuse Regulation、MAR）
- 金融商品市場規制（Regulation (EU) No 600/2014、通称：Markets in Financial Instruments Regulation、MiFIR）
- サステナブルファイナンス開示規則（Regulation (EU) 2019/2088、通称：Sustainable Finance Disclosure Regulation、SFDR）
- デジタル運用レジリエンスに関する規則(Regulation (EU) 2022/2554 通称：The Digital Operational Resilience Act、DORA)
- 暗号資産市場規則（Regulation (EU) 2023/1114 通称：Markets in Crypto-assets、MiCA 規則）
- 第 3 次資本要件規則（Regulation (EU) 2024/1623、通称：Capital Requirement RegulationⅢ、CRR Ⅲ）

2. 金融監督機関の組織概要及び権限

(1) 概要

EU の金融監督制度（ESFS）は、欧州システミック・リスク評議会（ESRB）、欧州監督機構（ESAs）を構成する欧州銀行監督機構（EBA）、欧州証券市場監督機構（ESMA）及び欧州保険企業年金監督機構（EIOPA）、並びに各加盟国の管轄当局・監督当局により構成される（ESRB 規則第 1 条第 3 項）。また、2024 年 6 月 26 日に EU の AML/CFT 監督機関として新しく AMLA が設立された。

(2) 欧州システミック・リスク評議会（ESRB）

ア 根拠法令

ESRB は、Regulation No.1092/2010（以下「ESRB 設立規則」）に基づき設置された。

イ 目的

ESRB は、EU 域内の金融の安定性に対するシステミック・リスクの防止又は緩和を目的として、EU における金融システムのマクロ・プルーデンス監督を行う機関である（ESRB 設立規則第 3 条第 1 項）。

ウ　権限

ESRB は、EU 域内の金融システムに関するシステミック・リスクを特定・分析し、必要に応じて EU 全体又は特定の加盟国、欧州監督機構（EBA・ESMA・EIOPA）等に対して警告及び勧告を発出する権限を有する（ESRB 設立規則第 16 条）。

エ　業務内容

上記イの目的のため、ESRB は以下の業務を実施する（主として ESRB 設立規則第 3 条第 2 項、第 15 条、第 16 条及び第 17 条）。

1) 関連する情報の確定・収集・分析
2) システミック・リスクの特定と優先順位付け
3) 重大なリスクに対する警告の実施、及び必要に応じてこれを公表すること
4) リスクの是正措置についての勧告の実施、及び必要に応じてこれを公表すること
5) 緊急時に欧州理事会に対して秘密警告を行い、状況に関する評価を提供すること
6) 警告や勧告のモニタリングとフォローアップ
7) ESFS[479]のその他の機関との協力
8) 必要に応じ、欧州監督当局合同委員会に参加すること
9) 国際的な金融監督機関（国際通貨基金（IMF）、金融安定化理事会（FSB）、その他第三国の監督当局）との連携を図ること
10) EU 法によって特定されるその他の関連業務

[479] 欧州金融監督制度（ESFS）については、EUI.1.(1)を参照のこと。

オ　組織

ESRB の組織図は次頁のとおり。

図表　EU-2　ESRB の組織図

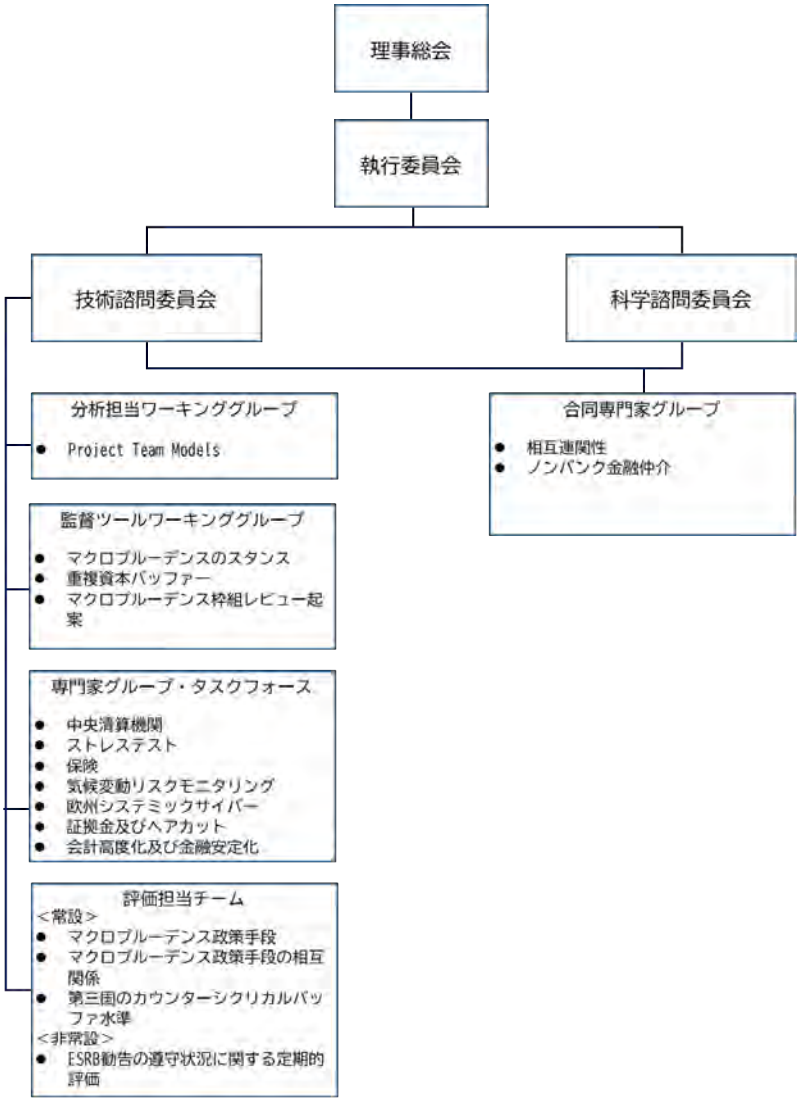

（出所）ESRB, “Organizational Chart”に基づき作成

https://www.esrb.europa.eu/shared/pdf/Organisational-Chart.pdf?31adc4ace07ce66a8f6af4a7a24d2fbe

ESRB には理事総会（General Board）、執行委員会（Steering Committee）、事務局（Secretariat）、科学諮問委員会（Advisory Scientific Committee）、技術諮問委員会（Advisory Technical Committee）が設置される（ESRB 設立規則第 4 条第 1 項）。

理事総会は以下のメンバーによって構成される（ESRB 設立規則第 6 条）。このうち、議決権を持つメンバーは(ア)～(ク)となる。

（ア）欧州中央銀行の総裁・副総裁
（イ）各加盟国の中央銀行総裁
（ウ）欧州委員会委員 1 名
（エ）EBA 議長
（オ）EIOPA 議長
（カ）ESMA 議長
（キ）科学諮問委員会議長 1 名、副議長 2 名
（ク）技術諮問委員会議長
（ケ）各加盟国の国内監督当局代表者（各国 1 名）
（コ）経済・財政委員会（Economic and Financial Committee）議長
（サ）ECB の監査役会の議長
（シ）単一破綻処理委員会の議長
（ス）アイスランド、ノルウェーの中銀総裁
（セ）リヒテンシュタインの財務省高官
（ソ）EFTA 加盟国の監督当局の高レベル代表者

カ　職員

ESRB の事務局は、ECB 内に置かれており、ECB から職員が派遣されている。

キ　予算

ESRB には独自の予算はなく、日々の運営予算は ECB から拠出される。

(3) 欧州銀行監督機構（EBA）

ア　根拠法

EBA は、EBA 設立規則に基づき設置された。EBA は、法人格を持つ EU の一機関である（EBA 設立規則第 5 条）。

イ　目的

EBA は、EU 域内の銀行部門に対し、効果的かつ一貫した健全性規制・監督を実施するための機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設置された（EBA 設立規則第 2 条第 1 項）。

EBA 設立規則では、その目的を「金融システムの短期的、中期的、長期的な安定と有効性に貢献することにより、公共の利益を保護すること」と規定している（EBA 設立規則第 1 条第 5 項）。

ウ　権限

（ア）規制技術基準・実施技術基準の策定に関する権限

EBA は、個別の EU 法令により委任された範囲において、規制技術基準（RTS）及び実施技術基準（ITS）の草案を策定し、欧州委員会に提出する権限を有する（EBA 設立規則第 10 条、第 15 条）。これらの技術基準の採択は、欧州委員会が行う。

（イ）ガイドライン及び勧告の発出

EBA は EU 法の統一的な適用を促進するため、NCA 及び金融機関に対し、ガイドライン及び勧告を発出することができる（EBA 設立規則第 16 条）。

（ウ）加盟国の金融監督機関（NCA）に対する EBA の権限

- EU 法違反時の是正関与
  各加盟国の金融監督機関が規制を恣意的に運用することを防止するため、EBA には各加盟国の金融監督機関が EU 法に違反している場合に、調査の実施のほか、一定の場合には担当監督機関への勧告（EBA 設立規則第 17 条）。
- 緊急時における措置
  金融市場の秩序ある機能や統合性、あるいは金融システム全体又は一部の安定性が重大な危機にさらされるような可能性のある状況において、EBA は関係国の金融監督機関がとる措置を積極的に後押しし、必要な場合には関係国間の調整を行う（EBA 設立規則第 18 条）。
- 国境を越えた状況における権限当局間の意見の相違解決
  加盟国の金融監督機関の間で見解の相違がある場合には、当該監督機関の要請に基づいて、EBA は当該監督機関の間での合意形成を支援する（EBA 設立規則第 19 条）。
- 金融機関に対する直接的決定
  上記の措置において、各加盟国の金融監督機関が EBA の求めに従わず、市場の正常な競争状態の維持・回復や金融システムの秩序ある機能や統合性を損ない、早期是正の必要がある場合は、EBA は、EU 域内の個別の金融機関に対して直接、必要な措置をとるように要求する決定（decision）を発することができる（EBA 設立規則第 17 条第 6 項、第 18 条第 4 項、第 19 条第 4 項）。EBA による決定は、各加盟国の金融監督機関によるそれ以前の全ての決定に優先して適用される（EBA 設立規則第 17 条第 7 項、第 18 条第 5 項、第 19 条第 5 項）。

（エ）消費者保護及び金融活動に関する権限

EBA は消費者保護及び金融市場の秩序ある運営並びに健全性を確保するため、以下の権限を有する（EBA 設立規則第 9 条）。

- 消費者動向の収集・分析・報告、関係当局による金融リテラシー及び教育イニシアチブの審査と調整、業界向けの研修基準の策定、共通開示規則の策定
- 新規及び既存の金融活動を監視しガイドラインや勧告の採用
- 公共の利益に重大な脅威をもたらす場合の警告
- 金融イノベーション委員会を設置し、新規又は革新的な金融活動の規制及びアプローチに係る助言の提供
- 個別の EU 法令が定める条件又は緊急事態発生時において、金融市場の完全性又は安定性を脅かすおそれのある一定の金融活動を一時的に禁止又は制限する措置（プロダクト・インターベンション）（EBA 設立規則第 5 項）

（オ）特定の金融機関に対する権限

EBA は EU 法により付与された範囲に限り、以下の権限を有する（各個別規則）。

- 重要な資産連動トークン（ART）発行体を直接監督し、電子マネートークン（EMT）発行体については各国当局（NCA）と共同監督を行う権限を有する。（MiCA 規則）
- 欧州委員会により Lead Overseer に指定された場合には、重要 ICT 第三者プロバイダー（Critical Third-Party Providers：CTPPs）に対する直接監督を行う。（DORA）

（カ）SSM 参加各国の金融監督機関に対する ECB の主な権限

2014 年 11 月から稼働したユーロ採用国における単一監督メカニズム（SSM）の中心として、COUNCIL REGULATION (EU) No 1024/2013 （以下「SSM 規則」）及び REGULATION (EU) No 468/2014 （以下「SSM 枠組み規則」）により、ECB には主に以下のような権限が与えられている。

- ユーロ圏内の信用機関設立の許認可権限を一元的に行使すること（SSM 規則第 4 条）。
- ユーロ圏内の信用機関に対する健全性や内部統制等の規制の遵守状況の監督を一元的に行うこと（SSM 規則第 4 条）。
- 必要に応じて EBA と協調した上で、ストレステスト及びその結果の公表を行うこと（SSM 規則第 4 条）。
- SSM の効果的かつ円滑な実施の責任を負うこと（SSM 規則第 6 条）。

- 参加各国の金融監督機関の活動状況について、定期的に報告を受けること（SSM 規則第 6 条）。
- ECB と参加各国金融監督機関との合同監督チームの結成とその組成を所管すること（SSM 枠組み規則第 4 条）。
- ユーロ圏内で、その規模や社会的影響等から重要とされる信用機関及び金融持株会社に対する監督行為を実施すること（SSM 枠組み規則第 8 条）。
- ECB の行う監督行為に必要な情報を参加各国の金融監督機関から収集すること（SSM 枠組み規則第 21 条）。
- 参加各国の国内法の範囲で、参加各国の金融監督機関の監督権限の発動を要求すること（SSM 枠組み規則第 22 条）。

エ　業務内容

EBA の担当する業務は、EBA 設立規則第 8 条第 1 項にて列挙されている。その主な業務は以下のとおりである。

- EU 域内において共通した規制・監督の基準・慣行の確立に寄与すること
- EBA は、EU 域内で共通の高度な規制・監督が適用されるよう、EU 諸機関に向けた提言や、ガイドライン・勧告、規制及び実施の技術基準草案等の作成を行う。規制の制定手続については EU Ⅰ.2.(2)法令を参照のこと
- 金融機関の事業モデル・慣行の変化を考慮し、EU 域内全体の金融機関監督業務の方法論と手順の模範例を提示する「欧州監督ハンドブック」の編纂・更新を行うこと
- EU における法令の一貫した適用に貢献すること
- 各加盟国の監督機関の間での、業務や責任の委譲を奨励・促進すること
- ESRB と緊密に協調すること。特に、同評議会に対して必要な情報を提供し、同評議会の発した警告や勧告のフォローアップを実施する
- 監督結果の一貫性を向上させるため、各加盟国の監督機関同士でのピア・レビューによる分析を組織・実施すること
- 担当分野における市場動向（特に、家計や中小企業に対する信用供与などを含む）を監視し、評価すること
- EBA の機能を果たす上での情報として、市場に関する経済分析を実施すること
- 預金者や投資家の保護を促進すること
- システミック・リスクを孕む国際的な金融機関の危機に関与する各国金融監督機関の相互協力を促進することを考慮した上で、以下を実施すること
    - EU 全域で預金者と投資家のための高度な保護措置を提供すると同

時に、破綻した金融機関の処理手法及び適切な資金供給手段の必要性を評価する手法を開発することで、監督カレッジ、システミック・リスクのモニタリングと評価・計測、及び再建・破綻処理計画の作成と調整の一貫・協調した稼働を促進すること

- EBA 設立規則やその他の法令によって要求されるその他の業務を遂行すること
- 市民が容易に情報を取得できるよう、EBA の活動分野（特に、登録済みの金融機関に対する EBA の専門分野での活動）に関する情報をウェブサイトに公開し、定期的に更新すること
- 欧州銀行監督者委員会（Committee of Banking Supervision、CEBS）から全ての既存かつ進行中の業務を適宜継承すること
- 金融システムのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に寄与すること

オ　組織

EBA の組織図は以下のとおり。

図表　EU-3　EBA の組織図

（2025 年 12 月現在）

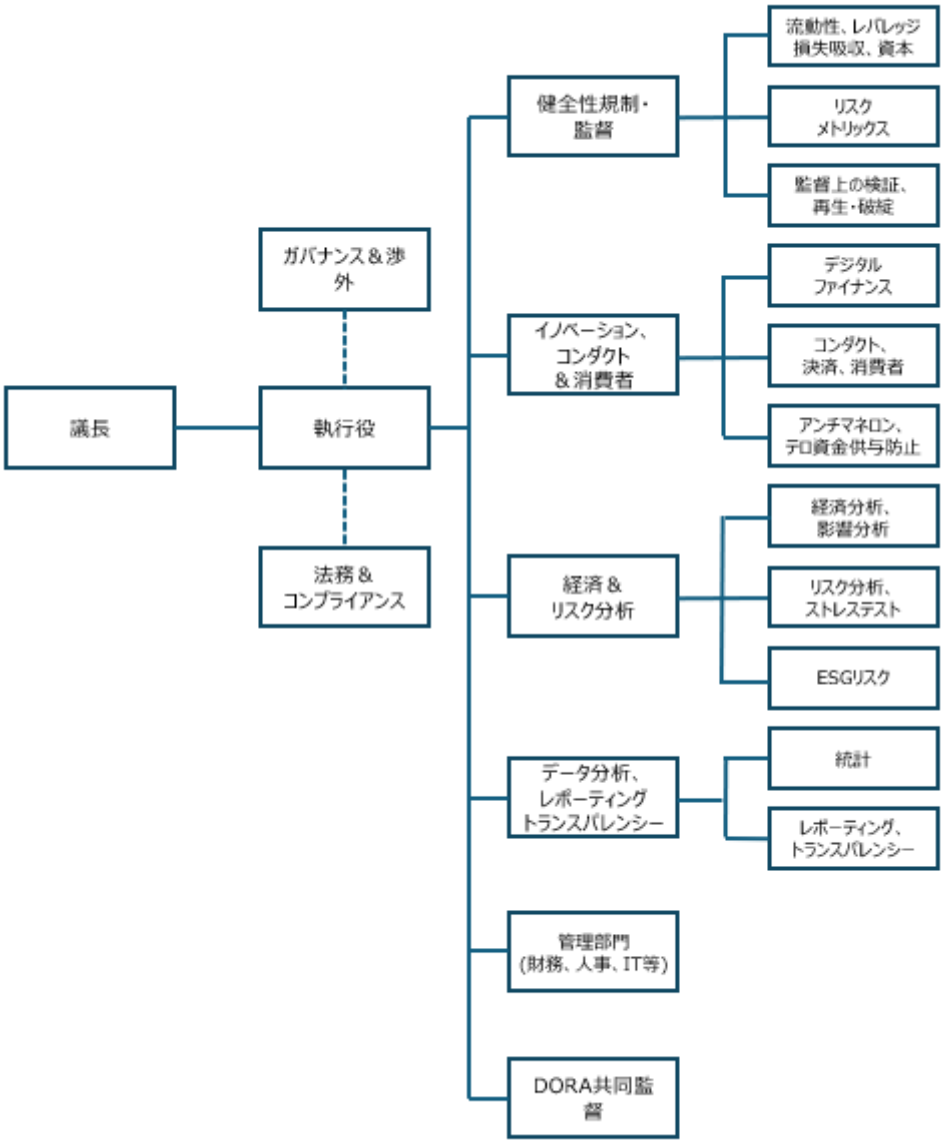

（出所）EBA, “Organisational chart (31 December 2024)”に基づき作成
https://www.eba.europa.eu/sites/default/files/2025-06/bee4e97f-91a9-43bd-abdb-bd774e0259bf/2024%20Annual%20Report.pdf
※DORA 共同監督は ESAs の共同監督部門

EBA は、監督当局理事会（Board of Supervisors）、管理理事会（Management Board）、議長（Chairperson）、執行役（Executive Director）及び不服申立て処理委員会（Board of Appeal）から構成される（EBA 設立規則第 6 条）。

（ア）監督当局理事会（Board of Supervisors）

EBA の主たる意思決定機関であり、その業務方針の決定を担う（EBA 設立規則第 43 条第 1 項）。

構成メンバーは以下のとおりである（EBA 設立規則第 40 条第 1 項）。このうち、議決権を有するのは 2)のみである。

1) 議長
2) 各加盟国において信用機関の監督を所管する国家機関の長
3) 欧州委員会の代表者 1 名
4) ECB の代表者 1 名
5) ESRB の代表者 1 名
6) ESMA[480]、EIOPA[481]の代表者各 1 名

（イ）管理理事会（Management Board）

EBA 議長、及び監督当局理事会の議決権保有者によって選任された同理事会のメンバー6 名により構成される（EBA 設立規則第 45 条）。

EBA の行動計画の提案、一定の範囲内での予算権限の行使、人事計画の採択、及び年次報告書の作成・提出といった業務を行う（EBA 設立規則第 47 条）。

（ウ）議長（Chairperson）

議長は EBA の代表権を持ち、独立した専任の専門職である（EBA 設立規則第 48 条第 1 項）。

議長は監督当局理事会によって任命される。また、監督当局理事会による選出の後 1 カ月の間、欧州議会は選出された候補者に対する聴聞の後、当該候補者の任命に対する異議を申立てることができる（EBA 設立規則第 48 条第 2 項）。

議長の任期は 5 年とし、1 度に限り延長が可能である（EBA 設立規則第 48 条第 3 項）。

（エ）執行役（Executive Director）

執行役は EBA の管理運営を行い、独立した専任の専門職である（EBA 設立規則第 51 条第 1 項）。

---

480 EUI.1.(1)概要及び EUI.2.(4)欧州証券市場監督機構（ESMA）を参照のこと。
481 EUI.1.(1)概要及び EUI.2.(5)欧州保険企業年金監督機構（EIOPA）を参照のこと。

執行役は欧州議会の承認の後、監督当局理事会によって任命される（EBA 設立規則第 51 条第 2 項）。執行役の任期は 5 年とし、1 度に限り延長が可能である（EBA 設立規則第 51 条第 3 項）。

（オ）不服申立て処理委員会（Board of Appeal）

不服申立て処理委員会は、EBA、EIOPA、ESMA の 3 機関が合同で設置する組織である（EBA 設立規則第 58 条第 1 項）。同委員会は 6 名の委員、及び 6 名の補欠により構成されるが、委員は金融に関連する十分な知識と業務経験、及び法律の専門知識を持つ個人でなくてはならない（EBA 設立規則第 58 条第 2 項）。

委員の決定については、欧州委員会が公募により候補者リストを作成し、監督当局理事会への諮問の後に、管理理事会が 2 名の委員と 2 名の補欠を任命する。その他の委員は、残りの 2 機関の管理理事会が当該リストからそれぞれ 2 名のメンバーと 2 名の補欠を任命する（EBA 設立規則第 58 条第 3 項）。

委員の任期は 5 年とし、1 度に限り延長が可能である（EBA 設立規則第 58 条第 4 項）。

EBA の決定の名宛人、及びこの決定に直接かつ個別に関係する自然人及び法人（各加盟国の金融監督機関も含む）は、当該決定に対し不服を申立てることができる。不服申立て処理委員会は、申立てに十分な根拠があるか否かを判断した上で、当該決定の確認、又は担当部局への回付を行う。また、当該委員会によりなされた決定は、監督機構を通じて公開されなくてはならない（EBA 設立規則第 60 条）。

なお、後述する ESMA、EIOPA も同様の組織体制を採用している。

カ　職員数

EBA の職員数は以下のとおりである。

図表　EU-4　EBA の職員数

（2024 年度末現在）

（単位：人）

		職員数
全職員		約 250
うち	検査に従事する職員	―
	国際部門の職員	NA

（出所）EBA, “2024 Annual Report”
https://eba.europa.eu/about-us/annual-reports

キ　予算規模・予算源

EBA の収入は、以下の 1)～3)から成る（EBA 設立規則第 62 条）。

1) 各加盟国の金融監督機関からの拠出金（obligatory contributions）

2) EU の一般会計からの補助金（subsidy）

3) EBA への手数料（EU 法によって規定される fee）

図表　EU-5　EBA の予算規模・予算源

（2024 年度末現在）

（単位：100 万ユーロ）

		金額
収入		56.2
	加盟国監督機関からの拠出金	33.8
	欧州委員会からの補助金	20.9
	監督対象機関からの拠出金	1.04
	その他の収入	0.4
支出		54.9

（出所）EBA, “ANNUAL REPORT YEAR 2024”
https://www.eba.europa.eu/sites/default/files/2025-06/bee4e97f-91a9-43bd-abdb-bd774e0259bf/2024%20Annual%20Report.pdf

(4) 欧州証券市場監督機構（ESMA）

ア　根拠法

ESMA は、ESMA 設立規則に基づき設置された。ESMA は、法人格を持つ EU の一機関である（ESMA 設立規則第 5 条第 1 項）。

イ　目的

ESMA は、EU 域内の証券部門に対し、効果的かつ一貫した健全性規制・監督を実施するための機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設置された（ESMA 設立規則第 2 条第 1 項）。

ESMA 設立規則では、その目的を「金融システムの短期的、中期的、長期的な安定と有効性に貢献することにより、公共の利益を保護すること」と規定している（ESMA 設立規則第 1 条第 5 項）。

ウ　権限

（ア）規制技術基準・実施技術基準の策定に関する権限

ESMA は、個別の EU 法令により委任された範囲において、規制技術基準（RTS）及び実施技術基準（ITS）の草案を策定し、欧州委員会に提出する権限を有する（ESMA 設立規則第 10 条、第 15 条）。これらの技術基準の採択は、欧州委員会が行う。

（イ）ガイドライン及び勧告の発出

ESMA は、EU 法の統一的な適用を促進するため、NCA 及び金融機関に対し、ガイドライン及び勧告を発出することができる（ESMA 設立規則第 16 条）。

（ウ）加盟国の金融監督機関（NCA）に対する ESMA の権限

- EU 法違反時の是正関与
  各加盟国の金融監督機関が規制を恣意的に運用することを防止するため、ESMA には各加盟国の金融監督機関が EU 法に違反している場合に、調査の実施のほか、一定の場合には担当監督機関への勧告（ESMA 設立規則第 17 条）。
- 緊急時における措置
  金融市場の秩序ある機能や統合性、あるいは金融システム全体又は一部の安定性が重大な危機にさらされるような可能性のある状況において、ESMA は関係国の金融監督機関がとる措置を積極的に後押しし、必要な場合には関係国間の調整を行う（ESMA 設立規則第 18 条）。
- 国境を越えた状況における権限当局間の意見の相違解決
  加盟国の金融監督機関の間で見解の相違がある場合には、当該監督機関の要請に基づいて、ESMA は当該監督機関の間での合意形成を支援する（ESMA 設立規則第 19 条）。
- 金融機関に対する直接的決定
  上記の措置において、各加盟国の金融監督機関が ESMA の求めに従わず、市場の正常な競争状態の維持・回復や金融システムの秩序ある機能や統合性を損ない、早期是正の必要がある場合は、ESMA は、EU 域内の個別の金融機関に対して直接、必要な措置をとるように要求する決定（decision）を発することができる（ESMA 設立規則第 17 条第 6 項、第 18 条第 4 項、第 19 条第 4 項）。ESMA による決定は、各加盟国の金融監督機関によるそれ以前の全ての決定に優先して適用される（ESMA 設立規則第 17 条第 7 項、第 18 条第 5 項、第 19 条第 5 項）。

（エ）消費者保護及び金融活動に関する権限

ESMA は消費者保護及び金融市場の秩序ある運営並びに健全性を確保するため、以下の権限を有する（ESMA 設立規則第 9 条）。

- 消費者動向の収集・分析・報告、関係当局による金融リテラシー及び教育イニシアチブの審査と調整、業界向けの研修基準の策定、共通開示規則の策定
- 新規及び既存の金融活動を監視しガイドラインや勧告の採用
- 公共の利益に重大な脅威をもたらす場合の警告
- 金融イノベーション委員会を設置し新規又は革新的な金融活動の規制及びアプローチに係る助言の提供
- 個別の EU 法令が定める条件又は緊急事態発生時において、金融市場の完全性又は安定性を脅かすおそれのある一定の金融活動を一時的に禁止又は制限する措置（プロダクト・インターベンション）（同第 5 項、MiFIR（Regulation (EU) No 600/2014）第 40 条）

（オ）特定の金融機関に対する権限

ESMA は、以下の分野において、EU 法により付与された範囲に限り、以下の権限を有する（各個別規則）。

- 信用格付機関（CRAs）に対する登録、監督及び制裁の直接的権限（CRA 規則）
- 取引情報蓄積機関（Trade Repositories）に対する登録及び監督の直接的権限（EMIR）
- CCP、CSD、特定ベンチマーク管理者等に関する EU 法に基づく限定的な直接的権限（関連個別規則）
- 暗号資産サービス提供者（CASP）に対する登録簿管理、監督の収斂に向けたガイドライン・技術基準策定、・緊急介入措置に関する権限（限定的）（MiCA 規則）。もっとも、CASP に対する日常的な認可・直接監督の主体は原則として各加盟国当局であり、ESMA の役割は EU レベルでの調整・補完的機能にとどまる。（MiCA 規則）
- 欧州委員会により Lead Overseer に指定された場合には、重要 ICT 第三者プロバイダー（Critical Third-Party Providers：CTPPs）に対する直接監督を行う。（DORA）

エ　業務内容

ESMA の担当する業務は ESMA 設立規則第 8 条第 1 項にて列挙されている。その主な業務は以下のとおりである。

- EU 域内において共通する規制・監督の基準・慣行の確立に寄与すること
- ESMA は、EU 域内で共通の高度な規制・監督が適用されるよう、EU 諸機関に向けた提言や、ガイドライン・勧告、規制及び実施の技術基準草案の作成を行う。規制の制定手続については、EUI.2 記載の欧州監督機構（ESA）による規制制定を参照のこと。
- EU における法令の一貫した適用に貢献すること
- 各加盟国の監督機関の間での、業務や責任の委譲を奨励・促進すること
- ESRB と緊密に協調すること。特に、同評議会に対して必要な情報を提供し、同評議会の発した警告や勧告のフォローアップを実施
- 監督結果の一貫性を向上させるため、各加盟国の監督機関同士でのピア・レビューによる分析を組織・実施すること
- 担当分野における市場動向を監視し、評価すること
- ESMA の機能を果たす上での情報として、市場に関する経済分析を実施すること
- 投資家の保護を促進すること
- EU 全域で投資家のための高度な保護措置を提供すると同時に、破綻した金融市場参加者の処理手法及び適切な資金供給手段の必要性を評価する手法を開発することで、監督カレッジ、システミック・リスクのモニタリングと評価・計測、及び再建・破綻処理計画の作成と調整の一貫・協調した稼働に貢献すること
- ESMA 設立規則やその他法令によって要求されるその他の業務を遂行すること
- 公衆が容易に情報を取得できるよう、ESMA の活動領域（特に、登録済みの金融市場参加者に対する ESMA の専門分野での活動）に関する情報をウェブサイトに公開し、定期的に更新すること
- 欧州証券監督者委員会（Committee of European Securities Regulators、略称 CESR）から全ての既存かつ進行中の業務を適宜継承すること

オ　組織

ESMA の組織図は、以下のとおり。

図表　EU-6　ESMA の組織図

（2025 年 1 月現在）

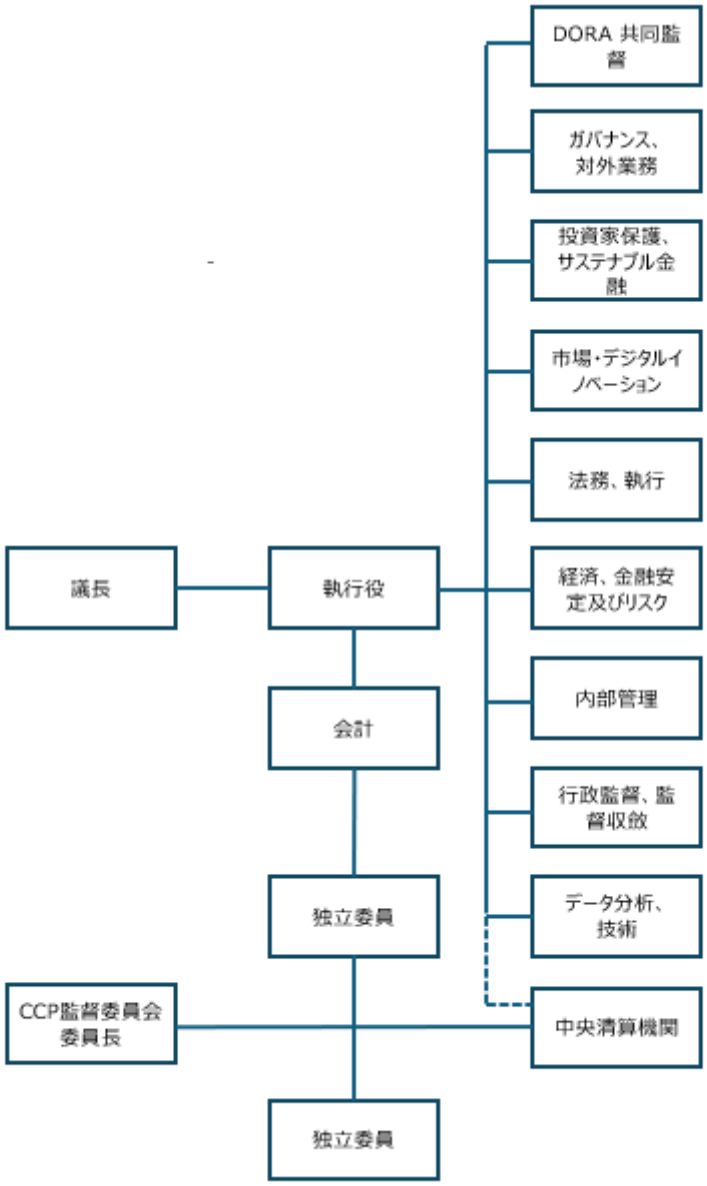

（出所）ESMA, “2024 Annual Report”Organisational chart に基づき作成

https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2025-06/ESMA22-50751485-1546_2024_Annual_Report.pdf

※DORA 共同監督は ESAs の共同監督部門

ESMA は、監督当局理事会（Board of Supervisors）、管理理事会（Management Board）、議長（Chairperson）、執行役（Executive Director）及び不服申立て処理委員会（Board of Appeal）から構成される（ESMA 設立規則第 6 条）。

ESMA の組織体制も概ね EBA と同一の構成となっている。監督当局理事会が ESMA の主たる意思決定機関（ESMA 設立規則第 43 条第 1 項）であり、監督当局構成メンバーも同様（ESMA 設立規則第 40 条第 1 項）となっており、ESA のほか 2 機関からメンバーが選出されるのも同様である。

管理理事会[482]、議長[483]、執行役[484]の権限も同様の規定となっており、不服申立て処理委員会についても 3 機関合同で設置されており、同一のものとなっている。

カ　職員数

ESMA の職員数は下表のとおりである。

図表　EU-7　ESMA の職員数

（2024 年 12 月末現在）

（単位：人）

		職員数
全職員		358
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

（出所）ESMA, “2024 Annual Report”
https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2025-06/ESMA22-50751485-1546_2024_Annual_Report.pdf

[482] 管理理事会の構成については、ESMA 設立規則第 45 条、業務については同 47 条を参照。
[483] 議長についての定めは、ESMA 設立規則第 48 条第 1 項～第 3 項を参照。
[484] 執行役についての定めは、ESMA 設立規則第 51 条第 1 項～第 3 項を参照。

キ　予算規模・予算源

ESMA の予算規模は下表のとおりである。

図表　EU-8　ESMA の予算規模・予算源

（2024 年度）

（単位：100 万ユーロ、小数点以下 1 桁以降切り捨て）

		金額
収入		75.6
	加盟国監督機関からの拠出金	30.0
	EFTA 諸国からの補助金	0.9
	欧州委員会からの補助金	19.8
	加盟国監督機関からの業務委託に対応した拠出金	0.3
	監督対象機関からの賦課金	23.6
	その他の収入	0.7
支出		79.3
	人件費	52.9
	建物関連費	6.3
	その他経費	18
	減価償却費	2.1

（出所）ESMA, “2024 Annual Report”” https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2025-06/ESMA22-50751485-1546_2024_Annual_Report.pdf

(5) 欧州保険企業年金監督機構（EIOPA）

ア　根拠法

EIOPA は、EIOPA 設立規則に基づいて設置された。EIOPA は、法人格を持つ EU の一機関である（EIOPA 設立規則第 5 条第 1 項）。

イ　目的

EIOPA は EU 域内の保険部門に対し、効果的かつ一貫した健全性規制・監督を実施するための機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設置された（EIOPA 設立規則第 2 条第 1 項）。

EIOPA 設立規則では、その目的を「金融システムの短期的、中期的、長期的な安定と有効性に貢献することにより、公共の利益を保護すること」と規定している（EIOPA 設立規則第 1 条第 6 項）。

ウ　権限

（ア）規制技術基準・実施技術基準の策定に関する権限

EIOPA は、個別の EU 法令により委任された範囲において、規制技術基準（RTS）及び実施技術基準（ITS）の草案を策定し、欧州委員会に提出する権限を有する（EIOPA 設立規則第 10 条、第 15 条）。これらの技術基準の採択は、欧州委員会が行う。

（イ）ガイドライン及び勧告の発出

EIOPA は、EU 法の統一的な適用を促進するため、NCA 及び金融機関に対し、ガイドライン及び勧告を発出することができる（EIOPA 設立規則第 16 条）。

（ウ）加盟国の金融管理（NCA）に対する EIOPA の権限

- EU 法違反時の是正関与
  各加盟国の金融監督機関が規制を恣意的に運用することを防止するため、EIOPA には各加盟国の金融監督機関が EU 法に違反している場合に、調査の実施のほか、一定の場合には担当監督機関への勧告（EIOPA 設立規則第 17 条）。
- 緊急時における措置
  金融市場の秩序ある機能や統合性、あるいは金融システム全体又は一部の安定性が重大な危機にさらされるような可能性のある状況において、EIOPA は関係国の金融監督機関がとる措置を積極的に後押しし、必要な場合には関係国間の調整を行う（EIOPA 設立規則第 18 条）。
- 国境を越えた状況における権限当局間の意見の相違解決
  加盟国の金融監督機関の間で見解の相違がある場合には、当該監督機関の要請に基づいて、EIOPA は当該監督機関の間での合意形成を支援する（EIOPA 設立規則第 19 条）。
- 金融機関に対する直接的決定
  上記の措置において、各加盟国の金融監督機関が EIOPA の求めに従わず、市場の正常な競争状態の維持・回復や金融システムの秩序ある機能や統合性を損ない、早期是正の必要がある場合は、EIOPA は、EU 域内の個別の金融機関に対して直接、必要な措置をとるように要求する決定（decision）を発することができる（EIOPA 設立規則第 17 条第 6 項、第 18 条第 4 項、第 19 条第 4 項）。EIOPA による決定は、各加盟国の金融監督機関によるそれ以前の全ての決定に優先して適用される（EIOPA 設立規則第 17 条第 7 項、第 18 条第 5 項、第 19 条第 5 項）。

（エ）消費者保護及び金融活動に関する権限

EIOPA は消費者保護及び金融市場の秩序ある運営並びに健全性を確保するため、以下の権限を有する（EIOPA 設立規則第 9 条）。

- 消費者動向の収集・分析・報告、関係当局による金融リテラシー及び教育イニシアチブの審査と調整、業界向けの研修基準の策定、共通開示規則の策定
- 新規及び既存の金融活動を監視し、ガイドラインや勧告の採用
- 公共の利益に重大な脅威をもたらす場合の警告
- 金融イノベーション委員会を設置し、新規又は革新的な金融活動の規制及びアプローチに係る助言の提供
- 個別の EU 法令が定める条件又は緊急事態発生時において、金融市場の完全性又は安定性を脅かすおそれのある一定の金融活動を一時的に禁止又は制限する措置（プロダクト・インターベンション）（EIOPA 設立規則第 5 項）

（オ）特定の金融機関に対する権限

EIOPA は EU 法により付与された範囲に限り、以下の権限を有する（各個別規則）。

- 保険会社、再保険会社及び保険仲介者等に対して、技術基準やガイドラインの策定、監督カレッジの調整、拘束力ある調停、ストレステストの実施、並びに例外的なプロダクト・インターベンション等を通じて、間接的かつ補完的に監督権限を有する。（Solvency II、IDD 等）
- 欧州委員会により Lead Overseer に指定された場合には、重要 ICT 第三者プロバイダー（Critical Third-Party Providers：CTPPs）に対する直接監督を行う。（DORA）

エ　業務内容

EIOPA の担当する業務は、EIOPA 設立規則第 8 条第 1 項にて列挙されている。その主な業務は以下のとおりである。

- EU 域内において共通する規制・監督の基準・慣行の確立に寄与すること
- EIOPA は、EU 域内で共通の高度な規制・監督が適用されるよう、EU 諸機関に向けた提言や、ガイドライン・勧告、規制及び実施の技術基準草案の作成を行う。（規制の制定手続については EU Ⅰ.2.(2)法令を参照）
- EU における法令の一貫した適用に貢献すること
- 各加盟国の監督機関の間での、業務や責任の委譲を奨励・促進すること
- ESRB と緊密に協調すること。特に、同評議会に対して必要な情報を提供

し、同評議会の発した警告や勧告のフォローアップを実施する

- 監督結果の一貫性を向上させるため、各加盟国の監督機関同士でのピア・レビューによる分析を組織・実施すること
- 担当分野における市場動向を監視し、評価すること
- EIOPA の機能を果たす上での情報として、市場に関する経済分析を実施すること
- 保険契約者、年金利用者や受益者の保護を促進すること
- EU 全域で保険契約者と受益者のための高度な保護措置を提供することで、監督カレッジ、システミック・リスクのモニタリングと評価・計測、及び再建・破綻処理計画の作成と調整の一貫・協調した稼働に貢献すること
- EIOPA 設立規則やその他の法令によって要求されるその他の業務を遂行すること
- 一般市民が容易に情報を取得できるよう、EIOPA の活動領域（特に、登録済みの金融機関に対する EIOPA の専門分野での活動）に関する情報をウェブサイトに公開し、定期的に更新すること
- 欧州保険年金監督者委員会（Committee of European Insurance and Occupational Pensions Supervisors、CEIOPS）から全ての既存かつ進行中の業務を適宜継承すること

オ　組織

EIOPA の組織図は次頁のとおり。

図表　EU-9　EIOPA の組織図

（2024 年現在）

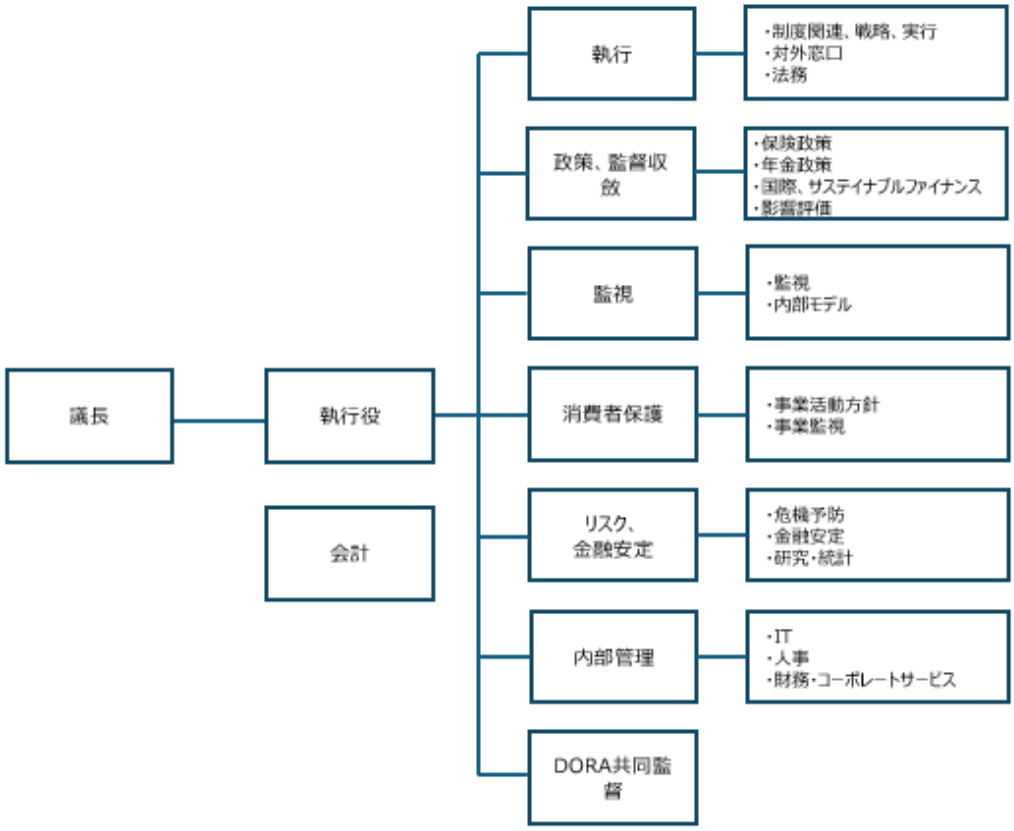

（出所）EIOPA, “ Organisation Chart” に基づき作成
https://www.eiopa.europa.eu/document/download/3bc0b36b-d143-4315-b7d6-9d8dbb29e8c2_en?filename=eiopa-annual-report-2024.pdf
※DORA 共同監督は ESAs の共同監督部門

EIOPA は、監督当局理事会（Board of Supervisors）、管理理事会（Management Board）、議長（Chairperson）、執行役（Executive Director）及び不服申立て処理委員会（Board of Appeal）から構成される（EIOPA 設立規則第 6 条）。

EIOPA についても、組織体制は概ね EBA、ESMA と同一の構成となっている。監督当局理事会が EIOPA の主たる意思決定機関（EIOPA 設立規則第 43 条第 1 項）であり、監督当局構成メンバーも同様（EIOPA 設立規則第 40 条第 1 項）となっており、ESA のほか 2 機関からメンバーが選出されるのも同様である。

管理理事会[485]、議長[486]、執行役の権限も同様の規定となっており、不服申立て処理委員会についても 3 機関合同で設置されており同一のものとなっている。

カ　職員数

EIOPA の職員数は下表のとおりである。

図表　EU-10　EIOPA の職員数

（2024 年 12 月現在）

（単位：人）

		職員数
全職員		191
うち	監督部門（監査業務を含む）うち	NA
	開発・分析に従事する職員（フルタイム換算）	NA
	国際部門の職員	NA

（出所）EIOPA, “Annual Report 2024”
https://www.eiopa.europa.eu/document/download/3bc0b36b-d143-4315-b7d6-9d8dbb29e8c2_en?filename=eiopa-annual-report-2024.pdf

キ　予算規模・予算源

EIOPA の予算規模は以下のとおりである。

図表　EU-11　EIOPA の予算規模・予算源

（2024 年度）

（単位：100 万ユーロ）

		金額
収入		37.5
	加盟国監督機関からの拠出金	22.0
	欧州委員会からの拠出金	13.6
	その他の収入	0.5
支出		37.7

（出所）EIOPA, “Annual Report 2024”
https://www.eiopa.europa.eu/document/download/3bc0b36b-d143-4315-b7d6-9d8dbb29e8c2_en?filename=eiopa-annual-report-2024.pdf

[485] 管理理事会の構成については、EIOPA 設立規則第 45 条、権限については同 47 条を参照。
[486] 議長についての規定は EIOPA 設立規則第 48 条第 1 項～3 項を参照。

(6) マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策機関（AMLA）

ア　根拠法

AMLA は、Regulation (EU) 2024/1620（以下「AMLA 設立規則」）に基づき設立され、2025 年 7 月 1 日より公式稼働を開始した。AMLA は、法人格を有する EU の機関であり（AMLA 設立規則第 1 条、第 3 条）、事務所はフランクフルト（ドイツ）に開設されている。

イ　目的

AMLA の目的は、公共の利益、連合の金融システムの安定性及び完全性、並びに内部市場の適切な機能を保護することとして、主に以下のとおりである（AMLA 設立規則第 1 条第 3 項）。

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（「ML/TF」）のための連合金融システムの利用阻止
- 内部市場全体における ML/TF のリスクと脅威並びに連合外から発生し内部市場に影響を与える、又は影響を及ぼす可能性のあるリスクや脅威の特定と評価に貢献
- AML/CFT における国内市場における高品質な監督の確保
- AML/CFT 分野における内部市場全体の監督統合に貢献
- 金融情報ユニット（FIU）による不審な取引や活動の検出における慣行の調和に貢献

ウ　権限

AMLA の主な権限は、以下のとおりである（AMLA 設立規則第 6 条）。

（ア）選定された義務ある主体に対する権限

- AMLA 規則で定められた監督・調査権限
- 行政措置、金銭的制裁、定期的な罰金の賦課

（イ）監督者・監督機関に対する権限

- 監督活動に必要な情報・文書・説明の提出を求め、統計情報や内部体制に関する情報を収集する権限
- AML/CFT 分野に関するガイドライン及び勧告を発行する権限
- 非選定義務主体に関し、取るべき行動や措置を指示する権限
- 監督者の要請に基づき、監督者間の調停を行う権限
- 財務監督者間の意見の相違について、拘束力をもって解決する権限

（ウ）加盟国 FIU に対する権限

- ML/TF リスク評価に必要な非運用データや分析情報を要求する権限
- FIU の任務・活動に関する情報及び統計を収集する権限
- 共同分析の開始・実施・調整に必要な情報やデータを取得・処理する権限
- FIU 向けにガイドラインや勧告を発出する権限

（エ）規制・基準策定等に関する権限

- 規制技術基準（RTS）の草案を作成する権限
- 実施技術基準（ITS）の草案を作成する権限
- 指針及び勧告を発行する権限
- 欧州議会、理事会及び欧州委員会に対して意見を提供する権限

エ　業務内容

AMLA の担当する主な業務は、以下のとおりである（AMLA 設立規則第 5 条）。

（ア）内部市場に関する ML/TF リスク対応

- EU 域内及び第三国の動向を監視し、脅威・脆弱性・リスクを評価すること
- 監督活動等から得られる情報を収集・分析し、義務主体の弱点や制裁・是正措置の状況を把握すること
- AML/CFT に関する中央データベースを構築・維持し、分析結果を関係当局と機密性を確保した上で共有すること
- 金融制裁の未実施・回避に関するリスク分析を支援すること
- 義務主体・監督当局等の協力と情報共有を促進し、共通理解を醸成すること
- 出版物・研修等を通じて ML/TF リスクへの認識を高めること
- 加盟国による EU 法の誤用・不完全適用を欧州委員会に報告すること
- EU 法により付与されたその他の任務を遂行すること

（イ）選定された義務主体に関する任務（直接監督）

- AML/CFT 規則及び金融制裁義務の遵守を確保すること
- 個別及びグループレベルで監督レビューを実施し、内部統制の適切性を評価し、是正措置や制裁を課すこと
- 国境を越えるグループに関する監督に参加すること
- 義務主体のリスク・脆弱性評価のためのシステムを構築・維持し、監督活動に活用すること

（ウ）財務監督者（金融分野の監督当局）に関する任務

- EU 域内の財務監督者の最新リストを維持すること
- AML/CFT 監督に必要な資源・権限・戦略の十分性を評価・公表すること
- 例外的状況において、要請に応じ直接又は補完的な監督を行うこと
- AML/CFT 監督カレッジの運営を促進すること
- 監督慣行の収斂と高水準の確保を支援すること
- 監督者間の人材・情報交換を調整すること
- 監督者間の意見対立について、拘束力ある解決を行うこと

（エ）非財務監督者に関する任務（非金融分野）

- 非財務監督者の最新リストを維持すること
- AML/CFT 監督基準・実務に関する定期的な評価及び公表をすること
- EU 法違反や不適用を調査し、是正勧告や警告を発出すること
- 非財務監督者の資源・権限の十分性を確認すること
- 監督実務の収斂と高水準を促進すること
- 非金融分野の監督カレッジ運営を支援すること
- 非財務監督者間の紛争について調停・支援を行うこと

（オ）FIU（金融情報機関）に関する任務

- EU 域内 FIU の最新リストを維持すること
- FIU の法制度・組織・資源状況を監視すること
- FIU 間の協力・調整・共同分析を支援すること
- 国境を越える事案に関する共同分析の方法・手続きを整備すること
- FIU 間の意見不一致の調停を行うこと
- FIU 活動のピア・レビューを実施すること
- IT・AI ツール（FIU.net 含む）を開発・提供すること
- 疑わしい取引の検出・分析に関する専門知識を普及させること
- FIU の要請に応じ、研修・専門支援・財政支援を提供すること
- ML/TF の脅威・手法に関する戦略的分析を調整すること

オ　組織

AMLA は、総会（General Board）、執行委員会（Executive Board）、議長（Chairperson）、執行ディレクター（Executive Director）により構成される（AMLA 設立規則第 16 条～第 24 条）。

総会は 2 つの代替編成で開催される。ひとつは全 EU 加盟国の AML/CFT 監督機関の責任者による監督構成、もう一つは全 EU 加盟国の金融情報ユニット(FIU)長を含む FIU 構成である[487]。

カ　職員数

AMLA の職員数は下表のとおりである。

図表　EU-12　AMLA の職員数
（2025 年 12 月現在）

（単位：人）

		職員数
全職員		約 120
うち	監督部門（監査業務を含む）うち	NA
	開発・分析に従事する職員（フルタイム換算）	NA
	国際部門の職員	NA

（出所）AMLA “Work Programme 2025 From Vision to Action”
https://www.amla.europa.eu/document/download/b78bee2f-16b9-4742-a3a1-23e7aad394ab_en?filename=AMLA_Work_Programme_July+2025_0.pdf

キ　予算規模・予算源

AMLA の予算規模は以下のとおりである。

図表　EU-13　AMLA の予算規模・予算源
（2025 年 7 月時点）

（単位：100 万ユーロ）

		金額
収入		17.2
	欧州委員会からの拠出金	14.2
	加盟国からの拠出金	3
	その他の収入	NA
支出		4.6

（出所）AMLA “Work Programme 2025 From Vision to Action”
https://www.amla.europa.eu/document/download/b78bee2f-16b9-4742-a3a1-23e7aad394ab_en?filename=AMLA_Work_Programme_July+2025_0.pdf

[487] https://www.amla.europa.eu/about-amla/governance_en

3. 各金融機関に横断的な規制

(1) 概要

EU は、AML/CFT リスク、AI 活用リスク及び金融分野を含むデジタルリスクへの対応を強化するため、各金融機関に横断的に適用される以下の規制の整備を進めている。

(2) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AMLA 規則）

ア 制度の概要

EU では、AML/CFT 規制を統一及び直接監督する新しい規則として、2024 年 5 月 30 日に AMLA 設立規則（AMLAR：Regulation(EU)2024/1620）[488]が採択され、2024 年 6 月 26 日に発効した。AMLAR に基づき、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策機関（AMLA）が設立され、2025 年 7 月 1 日よりフランクフルト（ドイツ）に設けた事務所にて公式稼働を開始した。2025 年末時点で職員は公表資料上約 120 名である。AMLA は、ESA 及び各国監督当局と連携し 2028 年頃より約 40 の加盟国の高リスク金融機関・グループに対し直接監督する予定である[489]。

イ 金融機関に課される主な義務

AMLA により高リスク金融機関又は金融グループとして指定された場合、加盟国当局ではなく AMLA の直接監督下に置かれ、AMLA による継続的監督、オンサイト検査、是正措置命令に服する義務等を負う（AMLAR 第 12 条ないし第 21 条）。

(3) AI 規則（Regulation (EU) 2024/1689）

ア 制度の概要

AI 利用にかかるリスクを管理しつつ EU 内での AI 活用促進のため、2024 年 6 月 13 日に採択された AI 規則（Regulation (EU) 2024/1689）が 2024 年 8 月 1 日より発効した[490]。AI 規則は AI システムをリスクに応じて階層化しそれぞれ対応する要件を義務付けるものであるが、金融機関による AI を使った与信審査や保険料算定などを「高リスク AI」に分類される可能性がある。高リスク AI には透明性確保や人的監督等の義務が課されるため、金融機関は AI モデルの監査体制を構築する必要が生じる。AI 規則は段階的に適用され、標準義務（高リスク AI 要件を含む）は、2026 年 8 月 2 日以降に本格的に適用開始予定とされている[491]。

---

[488] 2025 年 10 月 8 日付 Regulation (EU) 2025/2088 により改正

[489] https://www.amla.europa.eu/about-amla_en

[490] https://commission.europa.eu/news-and-media/news/ai-act-enters-force-2024-08-01_en

[491] https://ai-act-service-desk.ec.europa.eu/en/ai-act/timeline/timeline-implementation-eu-ai-act

各加盟国においては、監督当局の指定や制裁・執行体制の整備等の実施措置が進められている。

イ　金融機関に課される主な義務

与信判断、信用スコアリング、保険料算定等に用いられる AI は、高リスク AI に該当する可能性があり（AI 規則附属書 III）、高リスク AI の提供者及び利用者には、主に以下の義務が課される（AI 規則第 9 条ないし第 15 条）。

- リスク管理体制の構築
- データ・ガバナンス要件の遵守
- 技術文書の作成及び保存
- 記録の保管
- 透明性の確保及び展開者への情報提供
- 人的監督の確保
- 正確性・堅牢性・サイバーセキュリティの確保

(4) デジタル・オペレーショナル・レジリエンス（DORA）

ア　制度の概要

EU は、サイバー攻撃やシステム障害などの ICT(情報通信技術)リスク管理を強化するため、ICT 規制として 2022 年 12 月にデジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）を策定し、2025 年 1 月 17 日より適用を開始した[492]。DORA により、金融機関には、ICT リスク管理体制の整備、重大なサイバーインシデント報告義務等が横断的に課されることとなる。また、金融機関が業務上依存する重要な ICT 第三者サービス提供者（Critical ICT Third-Party Providers : CTPPs）は、欧州委員会に指定された Lead Overseer（EBA／ESMA／EIOPA のうちいずれか）を通して EU 当局の監督下に置かれる。2025 年時点で、ESA は、各加盟国の監督当局と連携しながら CTPPs の指定及び監督体制の構築を進めている[493]。

イ　金融機関に課される主な義務

金融機関は、主に以下の ICT リスク管理義務を負う（DORA 第 5 条ないし第 30 条）。

- ICT リスク管理枠組みの整備
- 重大 ICT インシデントの報告義務
- デジタル・オペレーショナル・レジリエンス試験

[492] https://www.esma.europa.eu/esmas-activities/digital-finance-and-innovation/digital-operational-resilience-act-dora
[493] https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esas-announce-timeline-collect-information-designation-critical-ict-third

- ICT 第三者リスク管理

II. 金融機関の種類と主な規制

欧州連合（European Union、EU）における、公的な金融機関は、欧州中央銀行（European Central Bank、ECB）、欧州投資銀行（European Investment Bank、EIB）、欧州投資基金（European Investment Fund、EIF）である。

欧州中央銀行は、EU 域内における物価安定とユーロの購買力の維持と、高水準な雇用と持続的な成長の達成を目指し、金融政策や為替操作、ユーロ圏の決済システムの円滑な運用の促進などを実施している。欧州投資銀行は、資本市場から資金調達を行い、EU の政策目標の実現を支援する事業やプロジェクトに対して長期融資や保証を提供している。欧州投資基金は、欧州投資銀行や欧州委員会、欧州の多数の公的・民間金融機関が株主であり、中小企業（SME）を支援している[494]。欧州投資基金は、米国の CDFI 基金と同様の機能を提供しており、両基金ともに、金融仲介機関に融資をすることによって、資金調達に苦労している企業に対し金利や条件を緩和した融資を可能にしている。

上記の公的な金融機関に加え、EU における民間の信用機関（credit institutions[495]）の総数は 4834 機関であり、信用機関の国内支店数は 12 万 6952 支店に達している。4834 機関のうち、ECB が直接監督する対象となる重要度の高い銀行は、114 行である。物理的な支店数は、近年オンラインバンキングやモバイルバンキングの普及が加速していることから減少傾向にある[496]。また、 資産規模の観点で上位の金融機関として、BNP パリバ、クレディ・アグリコル・グループ、ドイツ銀行などが挙げられる。

また、英国の EU 離脱後、金融機関の監督に関して欧州委員会は英国当局との協力の枠組みを構築した。貿易・協力協定に付属する「金融サービス規制協力に関する共同宣言（The Joint Declaration on Financial Services Regulatory Cooperation annexed to the Trade and Cooperation Agreement）」には、両者間で構造的な協力プロセスを設定することが盛り込まれており、欧州委員会と英国政府は、金融サービス分野の規制協力の枠組みを確立する覚書に 2023 年 6 月 27 日署名した[497]。近年でも欧州監督機関(EBA、EIOPA、ESMA の ESAs)は、イングランド銀行(BOE)、

---

494 https://finmin.lrv.lt/en/eu-and-international-cooperation/eu-financial-institutions

495 規則（EU）第 575/2013 号（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32013R0575）第 4 条(1)(1)に定義されるもので、その業務が公衆からの預金その他の返済義務のある資金の受入れ及び自己勘定による貸付であるもの。

496 https://www.ebf.eu/ebf-media-centre/ebf-facts-and-figures-2025/

497 英国が EU 加盟国であった頃は、EU の法令に協力や情報共有が明記されており、多くの場合、監督当局のカレッジで国境を越えた銀行グループに対する共同決定を実際に求めていたため、EU 離脱後に改めて英国の所轄官庁との特定の協力取り決めが必要になった意味合いが大きい。（参照元：https://www.bankingsupervision.europa.eu/press/interviews/date/2023/html/ssm.in230130~cd7de9ce0c.en.html）

健全性規制機構(PRA)、金融行動監督機構(FCA)と覚書(MoU)を締結し、デジタル運用レジリエンス法(DORA)に基づき、重要な ICT 第三者サービスプロバイダー(CTPPs)を監督するための当局間の協力を強化している[498]。

1. 預金取扱金融機関

EU では、銀行業務を行う金融機関は、信用機関（credit institution）と呼ばれ、Directive 2013/36/EU（CRD Ⅵ（Directive (EU) 2024/1619）等により改正）（以下、改正併せて「資本要件指令」）に基づき免許・監督枠組みが定められる。なお、CRD Ⅵは 2024 年 7 月に発効し、2026 年 1 月 10 日までに加盟国による国内法化がなされ国内法施行日により適用される。また、信用機関の自己資本比率等の健全性規制の中核は、自己資本要件規則 Regulation (EU) No 575/2013（CRR）を改正する「CRRIII」（Regulation (EU) 2024/1623）により定められ、CRRIIIは 2024 年 7 月 9 日に発効し、主要部分は 2025 年 1 月 1 日から適用されているが、市場リスク（FRTB）に関する一部規定については国際的な適用動向を踏まえ、適用時期が繰延べられている[499]。

(1) 業務範囲

資本要件指令では、信用機関を「預金又はその他の払戻可能な資金を市中から受入れ、かつ、自己勘定での信用供与を行うことを業務とする事業者」と定義している（資本要件指令第 3 条第 1 項(1)）。

信用機関の多くは、銀行業務と証券業務の兼業が可能なユニバーサルバンク形態をとっている。資本要件指令では、信用機関が EU 全域で実施できる業務を、以下のように規定している。

＜信用機関が、EU 全域において実施可能な業務（資本要件指令 Annex Ⅰ）＞

- 預金及び他の払い戻し可能な資金の受入
- 貸付（消費者信用、抵当信用、ファクタリング、商業信用（ウィズリコース・ノンリコースの両方とも）など）
- 金融リース
- 送金サービス
- 支払手段（クレジット・カード、トラベラーズチェック、銀行小切手など）の発行及び管理
- 支払保証及び融資枠
- 自己勘定や顧客勘定における、以下の金融商品のトレーディング業務

498 https://www.eba.europa.eu/publications-and-media/press-releases/european-supervisory-authorities-and-uk-financial-regulators-sign-memorandum-understanding-oversight
499 https://www.cssf.lu/en/2024/07/adoption-of-the-new-banking-package-crr-iii-crd-vi/

- 短期金融市場商品、外国為替、金融先物・オプション、為替及び金利に基づく金融商品、譲渡可能な有価証券
- 有価証券発行への参加、及び有価証券発行に関連するサービスの提供
- 企業への助言業務、及び合併・企業買収に関連するサービス
- 短期金融市場商品の媒介
- ポートフォリオ管理及び助言
- 有価証券の保管・管理
- 信用照会サービス
- カストディサービス
- 電子マネーの発行
- 資産連動トークンの発行
- 暗号資産サービス

(2) 免許等

加盟国は、信用機関に対して、業務開始前に免許を取得するよう義務付けなければならない（資本要件指令第 8 条）。

信用機関が法人である場合には、登記上の事業所（原則として本店）の所在国において、信用機関の監督を担当する監督機関（以下「銀行監督機関」）から免許を取得する。法人でない信用機関の場合は、本店所在国の銀行監督機関から免許を取得する（資本要件指令第 13 条第 2 項）。

(3) 要件

信用機関の免許交付には、以下の要件が設けられている。

- 500 万ユーロ以上の初期資本を有すること（資本要件指令第 12 条第 1 項）
- 業務執行権者が 2 名以上存在し、その経営組織の構成員が良好な評判と業務経験とを十分に有すること（資本要件指令第 13 条第 1 項、第 91 条第 1 項）
- 信用機関の堅実・健全な経営を確保する必要性を考慮した上で、銀行監督機関が、当該信用機関に対して出資をする者の適格性について認めていること（資本要件指令第 14 条第 2 項、第 23 条）
- 信用機関とその他の自然人又は法人との間に緊密な関係（close links） がある場合、又は第三国の法令や行政規則の執行が加盟国の銀行監督機関による監督機能の有効な実施の妨げとならないこと（資本要件指令第 14 条第 3 項）

なお、加盟国の銀行監督機関は、免許交付した信用機関に関して、EBA に通知しなければならない（資本要件指令第 20 条）。

＜異業種からの参入可否及び要件＞

信用機関としての免許を受けずに市中からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ事業を行うことは禁じられている（資本要件指令第 9 条）。

一方、EU 内の信用機関の共通業務範囲は EUⅡ.1.（1）預金取扱金融機関に示したとおりに定義（資本要件指令 Annex Ⅰ）されているため、そこに記載された他事業に従事する事業者が

- 当該他事業を規制する法令に違反しない
- 信用機関としての免許を取得する

という条件を満たせば、預金その他払戻しを要する資金の受入れ事業に参入することは可能である。

(4) 変更・取消

各加盟国の銀行監督機関は、以下に該当する場合にのみ、信用機関に交付した免許を取消すことができる（資本要件指令第 18 条）。

1) 免許の取得後 12 カ月以内に業務を開始しない場合、明示的に免許を放棄した場合、又は 6 カ月以上にわたって業務を停止している場合
2) 虚偽の申告、あるいはその他の不正な手段によって免許を取得した場合
3) 免許のための条件を満たしていない場合
4) 十分な自己資本を保有していない場合、あるいは債権者に対して債務を履行することが望めない場合、特に、委託されている資産の安全性を確保できない場合
5) 国内法によって免許の取消の対象となる事由に該当する場合

(5) 単一免許制度（相互承認）

信用機関は、本店の所在国において免許を取得すると、EU 域内のいずれの国においても、EUⅡ.1.（1）預金取扱金融機関に示した金融サービス（資本要件指令 Annex Ⅰ）を提供することができ（資本要件指令第 33 条）、これを相互承認（mutual recognition）と呼ぶ。

ア 他の加盟国に支店を開設する際の手続

EU 域内で免許を付与された信用機関が他の加盟国に支店を開設しようとする場合には、以下のような手続が必要となる。

(a) 免許交付国の銀行監督機関への通知（資本要件指令第 35 条第 1 項、第 2 項）。

他の加盟国に支店を開設しようとする信用機関は、以下の情報を添付して、免許を付与された国の銀行監督機関に対して通知を行わなければならない。

ⅰ. 支店の設立を予定している国
ⅱ. 実施する業務内容や業種、支店の組織構成
ⅲ. 進出先国において、関連文書類の入手が可能な住所
ⅳ. 支店の管理責任者の氏名

(b) 免許交付国の銀行監督機関から進出先国の銀行監督機関への情報回付（資本要件指令第 35 条第 3 項）

通知を受けた銀行監督機関は、当該信用機関の管理態勢の適正性や財政状況について特段の問題がなければ、上記の情報を受領してから 3 カ月以内にこれらの情報を進出先国の銀行監督機関に伝達し、その伝達の事実を当該信用機関に通知する。

また、免許交付国の銀行監督機関は、当該信用機関の自己資本額とその構成、及び規制上要求される自己資本水準についても、進出先国の銀行監督機関に伝達する。

(c) 進出先国の銀行監督機関から信用機関への通達（資本要件指令第 36 条第 1 項、第 2 項）

進出先国の銀行監督機関では、上記(b)の情報を受領してから 2 カ月以内に、進出予定の当該信用機関の監督を行う準備をし、必要に応じて、当該信用機関が自国内で業務を行うに当たっての条件を課すことができる。

信用機関は、進出先国の銀行監督機関からの通知（communication）を受領した場合、若しくは、進出先国の銀行監督機関に免許交付国の銀行監督機関が情報を伝達してから何の通知もないまま 2 カ月が経過した場合は、当該国内に支店を開設して業務を開始することができる。

(d) 支店開設の拒絶（資本要件指令第 35 条第 4 項）

免許交付国の銀行監督機関は、信用機関から他の加盟国での支店開設についての通知を受領した後、進出先国の銀行監督機関への情報の伝達を却下し、当該信用機関による他の加盟国での支店開設を拒否することもできる。この場合、免許交付国の銀行監督機関は、当該信用機関からの通知の受領から 3 カ月以内に、当該信用機関に対して却下の理由を説明しなければならない。

イ 他の加盟国で支店を開設せずにサービスを提供する際の手続

(a) 免許交付国の銀行監督機関への通知（資本要件指令第 39 条第 1 項）

信用機関が他の加盟国において支店を開設せずにサービスを提供する場合、業務を開始する前に、免許を付与した国の銀行監督機関に対し、提供予定のサービス[500]の内容を通知しなければならない。

(b) 免許交付国の銀行監督機関から進出先国の銀行監督機関への情報回付（資本要件指令第 39 条第 2 項）

免許交付国の銀行監督機関は、当該通知を受けてから 1 カ月以内に、進出先国の銀行監督機関に対して当該通知を回付しなくてはならない。

(6) デジタルバンク等に係る規制・動向

ア 銀行免許の取得

EU には、デジタルバンクに対する明確な分類・基準は存在していない。ただし、EU では信用機関を、「預金又はその他の払戻可能な資金を市中から受入れ、かつ、自己勘定での信用供与を行うことを業務とする事業者（資本要件指令第 3 条第 1 項(1)）」と定義しており、条件によっては欧州中央銀行（ECB）から銀行免許を取得することを認めている。2014 年以降、欧州中央銀行（ECB）は、単一監督メカニズム（SSM）に参加する各加盟国に対して、信用機関を免許交付する独占的権限を有する。申請フローとしては、信用機関が設立される加盟国の国内法に定められた要件に従って加盟国内管轄当局に提出、全ての条件を遵守する場合、国内当局が ECB に決定書草案を送付する。ECB は EU 法に定められた条件が満たされない場合にのみ異議を唱えるものとされており、ECB が異議を唱えない場合採択される。

イ デジタルバンクの例

欧州では、2016 年の欧州の決済サービス指令（PSD2）施行以降、オンラインで銀行サービスの機能を提供するスタートアップが多数誕生した。EU 圏内におけるデジタルバンクのうち、今回調査対象となっているドイツ、フランスにおけるデジタルバンクの詳細はドイツ、フランスのデジタルバンクの項を参照のこと。

(7) 顧客へ交付する顧客説明書類の電磁的交付制度

ア 普通預金や貸付契約に関する顧客説明書類の場合

・消費者信用指令（Directive 2008/48/EC[501]）

銀行が個人向け貸付やローン契約といった信用仲介業を行う場合、顧客に対して契約締結前に必要な情報を提供しなければならず、紙又はその他の耐

[500] 信用機関の業務範囲については、EUII.1.(1)業務範囲を参照のこと。
[501] Directive - 2008/48 - EN - consumer credit directive - EUR-Lex https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2008/48/oj/eng
「耐久性のある媒体」の詳細については、EUII.4.(7)イ(ア)参照。

久性のある媒体[502]により提供することができる（第 5 条第 1 項）。

耐久性のある媒体によって情報を提供する場合は、顧客は、信用契約案の写しを無償で提供するよう要求することができる（第 5 条第 4 項）。

また、信用契約締結時の契約書についても、紙又はその他の耐久性のある媒体に作成されなければならない（第 10 条第 1 項）。

・消費者権利指令（Directive 2011/83/EU[503]）

銀行が預金契約や基本的な銀行サービスを提供する場合、遠隔契約においては、契約締結前に事業者が提供すべきとされている情報（第 6 条第 1 項）について、紙面、又は、顧客が同意する場合、その他の耐久性のある媒体[504]で顧客に提供しなければならない（第 7 条第 1 項）。

また、事業者は、契約締結時、署名済み契約書の写し又は契約確認書（該当する場合、第 16 条(m)項に基づく消費者の事前の明示的同意及び承諾の確認書を含む）を、紙媒体、又は、顧客が同意する場合は他の耐久性媒体で顧客に提供しなければならない（第 7 条第 2 項）。

・決済サービス指令（PSD2：Directive (EU) 2015/2366）

銀行が振込、送金、オンラインバンキングといったサービスを提供する場合、支払サービス利用者が単一の支払サービス契約又は提供内容に拘束される前に、支払サービス提供者が自らのサービスに関して定める情報及び条件を、支払サービス利用者の要求に応じて、紙媒体又はその他の耐久性のある媒体[505]で提供しなければならない（第 44 条第 1 項、第 45 条）。

イ　投資サービス提供に関する顧客説明書類の場合

銀行が投資サービス（例：有価証券の執行、投資助言など）を提供する場合、下記投資サービスに関する規制と同様に MiFID II の顧客への書面交付規制が適用される。

2.　投資サービス会社（証券会社）

EU において金融サービス市場が統合された際、欧州金融セクターにおいて銀行業務と証券業務の兼業が可能なユニバーサルバンク形態が採用された。ユニバ

---

[502] 同指令における「耐久性のある媒体」とは、消費者が、当該情報の目的に照らして十分な期間、将来参照可能な形で、個人宛ての情報保存を可能とし、かつ保存された情報を変更なく複製することを可能とするあらゆる媒体をいう（第 3 条(m)）。

[503] Directive 2023/2673/EU にて改正されたものを含む。

[504] 同指令における「耐久性のある媒体」とは、消費者又は事業者が、当該情報目的に照らして十分な期間、将来参照可能な形で、個人宛てに提供された情報を保存し、かつ保存された情報を変更なく複製することを可能とするあらゆる媒体をいう（第 2 条 10 項）。

[505] 同指令における「耐久性のある媒体」とは、支払サービス利用者に対し、当該支払サービス利用者宛ての情報を、将来参照可能な形で、情報の目的に照らして十分な期間保存することを可能にし、かつ保存された情報を変更なく複製することを可能とするあらゆる媒体をいう（第 4 条 35 項）。

ーサルバンクは欧州の銀行業務の中で重要な位置を占めている業務形態である。多くの大手銀行は、預金取扱い、消費者・法人向け融資、資産運用、証券市場への投資、保険引受など、幅広い商品・サービスを提供している。銀行業務を行う機関であれば信用機関として免許を取得することになる。ただし、証券関連業務のみを行う機関については別途指令により規制を行う必要があった。

こうした中、1993 年 5 月に採択された 93/22/EEC（投資サービス指令）において、証券関連業務のみを行う機関に対する規制の調和が図られた。2004 年にその改正指令である Directive 2004/39/EC[506]（MiFID I、以下「金融商品市場指令」）が成立し、これら機関を投資サービス会社（investment firm）と定義した。現在はその後継指令である Directive 2014/65/EU[507]（MiFID Ⅱ、以下「第 2 次金融商品市場指令」）において、以下のように定めている（第 2 次金融商品市場指令第 4 条第 1 項(1)）。

投資サービス会社の業務とは以下に掲げるものを指す。

[投資サービスに該当する業務（第 2 次金融商品市場指令 Annex Ⅰ SectionA）]

- 金融商品の注文取次
- 顧客からの注文の執行
- 自己勘定売買
- ポートフォリオ管理
- 投資助言
- 金融商品の組成又は引受
- 確約ベースでない金融商品の分売
- 多角的取引システム（Multilateral Trading Facilities、MTF）の運営
- 組織化された取引システム（Organized Trading Facility、OTF）の運営

なお、第 2 次金融商品市場指令に基づく投資サービス業務と第 5 次資本要件指令に基づき信用機関が実施可能な業務（EU Ⅱ.1.預金取扱金融機関を参照のこと）の 2 種類の業務は、下表の対応関係に整理され、信用機関は、右列の証券業務を行うことが可能となっている。

---

[506] 正式名称は “DIRECTIVE 2004/39/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 April 2004 on markets in financial instruments amending Council Directives 85/611/EEC and 93/6/EEC and Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 93/22/EEC”である。「金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive, MiFID）」と略称される。

[507] 正式名称は “ DIRECTIVE 2014/65/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCILof 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Directive 2002/92/EC and Directive 2011/61/EU”である。「第 2 次金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments DirectiveⅡ, MiFIDⅡ）」と略称される。

図表　EU-14　投資サービス業務と信用機関が実施可能な業務との対応

第 2 次金融商品市場指令による 投資サービス業務	第 5 次資本要件指令により 信用機関が実施可能な業務
○金融商品の注文取次 ○顧客からの注文の執行 ○自己勘定売買	○自己勘定や顧客勘定における金融商品のトレーディング業務
○ポートフォリオ管理 ○投資助言	○ポートフォリオ管理及び助言
○金融商品の組成又は引受	○有価証券発行の引受業務の提供、及び有価証券発行に関連するサービスの提供

(1)　業務範囲

第 2 次金融商品市場指令第 4 条は、投資サービス業者が営む投資サービス及び活動を同指令 Annex Ⅰ Section A のように定義している。また、同指令第 6 条により、投資サービス及び活動を行う場合には、それに付随する補助的事業として同指令 Annex Ⅰ Section B にあるサービス・活動にも従事することができる。ただし、補助的事業のみを実施する場合には、投資サービス事業者としての免許は交付されないほか、投資サービス事業者がその事業を他の投資サービス・活動に拡大したい場合は、免許対象事業の拡大を申請しなくてはならない。

同指令第 8 条によれば、投資サービス事業者が、その免許交付の前提条件や、同指令の規定する投資サービス事業者の事業実施条件を満たさない場合には、監督当局は当該事業者に付与した免許を撤回できる。

(2)　規制指令の改正動向

2014 年 5 月に第 2 次金融商品市場指令及び Regulation (EU) No 600/2014[508]（略称 MiFIR、以下「金融商品市場規則」）が制定され、2018 年より施行された。その主な目的は、近年の金融商品及び取引環境の複雑化、技術革新の進展、金融危機で顕在化した規制の弱点への対応等を行うことで、金融市場の信頼性と投資家保護を向上させることである。なお、2018 年以降、投資サービス会社の健全性規制については、MiFID II に加え、投資会社規則（IFR）及び投資会社指令（IFD）が適用されており、銀行とは異なる自己資本・ガバナンス規制が課されている。

[508] 正式名称は “REGULATION (EU) No 600/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Regulation (EU) No 648/2012”である。「金融商品市場規制（Markets in Financial Instruments. Regulation, MiFIR）」と略称される。

(3) 投資サービス会社に対する免許等の交付

ア 免許等

各加盟国は、正規の職業、又は事業として投資サービス又は投資活動の実施に対して、事前に免許等（authorisation）を取得するよう義務付けなければならない（第 2 次金融商品市場指令第 5 条第 1 項）。

投資サービス会社が法人である場合には、登記上の事業所である本店の所在国において、投資サービスの監督を担当する監督機関（以下「証券監督機関」）において登録（register）される必要がある。法人でない、又は国内法により登記上の事業所を持たない法人である投資サービス会社の場合は、本店（実際に業務を行っていなければならない）所在国の証券監督機関において登録（register）される必要がある（第 2 次金融商品市場指令第 5 条第 3 項第 4 項）。加盟国の証券監督機関は、免許等交付した投資サービス会社に関して、ESMA に通知しなければならない（第 2 次金融商品市場指令第 5 条）。

投資サービス会社は、免許等を受けるにあたって、投資サービスに該当する業務[509]の中から実施可能な業務についての指定を受ける（第 2 次金融商品市場指令第 6 条）。

イ 要件

投資サービス会社の免許等交付には、以下のような要件が設けられている。

業務執行権者が 2 名以上存在し、その経営組織の構成員が良好な評判と業務経験とを十分に有すること（第 2 次金融商品市場指令第 9 条第 1 項、同条第 4 項、同条第 6 項）。

投資サービス会社の堅実・健全な経営を確保する必要性を考慮した上で、証券監督機関が、当該投資サービス会社に対して出資をする者の適格性について認めていること（第 2 次金融商品市場指令第 10 条第 1 項）。

投資サービス会社とその他の自然人又は法人との間に緊密な関係（close links）[510]がある場合、又は第三国の法令や行政規則の執行が加盟国の証券監督機関による監督機能の有効な実施の妨げとならないこと（第 2 次金融商品市場指令第 10 条第 1 項、同条第 2 項）。

当初資本金の要件（Regulation (EU) No 575/2013 に規定）を満たしていること（第 2 次金融商品市場指令第 15 条）。

投資サービス業務を適切に実行するための組織上の要件を満たしていること（第 2 次金融商品市場指令第 16 条）。

---

509 投資サービスに該当する業務については、EUII.2.投資サービス会社（証券会社）を参照のこと。

510 「緊密な関係」とは、2 以上の自然人又は法人が、議決権又は資本金の 20%以上の保有、あるいは支配関係を通じて関係していることを指す（第 2 次金融商品市場指令第 4 条第 1 項(35)）。

なお、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM 又は UCITS 運用会社）は、原則として投資サービス会社には該当せず、各指令に基づく専用の免許制度の下で規制されている。

ウ　変更・取消

（ア）免許等の変更

投資サービス会社は、免許等の取得時に指定を受けたもの以外に業務範囲を拡張したい場合には、免許等の追加申請を行わなければならない（第 2 次金融商品市場指令第 6 条第 2 項）。

（イ）免許等の取消（withdrawal）

各加盟国の証券監督機関は、以下に該当する場合に、投資サービス会社に交付した免許等を取消すことができる（第 2 次金融商品市場指令第 8 条）

(a) 免許等の取得後 12 カ月以内に業務を開始しない場合、明示的に免許等を放棄した場合、又は 6 カ月以上にわたって投資業務を停止している場合
(b) 虚偽の申告、あるいはその他の不正な手段によって免許等を取得した場合
(c) 免許等のための条件を満たしていない場合
(d) 投資サービス会社の営業条件について規定する法令への重大、かつ組織的な違反行為があった場合
(e) 国内法によって免許等の取消の対象となる事由に該当する場合

エ　単一免許制度

投資サービス会社の免許等は、EU 全域にわたって有効であり、本店所在国において免許等を取得した投資サービス会社は、EU 域内のいずれの国においても、当該免許等によって認められている投資サービスの提供又は投資活動[511]を行うことができる（第 2 次金融商品市場指令第 6 条第 3 項）。

（ア）他の加盟国に支店を開設する際の手続

EU 域内で免許等を受けた投資サービス会社が他の加盟国内に支店を開設しようとする場合には、以下の手続が必要となる。

(a)免許等交付国の証券監督機関への通知（第 2 次金融商品市場指令第 35 条第 2 項）

[511] 投資サービスに該当する業務については、EUII.2.投資サービス会社（証券会社）を参照のこと。

他の加盟国に支店を開設しようとする投資サービス会社は、以下の情報を添付して、免許等を受けた国の証券監督機関に対して通知を行わなければならない。

ⅰ. 支店の設立を予定している国
ⅱ. 実施する業務内容
ⅲ. 支店の組織構成
ⅳ. 進出先国において、関連文書類の入手が可能な住所
ⅴ. 支店の管理責任者の氏名

(b) 免許等交付国の証券監督機関から進出先国の証券監督機関への情報回付（第 2 次金融商品市場指令第 35 条第 3 項、同条第 4 項）

通知を受けた証券監督機関は、当該投資サービス会社の管理態勢の適正性や財政状況について特段の問題がなければ、上記の情報を受領してから 3 カ月以内にこれらの情報を進出先国の証券監督機関に伝達し、その伝達の事実を当該投資会社に通知する。

また、免許等交付国の証券監督機関は、当該投資サービス会社が加盟している補償制度の詳細についても、進出先国の証券監督機関に伝達する。

(c) 進出先国の証券監督機関から投資サービス会社への通達（第 2 次金融商品市場指令第 35 条第 6 項）。

投資サービス会社は、進出先国の証券監督機関からの通知（communication）を受領した場合、若しくは、進出先国の証券監督機関に免許等交付国の証券監督機関が情報を伝達してから何の通知もないまま 2 カ月が経過した場合は、当該国内に支店を開設して業務を開始することができる。

(d) 支店開設の拒絶（第 2 次金融商品市場指令第 35 条第 5 項）

免許等交付国の証券監督機関は、投資サービス会社から他の加盟国での支店開設についての通知を受領した後、進出先国の証券監督機関への情報の伝達を却下し、当該投資サービス会社による他の加盟国での支店開設を拒否することもできる。この場合、免許等交付国の証券監督機関は、当該投資サービス会社からの通知の受領から 3 カ月以内に、当該投資サービス会社に対して却下の理由を説明しなければならない。

（イ）他の加盟国で支店を開設せずにサービスを提供する際の手続

(a) 免許等交付国の証券監督機関への通知（第 2 次金融商品市場指令第 34 条

第 2 項）

投資サービス会社は、他の加盟国において支店を開設せずに業務を初めて開始する場合、あるいは他の加盟国において実施する業務の範囲を変更する場合、免許等を受けた国の証券監督機関に対し、以下の情報について通知しなければならない。

ⅰ. 業務を行う国
ⅱ. 実施予定の業務
ⅲ. 当該国内にて専属代理人（tied agent）を用いる意図の有無

(b)免許等交付国の証券監督機関から進出先国の証券監督機関への情報回付（第 2 次金融商品市場指令第 34 条第 3 項）

免許等交付国の証券監督機関は、当該通知を受けてから 1 カ月以内に、進出先国の証券監督機関に対して当該情報を通知しなくてはならない。

(4) 顧客へ交付する顧客説明書類の電磁的交付制度

投資サービス会社は、顧客又は潜在顧客が投資サービスの提供に関する契約締結前、又はサービスの提供前（いずれか早い方）に、当該顧客又は潜在顧客に対して(a)契約の条件、及び、(b)契約又は投資サービスに関連して規則上要求される情報を提供しなければならない（補足規則（Delegated Regulation 2017/565）第 46 条）。

また、投資サービス会社は、投資サービスに関する契約締結時に、顧客及び潜在的顧客に対して投資サービス会社及びそのサービス、金融商品及び提案される投資戦略、執行場所並びに全ての費用及び関連手数料等を適時に提供しなければならない（第 2 次金融商品市場指令第 24 条第 4 項）。

ア 原則 － 電子形式（electronic format[512]）

(ア) 新規の顧客及び潜在的顧客

投資サービス会社は、第 2 次金融商品市場指令により提供が義務付けられる全ての情報を、顧客又は潜在顧客に対して電子形式で提供しなければならない（第 2 次金融商品市場指令第 24 条第 5a 項本文）。

(イ) 既存の顧客

投資サービス会社は、第 2 次金融商品市場指令により提供が義務付けられる

---

[512] 「電子形式」とは、紙以外のあらゆる耐久性のある媒体をいう（第 4 条 1 項 62(a)）。
「耐久性のある媒体」とは、(a) 顧客が、当該顧客宛ての情報を、将来参照可能な方法で、かつ当該情報の目的に照らして十分な期間、保存することを可能とするもの、及び、(b) 保存された情報を変更なく複製することを可能とするもの（第 4 条 1 項 62）。
「電子形式」による情報提供は、「耐久性のある媒体」を構成しない場合においてウェブサイトによる情報提供を含む（規則第 46 条第 3 項）。

情報を紙媒体で受領している既存の顧客に対し、当該情報を電子形式で送付する少なくとも 8 週間前までに、電子形式での受領開始の事実を通知しなければならない。

この場合、投資サービス会社は、①紙媒体での情報受領を継続するか、電子形式への切り替えを選択できる旨及び②当該 8 週間の期間内に紙媒体での情報提供継続を請求しない場合、自動的に電子形式への切り替えが行われる旨を通知しなければならない（第 2 次金融商品市場指令第 24 条第 5a 項 3 段落目）。

イ　例外－紙媒体

もっとも、第 2 次金融商品市場指令は、投資サービス会社は、個人顧客又は潜在個人顧客に対し、情報を紙媒体で受け取る選択肢があることを通知しなければならず、顧客又は潜在的顧客が情報を紙媒体で受け取ることを要求した場合、当該情報を無料で紙媒体で提供しなければならない（第 2 次金融商品市場指令第 24 条第 5a 項但書）。

3.　投資運用業者・投資顧問会社

(1)　投資運用会社・投資助言会社に対する規制

EU では、顧客口座を対象とする裁量的な投資運用業務は、投資サービスの 1 つである「ポートフォリオ管理（portfolio management）」に相当し、第 2 次金融商品市場指令による規制を受ける。

ポートフォリオ管理とは、「（同指令による規制対象となる）金融商品を含むポートフォリオに関連して、顧客ごとの裁量ベースで、顧客から与えられた命令（mandate）に沿ってポートフォリオの管理を行うこと」と定義されている（第 2 次金融商品市場指令第 4 条第 1 項(8)）。

ポートフォリオ管理業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる。投資サービス会社については、EUⅡ.2.投資サービス会社（証券会社）を参照のこと。

EU では、投資助言業務は、投資サービスの 1 つである「投資助言（investment advice）」に相当し、第 2 次金融商品市場指令による規制を受ける。

投資助言とは、「顧客の要請、あるいは投資会社の発動によって、金融商品に関連する取引に関し、顧客に個人宛の推奨（personal recommendations）を提供すること」と定義されている（第 2 次金融商品市場指令第 4 条第 1 項(4)）。

投資助言業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる。

他方、投資ファンドを対象とする運用業務については、MiFID II とは別に、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（Directive 2011/61/EU 、AIFMD）又は UCITS 指令（Directive 2009/65/EC）に基づく規制が適用される。

(2) 投資運用会社・投資助言会社に対する免許交付等

投資運用業務（第 2 次金融商品市場指令でいう「ポートフォリオ管理」）を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる。

投資サービス会社に対する免許等については、EUⅡ.2.(3)投資サービス会社に対する免許等の交付を参照のこと。

投資助言業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれ、投資サービス会社に対する免許等については、EUⅡ.2.投資サービス会社（証券会社）を参照のこと。

4. 保険会社（保険仲介業を含む）

保険業務については、生命保険、損害保険などの各分野別に複数の指令が採択されていたが、2009 年に Directive 2009/138/EC[513]（以下「ソルベンシーⅡ指令」）に統合された。

(1) 業務範囲

ソルベンシーⅡ指令第 15 条において、保険契約は、①非生命保険契約、②生命保険、及び③非生命保険、生命保険に対するものを含むあらゆる種類の再保険に分類される。それぞれの事業を営むためには、免許の取得が必要である（同指令第 14 条）。非生命保険、生命保険に該当する保険の細目については、ソルベンシーⅡ指令の Annex Ⅰ part A 及び AnnexⅡで以下のとおり列挙されている。

[513] 正式名称は “DIRECTIVE 2009/138/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2009 on the taking-up and pursuit of the business of Insurance and Reinsurance (SolvencyⅡ)”である。「ソルベンシーⅡ指令（SolvencyⅡ）」と略称される。

図表　EU-15　ソルベンシーⅡ指令第 15 条における保険の細目

非生命保険の種類 CLASSES OF NON-LIFE INSURANCE		生命保険の種類 CLASSES OF LIFE INSURANCE
1. 事故（労働災害、職業病を含む） 2. 疾病 3. 陸上車両 4. 鉄道車両 5. 航空機 6. 船舶 7. 輸送物品 8. 火災・自然災害 9. その他の財産的損害	10. 自動車損害賠償責任 11. 航空機損害賠償責任 12. 船舶損害賠償責任 13. 一般賠償責任 14. 信用保証 15. 保証契約 16. 各種金銭的損失 17. 訴訟費用 18. 困窮時支援	Ⅰ. 生命・年金（Ⅱ、Ⅲに該当するものを除く） Ⅱ. 婚姻・出産 Ⅲ. 投資ファンドに関連する生命・年金保険 Ⅳ. 終身健康保険（英国・アイルランドの所得補償保険） Ⅴ. トンチン年金 Ⅵ. 資金償還 Ⅶ. 団体年金基金管理 Ⅷ. 団体保険等 Ⅸ. 社会保険

※項番は当該指令の記載に従う。

また、ソルベンシーⅡ指令の Annex Ⅰ part B にて、上記の非生命保険事業を複数組み合わせた事業として、以下が定義・命名されている。

(a) 事故傷害及び疾病（「非生命保険の種類」の 1、2）
(b) 自動車（「非生命保険の種類」の 1、3、7、10）
(c) 海上運輸（「非生命保険の種類」の 1、4、6、7、12）
(d) 航空機（「非生命保険の種類」の 1、5、7、11）
(e) 火災及びその他財産的損害（「非生命保険の種類」の 8、9）
(f) 賠償責任（「非生命保険の種類」の 10、11、12、13）
(g) 信用保証及び保証契約（「非生命保険の種類」の 14、15）
(h) その他任意の組み合わせによる保険事業

＜業務範囲規制＞

ソルベンシーⅡ指令第 18 条は、保険会社による他事業の兼業禁止のため、以下を要求している。

- 保険事業者に対し、その事業目的を保険事業及びそこから直接派生する業務に限定し、その他のあらゆる営利事業を排除すること
- 再保険事業者に対し、その事業目的を再保険事業及びそれに関連する業務に限定すること。ただし、関連業務として、金融事業に関連する持株会社としての機能と活動が含まれうる

さらに、原則として生命保険業は非生命保険業と兼営してはならないことも規定されている（ソルベンシーⅡ指令第 73 条）ため、生命保険と損害保険の

兼営はできない。これらの規定を踏まえ、信用機関や投資サービス会社は保険業免許を得られないが、保険商品の販売・取次は行うことができる。

(2) 免許等交付

保険業務を営むにあたっては、本店所在国の保険監督機関から免許等を受けなければならない（ソルベンシーⅡ指令第 14 条、第 20 条）。

免許等は、取扱いが可能な保険種別[514]を指定した上で交付される。国内法によって、これらの保険種別の複数を同時に取扱うことが可能とされている場合、保険監督機関は複数の保険種別を取扱う免許等を交付してもよい（ソルベンシーⅡ指令第 15 条）。

(3) 要件

保険会社の免許等交付には、以下のような要件が設けられている。

- 規定されている会社形態にて設立されていること（ソルベンシーⅡ指令第 17 条）。
- 事業目的を保険業務、及びそれに直接由来する業務に限定していること。その他の商業的業務は認められない（ソルベンシーⅡ指令第 18 条第 1 項(a)）。
- 定められた項目に沿った業務計画を提出していること（ソルベンシーⅡ指令第 18 条第 1 項(c)）。
- 定められた最低資本金を保有していること（ソルベンシーⅡ指令第 18 条第 1 項(d)）。
- 良好な評判と、十分な業務上の資格又は経験を有する者によって有効に運営されていること（ソルベンシーⅡ指令第 42 条）。
- 保険会社の堅実・健全な経営を確保する必要性を考慮した上で、証券監督機関が、当該保険会社に対して出資をする者の適格性について認めていること（ソルベンシーⅡ指令第 24 条）。

加えて、保険会社、自然人又は法人との間に緊密な関係（close links[515]）がある場合又は第三国の法令や行政規則の執行が加盟国の保険監督機関による監督機能の有効な実施の妨げにならない限り、保険監督機関は免許等を付与してもよい（ソルベンシーⅡ指令第 19 条）。

---

514 保険業の認可において指定される保険種別については、EUII.4.(1)を参照のこと。

515 「緊密な関係」とは、2 以上の自然人又は法人が、議決権又は資本金の 20%以上の保有、あるいは支配関係を通じて関係していることを指す（ソルベンシーⅡ指令第 13 条(17)(18)(20)）。

(4) 変更・取消

保険監督機関は、以下に該当する場合に、保険会社に交付した免許等を取消すことができる（ソルベンシーⅡ指令第 144 条）。

1) 免許等の取得後 12 カ月以内に業務を開始しない場合、明示的に免許等を放棄した場合、6 カ月以上にわたって保険業務を停止している場合
2) 免許等のための条件を満たしていない場合
3) 規制上の義務の重大な不履行がある場合
4) 資本額が最低基準を下回ったうえ、提出された資金調達計画が明らかに不充分である、又は支払い余力が最低基準を下回った時点から 3 カ月以内に承認された資金調達計画を実現できないと保険監督機関が判断した場合

(5) 単一免許制度

保険会社の免許等は、EU 全域にわたって有効であり、本店所在国において免許等を取得した保険会社は、EU 域内のいずれの国においても当該免許等によって認められている保険業務[516]を行うことができる（ソルベンシーⅡ指令第 15 条第 1 項）。

ア 他の加盟国に支店を開設する際の手続

EU 域内で免許等を受けた保険会社が他の加盟国に支店を開設しようとする場合には、以下のような手続が必要となる。

(a) 免許等交付国の保険監督機関への通知（ソルベンシーⅡ指令第 145 条第 2 項）

他の加盟国に支店を開設しようとする保険会社は、以下の情報を添付して、免許等を受けた国の保険監督機関に対して通知を行わなければならない。

ⅰ. 支店の設立を予定している国
ⅱ. 実施する業務内容や業種、支店の組織構成
ⅲ. 代表者の氏名
ⅳ. 進出先国において、関連文書類の入手が可能な住所

(b) 免許等交付国の保険監督機関から進出先国の保険監督機関への情報回付（ソルベンシーⅡ指令第 146 条第 1 項）

通知を受けた保険監督機関は、当該保険会社の管理態勢の適正性や財政状況、業務執行権者や公認代理人の評判や業務上の資格・能力に特段の問題がなければ、上記の情報を受領してから 3 カ月以内にこれらの情報を進出先国の保険監督機関に伝達し、その伝達の事実を当該保険会社に通知する。

---

[516] 保険業務については、EUII.4.保険会社を参照のこと。

また、免許等交付国の保険監督機関は、当該保険会社が支払余力基準と最低資本基準を満たしていることについても、進出先国の保険監督機関に伝達する。

(c) 進出先国の保険監督機関から信用機関への通達（ソルベンシーⅡ指令第146条第3項）

進出先国の保険監督機関では、上記(b)の情報を受領してから2カ月以内に、必要に応じて、当該保険会社が自国内で業務を行うにあたっての条件を免許等交付国の保険監督機関に伝達する。免許等交付国の保険監督機関は、進出先国の保険監督機関から伝達された情報を、当該保険会社に通知する。

保険会社は、進出先国の保険監督機関からの通知（communication）を受領した日付をもって、若しくは、進出先国の保険監督機関に免許等交付国の保険監督機関が情報を伝達してから何の通知も受領しないまま 2 カ月が経過した場合には、当該国内に支店を開設して業務を開始することができる。

(d) 支店開設の拒絶（ソルベンシーⅡ指令第146条第2項）

免許等交付国の保険監督機関は、保険会社から他の加盟国での支店開設についての通知を受領した後、進出先国の保険監督機関への情報の伝達を却下し、当該保険会社による他の加盟国での支店開設を拒否することもできる。この場合、免許等交付国の保険監督機関は、当該保険会社からの通知の受領から3 カ月以内に、当該保険会社に対して却下の理由を説明しなければならない。

イ 他の加盟国で支店を開設せずにサービスを提供する際の手続

(a) 免許等交付国の保険監督機関への通知（ソルベンシーⅡ指令第147条）

保険会社が他の加盟国において支店を開設せずにサービスを提供する場合、業務を開始する前に、免許等が付与された国の保険監督機関に対し、その旨を通知しなければならない。その際、取扱う予定の契約の性質についても通知が必要となる。

(b) 免許等交付国の保険監督機関から進出先国の保険監督機関への情報回付（ソルベンシーⅡ指令第148条第1項）

免許等交付国の保険監督機関は、当該通知を受けてから1カ月以内に、当該保険会社がサービスの提供を予定している加盟国に対して以下の情報を伝達するとともに、当該保険会社に対してもその伝達を行った旨を通知しなければならない。

ⅰ. 当該保険会社が支払余力基準と最低資本基準を満たしていることを示す

証明書。

ⅱ. 当該保険会社が免許等において取り扱いを認められている保険種別。

ⅲ. 当該保険会社が進出予定先国での提供を予定している契約の性質。

保険会社は、免許等交付国の保険監督機関から進出先国の保険監督機関への通知（communication）がなされた日付をもって、サービスの提供を開始することができる（ソルベンシーⅡ指令第 148 条第 4 項）。

(c) サービス提供の拒絶（ソルベンシーⅡ指令第 148 条第 3 項）

免許等交付国の保険監督機関は、保険会社から他の加盟国でのサービス提供について、上記(b)の通知を受領した後、進出先国の保険監督機関への情報の伝達を却下し、当該保険会社による他の加盟国でのサービス提供を拒否することができる。この場合、免許等交付国の保険監督機関は、当該保険会社からの通知の受領から 1 カ月以内に、当該保険会社に対して却下の理由を説明しなければならない。

(6) 保険仲介業者に対する免許等の交付

保険仲介業者（insurance intermediaries）は、Directive (EU) 2016/97[517]（以下「保険販売業務指令」）に基づく規制を受ける。かつては保険仲介業務指令による規制を受けていたが、2016 年にその後継指令として保険販売業務指令が成立・発効し、2018 年 10 月 1 日より施行された。

ア 登録（registration）

保険仲介業者は、設立国において各加盟国が指定する監督機関に登録しなければならない（保険販売業務指令第 3 条）[518]。

保険仲介業者に対する職務上の要件（professional and organizational requirements）については、保険販売業務指令第 10 条に規定されている。登録事業者はこれらの要件を満たさなければならない（保険販売業務指令第 3 条第 1 項）。

保険仲介業者の職務上の要件（保険販売業務指令第 10 条）は、以下のとおり。

- 適切な知識及び能力を有していること
- 職業訓練や能力開発の継続教育を実施していること
- 良い評判（good repute）を得ていること（犯罪歴がないこと、破産歴のないこと等）
- 所定の基準以上の補償額の職業賠償保険（professional indemnity insurance）又は同等の保証を得ていること

---

[517] 正式名称は、“DIRECTIVE (EU) 2016/97 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 January 2016 on insurance distribution (recast)”である。「保険販売業務指令（Insurance Distribution Directive, IDD）」と略称される。

[518] 保険販売業務指令第 3 条では同様に、保険会社、再保険会社の登録も規定している。

イ　変更・取消

各加盟国は、職務上の要件を満たしていない保険仲介業者の登録を取消さなければならない。各加盟国が指定する監督機関は、定期的に登録の有効性についてのレビューを実施しなければならない（保険販売業務指令第 3 条第 4 項）。

(7) 顧客へ交付する顧客説明書類の電磁的交付制度

ア　原則

保険販売業務指令（IDD）は、保険契約締結時に、顧客に対して交付する顧客説明書類（業者に関する情報や利益相反状況、手数料等、第 18 条、第 19 条、第 20 条及び第 29 条に基づき提供されるべき情報）は、①書面により、②顧客が理解できる明確かつ正確な方法で、③債務履行地の加盟国の公用語等を用いて、④無償で、提供されなければならないとする（第 23 条第 1 項）。

イ　例外

(ア) 耐久性のある媒体（durable medium）

i. もっとも、保険販売業務指令は、例外的に、次の条件を満たす場合には、紙以外の耐久性のある媒体（durable medium）による情報提供を認めている（第 23 条第 2 項及び 4 項）。

(a)当該耐久性のある媒体の使用が、保険販売業者と顧客との間で営まれる業務の文脈において適切であること[519]、及び

(b)顧客が、紙媒体による情報と耐久性のある媒体による情報のいずれかを選択する機会を与えられ、後者の媒体を選択したこと

ii. ここでの、耐久性のある媒体（durable medium）の定義は EU 法の遠隔販売指令（Distance Selling Directive 97/7/EC）に由来する。

耐久性のある媒体（durable medium）の規制目的・趣旨、保存方法については、EFTA 裁判所の判例（Inconsult Anstalt v Financial Market Authority（Case E-4/09）[520]）と EU 私法裁判所（CJEU）の判例（Content Services Ltd v

[519] 顧客がインターネットに定期的にアクセスしている証拠がある場合、保険販売業者と顧客との間で営まれる業務の文脈において、紙以外の耐久性のある媒体又はウェブサイトによる情報提供は適切なものとみなされる（第 23 条 6 項）。

[520] https://eftacourt.int/download/4-09-judgment-2/?wpdmdl=1590
インターネット上のサイト（Web サイト）が「耐久媒体」に当たり得るか、当たるとすれば どんな要件を満たす必要があるかが争われた事案。EFTA 裁判所（EFTA Court）の判決であるが、後述の EU 私法裁判所（CJEU）の判決で引用されている。判決の内容（抜粋）は下記のとおりである。

「これは、とりわけ、消費者が初回の保険契約の締結前、又は契約の変更・更新の際に、十分な情報に基づく判断を行えること、そして仲介業者との間で利害対立が生じた場合に消費者の利益を保護できることが必要であることを意味する。そのため、消費者は提供された情報を、内容を変えずに再現できなければならず、裁判所の見解では、これは、提供された情報が、保険仲介業者が一方的に変更することが不可能な方法で保存されていなければならないことを意味する。」（This means, inter alia, that it must be

Bundesarbeitskammer（C-49/11）[521]で言及されている。具体的には、EFTA 裁判所は、耐久性のある媒体（durable medium）に保存が必要な趣旨を、①消費者が初回の保険契約の締結前、又は契約の変更・更新の際に、十分な情報に基づく判断を行えること、②仲介業者との間で利害対立が生じた場合に消費者の利益を保護できることが必要であることとしており、この趣旨を踏まえて、事業者が耐久性のある媒体（durable medium）を改変することが出来ず、消費者が提供されたものと同様に再現可能なものである必要を示している。そして、EFTA 裁判所も EU 司法裁判所も、耐久性のある媒体（durable medium）への該当性の判断において、提供した金融機関が情報内容を、事後的に改変可能かどうかを判断の軸としている。

iii. なお、耐久性のある媒体（durable medium）に該当する具体的な媒体として、FCA が挙げるものは次のとおりである[522]。

（1）モバイル又はタブレットのアプリ（過去の時点での情報を変更せずに再現できる仕様であること）、（2）動画（顧客において動画を保存することが可能であること）、（3）ウェブサイト（将来的にも安全なログインを通じてアクセス可能であり、過去の情報が変わらず再現される仕様であること）、（4）メール（保存した過去のメールを参照することが可能であること）、（5）PDF（変更されずに複製可能であり基本的に要件該当性が認められる）、（6）CR-ROM 又はフロッピーディスク（基本的に要件該当性が認められる）。

(イ) ウェブサイト

---

possible for consumers to make an informed decision prior to the conclusion of an initial insurance contract or upon its amendment or renewal, and thereby to protect their interests in case of a conflict with the intermediary. To that end, consumers must be able to reproduce the information unchanged, which in the Court's view means that the information provided must be stored in a way that makes it impossible for the insurance intermediary to change it unilaterally.）

[521] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:62011CJ0049
事業者が、消費者に提供すべき契約情報を自社サイトのどこかにおいておき、ハイパーリンクを踏めば読める形で提示したことが、耐久媒体（durable medium）に該当するかが争われた事例である。これは EU 司法裁判所（CJEU）の判決であるが、上記の Inconsult Anstalt v Financial Market Authority を引用している。判決の内容（抜粋）は下記のとおり。

「同じ考え方は、EFTA 裁判所（欧州自由貿易連合裁判所）も、指令 2002/92 における「耐久媒体」の概念を解釈するにあたり、事件 E-4/09 Inconsult Anstalt v Finanzmarktaufsicht（2010 年）で採用している。」（The same approach was followed by the Court of the European Free Trade Association (EFTA) in Case E-4/09 Inconsult Anstalt v Finanzmarktaufsicht [2010] EFTA Court Report, p. 86, to interpret the concept of 'durable medium' under Directive 2002/92.）

「本件記録には、消費者に送付されたリンクが接続する販売者のウェブサイトが、当該消費者に個人的に宛てられた情報を、販売者がその内容を一方的に変更することなく、消費者が十分な期間アクセスでき、かつ変更されないまま複製できる形で保存できるようにしていることを示す事情は何もない。」（There is nothing in the file to indicate that the seller's website, to which the link sent to the consumer connects, allows that consumer to store information which is personally addressed to him in such a way that he can access it and reproduce it unchanged during an adequate period without the seller being able to amend the content unilaterally.）

[522] https://www.fca.org.uk/firms/durable-medium

顧客に対して個別に提供される場合、又は、次の条件を満たす場合には、ウェブサイトによる情報提供を認めている（第 23 条第 2 項及び第 5 項）。

(a)当該情報のウェブサイトによる提供が、保険販売業者と顧客との間で営まれる業務の文脈において適切であること

(b)顧客が当該情報をウェブサイトを通じて提供されることに同意していること

(c)顧客に対し、当該情報を閲覧可能なウェブサイトのアドレス及び当該情報へのアクセス先が電子的に通知されていること

(d)顧客が当該情報を参照するために合理的に必要とする期間、当該情報がウェブサイト上でアクセス可能な状態が維持されることが確保されていること

(ウ) 留意事項

耐久性のある媒体又はウェブサイトを用いて情報提供を行った場合、依然、顧客の請求に応じて無償で紙媒体による写しを提供しなければならない（第 23 条第 3 項）。

5. 総合取引所

欧州における取引所は 2000 年以降に経営統合が進み、複数の取引所グループが設立された。代表的な証券取引所として、ドイツ取引所やユーロネクストがある。

(1) 概要

ア 市場の概況

ドイツ取引所はドイツの証券取引所やデリバティブ（金融派生商品）取引所を統括・運営する企業グループであり、デリバティブ取引所 EUREX を傘下に置く。同取引所は、2000 年以降、ロンドン証券取引所やユーロネクスト（Euronext）との間で度々合併、買収の試みがなされたが実現せずに今日に至る。ユーロネクストは、2000 年にパリ証券取引所、アムステルダム証券取引所及びブリュッセル証券取引所が取引所運営会社ユーロネクストを独立企業として設立したものである。また、2007 年の金融商品サービス指令（MiFID）が導入され、市場間競争を促進する方針もあり、取引所類似施設が取引を伸ばすこととなった。MiFID により認可された取引所類似施設の代表例として、多角的取引システム（MTF）がある。これは、従来の証券取引所での取引に代わる方法としてトレーダーや投資会社に提供されている代替取引システムであり、取引を伸ばすようになった[523]。

[523] 「図説　ヨーロッパの証券市場」公益財団法人　日本証券経済研究所（2020 年）p.102

イ　総合取引所の種類

欧州の証券取引所では 2000 年以降に経営統合が進み、複数の取引所グループが存在する[524]。EU での主要取引所はドイツ取引所グループとユーロネクストが存在している。デリバティブ取引については、ドイツ取引所グループ傘下にはデリバティブ取引市場である Eurex が存在する[525]。

一方で、ユーロネクストではパリオプション取引市場と統合したパリ取引所などで取引が存在する。なお、取引所グループという観点では傘下にあったロンドン国際金融先物取引所が ICE Futures Europe に統合されたため、ユーロネクスト傘下からは離脱している。

(2) 関連法令

欧州の金融・資本市場にかかわる包括的な規制として第 2 次金融商品市場指令（MiFIDⅡ）及び付随する規則である金融商品市場規則（MiFIR）が存在しており、取引所についても同指令及び同規則の対象となっており、指令に基づく各国の国内法及び直接適用によって規制されている。

6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

資金移動業者・前払式支払手段発行者に関しては、EU 指令、EU 規則で定めている。暗号資産交換業者については、EU 規則で定められている。

(1) 第 2 次電子マネー指令

第 2 次電子マネー指令（Directive 2009/110/EC／Electronic Money Directive2、EMD2）は、電子マネー機関（electronic money institution）の免許を取得するための一連の要件（資本要件、手数料、申請要件の基準等）と、電子マネー機関のビジネスに係るリスクに基づく健全性規則を定めている[526]。

資本要件については、35 万ユーロ以上の初期資本を有し、また、発行高の 2%以上の資本を有している必要があるなどと定められている。また、利用者資金については、別口座にて現金もしくは低リスク資産で分別保管、ないし保険でカバーすることが求められている。

電子マネーが、貯蓄のためではなく、通常は少額決済のために用いられるであろうことを踏まえれば、電子マネー事業者による電子マネーの発行は、預金等の受入れ行為に該当しないものでなければならない。なお、電子マネー事業者は利

[524] 「図説　ヨーロッパの証券市場」公益財団法人　日本証券経済研究所（2020 年）
[525] CBOE ヨーロッパは株式取引金額では欧州最大の取引所ではあるが、自市場で上場する株式はなく、個々の株式取引の中心市場でもない。「図説　ヨーロッパの証券市場」公益財団法人　日本証券経済研究所（2020 年）
[526] https://finance.ec.europa.eu/consumer-finance-and-payments/payment-services/e-money_en

用者から電子マネー発行の対価として受領した資金を原資として、他社に対して信用を供与すべきでないとされている[527]。

電子マネー事業者の参入規制については、信用機関と比較して緩和されている一方で、資産保全については、より厳格な規制が課せられている。EU 加盟国は、電子マネー機関が、金額を限定して電子マネーを発行する場合、一部要件の適用を免除することができる（同指令第 9 条）。

(2) 第 2 次決済サービス指令

第 2 次決済サービス指令（Directive2015/2366/EU／Payment Services Directive 2、PSD2）は、2007 年決済サービス指令（Directive 2007/64/EC／Payment Services Directive、PSD）を改正し 2016 年に成立した。同指令は、欧州決済市場の統合、決済サービス提供者間の競争促進、決済サービスの安全性の向上を目的として、2019 年 9 月までに適用すべき技術標準を公表したものである[528]。

第 2 次決済サービス指令は、全ての決済指図伝達サービス事業者、口座情報サービス事業者、及びカードを利用した支払手段の発行者が、関連当局によって承認及び規制されることを定めている。また、同指令は無権限取引に関する消費者の責任を軽減させることによって、消費者保護を強化している。さらに、同指令は EU 域内での送金に対して、特定の支払方法の使用に加盟店追加手数料の適用を禁止している。加えて EU 域外への資金移転について、手数料は引受けた支払方法に関する費用以上のものを徴収してはならないとしている。

第 2 次決済サービス指令では、決済サービス事業者に対し、オンラインサービスでの顧客認証方法への対応についても要求している[529]。

また、第 2 次決済サービス指令はオープンバンキング規制改革に関する法的枠組みともいわれ、各国銀行の API 開放（オープン API）を促進するものともいわれている。同指令の施行により、加盟国に対して各銀行の API 開放と Fintech 事業者との接続が義務化された。

(3) 資金移動規則

資金移動規則（Regulation2015/847/EU/Funds Transfer Regulation、FTR2／Wire Transfer Regulation、WTR2）は、資本の自由な移動が妨げられることなく、不正な資金の流れのみを阻止することを目的とし、決済サービス事業者に対して、資金移動サービスを利用する、仕向人や被仕向人に関する情報を保持することを求めている。また、同規則は個人間の資金移動に使用される支払用カード、電子マネ

527 https://eurlex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:267:0007:0017:EN:PDF (Item #13 on pg3)
528 https://www.ecb.europa.eu/paym/intro/mip-online/2018/html/1803_revisedpsd.en.html
529 https://www.bbva.com/en/everything-need-know-psd2/

一媒体、携帯電話、又はその他のプリペイド及びポストペイ媒体が、この規制の対象となることを定めている。

同規則は、1,000 ユーロを超える資金を移動する場合、送金額が累積 1,000 ユーロを超える場合（分割取引）、又は現金若しくは匿名の電子マネーで資金が支払われ、もしくは受領された場合を除き、資金移動サービス提供者は、仕向人及び被仕向人に関する情報の確認は不要であると定めている。ただし、EU 域外の第三国への送金には、必ず本人確認が必要となっている[530]。

2024 年 12 月 30 日、資金移動規則（Regulation2015/847）は、資金及び特定暗号資産移動規則（Regulation (EU) 2023/1113）に置き換えられた。新規則では、従来の資金（funds）移転に関する要件を維持しつつ、さらに一定の暗号資産（crypto-assets）の移転についても、情報付与義務（いわゆるトラベルルール）等を及ぼす点に特徴がある。

(4) 暗号資産に関する規制等

ア Markets in Crypto-assets（MiCA）規則

EU では、Markets in Crypto-assets（Regulation (EU) 2023/1114、MiCA）規則といわれる暗号資産に関する包括的な規則が 2023 年 6 月に公布され、規定により一部（ステーブルコイン関連）は 2024 年 6 月から、大部分（その他 CASP 規制等）は 2024 年 12 月 30 日から適用開始となった。本件についても、指令ではなく、規則により直接、各加盟国に適用される。

MiCA 規則 143 条は、施行時点で各国法の下で営業していた CASP（Crypto-Asset Service Provider）に対し、各加盟国が定める一定期間（最長 2026 年 6 月末まで）の猶予を認めている。加盟国各国の適用延期に関する定めは以下のとおり[531]。

- MiCA 規則 143 条が許容する最大 18 か月の適用延期（2026 年 6 月末まで）を選択した国：イタリア、エストニア、キプロス、クロアチア、チェコ、デンマーク、フランス、ブルガリア、ベルギー、マルタ、ルクセンブルク、ルーマニア
- 12 か月の適用延期（2025 年 12 月末まで）を選択した国：アイルランド、オーストリア、ギリシャ、スペイン、スロバキア、ドイツ、ポルトガル、リトアニア
- 9 か月の適用延期（2025 年 9 月末まで）を選択した国：スウェーデン
- 6 か月の適用延期（2025 年 6 月末まで）を選択した国：オランダ、ハンガリー、フィンランド、ポーランド、ラトビア

MiCA 規則の概要は次のとおりである。

---

530 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32015R0847
531 List of grandfathering periods decided by Member States under MiCA

概要	① 電子マネートークン、資産参照型トークン及びその他の暗号資産の発行・公衆への提供・上場、 ② 暗号資産サービスプロバイダー（CASP）に対する行為規制、 ③ インサイダー取引や相場操縦などの不公正取引の禁止 等について、EU 域内で統一的な規制枠組みを定めるもの。規則であり EU 加盟国に直接適用されるため、EU 加盟国は MiCA 規則の規制に応じた国内体制を整備する必要がある。
目的	暗号資産に関する包括的な規制によって法的な明確性を高め、消費者保護と市場の公正性を確保しながら、イノベーションと公正な競争を促進すること（MiCA 規則前文 6 項）
暗号資産の分類	暗号資産を次の 3 つに分類 ● 電子マネートークン（electronic money token。単一の通貨に裏付けられたステーブルコイン等） ● 資産参照型トークン（asset-referenced token。USDT 等） ● その他の暗号資産（電子マネートークン及び資産参照型トークン以外の暗号資産）（ビットコインやイーサリアム等）
行為規制	上記の暗号資産の分類に応じて、暗号資産等の発行、公衆への提供、取引所への上場の各行為について規制 [532]
	暗号資産に関するサービスを提供するためには、各国当局の認可取得を義務付け、預託を受けた暗号資産の分別管理義務やサービス内容の開示といった顧客保護のための義務を課す規制
開示規制	暗号資産発行の際に発行体が作成すべきホワイトペーパーの内容及び開示手続を規制
不公正取引規制	暗号資産に関するインサイダー取引と相場操縦を禁止

なお、先んじて 2018 年に施行された第 5 次マネロン指令において、指令の適用対象に、暗号通貨の交換・管理業者が含まれるようになったほか、店頭で直接使用される電子マネーの本人確認に関しては 250 ユーロから 150 ユーロへと厳格化、オンライン取引では 50 ユーロと規制強化がなされている。また、2024 年に公布

[532] ただし、ビットコイン(BTC)やイーサ(ETH)などの識別可能な発行者が不在とされる暗号資産についてはこれらの行為規制は適用されない（MiCA 規則前文 22）。

された AML/CFT のための金融システムの使用を防止する規則（AMLR）では、規制対象を暗号資産にまで拡大し、現金取引・暗号資産移転への上限・報告義務が導入され、2027 年 7 月 10 日から適用される。

イ　分散型台帳技術試験制度（DLT パイロットレジーム）

2022 年 6 月 2 日に EU は「パイロットレジームに関する規則（pilot regime for market infrastructures based on distributed ledger technology, and amending Regulations、(EU) 2022/858[533]」を制定した。本規則は、2023 年 3 月 23 日から適用され、当初 3 年間、分散型台帳技術（以下「DLT」）市場インフラの運営者が、当制度（以下「パイロットレジーム」）下で一定の規制要件について限定的な適用除外を受けつつ、DLT 基盤上で市場インフラ運営を実証的に行うことを可能とする制度を導入している。これは、英国において予定されている FMI サンドボックスと類似した制度である（詳しくは英国の章を参照のこと）。

このパイロットレジームは、2020 年に EU が導入したデジタル金融パッケージの一部であり、金融のデジタル化をより促進するとともに、潜在的リスクの低減につなげることを企図している。

パイロットレジームでは具体的に、投資会社、市場運営者、証券集中保管機関（central securities depository）が証券等の金融商品の発行、記録、移転及び保管に関して DLT 基板を活用した実証実験を可能とするものである。

なお、パイロットレジームでは適用対象となる要件として以下のとおり規定している。

- 時価総額 5 億ユーロ未満の発行体が発行する株式
- 発行規模 10 億ユーロ未満の債券又は証券化された債務（預託証券又は金融市場商品を含むが、デリバティブ取引が絡むなどの複雑なものは除外）
- 運用資産 5 億ユーロ未満の特定の集合投資スキーム（collective investment）

また、DLT 市場インフラで記録又は取引承認された DLT 金融商品の総額が 60 億ユーロを超えない場合に限り許容されるとしている。

ESMA は 2022 年 9 月、DLT パイロットレジームに関する報告書（Report on the DLT Pilot Regime）[534]を公表した。同報告書は、2023 年に始動するパイロットレジームに先立ち、金融商品市場規則（MiFIR）で規定されている技術に関する規制基準（Regulatory Technical Standards、RTS）を、DLT で発行・取引・記録する証券に有効に適用するための修正が必要かどうかを ESMA が評価することを求めている。同報告書において ESMA は、DLT に係る特定の技術要素に関するガイダンスを提供し、DLT 市場インフラが制度開始時から一貫して適用できるよ

[533] https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/858/oj
[534] https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma70-460-111_report_on_the_dlt_pilot_regime.pdf

う、監督上必要なデータに関する対応について提言した。

また、2024 年 5 月 3 日、欧州委員会は、市場インフラの運営者による DLT パイロット制度への申請が躊躇される要因に同制度の存続期間に関する不確実性があることを指摘した上で、同制度には期限の設定はなく、他の EU 法規と同様に本規則の改正がない限り現行の枠組みが引き続き適用される旨を明らかにしている[535]。

7. 貸金業者

(1) 動向

近年ノンバンクによる融資が注目されている。Fintech と関連して、BigTech[536]やその他非伝統的な事業者が既に融資ビジネスモデルの構築に成功している事例が近年みられるが、EU 各国におけるノンバンクの融資規模は、銀行による融資に比べて依然として限定的ではあるものの、近年増加傾向にある。2022 年 4 月、欧州銀行監督機構（EBA）は同年 2 月の欧州委員会の助言募集に応じ、ノンバンク融資に関する報告書（Report on response to the non-bank lending request from the CfA on digital finance）を公表した。EBA の提案は、監督、消費者保護、マネー・ローンダリング防止、テロ資金調達対策（AML/CFT）、マクロ及びミクロ・プルーデンスリスクの分野において、ノンバンクによる貸付の提供から生じるリスクに対処することを目的とするものである[537]。

上記報告書では、以下の重要性を強調する。

- 新たなプレーヤーが市場に参入することを考慮し、消費者保護の枠組みが目的に適ったものであり続けることを確保すること

そのために、EBA は、

i) 開示要件を強化し、それが公正かつ効果的で、新しい形態の融資に適合できるようにすること

ii)信用度評価の要件を強化し、それが消費者の利益のために実施されるようにすること

を提案している。

- 認可と活動への参加に関する規定を強化し、国境を越えたサービス提供における健全性境界（prudential perimeter）と監督責任の特定を明確化し、より効果的な監督を可能にすること

---

[535] https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-05/3056562_030524_Reply_Verena_Ross_on_DLT_Pilot_Regime_Implementation.pdf

[536] Big Tech はデジタル空間のサービスで、世界的な影響力を持つ巨大テクノロジー企業の通称で、特に米国の GAFA（Google、Apple、Facebook（現・Meta）、Amazon）4 社ないし、Microsoft を加えた GAFAM5 社を指す例が多い。

[537] https://www.eba.europa.eu/eba-provides-its-advice-eu-commission-non-bank-lending

- EU 全体の AML/CTF の枠組みにおいて、より包括的にノンバンクの貸し手をカバーし、より大きな調和を達成し、そのような企業を「義務付けられた企業（obliged entities）」として捕捉すること
- マクロ・プルーデンスリスクの急激な高まりが放置されないよう、モニタリングと報告の枠組みを強化し、全ての信用供与者を対象とした活動ベースのマクロ・プルーデンス措置の導入を検討すること

(2) 貸金業者に対する規制

EU 内の貸金業者に関する規制としては、2008/48/EC 欧州消費者信用指令に規定がある。従来存在した 87/102/EEC（86 年指令）において、加盟国間で法律が相違しているため、「消費者信用の域内市場形成」、「消費者保護レベル引上げ」について課題が残っているという問題意識から出発し、この調和を目指しつつ、加盟国がその実施において適切な程度の柔軟性を持てるようにする裁量の余地を残したものとなっている。具体的な内容としては、契約前の与信者の情報提供義務や消費者による契約日から起算して 14 日間に限った撤回権などを定めている。

もっとも、2023 年 10 月 30 日に公布された Directive (EU) 2023/2225（いわゆる新・Consumer Credit Directive, CCD2）により Directive (EU) 2023/2225 に置き換わり、対象範囲や情報提供・与信判断等の規律もアップデートされる。CCD2 に基づき加盟国は 2025 年 11 月 20 日までに国内法化を行い、同指令は 2026 年 11 月 20 日から適用される。

8. 業横断的に金融サービスを仲介する業者（金融サービス仲介業者）

(1) 登録等の制度の概要

ア 保険仲介

EU 加盟国に設立され、保険又は再保険の販売・仲介活動を行う全ての自然人又は法人を規制対象とする保険販売業務指令（IDD）は、保険、再保険及び付随的保険の仲介業者は、その本拠地を置く加盟国の所轄当局に登録しなければならないと定める（IDD 第 3 条 1 項）。

各加盟国は、オンライン登録システムを設置することを義務付けられており、登録者は直接オンラインで登録申請が可能である（IDD 第 3 条 2 項）。

EIOPA は、IDD 第 III 章に基づき越境業務の意思を通知した保険、再保険及び付随的保険仲介業者の記録を含む単一の電子登録簿を作成し、Web サイトで掲載を行っている（なお、当該登録簿は EU 域内の全仲介業者を網羅するものではなく、越境営業通知済みの仲介業者に限定される）[538]。

[538] https://www.eiopa.europa.eu/tools-and-data/registers-lists-and-databases/register-insurance-intermediaries_en（EIOPA）

イ　投資サービス

第 2 次金融商品市場指令（Market in Financial Instruments Directive: MiFID II）第 5 条[539]は、各加盟国に対し、投資サービスの提供及び/又は投資活動の遂行を専門的職業又は事業として常習的に行う場合には、事前の認可を受けることを義務付けることを求めている（第 1 項）。

また、加盟国は、全ての投資会社の登録及び登録簿の公開も義務付けられている（第 3 項）。

(2) 代理・媒介の区分

ア　保険仲介

保険分野では「代理人(agent)」と「ブローカー(broker)」の区別があり[540]、保険代理人は特定の保険会社と契約しその会社のために保険契約を締結する権限を持つのに対し、保険ブローカーは顧客（被保険者側）のために複数社の保険商品を仲介する形態を採る。

もっとも、IDD は、これらの区別なく「保険仲介業者（insurance intermediaries）」について規制している。

また、IDD は、自社が提供する製品・サービスに付随する形で保険を提供する事業者（典型的例：旅行保険を提供する旅行代理店や航空会社、盗難・損害に対する保険を提案する家電製品販売業者など）である「付随的保険仲介業者（ancillary insurance intermediaries）」もその規制対象とする。

イ　投資サービス

MiFID II は、付属書 I（Annex I[541]）に列挙された投資サービス・投資活動が適用対象とされ、それらに統一された規制枠組みが適用されるため、仲介業について「代理（agent）」として行うか「自己勘定（principal）」で行うかによって、個別の規制制度を設けていない。

(3) 対象とする商品

ア　保険仲介

IDD は、誰がどの保険商品を販売できるかを製品ごとに区別しているわけではなく、全ての保険商品販売に対して、共通の規制枠組みを適用している。具

---

539 Article 5 Requirement for authorisation | European Securities and Markets Authority（ESMA）
https://www.esma.europa.eu/publications-and-data/interactive-single-rulebook/mifid-ii/article-5-requirement-authorisation

540 Insurance distribution - Finance - European Commission
https://finance.ec.europa.eu/banking/insurance/insurance-distribution_en

541 https://www.esma.europa.eu/publications-and-data/interactive-single-rulebook/mifid-ii/annex-i

体的には、顧客への十分な情報提供（ディスクロージャー）、費用・手数料の透明化、適合性評価（Suitability）やニーズ確認（Demands-and-Needs）、専門性・資格基準等である。

どの保険商品を販売できるかについては、EU 各加盟国の国内法により決まる。

イ　投資サービス

MiFID II は、業種ごとに対応する取扱商品リストは提供していない。付属書 I セクション C（Annex I SECTION C[542]）には金融商品が列挙されているが、いずれの商品に関連するものであっても、付属書 I セクション A（Annex I SECTION C）に記載されるサービス及び活動（自己勘定取引、ポートフォリオ管理、投資助言等）のうち、いずれか認可された投資サービスに関する規定が適用される。

(4) 所属制の有無

ア　保険仲介

保険分野では、IDD 第 2 条において「「保険仲介業者」とは、保険会社又は再保険会社及びそれらの従業員並びに付随的保険仲介業者以外の自然人又は法人であって、報酬を得て保険販売の業務を開始し又は営む者をいう。」と規定しており、個人登録を制度的前提としている。

また、IDD 第 3 条 1 項は、「保険仲介業者、再保険仲介業者又は付随的保険仲介業者は、保険事業体、再保険事業体又は他の仲介業者の責任の下で活動することができる。（may act under the responsibility of …）」と規定しており、組織の責任下での活動が義務付けられているわけではないが、この場合、加盟国は、IDD 上の規定に加え、各国の裁量によって登録条件を満たしていることを確保する責任を負うことを規定することができるため、組織への所属の有無については EU 各国の国内法を参照する必要がある。

イ　投資サービス

証券・投資分野では、MiFID II が、投資助言を提供する主体を「投資会社」と想定しており、原則として法人での登録が必要である（MiFID II 第 4 条第 1 項）。「投資会社」は、単独で認可を受けて自己勘定取引や顧客資産の保有を行うことができる。

これに対し、MiFIDⅡには「tied agent」（MiFID II 第 4 条第 1 項(29)）制度が規定されており、「tied agent」（自然人又は法人）は、投資サービス仲介会社の完全かつ無条件の責任のもとで投資サービス又は付随サービスを提供すること

[542] ANNEX I | European Securities and Markets Authority
https://www.esma.europa.eu/publications-and-data/interactive-single-rulebook/mifid-ii/annex-i

ができる（第 29 条 2 項）。「tied agent」自身は「投資会社」として認可を受けず、認可を受けた投資会社に所属することで投資助言や金融商品の勧誘・紹介といった業務を行うことができる。

(5) 仲介手数料報酬の開示義務

ア 保険仲介

IDD 第 29 条は、保険ベースの投資商品（insurance-based investment products: IBIPs）に関する特別開示規定であり、一般の保険商品に対する手数料等の開示義務は IDD 第 19 条第 1 項(d)号及び(e)号が規定する。IBIPs の販売に関し、保険仲介業者又は保険事業者は、全ての費用及び関連手数料に関する情報（助言費用、顧客に推奨又は販売される IBIPs の費用及びその支払方法を含み、第三者からの支払いも対象とする）を、契約締結前に顧客又は潜在顧客に対し適時に提供しなければならない（IDD 第 29 条第 1 項）。

保険ベースの投資商品又は付随サービスの販売に関連して手数料・報酬・非金銭的利益が発生する場合、①顧客に対する関連サービスの質に悪影響を及ぼさず、②保険仲介業者又は保険事業者が、顧客の最善の利益に従い誠実かつ公正かつ専門的に行動する義務の遵守を損なわない場合に限り、これらの支払い又は受取りが認められる（IDD 第 29 条第 2 項）。

なお、IDD 第 29 条第 3 項は、手数料・報酬・非金銭的利益の要件・制限について加盟国に自由な裁量を認めており、手数料の開示義務にかかる詳細については EU 各国の国内法を参照する必要がある。

イ 投資サービス

投資会社は、全ての費用及び関連手数料に関して、顧客又は潜在顧客に対し適時に適切な情報を提供しなければならない。全ての費用及び関連手数料に関する情報には、投資サービス及び付随サービス（該当する場合、助言の費用を含む）に関する情報、顧客に推奨又は販売される金融商品の費用及びその支払い方法、並びに第三者からの支払いを含む情報を記載しなければならない。（MiFID II 第 24 条第 4 項（C））。また、投資会社は、手数料に関して事前及び事後の情報開示（現金金額及びパーセンテージの両方）が求められる（規則第 50 条）。

投資サービス又は付随サービスの提供に関連して、顧客又は顧客に代わる者以外の当事者との間で手数料・報酬・非金銭的利益が発生する場合、①顧客に対する関連サービスの質を向上させることを目的とするものであり、②投資会社が顧客の最善の利益に従い誠実かつ公正に、専門的態度をもって行動すべき義務の遵守を損なわないものである場合に限り、これらの支払い又は受取りが認められる。存在、性質及び金額（金額が確定できない場合にはその算定方法）

は、投資サービス提供前に、包括的、正確かつ理解可能な方法で顧客に明確に開示されなければならない（MiFID II 第 24 条第 9 項）。

9. 主な政策金融機関

(1) 概要

欧州連合の公的金融機関として、欧州投資銀行（European Investment Bank、EIB）、欧州投資基金（European Investment Fund、EIF）が存在する。

欧州投資銀行は、1958 年に設置。EU 全域にわたり、技術革新とスキル、中小企業、気候変動対策及び戦略的インフラにおける成長と雇用を促進することを目指し、その政策目標の支援に向け長期資金を供給している。欧州投資基金は、EU 内の金融機関であり、特定の金融仲介機関に株式及び債券を提供している。

そのほかに、2021 年 4 月、欧州委員会の執行機関として中小企業支援機構（Executive Agency for Small and Medium-sized Enterprises、EASME）と欧州イノベーション評議会（European Innovation Council、EIC）が統合、欧州イノベーション会議・中小企業執行機関（European Innovation Council and SMEs Executive Agency、EISMEA）が発足した。

(2) 主な事例

ア 欧州イノベーション会議・中小企業執行機関（EISMEA）

EISMEA は前身である EASME の頃から、欧州委員会の執行機関として、中小企業及びスタートアップの競争力強化やイノベーション促進を目的とする各種 EU プログラムの実施を担っている。同機関は、前身である EASME の時代から運営されてきた Enterprise Europe Network（EEN） や、欧州域内でのビジネス展開に関する実用的情報を提供する「Your Europe – Business」等を通じて、中小企業による EU 法制の理解や越境ビジネス展開を支援している。かつて中小企業競争力プログラム（Competitiveness of Enterprises and Small and Medium-sized Enterprises：COSME、2014–2020）の下で実施されていた中小企業向け金融支援（融資保証・エクイティ支援等）は、現在では主として InvestEU 及び Single Market Programme に引き継がれている。

イ 欧州投資銀行グループ

中小企業への支援を中心としている欧州投資基金（EIF）と、欧州投資銀行の大株主であるとともに、欧州における雇用や経済の発展や環境の持続可能性の推進などに資する活動を支援する欧州投資銀行（EIB）によって構成された EIB グル

ープ（European Investment Bank Group、EIB、及び EIF）[543]は、EU の政策目標に沿って中小企業、イノベーション、雇用創出、環境・気候変動対策等を金融面から支援している。同グループは、Horizon 2020（2014–2020）の下で、革新的企業への資金供給を目的とする InnovFin プログラムを実施し、中小企業や研究・技術志向企業に対して融資、保証、エクイティ投資等を提供していた。Horizon 2020 では、中小企業のイノベーション・エコシステムの発展を目的として、Enterprise Europe Network への支援や Eurostars 共同プログラム等も展開され、一定割合の予算が中小企業向けに充当されていた。

2020 年をもって InnovFin 及び Horizon 2020 は終了しており、Horizon Europe（実施期間 : 2021 年～2027 年 [544]） 及び InvestEU （実施期間 : 2021 年～2027 年 [545]）がその後継的枠組みとして位置付けられている。EIB グループは、これらの現行プログラムの下で、研究・イノベーション分野や中小企業分野への金融支援を引き続き担っている。

[543] https://www.eib.org/en/infocentre/faq/index.htm
[544] https://commission.europa.eu/funding-tenders/find-funding/eu-funding-programmes/horizon-europe_en
[545] https://commission.europa.eu/funding-tenders/find-funding/eu-funding-programmes/investeu_en

［ドイツ］の金融制度

【金融監督機関の概要】
ドイツでは、日本の銀行に相当する信用機関、及び証券会社、投資助言業者等に相当する金融サービス機関、投資ファンドの運用にあたる投資運用業者の監督は、連邦金融監督庁（BaFin）とドイツ連邦銀行が共同で実施している。保険会社の監督は、BaFin と各州の保険監督局が実施している。詳細は独I.1 参照

【金融機関に関する規制の特徴、動向】
ドイツにおける金融規制・監督に係る主な法律は、信用制度法、有価証券取引法、投資法、保険監督法である。
日本の銀行に相当する信用機関及び金融サービス機関の監督には信用制度法が適用される。なお、デジタルバンクについて特定の規制は存在しておらず、信用機関としての規制が適用される。証券会社については信用制度法に加えて有価証券取引法が適用される。投資運用業者については投資法、保険会社の監督は保険監督法が適用される。詳細は独II.参照
このほか、決済サービス事業者に対しては、2017 年決済サービス監督法が適用される。暗号資産サービスプロバイダについては、従来は信用制度法及びマネー・ローンダリング関連法令の枠内で規制されてきたが、2024 年 12 月 30 日から EU 暗号資産市場規制（MiCAR）が直接適用され、暗号資産サービスプロバイダに対する包括的な規制枠組みが導入された。また、トラベルルールについても、2021 年にドイツ国内法で先行導入された後、現在は Regulation (EU) 2023/1113 に基づく共通ルールとして運用されている。詳細は独II.6.(5)参照
ドイツは、これまで暗号資産に関する規制・監督においては、既存の法制の解釈・適用により対応してきた傾向があったが、近年は EU 諸国の中でも比較的早期に制度整備を進めてきた。2021 年 7 月 1 日に暗号資産の普及促進を企図してファンドロケーション法が施行されており、投資法における書面要件が大幅に緩和され、2022 年 4 月には暗号資産ファンド（クリプトファンド）に関する新たな規制が導入されるなど、現物ベースではなく電子ベースで単位型の暗号資産ファンドの発行を可能としている。2021 年 6 月には暗号証券登録業務の BaFin による監督について規定した電子証券法も施行された。詳細は独II.6.(5)参照

【日本との比較】
ドイツの信用機関は、伝統的に預金業務に加え、証券、信託業務を手掛けることから、商業的な業務及び投資的な業務双方を行う、いわゆるユニバーサルバンクの形態をとる。
また、ドイツでは、貸金業は信用機関として BaFin から許可を付与される必要がある。なお、日本と異なり法律上明文化された上限金利規制がなく、判例法に基づいた運用となっている点が特徴である。詳細は独II.7.(4)参照
暗号資産に関する規制は、日本の銀行法に相当する信用制度法の範囲内で暗号資産を「金融商品」と定義して BaFin が監督を行ってきたが、現在は MiCAR の下で暗号資産の発行、提供及び関連サービスが EU 共通の規制体系に組み込まれている。もっとも、ドイツは MiCAR 施行以前から、暗号資産サービスプロバイダに関するガイダンスの公表、電子証券法の施行、ファンドロケーション法の制定などを通じて、暗号資産の適切な規制と利用促進の両輪から様々な制度設計を進めてきた点に特徴がある。詳細は独II.6.(5)参照

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

図表　独-1　金融監督体制図

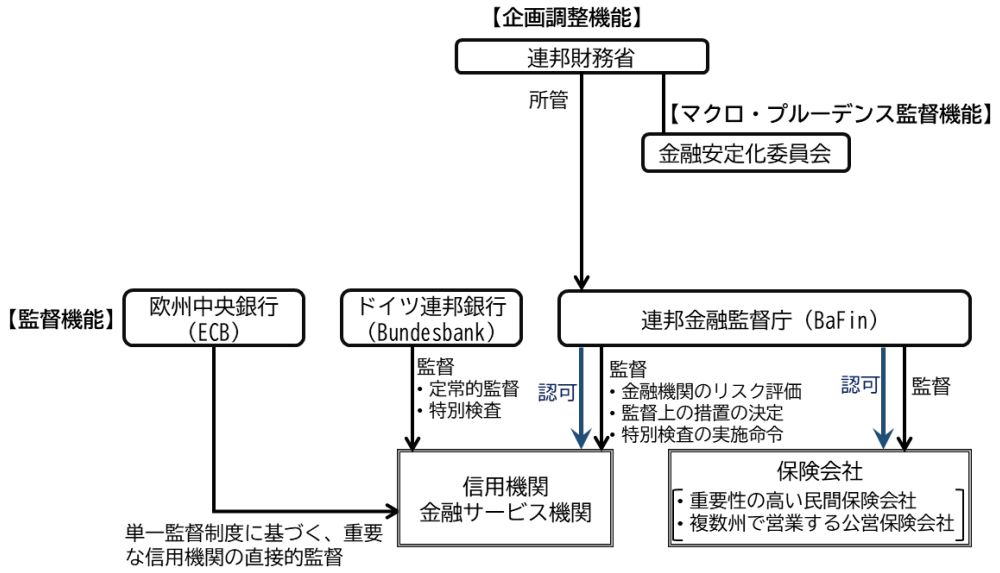

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和 5 年 3 月）[546] 及び BaFin ウェブサイト [547]に基づき作成

ドイツでは、金融監督機関が分野ごとに 3 つに分かれていたが、2002 年 5 月 1 日、連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」)が新しい監督機関として発足した。これにより、現行の体制である単一の金融監督機関が国内で営業する全ての金融機関を監督する体制を確立した。

ア　マクロ・プルーデンス監督

2013 年 1 月 1 日に発効した金融安定化法により、マクロ・プルーデンス監督を担う機関として金融安定化委員会が設立された（金融安定化法 [548]第 2 条）。この委員会の概要については、ドイツI.2.(5)金融安定化委員会を参照のこと。

546 https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20230529/01.pdf
547 https://www.bafin.de/EN/DieBaFin/diebafin_node_en.html
548 https://www.gesetze-im-internet.de/finstabg/BJNR236910012.html

イ　システム上重要な金融機関に対する監督

システミックな重要性を持つ信用機関及び金融サービス機関に対しては、BaFinがドイツ連邦銀行（Bundesbank）と合意の上で発した2008年2月の「ドイツ連邦銀行による信用機関及び金融サービス機関の経常的監視の実施、及び品質確保のための指針（以下「監督指針」）」[549]第6条に基づき、監督を強化する方針が打ち出されている。特に、リスクの詳細な分析と、金融機関のリスク耐性に対する影響の分析に重点を置いている。さらに、BaFin とドイツ連邦銀行との協力関係も強化されている。

また、その後2014年から、システミックな重要性を持つ信用機関は、欧州中央銀行（ECB）を中心とした単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism、SSM）により監督されることとなった。この単一監督メカニズムについては、EUI.1.(1)を参照のこと。

(2) 法令

ア　法律（Gesetz）

ドイツ連邦レベルの金融に関する総合的な企画調整機能は、連邦財務省が有している。連邦法に定めがない機能は、州の管轄であり、各州の財務当局・経済当局に権限がある（州貯蓄銀行法、州立銀行法等）。法令を企画・立案する際は、EU指令と整合をとる必要があるほか、EU 指令に準拠するよう国内法制を整備する必要がある。

金融監督に関する主な法令は、以下のとおりである。

（ア）銀行監督分野

- 信用制度法（ドイツ銀行法、Kreditwesengesetz、略称 KWG）[550]
  信用機関及び金融サービス機関の監督に関する法律。預金者・投資家の保護及び信認に敏感な金融セクターの機能の確保を目的としている。

[549] BaFin, “Richtlinie zur Durchführung und Qualitätssicherung der laufenden Überwachung der Kredit- und Finanzdienstleistungsinstitute durch die Deutsche Bundesbank (Aufsichtsrichtlinie)（2016年12月19日改訂）”「ドイツ連邦銀行による信用機関及び金融サービス機関の経常的監視の実施及び品質確保のための指針（「監督指針」）」
https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Aufsichtsrecht/Richtlinie/rl_130521_aufsichtsrichtlinie.html?nn=9021442

[550] https://www.gesetze-im-internet.de/kredwg/index.html

（イ）証券監督分野

- 有価証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz、略称 WpHG）[551]
- 有価証券の買付と引受に関する法律
  （Wertpapiererwebs-und -Übernahmegesetz、略称 WpÜG）[552]
- 有価証券の目論見書に関する法律
  （Wertpapierprospektgesetz、略称 WpPG）[553]

（ウ）投資ファンド監督分野

- 投資法（Kapitalanlagegesetzbuch、略称 KAGB）[554]

（エ）保険監督分野

- 保険監督法（Versicherungsaufsichtsgesetz、略称 VAG）[555]

（オ）決済・資金移動サービス監督分野

- 支払サービス監督法（Zahlungsdiensteaufsichtsgesetz、略称 ZAG）[556]

イ　法規命令（Rechtsverordnung）

信用制度法では、連邦財務省の「法規命令（Rechtsverordnung）」をもって細則を定めるべき事項について、個別に規定を置いている。

例えば、金融機関及び金融機関グループ、金融持株グループの適格自己資本（信用制度法第 10 条）や流動性要件（信用制度法第 11 条）については、連邦銀行に諮問の上で、法規命令により細則を定める権限が連邦財務省に与えられている。また、細則は連邦銀行の合意のもとで発効されることを条件に、連邦財務省は一部の細則の制定権限を BaFin に委任できる（信用制度法第 10 条第 1 項）。

[551] https://www.gesetze-im-internet.de/wphg/index.html
[552] https://www.gesetze-im-internet.de/wp_g/index.html
[553] https://www.gesetze-im-internet.de/wppg/index.html
[554] https://www.gesetze-im-internet.de/kagb/index.html
[555] https://www.gesetze-im-internet.de/vag_2016/index.html
[556] https://www.gesetze-im-internet.de/zag_2018/index.html

2. 金融監督機関の概要及び権限

(1) 概要

銀行業務を商業的に営む企業、又は商業的に組織された事業体を必要とする規模で銀行業務を営む企業を信用機関という（信用制度法第 1 条第 1 項）。また、商業的に金融サービス業務を他者に対して提供する企業、又は商業的に組織された事業体を必要とする規模で金融サービス業務を提供する企業で、信用機関以外のものを金融サービス機関という（信用制度法第 1 条第 1a 項）。信用機関及び金融サービス機関に対する監督は、連邦金融監督庁（BaFin）とドイツ連邦銀行（Bundesbank）が共同で実施する（信用制度法[557]第 7 条）。すなわち、ドイツの金融監督機関は、BaFin とドイツ連邦銀行である。BaFin は、連邦財務省の所轄下にある組織である。銀行監督に関して、BaFin はドイツ連邦銀行と共同で監督に当たっており、ドイツ連邦銀行傘下の州中央銀行による検査とも連携している。これは、1961 年の旧信用制度監督庁の発足以降現在に至るまで、同様の対応が継続している。

BaFin は銀行・保険担当部門がボン、証券・資産管理担当がフランクフルトに所在する。ドイツ連邦銀行の本部はフランクフルトである。

(2) 連邦金融監督庁（BaFin）

BaFin は、2002 年 5 月 1 日に従来の信用制度、保険、証券取引の各監督庁を統合して設立された組織である（金融監督統合法（Finanzdienstleistungsaufsichtsgesetz、略称 FinDAG）[558]第 1 条）。銀行、保険、証券の分野ごとに、「銀行監督局」、「保険・年金基金監督局」、「証券監督・アセットマネジメント局」の 3 つの局が、金融機関や金融市場の監督を遂行しているほか、金融システムの健全性やマネー・ローンダリング対策は「決済、マネー・ローンダリング対策局」が担う。

ア 根拠法令

BaFin の設立について規定しているのは、2002 年 4 月に成立した金融監督統合法である。

イ 目的

BaFin の主たる目的は、その規制活動によって金融センターとしてのドイツの金融システムの適切な機能、安定性及び統合性を確保し、消費者全体の保護を強化することである[559]。

---

[557] https://www.gesetze-im-internet.de/kredwg/index.html
[558] https://www.gesetze-im-internet.de/findag/index.html
[559] https://www.bafin.de/DE/DieBaFin/AufgabenGeschichte/aufgabengeschichte_node.html

ウ　業務内容

BaFin は、それまでの連邦銀行監督庁（BAKred）[560]、連邦証券監督庁局（BAWe）[561]、及び連邦保険監督庁（BAV）[562]が有していた機能を継承している（金融監督統合法第 4 条）。

銀行監督、証券監督及び保険監督における BaFin の業務はそれぞれ以下のとおりである。

（ア）銀行監督

銀行監督において BaFin の果たす機能は、信用制度法において規定されている。

- 信用機関に対する許可（信用制度法第 32 条、第 33 条）
- EU の各種規則・指令に基づく信用制度法の条項に準拠した信用機関の監督（信用制度法第 6 条第 1 項）
  - 資本要件
  - 流動性要件
  - 金融機関におけるリスク管理の適切さ　等

（イ）証券監督

証券監督において BaFin の果たす機能は、有価証券取引法及び信用制度法において規定されている。

- 有価証券取引法の遵守状況の監視及びその執行のために適切かつ必要な命令の発出（有価証券取引法第 6 条）
- 金融サービス機関への許可の付与（信用制度法第 32 条、第 33 条）
- 信用制度法の条項に準拠した金融サービス機関の監督（信用制度法第 6 条第 1 項）

（ウ）保険監督

保険監督において BaFin が果たす機能は、保険監督法に規定されている。

- 保険会社への許可（保険監督法第 8 条第 1 項）
- 保険監督法の条項に準拠した保険会社の監督（保険監督法第 294 条）
  - 保険会社の業務の適切性の監督
    （監督規制の遵守の監視、被保険者に関わる契約の遵守の監視等）
  - 保険契約に伴う義務を履行する能力の保持状況の監視

[560] 正式名称は、「Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen、略称 BAKred」である。
[561] 正式名称は、「Bundesaufsichtsamt für den Wertpapierhandel、略称 BAWe」である。
[562] 正式名称は、「Bundesaufsichtsamt für das Versicherungswesen、略称 BAV」である。

（保険会社の投資（資産）内容、自己資金、会計手続、内部統制等）

エ　組織

BaFin は、法人格を持ち公法による統制を受ける連邦機関であり、連邦財務省の監督に服する（金融監督統合法第 1 条、第 2 条）。

図表　独-2　BaFin の組織図

（2025 年 11 月 1 日現在）

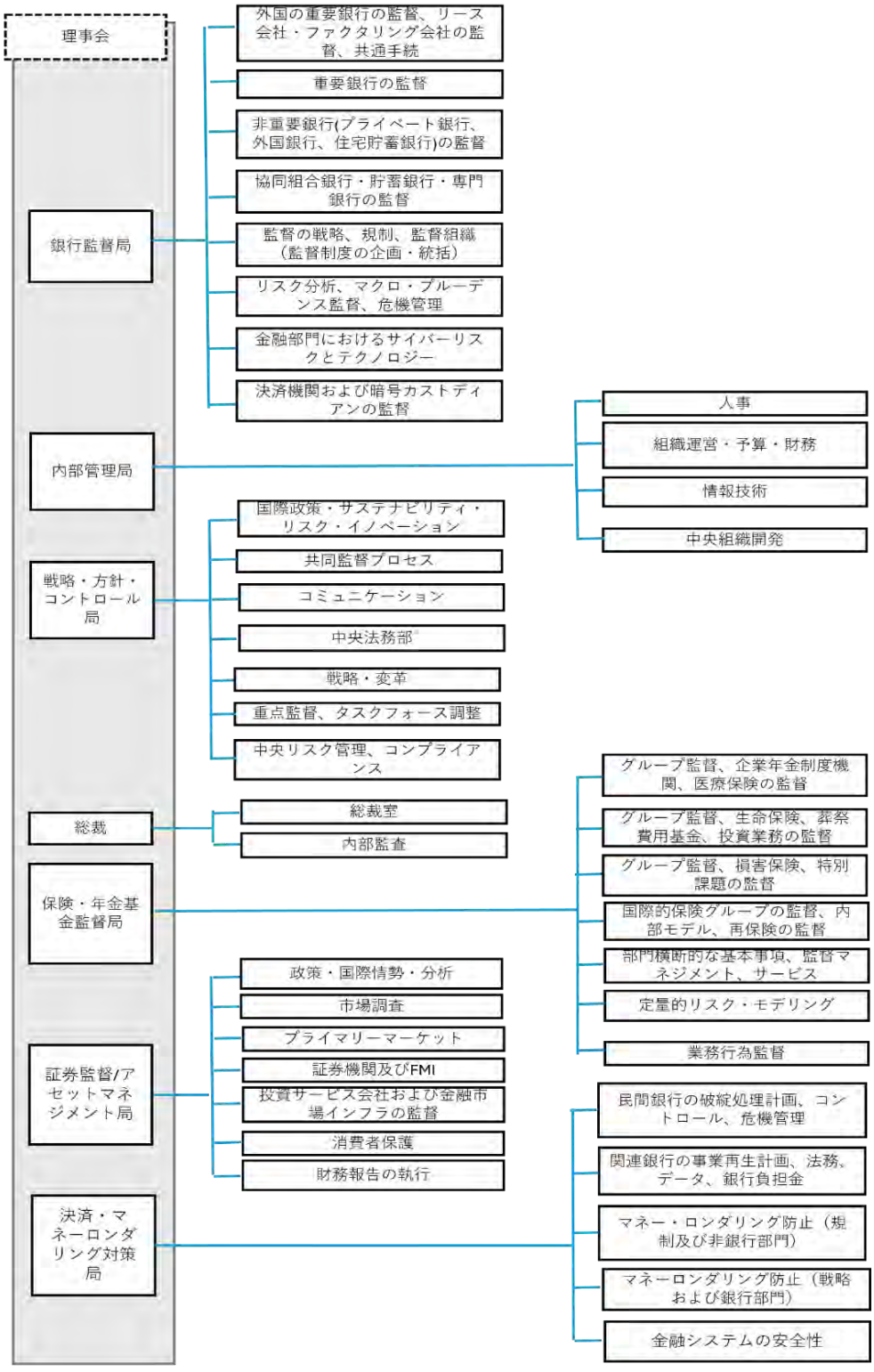

（出所）BaFin, “Organization plan of the Federal Financial Supervisory Authority”に基づき作成
https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Liste/dl_organigramm_en.pdf;jsessionid=229EF3730A34DEC4B8F23A9CDACA8726.internet972?__blob=publicationFile&v=36

オ　職員数

BaFin の職員数は、下表のとおりである。

図表　独-3　BaFin の職員数（2024 年 12 月末現在）

（単位：人）

		職員数
全職員		2,996
うち	金融機関・保険会社・証券取引の監督に従事する職員	NA
	部門間横断業務に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

（出所）BaFin, “Annual Report 2024”
https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Jahresbericht/dl_jb_2024_en.pdf;jsessionid=D82B26B85C4CE00FE98A397B794795A9.internet001?__blob=publicationFile&v=2

カ　人事

2024 年 1 月 1 日付けで、保険の専門家である Julia Wiens が、BaFin の保険・年金基金監督局の最高責任者に就任した。前任者の Dr. Frank Grund は、2023 年末で退任した。

キ　予算規模・予算源

BaFin は、自身の収入で経費を賄わなければならない（金融監督統合法第 13 条）。

BaFin の収入には、以下が含まれる。なお、過料も BaFin の収入となるが、経費を賄うための収入として過料を勘案してはならない（金融監督統合法第 13 条第 1 項）。

- 清算人の任命、業務監査の実施等に要した経費の実額請求（金融監督統合法第 15 条）。
- 賦課金により経費を賄えない場合、連邦財務省の省令により、不足額を監督対象金融機関から追加徴収することが認められている（金融監督統合法第 16 条）。

図表　独-4　BaFin の予算（2026 年度計画）

（単位：100 万ユーロ。10 ユーロ以下四捨五入）

		金額
収入		527.1
	管理収入	17.9
	その他の収入（料金・利息など）	509.2
支出		527.1
	人件費	362.4
	運営費	135.6
	債務支払い	0.0
	交付金・助成金（投資を除く）	13.3
	資本支出	15.7

（出所）BaFin, “Haushaltsplan 2026”
https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/DE/Bericht/Haushalt/Haushaltsplaene/neu/dl_haush_2026.pdf;jsessionid=FB7B4471D04376711306B9D0AD5227E0.internet972?__blob=publicationFile&v=2

ク　銀行に対する監督手法

（ア）定期報告

信用機関及び金融サービス機関には、例えば以下の定期的報告の義務が課されている。

- 四半期会計報告（信用制度法第 25 条第 1 項）
  四半期ごとの報告書を、ドイツ連邦銀行に対して提出すること
- 自己資本状況報告（信用制度法第 25 条第 1 項）
  年に一度、BaFin の定めた日に、自己資本状況に関する報告書をドイツ連邦銀行に対して提出すること
- 年次会計報告（信用制度法第 26 条第 1 項）
  信用機関及び金融サービス機関は、作成時及び承認後の年次会計報告書及び経営報告書を BaFin とドイツ連邦銀行に提出する。年次会計報告書には、監査証明又は監査証明を差し控えるという監査意見を添付すること
- 監査報告（信用制度第 26 条第 3 項）
  年次会計報告書の監査を実施した監査人は、監査終了後、BaFin 及びドイツ連邦銀行に対し監査報告書を提出すること

（イ）特別報告

信用機関及び金融サービス機関又はその親会社、上記の機関の経営層及び従業員は、ドイツ連邦銀行及び BaFin が業務上定める職員や組織に対し、その求めに応じて、全ての業務活動に関する情報を提供し、文書を提出しなければならない（信用制度法第 44 条第 1 項）。

（ウ）立入検査

信用機関及び金融サービス機関に対する立入検査の権限は BaFin が有しており、上記機関及びその親会社に対し、特別な事由の有無にかかわらず立入検査を実施することができる。また、BaFin からの委任により、ドイツ連邦銀行が立入検査を実施することも可能である（信用制度法第 44 条第 1 項）。

（エ）検査・監督の実施

① 検査・監督手法

信用機関及び金融サービス機関の監督を実施する上での情報収集は、以下の手段によって行われる。

a. 経営陣との面談（監督指針 3.4.1）

信用機関及び金融サービス機関の経営陣との定期的な面談は原則として、ドイツ連邦銀行が年次で実施している。面談には BaFin も参加することができる。

信用機関及び金融サービス機関のうち、支払能力に問題がなく、監督上の重要性が低い機関（特に、規模の小さい機関）は、定期的な面談の実施を省略することができる。

信用機関及び金融サービス機関において重大な事態が発生し、特別な評価を実施する必要がある場合には、臨時の面談が行われる。ドイツ連邦銀行と BaFin のいずれも、臨時の面談を実施することができる。

面談結果に基づいて必要と判断される場合に BaFin が検査命令を出し、特別検査が実施される（監督指針 3.4.1(3)）。

b. 第三者との面談（監督指針 3.4.2）

ドイツ連邦銀行及び BaFin は、信用機関及び金融サービス機関の経営層との面談と同様に、監査人や当該機関と関係のある第三者との面談を実施することができる。

c.　報告徴求書類の分析（監督指針 3.4.3）

信用機関及び金融サービス機関は、ドイツ連邦銀行に対し、年次会計報告書、監査報告書等を提出することが義務付けられている（信用制度法第 26 条）。

また、ドイツ連邦銀行は BaFin の同意を得た上で、追加的な情報収集を行うことができるほか、例外的措置として、BaFin が直接情報収集を行うことも可能である（監督指針 3.4.4）。

d.　特別検査（監督指針 3.4.5）

特別検査は、信用制度法第 44 条に基づき、BaFin の命令により実施される。特別検査の実施は、ドイツ連邦銀行の地方支部や第三者に委任される。

特別検査は、法令により実施スケジュールが決まっているもの [563]を除き、信用機関及び金融サービス機関からの要請か BaFin の決定に基づいて実施される。

e.　銀行業務検査（監督指針 3.4.6）

信用制度法第 7 条第 1 項に基づき、信用機関及び金融サービス機関の資本の健全性とリスク管理プロセスについての検査を行うものである。

銀行業務検査は通常、ドイツ連邦銀行の地方支部が実施する。

f.　ストレステスト（監督指針 3.4.7）

BaFin とドイツ連邦銀行は、欧州銀行監督機構（EBA）が定める要件に従い、共同でストレステストを実施する。ドイツ連邦銀行は必要に応じ、追加的なストレステストを定期的に実施する。

② 検査官数

BaFin において信用機関の検査に従事する検査官の数は非公開である [564]。

（オ）処分規定

① 是正命令

BaFin は、信用機関及び金融サービス機関及びその経営者に対し、規制違反行為の差止め及び防止のため、並びに上記機関に顧客から預託されている資産の安全性が脅かされる、又は銀行業務や金融サービス業務の適切な実施を損なわれる

[563] ファンドブリーフ銀行は、2 年に 1 度定期的な検査を実施しなければならない（ファンドブリーフ法第 3 条）BaFin,“Annual Report 2018”p.77
https://www.bafin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html

[564] BaFin, “Annual Report 2021”への照会に基づく。
https://www.bafin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html

などの望ましくない事態の防止や克服のために適切かつ必要な命令を発することができる（信用制度法第 6 条第 3 項）。

② 強制執行

BaFin は、法律に基づく命令を執行するに当たり、当該命令の履行を確保するために、行政執行法[565]（Verwaltungs-Vollstreckungsgesetz、略称 VwVG）の定めにしたがって強制執行を実施することができる（金融監督統合法第 17 条）。

行政執行法の定める強制執行の手段は、代執行（行政執行法第 10 条）、違約金（行政執行法第 11 条）、直接強制（行政執行法第 12 条）がある。

なお、金融監督統合法では、違約金（Zwangsgeld）の上限額を 25 万ユーロとしている（金融監督統合法第 17 条）。

③ 過料（行政上の秩序罰）

BaFin は、行政犯罪法[566]（Gesetz über Ordnungswidrigkeiten、略称 OWiG）第 36 条第 1 項第 1 号に定められている行政機関として、信用制度法に対する違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有する（信用制度法第 60 条）。

信用制度法では、信用制度法への違反のうち過料の対象となるものについて、第 56 条に列挙している。過料の上限額は、違反の内容により、500 万ユーロ以下、70 万ユーロ以下、50 万ユーロ以下、20 万ユーロ以下、10 万ユーロ以下の 5 段階に分けられている（信用制度法第 56 条第 6 項）[567]。

④ 刑事罰

法で禁止されている営業行為及び無許可営業（信用制度法第 54 条）、支払不能・債務超過の報告義務違反（信用制度法第 55 条）、大口融資先に関する情報の無資格盗用（親告罪）及び無資格漏洩（親告罪）（信用制度法第 55a、第 55b 条）は、刑事司法手続を経て、自由刑又は罰金刑が科される。

ケ 証券会社に対する監督手法

（ア）監督機関

証券監督は BaFin が担うことが、有価証券取引法及び信用制度法において規定されている。信用制度法上は信用機関に対するものと共通である。要件についてはドイツI.2.(1)概要を参照のこと。

565 https://www.gesetze-im-internet.de/vwvg/index.html
566 https://www.gesetze-im-internet.de/owig_1968/index.html
567 https://www.gesetze-im-internet.de/kredwg/__56.html

（イ）監督手法

① 調査

a. 一般調査

BaFin は、有価証券取引法の遵守状況について監視するため、必要な範囲において、情報の提供、文書の提出、文書の写しの引渡しを何人に対しても要求することができ、また、査問や質問を行うことができる（有価証券取引法[568]第 6 条第 3 項）。

a. 立入調査

BaFin の職員及び BaFin の委任を受けた者は、その目的を果たすために必要な限りにおいて、通常の営業時間内に、有価証券取引法第 6 条第 3 項に基づき情報の提供を要求された者の地所、又は事業所に立ち入ることができる（有価証券取引法第 6 条第 11 項）。

（ウ）処分規定

① 差止

BaFin は、有価証券取引法の禁止事項や要求事項の遵守について監視し、その執行のために適切かつ必要な命令を発することができる。

BaFin は、特定の金融商品の取引を一時的に停止することができるほか、金融商品が取引されている市場において特定の金融商品の取引を中止するよう命じることができる（有価証券取引法第 6 条第 2 項）。

② 制裁

a. 過料

BaFin は、行政犯罪法第 36 条第 1 項第 1 号に定められている行政機関として、有価証券取引法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有する（有価証券取引法第 121 条）。

b. 刑事罰

インサイダー取引及び市場操作は、犯罪行為として刑事訴追の対象となる（有価証券取引法第 119 条）。

これらの犯罪行為が疑われる事実に関しては、BaFin は遅滞なく所轄の検察官に当該事実を報告しなければならない（有価証券取引法第 11 条）。

[568] https://www.gesetze-im-internet.de/wphg/index.html

コ　保険会社に対する監督手法

（ア）監督機関

民間保険会社及び複数の州で営業している公営保険会社の監督は BaFin が担う（保険監督法第 320 条第 1 項）。他方、単一の州内で営業している公営保険会社については、各州の監督当局が監督を担当することが定められている（保険監督法第 320 条第 2 項）。

（イ）監督手法

①　報告徴求

a.　定期報告

支払余力及び財務報告

(a) 保険会社は、少なくとも年に一度、会計年度の終了から 14 週間以内に支払余力及び財務状況に関する報告書を取締役会の承認を得た上で公表し、速やかに保険監督機関に提出しなくてはならない（保険監督法[569] 第 40 条第 1 項）。

(b) 支払余力及び財務状況に関する報告書には、以下の情報を含まなくてはならない（保険監督法第 40 条第 2項）。

- **事業の内容と実績**
- **組織構造と、リスクに対するその組織の適正評価**
- **リスクごとの分類、顕在化の可能性、軽減対策等**
- **保険金支払責任額とその評価方法**
- **資金管理の状況（少なくとも、資金の分散状況、金額、性質と、支払余力要件基準及び最低資本金要件基準）**

年次会計報告

(c) 保険会社は、法的代表者によって作成された年次会計報告書と経営報告書を、作成後直ちに保険監督機関に提出しなければならない（保険監督法第37条第1項）。また、監査済みのソルベンシー比率とその比率に関する監査報告書も、速やかに保険監督機関に提出しなければならない（保険監督法第37条第2項）。

(d) また、保険会社は、監査人を選任し、その監査報告書の写しを経営会議及び監査役会の意見とともに保険監督機関に速やかに提出しなければならない（保険監督法第37条第5項）。

[569] https://www.gesetze-im-internet.de/vag_2016/index.html

b. 特別報告

保険監督機関は、保険会社、保険会社の経営層及びその他の経営者及び保険会社を支配する者に対し、保険会社の全ての業務活動に関する情報及び業務文書を提出するよう要求することができる（保険監督法第 305 条第 1 項）。

② 立入検査

保険監督機関は、特別な事由がなくても、保険会社の地所若しくは事業所において、当該保険会社の業務の監査を実施することができる（保険監督法第 306 条第 1 項）。

③ 検査の実施状況

a. 検査手法

保険会社の検査は、報告書類の分析と実地検査によって行われている[570]。

b. 検査頻度

保険会社の検査頻度は、各保険会社の市場に対する影響力の大きさに応じて決定される。具体的な検査頻度は非公開である[571]。

c. 検査官数

BaFin において保険会社の検査に従事する検査官の数は非公開である[572]。

（ウ） 処分規定

① 業務改善措置

保険監督機関は、保険会社、保険会社の経営層及びその他の経営者、及び保険会社を支配する者に対し、不法行為の防止又は是正のために適切かつ必要なあらゆる措置を執ることができる（保険監督法第 298 条）。

また、保険監督機関は、保険会社から委託を受けて業務を行っている者や保険会社に対してサービスを提供している者に対しても直接、改善命令を発出することができる（保険監督法第 299 条）。

---

[570] BaFin ウェブサイトによる。
https://www.bafin.de/EN/DieBaFin/AufgabenGeschichte/Versicherungsaufsicht/versicherungsaufsicht_node_en.html

[571] BaFin, “Annual Report 2021”への照会に基づく。
https://www.bafin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html

[572] BaFin, “Annual Report 2021”への照会に基づく。
https://www.bafin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html

② 特別管理官の任命

保険監督機関は特別管理官を任命し、保険会社における業務の遂行を特別管理官に委ねるとともに、そのために必要な権限を付与することができる。この場合、当該特別管理官は、保険会社の経営管理機関が法律、定款等に基づいて有している権限を行使することができる（保険監督法第 307 条）。

特に、保険持株会社及び混合金融持株会社の監督の際には、以下の場合において特別管理官を任命することができる（保険監督法第 293 条）。

- 当該会社の 1 名以上の経営者又は取締役が、保険監督法上要求される要件を満たしていない証拠がある場合
- 当該会社が、保険監督法やその関連する法規命令に絶えず違反している場合

③ 許可取消・役員の解任

保険会社の許可取消規定については、ドイツII.4.(4)変更・取消を参照のこと。

役員の解任については、保険監督機関は以下の場合に、役員を含む保険会社の重要な役割を果たす人物の解任を要求し、以下の場合にその人物の当該会社内での職務執行を禁じることができる（保険監督法第 303 条第 2 項）。

a. 当該人物が、会社の経営に深くかかわる人間としての要件を満たさないことを示唆する事実がある場合
b. 当該人物が経営層として、故意又は過失により各種法令に違反し、規制機関による警告があっても同様の状態が続く場合
c. 監査役としての権限を用いて深刻な法令違反の隠匿、又は規制機関による警告があっても法令違反に対して必要な是正措置を採らず、その状態が続く場合
d. 当該人物が故意又は過失によりマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（保険監督法第 52 条～第 56 条）やその施行のための法規命令に対して、重大な違反がある、システミックな違反がある、又は繰り返し違反している場合

④ 過料

保険監督機関は、行政犯罪法第 36 条第 1 項第 1 号に定められている行政機関として、保険監督法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有している（保険監督法第 333 条）。

⑤ 罰則対象

以下を含む違反行為は、禁固、あるいは罰金の対象となる（保険監督法第 331 条、第 332 条）。

a. 無許可での営業及び他国での支店開設等
b. 破産時の報告義務違反
c. 監査役会構成員の義務違反
d. 他の保険会社への出資状況に関する報告義務違反
e. 監査人の任命義務違反若しくは任命通知義務の違反

保険監督機関は自らが持つ情報を、当該事件を管轄する検察官や裁判所、中央銀行、破産処理を担当する金融機関、保証機構等に提供することができる（保険監督法第 309 条）。

サ 投資運用業者に対する監督手法

（ア）監督機関

ドイツでは、投資ファンドの運用にあたる事業者を「投資運用業者」として、投資法に基づく規制を行っている。投資運用業者の監督を担うのは BaFin である（投資法第 20 条第 1 項等）。

（イ）監督手法

① 報告徴求

a. 定期報告

投資運用業者に対しては、商法[573]第 340a 条から第 340o 条までの規定が準用され、年次会計報告書、情況報告書及び監査報告書の提出義務が課される（投資法[574]第 38 条第 1 項）。

また、信用制度法第 26 条も準用され、投資運用業者は、作成時又は会計監査人による承認後の年次会計書類及び経営報告を BaFin に提出しなければならない（ドイツ連邦銀行への提出義務は除外）。年次報告には、監査証明又は監査証明を差控えるという監査意見を添付しなければならない（投資法第 38 条第 3 項）。

b. 特別報告

BaFin は必要に応じて、あらゆる者から情報を取得し、書類の提出及び複写の譲渡を要求し、関係者を召喚及び尋問することができる（投資法第 5 条第 6 項）。

また、信用制度法第 44 条第 1 項及び第 44b 条を準用し、投資運用業者、その親会社、経営層及び従業員は、BaFin（及び BaFin が監督機能を果たす上で用い

573 https://www.gesetze-im-internet.de/hgb/index.html
574 https://www.gesetze-im-internet.de/kagb/index.html

ている第三者）の求めに応じて、全ての業務活動に関する情報を提供し、文書を提出しなければならない（投資法第 14 条）。

② 立入検査

信用制度法第 44 条第 1 項の準用により、BaFin は投資運用業者及びその親会社に対し、特別な事由の有無にかかわらず立入検査を実施することができる（投資法第 14 条）。

(ウ)処分規定

① 業務改善命令

BaFin は、職務の遂行のために適切かつ必要な命令を発することができる。さらに、BaFin は、監督の一環として、投資法及び投資法に基づいて制定された規則、投資条件、定款、会社契約[575]に予定されている諸規定の遵守を確保するために、適切かつ必要なあらゆる命令を発することができる（投資法第 5 条第 6 項）。

② 許可取消・役員の解任

許可拒絶事由[576]に該当する事実が明らかになった場合、BaFin は、投資運用業者の許可の取消に代えて、責任を有する管理者らの解任を要求するとともに、同人らに対して活動を禁じることができる（投資法第 40 条第 1 項）。

BaFin による投資運用業者の許可取消については、ドイツII.3.(1)エ変更・取消を参照のこと。

管理者が解任された場合には、投資運用業者が新たな管理者を任命するまでの間、監督庁は、特別管理官を任命することができる（投資法第 40 条第 2 項）。

③ 過料

BaFin は、行政犯罪法第 36 条第 1 項第 1 号に定められている行政機関として、投資法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有する（投資法第 340 条第 10 項）。

投資法では、投資法への違反のうち過料の対象となるものについて、第 340 条に列挙している。

---

[575] 定款（Satzung）は、株式会社（AG）、有限会社（GmbH）等の資本会社において、会社運営の基本的な規則及び組織構造等を定めるものを指す。他方、会社契約（Gesellschaftsvertrag）は、民法上の組合（GbR）、合名会社（OHG）、合資会社（KG）等の人的会社において、会社運営の基本的な規則及び組織構造や、出資者の権利義務等を定めるものを指す。

[576] 投資運用業者の認可拒絶事由については、ドイツII.3.(1)ウ要件を参照のこと。

④ 刑事罰

無許可営業した者は、5 年以下の拘禁刑又は罰金の対象となる（投資法第 339 条第 1 項）。

シ 投資顧問業者に対する監督手法

投資顧問業者は、金融サービス機関として BaFin の監督を受ける。

金融サービス機関に対する BaFin の監督権限については、ドイツI.2.(2).ク銀行に対する監督手法を参照のこと。

(3) ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）

ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）は、1957 年に創設された、ドイツ連邦共和国の中央銀行である。

ア 根拠法令

ドイツ連邦銀行の設立について規定しているのは、ドイツ連邦銀行法（Gesetz über die Deutsche Bundesbank、略称 BBankG）[577]である。

イ 目的

ドイツ連邦銀行の活動は、物価水準の安定、外貨準備の管理、決済システムの円滑化及び安定を主な目的としている（ドイツ連邦銀行法第 3 条）。

ウ 業務内容

金融監督行政においてドイツ連邦銀行は、BaFin が同行と合意の上で発した監督指針 [578]に基づき、金融機関の経常的なモニタリングを実施する（信用制度法第 7 条）。

また、監督上の措置として行われる特別検査は、BaFin の命令に基づき、ドイツ連邦銀行が実施する場合もある（信用制度法第 44 条第 1 項）。

エ 銀行に対する監督手法

金融サービス機関に対するドイツ連邦銀行の監督権限については、ドイツI.2.(2).ク銀行に対する監督手法を参照のこと。

---

577 https://www.gesetze-im-internet.de/bbankg/index.html

578 BaFin, “Richtlinie zur Durchführung und Qualitätssicherung der laufenden Überwachung der Kredit- und Finanzdienstleistungsinstitute durch die Deutsche Bundesbank (Aufsichtsrichtlinie)（2016 年 12 月 19 日改訂）” https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Aufsichtsrecht/Richtlinie/rl_130521_aufsichtsrichtlinie.html?nn=9021442

オ　組織

ドイツ連邦銀行は、公法に基づく法人格を持つ連邦機関である。資本金は 25 億ユーロであり、ドイツ連邦共和国がこれを保有する（ドイツ連邦銀行法第 2 条）。

図表　独-5　ドイツ連邦銀行の組織図

（2025 年 10 月 10 日現在）

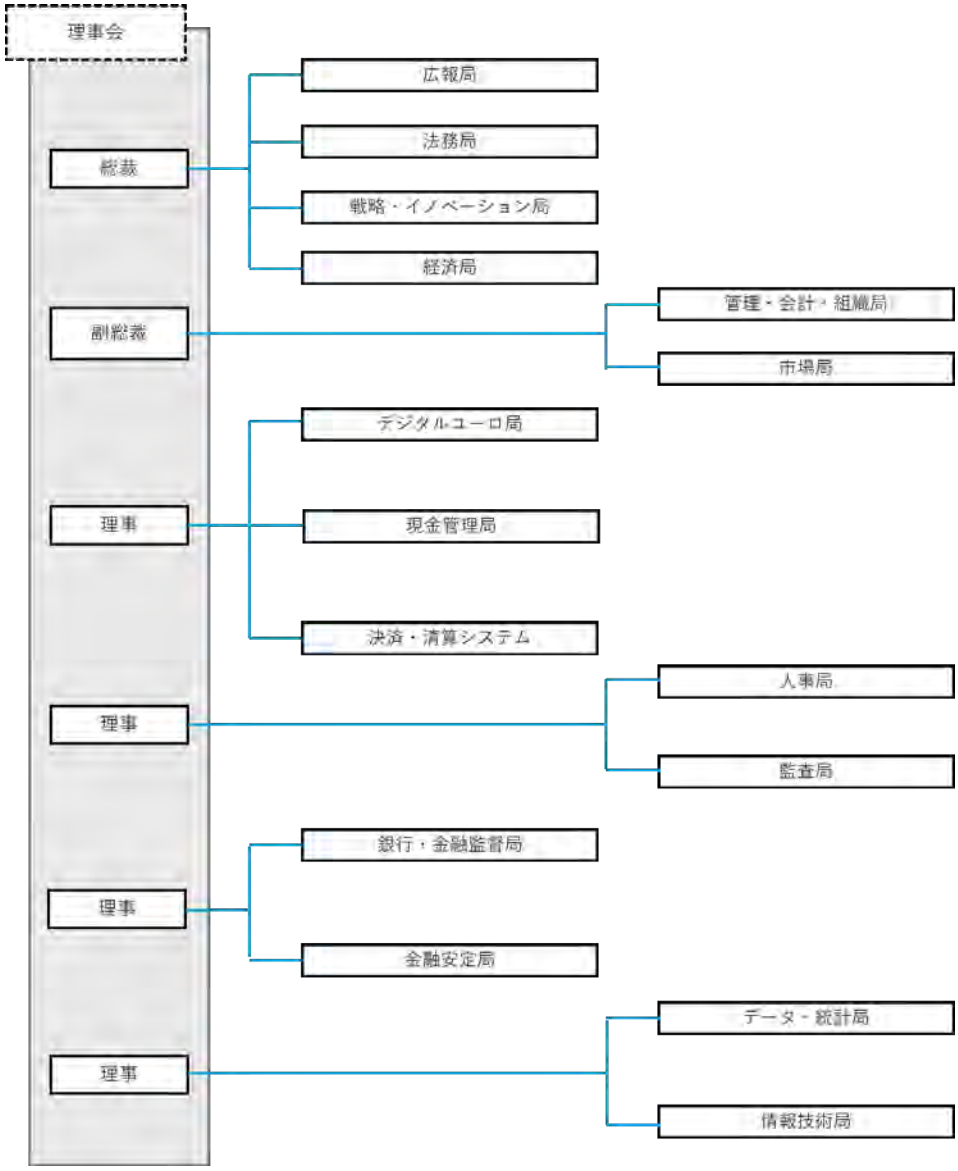

（出所）ドイツ連邦銀行,“Organization Chart Central Office”に基づき作成

https://www.bundesbank.de/resource/blob/618334/5a356ceff95dd93a1087e5775ba0dace/mL/organisationsplan-der-zentrale-data.pdf

カ　職員数

ドイツ連邦銀行の職員数は、下表のとおりである。

図表　独-6　ドイツ連邦銀行の職員数

（2024 年 12 月末現在）

（単位：人）

		職員数
全職員（フルタイム換算）		10,207.4
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

（出所）Deutsche Bundesbank, “Annual Report 2024”
https://publikationen.bundesbank.de/caas/v1/media/951286/referenceDoc/3ae71ce46001612f42699813a0f71bb0

キ　収支構造

ドイツ連邦銀行の収入源は、中央銀行としての業務の実施に伴う各種の収入である。同行の純利益のうち 20%（ただし、2 億 5000 万ユーロを下限とする）は、将来の損失に備えるための法定準備勘定が 25 億ユーロに達するまでは当該勘定に繰り入れられた後、残りが国庫に納められる（ドイツ連邦銀行法第 27 条）。

図表　独-7　ドイツ連邦銀行の収支

（2024 年度実績）

（単位：100 万ユーロ）

		金額
収入[579]		▲17,363
	監督対象機関からの賦課金（純額）	60
	利息収入（純額）	▲13,059
	金融業務に伴う純利益	860
	通貨収益プールの純利益	▲5,434
	その他の収入	210
支出		2,451

（出所）Deutsche Bundesbank, “Annual Report 2024”

[579] “Annual Report 2024”によると、金融緩和政策により低利回りの保有資産と、政策金利上昇に伴う銀行預金への利払い増加により純利息収入が大幅にマイナスとなり、全体として損失が計上されている。

(4) 監督当局間の関係

ア BaFin とドイツ連邦銀行の関係

信用機関及び金融サービス機関の監督は、BaFin とドイツ連邦銀行が共同で実施する（信用制度法第 7 条）のに加えて、ユーロ圏にとって規模や社会経済的影響が大きいと判定された信用機関は、単一監督メカニズムの下で ECB による監督も受ける[580]。

BaFin とドイツ連邦銀行との間ではそれぞれ、監督指針にしたがって以下のように役割を分担している。

（ア）定常的なモニタリング（監督指針 2.2.3）

定常的なモニタリングは、ドイツ連邦銀行が行う。ドイツ連邦銀行では、信用機関及び金融サービス機関が定期的に提出する報告書類を分析し、資本の水準及びリスク管理体制が適切であるか評価を実施する。

また、信用機関及び金融サービス機関の経営陣との定期的な面談もドイツ連邦銀行が行っている。

（イ）リスク評価と監督上の措置の決定（監督指針 2.2.2(2)）

BaFin は、ドイツ連邦銀行の実施した分析結果等に基づき、信用機関及び金融サービス機関のリスクについて最終的な評価を行い、監督上の措置を決定する。

（ウ）検査のための面談の実施（監督指針 3.4.1(3)）

BaFin は、信用機関及び金融サービス機関のリスク評価を行う上で必要と判断した場合には、不定期な面談の実施命令を発する。実際の面談は、BaFin からの委任を受けて、ドイツ連邦銀行が実施する場合もある。

イ 保険監督における BaFin と州保険監督局の関係[581]

保険業の監督は、BaFin と各州の保険監督局により行われる。BaFin はドイツ政府の代理として、ドイツ国内で営業する経済的な重要性の高い民間保険会社及び民間事業者と競合関係にあり、複数の州に跨った事業を行う公営の保険会社の監督を行う。

単一の州内で営業活動を行う公営保険会社、及び経済的な重要性の比較的低い民間保険会社の監督は、各州の保険監督局が実施している。

---

[580] 単一監督メカニズムについては、EUI.1.(1)を参照のこと。

[581] BaFin ウェブサイトによる。
https://www.bafin.de/EN/Aufsicht/VersichererPensionsfonds/versichererpensionsfonds_node_en.html

(5) 金融安定化委員会（Ausschuss für Finanzstabilität）

金融安定化委員会（Ausschuss für Finanzstabilität）は、2013 年 3 月 18 日に従来の金融市場安定常設委員会（Ständiger Ausschuss für Finanzmarktstabilität）に代わり、マクロ・プルーデンス監督を担う機関として発足した[582]。

ア　根拠法令

金融安定化委員会の設立について規定しているのは、2013 年 1 月 1 日に発効した金融安定化法（Gesetz zur Überwachung der Finanzstabilität、略称 FinStabG）[583]である（金融安定化法第 2 条第 1 項）。

イ　目的

金融安定化委員会は、金融安定化の分野における連携を強化することを目的としている（金融安定化法第 2 条第 1 項）。

ウ　業務内容

金融安定委員会の業務としては、特に以下のものが挙げられる（金融安定化法第 2 条第 2 項第 1～第 5 号）。

1) 金融安定化のために重要となる状況について討議すること
2) 金融危機の際に、委員会内の代表機関の連携を強化すること
3) 欧州システミック・リスク理事会による警告及び勧告への対応に関して協議すること
4) ドイツ連邦議会に毎年 1 回報告を行うこと
5) 特定の者に対し、金融安定性を損ねるようなリスクに対して注意を促すための警告や、そのようなリスクを回避するために必要な措置についての勧告を発し、またこれらの警告や勧告を公表すること

エ　組織

金融安定化委員会は、連邦財務省に設置され（金融安定化法第 2 条第 1 項）、以下のメンバーにより構成される（金融安定化法第 2 条第 3 項）。

- 連邦財務省の代表 3 名（そのうち 1 名が委員会の議長、1 名が副議長）
- ドイツ連邦銀行の代表 3 名
- BaFin の代表 3 名

582 https://www.afs-bund.de/afs/EN/About-the-FSC/Overview/overview.html
583 https://www.gesetze-im-internet.de/finstabg/index.html

※決済部門を担当する BaFin の理事会メンバーは、議決権を持たない諮問的な立場の委員会のメンバーとする。さらに上記の機関は 3 団体の代表者のうち 1 名を副代表者として指名しなければならない。

オ　職員数

金融安定化委員会は、ドイツの金融システムの監視に係る機関の代表者による委員会であり、独自の職員は持たない。

カ　予算規模・予算源

金融安定化委員会は、独自の予算を持たない。

II.　金融機関の種類と主な規制

1.　預金取扱金融機関

預金取扱金融機関である金融機関はドイツでは信用機関と呼ばれ、商業銀行、貯蓄銀行グループ、協同組合銀行グループ、その他の銀行に分類される。

(1)　業務範囲

銀行業務を商業的に営む企業、又は商業的に組織された事業体を必要とする規模で銀行業務を営む企業を信用機関という（信用制度法[584]第 1 条第 1 項）。

銀行業務とは、以下のものをいう（信用制度法第 1 条第 1 項）。

1.　預金業務
1a　担保付債券業務（カバードボンド業務）
2.　金銭の貸付及び譲受債権の付与（貸付事業）
3.　為替手形や小切手の買取（割引ビジネス）
4.　第三者のために信用機関自体の名義で金融商品の売買を行うこと（プリンシパル・ブローキング・ビジネス　金融商品取引業）
5.　他人のために有価証券を保管・管理すること（カストディ業務）
6.　有価証券（保管・決済等）における証券集中保管業務
7.　満期前ローン獲得業務
8.　信用保証業務
9.　小切手・手形の取立業務、トラベラーズチェック発行業務
10.　証券引受業務

[584] https://www.gesetze-im-internet.de/kredwg/index.html

11. 有価証券取引における中央清算業務

ア　信用機関の区分

BaFin では、信用機関を以下の 4 つに区分している[585]。

このうち、ア.商業銀行、イ.貯蓄銀行グループ、ウ.協同組合銀行グループは、いずれも、保険業務等、他の業法により専業規定が設けられている業務を除き、証券業務や保険商品の販売等の業務も行うことができ、いわゆる「ユニバーサルバンク」として営業を行っている。

イ　商業銀行（Kreditbanken）

商業銀行は、利潤追求を目的とした民間銀行で、大銀行（Großbanken）、地方銀行、外国銀行の支店、個人銀行（Privatbankiers）の 4 つで構成されている。

ウ　貯蓄銀行グループ（Institute des Sparkassensektors）

貯蓄銀行グループは、単体の貯蓄銀行（Sparkasse）、州立銀行（Landesbank）及びドイツ自治体銀行（DekaBank）の 3 層で構成されている。貯蓄銀行には公営のものと独立系のものがある。ドイツ自治体銀行は貯蓄銀行グループの中央機関として、グループ内の各機関に対し資金サービスを提供している。

エ　協同組合銀行グループ（Institute des Genossenschaftssektors）

協同組合法（Genossenschaftsgesetz、略称 GenG）に基づいて設立される協同組織金融機関である。協同組合銀行グループは、単体の協同組合銀行と 2 つの中央機関（DZ Bank 及び WGZ Bank）、特定のサービスを提供する関連機関、住宅協同組合（貯蓄スキームを提供するもの、Wohnungsbaugenossenschaften mit Spareinrichtung）で構成されている。

オ　その他の銀行（Sonstige Institute）

その他の銀行には以下の金融機関が含まれる。

- 建築貯蓄金庫（Bausparkassen）
  - 不動産購入用の貯蓄性預金を集めて住宅・自治体関連の融資を行う。
- ファンドブリーフ銀行（Pfandbriefbanken）

---

[585] BaFin, “Annual Report 2018” p.73 による。
https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Jahresbericht/dl_jb_2018_en.pdf?__blob=publicationFile&v=3

・ 土地・船舶・航空機に対する抵当権や自治体の保証等を担保に金融債を発行して信用供与を行う。

- 証券取扱銀行（Wertpapierhandelsbanken）
  - ・ 連邦及び州営の開発銀行（Förderbanken des Bundes und der Länder）

(2) 許可等

信用制度法では、第 1 条第 1 項に規定される「信用機関（Kreditinstitute）」及び同条第 1a 項に規定される「金融サービス機関（Finanzdienstleistungsinstitute）」を合わせて「機関（Institute）」といい（信用制度法第 1 条第 1b 項）、許可に関しては同一の規定が適用される。

銀行業又は金融サービス業を営む者は、BaFin からの許可（Erlaubnis）を付与されることが必要である（信用制度法第 32 条第 1 項）。

(3) 要件

信用制度法では許可[586]に関する拒絶事由のみを規定しており、これに該当しない場合には許可を拒絶することができない（信用制度法第 33 条第 3 項）。

許可拒絶事由には、(a) 絶対拒絶事由と(b) 任意拒絶事由がある。

ア 絶対拒絶事由と任意拒絶事由

(a) 絶対拒絶事由

以下の事由に該当する場合は、許可を拒絶しなければならない（信用制度法第 33 条第 1 項）。

1 規定の最低資本要件を満たしていないなど、事業に必要な資源をドイツ国内で利用できないとき
2 申請人等が信頼できないことを示す事実があるとき
3 出資元に信頼がおけず健全で慎重な経営が妨げられると思われるとき
4 業務執行権者に専門的資質が欠けるとき
4a 経営者に業務を遂行するに足る時間が欠けるとき
4b 許可を取得した後に金融持株会社、又は混合金融持株会社の子会社となる場合に、これらの持株会社の業務執行権者に信頼性や専門的資質が欠けるとき
4c 許可取得後に買収や組織再編を通じて子会社となった場合に、その親会社又はグループ会社の経営権者に専門的資質が欠けるとき

[586] ここでいう許可（Erlaubnis）については講学上の許可と考えられる。

5　信用機関又は金融サービス機関として顧客の資金や有価証券の所有権を取得する許可を得る場合、又は老齢年金契約を提供する許可を受ける場合で、最低 2 名の専門的業務執行権者を持たないとき
6　ドイツ国外に本社を持つとき（ドイツにおいて支店を設立し、信用制度法第 53 条で定める要件を遵守している場合を除く）
7　適切な営業行為を行うために必要な組織的な準備ができていない、若しくはそのような準備を行える状況にない場合
8　外国の信用機関の子会社で、当該信用機関の監督責任がある当該国の金融規制・監督当局が支店設立の許可を与えていない場合

(b) 任意拒絶事由

BaFin は、金融機関に対する実効性のある監督が妨げられる可能性があることを示す事実が認められる場合には、許可を拒絶してもよい。特に以下の場合には、拒絶の事由となりうる（信用制度法第 33 条第 2 項）。

1　信用機関とその同一企業グループの個人又は法人との間に緊密な関係がある場合、又は所有関係や経済的な不透明さにより実効性のある監督が損なわれるとき
2　当該個人又は法人に適用される欧州経済領域（European Economic Area、以下「EEA」）外の国の法令や行政規則により、実効性のある監督が妨げられるとき
3　EEA 外の国に本社を置く金融機関の子会社である場合に、当該国で実効性のある監督を受けていないとき、あるいは当該国の金融規制・監督当局が BaFin に対して十分に協力的でないとき

このほか、申請書類に不備がある場合も、許可拒絶事由となりうる（信用制度法第 33 条第 2 項）。

イ　異業種からの参入可否及び要件

機関として従事できる事業は、(1) 信用機関、(2) 金融サービス機関のように、信用制度法第 1 条に明記している。このため、上記に記載のない業種の事業者は、信用機関としての許可を受けることはできない。

しかし、信用機関の子／親会社の事業については特段の規制はないため、子／親会社として信用機関を設立することで、異業種から参入することは可能であり、その実例も存在する（例：アリアンツによるドレスナー銀行の買収など）。

(4) 変更・取消

ア 失効

以下に該当する場合は、当該信用機関の許可は失効させなければならない（信用制度法第 35 条第 1 項）。

1 交付した許可が 1 年以内に利用されないとき

2 当該機関が預金保険法（Einlagensicherungsgesetz）[587]第 41 条に基づき法定預金保険機関から、又は投資家保護法（Anlegerentschädigungsgesetz）[588]第 11 条に基づき投資家保護機構から除外されたとき

3 清算機関としての許可を BaFin から拒絶されたとき（預金保険法第 47 条第 3 項第 1 文）

イ 取消

① 絶対取消事由

機関について倒産手続が開始された場合又は機関の解散が決議された場合、BaFin は行政手続に則って、信用機関の許可を取り消さなければならない（信用制度法第 35 条第 2a 項）。

② 任意取消事由

以下に該当する場合、BaFin は行政手続に則って、信用機関の許可を取消すことができる（信用制度法第 35 条第 2 項）。

1 許可された業務の営業が 6 カ月以上にわたり行われていないとき

2 信用機関が個人事業主の法的形態で営まれているとき

3 許可の拒絶事由（上記「(3)要件」の項を参照）に該当するという事実が判明したとき

4 以下の(a)又は(b)のような状況により、預金者・債権者への義務の履行及び預託された資産の安全性に危機が生じており、信用制度法で認められているその他の措置によっては危機が回避できない場合

(a) 損失が責任自己資本の 2 分の 1 にのぼる

(b) 3 年連続して損失が責任自己資本の 10%を超えている

5 機関が、信用制度法、マネー・ローンダリング法、有価証券取引法、Regulation (EU) No. 2015/847（以下「資金及び暗号資産移転に際しての情報送付規制」）[589]又はこれらの法律を実施するための規則又は命令に絶えず違反している場合

---

[587] https://www.gesetze-im-internet.de/einsig/index.html
[588] https://www.gesetze-im-internet.de/eaeg/index.html
[589] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32023R1113
なお、欧州議会及び理事会規則は 2024 年 12 月 29 日に廃止されている。大幅な改正が行われた現行の規則は、Regulation（EU） No. 2023/1113（https://eur-lex.europa.eu/legal-

6　機関が、Regulation (EU) No. 596/2014（以下「市場濫用規制」）において規定されているインサイダー取引、市場操作、市場濫用行為（市場濫用規制第 14 条～第 19 条）等の要件に対し絶えず違反している、又はこれらの規定に関連する監督機関の命令に違反している場合

7　Regulation (EU) No. 575/2013（以下「EU 資本要件規則」）において規定されている自己資本要件（EU 資本要件規則第 92 条～第 403 条）、流動性要件（EU 資本要件規則第 411 条～第 428 条）を満たしていない場合

8　証券金融取引のカウンターパーティが Regulation (EU) 2015/2365（以下「証券金融取引規則」）において規定されている証券金融取引に関する報告義務（証券金融取引規則第 4 条）や再担保化に関する要件（証券金融取引規則第 15 条）、又はこれらの規定に関する監督機関の命令に絶えず違反している場合

9　機関が Regulation (EU) No. 600/2014（以下「金融商品市場規則」）において規定されている金融商品の公表遅延の許可要件（金融商品市場規則第 7 条第 1 項第 3 文、第 11 条第 1 項第 3 文）、又はこれらの規定に関する監督機関の命令に絶えず違反している場合

10 機関が発行業務又は自己売買のみを行う目的でその許可を利用しており、その平均総資産額が 5 年連続して 300 億ユーロ（信用制度法第 32 条）を下回っている場合

(5)　デジタルバンク等に係る規制・動向

ア　銀行ライセンス基準

ドイツでは、Fintech ビジネスに特別に適用される規制制度は存在しない。預金取扱金融機関と同様の金融サービスを提供する場合、2026 年 2 月時点ではデジタルバンク特有の法律上の地位を付与するための分類基準は存在しないことから、新規参入行に対しては既存の機関（Institut）[590]と同じ規則が適用される。規制対象となる銀行は、連邦金融監督庁（BaFin）による監督下に置かれるとともに[591]、EU の法令に準拠する必要がある。

通常、ドイツの銀行は、預金取扱業務や融資業務を開始する前に包括的な銀行許可が必要となる。包括的な銀行許可を取得すると、規制下にある全ての業務を実施することが可能となるが、全てのサービスを提供する必要はない。許可の申請は BaFin に対して申請する必要があるが、EU 域内の銀行許可については、ECB が付与及び取消の権限を有している[592]。

---

content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32023R1113）

[590] 許可付与については、ドイツII.1.(1)及び(2)を参照のこと。

[591] https://www.globallegalinsights.com/practice-areas/fintech-laws-and-regulations/germany

[592] https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-007-4084?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&bhcp=1#co_anchor_a464778

ドイツ国内で、預金取扱業務を行う信用機関として申請するためには、少なくとも 500 万ユーロの初期資本金が必要となる（信用制度法第 33 条第 1 項 d）。また、許可を取得するためには、業務の遂行に十分な専門的知識と実務経験を有する最低 2 名の有識者を取締役会のメンバーに含めなければならず、かつ、当行の主要株主について BaFin が定める基準を満たしていなければならない。加えて、BaFin が承認した実行可能な事業計画が必要となる [593]。

2018 年 1 月、金融規制の適用範囲を拡大する、EU 指令である Directive (EU) No. 2015/2366（以下「第 2 次決済サービス指令」）が国内法化された。第 2 次決済サービス指令は、決済取引のセキュリティを向上、消費者保護を強化、及びイノベーション及び市場競争を促進することを目的としている。また、決済サービス提供者を、BaFin の監視下に置くことによって、利用者保護を強化している。これらの決済サービス提供者には、ペイメント指図伝達サービスを提供する銀行ライセンスを持たない Fintech 企業も含まれる [594]。

また、BaFin は、近年のデジタル化の進展とビッグデータ・人工知能（AI）の登場による金融業界全体の変容を踏まえて、ドイツ国内の金融市場の機能、安定性、健全性を確保する役割を果たすために、今後のデジタル時代に備えることを目的として、2018 年 8 月、「BaFin’s Digitalization Strategy」を公表した。BaFin は、「被規制対象企業が革新的な FinTech を活用しているか、どのような技術を採用しているかは重要ではない」という技術的中立の姿勢を表明している [595]。したがって、Fintech 推進に対して特別な体制や取組みの推進はしていない。

イ　デジタルバンクの例

（ア）N26

N26 は、24 ヶ国で事業を行い、2024 年 12 月末時点で、約 480 万人のアクティブな顧客を持つデジタルバンクである [596]。同行は、2013 年に設立され、2016 年には欧州中央銀行からドイツの銀行許可を取得している [597]。顧客に Mastercard ブランドのデビット・カードを発行し、ATM からのユーロの無料引き出し、あらゆる通貨に対応した決済手段を提供している [598]。また、自営業者やフリーランサー向けの、ビジネス用口座サービスも提供している [599]。2021 年 10 月には、欧州の

[593] https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-007-4084?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&bhcp=1#co_anchor_a464778
[594] https://www.bundesbank.de/en/tasks/payment-systems/psd2/psd2-775954
[595] https://www.bafin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html
[596] https://www.lobbyregister.bundestag.de/media/47/bd/598042/N26_Financial-Report.pdf
[597] https://n26.com/en-de/about-n26
[598] https://n26.com/en-de/bank-account
[599] https://n26.com/en-de/business-account

デジタルバンクによる資金調達としては過去最高額となる 9 億ドル以上の新たな資金調達を完了した。

BaFin は、2020 年にフィンテック大手の Wirecard が不正会計やマネー・ローンダリング関与の問題で破綻したことを契機として、金融機関に対するマネー・ローンダリング対策の監督を強化した。その過程で、N26 の顧客確認や疑わしい取引報告等に関する内部管理体制に不備が認められたことから、2021 年 5 月、BaFin は、N26 に対してマネー・ローンダリング対策の改善を命じた。

また、BaFin は、2025 年 12 月、法令遵守上の不備が認められたとして、N26 に対して監督を強化する措置を発表した。BaFin は、2024 年に N26 に対して実施した監査において、N26 のリスク管理、苦情処理、貸出業務のガバナンスに重大な欠陥があり、これらの欠陥が信用制度法第 25a 条第 1 項の違反に該当すると結論づけた。BaFin による監督強化措置には、オランダにおける住宅ローンの新規事業の制限や、特別監視官の任命が含まれる。BaFin による N26 に対する監督措置は、2021 年以来二度目である。[600][601]

（イ）Solaris 及び Tomorrow

Solaris は、他社サービスに金融機能を組込みデジタルバンクとしてのサービスを可能とさせる、組込型金融（embedded finance）を提供している。2016 年に設立。2022 年 7 月 26 日に社名を SolarisBank から Solaris に変更し、同時に、法的地位を、株式会社（AG）から国際的な欧州会社（SE）へと変更した。2024 年の F ラウンドでは、累計で約 4 億 5000 万ユーロ以上の資金を調達している[602]。同社はドイツで銀行許可を取得しており、デジタルバンキングサービスの提供を希望する事業者に対して API を通じて連携可能な機能を提供し、事業者は単一パスポート制度により他の EEA 諸国においても金融サービス提供が可能である。例えば、ドイツで 2018 年に設立されたオンライン銀行「トゥモロー（Tomorrow）」は、Solaris が BaFin より付与された銀行許可と機能を Tomorrow 社アプリに組込み、同社がアプリを運営する形でサービス展開をしている。

[600] https://www.reuters.com/sustainability/boards-policy-regulation/german-watchdog-slaps-online-bank-n26-with-sanctions-more-oversight-2025-12-15/

[601] https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Massnahmen/60b_KWG_84_WpIG_und_57_GwG/neu/meldung_2025_12_15_n24_bank_se.html?

[602] https://fintech.global/2024/03/20/baas-leader-solaris-announces-fresh-e96m-funding-to-expand-its-tech-platform/?utm_source=chatgpt.com

2. 証券会社

商業的に金融サービス業務を他者に対して提供する企業、又は商業的に組織された事業体を必要とする規模で金融サービス業務を提供する企業で、信用機関以外のものを金融サービス機関という（信用制度法第 1 条第 1a 項）。

(1) 業務範囲

金融サービス業務とは以下のものをいう（信用制度法第 1 条第 1a 項）。

1 投資仲介業務
1a 投資助言業務
1b 多角的取引システムの運営
1c 分売業務
1d 組織化された取引システムの運営
2 約定仲介業務
3 財務ポートフォリオ管理（投資一任契約によるものを含む）
4 仕切売買（自己取引）
顧客注文によらない自己勘定での金融商品の売買も金融サービスに含まれる
5 第三国預金仲介（ここでいう第三国とは欧州経済圏外の他国）
6 暗号資産カストディ取引
7 外貨取引業務（外貨両替商）
8 電子証券法第 16 条に基づく暗号証券登録簿の整備(暗号証券登録簿整備)
9 ファクタリング業務
10 ファイナンス・リース業務
11 投資運用業務（投資ファンドへの投資者との一任契約に基づくドイツ投資法第 1 条第 1 項にいう投資ファンドの運用外での金融商品の売買）
12 限定的な保管業務

- 信用機関に対する業務範囲規制の有無・内容

信用機関の業務範囲に関連する規制は、2013 年の分離銀行法（Gesetz zur Abschirmung von Risiken und zur Planung der Sanierung und Abwicklung von Kreditinstituten und Finanzgruppen、略称 Abschirmungsgesetz [603]）によって導入された。

分離銀行法により信用制度法が改正され、自己勘定での取引ポジションが基準

[603] https://dejure.org/BGBl/2013/BGBl._I_S._3090
正式名称は、「金融機関と金融グループのリスクからの保護と清算・再建計画のための法」という。「分離銀行法（Abschirmungsgesetz 又は Trennbankengesetz）」と略称される。

値を超える信用機関及びそのグループに対し、自己勘定業務を経済的、組織的、法的に独立した会社（金融取引機関）に移管することが義務付けられた（信用制度法第 25f 条）。

当該移管措置は、以下 2 条件を同時に満たす信用機関及びそのグループに対して適用される（信用制度法第 3 条第 2 項）。

- 自己勘定での取引ポジションが 1,000 億ユーロ超、あるいは直近の過去 3 期の基準日における総資産が 900 億ユーロ以上
- 自己勘定での取引ポジションが資産総額の 20%を超える

なお、BaFin 年次報告では、破産法に基づく信用機関の特定の負債の取扱いとして、「破産法に基づく特定の信用機関の取扱いに関する新しい規定は、2019 年 2 月に BaFin が協議のために発行したガイダンス通知の対象である」、「これは、ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）のセクション第 46f の修正を扱っている」、「修正の目的は、欧州議会及び 2017 年 12 月 12 日の理事会の指令（EU） No. 2017/2399 によって行われた指令（EU） No. 2014/59 の変更をドイツの法律に置き換える」などとされている。

(2) 許可等

信用制度法では、第 1 条第 1 項に規定される「信用機関」及び信用制度法第 1 条第 1a 項に規定される「金融サービス機関」を合わせて「機関」といい（信用制度法第 1 条第 1b 項）、許可に関しては同一の規定が適用される。銀行業又は金融サービス業を営む者は、BaFin からの許可を要する（信用制度法第 32 条第 1 項）。

(3) 要件

信用制度法では許可拒絶事由のみを規定しており、これに該当しない場合には許可を拒絶することができない（信用制度法第 33 条第 3 項）。

許可拒絶事由には、(a) 絶対拒絶事由と(b) 任意拒絶事由がある。

(a) 絶対拒絶事由

以下の事由に該当する場合は、許可を拒絶しなければならない（信用制度法第 33 条第 1 項）。

1 規定の最低資本要件を満たしていないなど、事業に必要な資源をドイツ国内で利用できないとき
2 申請人等が信頼できないことを示す事実があるとき
3 出資元に信頼がおけず健全で慎重な経営が妨げられると思われるとき
4 業務執行権者に専門的資質が欠けるとき
4a 経営者に業務を遂行するに足る時間が欠けるとき

4b　許可を取得した後に金融持株会社、又は混合金融持株会社の子会社となる場合に、これらの持株会社の業務執行権者に信頼性や専門的資質が欠けるとき

4c　許可取得後に買収や組織再編を通じて子会社となった場合に、その親会社又はグループ会社の経営権者に専門的資質が欠けるとき

5　信用機関又は金融サービス機関として顧客の資金や有価証券の所有権を取得する許可を受ける場合、又は老齢年金契約を提供する許可を受ける場合で、最低 2 名の専門的業務執行権者を持たないとき

6　ドイツ国外に本社を持つとき

7　適切な営業行為を行うために必要な組織的な準備ができていない、若しくはそのような準備を行える状況にない場合

8　外国の信用機関の子会社で、当該信用機関の監督責任がある外国の金融監督機関が支店設立の許可を与えていない場合

(b) 任意拒絶事由

BaFin は、当該機関の実効性のある監督が妨げられる可能性があることを示す事実が認められる場合は、許可を拒絶してもよい。特に以下のような場合には、拒絶の事由となりうる（信用制度法第 33 条第 2 項）。

1　機関とその同一企業グループの個人又は法人との間に緊密な関係がある場合、若しくは所有関係や経済的な不透明さにより実効性のある監督が損なわれるとき

2　当該個人又は法人に適用される EEA 外の国の法令や行政規則により、実効性のある監督が妨げられるとき

3　EEA 外の国に本社を置く金融機関の子会社である場合に、当該国で実効性のある監督を受けていないとき、あるいは当該国の金融監督機関が BaFin に対して十分に協力的でないとき

このほか、申請書類に不備がある場合も、許可拒絶事由となりうる（信用制度法第 33 条第 2 項）。

機関として従事できる事業は、信用機関、金融サービス機関のように、信用制度法第 1 条に明記している。このため、信用制度法第 1 条に記載のない業種の事業者は、信用機関としての許可を受けることはできない。しかし、信用機関の子／親会社の事業については特段の規制はないため、子／親会社として信用機関を設立することで、異業種から参入することは可能である。

(4) 変更・取消

ア 失効

以下に該当する場合は、機関への許可は失効としなければならない（信用制度法第 35 条第 1 項）。

1 許可された業務が 1 年以内に実施されないとき
2 預金保険法第 41 条に基づき法定預金保険機関から、又は投資家保護法第 11 条に基づき預金保険・投資家保護機構から除外されたとき
3 清算機関としての許可付与を BaFin から拒絶されたとき

イ 取消

① 絶対取消事由

機関について倒産手続が開始された場合又は機関の解散が決議された場合、BaFin は行政手続に則って、信用機関の許可を取り消さなければならない（信用制度法第 35 条第 2a 項）

② 任意取消事由

以下に該当する場合、BaFin は行政手続に則って、機関への許可を取消すことができる（信用制度法第 35 条第 2 項）

1 許可された業務が 6 カ月以上にわたり営まれていないとき
2 機関が単独商人の法形態で営まれているとき
3 許可の拒絶事由（上記「(3)要件」の項を参照）に該当するという事実が判明したとき
4 以下の(a)又は(b)のような状況により、預金者・債権者への義務の履行及び預託された資産の安全性に危機が生じており、信用制度法で認められているその他の措置によっては危機が回避できない場合
   (a) 損失が責任自己資本の 2 分の 1 にのぼる
   (b) 3 年連続して損失が責任自己資本の 10%を超えている
5 機関が信用制度法、マネー・ローンダリング法、有価証券取引法、資金及び暗号資産移転に際しての情報送付規制、市場濫用規制又はこれらの法律を実施するための規則又は命令に絶えず違反している場合
6 機関が市場濫用規制において規定されているインサイダー取引、市場操作、市場濫用行為（市場濫用規制第 14 条～第 19 条）等の要件に対し絶えず違反している、又はこれらの規定に関連する監督機関の命令に違反している場合
7 EU 資本要件規則において規定されている自己資本要件（EU 資本要件規則第 92～第 403 条）、流動性要件（EU 資本要件規則第 411～第 428 条）を満たしていない場合

8　証券金融取引のカウンターパーティが証券金融取引規則において規定されている証券金融取引に関する報告義務（証券金融取引規則第 4 条）や再担保化に関する要件（証券金融取引規則第 15 条）、又はこれらの規定に関する監督機関の命令に絶えず違反している場合

9　機関が金融商品市場規則において規定されている金融商品の公表遅延の許可要件（金融商品市場規則第 7 条第 1 項第 3 文、第 11 条第 1 項第 3 文、）、又はこれらの規定に関する監督機関の命令に絶えず違反している場合

10　機関が発行業務又は自己売買のみを行う目的でその許可を利用しており、その平均総資産額が 5 年連続して 300 億ユーロ（信用制度法第 32 条）を下回っている場合

3.　投資運用業者・投資顧問会社

(1)　投資運用業者

ドイツでは、投資ファンドの運用にあたる事業者を「投資運用業者（Kapitalverwaltungsgesellschaften）」として、投資法[604]に基づく規制を行っている。投資法では、投資運用業者を次のように定義している（投資法第 17 条第 1 項）。

- 投資運用業者とは、定款に基づく所在地及び本部をドイツ国内に置く企業であり、ドイツ国内及び EU の投資資産（Investmentsvermögen）又は外国のオルタナティブ投資ファンドを運用することを営業目的としているものを指す。

ア　業務範囲

投資運用業者の提供できるサービス範囲については、投資法第 20 条に列挙されているが、事業許可を交付する際に BaFin が一定の制限を課す場合がある（投資法第 20 条）。

イ　許可等

投資運用業者の営業は、BaFin の書面による許可交付[605]を必要とする。また、BaFin は当該許可を、特定の種類の国内における投資財産（Investmentvermögen）の運用に制限することができる（投資法第 20 条第 1 項）。

---

[604] https://www.gesetze-im-internet.de/kagb/index.html
[605] ここでいう「許可」については講学上の許可と考えられる。

ウ　要件

投資法では投資運用業者の許可に関して、許可拒絶事由について規定しており、これに該当する場合は許可を拒絶しなければならない（投資法第 23 条）。

1　所定の当初資本金（Anfangskapital）とそれに付加される自己資金（zusätzliches Eigenmittel）を利用できないとき

2　当該投資運用業者が、最低 2 名以上の取締役（Geschäftsleiter）を配置しないとき

3　当該投資運用業者の経営者が信頼性に欠ける、又は信用制度法第 25c 条の運用指揮に求められる専門的資質を充足していないことを示す事実があるとき

4　大口の参加型持分所有者が信頼に欠ける、又はその他の理由で当該投資運用業者の健全かつ堅実な営業を妨げることを裏付ける事実があるとき

5　当該投資運用業者がBaFinによる監督機能の有効な実施を妨げる個人又は法人との間に緊密な関係があるとき

6　EEA 外の国の法令や行政規則が適用となる個人又は法人の場合に、当該投資運用業者が、BaFin による監督機能の有効な実施を妨げる当該個人又は法人との間に緊密な関係があるとき

7　当該投資運用業者の本部（Hauptverwaltung）又は定款に基づく所在地がドイツ国内に存在しないとき

8　当該投資運用業者が投資運用業務の規則に即した執行に求められる組織上の事前対策を実現する準備がない、又はそのための能力を欠き、かつ、本法律に定める要件を満たす能力を欠くとき

9　当該投資運用業者がポートフォリオの運用及びリスク管理を行わずに、専ら、管理業務、自らの投資分配、又はオルタナティブ投資ファンドの投資対象に関する行為だけを行うとき

10　当該投資運用業者がリスク管理を行わずに、ポートフォリオの運用を行うとき

11　上記第 1 号から第 10 号に掲げる要件のほか、投資法に基づく許可の要件を満たさないとき

エ　変更・取消

（ア）失効

以下のいずれかに該当する場合、投資運用業者に対する許可は失効する（投資法第 39 条第 1 項）。

1　交付された許可が 1 年以内に利用されないとき
2　6 カ月間以上にわたり当該許可の対象である営業を行わないとき
3　明示的に許可を放棄したとき
4　組織再編の過程において、定款上の本店所在地をドイツ国外に移転した場合

（イ）取消

BaFin は、行政手続法（Verwaltungsverfahrengesetzes）の規定による場合を除き、以下に該当する場合には、投資運用業者への許可を取消す、又は停止することができる（投資法第 39 条第 3 項）。

1　当該投資運用業者が虚偽の申告又は違法な方法で許可を取得したとき
2　当該投資運用業者の自己資金が所定の基準を下回り、かつ、BaFin によって定められた期限内に自己資金の欠如を補填できなかったとき
3　許可拒絶事由（投資法第 23 条第 2 項～第 11 項）に該当する事実が明らかになったとき
4　投資ファンドからの一任契約により当該ファンドの運用を行う投資運用業者が、財務ポートフォリオ運用の許可を得ている場合に、EU 資本要件規則の要件を満たしていないとき
5　投資法の中の所定の規定に対して、会社運営上の違反が繰り返される場合
6　当該投資運用業者が投資法の規定に絶えず違反している場合
7　当該保険運用業者がマネー・ローンダリングの規定に対して、重大な違反がある、システミックな違反がある、又は違反が繰り返される場合

なお、BaFin が投資運用業者の許可を取消、又は許可が失効した場合、当該投資運用業者には信用制度法第 38 条が準用され、解散命令が出される場合がある（投資法第 39 条第 4 項）。

(2) 投資助言業者

ア 業務範囲

ドイツでは、投資助言業務（投資顧問業務）は信用制度法で定義される「金融サービス業務」の 1 つであり、当該業務を行う事業者は「金融サービス機関」として信用制度法に基づく規制を受ける。

信用制度法における「投資助言業務」及び「投資助言業者」の定義は次のとおりである（信用制度法第 1 条第 1a 項）。

① 投資助言業務とは、顧客又はその代理人に対して個人的になされる、特定の財務手段（Finanzinstrument）を扱う事業に関する助言（Empfehlung）のことを指す。

ただし、投資者の個人的な状況の審査を根拠とし、投資者にとって適切であるとされ、かつ、専ら情報普及経路（Informationsverbreitungskanale）を通じて公表されるものでも、一般に向けて公表されていない助言に限る。

② 金融サービス業者の定義は、他社のために職業的に金融サービスを提供し、又は、商業目的での組織的事業運営を必要とする規模で金融サービスを提供し、かつ、信用機関でない会社（Unternehmen）をいう。よって、投資助言業者とは、職業的に投資に関する助言を提供し、又は、組織的運営を要する規模で投資助言サービスを提供し、かつ、信用機関でない会社を指す。

（ア）業務範囲規制の有無・内容

投資助言業者が投資助言サービスのみを提供するに当たり、特に固有の規制は確認できない。ただし、投資助言業者が投資サービス事業を兼業している場合には、顧客との間での利益相反を回避する義務を負う（有価証券取引法第 63 条）。

イ 許可等

投資助言業務は、信用制度法で定義される「金融サービス業務」に該当するため、当該業務を行う事業者は「金融サービス機関」として BaFin の許可を交付されている必要がある。ただし、投資助言サービスを、本来の職業活動の一部として個別の報酬を受け取ることなく提供する者は金融サービス機関とはみなされず、許可を取得する必要はない（信用制度法第 2 条第 6 項第 15 号）。

ウ 要件

ドイツII.2.(3)要件を参照のこと。

エ　変更・取消

ドイツII.2.(4)変更・取消を参照のこと。

4.　保険会社（保険仲介業を含む）

保険会社とは、保険業務を営む公法に基づく公社又は機関及び民間企業（社会保険制度等を除く）を指す（保険監督法第 1 条）。

同業組合・商工会議所・自治体組合の組合員向け保険、公務員共済、地縁的な機構は、保険監督法上の監督には服さない（保険監督法第 3 条）。一定の条件にあてはまる小規模な保険会社又は共済組合は、保険監督法の一部規定を免除される（保険監督法第 211 条、第 212 条）。

保険会社の、保険に直接関係しない他事業との兼業は禁止されている（保険監督法第 15 条）。したがって「銀行業」も保険引受業務を兼営できないが、「保険商品」の「販売」（契約仲介業務）に制約が課されているわけではないので、代理店契約で保険契約の仲介（窓口販売）ができる。

保険業も本体では預金引受けなどの金融業務はできないが、外務員組織を用いて建築貯蓄預金や投資信託などの金融商品の販売（契約仲介）を行っている。

(1)　業務範囲

保険事業許可は保険監督法にて規定されている保険種別ごとに与えられるため、許可の対応する種類以外の保険事業を営むことはできない（保険監督法第 10 条）。

また、保険会社は、保険事業に直接の関連がある事業しか兼業することができない（保険監督法第 15 条）。保険事業の中では、生命保険及び健康保健事業は、それ以外の種類の保険事業とは兼業できず、個々に単独事業として運営されなくてはならない（保険監督法第 8 条）。

(2)　許可等

ア　許可等交付

保険会社は、監督機関の許可[606]を得ずに業務を行ってはならない（保険監督法第 8 条）。許可付与は、事業計画書において期限を定めていない限り無期限であり、保険種別については、保険監督法の Appendix1 で以下のように列挙されている（保険監督法第 10 条）。

[606] ここでいう「許可」については講学上の許可と考えられる。

図表　独-8　保険種別

Classification of Risks （※項番は当該指令の記載に従う）		
1. 事故 2. 疾病 3. 陸上車両（鉄道車両を除く） 4. 鉄道車両 5. 航空機 6. 船舶（海上・内陸） 7. 輸送物品 8. 火災・自然災害 9. その他の財産的損害	10. 自動車損害賠償責任 11. 航空機損害賠償責任 12. 船舶損害賠償責任 13. 一般賠償責任 14. 信用保証 15. 保証契約（Suretyship） 16. 各種金銭的損失 17. 訴訟費用 18. 困窮時支援	19. 生命保険（20～24 に該当するものを除く） 20. 婚姻・出産 21. リンクト生命保険 22. トンチン年金 23. 資金償還契約 24. 退職金運用管理 25. 年金基金運用

(3) 要件

(a) 会社形態

保険会社は、許可交付の要件として、公開有限会社、共済組合、公法に基づく公社又は機関でなければならない。また、本社をドイツ国内に置く必要がある（保険監督法第 8 条）。

(b) 許可拒絶事由

保険監督法では許可拒絶事由を規定しており、これに該当しない場合には許可を拒絶することができない（保険監督法第 11 条第 3 項）。

許可拒絶事由には、i. 絶対拒絶事由と ii. 任意拒絶事由がある。

ⅰ. 絶対拒絶事由

以下の事由に該当する場合は、許可を拒絶しなければならない（保険監督法第 11 条第 1 項）。

1　事業計画書及び提出文書の中に、保険業務に伴う責務が十分に記述されていないとき

2　経営陣が信頼性に欠ける、あるいは業務知識や業務経験の上での適格性を充足していないことを示す事実があるとき

3　許可を申請する当該保険会社への大口の参加型持分保有者が当該保険会社の健全な運営を妨げることを裏付ける事実があるとき（当該参加型持分を取得する手段が、犯罪行為によって取得された場合にも適用される）

4 A) 保険元受会社として、事業計画及び提出文書の内容が、被保険者の利益を適切に保護していない場合

B) 許可を交付した場合に、当該保険元受会社が、保険持株会社の子会社若しくは混合金融持株会社になり、当該持株会社の業務執行権者が信頼性に欠ける、若しくは当該持株会社の業務執行に必要とされる専門的資質を欠いていることを示す事実がある場合

C) 健康保険の元受事業を営む場合に、その掛け金設定が、当該保険元受会社の子会社が販売する保険商品を購入するためであるとの想定を裏付ける事実がある場合

ⅱ. 任意拒絶事由

保険会社の実効性のある監督が妨げられる可能性があることを示す事実が認められる場合には、許可を拒絶してもよい。特に以下のような場合には、拒絶の事由となりうる（保険監督法第 11 条第 2 項）。

1 保険会社とその同一企業グループの個人又は法人との間に緊密な関係がある場合、若しくは、所有関係や経済的な不透明さにより実効性のある保険監督が損なわれるとき

2 当該個人又は法人に適用される EEA 外の国の法令や行政規則により、実効性のある保険監督が妨げられるとき

3 当該個人又は法人が EEA 外の国に本社を置く場合に、当該国で実効性のある保険監督を受けていないとき、あるいは当該国の保険監督機関が BaFin に対して協力的でないとき

このほか、申請書類に不備がある場合も、許可拒絶事由となりうる（保険監督法第 11 条第 2 項）。

(4) 変更・取消

保険監督機関は、以下に該当する場合、保険会社への許可を取消さなくてはならない（保険監督法第 304 条第 1 項）。

1) 当該保険会社が明示的に許可を放棄した場合

2) 当該保険会社が最低資本基準を下回った上、提出された資金調達計画が明らかに不十分である、若しくは、最低基準を下回った時点から 3 カ月以内に当該資金調達計画を実現できないと保険監督機関が判断したとき

3) 当該保険会社が保険監督法第 229 条に基づき保険金保証基金から除外されたとき

4)　当該保険会社の破産処理手続が開始されたとき

保険監督機関は、当該保険会社が交付から 1 年以内に許可を利用していない場合、若しくは、6 カ月以上にわたり保険事業を停止している場合は、保険会社への許可を取消すこととする（保険監督法第 304 条第 2 項）。

保険監督機関は、以下に該当する場合、保険種別の一部の事業活動に対する許可を取消すことができる（保険監督法第 304 条第 3 項）。

1) 当該保険会社が許可の要件を満たさなくなったとき
2) 当該保険会社に法令や事業計画書に対する重大な義務違反がある場合
3) 当該保険会社が証券金融取引規則において規定されている証券金融取引に関する報告義務（証券金融取引規則第 4 条）や再担保化に関する要件（証券金融取引規則第 15 条）、又はこれらの規定に関する監督機関の命令に絶えず違反している場合
4) 当該保険会社が、保険監督法において規定されているマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（保険監督法第 52 条～第 56 条）、又はこれらに基づいて発せられる監督機関の命令に対して重大な違反がある、システミックな違反がある、又は繰り返し違反している場合

(5) 保険仲介業者に対する許可等

ア　許可及び登録

保険仲介業を営もうとする者は、取引規制法（Gewerbeordnung、略称 GewO）[607]及び保険仲介者令（Verordnung über die Versicherungsvermittlung und beratung、略称 VersVermV）[608]に基づき、商工会議所の実施する知識試験に合格し、所管の商工会議所の許可を受けた後、商工会議所の登録簿に登録しなければならない（取引規制法第 34d 条第 1 項）。登録のためには、登録記録簿の記載項目に従った届出を行う（保険仲介者令第 6 条）。

イ　許可要件

以下の事由に該当する場合は、保険仲介業を行う許可が与えられない（取引規制法第 34d 条第 5 項）。

1　過去 5 年間に犯罪歴があるなど、業務に必要とされる信頼性を欠く者
2　破産手続がなされているなど、資産状態に適正を欠く者
3　職業賠償責任保険に加入していない者

607 https://www.gesetze-im-internet.de/gewo/index.html
608 https://www.gesetze-im-internet.de/versvermv_2018/index.html

4　知識試験で、保険仲介者として必要な知識を持つことが証明されない者

（ア）適用除外

専属代理店で、保険会社が仲介業務に対する無制限の賠償責任を引き受けた保険代理店など、一定の条件を満たす場合には、商工会議所の許可を取得する必要はなく、商工会議所への登録のみで保険仲介業務を行うことができる（取引規制法第 34d 条第 7 項）。

また、以下に該当する場合には、許可の取得、商工会議所への登録ともに不要である（取引規制法第 34d 条第 8 項）。

- 本業の付随的業務として行う保険契約仲介や、年間掛金が 600 ユーロ以下の保険契約仲介
- 建築貯蓄積立契約に付随する団体信用保険契約仲介
- 消費貸借契約等に付随する年間 500 ユーロ以下の保険料の残債保険契約仲介

（イ）変更・取消

保険仲介業者の登録の変更・取消に関しては、特に規定は無い。

5.　総合取引所

ドイツ取引所グループ [609]は世界でも有数な総合取引所である。同グループは、傘下に世界有数のデリバティブ取引所である Eurex[610]や電力デリバティブを取扱う欧州エネルギー取引所（EEX）[611]を有している。

(1)　業務範囲

Eurex の 2024 年通期の金融取引契約は、指数デリバティブが前年比 10%減少、金利デリバティブが 26%増加、株式デリバティブは 16%増加となり、金融デリバティブの合計では前年比 9%増加の 20.8 億件となった [612]。

Eurex は店頭取引の清算業務においても、2024 年通期の日次平均清算量は 2090 億ユーロと、前年の 1850 億ユーロから 13%の増加となっている [613]。

EEX グループでは、2024 年の電力取引量が前年比 43%増加し、特に日本の電力デリバティブ市場では取引量が 4 倍に拡大した。欧州及び日本の主要電力デリ

609 https://deutsche-boerse.com/dbg-de/
610 https://www.eurex.com/ex-en/
611 https://www.eex.com/en/
612 https://www.deutsche-boerse.com/dbg-en/media/news-stories/press-releases/Full-year-and-December-2024-figures-at-Eurex-4250262
613 https://www.deutsche-boerse.com/dbg-en/media/news-stories/press-releases/Full-year-and-December-2024-figures-at-Eurex-4250262

バティブ市場におけるシェアは、いずれも 80%を超える水準まで拡大している。[614]天然ガス市場では、高水準の取引量を維持しつつ、欧州ガスデリバティブで前年比 5%の増収となった。一方、ガススポット市場は前年比 4%の減収となった。グループ全体では、収益が前年比 16%増加の 6.7 億ユーロに達し、過去最高となる財務実績を達成した。

図表　独-9　主な商品取引所と主要商品

グループ	取引所	略称	所在地	主な取扱商品
ドイツ取引所グループ	Eurex	EUREX	フランクフルト	株価指数、金利、個別株式など
	欧州エネルギー取引所	EEX	ライプツィヒ	電力、天然ガス、石炭、排出権、農産物、海上貨物運賃など

(2)　取引に関する法的規制

Regulation (EU) No. 648/2012（以下「欧州市場インフラ規則」）[615]第 9 条にデリバティブ取引の報告義務が規定されている。欧州市場インフラ規則は 2012 年 8 月 16 日に施行され、EU 加盟国に直接適用されている（EU 加盟各国による国内法の制定を要しない）。ドイツ国内においても 2013 年 2 月 16 日に EMIR 施行法（Ausführungsgesetz zur Verordnung (EU) Nr. 648/2012 über OTC-Derivate, zentrale Gegenparteien und Transaktionsregister、略称 EMIR-Ausführungsgesetz）[616]が発効し、欧州市場インフラ規則に基づく店頭デリバティブ取引規制が行われることとなった。

(3)　取引報告と対象者

欧州市場インフラ規制である EMIR の下では、2014 年からカウンターパーティ（取引相手）及びデリバティブの中央清算機関（CCP）がデリバティブ取引を行う場合は、取引情報蓄積機関（Trade Repository）を利用しなければならないとされている。カウンターパーティ [617]と CCP は、締結、修正、又は終了したデリバティブ取引を欧州証券市場監督局（European Securities and Markets Authority、ESMA）

614
https://www.eex.com/en/newsroom/detail?tx_news_pi1%5Baction%5D=detail&tx_news_pi1%5Bcontroller%5D=News&tx_news_pi1%5Bnews%5D=13895&cHash=932d0c4ca51e7e483db5073ab68aa456

615 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32012R0648

616 https://www.buzer.de/gesetz/10490/index.htm

617 EMIR の設置法となる EMIR 施行法第 2 条（8）によれば、「金融におけるカウンターパーティ」とは、投資会社、Directive （EC） No. 2006/48 に従って許可された信用機関、第一損害保険指令に基づいて許可された保険会社及び生命保険指令に基づいて認可された保険会社、再保険会社、譲渡可能証券への集合投資事業（UCITS）及び当該集合投資事業が許可した管理会社、企業年金の運用機関、オルタナティブ投資ファンドが該当する。

により登録又は承認された取引情報蓄積機関へ報告する必要がある。この報告義務は、店頭デリバティブ取引と市場デリバティブ取引の両方を対象とするものであり、契約の締結、変更又は終了の翌営業日までに行う必要がある。

ドイツ取引所グループ[618]の傘下の Eurex[619]は、2023 年時点では、以下のようなサブグループカテゴリに分類される幅広いデリバティブ商品（指数、オプション、先物など）を扱っている[620]。

• 金利	• 外国為替（FX）
• 債券	• エネルギー
• 株式	• 石油
• 暗号通貨	• 貴金属
• 商品（コモディティー般）	• 非貴金属（工業用金属）

(4) 法的定義

証券取引法[621]第 2 条では、デリバティブを次の 1.、2.、3.又は 4.に該当するものと定義している。

1. 将来に決済が行われることとなる売買、スワップその他の形態による確定契約又はオプション契約であり、かつ、その価額が原資産の価格又は特性に直接又は間接に由来するもの（先渡取引）のうち、次に掲げる原資産に係るもの

    a. 証券又は短期金融商品
    b. 外国為替
    c. 金利又はその他の配当
    d. a、b、c、又は f に掲げる原商品の指数、その他の金融指標又は財務指標
    e. デリバティブ
    f. EU 排出量取引登録（排出許容量）に保持され得る範囲で、温室効果ガス排出量取引法（Treibhausgas-Emissionshandelsgesetz）の第 3 項第 3 号、第 6 号及び第 16 号の意味における排出枠、排出削減単位及び認証排出削減量

618 https://deutsche-boerse.com/dbg-de/
619 https://www.eurex.com/ex-en/
620 https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/public_register_for_the_clearing_obligation_under_emir.pdf
621 https://www.gesetze-im-internet.de/wphg/index.html

2. 商品、運賃、気候その他の物理的変数、インフレ率、その他の経済的変数又はその他の資産、指数若しくは指標に係る先物取引であって、次のいずれかに該当するもの

   - 現金決済されているか、又は契約の当事者に、この権利が不履行又は別の解除事由に左右されることなく、現金決済を要求する権利を与えるもの

   - 正式な市場(証券取引所、金融先物取引所、コモディティ取引所等)で契約されたもの、又は多国間若しくは組織的な取引債務であって、組織化された取引システム（OTF）で取引され、物理的に決済されなければならない卸売エネルギー製品ではないもの

   - その他、デリバティブ契約の特徴を有し、商業目的ではなく、スポットではないもの

3. 差金決済取引（CFD）
4. 購入又はスワップの形態、若しくは将来の日付で決済される他の形態、かつ信用リスクを移転するために使用される確定契約又はオプション契約（クレジット・デリバティブ）[622]

(5) その他（デリバティブ取引の法的/実用的なプロモーション）

ドイツ取引所は、中期計画としての「Compass 2023」を完了し、現在はその後継戦略の下で、有機的成長を基軸としつつ、戦略的 M&A の継続、データ及びアナリティクス事業の拡大、デジタル資産・フィンテック分野への取り組み強化、並びに事業ポートフォリオの最適化を推進している[623]。

銀行は、反応時間、堅牢性、スループットに優れ、様々な資産クラスに豊富なトレーディング機能を提供する、T7 取引プラットフォームを開発・導入している。

T7 取引システムは、手動にて取引を行う参加者（例：取引ツール「T7 Trader GUI」を使用する取引参加者）及び最新技術を用いる取引参加者（例：ドイツ証券取引所が提供する投資家向けサービスのコロケーションネットワークアクセス「CoLo 2.0」を使用したバイナリ高速（低レイテンシ）インターフェース ETI（Enhanced Trading Interface）及び分割固有ゲートウェイ（Partition Specific Gateways）などを使用する取引参加者）の双方が使用可能である。

現在、フランクフルトで運営されている T7 取引システムは、以下の取引所で利用されており、30 万件以上のデリバティブ及び金融商品が対象とされている。

---

[622] https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Aufsichtsrecht/Gesetz/WpHG_en.html;jsessionid=F0D127BC3A4943D43A9866634AF69D60.2_cid381?nn=8379954#doc7856864bodyText3

[623] https://www.deutsche-boerse.com/dbg-en/media/news-stories/news-stories-insights/insights-horizon2026-en/Horizon-2026-Our-Strategy-3717416

- Eurex
- 欧州エネルギー取引所（EEX）
- Powernext
- フランクフルト証券取引所
- ウィーン証券取引所
- ブルガリア証券取引所
- マルタ証券取引所

以上の 7 つの取引所に加え、以下の市場、取引でも利用可能である。

- ロンドンの 360T FX スポット市場
- 欧州エネルギー取引所グループ傘下のノーダル取引所（米国バージニア州）における電力及び貨物の先物取引

取引参加者は、エネルギーを含む商品デリバティブ、金融商品に関するデリバティブ、有価証券（現物）の取引のためになされた技術面での調整のほか、利用しやすいインターフェース（画面・接続）による相乗効果から優れた操作性を享受しているとされる。T7 取引システムは、最大入力回数 96kHz を超えるトランザクションを毎日 3 億 2000 万件以上処理し、中央値として 55 マイクロ秒未満の注文応答時間と、40 マイクロ秒未満の市場情報配信処理時間を実現している。

6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

決済指図伝達サービス業と口座情報サービス業の許可・登録要件は支払サービス監督法において規定されている。支払サービス監督法は信用制度法の特別法であり、支払機関は実質的に「支払サービス業」と規定されるところ、支払機関（Zahlungsinstitute）と電子マネー機関（E-Geld Institute）を監督するものである。デジタル決済事業には、電子ウォレットやプリペイド・カードなどが含まれる[624]。

(1) 業務範囲

支払サービス監督法は、第 2 次決済サービス指令に基づく国内法として、2017 年 7 月 21 日にドイツ議会により可決され、2018 年 1 月 13 日より施行されている。

[624] https://www.buckinghamcapitalconsulting.com/post/2019/08/06/how-to-apply-for-payment-institution-or-electronic-money-institution-emi-license-in-germa

支払サービス監督法はデジタル決済事業について、BaFin の監督下に置くことを定めており[625]、EU の第 2 次決済サービス指令で要求されている、厳格な顧客認証方式に準拠している[626]。

支払サービス監督法では決済サービス事業者が行うサービスについて、以下のとおり定義している。下記のサービスを提供しようとする者は、支払サービス監督法に基づく許可を得る必要がある。支払手段の範囲については、電子的な取立振替制度（ラストシュリフト、Lastschriftverfahren）、対面取引若しくは遠隔地取引におけるクレジット・カード払い、及びプリペイド・カードのようなカード上のチップに金額が記録される金銭カード（Geldkarte）による支払など、様々な支払手段の間の競争を促進する観点から、広範に解釈されるべきであるとされている[627]。

- 入金及び出金取引（Auszahlungsgeschäft）
- 信用供与を除く、口座振替、信用送金、支払カードによる支払取引（Zahlungsgeschäft）
- 信用供与を伴う支払取引（Zahlungsgeschäft）
- アクワイアリング取引（Acquiringgeschäft）
- 金融移転取引（Finanztransfergeschäft）
- 支払指図伝達サービス（Zahlungsauslösedienst）
- 口座情報サービス（Kontoinformationsdienste）

(2) 許可等

支払サービス監督法は「業として、又は商人的な方法により業務を営むことを要する規模で、支払サービスを提供する者」を「支払機関」として、許可制を採用しているが、口座情報サービス（Kontoinformationsdienste）については登録制を採用している。許可を得るためには、事業者は手数料を支払う必要があり、単一の決済サービスの提供又は口座情報サービスの登録に関して 2025 年 12 月時点で、6,150 ユーロ、複数の又は全ての決済サービスの提供に関して 8,515 ユーロの手数料を BaFin に支払う必要がある。決済サービス事業者や電子マネー事業者は、ドイツ連邦銀行と BaFin による継続的な監督を受けるとともに、総資産に基づいて計算される年間手数料を支払う必要がある。

---

625 https://www.bafin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/Jahresbericht2017/Kapitel2/Kapitel2_4/kapitel2_4_node_en.html

626 https://www.buzer.de/gesetz/12696/b29623.htm

627 平成 29 年度金融法務研究会「第 4 章 2017 年ドイツ支払サービス監督法―規制対象を中心として」神作裕之　一般社団法人 全国銀行協会 https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kinpo/kinpo2017_1_5.pdf

許可申請者は、当局の審査を受けるに当たり利用者保護、サービスの継続性及び信頼性に関する説明を当局に行わなければならない。具体的には、支払サービス監督法第 10 条で規定された資料を通じて、利用者保護のための合理的な手段を講じるための組織的な態勢について説明する必要がある。また、申請者は事業者としてサードパーティの安全性確保の説明責任を負っており、申請者又は申請者が業務の全部又は一部を委託する事業者が使用するソフトウェア及び IT システム等、それらの対策が技術面、データ保護の点でどのように高水準の安全性を担保しているのか説明しなければならない。

監督当局は、申請書を受領してから 3 カ月以内又は申請書に不備がある場合には、許可を付与するか拒否するかの決定に必要な全ての情報を提出してから 3 カ月以内に申請者に通知しなければならない。

監督当局は許可に当たり、目的の範囲内で、申請者における許可対象の業務を個別の決済サービスに限定することも可能である。

(3) 要件

管理経験を含む十分な理論的及び実務的な知識及び経験を有していることを示す証拠を含まなければならない

申請者は、少なくとも 2 名の取締役（Geschäftsleiter）を任命しなければならないが、小規模の企業の場合は、1 名の取締役で足りる。

支払サービス監督法第 12 条において主に以下の場合には、当局は申請者に対して不許可処分を下す。

- 申請者が法人又は商業組合でない場合
- 申請書類に瑕疵があり、申請者に対して合理的な評価を下せないとき
- 申請者が事業運営に必要な資金、特に十分な初期資本がドイツ国内で調達できないとき
- 送金業務のみを行う決済機関の場合、初期資本 2 万ユーロ相当を満たしていないとき
- 支払開始サービスのみを提供する支払機関については、初期資本 5 万ユーロを満たしていないとき
- 経営者の信用性が十分でない、又は申請者の管理に必要な専門的適性を欠く事実が存在すること
- 申請者が、リスクを特定、管理、監視、報告するための効果的な手順、及び健全な管理・会計手順を含む適切な内部統制手順を有していない場合
- 申請者に対して効果的に監督できないと考えられる正当な事由があるとき
- 当該個人又は事業に適用される第三国の法律、規制又は行政規定が原因で、申請者を効果的に監督できないとき

- 申請者が、第三国に所在する組織の子会社であり、その組織が所在する国若しくは本社がある国において効果的に監督されていない場合、又は所轄の監督当局がドイツ監督当局に非協力的な場合
- セキュリティ要件の充足が、連邦金融監督局に対して十分に証明されていない場合

(4) 変更・取消

ア 変更

電子マネー事業者は、申請時等において提出された情報及び証拠の正確性に影響を与え得る限りにおいて、現実及び法的状況に重大かつ構造的な変化があった場合には、遅滞なく監督当局に通知するものとする。監督当局は必要に応じて、許可に条件を付すことができる。

イ 失効

以下に該当する場合は、当該電子マネー事業者の許可は失効する（支払サービス監督法第 13 条）

1 許可から 1 年以内に許可に基づく事業実態が無い場合
2 明示的に許可を放棄したとみなすことができる場合
3 組織再編法（Umwandlungsgesetz、略称 UmwG 628）第 305 条、第 320 条又は第 333 条に基づく組織再編の過程において、法人として構成された当該事業者がその法的本店を国外へ移転した場合

ウ 取消

以下に該当する場合、BaFin は行政手続に則って、信用機関の免許許可を取消すことができる（支払サービス監督法第 13 条）。

1 許可に関連する事業が 6 カ月以上実施されていないこと
2 許可が虚偽の情報又はその他違法な手段で取得された場合
3 不許可処分を正当化する事実が判明した場合、支払サービス監督法に基づく通知の義務に違反した場合
4 決済サービスの提供又は電子マネー事業の運営を継続することが、運営される決済システムの安定性又はその信頼性を損なう場合
5 マネー・ローンダリング法第 27 条、資金及び暗号資産移転に際しての情報送付規制、規則（EU）No 1781/2006（「資金移転に伴う支払人情報に関する規則」）又はこれらの規定の実施のために出された規則又は執行命令に対する重大な違反、若しくは反復する違反、又は組織的な違反があった場合行政

628 https://www.gesetze-im-internet.de/umwg_1995/

手続法の規定とは別に、監督官庁は以下の場合に事業者の許可を取消すことができる。

支払サービス監督法は、不正な決済サービスや電子マネー取引に対する介入について規定している。

当局である BaFin の許可なく支払サービス監督法第 34 条第 1 項において必要とされる登録なしに支払サービスが提供された場合（無許可支払サービス）、又は支払サービス監督法第 11 条第 1 項に基づき必要とされる許可なしに電子マネー事業が行われた場合（無許可電子マネー事業）、BaFin は、事業者、その株主及び経営層に対して事業の即時停止並びに関連する取引の即時清算を命じることができる（支払サービス監督法第 7 条）。

事業者が違法に決済サービスの提供や違法な電子マネー事業の実施に関与していることが立証された場合や合理的な事由がある場合には、BaFin は事業者、その株主及び役員に対して、BaFin 及びドイツ連邦銀行に全ての業務に関する情報を書面で提供することを求めることができる。また、上記株主及び役員においては、当該事業者を離れた後であっても当局の要求に応じる義務がある（支払サービス監督法第 8 条第 1 項）。

当該事業者の業務状況を特定するため必要な限りにおいて、監督当局は、当該事業者に書類提出を求め、立入検査を実施することができる。検査はドイツ連邦銀行に委任することができる。また、立入検査は通常、営業時間内に実施するものとされているが、公益性に鑑みて緊急を要する場合には、営業時間外であっても立入検査を実施することができる（支払サービス監督法第 8 条第 2 項、第 3 項）。

BaFin 及びドイツ連邦銀行職員は、監督当局として法令に基づき必要な範囲内で関係先の家宅捜索を実施し証拠品を押収することができる（支払サービス監督法第 8 条第 4 項）。

(5) 暗号資産に対する規制動向

ア BaFin による規制

ドイツの暗号通貨の規制当局は、BaFin である。BaFin の見解によると、ビットコインのような暗号資産は、信用制度法第 1 条第 11 項第 7 号において「金融商品」として規定する「計算単位（Rechnungseinheit）」に該当する[629]としており、ビットコイン等の暗号資産は、「電磁的デバイスに金銭的価値を貯蔵する」といった支払サービス監督法上の電子マネーの要件を満たさず、電子マネーには該当し

[629] 「ドイツにおける暗号資産及び ICO の監督法上の取扱い」神作裕之、及び BaFin, Merkblatt - Hinweise zu Finanzinstrumenten nach § 1 Abs. 11 Sätze 1 bis 3 KWG (Aktien, Vermögensanlagen, Schuldtitel, sonstige Rechte, Anteile an Investmentvermögen, Geldmarktinstrumente, Devisen, Rechnungseinheiten und Emissionszertifikate), 20.12.2011, geändert am 26.07.2018.
<https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/ Merkblatt/mb_111220_finanzinstrumente.html>

ない。第 4 次 EU マネー・ローンダリング対策指令改正指令施行法（Gesetz zur Umsetzung der Änderungsrichtlinie zur Vierten EU-Geldwäscherichtlinie、略称 GWG-Änderungsgesetz 2019[630]）は、Directive (EU) No. 2018/843（「第 5 次 EU マネー・ローンダリング対策指令」）[631]に基づくドイツ国内法であり、2019 年 11 月 15 日に成立し、2020 年 1 月 1 日に施行された[632]。第 4 次 EU マネー・ローンダリング対策指令改正指令施行法は、暗号資産保管事業者及び暗号資産取引所（以下、併せて「暗号資産サービスプロバイダ」）に対し、ドイツ国内で業務を継続するためには、ドイツでのライセンス申請を義務付けた。

また、第 4 次 EU マネー・ローンダリング対策指令改正指令施行法は既存の暗号資産サービスプロバイダを規制する一方で、既存の銀行に対して暗号資産のサービス提供を認めている。既存の暗号資産サービスプロバイダ及び既存の銀行は、暗号資産のサービス提供を行うためには、BaFin が発行するライセンスを取得する必要がある。

ドイツでは、暗号資産サービスプロバイダに対して、顧客の確認、リスクグループによる顧客のセグメント化、疑わしい取引や非標準的な取引に関する規制当局への報告などを義務付けている。

イ　暗号資産の法律上の位置づけ

ドイツにおいては、上記の BaFin 所管の第 4 次 EU マネー・ローンダリング対策指令に関する改正指令による暗号資産規制と信用制度法で、個人・法人が暗号資産を購入、販売、取引することは合法的に認められている。他方で、暗号資産は信用制度法上の「金融商品」とされるものの、法定通貨として認められておらず、暗号資産は「口座毎に」管理される。また、金銭債権にもなり得ないとされている。

- 価値のあるデジタル表現であること
- 中央銀行又は公的機関によって発行又は保証されていないこと
- 通貨や貨幣の法的地位を有していないこと
- 自然人又は法人に受け入れられていること
- 合意又は実際の運用に基づくこと
- 交換又は支払い手段として用いられること
- 投資目的のために使用されること
- 電子的手段により、送金、保管、取引が可能であること

630 https://dejure.org/BGBl/2019/BGBl._I_S._2602
631 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32018L0843
632 https://decrypt.co/12603/new-law-makes-germany-crypto-heaven

上記定義には、ビットコイン、エーテル、XRP などの暗号資産（決済用トークンとも呼ばれる）だけでなく、トークンベースの無記名債券（Inhaberschuldverschreibungen）など、いわゆるセキュリティ・トークンや投資用トークンも含まれる。また、上記定義には、「投資目的に使用されない限り」ユーティリティ・トークン（基本的に商品やサービスを得るための電子証票）は含まれないとされる[633]。

ウ　最近の動向

（ア）税務上の扱い

2025 年 3 月、ドイツ連邦財務省は、暗号資産の移転における税務上の扱いについて言及したガイドライン（Einzelfragen zur ertragsteuerrechtlichen Behandlung bestimmter Kryptowerte）を公表した[634]。暗号資産の所得税取扱いについて、全国的なガイドラインとして、税務上の扱いについても触れており、ビットコイン（BTC）やイーサリアム（ETH）など暗号資産の売買に加えて、マイニングや、ステーキング、レンディング、ハードフォーク、エアドロップ、ユーティリティ・トークンやセキュリティ・トークン、従業員所得としてのトークンの扱いについて言及している。レンディングやステーキングなどに用いた暗号資産であっても、1 年以上が経過すれば、売却した場合に所得税は課税されない方針を示している。

（イ）電子証券法の施行

2021 年 6 月に電子証券法（Gesetz über elektronische Wertpapiere、略称 eWpG[635]）が施行された。これにより、無記名債券、モーゲージ債（Pfandbriefe）、一部のファンドを完全な電子証券で発行することが可能となった。電子証券法の下では、証券取引の改ざん防止等の観点から分散型データベースの構築を念頭として、暗号証券登録簿において暗号証券として無記名債券を発行することが可能である。なお、電子証券法は、暗号証券登録業務を BaFin が監督することと規定しており、暗号証券登録を信用制度法における「金融サービス」と定義した[636]。

633 https://www.goodwinlaw.com/en/insights/publications/2022/07/07_13-germany-introduces-new-rules-on-crypto-funds

634 https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/BMF_Schreiben/Steuerarten/Einkommensteuer/2025-03-06-einzelfragen-kryptowerte-bmf-schreiben.pdf?__blob=publicationFile&v=2

635 https://www.gesetze-im-internet.de/ewpg/index.html

636 https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Fachartikel/2021/fa_bj_2107_eWpG_en.html

（ウ）トラベルルール

ドイツは、EU 加盟国の中でも比較的早期に暗号資産に対するトラベルルールを導入した国の一つである。ドイツでは、暗号資産移転に関する規則（Kryptotransferverordnung）が制定され、2021 年 10 月 1 日よりトラベルルールが義務付けられた。

その後、EU レベルでの規制整備が進み、2024 年 12 月 30 日からは、Regulation (EU) No. 2023/1113（以下「資金移転及び暗号資産移転に付随する情報に関する規則」[637]）に基づくトラベルルールが直接適用されており、現在は MiCAR に基づく暗号資産サービスプロバイダ（CASP）を対象とする EU 共通ルールが中心となっている。資金移転及び暗号資産移転に付随する情報に関する規則の下では、本人に代わって暗号資産の移転を行う者は、送金人及び受益者について以下の情報を特定し、取得・保存することを保証しなければないと定められている。

- 顧客の氏名
- 依頼者の住所、依頼者の公的個人文書番号、依頼者番号、依頼者の生年月日、依頼者の出身地。
- 発信者の口座番号（例えば、公開鍵など）
- 受益者の名前と受益者の口座番号（例えば、公開鍵）

（エ）暗号資産ファンド（クリプトファンド）に関する新たな規制

ドイツでは、2021 年 4 月、暗号資産の普及促進を念頭にファンド向け暗号資産法であるファンドロケーション法（Fondsstandortgesetz、略称 FoStoG）[638]」を連邦議会で可決し、同年 7 月 1 日より施行されている。ファンドロケーション法では、投資法における書面要件が大幅に削減され、デジタル化の支援、コスト削減、柔軟性の確保が目的とされている。 ファンドロケーション法では、機関投資家向けファンドにおいて一定の範囲で暗号資産への投資を可能となるなど、暗号資産に関する投資枠組みの整備が行われた。さらに、2022 年 6 月 3 日には暗号資産ファンド（クリプトファンド）に関する新たな規則であるクリプトファンド規則（Verordnung über Kryptofondsanteile、略称 KryptoFAV[639]）が施行され、ファンドマネージャーが現物ベースではなく電子ベースで単位型の暗号資産ファンドを発行することができるようになった。クリプトファンド規則は、ファンドロケーション法による制度整備を前提として、電子的なファンド持分の発行及び登録方法

[637] https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1113/oj/eng#:~:text=Regulation%20%28EU%29%202023%2F1113%20of%20the%20European%20Parliament%20and,amending%20Directive%20%28EU%29%202015%2F849%20%28Text%20with%20EEA%20relevance%29

[638] https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav#/switch/tocPane?_ts=1767433674904

[639] https://www.gesetze-im-internet.de/kryptofav/index.html

を定めるものであり、ファンドロケーション法により導入された制度を具体化するものである。

単位型の暗号資産ファンドは、暗号証券登録簿に登録された電子ファンド証書（electronische Anteilscheine）と定義されている（クリプトファンド規則第 1 条第 2 文）。暗号証券登録簿は電子証券登録簿の一類型として位置付けられており、改ざん耐性のある記録システムを用いて運営される登録簿である（電子証券法第 16 条第 1 項）。単位型の暗号資産ファンドは、電子ファンド証書として暗号証券登録簿に登録されることにより成立する（電子証券法第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項第 2 号）。暗号資産ファンド持分については、ファンドの預託機関（Verwahrstelle）又は暗号証券登録簿管理の許可を受けた登録管理者によって管理される（クリプトファンド規則第 3 条）。

2024 年 6 月より発効された MiCAR により、暗号資産発行体・暗号資産サービスプロバイダ（CASP）は、暗号資産サービスを提供するために事前に許可を取得することが義務付けられた（MiCAR 第 59 条第 1 項）。当該許可を取得した暗号資産発行体・暗号資産サービスプロバイダは EU 域内全体でサービスを提供することが可能とされている（MiCAR 第 59 条第 7 項）。MiCAR の規定の遵守についての監督は、各加盟国の所管当局が監督を行うこととされており（MiCAR 第 93 条）、ドイツでは BaFin が MiCAR の適用・監督を行っている [640]。

さらに、2024 年 12 月には、MiCAR をドイツ国内で実効的に執行するための補完法として暗号資産市場監督法（Kryptomärkteaufsichtsgesetz、略称 KMAG[641]）が制定され、施行された。暗号資産市場監督法は、MiCAR の規定を前提としつつ、暗号資産サービスプロバイダに対する BaFin の監督権限、登録・許可・取消手続、開示義務、市場監視、業務報告、並びに違反時の行政措置・制裁に関する国内基準を定めるものである。これにより、MiCAR の直接適用に加えて、ドイツ国内における暗号資産市場の監督枠組みが明確化され、クリプトファンド規則や電子証券法と整合的に運用される制度体系が整備された。

7. 貸金業者

(1) 業務範囲

金銭の貸付（Kreditgeschäft）を行うには、信用機関として BaFin から許可を受ける必要がある（信用制度法第 1 条 [642]）。ドイツの信用機関は、多くが銀行や証

640 https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Fachartikel/2025/fa_250122_MiCAR_Vereinfachungen_Herausforderungen_en.html

641 https://www.gesetze-im-internet.de/kmag/BJNR1B60B0024.html

642 https://www.gesetze-im-internet.de/kredwg/__1.html

券、信託業務を全て手掛けるユニバーサルバンクとして、預金も取扱っている。貸金については、これらの信用機関が主に担っている。

(2) 許可等

上記のとおり、貸金を業として行うためには、BaFin から信用機関としての許可を受ける必要がある。信用機関の許可付与についてはドイツII.1.(2)許可等を参照のこと。

(3) 変更・取消

貸金業者に係る許可の変更・取消しについては、信用機関としての許可と同様であるため、ドイツII.1.(4)変更・取消を参照のこと。

(4) その他業務上の規制

ア 上限金利等

上限金利に関する規制は、実定法上は存在しないが、判例法において存在する[643]。判例法に基づく上限金利規制として、毎月ドイツ連邦から発表される市場金利の 2 倍又は市場金利プラス 12%のいずれか低い方を超えると、「高利貸し」に該当する可能性があり、その場合には利息条項又は貸付契約が民事上無効になるとされている[644]。

イ 罰則規定

刑法（Strafgesetzbuch、略称 StGB[645]）第 291 条において、以下のような規制及び罰則が規定されている。

- 刑法第 291 条[646]

(1)他人の苦境、未熟、判断力の欠如又は意思の著しい弱さを利用し、自己又は第三者のために、著しく不平等な関係で契約を締結した者は、3 年以下の拘禁刑又は罰金を科される。他人の困難な状況又はその他の弱点を自分又は第三者のために利用して過度の金銭的利益を得る者にも適用される。

（対象行為）

1. 居住のための部屋の賃貸又はそれに付随するサービスのため
2. 融資を受けるため
3. その他のサービスのため
4. 上記のいずれかのサービスを手配するため

643 金融庁「各国における貸金業等の状況（2010 年 1 月 28 日）」
https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/siryou/20100128/01.pdf
644 BGHZ 110, 336.
645 https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/index.html
646 https://dejure.org/gesetze/StGB/291.html

(2)特に重大な場合、違反者には 6 カ月以上 10 年以下の懲役刑が科される。原則として、特に重大なケースは、以下の場合に該当する

1. 犯罪により他人に経済的困難をもたらすことによるもの
2. 商業的に犯罪を犯すこと
3. 交換手形によって、不当な金銭的利益を約束させること

8. 主な政策金融機関

(1) 概要

ドイツの中小企業は、2024 年において、国内企業数の 99.6%、国内従業員数の約 58.4%、供給サイドでみた GDP 算出額の 49%以上を占める[647]。また、中小企業は、雇用の受け入れ先としても重要視されているほか、イノベーションの主体としても捉えられているため、中小企業支援の中でも、創業環境の向上に向けた施策が積極的に行われている[648]。

ドイツでは、連邦政府と州政府が共同で中小企業政策を担っており、ドイツ連邦経済エネルギー省（Bundesministerium für Wirtschaft und Energie、略称 BMWi）が主務省として中小企業政策を推進している。

連邦政府の中小企業向けの取組は、連邦政府と州政府が出資するドイツ復興金融公庫（KfW）を通じて行われる。

(2) 主な政策金融機関

ア ドイツ復興金融公庫

ドイツ復興金融公庫[649]は、復興金融公庫法（Gesetz über die Kreditanstalt für Wiederaufbau、略称 KfW[650]）に基づく組織である。1948 年に設立され、連邦政府が株式の 80%、州政府が 20%を出資する政策金融機関である[651]。政府保証を受けたドイツ復興金融公庫が、資本市場から低コストで資金を調達し、充実した民間金融機関の支店網を活かし、原則として、仲介金融機関[652]と呼ばれる民間金融機関を通して、代理貸付（on-lending）の形で中小企業に低利融資を行う[653]。ドイツ復興金融公庫の代理貸付の仕組みは、中間に民間金融機関を挟む形態をとるため、ドイツ復興金融公庫から直接、借入者に貸し出しが行われることはない。ド

---

647 https://webgate.ec.europa.eu/circabc-ewpp/d/d/workspace/SpacesStore/18e8dae0-3f34-46c8-8fa4-5fb364cd3fa1/download
648 https://www.kfw.de/kfw.de-2.html
649 https://www.kfw.de/kfw.de.html
650 https://www.gesetze-im-internet.de/kredanstwiag/
651 https://www.kfw.de/About-KfW/Newsroom/Press-Material/Zahlen-und-Fakten/Fact-and-figures.html
652 主に商業銀行（Kreditbanken）のこと。
653 https://www.kfw.de/%C3%9Cber-die-KfW/Berichtsportal/Berichterstattung-2021/Inland/

イツ復興金融公庫の融資を利用する場合、まず借入者の企業は、仲介金融機関に申込み、仲介金融機関が融資のための各種審査を行い、ドイツ復興金融公庫に申請することとなる。また、融資実行後のモニタリングも仲介金融機関が行う。なお、基本的には仲介金融機関が信用リスクを負担するため、審査は自行の信用リスクを中心に実施される[654]。

ドイツ復興金融公庫からの融資は、主に、中小企業への起業支援、地方公共団体に対するインフラ整備、個人に対する教育・住宅ローンなどの助成に向けられており、輸出金融やプロジェクト・ファイナンスは、ドイツ復興金融公庫の子会社である KfW IPEX 銀行が担い、出資（エクイティ投資）は、子会社である KfW Capital が担っている。

なお、ドイツ復興金融公庫の 2024 年実績は、フローベースで総額 1,128 億ユーロであり、そのうち約 70%が国内向けとなっている[655]。

ベンチャー向け事業である KfW Capital は、ハイテク企業基金（HTGF）、VC 共同投資基金（Coparion）、ERP ベンチャー・キャピタル基金投資（ERP-VCF）の 3 ファンドを一元的に管理することを目的に 2018 年 10 月に設立された[656]。なお、BMWi は、監督のみ行い、各々の投資の決定は基金に一任している。

イ　ハイテク企業基金（High-Tech Gründerfonds、HTGF）

ハイテク企業基金（HTGF）は、イノベーション企業に対するシード投資の促進を目的に、ドイツ連邦経済エネルギー省（BMWi）主導のもと、KfW 及び民間企業からの出資を受け 2005 年に設立された[657]。デジタルテック、インダストリアルテック、ライフサイエンス、化学、及び関連事業分野のスタートアップを投資対象としており、法人化前後のシードラウンドでは最大 100 万ユーロ、全ての調達ラウンドで合計 400 万ユーロを投資している。2005 年以来、HTGF はこれまでに 5 つのファンドを組成し、約 22 億ユーロを運用しており[658]、これまでに約 750 社以上に資金提供を行っている[659]。

ウ　公的ベンチャー・キャピタル共同投資基金（Coparion）

公的ベンチャー・キャピタル共同投資基金は、スタートアップ段階とアーリーグロース段階にある企業をカバーし、かつ国内を拠点とする設立 10 年未満のハ

654 https://www.kfw.de/PDF/Investor-Relations/Pdf-Dokumente-Investor-Relations/KfW-Investor-Presentation.pdf
655 https://www.kfw.de/PDF/Investor-Relations/Pdf-Dokumente-Investor-Relations/KfW-Investor-Presentation.pdf
656 https://www.htgf.de/de/ueberuns/
657 https://www.htgf.de/de/ueberuns/
658 https://www.htgf.de/de/ueberuns/fonds/
659 https://www.htgf.de/de/gruender/#kriterien

イテク関連企業に対して、ベンチャー・キャピタル（VC）資金のギャップを埋めることを目的として 2016 年に創設された[660]。

民間投資家との共同出資ファンドであり、民間のリード投資家とパリパス（優先劣後のない同順位）の条件で投資する。ファンドの設置期限は 10 年であり[661]、ファンド規模は 2 億 7500 万ユーロ、1 企業に対する投資額は最大 1500 万ユーロである[662]。

エ　ERP ベンチャー・キャピタル基金投資（ERP-VCF）

ERP ベンチャー・キャピタル基金投資（European Recovery Program - Venture Capital Fund、ERP-VCF）は、スタートアップ段階と成長段階にある企業をカバーし、かつ技術を有する成長志向の国内ハイテク関連企業に対して、資金調達のギャップを埋め、VC からの資金供給を促進することを目的として、2015 年に設立された[663]。

民間投資家との共同出資ファンドであり、パリパス（優先劣後のない同順位）の条件で投資する[664]。最初に組成されたファンドの投資額は、最大 4 億ユーロであり、ファンド規模は 2022 年の 12 億 5900 万ユーロから 2023 年は 21 億ユーロに増加している[665]。KfW は投資額全体の 19.99%以下の出資まで可能とされる[666]。

660 https://www.kfw.de/PDF/Download-Center/Konzernthemen/Research/PDF-Dokumente-Studien-und-Materialien/Building-Momentum-in-Venture-Capital-across-Europe.pdf
661 https://www.coparion.vc/themes/custom/coparion/pdf/2020-10-26_coparion_Investment_Principles.pdf
662 https://www.coparion.vc/en
663 https://www.kfw.de/PDF/Download-Center/Konzernthemen/Research/PDF-Dokumente-Studien-und-Materialien/Building-Momentum-in-Venture-Capital-across-Europe.pdf
664 https://www.kfw.de/microsites/Microsite/kfw-capital.de/investmentkriterien/
665 https://www.kfw.de/About-KfW/Reporting-Portal/Reporting-2023/KfW-Capital/
666 https://www.kfw-capital.de/Investment-focus/Investment-programmes/ERP-VC-Fondsinvestments-und-ERP.html

［フランス］の金融制度

【金融監督機関の概要】

フランス金融監督体制は 2008 年のリーマンショック以降、監督機能に加えて金融危機防止や危機管理に係る機能強化のための組織改編がなされてきた。現行の監督体制として、業態横断的な規制・監督については、健全性監督破綻処理機構（Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution、ACPR）が担当、また、証券会社を含む投資企業の業務行為に関しては金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers、AMF）が担当し、市場・取引の公平性を監視している。詳細は仏Ⅰ. 1.(1)参照

【金融法制の特徴・動向】

フランスの法体系の特徴の一つに法典化がある。これは、1990 年代以降に進められた、特定業務の既存の法令を体系的に整理する取組によるものである。例えば、融資、決済を含む銀行業務や、投資運用助言を含む投資関連業務を通貨金融法典にまとめており、保険業に関しては保険商品の販売業務等を保険法典によって規制している等の体系となっている。

＜近年の動き　①Fintech 活動推進の取組＞

フランスでは Fintech 活動を個別に規制する法律はないが、ACPR が The ACPR Fintech Innovation hub を設置したり、AMF がイノベーション・デジタルファイナンス部を設置したりし、Fintech 等の新興企業への規制対応に取組む等、監督機関が主体となって金融分野のイノベーションを推進しようという取組がみられる。詳細は仏Ⅰ.2.(3)参照

また、近年の動向として、デジタルバンク等の Fintech 事業を現行の法規制の対象となるよう業種区分の整理を進めている。具体的には、デジタルバンクは法規制上、信用機関の一種と位置付けることで通貨金融法典の対象とする整理である。しかし、貸出業務を行わないデジタルバンクは、他の信用機関と異なり「信用機関」の免許ではなく「決済サービス事業者」の免許の取得が求められる。詳細は仏Ⅱ.1.(5)参照

＜近年の動き　②暗号資産に対する規制＞

暗号資産関連業者に関しては、暗号資産規制 （Regulation (EU) 2023/1114 Market in Crypto Assets、MiCA 規則）第 143 条に基づく移行措置として、フランスではデジタル資産サービスプロバイダ（Prestataire de service sur actifs numériques、PSAN）登録事業者・PSAN 認可事業者ともに 2026 年 7 月 1 日まで営業継続が可能である。なお、AMF は 2025 年 6 月 17 日に仏国産業の成長と転換のための行動計画法（Le Plan d'Action pour la Croissance et la Transformation des Entreprises、PACTE）に基づく PSAN 認可事業者向けの簡易認可手続（MiCA 規則第 143 条(6)）に関する方針を公表している。2026 年 7 月 1 日以降は、MiCA 規則に基づく暗号資産サービス提供者（crypto-asset service provider、CASP）認可の取得が必要となる。詳細は仏Ⅱ.6.(3)参照

【日本との比較】

銀証分離を原則とする日本と比較して、フランスでは、伝統的に銀行の多くが預金業務に加え、証券業務、信託業務を手掛ける、いわゆるユニバーサルバンクの形態をとる。

このほか、フランスにおいては、貸金業の規制・監督に関して、日本の貸金業法のような業種への固有の規制ではなく、貸出業務を行う企業全般を通貨金融法典の対象とし、貸金業者にも信用機関と同等の免許要件を課すことでコントロールしている点が特徴である。

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

フランスでは、信用機関、投資企業、保険会社を健全性監督破綻処理機構（Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution、以下「ACPR」）が監督し、投資企業への業務行為監督を金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers、以下「AMF」）が独立して監督している。

ACPR の前身として、2010 年 3 月 9 日に、フランスの銀行部門及び保険部門の監督を行う独立行政機関（autorité administrative indépendante）としてプルーデンス監督庁（Autorité de Contrôle Prudentiel、ACP）が設置された。プルーデンス監督庁は、2013 年 7 月に改組され、現在の ACPR となった。

証券を監督する AMF は、2003 年に法人格を持つ独立行政機関として設置され、フランスの金融市場の参加者及び金融商品・サービスの規制を行っている。

図表　仏 - 1　金融監督体制図

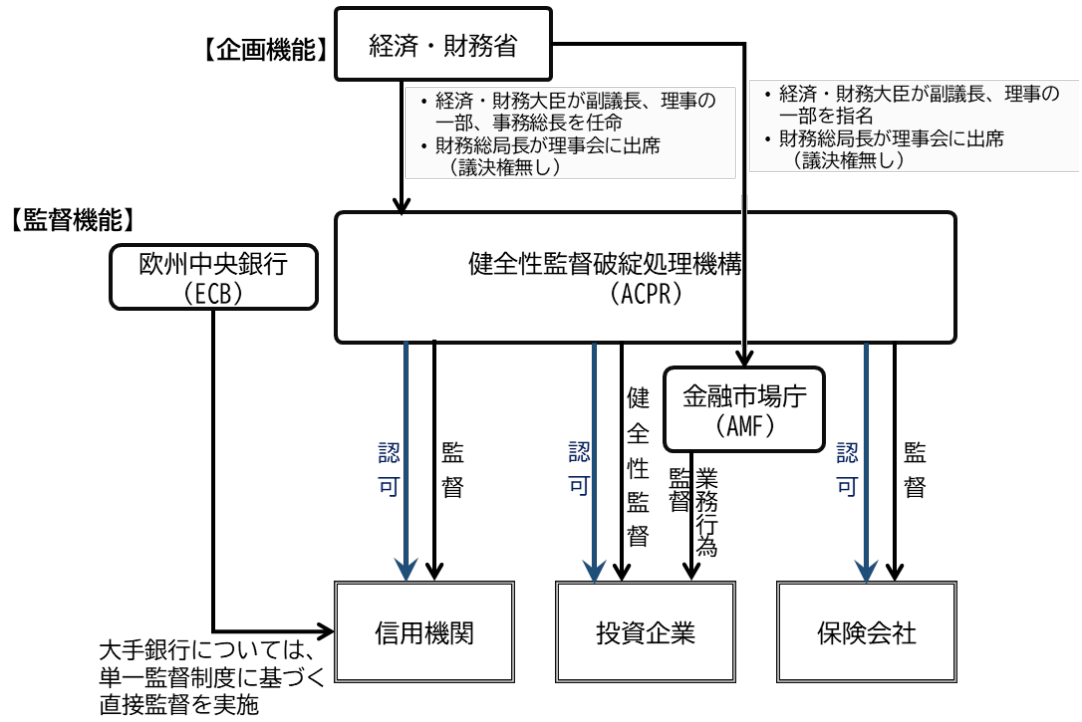

（出所）Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution 及び Autorité des Marchés Financiers の各ウェブサイトに基づき作成

(2) 法令等

ア　法律

立法府である国会（Parlement）で制定される法律（loi）のことをいう。国会で可決（être approuvé）された法律は、大統領の審査及び審署（la promulgation）を経て、公布によりフランス全土において執行力（l'exécutif, le pouvoir exécutif）を与えられる。審署は法律行為（acte juridique）であるとされる。

イ　行政命令

行政が制定するものを総称して行政命令（règlement レグルモン）という。フランスでは第五共和制施行以降、行政執行権は国会の立法権に属することとされる一方で、憲法において法律の所管と定められた事項以外のものについては、法律に基づかない命令事項として制定できるとされている。

また、命令は、政令（décret、以下「デクレ」）、省令（arrêté、以下「アレテ」）があり、制定者によって名称が異なる。大統領や首相が制定するものはデクレ、大臣や知事の制定するものはアレテと呼ぶ。

なお、「国務院の議を経たデクレ」は「国務院のデクレ」とも称され、デクレ制定の際、国務院（法務局・行政裁判所に相当する）の担当部に諮問することが義務付けられている。

金融機関に関する行政命令は経済担当大臣に対して、以下の事項に関する制定権が与えられている。

- 信用機関に対する以下の事項（通貨金融法典 L611-1 条）
  - 最低資本金額
  - 信用機関又は財務機関への資本参加の取得・増加・譲渡の条件
  - 店舗設置条件
  - 当該機関が資本参加を行うための条件
  - 信用機関が行うことのできる取引に係る条件（特に対顧客関係及び競争条件に関するもの）
  - 共通業務組織（信用協同組合の中央機関[667]が持つ総務機能や支店統括機能等のこと）
  - 信用機関が遵守すべき行為規範（特に流動性・支払能力・財務構造均衡の確保のための）及び連結ベースでの規制（親会社がフランス国外にあるときを含む）
  - 権限ある当局に対する計算書類及び情報の開示
  - 信用供与を行う手段及び規制（ただし欧州中央銀行制度の任務に矛

[667] 共通業務組織金融機関に対して中央銀行と類似の役割を果たす組織を中央機関としている。

盾しないようにする）
    - 預金者保護に関する規制
    - 経理組織、管理会計メカニズム、情報分野の安全性、内部監査手続に適用される規制
    - 信用機関が欧州経済領域（EEA）協定の非締約国に支店を設立できる条件
    - 信用機関が重要な事業の全部又は一部を、当該機関の健全かつ慎重な管理を損なうことなく取得できる条件
    - 信用機関の認可の取得
- 支払機関に対する最低資本金、認可要件の変更など（通貨金融法典 L611-1-1 条）
- 支払機関の代理人に対する適格性要件、登録手続（通貨金融法典 L611-1-2 条）
- 投資サービス業者、市場の運営管理会社、金融商品の生産業者、金融商品の保護預かりや管理を業とする者に対する以下の事項（通貨金融法典 L611-3 条）
    - 最低資本金額
    - 信用機関が行うことのできる取引に係る条件（特に対顧客関係及び競争条件に関するもの）
    - 共通業務組織（信用協同組合の中央機関が持つ総務機能や支店統括機能のこと）
    - 信用機関が遵守すべき行為規範（特に流動性・支払能力・財務構造均衡の確保のための）及び連結ベースでの規制（親会社がフランス国外にあるときを含む）
    - 権限ある当局に対する計算書類及び情報の開示
    - 預金者保護に関する規制
- 銀行取引、支払サービス、貯蓄商品、グループ生命保険の販売勧誘を行う者に対する業務行為規則（通貨金融法典 L611-3-1 条）

なお、経済担当大臣は、銀行部門、投資サービス部門、保険部門に関する行政命令を制定するに当たり、金融法規審議会（Comité Consultatif de la Législation et de la Réglementation Financières、CCLRF）に意見を求めなければならない（通貨金融法典 L614-2 条）。

ウ　行政規則

行政規則（règlement d'administration publique、RAP）は、施行令に相当するもので、法律の授権を受けて国務院の議決を経て制定される。

金融分野では、AMF に対し、金融商品取引や市場に関する行政規則の制定権が与えられている（通貨金融法典 L621-6 条）。

エ　法典

法典（code）は、法律及び行政命令を体系的に編纂したものである。フランスでは、1989 年に「法典化高等委員会」（Commission supérieure de codifi cation） が設置され、「法令の過剰に対する宣戦布告」のもと、「法の簡素化と明確化」を目的として、特定主題の既存の法令を体系的に整理して一つの法典としてまとめることが行われてきており、これを「法典化」（codifi cation）という[668]。

法典では条番号が、法令の種類（法律、デクレ、アレテ）、編・章・節から始まる番号で構成されている（なお、本資料での参照条文では、原則として法典における条番号を使用している。）。

銀行・証券については、通貨金融法典（code monétaire et financier）が基本法典である。法典の構成として、銀行業務・決済業務・投資業務への規制をベースとし、それぞれのサービスプロバイダの規制を定めている。規制対象となる業種は多岐にわたり、銀行業務・決済業務・投資業務のいずれかに該当する業種であれば通貨金融法典の規制対象となることが特徴である。

また、規制対象となる相互・協同組合組織については、共済組合法典（code de la mutualité）も関係する。銀行業務の現場取引は消費者法典によって規制されている。例として、個人消費者ローンの高利貸規制に関しては消費者法典に記載がある[669]。

保険については、保険法典（code des assurances）が基本法典である。一部の保険契約に関して社会保障法典（code de la sécurité sociale）も関係する。

---

668 「フランスの新たな行政改革の手法　委任立法による法と行政の簡素化」岡村美保子　外国の立法 227（2006.2）

669 消費者法典 L314-6 条

2. 金融監督機関の概要及び権限

(1) 概要

金融監督機関は ACPR、AMF である。いずれも本部がパリに存在し、地方支部はない。ACPR はフランス銀行に属する組織であり、フランス銀行総裁が主宰する理事会が意思決定上の上位組織である。また、マクロ・プルーデンス規制・監督強化を目的として金融安定化高等評議会（Haut Conseil de Stabilité Financière）（以下「HCSF」）がある。

(2) 健全性監督破綻処理機構（ACPR）

ア 根拠法令

ACPR については、通貨金融法典第 6 編第 1 章第 2 節（L612-1 条～L612-50 条）に規定がある。

イ 目的

ACPR は、金融システムの安定の維持、及びその監督対象である者の顧客、保険契約者、加入者、並びに受益者の保護を目的としている（通貨金融法典 L612-1 条Ⅰ）。

ウ 業務内容の概要

ACPR は、監督対象である金融機関等に対し、以下の業務を実施する（通貨金融法典 L612-1 条Ⅱ）。

- 免許交付
- 監督対象機関の財務状況や営業状況についての継続的な監督
- 顧客保護を目的とする規則の遵守状況の監督
- 金融危機の予防と破綻処理対策の開発と実施

フランスでは ACPR がシステム上重要な金融機関（systemically important entities）の特定を担う。このため、銀行部門については、グローバルなシステム上重要な機関（Global Systemically Important Institutions、G-SII）及びその他のシステム上重要な機関（Other Systemically Important Institutions O-SII）のリストと、関連する資本バッファーを決定している。[670]

[670] https://acpr.banque-france.fr/en/supervision/banking-supervision/systemic-entities-banking-sector

ACPR の監督対象となる金融機関の範囲は、以下のとおりである（通貨金融法典 L612-2 条）。

- 銀行部門、決済サービス部門、投資サービス部門
  - 信用機関（フランスでは、銀行業務（opération de banque）を行う法人を「信用機関」という。）
  - 投資企業（ただし、投資運用業者（ポートフォリオ管理会社）を除く。）、規制市場の運営管理会社、清算機関の会員、金融商品の保護預かり及び管理業務を行う者、清算機関
  - 決済機関及び口座情報サービスプロバイダ
  - 金融持株会社及び混合金融持株会社
  - 投資持株会社及び親会社の投資持株会社
  - 両替業者
  - 自己資金及び借入金による融資を行う公益性のある非営利団体及び財団法人[671]
  - 政府との契約に基づき、雇用促進のための活動を行う法人[672]
  - 電子マネー事業者
  - 金融会社
  - 金融会社の親会社
  - 金融会社の混合親会社
  - サードパーティの金融会社
  - 中央機関
  - 専門家協会
  - クレジット購入者[673]
  - 資産参照型トークンの発行者
- なお、ACPR は、銀行取引及び支払サービスのほか以下のサービスに係る事業者も監督下に置くことができる。

  保険部門
  - 直接保険の形式で保険業務を行う保険会社
  - 再保険業務を行う、フランス国内に本社を持つ会社
  - 相互保険会社及び組合、連邦保証システムの管理を行う組合、相互保険持株会社

[671] 通貨金融法典 L511-6-5 条
[672] 通貨金融法典 L313-21-1 条
[673] クレジット購入者（credit purchaser）とは、EU 域内の信用機関が保有する不良債権（NPL）に係る債権又は債権者の権利を購入する者を指す（EU 指令 2021/2167　3 条：‘credit purchaser’ means any natural or legal person, other than a credit institution, that purchases a creditor’s rights under a non-performing credit agreement, or the non-performing credit agreement itself, in the course of its trade, business or profession, in accordance with applicable Union and national law）

- 共済機関・組合・集団
- 保険会社グループ、混合保険会社グループ
- 保険リスクを包含する証券化ビークル
- 職業年金基金
- 共済組合又は付加職業年金団体
- 付加職業退職金基金
- 専門家協会

また、ACPR は以下の者についても監督下におくことができる。

- 保険業務を行う企業から保険の引受又は管理業務を行う、又は集団保険契約の引受を行うことの許認可を受け、保険や再保険の仲介業務を行っている個人又は法人
- 直接又は間接に、相互保険会社（組合）と、その代理として保険契約や保険金の支払を管理する相互保険会社及び組合を仲介する個人又は法人
- 銀行取引や決済サービスの仲介業者
- クラウドファンディング仲介業者

＜Fintech に関する取組＞

2016 年に設置された The ACPR Fintech Innovation hub（The ACPR-FinTech Innovation Unit）は、革新的フィンテック事業者を支援するために ACPR 事務総長の直下に設置された専門組織である。金融分野におけるデジタル化や技術革新（人工知能、ブロックチェーン、レグテックなど）に関連する課題、リスク、機会を評価することを目的に掲げている。

組織内で運営する幾つかのプロジェクトは、AMF と密に連携を行いながら推進している。例えば、Fintech 企業と協議・対話を行うための支援組織である The Fintech Forum に関しては、AMF と共同で運営を行っている。

エ　信用機関に対する監督手法

ACPR が、信用機関である監督対象機関の検査・監督を行う上で有する権限は、以下（ア）～（イ）のとおりである。

なお、欧州単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism、SSM）の導入により、2014 年 11 月 4 日より、欧州中央銀行（European Central Bank、以下「ECB」）がフランスの大手銀行（significant institutions）の監督を直接行うこととなった。ECB の直接監督下に置かれるフランスの大手行は、2025 年 9 月 1 日時点で 12 行[674]である。ACPR は ECB とともに合同監督チーム（Joint Supervisory Teams）を構

[674] List of supervised entities, ECB,

成し、引き続き大手行の監督に関与する。それ以外の銀行（less significant institutions）は ACPR が一義的な監督責任を有し、ECB は間接的な監督を行うこととなった[675]。

ACPR は欧州単一監督メカニズムにおいて、以下の権限を有する。

- 許認可申請の審査
- 合同監督における大手銀行の監督への参加
- 大手行を除く銀行の監督
- データ収集と市場分析
- 規制やストレステストなどの監督ツールの調整、比較、影響調査の実施

（ア）報告徴求

① 定期報告

ACPR は、監督対象となる信用機関が定期的な提出を義務付けられている報告書や情報について、その一覧、様式、提出頻度及び期限を定めることができる（通貨金融法典 L612-24 条）。

② 特別報告

ACPR は、監督対象となる信用機関に対し、監督上必要なあらゆる情報や書類を求めることができ、その説明や立証を求めることができる。その中には会計監査役（commissaires aux comptes）の報告書等の会計資料を含む。加えて、必要に応じてそれらの内容に関する疎明を求めることができる（通貨金融法典 L612-24 条）。

（イ）立入検査

ACPR は、書面による検査と立入検査を実施する。

ACPR は、外部の監査機関、会計検査士、検査対象分野の専門家、該当分野専門の法人、同分野の権威又は検査対象者が加入する業界団体に検査のための支援を求めることができる（通貨金融法典 L612-23 条）。

立入検査は信用機関、投資企業と支配関係にある法人、当該法人の子会社及び同一企業グループの構成企業に対しても拡大して実施することができる（通貨金融法典 L612-26 条）。

立入検査の結果は、以下の者に通知される（通貨金融法典 L612-27 条）。

- 被検査法人の取締役会、監査役会又はその他の監督機能を有する機関
- 被検査法人が属するグループを統制する企業

675 “ACPR_RA2024_EN_BOOK”

- 相互・協同組織金融機関の場合、被検査法人が属する中央機関
- 保険会社の親会社

オ　投資企業に対する監督手法

フランスの証券監督において、業務の監督は ACPR 及び AMF（投資企業の監督は ACPR、その他の機関の監督は AMF）、市場監督にあたるのは AMF である。

ACPR の投資企業に対する検査・監督の手法は、本項エにて上述の信用機関に対するものと共通している。

カ　保険会社に対する監督手法

保険会社に対する監督の手法は、本項エにて上述の信用機関に対するものと共通している。

キ　処分規定

ACPR は、同庁と対象者が相対する形での意見陳述（対審手続）[676]を行った後に、以下の行政処分を下すことを決定できる（通貨金融法典 L612-35 条）。

ただし、緊急に保全措置を取る必要がある時は、暫定的な処分の上、ただちに対審手続を経て当該暫定処分の修正又は追認を行う（通貨金融法典 L612-35 条）。また、これら処分の決定は、当該企業の親会社、中央機関に連絡することができる（通貨金融法典 L612-36 条）。

（ア）警告

ACPR は、監督対象の信用機関が業法・規則に違反し、顧客の利益を損なうおそれのある業務をしていると認めるときは、聴聞において弁明の機会を与えた上で、当該行為を停止するよう警告することができる（通貨金融法典 L612-30 条）。

（イ）業務改善命令

ACPR は、監督対象の信用機関に対し、財務状況の健全化及び強化、管理方法の改善、又は、業務及び組織状況の改善に係る適切な措置をとるよう下命することができる（通貨金融法典 L612-32 条）。

[676] ACPR が行政処分を行うための対審手続は、司法裁判ではなく行政手続として行われる。

（ウ）保全措置

ACPR は監督対象の信用機関等に対し、支払能力又は流動性、顧客財産を損なう状態の発生又はそのおそれがあるとき、必要に応じ下記の措置を講じることができる（通貨金融法典 L612-33 条）。

- 特別監視処分
- 当該信用機関の状況の監視強化のため、代理人を指名して常時管理を任ずること
- 当該信用機関における特定業務（預金・保険料の受取を含む）の制限又は一時禁止
- 当該信用機関の全部又は一部の資産の処分の一時制限又は凍結
- 当該信用機関の業務停止の要求
- 保険会社、相互会社、共済について、買戻証券の払出、仲裁機能、契約金の前払又は処分権を一部制限又は凍結する命令
- 保険会社、相互会社、共済について、保険契約又は共済約款に係る持分の一部又は全部を移転する宣言
- 株式配当又は社員持分に係る収益配当の分配を制限又は禁止する決定
- 当該金融機関（信用機関、投資企業、金融会社）の活動、商品、システムに内在するリスク低減を求めること
- 当該信用機関の一人又は複数の管理職の職務停止
- 保険契約のポートフォリオの全部又は一部を譲渡するための保険契約、業務、契約又は決済申込用紙を申請することの差止め
- 保険契約、業務又は契約・決済会員様式のポートフォリオの全部又は一部の自動譲渡
- 投資企業に対する、当該企業が使用するネットワーク及び情報システムのセキュリティリスクの低減の要求

なお、ACPR の監督対象の法人が上記（ア）から（ウ）に記載された措置に従わない場合には、ACPR が暫定管理人を任命し、代表権、業務執行権等を移転させることができる。また、中央機関は、これらの措置を ACPR に求めることができる（通貨金融法典 L612-34 条）。

（エ）懲罰

ACPR に設置されている懲罰委員会は、個々の事案の重大性に鑑み、監督対象の信用機関に対し、以下の懲罰的処分を科すことができる（通貨金融法典 L612-38 条、L612-39 条）。

- 譴責（けんせき）

- 戒告
- 当該信用機関の対象業務の全部又は部分的な停止（最長 10 年）
- 当該信用機関における一人又は複数の管理職等（ハイブリッド活動[677]を行う支払機関の場合は支払サービス活動に責任を有する役員）の停職処分（暫定管理人を指名することができる）（最長 10 年）
- 当該信用機関における一人又は複数の管理職等（ハイブリッド活動を行う支払機関の場合は支払サービス活動に責任を有する役員）の解任処分（暫定管理人を指名することができる）
- 当該信用機関の業務に係る許認可の一部取消
- 当該信用機関の業務に係る許認可取消、当該信用機関の登録簿抹消（清算人を指名することができる）
- 懲罰委員会が当該信用機関に全面的な活動禁止処分を科した場合、ACPR は ECB に対し、許認可の撤回を提案することができる。ECB が許認可を撤回しない場合には、同委員会は通貨金融法典 L612-39 条に規定される制裁措置の中から別の措置を再検討し、当該金融機関に科すことができる。

なお、ACPR の懲罰委員会は、1 億ユーロ又は期待利益の 10 倍（法人の場合、年間純売上高の 10%）以下の制裁金（sanction pécuniaire）を科すことができる。これは、上記の懲罰処分に加えて科すことができる。また、ACPR の懲罰委員会は、制裁金に条件を付すことができる。制裁金は国庫に納付される。

[677] 他の事業との兼営をすること：支払機関は両替業、支払処理に関するデータ登録・処理・保存、支払処理の保証業との兼営が認められている（通貨金融法典 L522-2 条Ⅰ）

ク　組織

図表　仏 - 2　ACPR の組織図

（2025 年 2 月 27 日時点）

（出所）ACPR ウェブサイトより作成

ケ　職員数

ACPR の職員数は下表のとおりである。

図表　仏 - 3　ACPR の職員数

（2024 年 12 月 31 日時点）

			職員数（人）	比率
全職員			1,103	100%
うち	検査に従事する職員		NA	64%
		銀行部門の監督	NA	31.6%
		保険部門の監督	NA	15.6%
		AML/CTF	NA	8.9%
		業務行為の監督	NA	7.9%
	破綻処理部門		NA	2.7%
	部門横断業務		NA	19.5%
	サポート部門		NA	8.1%
	許認可		NA	5.7%

※各部門の職員数は非公表。

（出所）ACPR_RA2024_EN_BOOK

コ　予算規模

ACPR は、財政的に自立しており、監督対象金融機関への賦課金、前年度からの繰越金、フランス銀行からの付加的な割当金を収入源とする（通貨金融法典 L612-18 条）。

図表　仏 - 4　ACPR の予算規模・予算源

（2024 年実績）

（単位：100 万ユーロ）

		金額
収入		234.3
	うち、監督対象機関からの賦課金	230
	その他の収入	4.3
支出		236

（出所）ACPR_RA2024_EN_BOOK

(3) 金融市場庁（AMF）

ア 根拠法令

AMF については、通貨金融法典第 6 編第 2 章（L621-1 条～L621-35 条）に規定されている。

イ 目的

AMFの主な任務は、以下の目的のためとされている（通貨金融法典L621-1条）。

- 金融商品への投資の保護
- 投資家への適切な情報開示の確保及び情報品質の保証
- 金融市場の秩序ある運営

ウ 業務内容の概要

AMF は、以下の業務を行う権限を与えられている。

- 規制（金融市場庁総合規則）の制定（通貨金融法典 L621-7 条、L621-8 条）
- 市場参加者及び金融商品・暗号資産・サービスの認可、情報開示の規制
  - 市場及び金融市場インフラ
    -規制市場の規則の承認（金融市場庁総合規則 511-1 条～511-13 条）
    -金融市場インフラ(清算機関、決済システム運営業者、証券決済機関など)の運営規則の承認（通貨金融法典 L621-7 条）
    -金融市場インフラにおいて、取引の監視や会員の監督に従事する者への職務許可の発行（通貨金融法典 L621-7 条）
  - 暗号資産
    暗号資産規制（Regulation (EU) 2023/1114 Market in Crypto Assets、MiCA 規則）に基づく CASP 申請の認可[678]
- 上場企業等の証券発行者
  - 有価証券等規制市場を通じた資金調達手段の更改発行の認可（通貨金融法典 L621-7 条第 1 項）
  - 投資信託等金融商品の発行認可(通貨金融法典 L214-3 条)
  - 投資家への情報開示に係る規制の実施（金融市場庁総合規則 211-1 条～216-1 条）
- 金融サービス専門職
  - ポートフォリオ管理業者の認可（通貨金融法典 L532-9 条、金融市場庁総合規則 311-9 条）

[678] https://www.amf-france.org/en/news-publications/depth/mica

- 投資企業の業務プログラムについて、ACPR への意見の発出（金融市場庁総合規則 311-9 条）
- 投資企業、投資運用業者のトレーダー、決済担当者、内部管理担当コンプライアンス・オフィサー、アナリストへ職務許可の発行（金融市場庁総合規則 313-29 条～313-47 条）

• 集団投資商品
  - 集団投資商品（集団投資スキーム、投資ファンドなど）の組成及び投資家への販売の認可に関する規則の制定（通貨金融法典 L621-7 条Ⅴ）
  - 集団投資商品（集団投資スキーム、投資ファンドなど）の組成及び投資家への販売の認可（通貨金融法典 L214-35 条、金融市場庁総合規則 411-1 条～411-19 条）
• 市場及び市場参加者を監督、監視し、調査及び検査の実施（通貨金融法典 L621-9 条、金融市場庁総合規則 142-1 条～144-4 条）
• 規制に違反した場合の処分（通貨金融法典 L621-13 条～L621-17-7 条）
• 当事者からの要請に基づく、小口投資家と投資サービス提供者又は上場会社との紛争解決の斡旋（通貨金融法典 L621-19 条）

＜Fintech に関する取組＞

AMF は 2016 年 6 月に一部門としてフィンテック・イノベーション・競争力部（FIC）（2021 年にイノベーション・デジタルファイナンス部に改称）を設置した[679]。同組織は、専門家で構成される「Fintech Task Force」を通じて新興企業の規制対応の支援やイノベーションに関する課題の特定、新しいビジネスモデルに対する監視に取組むほか、金融分野のイノベーションに関する事項については ACPR との間で政策調整を担っている。

エ　証券監督の手法

AMF は、証券規制違反行為一般に関する法執行権限として、以下の権限を有する。

① 調査

● 総合調査

AMF の事務局長は、金融市場庁総合規則に定める方法により調査員に資格を付与し、調査手続の開始を決定する（通貨金融法典 L621-9-1 条）。

調査員は、調査に必要なすべての資料（電子媒体等を含む）の引渡しを求めること、その謄本を取ること、情報提供の可能性のあるすべての者を招致して聴聞

[679] https://www.amf-france.org/en/news-publications/news-releases/amf-news-releases/amf-announces-creation-fintech-innovation-and-competitiveness-division-headed-franck-guiader

すること、専門職業に用いられている場所（インターネット回線上に情報が流れた場合は、そのプロバイダも含む。）に立入ることができる（通貨金融法典 L621-10 条）。

招致され、聴聞される者は、自ら弁護人を選任し補佐させる権利を有する（通貨金融法典 L621-11 条）。

● 家宅捜索

インサイダー取引及び市場操作（通貨金融法典 L465-1 条及び L465-2 条）の違反を調査するためには、AMF 事務局長が理由を付して裁判所に許可請求を行うことで、当該立入検査場所を管轄する大審裁判所長が、調査員にすべての場所への立入及び資料の差押えを許可することができる。

裁判官は、許可申請（AMF が保有する違反の手がかりとなる情報すべてを含まなければならない。）を確認する。

立入は、許可した裁判官の権限及び監督下で行われる。裁判官は、調査作業を補佐する司法警察職員を指名する。また、立入の間、その場所に赴くことができ、いつでも立入の停止又は中止を決定することができる（通貨金融法典 L621-12 条）。

② 差止等

● 仮差押命令の請求

司法裁判所の裁判長（Le président du tribunal judiciaire）は、AMF の長官（président）、事務局長（secrétaire général）による相当の理由ある請求があった場合には、AMF が問責対象とする個人、その他の主体の所有するファンド、証券、証書その他の権利について、その所有者が誰であるかにかかわらず仮差押を命じることができる（通貨金融法典 L621-13 条）。

● 違反行為の停止命令

AMF の理事会は、当人に疎明の機会を与えたうえで、インサイダー取引、相場操縦、風説の流布その他から投資家を保護するための諸規則に関する違反行為や、その他のあらゆる投資家保護や市場の秩序維持に反する行為について、フランスの内外を問わず停止するよう命じることができる（通貨金融法典 L621-14 条）。

また、AMF 長官は、違反行為に対する責めを負う個人が、法令を遵守し、違反行為を終了、その効果を消去するように要求する命令を発するよう、裁判所[680]

[680] パリ高等裁判所（tribunal de grande instance de Paris）が管轄裁判所となる。

に請求することができる（通貨金融法典 L621-14 条Ⅲ）。

③　制裁

ⅰ. 証券業者等に対する制裁措置

認可を受けて投資サービス業を営む者やその代理人をはじめ、証券業務に従事する事業者等に対しては、以下の制裁措置を取ることができる（通貨金融法典 L621-15 条Ⅲa）。

- 譴責（けんせき）
- 戒告
- 業務停止又は通貨金融法典 L546-1 条に定める登録簿からの抹消
- 過料
- 単独で、又は上記制裁措置との併科も可能
- 上限は 1 億ユーロ又は期待利益の 10 倍以下。過料は、制裁を受ける者の属する補償基金（所属する基金がない時は国庫）へ支払わせる。

ⅱ. 証券業務に従事する個人に対する制裁措置

証券業者等の者の配下で行動する自然人に対しては、以下の制裁措置を講じることができる（通貨金融法典 L621-15 条Ⅲb）。

- 譴責（けんせき）
- 戒告
- 職業資格証の永久又は一時剥奪
- 一部又は全部の一時又は永久活動禁止
- 過料
- 単独で、又は上記制裁措置との併科も可能
- 上限は 1500 万ユーロ以下又は違反によって得た利益の 10 倍

iii. i.ii.以外の者

1 億ユーロ以下又は違反によって得た利益の 10 倍の過料を課すことができる（通貨金融法典 L621-15 条Ⅲc）。

④　刑事手続における罰金との調整

刑事裁判所が確定判決を下す前に同一事件について AMF の懲罰委員会が過料を確定させ宣告した時は、当該裁判所は、この過料を当該裁判所の罰金刑から差引いて科す命令を下すことができる（通貨金融法典 L621-16 条）。

オ　組織

図表　仏 - 5　AMF の組織図

（2024 年時点）

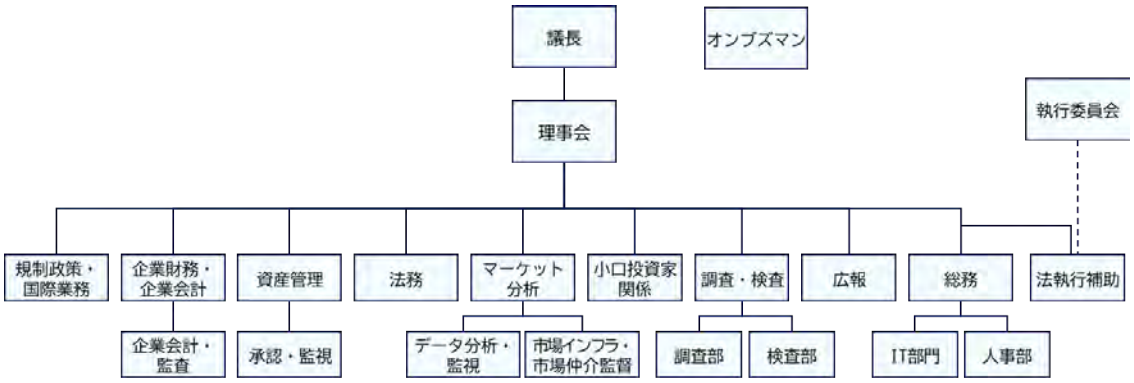

（出所）AMF, 2024 AMF Annual Report

カ　職員数

AMF の職員数は下表のとおりである。

図表　仏 - 6　AMF の職員数

（2024 年時点）

（単位：人）

	職員数
全職員	516

（出所）AMF ウェブサイト（2025 年 8 月に公表された年次報告書に基づく）

キ　予算規模

AMF は運営予算が監督対象となる金融機関からの賦課金で賄われている財政上独立した組織である。AMF の予算は事務局からの提案に基づき、理事会が決定する（通貨金融法典 L621-5-2 条）。

図表　仏 - 7　AMF の予算規模・予算額

（2024 年）

（単位：100 万ユーロ）

	金額
収入	138.49
支出	142.32

（出所）AMF, 2024 AMF Annual Report

(4) 監督当局と関連機関の情報連携

通貨金融法典 L631-1 条に監督当局と関連機関の情報連携について次のとおり規定されている。

- フランス銀行（Banque de France。IEOM、IEDOM[681]を含む）、ACPR、AMF の 3 者間で、業務遂行に有用な情報を相互に連携する。ACPR、AMF、会計監査人高等評議会（Haut Conseil du commissariat aux comptes）間でも業務遂行に有用な情報を相互に連携することができる（第 1 項）。
- 業務遂行に有用な情報の相互連携が行われる機関は以下のとおり（第 2 項）。
  - フランス銀行、ACPR、AMF、会計監査人高等評議会
  - 預金保険・破綻処理基金（fonds de garantie des dépôts et de résolution、通貨金融法典 L312-4 条）、保険保証基金（fonds de garantie、保険法典 L423-1 条）、強制損害保険補償基金（fonds de garantie des assurances obligatoires de dommages、保険法典 L421-1 条）
  - 労使代表管理基金（fonds paritaire de garantie、社会保障法典 L931-35 条）、共済組合保証基金（fonds de garantie、共済組合法典 L431-1 条）、市場運営会社及び手形交換所
  - 競争分野・消費者分野を担当する省庁
  - 税関当局、フランス汚職防止機構
- 上記の各機関において種々の情報連携がなされる。例えば、フランス銀行、ACPR、競争分野・消費者分野を担当する省庁は、ユーロでの口座振替及び口座引き落としに関する技術的及び商業的要件を定めた規則(EU)No260/2012 の遵守を確保するために、それぞれの使命の遂行に必要な情報を伝達することとされている（L631-1 条Ⅱ）。
- 上述の L631-1 条Ⅰ、L631-1 条Ⅱに従い収集された情報は、情報発信者及び受信者の各組織に適用される条件で現行法上の職業上の守秘義務事項として保護される。

  これらの情報は、L631-1 条Ⅰで言及される各当局により彼らの任務遂行以外の目的で使用されてはならず、第 2 項で言及されるその他の組織により、彼らに対して伝達された目的以外で使用されてはならない。ただし当該情報を伝達した組織が目的外使用に同意した場合はこの限りではない。

  L631-1 条Ⅰで言及された各当局間では、情報を提供した当局又は情報提供人の合意に基づき、職業上の守秘義務事項として保護された情報を

[681] IEOM（Institut d'émission d'outre-mer）、IEDOM（Institut d'émission des départements d'outre-mer）、はフランスの海外領土での中央銀行機能を担う機関。IEOM が大洋州、IEDOM がその他を担当する。

交換することができる。

(5) 金融安定化高等評議会（HCSF）

HCSF は、フランスにおけるマクロ・プルーデンス監督機関である。

マクロ・プルーデンス監督を担う機関として、2010 年に金融規制・システミック・リスク理事会（Conseil de Régulation financière et du Risque Systémique、Corefris）が創設されたが、2013 年 7 月 26 日付法 2013-672 号（Loi de Séparation et de Régulation des Activités Bancaires、SRAB）により「金融安定化高等評議会」に改称された。経済担当大臣を議長とし、AMF 長官等で構成される。

HCSF はマクロ・プルーデンス政策を決定し、金融機関に対して直接、自己資本に関する義務を課すことができるようになるなど、権限が強化された。

ア 根拠法令

HCSF については、通貨金融法典 L631-2 条～L631-2-3 条にて規定されている。

イ 目的

HCSF は、安定確保と経済成長への持続的な貢献の観点からフランス金融システム全体の監督を行う（通貨金融法典 L631-2-1 条）。

ウ 業務内容

理事会は、マクロ・プルーデンス政策を定義し、次の業務を実行する（通貨金融法典 L631-2-1 条）。少なくとも年に 4 回会合を開くことが法律上求められている（通貨金融法典 L631-2 条）。

1) 各 EU 加盟国の金融政策機関との協力と情報交換
2) セクターの状況や金融市場に起因するシステミック・リスクの性質及び程度を、特に関連する欧州の金融機関の意見や提言を考慮した識別・評価
3) すべてのシステミック・リスク及び財政の安定に対するすべての脅威を警告する見解又は勧告の表明
4) フランス銀行総裁の提案に基づき、過度の信用成長を回避、金融制度の不安定化により高まったリスクについて警告するために、信用機関、投資企業、市場運営会社、手形交換所会員、金融手段の管理・保管業者に、経済担当大臣の発布に基づく経済の十分な流動性の確保を要請し、支払能力及び財務構造のバランス等を規定するアレテによる管理基準よりもさらに強制的な自己資本に関する義務を課すことができる。
5) フランス銀行総裁の提案に基づき、あらゆる性質の資産価格の高騰や経済主体の負債の過度な拡大を防ぐために、信用機関及び保険会社による信用供与の条件の提示

6) フランスの金融の安定を脅かすシステミック・リスクの防止のため必要な措置の採用を促す見解を、管轄する欧州各国の規制当局に対して提出

7) 金融セクターに適用される国際基準及び欧州基準の策定において、代表権を持つメンバー機関と協力し意見表明すること

エ　組織

HCSF は、以下の 8 名の理事により構成される（通貨金融法典 L631-2 条）

- 経済担当大臣（議長）
- フランス銀行総裁
- ACPR 議長（ACPR 副議長がこれを補佐する）
- AMF 議長
- フランス会計基準局（Autorité des Normes Comptables）議長
- 上下院議長、経済担当大臣が任命する金融政策、金融業務、経済分野の専門家 3 名（任期は 5 年）

オ　職員数

HCSF は、独自の組織を持たず、独自の予算を持たない。

カ　予算規模

HCSF は、独自の組織を持たず、独自の予算を持たない。

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 信用機関（Les établissements de crédit）

職業として銀行業務（opération de banque）を行う法人は、公衆から預金その他の払戻可能な資金を受け入れ、かつ自己の計算において信用供与（貸付）を行う事業体として、「信用機関」にあたる（通貨金融法典 L511-1 条及び当該条文にて引用されている Regulation (EU) No.575/2013）。

(1) 業務範囲

通貨金融法典（Code monétaire et financier）において、銀行（banque）、信用協同組合（Banque mutualiste ou coopérative）などの金融機関について規定している。

銀行業務とは、以下のものを指す（通貨金融法典 L311-1 条）。

- 市中の預金受付
- 貸付業務
- 決済サービス業務

また、信用機関は銀行業務に付随する業務として、以下の業務を行うことができる（通貨金融法典 L311-2 条、L511-1 条）。

- 両替（為替）取引
- 金・貴金属・硬貨に関する取引
- 有価証券及び全金融商品（produit financier）の分売・引受・購入・管理・保管・販売
- 資産管理に関する助言及び援助
- 資産管理、金融エンジニアリング、企業の設立及び成長に資するあらゆる役務に関する助言及び支援
- リース取引を行うことが認められた企業に対する不動産又は動産の単純賃貸借
- 決済口座からの支払業務
- 電子マネーの発行と管理[682]
- 資産参照型トークンの発行[683]
- 暗号資産に関するサービス[684]

信用機関は、以下のア～カに分類される。

ア　銀行（Banque）

銀行は、すべての銀行業務を行うことができる。なお、要求払預金及び期間 2 年以内の定期預金の受入は、銀行、信用協同組合、市町村信用金庫にのみ認められている（通貨金融法典 L511-9 条）。

イ　信用協同組合（Banque Mutualiste ou Coopérative）

信用協同組合は 19 世紀の欧州で隆盛を極めた共済組合型の諸組織に対して、国家が金融機関（金庫）を設置し、管理運営する権限を認めたことに起源を持つ[685]。信用協同組合は、個別の法令による制約がない限り、要求払預金及び期間 2 年以内の定期預金の受入を含め、すべての銀行業務を営むことができる（通貨金融法典 L511-9 条）。

---

682 2023 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会の暗号資産市場に関する規則(EU)2023/1114（いわゆる MiCA 規則）第 3 条第 1 項第 7 号に定義される電子マネートークンを含む電子マネーの発行及び管理（当該規則の第 IV 編に定められた条件に基づく）をいう。

683 MiCA 規則第 3 条第 1 項第 6 号に定義される 1 つ以上の資産を参照するトークンの発行（当該規則の第 3 編に定められた条件に基づく）をいう。

684 MiCA 規則第 3 条第 1 項第 16 号に定義される暗号資産サービス（ただし、同規則の第 60 条第 1 項に定められた条件に従う）をいう。

685 「法務資料第 466 号　フランス民事執行法典（法律部・規則部）」法務省大臣官房司法法制部 93 頁脚注 31

信用協同組合には、以下のものがある。

1) バンク・ポピュレール（Banque Populaire）

商工業者・専門職業人の事業性取引しか対象としてはならないが、会員及び相互保証会社の保証する取引は実行できる。預金は、個人、法人でも組合でも受け入れることができる（通貨金融法典 L512-2 条）。

バンク・ポピュレールの中央金庫は、公務員、サラリーマン、自営業者に対する貸付を集中管理するほか、傘下機関の執行役及び定款の認可権、系統全体の戦略立案権、余裕資金の調整義務などを法律で与えられている（通貨金融法典 L512-107 条）。

2) クレディ・アグリコル（Crédit Agricole）

原則として農業従事者等を会員とするが、銀行取引をした相手を会員とする定款をおくことができる（通貨金融法典 L512-22 条）。

クレディ・アグリコルの中央金庫は、地域金庫の理事の任命の認可権及び解任権を有する。理事は中央金庫の許可を得ずに商工業に従事する等副業が禁じられている（通貨金融法典 L512-40 条）。中央金庫には、加盟機関の検査・監督権が与えられている（通貨金融法典 L512-51 条）。

3) クレディ・ミューチュエル（Crédit Mutuel）

すべての個人又は法人から預金の受入を行うことができ、非会員の第三者に対しても、定款の定める範囲内において、銀行サービスを提供することができる（通貨金融法典 L512-55 条）。

4) クレディ・ミューチュエル・アグリコル・エ・ルーラル（Crédit Mutuel Agricole et Rural）

クレディ・アグリコルに対する規定が準用されるが、中央機関は、クレディ・ミューチュエル全国連合会である（通貨金融法典 L512-60 条）。

5) ソシエテ・コオペラティフ・ド・バンク（Société Coopérative de Banque）

すべての個人又は法人から預金の受入を行うことができるが、貸付の80%以上は会員、会員の傘下会員、協同組合組織、相互組織、保険法典の適用を受ける相互組織、非営利組織、公的機関、又は準公的機関に対するものでなければならない（通貨金融法典 L512-63 条）。

6) クレディ・マリティーム・ミューチュエル（Crédit Maritime Mutuel）

海洋漁業用の信用組合である。すべての個人又は法人から預金及び証券の受入を行うことができるほか、漁業に従事する者を会員とし、会員に対してはすべての銀行業務を営むことができる（通貨金融法典 L512-68 条）。海洋漁業担当大臣の方針に従うとともに通貨金融法典の特別規定に服する。

7) ケス・デパルニュ（Caisse d'épargne）

あらゆる銀行業務を行うことができる（通貨金融法典 L512-88 条）。単体貯蓄銀行、地域貯蓄組合、全国貯蓄銀行連盟、及び持ち株会社により構成されるネットワークを持つ（通貨金融法典 L512-86 条）。

ウ　専門信用機関（Établissements de crédit spécialisés）

独自の法律及び規制又はそれらに関する認可決定に起因する銀行業務のみを実行することができる。（通貨金融法典 L513-1 条）。

専門信用機関には以下のものがある。

（ア）住宅金融組合（Sociétés de crédit foncier）

以下を唯一の目的とする専門信用機関である。

①保証付き融資、公的機関へのエクスポージャー、証券、預金及びエクスポージャーへの供与又は取得

②上記ローン等を目的とした資金調達のために、オブリゲーションファイナンス債（obligation foncières）の発行をはじめとした資金調達

（イ）住宅金融会社（Sociétés de financement de l'habitat）

住宅ローンの付与又は資金調達、及び国務院の法令で定義された条件の下で証券、エクスポージャー、及び預金を保有することを唯一の目的とする専門信用機関である。

エ　市町村信用金庫（Caisse de Crédit Municipal）

地域における公的貸付及び福祉機能を担う信用機関である。他の信用機関との取引、個人及び法人からの資金の受入、支払手段の提供、及び銀行業務に付随する業務を行うことができる（通貨金融法典 L514-1 条）。

オ　金融会社（Société de Financement）

リース会社、相互保険会社、不動産金融会社などが該当する。当局より免許を付与された範囲の銀行業務（資産参照型トークンの発行・管理を含む。）のみを行

うことができる。また、経済担当大臣が定める条件に基づいて二次的に免許を取得しない限り、要求払預金及び期間 2 年以内の定期預金を受け入れることができない（通貨金融法典 L515-1 条）。

カ　特殊金融機関（Institutions financieres specialisees）

特殊金融機関は，公共の利益に寄与する任務を国から与えられた金融機関である。その任務に関連する銀行業務以外は行えない。また，預金（要求払い預金及び期間 2 年以下の預金）の受入れも認められていない[686]。

(2)　免許等

フランスで銀行業務を行うためには、信用機関の免許等を取得する必要がある。免許等は ECB が独立行政機関からの推薦に基づいて交付する。

免許等の交付対象はフランスに本社を置く法人並びに EU 非加盟国又は欧州経済領域協定の非締結国に本社を置く信用機関のフランス領土に設置された支店である。（通貨金融法典 L511-10 条）。

国外の信用機関は、フランス又は他の EU 加盟国で免許を交付された子会社や支店がなければ、フランスにおいて融資業務を営むことができない。EU の単一監督メカニズムにより、ユーロ圏の信用機関の統合的な監督は ECB に基づいており、ECB はユーロ圏内の信用機関に対する免許付与又は取消について権限を有する。ただし、EU 非加盟国で設立された信用機関が、フランスに支店を置く際の免許交付については、ACPR が権限を有する。

(3)　要件

ア　免許交付要件

免許の交付に当たり、以下の要素を考慮し、免許を申請する会社の事業内容が法律上信用機関又は金融会社の活動に適切であるかどうか確認する（通貨金融法典 L511-10 条）。

- グループ会社に属する場合、親会社、金融持株会社及び混合金融持株会社があることを明記した当該事業の活動計画書
- 組織内の責任分担の明確性・一貫性・透明性、及びリスクを特定、管理、監視及び報告するための効果的な手順、並びに適切な内部統制の枠組等の健全なガバナンスの整備状況、リスクにさらされた際に回復計画を促進する健全な管理及び会計手順、報酬方針及び慣行
- 同一労働又は同一価値労働に対する男女同一賃金の原則に基づく、平等な報酬の方針と慣行

[686] 国民生活金融公庫　調査季報　第 74 号 4 頁

- 技術的及び財政的リソース
- 経済担当大臣の命令で定められた条件の下で、資本出資者の身元情報及び出資額
- 資本拠出者の妥当性

イ　異業種からの参入可否及び要件

現在、異業種からの参入を禁止する法規則は存在しない。銀行業務を行うための免許を取得しさえすれば、法律上は異業種からの参入は可能と解釈される。また、上記の免許交付要件は親会社の存在を考慮したものであり、金融子会社の設立による異業種からの参入を念頭に置いた免許要件と考えられる。

(4) 変更・取消

以下の場合には ECB によって信用機関の免許の取消を決定できる（通貨金融法典 L511-15 条）。

- 信用機関が虚偽の陳述又はその他の不正な手段によって免許を取得したとき
- プルーデンスに係る基準を満たさないとき
- 追加資本要件を遵守していないとき
- 免許又はその後の免許条件を満たしていない、あるいは債権者に対する義務を果たせないとき。特に預金者から託された資金の安全をもはや保証できないとき
- 免許取得後 12 カ月以内にその免許を利用しない、又は少なくとも 6 カ月間信用機関としての活動を行わなかったとき
- 5 年間の平均総資産が通貨金融法典に定める閾値を下回るとき

また、金融会社に対しては、上記の場合に加えて、金融会社の登録事務所又は中央管理機関がフランス国外に移転した場合にも免許の取消を決定できる（L511-15-1 条）。

フランスの銀行免許の要件に違反した場合、以下の刑事罰が科される。

自然人への刑事罰

- 最高 3 年の禁固刑又は最高 37 万 5 千ユーロの罰金

法人への刑事罰

- 187 万 5 千ユーロ以下の罰金
- 違反が行われた業務活動の一時的又は永続的な禁止
- 判決の公表等の追加的な制裁

(5) デジタルバンク等に係る規制・動向

ア 金融機関としての種別

近年、フランスではインターネット専業銀行が広がりを見せている。このようなサービスを提供する場合には、少なくとも資金移動を伴う業務が生じるため、決済サービス事業者（payment institution）（仏Ⅱ.6.資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者を参照）としての免許取得が必要となる。他方で、こうしたビジネスモデルは預金口座開設機能を提供するなど銀行業務の補完的役割があるものの、長期のローン貸出は含まれていない場合には、フランスでは信用機関としての免許は付与されない。

銀行に類似したインターネット専用の金融サービスを提供する事業者を「ネオバンク」[687]と呼ぶことがあるが、ACPR は、信用機関として免許付与されていない Fintech 企業が「バンク」を称することで銀行として誤認されることを防ぐため、「ネオバンク」という用語の使用を禁止することを決定した[688]。

イ Fintech 活動の規制

現在、デジタルバンク等の Fintech 活動に係る個別具体的な規制は制定されていない。ACPR と AMF は Fintech 活動を容認する態度を示している。一方で Fintech 企業側においては ACPR 又は AMF の規制の対象となることで、Fintech 活動が阻害されることを懸念する傾向がみられる。

ウ デジタルバンクの事例

（ア）Shine

Shine は、2017 年に設立された法人であり、個人事業主向けの決済サービスを提供するデジタルバンクである。オンラインビジネス銀行口座を開設することで、オンラインで完結する資金決済サービスに加え、口座保有者のステータスを考慮し、税金や負担金等の請求額をリアルタイムで計算するサービスを提供する[689]。

2020 年にソシエテ・ジェネラル（Société Générale）に買収され、同グループ内のフィンテック企業としての地位を有していたが、その後 2024 年には Ageras に買収された上で 30 万人の顧客に対しサービスを提供している[690]。また、2025 年

687 ネオバンクの定義は Justin Pritchard 氏の定義によると「ネオバンクは、銀行に似たオンライン専用の金融機関であり、ネオバンクのサービスは、通常伝統的な銀行と比較して限定的であり、時には単純な当座預金と普通預金口座しかない場合もある。その分、手数料は安く、金利は平均より高めに設定されている。」とのことである。
https://www.thebalancemoney.com/what-is-a-neobank-and-should-you-try-one-4186468

688 ACPR, Rappel des règles d'usage du terme « néobanque »,

689 https://www.shine.fr/

690 https://www.prnewswire.com/news-releases/ageras-eyes-potential-cross-border-expansion-of-shine-following-french-regulator-approval-of-acquisition-of-the-business-banking-platform-302328787.html

11 月に Cegid により買収され、この買収の結果、Shine はフランスやその他欧州向けに財務サービスを単一プラットフォームにより提供することとしている [691]。

（イ）Qonto

Qonto は、2016 年に設立されたフリーランサーや中小企業向けのオンライン決済サービスを提供するデジタルバンクである。ACPR より決済サービス事業者として認可されており、当座預金口座、決済用カード、及び企業の銀行業務と会計サービスを提供しているほか、2025 年 7 月、ACPR に対して銀行免許の申請を行った [692]。

同社は、2022 年 1 月に 4 億 8600 万ユーロの新規資金調達を行った。これにより、同社の推定評価額は 44 億ユーロに達し、フランスで最も評価されているユニコーン企業となる [693]。

2024 年に開始した後払いサービスでは、5000 万ユーロの短期資金供給を行っており、また、同年、フランスのフィンテック企業 Regate を買収するなど、M&A での事業拡大にも積極的である。銀行免許の申請を行った 2025 年 7 月時点で、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペインの欧州 8 カ国で 60 万人以上の顧客を抱えており [694]、Qonto に銀行免許が付与されれば、単なる決済業者にとどまらない、企業の経済活動全体を支援するプラットフォームとしての強化が見込まれる。

2. 投資企業（Entreprises d’investissement）

投資企業とは、信用機関以外の者で職業として投資サービスを提供する法人をいう（通貨金融法典 L531-4 条）。

(1) 業務範囲

「投資サービス」とは、金融商品を対象とする以下の活動からなる（通貨金融法典 L321-1 条）。

- 他人勘定のための注文の受付及び伝達（媒介）
- 他人勘定のための注文の執行（代理）
- 自己勘定取引
- 他人勘定のためのポートフォリオ管理
- 投資に関する助言
- 引受（la prise ferme）・保証付きの売出（le placement garanti）

691 https://pressreleasehub.pa.media/article/cegid-acquires-shine-to-accelerate-the-path-of-becoming-europes-leading-financial-copilot-for-smbs-and-accountants-60958.html
692 https://qonto.com/docs/pdf/03072025_cilicense_pressrelease_global.pdf
693 https://qonto.com/en/blog/trend-news/qonto-news/qonto-raises-record-series-d
694 https://www.pymnts.com/news/banking/2025/b2b-fintech-qonto-files-for-french-banking-license/

- 保証なしの売出（le placement non garanti）
- 多角的取引システム[695]の運営（l'exploitation d'un système multilatéral de négociation au sens de l'article L. 424-1）

「金融商品（instruments financiers）」とは、以下のものを指す（通貨金融法典 L211-1 条）。

- 有価証券（titres financiers）
  - ・株式会社の発行した資本性証券
  - ・負債性証券（ただし商業手形、貯蓄債券（bons de caisse）を除く）
  - ・集合投資スキーム（投資信託等）の持分又は株式

- 金融先物契約（contrats financiers）

  金融先物契約に当たる金融商品については、デクレ[696]で定める。通貨、金利、利回り、商品（コモディティ）、気候変数、運賃、排出権、インフレ率などの客観的指標に基づく先物契約が含まれる。

なお、MiCA 規則の規制対象となる「暗号資産」とその適用が明確に排除されている「金融商品」の区別は実務上重要である。ある商品が「有価証券」や「デリバティブ（金融先物契約）」の性質を持ち、「金融商品」に該当する場合、当該商品に対する規制は MiCA 規則ではなく、通貨金融法典 L211-1 条以下の金融商品としての規制が適用されることになる。

投資企業は、投資サービス及び付随するサービスを行うことができる。これ以外の活動を業として行うには、経済担当大臣の定める条件の範囲内で行わなければならない（通貨金融法典 L531-7 条）。

付随サービスとは以下の活動からなる（通貨金融法典 L321-2 条）。

- 金融商品の保管及び管理
- 金融商品に係る取引を実行しようとする投資者が当該取引を実行できるよう信用又は貸付を供与すること（信用取引の際に与える信用）
- 企業財務や買収・合併等に関するコンサルティング
- 投資調査、財務分析、又は金融商品の取引に関する全般的な推奨
- 金融商品の引受に関連するサービス
- 投資サービスの供与に付随する外国為替サービス

---

[695] 多角的取引システムとは、金融商品の取引を成立させるために、通貨金融法典に記されている運営規則に従って、複数の第三者による売買を集めて引き合わせるシステムをいう（通貨金融法典 L424-1 条）。

[696] デクレについては、仏Ⅰ. 1.(2).イ行政命令を参照のこと。

- 投資サービスや付随サービスの供与に関連して提供される、金融先物の原資産の取引に係る投資サービスや付随サービスに類似する活動
- 信用格付業務

(2) 免許等

投資サービスを提供するには、ACPR から免許を取得しなければならない。

投資サービスのうち、ポートフォリオ管理、及び投資助言に関する免許を付与されるには、申請時に提出する運営計画に関して、AMF から承認を得なければならない。

なお、ポートフォリオ管理を主たる業務とする投資企業は、ポートフォリオ管理会社として AMF から免許を取得する必要がある（通貨金融法典 L532-1 条）。

(3) 要件

ACPR は、以下の点を斟酌して免許付与の妥当性の検証を行う（通貨金融法典 L532-2 条）。

- フランス国内に登録事業所と実効性ある経営組織が存在するか
- 業務の性質に応じ、経済財政省が適切と定める額の当初資本と、適切な財源を有しているか
- ACPR が当該企業の健全性を評価できるよう、主要な株主の身分を明らかにしているか
- 必要な人格と経験を備えた 2 名以上の者による運営によって、健全かつ慎重な経営が期待できるか
- 当該サービスを提供する方法や取引の種類、組織構成などを定めた運営計画が存在するか
- 証券補償スキームに参加しているか

(4) 変更・取消

投資企業の免許の撤回は、ポートフォリオ管理会社の場合を除き、当該投資企業からの申し出に基づいて ACPR が決定する。

また、ACPR は、当該投資企業が免許交付要件を満たすことができなくなった場合や免許交付の際の付帯条件を達成できなかった場合、12 カ月以内に免許交付要件たる事業を実施しなかった場合のほか、6 カ月以上の期間にわたって取引を実行しなかった場合、あるいは免許取得に際して虚偽等の不正が認められた場合は、一切の協議を経ることなく免許の取消を決定することができる（通貨金融法典 L532-6 条）。

ACPR は、ポートフォリオ管理会社の場合を除き、懲戒処分として投資企業の免許を取消すことができる（通貨金融法典 L532-7 条）。

(5) ロボアドバイザー

ロボアドバイザーは、人工知能（AI）等を使用して個人が自動化された方法で貯蓄を投資することを可能にする主に個人利用に特化されたオンライン貯蓄管理サービスである。金融投資顧問として AMF の規制対象となる。

(6) クラウドファンディングサービス事業者

ア　クラウドファンディングサービス事業者の概要

クラウドファンディングサービス事業者は、一般公開されたデジタルプラットフォームを運営し、投資家や出資者と資金調達を希望する企業とのマッチングや仲介を行う。このような資金調達は、融資、譲渡可能証券又はクラウドファンディングのために認められているその他の商品の取得という形をとることができる[697]。

貸付型クラウドファンディングと投資型クラウドファンディングは、同等の資金調達手段として構成することができるため、どちらの業態も AMF の規制の対象となる。

イ　クラウドファンディングサービス事業者の許認可

（ア）免許

クラウドファンディングサービス事業者に対する免許は ACPR の同意を得たうえで、AMF によって付与される。

通貨金融法典 L547-1 条において、AMF はエクイティ・クラウドファンディングのプラットフォームを一種の新しいコンサルティングサービスとみなし、参与型投資顧問（conseil en investissement participative、CIP）として規制する。参与型投資顧問とは、専門的に特定投資コンサルティング業務を行う法人である[698]。

AMF はクラウドファンディングサービス事業者を監督する権限を有する。クラウドファンディングにおいて、投資顧問活動を行う法人を管理・運営する権限を有する自然人又は法人は、許可を受けようとする前に、AMF に管理運営に必要な専門性が所定の水準に達していることを立証する資料を提出しなければならない（金融市場庁総合規則 325-33 条）。

クラウドファンディングサービス事業者の業務計画にローン貸出を可能とする内容が含まれている場合には、AMF は ACPR に当該事業者の監督を求めることができる（通貨金融法典 L547-1 条）。

---

697 Règlement (UE) 2020/1503 du Parlement européen et du Conseil du 7 octobre 2020 relatif aux prestataires européens de services de financement participatif pour les entrepreneurs, et modifiant le règlement (UE) 2017/1129 et la directive (UE) 2019/1937

698 https://hit-u.repo.nii.ac.jp/record/2041093/files/ics020201700503.pdf

（イ）変更・取消

AMF は、クラウドファンディングサービス事業者の申請に基づき、当該事業者に対する許可を取消すことができる。

ただし、クラウドファンディングサービス事業者の業務計画にローン貸出を可能とする内容が含まれている場合には、ACPR の同意が必要となる（通貨金融法典 L547-1 条）。

3. 保険会社

一部の例外を除き保険会社には保険法典が適用される（共済規約が適用される共済会社及び組合（共済法典 L214-1 条にある退職者向け共済会社及び組合を含む）、社会保障規約第 IX 巻の第 3 章及び農村・海洋漁業規約第 L.727-2 条 II が適用される福利厚生機関及び組合、農村・海漁法典第 727 条の 2 及び社会保障法典第 L.942-1 条の退職者に係る補充規定のための機関）。

(1) 業務範囲

上述の例外を除き、当局による監督の対象となる保険会社は、以下に該当するものである（保険法典 L310-1 条）。

- 直接保険の形式で、人の生命の持続に依拠して執行される契約を結ぶ企業、結婚又は出産の場合につき一定金額を給付する旨を契約する企業、又は資本化を目的として要求払貯金を募集し、かつその目的のために契約を締結する企業
- 直接保険の形式で、事故及び疾病による障害のリスクをカバーする企業
- 直接保険の形式で、救助役務を含むその他のリスクをカバーする企業

(2) 免許等

保険会社として業務を営むためには、ACPR から免許を取得しなければならない。（保険法典 L310-12-2 条）

(3) 要件

免許交付の可否を判断するに当たり、ACPR は以下の点を考慮する（保険法典 L321-10 条）。

- 専門的技術及び財源が、事業計画と見合っているか
- 経営責任者の道徳心、専門性、経験
- 資本構成と株主の状況

(4) 変更・取消

事業停止の状態が継続する場合、財源と事業内容との平衡が崩れた場合、株主構成や経営機構が大きく変化し、公益性の観点から看過できない場合には、当該保険会社の免許を取消すことができる（保険法典 L325-1 条）。

4. 保険仲介業者

保険・再保険仲介業者とは、保険・再保険事業者及びその職員以外の自然人又は法人で、かつ補助的な立場の保険仲介者以外の者で、報酬を得て保険・再保険の販売活動を行う、又は追求する者をいう。

(1) 業務範囲

信用機関、投資企業、金融会社以外で、報酬を得て保険販売活動を行う者は、以下の条件を満たせば、付随的に保険仲介者となる。

- 保険の販売は、その人の主要な職業的活動とはならない。
- その者は、商品又はサービスに付加される保険商品のみを販売する。
- 当該保険商品は、生命保険や民事賠償責任保険に関連するリスクをカバーしない。ただし、この補償が仲介者の主要な職業活動の枠内で提供される商品やサービスを補完するものである場合は、この限りではない。

(2) 免許等

保険仲介業に従事するにあたり、ACPR から免許を取得し、公開されている保険仲介業者の登録名簿に登録しなければならない。（保険法典 L512-1 条）

(3) 要件

免許交付の可否に当たり、以下の要件を満たす必要がある。

ア 専門的要件（保険法典 L511-2 条）

- 保険・再保険商品の販売業者及び、保険・再保険契約に関する提案、契約締結の支援、その他契約締結の準備に関わる活動を行う従業員は、活動開始前に、その業務を遂行し義務を十分に果たすための適切な知識と技術を有していなければならないこと
- 保険・再保険仲介業者及びその従業員は、関係市場に適した適切なレベルのパフォーマンスを維持するため、継続的な職業訓練及び開発の要件を遵守するものとすること
- 保険・再保険商品の販売に責任を負う者及び販売に直接携わる者が、必要な専門知識及び技能を有すること
- 保険・再保険仲介業者は、適用される要件を遵守していることを証明でき

ること

イ　組織的要件

- 専門的要件を確実に遵守するために、内部方針及び適切な内部手続の承認を行い、定期的に更新すること
- 内部方針及び内部手続の適切な実施を保証するための機能を事業者内に設置し、ACPR の要求に応じてその責任者を開示すること
- 内部方針及び内部手続の承認の登録簿を作成し、維持、更新すること
- 当該事業者の評判及び専門知識・技能に関する情報

(4)　変更・取消

ア　変更

活動場所の変更、活動の停止、企業・事業所登録からの削除等、登録に影響を与えうる情報に変更があった場合、組織に通知する。

イ　取消

登録情報の審査により、規定に準拠していないことが判明した場合、登録不可の決定を下す。

また、ACPR の求めに応じて、登録を取消すことができるほか、登録のために要求される義務を順守していることが証明できない場合は登録を取消すことができる。

5.　総合取引所

(1)　総合取引所の概要

ユーロネクスト・パリ（Euronext Paris）は、パリに所在する証券取引所であり、汎欧州証券市場（ユーロネクストプロジェクト）の構成機関の一つである。かつては、パリ証券取引所（Paris Bourse）と呼ばれていたが、2000 年にパリ証券取引所、ブリュッセル証券取引所、アムステルダム証券取引所が合併してユーロネクスト（Euronext）が設立された。

(2)　フランスにおける監督上の措置

ユーロネクストについては、関係各国の当局による共同監督の仕組みがとられている。ユーロネクストに対する共同監督に参加する各国の金融市場当局は、ユーロネクストの規制・監督の調整に関する新たな覚書（MoU）を 2018 年 5 月 31 日に締結した。これにより、ユーロネクスト・カレッジ・オブ・レギュレーターズ（Euronext College of Regulators）に監督機能が集約され、ユーロネクストを監督する各国の所轄官庁の間で、共通の首尾一貫した効率的な規制枠組みを目的とする体制を確立させた。

ユーロネクスト・パリに株式が上場されるための主な適格基準は以下のとおり[699]。

- 株式資本の 25%以上の分配（又はユーロネクストが定める 5%以下の分配で、引受価格の 500 万ユーロ（約 566 万米ドル）以上でなければならない）
- 3 年分の認証済み財務諸表があること
- 国際財務報告基準（IFRS）又は米国、日本、カナダ、中国、インド、韓国の一般に公正かつ妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠した会計処理していること
- 規制当局が承認した目論見書（リテール向け公募を行わない場合は、英語でも可）

なお、有価証券を上場するためには、3 年間の監査済み決算書又はプロフォーマ決算書が必要である。ただし、これらは EU の目論見書規則とその実施細則に定められているように、一定の状況下では免除されることがある。

また、外国企業の証券の上場には所有権の要件はなく、新規上場後の継続的な財務要件もない。

上記に加えて、ユーロネクスト・パリに上場及び売買が認められるためには、以下の資料等を提出する必要がある。

- 会社の目論見書を承認した旨の AMF による声明文、又は発行者の本国加盟国の監督当局による承認証明書、及び同時にリテール向けの公募がある場合は目論見書要約のフランス語訳
- フランスの投資家を含む引受IPOの場合、引受会社がAMFに提出する、専門的な配慮と不正確な情報や重大な欠落がないことに関する証明書
- フランスの投資家を含む IPO の場合、発行体の監査人からの完了書及び財務情報の翻訳のレビューに関する発行体のフランスの監査人による証明書
- 目論見書に含まれる情報に関して、発行者の CEO が署名したもので、目論見書に重要な遺漏がないことを証明するもの
- 上場するためには、企業は上場代理人又は上場スポンサーを得なければならず、他の指定市場（NYSE や NASDAQ など）にすでに上場している企業の技術上場の場合には、上場代理人又は上場スポンサーは法律事務所となることがある

[699] https://www.euronext.com/fr/cotation-en-bourse/financement/modalites-introduction-en-bourse/choisir-son-marche

- 会計基準に係る資料（監査済の財務諸表は、原則として IFRS に準拠して作成されなければならない。ただし、欧州経済領域（EEA）協定締結国以外で発行される財務諸表は、米国、日本、カナダ、中国、インド、韓国の GAAP に準拠して作成してもよい）
- 財務諸表（目論見書は、直近の 3 会計年度の貸借対照表など、監査済みの過去の財務情報も含める必要がある。最近の重要な合併や買収の場合には、プロ・フォーマ・ステートメントが要求されることもある）
- 営業履歴は一般的には、3 年間分が必要とされる

6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

フランスでは、資金移動業者及び前払式支払手段発行者は既存の規制対象として整理され、通貨金融法典に基づいて規制される。一方で、暗号資産交換業者への規制として EU 理事会により MiCA 規則が制定され、これにより暗号資産サービス提供者（crypto-asset service provider、CASP）として規制の対象となった。2024 年 12 月 30 日以前に適用法令に従って暗号資産サービスを提供していた暗号資産サービス提供者は、2026 年 7 月 1 日まで又は同規制第 63 条に基づく認可が付与されるか拒否されるまでのいずれか早い時点まで、そのサービス提供を継続することができるとされており、2024 年 12 月 30 日までのライセンスに従い 2026 年 6 月 30 日までは、従来のデジタルアセットサービスプロバイダ（DASP）、いわゆるデジタル資産サービスプロバイダ（prestataire de service sur actifs numériques、PSAN）登録者も営業の継続が可能だが、2026 年 7 月 1 日以降は MiCA 規則に基づく CASP 認可を取得していない限り、フランス国内での営業が制限される [700]。

(1) 資金移動業者に対する免許交付

ア 業務範囲

資金移動業者は「決済サービス事業者（payment institution）」の一種とみなされ、EU の決済サービス指令の発出を受け、通貨金融法典に基づいて規制される。

イ 免許等

決済サービス事業者として事業を営む場合は、ACPR から免許を付与されなければならない。免許を取得可能なのは法人に限られる。

ウ 要件

免許を取得するためには、以下の要件を満たすことが必要である。

[700] https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-12/ESMA75-453128700-1396_Statement_on_MiCA_transitional_measures.pdf

1） 責任分担体制が明確で透明性が保たれた組織構造を有する健全なコーポレート・ガバナンス体制を備えること
2） リスクの検知、管理、監視及び公表のための効率的な手順、健全な管理及び会計手順を含む適切な内部監査制度を備えること
3） 条件別に設定される金額以上の払込資本金を有すること
4） 取締役等が、評判がよく、決済サービスを提供するために適切な知識及び経験を有すること
5） 会社の監査体制が特定の関係者等により妨げられないこと
6） 一定の出資者が、決済サービス事業者の健全な業務遂行を確保するために適切な者であること

エ 変更・取消

ACPR は以下の場合において、決済サービス事業者の免許を取消すことができる（通貨金融法典 L522-11）。

1) 決済サービス事業者が免許取消を申請した場合
2) 決済サービス事業者が、免許交付の 12 カ月以内に業務を開始しない場合
3) 決済サービス事業者が、6 カ月を超えて業務を停止する場合
4) 決済サービス事業者が、虚偽の申告その他の非正規手段によって免許を取得した場合
5) 決済サービス事業者が、上記の免許の要件（上記免許交付要件の 3)～6)）を満たさなくなった場合

(2) 前払式支払手段発行者に対する免許交付

ア 業務範囲

前払式支払手段発行者は「電子マネー事業者（établissements de monnaie électronique）」として、通貨金融法典で規制される。

イ 免許等

電子マネー事業者として、電子マネーを発行し管理しようとする者は、事前に ACPR から免許を取得しなければならない（通貨金融法典 L526-7 条）。

ウ 要件

電子マネー事業者としての免許を取得しようとする者は、以下の情報を提出し、確認を受けなければならない（通貨金融法典 L526-7～L526-9 条）。

- 法人であることの証拠
- 本店又は登録事務所がフランス国内に存在すること
- 免許取得の時点における規則で指定される最低資本金の額以上の払込資

本金を有すること
- 電子マネーの発行・管理業務に必要とされる社会的信用、能力、経験を有する少なくとも 2 名の職員により運営されること
- 透明性が担保され、かつ明確な責任分担体制が確立されており、明確な組織構造を有する堅牢なコーポレートガバナンス体制を備えること
- リスクの検知、管理、監視、報告などで効率的な手続が用意されていること
- 資本関係や欧州経済領域（EEA）協定締結国以外の法令等により隠れた直接・間接的支配関係が存在しないこと
- 電子マネーの流通、販売、払戻等のネットワークの説明

エ　変更・取消

電子マネー事業者が以下の状況に該当した場合、ACPR により免許が取消される（通貨金融法典 L526-14 条及び L526-15 条）。

- 電子マネー事業者が免許取消を申請した場合
- 免許交付後の 12 カ月以内に業務を開始しない場合
- 6 カ月以上業務を停止している場合
- 虚偽の申告又はその他の不正な手段により許可を取得した場合
- 免許の条件を満たさなくなった場合
- 免許交付要件に関わる重大な変更を ACPR に通知しない場合
- 決済サービス事業を継続することにより、決済システムの安定性又は信頼性に脅威を与えうると判断される場合

(3)　暗号資産交換業者に関する規制

ア　PACTE 法の業務範囲・概況

2019 年 5 月 22 日に公布されたデジタル資産の市場に関する法律である「仏国産業の成長と転換のための行動計画法（Le Plan d'Action pour la Croissance et la Transformation des Entreprises、PACTE）（以下「PACTE 法」）」は、①企業創設の容易化、②中小・中堅企業の活動に伴う規制手続の簡素化、③家庭貯蓄の企業融資への導入、④イノベーション促進措置、⑤給与者の労働報酬（財形貯蓄制度の導入簡素化など）、⑥企業の社会的役割の再定義という多方面にわたる目的から制定された。同法は、暗号資産と関連して、ICO 等を実施する一部の暗号資産交換業者及び AMF 及び ACPR に関する規制・監督の枠組みを規定している。

PACTE 法はトークン発行者と DASP、いわゆる PSAN を対象としている。

PACTE 法上、デジタル資産は、法令上定義されるトークンと、マネー・ローンダリング防止及びテロ資金調達に関する欧州規制（AMLD5）で定義される暗号資産の 2 種類を含むものと規定されている。

下記の定義から、デジタル資産は、セキュリティ・トークンを明確に除外しているものといえる。

- 通貨金融法典 L552-2 条に記載されているトークンで、同法典 L211-1 条に記載されている金融商品と L223-1 条に記載されている「金銭的価値を有する非流通債券（Bons de caisse）[701]」の特性を満たすものを除く
- 中央銀行又は公的機関によって発行又は保証されておらず、かつ必ずしも法的に確立された通貨に付随しておらず、通貨又は貨幣の法的地位を有していないものの、自然人又は法人によって交換手段として受け入れられ、電子的に転送、保存、取引することができる価値のデジタル表現

また、トークンは以下のように定義されている。

- デジタル形式で、1 つ又は複数の権利を表現し、当該資産の所有者を直接的又は間接的に特定することが可能な共有電子記録装置によって発行、登録、保管又は移転できるあらゆる無形資産

イ　MiCA 規則の概況

2022 年 10 月 5 日、EU 理事会により承認され、2023 年 6 月に公布された暗号資産規制（MiCA 規則）に対応するため、フランスは通貨金融法典等の法改正を行い、後述の通り電子マネートークンや資産参照型トークンなどの概念を追加している。

具体的には、2024 年 10 月 15 日に暗号資産市場に関する政令第 2024-936 号（Ordonnance n° 2024-936 du 15 octobre 2024 relative aux marchés de crypto-actifs、以下「フランス暗号資産政令」という。）により、通貨金融法典を大幅に改正し、既存のデジタル資産サービス提供者（PSAN）[702]制度を活かしつつ、MiCA 規則を体系的に統合するアプローチを採用している。2026 年 7 月に MiCA 規則完全施行が予定されており（MiCA 規則第 143 条第 3 項 [703]及びフランス暗号資産政令第 49 条）、経過措置期間として、既存の PSAN 事業者に対し、MiCA 規則第 143 条に基づく「グランドファザリング（既得権益の保護）」と「簡易認可（agrément simplifié）」の両方を提供している。①グランドファザリング（MiCA 規則第 143 条第 3 項）としては、2024 年 12 月 30 日以前にフランスで登録又は認可を受けた PSAN は、2026 年 6 月 30 日まで、既存の国内資格に基づいてフランス国内でサービスを提

[701] 借入金の対価として発行される、特定の期日に支払いを行うという商人による確約を含む、記名式かつ非譲渡性の証券（Les bons de caisse sont des titres nominatifs et non négociables comportant engagement par un commerçant de payer à échéance déterminée, délivrés en contrepartie d'un prêt.）

[702] prestataires de services sur actifs numériques

[703] ESMA 作成に係る「List of grandfathering periods decided by Member States under Article 143 of Regulation (EU) 2023/1114 Markets in Crypto-Assets Regulation (MiCA) 」参照。
https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-12/List_of_MiCA_grandfathering_periods_art._143_3.pdf

供し続けることができるとされる[704]。他方、②簡易認可手続は、当該事業者が、(i) 2024 年 12 月 30 日以前に国内法の下で暗号資産サービスの提供について認可を受けていたこと、(ii) 認可が付与される以前において、MiCA 規則第 V 編の第 2 章[705]及び第 3 章[706] が遵守されていること、を条件として、国内法に基づく認可取得のために事業者が提出した情報について、MiCA 規則第 63 条に定める認可手続の一部として再提出する必要はないという簡素化された制度（MiCA 規則第 143 条第 6 項）をフランス国内に導入するものであり、具体的には、2024 年 12 月 30 日から 2026 年 7 月 1 日までの間に認可申請を行う事業者のうち、2024 年 1 月 1 日以降の規定に従い、通貨金融法典 L54-10-3 条に基づきフランスで登録された「強化登録 DASP（enhanced registered DASP）」及び MiCA 規則施行前に、通貨金融法典 L54-10-5 条に基づきフランスで認可を受けていた「認可 DASP（licensed DASP）」について、AMF は簡素化認可手続（simplified authorisation procedure）を実施するとしている（通貨金融法典 L54-10-7 条）。なお、暗号資産サービス提供者が「認可」ではなく単に「登録」されていた場合に、簡素化手続を適用することは認めてられていない[707]。

MiCA 規則では、暗号資産を（ア）記載の 3 種類に分類しており、これらの暗号資産について、以下（イ）に記載するサービス等を行う場合、「暗号資産サービス提供者」（crypto-asset service provider、CASP）として、原則として AMF からの認可を取得する必要がある[708]。

---

[704] AMF2025 年 6 月 17 日公表に係る“Crypto-assets: the AMF clarifies its policy on DASPs authorised under the PACTE Law to take account of the transitional period and facilitate the transition to MiCA” https://www.amf-france.org/en/news-publications/news/crypto-actifs-lamf-clarifie-sa-doctrine-applicable-aux-psan-autorises-dans-le-cadre-de-la-loi-pacte

[705] 組織要件（ガバナンス、内部管理等）

[706] 運営要件（資本要件、利益相反管理等）

[707] ESMA 作成に係る 2024 年 9 月 1 日付 ESMA_QA_2070 Subject Matter: Simplified authorisation procedures。

[708] AMF は CASP 認可の主要監督機関だが、ステーブルコイン（ART/EMT）発行者については ACPR（健全性規制監督機構）も監督権限を有する。すなわち、CMF L.第 612-2 条 I 項において健全性規制監督機構（ACPR）の監督を受ける者が記載されており、その中に、
11° bis：ART の発行者
11° ter：EMT の発行者
が含まれており、ACPR はステーブルコイン発行体に対して権限行使できる建付けが採用されている。
また、PSAN 登録時の AML/CFT 審査には ACPR の同意が必要とされている。すなわち、AML/CFT（マネロン・テロ資金供与対策）に関して、通貨金融法典 54-10-2　1°及び 2°のサービス（カストディ及び売買）の審査に際して、AMF は ACPR の肯定的意見（Avis conforme）に基づき、提供者が組織及び手順を構築することにより、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、資産凍結に定める義務を遵守できる能力があることを検証することとされている（通貨金融法典 54-10-3 条）。
その他、CASP としての認可の目的のため、AMF は、候補となる暗号資産サービス提供者が MiCA 規則第 62 条第 2 項 i 号に基づき提出した内部統制の仕組み・方針・手続について、AML/CFT の検知・評価・管理等に係る ACPR の肯定的意見（avis conforme）を求めることも明記されている（通貨金融法典 54-10-7）。このように、両機関が二頭体制で監督を行うための制度設計がなされている。

（ア）暗号資産の種類

- 電子マネートークン（electronic money token。単一の通貨に裏付けられたステーブルコイン等）
- 資産参照型トークン（asset-referenced token。USDT 等）
- その他の暗号資産（電子マネートークン及び資産参照型トークン以外の暗号資産）（ビットコインやイーサリアム等）

（イ）規制対象となるサービス [709]

- 顧客のために暗号資産の保管及び管理を提供すること
- 暗号資産に関する取引プラットフォームを運営すること
- 暗号資産を法定通貨等と交換すること
- 暗号資産を他の暗号資産と交換すること
- 顧客のために暗号資産の注文を執行すること
- 暗号資産の引受を行うこと
- 顧客のために暗号資産の注文を受領及び伝達すること
- 暗号資産に関する助言を提供すること
- 暗号資産に関するポートフォリオ管理を提供すること
- 顧客のために暗号資産の移転サービスを提供すること

ウ　免許等

上記イ記載の MiCA 規則に関連するものを除き、2025 年 12 月時点で暗号資産交換業者に関する免許制度及び許認可制度は存在しない。

AMF が登録制度を設けているため、AMF に事業者としての登録を申請する必要があるものの、許可制度とは異なるため、他の種類の金融機関のように当局から許可や免許を得ず、AMF への登録だけで事業展開が可能である。現状、暗号資産交換業者を含む暗号資産関連業者においては、基本的なマネー・ローンダリングやガバナンス規範の遵守を公証するために登録する意味合いが大きいとされる。2025 年 12 月時点で、90 社の暗号資産関連業者が AMF に登録されている [710]。

2024 年時点で、フランスでは全人口の約 10%にあたる約 686 万人が暗号資産を所有していると推定される [711]。

---

709 https://www.amf-france.org/en/news-publications/news/mica-regulation-amf-now-accepting-applications-authorisation-casp

710 https://www.amf-france.org/fr/espace-professionnels/fintech/mes-relations-avec-lamf/obtenir-un-enregistrement-un-agrement-psan#Liste_des_PSAN_enregistrs_auprs_de_lAMF

711 https://www.adan.eu/publication/web-3-et-crypto-en-france-et-en-europe-vers-une-adoption-durable-et-institutionnelle-edition-2025/

（ア）トークン発行者のための規制の枠組み「ICO ビザ」

トークン発行者のための認証制度として、査証である「ICO ビザ」を AMF は付与している。ただし、査証の有無にかかわらず、トークン発行者はフランスの一般市民に対してトークンを販売することが現法上は許容されている。

信頼性担保のため、AMF は以下の措置を講じることができる。

- 発行者が基本的な要件を満たさなくなった場合における、一時的又は完全な査証の撤回
- AMF に認証され査証を有する ICO の「ホワイトリスト」、及び認証を取消された ICO や査証の発行に関する誤認を生じさせうる行為をした ICO の「ブラックリスト」の双方の保有
- ICO ビザの発行・利用に関して、不当、不明確、又は誤解を招く情報を市中に広めた発行者を AMF が「名指しで公表」すること

このほか、AMF は 2017 年に UNICORN（Universal Node to ICO's Research & Network）プログラムを立ち上げ、ICO による資金調達を希望するブロックチェーン・プロジェクトを支援するとともに、トークン発行の経済への影響やトークン発行者と保有者双方の保護に係る影響についての理解を深めるため、これらの業務に関する調査を行い専門知識向上に努めている。

（イ）デジタルアセットサービスプロバイダに対する規制の枠組み

デジタル資産市場に関して、仏当局はデジタル資産の流通市場や関連サービス提供に係るデジタル資産サービスプロバイダの規制を採用している。

本規制では、法律上「デジタル資産に関するサービス」を 9 種類にリスト化している。これは、金融活動作業部会（FATF）勧告において示された定義を踏まえ、暗号資産サービス事業者（VASP）が行う活動や業務に勧告が反映されるよう企図したものである。

現状、EU 全体の規制として VASP に対するライセンス付与や登録制度はないものの、フランスにおいては、AMF が登録制を設けている点が特徴的といえる。

通貨金融法典 L54-10-2 条は、「暗号資産サービス」を以下のように定義している。

1) 暗号資産のカストディ（「暗号カストディ」）
2) 法定通貨に対する暗号資産の売買（「暗号フィアット交換」）
3) 暗号資産と他の暗号資産の交換
4) 暗号資産取引所の運営

5) 暗号資産に関するその他のサービス

- 顧客に代わっての RTO
- ポートフォリオ管理
- 投資アドバイス
- ファームコミットメント方式による引受
- ファームコミットメント方式での取引
- ファーム・コミットメント・ベースでないプレージング

（ウ）AML/CFT

2018 年 5 月 30 日の Directive (EU) 2018/843 により、フランスの暗号資産関連業者は AML/CFT の徹底を義務付けられている。[712]

また、暗号資産交換業者及び暗号資産取引プラットフォームを含むすべての暗号資産関連業者は本人確認手続（KYC）が義務付けられている。暗号資産取引の参加者に関しても本人確認手続（KYC）の対象を拡大し、暗号資産取引の際には KYC が義務付けられており、匿名での暗号資産取引は事実上禁止されている[713]。また、一般税法典（Code général des impôts）の改正 1649 AC 条により、国民は、課税対象となる取引が発生していない場合でも、自己管理する暗号資産の正確な時価を申告することが義務付けられることとなった[714]。

7. 貸金業者

フランスにおける貸金業（消費者金融）は、消費者法典（Code de la consommation）によって規定された規制対象事業である（通貨金融法典 L311-1 条及び L511-1 条）。リース会社、相互保険会社、不動産金融会社、住宅金融会社などが該当する。

(1) 業務範囲

「消費者信用」（crédit à la consommation）は、貸し手が消費者である借り手に対して、貸越枠、ローン又はその他の同様の返済猶予措置という形で信用供与する契約を指し、その金額は 200 ユーロから 75,000 ユーロで返済期間が 3 カ月超であることが条件とされている（消費者法典 L311-1 条 6 及び L312-1 条）。

712 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32018L0843&from=EN
713 政令第 2021-387 号により、デジタル資産を用いた取引は 1 ユーロ単位での KYC を義務付けている。
714 https://www.edgen.tech/ja/news/crypto/france-advances-law-mandating-crypto-asset-disclosure

(2) 免許等

フランスの貸金業者は、法律上信用機関の一類型として定義される金融会社が該当し、信用機関と同様の要件で事業を営むための免許を取得することが求められている。

貸金業者に対する免許等については、フランスⅡ.1.信用機関を参照のこと。

(3) 要件

貸金業者への免許付与要件は、信用機関の要件と同様である。

(4) 変更・取消

貸金業者の免許の変更及び取消は、信用機関の免許の変更及び取消と同様の条件である。

(5) 貸金業者に関する法規制

ア 借り手の保護に係る規制

フランスでは借り手（保証人がいる場合は保証人）に対して「インフォームド・コンセント」（averti）の規制がある。信用供与の際に、借り手が十分な情報を得られないために、借り手の資力や債務状況に対して過剰な与信額で契約した場合、貸し手は当該借り手の資力や債務リスクを考慮して返済不能のリスクを通知する義務を課している。

借り手は、原則、与信の内容、範囲、リスクを評価するために必要な能力を有していれば、十分に情報を得ている状態とみなされる。しかし、そのような場合であっても、借り手の知り得ない収入、資産、返済能力に関する情報を貸し手側において把握していたことを証明した場合、貸し手は例外的に責任を負う。

借り手が消費者である場合、貸し手は与信契約を締結する前に、フランス銀行が保有する信用情報を参照し、借り手が過去に支払事故を起こしていないかどうか確認しなければならない。

イ 貸金業者規制の歴史的背景

フランスでは、1950 年代初頭から消費者金融活動が発展した。1960 年代以降、銀行は個人向けローンの形で、消費者向け資金を融資するようになった。銀行による個人向けローンの安易な貸出を回避し、消費者の権利を保護するため、フランス法の下で消費者信用法が策定された。消費者信用法は、特に個人ローンの申出を受ける際のリスク説明の義務や、融資期間中の消費者保護の措置を規定する。消費者信用法は数回にわたる改正を経て、現在は消費者法典 L311-1 条から L311-37 条に組み込まれている。

消費者信用は、消費者信用に関する EU 加盟国の法律、規制及び行政規定の同等性に関する 1986 年 12 月 22 日の EC 指令 87/102/EEC[715]の対象となり、その後、1986 年指令は消費者信用の実体と乖離し、信用分野の大きな発展の観点から時代遅れとなっていたため、1990 年 2 月 22 日の EC 指令 90/88/EEC[716]によって改正された。

欧州議会は 2008 年 4 月 23 日に上記の 1986 年の指令を廃止し、新しい指令 2008/48/EC を採択した。この指令は、フランス国内においては 2010 年 7 月 1 日付の新消費者信用法（LOI n°2010-737）に準拠している。

また、貸金業者の貸出に関して、金融機関が前四半期に請求した平均実質金利の 3 分の 1 を上回る金利を暴利的な金利と規定している（消費者法典 L314-6 条）。

(6) 貸出業務に関する動向

フランスの法律では、法人向け融資、個人向け融資のいずれも契約書にグローバル実効金利を記載することが義務付けられている。しかし、金利が変動金利に基づく場合や、ストラクチャードファイナンスの場合等、契約内容によってはグローバル実行金利の計算方法が理解しづらい課題がある。そのため、信用契約締結の際におけるグローバル実効金利の記載義務の免除が議論されている。

2018 年 8 月 10 日に政府は消費者法典と通貨金融法典においてグローバル実効金利の条項を改正した[717]が、あくまでグローバル実効金利の記載漏れや算出方法に誤りがあった場合の民事制裁の適正化に留まった。改正された条項により、すべてのローンに対して、貸し手の重大な違反がある等の事情を斟酌し、裁判官が決定した割合で利息を没収する制裁を可能としている。

8. 主な政策金融機関

フランスの公的金融機関にはフランス預金供託金庫がある。国や地方自治体が行う公共政策を支援する公益的な使命を遂行し、国の一般的利益と経済発展に奉仕することを目的としている。（通貨金融法典 L518-2 条）

(1) フランス預金供託金庫（Caisse des dépôts et consignations）

フランス預金供託金庫の主な機能は以下のとおりである。

- 国民の貯蓄の保護
- 社会住宅への融資
- 年金基金の運営

[715] OJL42, 12 February 1987,P.48
[716] OJL61,10 March 1990,P.14
[717] LOI n° 2018-727，2018 年 8 月 10 日，https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000037307624/

(2) 政策金融機関を規制する主要な法令名（ガイドラインを含む）

フランス預金供託金庫は、通貨金融法典によって規制され、国務院の法令によって組織された監督委員会による監督下に置かれる（通貨金融法典 L518-2 条～L518-3 条）

［シンガポール］の金融制度

【金融監督機関の概要】
シンガポールでは、シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore、以下「MAS」という。）が一元的な規制・監督機関として、銀行、証券会社、保険会社等の金融機関に対する規制及び監督を実施している。更に、MAS はシンガポールの中央銀行として機能し、金融政策、通貨発行、決済システムの監視等の機能も有する。詳細は星Ⅰ.2 参照
また、2023 年には金融サービス・市場法が改正され、マネー・ローンダリング対策体制が個別報告体制から、金融機関間での顧客情報共有プラットフォーム「COSMIC（Collaborative Sharing of Money Laundering/TF Information & Cases）」に移行している点も特徴的である。
また、MAS はその権限として、銀行については報告徴求（銀行法 26 条）、検査（同 43 条）や特別調査（同 44 条）を行い、無免許営業等には罰則が科される。証券分野では資本市場サービス免許保有者に財務報告提出（証券先物法（Securities and Futures Act 2001）107 条）、検査（同 150 条）、調査・審理・情報徴求（同 153 条以下）等を行い、訓令や禁止命令、資産凍結・民事制裁金等も可能。保険についても報告徴求（保険法 94 条）、検査（同 98 条）、調査（同 99 条）を実施し、契約者保護等のため訓令や罰則が規定される。資金管理会社は証券と同等の監督を受け、金融助言業者も報告・検査・調査等の対象となる。

【金融法制の特徴・動向】
シンガポールにおける金融機関に関する規制の特徴として、日本と同様に暗号資産交換業者や資金移動業者、前払式支払手段発行者等の各種決済関連サービス提供事業者を包括的に決済サービス法（Payment Services Act 2019）[718]で規制していることや、日本に先行して 2020 年 1 月よりトラベルルールを導入していること、デジタルバンク免許の交付に関する規制が整備されていること等が挙げられる。
また、規制面の動向として、MAS はシンガポールの保険市場の成長・発展を踏まえた保険法の改正に向けた検討を進めている。具体的には、2024 年には協同組合系保険会社の支配権取得に対する審査が強化された。
さらに、MAS は、ステーブルコインについて、適切な規制が伴えば有望な交換媒体となる可能性があるとの立場を示しており、決済サービス法の一部改正に向け検討を進めてきた。2023 年にはステーブルコインの規制枠組みが定められ、2025 年には金融サービス・市場法改正に従いデジタルトークンサービスプロバイダー（DTSP）規制が盛り込まれた。
前者は、2023 年 8 月 15 日に SGD 又は G10 通貨にペッグされた単一通貨ステーブルコイン（SCS）について、発行者が所定の要件を満たす場合に「MAS 規制下ステーブルコイン（MAS-regulated stablecoin）」の表示を可能とする最終フレームワークである。同フレームワークは、価値の安全性（準備資産）、資本要件、償還、情報開示を主要要件としている。後者は、シンガポール国内で営業する個人、事業のみならず、国外へサービスを提供する事業者であっても、ステーブルコインの取引、保管、移転サービスを提供する場合には決済サービス法に基づく DTSP ライセンスを要求するものである。詳細は星Ⅱ.7.(5)イ参照

[718] https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS-Media-Library/regulation/faqs/PD/faqs-on-payment-services-act-2019/Payment-Services-Act-FAQ--7-March-2022.pdf

【日本との比較】
MAS は規制・監督当局と中央銀行双方の機能を有しており、わが国を含む諸外国と比較すると特異な機能を持つ機関といえる。また、MAS が金融機関の一元的な規制・監督を実施している一方、金融庁が貸金業も監督するわが国と異なり、貸金業者に対する規制・監督は MAS ではなく、貸金業法（Moneylenders Act 2008）[719]に基づき法務省が実施しているのも特徴である。詳細は星Ⅱ.8 参照

シンガポール政府は、完全にオンライン・デジタル化された金融サービスの普及促進に注力しており、Fintech 分野の規制・監督において積極的に新たな枠組を導入している。MAS は 2015 年、Fintech に関する専門組織である「フィンテック・イノベーション・グループ（FinTech & Innovation Group）」を設置した。この組織は、金融セクターにおけるリスク管理強化、効率性向上、競争力強化のために、テクノロジーとイノベーションに関する規制及び政策立案機能を有するほか、開発戦略を担当している。もっとも、シンガポールにおける Fintech 関連の投資は、2023 年から 2024 年にかけて世界的な投資額（2024 年：956 億ドル、2023 年：1,198 億ドル）が減少しているなか同様に減少しており、2024 年は 13 億ドルまで減少している（2023 年：22 億ドル）。詳細は星Ⅰ.2.(2)エ参照

その他のシンガポールの先駆的な取組の一例として、他国に先行したデジタルバンクの制度化に加え、レギュラトリー・サンドボックスの設置が挙げられる。デジタルバンクは、法的立場を明確に定義の上、免許制度を設けることで、伝統的な銀行サービス以外に門戸を開き、イノベーション促進を企図するとともに、母国に仕送りをする周辺国出身の労働者が多い同国における金融包摂の効果も期待されている。詳細は星Ⅰ.2.(2)エ、Ⅱ.1.(5)参照

サンドボックスに関しては、事業者のリスクや成熟度に応じて「Sandbox」、「Sandbox Express」、「Sandbox Plus」の 3 制度を設けている。これらサンドボックスには、多くのスタートアップ企業がシンガポール市場に進出するためのインセンティブとしての機能が期待されており、一定条件下で先進的な商品のテストや法規制の検証、社会実験を行うことができるほか、助成プログラムやスタートアップ企業と投資家のマッチング機能が提供されている。詳細は星Ⅰ.2.(2)エ参照

[719] https://sso.agc.gov.sg/Act/MA2008

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

図表　星-1　金融監督体制図

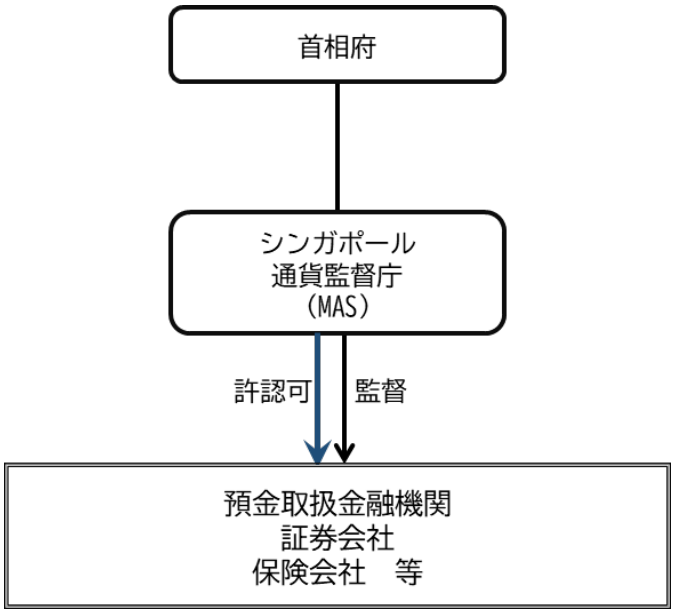

（出所）The Prime Minister's Office Singapore 及び Monetary Authority of Singapore ウェブサイトに基づき作成

(2) 法令

ア　法体系[720]

(ア)法律

法律（Acts）は、議会において決議される制定法（Statutory Laws）を含むものである。

MAS の権限の下にある法律には、以下のものがある。

- 銀行法（Banking Act）
- 証券先物法（Securities and Futures Act）
- 保険法（Insurance Act）
- 金融助言業者法（Financial Advisers Act）
- 預金保険法（Deposit Insurance Act）

[720] https://www.mas.gov.sg/regulation/mas-supervisory-approach-and-regulatory-instruments

- 金融サービス・市場法（Financial Services and Markets Act）など

（イ）付随法

付随法（Subsidiary legislation）は、金融機関又は特定者が従うべき法律（Acts）における条項の要求事項をさらに詳細に明記したものである。これらの付随法には法としての効力があり、違反した場合は犯罪行為とみなされることもある。

イ　その他の規則等

（ア）訓令（Directions）

訓令は、金融機関又は特定者に対し、法規制を遵守させるための具体的な指示事項が記載されている。訓令に違反した場合に犯罪行為となるかどうかは MAS が決定し、法的拘束力を有する。訓令には、指示書（Directives）と通告（Notices）があり、指示書は個別の金融機関又は特定者に対する法的拘束力のある要求であるのに対し、通告は特定の業務を行っている金融機関又は個人全般に対する法的拘束力のある要求である。

（イ）ガイドライン（Guidelines）

特定機関又は特定者の行動規範となる原則又は「最良の業務基準」（best practice standard）である。法的拘束力はないが、MAS による当該特定機関又は特定者の総括的リスク査定に影響を及ぼす。

（ウ）規約（Code）

規約は、特定の行為行動を統制する規則（rule）であり、法的拘束力はない。

（エ）業務通達（Practice Notes）

特定機関又は特定者の管理上の手続きの手引きである。法的拘束力はない。

（オ）報知（Circulars）

特定者に対して情報として送られたり、公開情報として MAS のウェブサイトに掲載されたりする文書であり、法的拘束力はない。

2.　金融監督機関の概要及び権限

(1)　金融監督機関の概要

シンガポールでは、MAS が金融部門の一元的な規制・監督機関として、銀行、証券会社、保険会社などの金融機関に対する規制及び監督を実施している。MAS

の本部はシンガポールにあり、ニューヨークやロンドン、北京、上海に駐在員事務所（Representative Office）がある[721]。

(2) シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore、「MAS」）

ア 根拠法令

1970 年に、それまで政府の各部局に分散していた金融・通貨行政に係る機能を一元化することを目的として通貨監督庁法が成立し、これに基づき翌 1971 年、財務省傘下の法定機関として MAS が設立された（2006 年に、首相府傘下に移管）。

MAS の設立については、通貨監督庁法第 3 条で規定されている。

イ 目的

MAS の主要な目的は、次のとおりである（通貨監督庁法第 4 条(1)）。

- 持続的な経済成長を達成するために物価の安定を維持すること
- 堅実かつ信頼のおける金融センターを育成し、金融の安定性を促進すること
- シンガポールの公的な外貨準備を慎重かつ効率的に管理すること
- シンガポールを国際的に競争力のある金融センターへと成長させること

ウ 業務内容

MAS の果たす機能は、次のとおりである（通貨監督庁法第 4 条(2)）。

- シンガポールの中央銀行として機能し、金融政策、通貨の発行、決済システムの監視を実施し、政府の銀行及び金融面での代理人としての役割を果たすこと
- 金融サービス部門の統一的な監督と金融の安定性の監視を実施すること
- シンガポールの公的な外貨準備を管理すること
- シンガポールを国際的な金融センターとして発展させること

エ 組織

MAS は、独立した法人（body corporate）である（通貨監督庁法第 3 条(1)）が、その理事（directors）、役職者（officers）、従業員（employees）は公務員としての扱いとなる（通貨監督庁法第 16 条(1)）。

[721] MAS ウェブサイトに基づく。
https://www.mas.gov.sg/contact-us

MAS の理事会（board of directors）は、議長（chairman）と 4 名以上 13 名以下の理事によって構成される。議長は、内閣の推薦に基づき、大統領が任命する（通貨監督庁法第 7 条(3)）。

図表　星-2　MAS の組織図

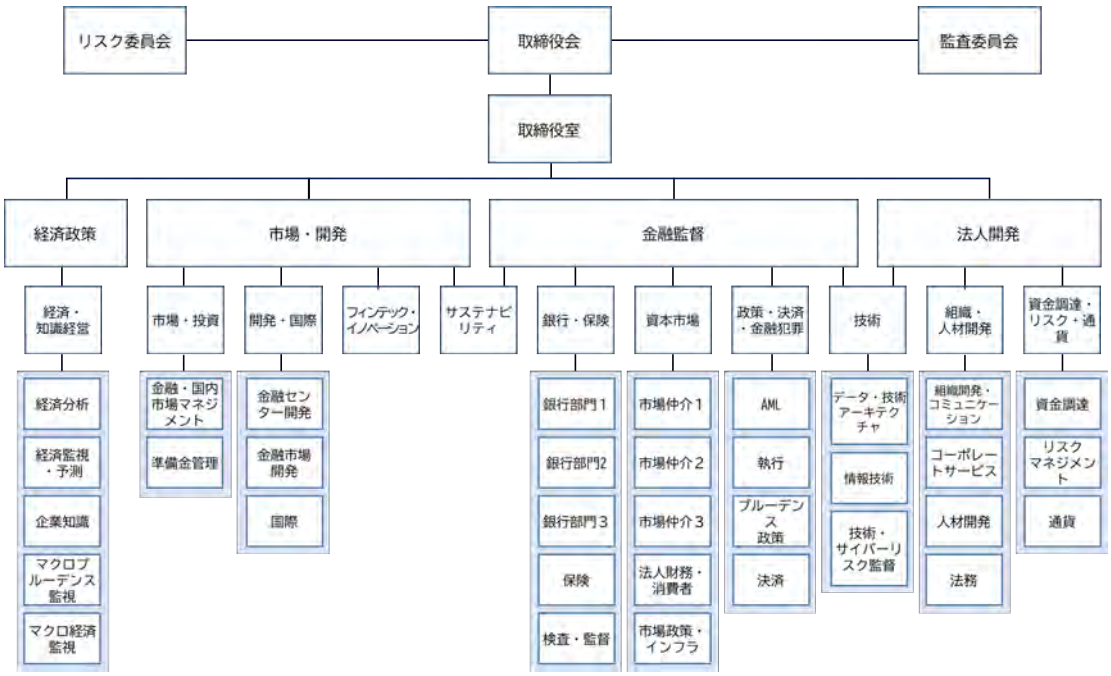

（出所）MAS ウェブサイトに基づいて作成
https://www.mas.gov.sg/who-we-are/Organisation-Structure

MAS では 2015 年以降、Fintech に関する専門組織である、「市場・開発」部門配下の「フィンテック・イノベーション・グループ」が、金融セクターにおけるリスク管理強化、効率性向上、競争力強化のために、テクノロジーとイノベーションに関する規制政策と開発戦略を担当している[722]。フィンテック・イノベーション・グループ内の専門部署のうち主なものは以下のとおり。

- Payments Development and Data Connectivity Office （PDDC）
  シンガポールの決済エコシステムと金融サービスのための越境データコネクティビティの開発を担当
- FinTech Infrastructure & Artificial Intelligence Office （FI）
  クラウドコンピューティング、ビッグデータ、分散型台帳、人工知能、資産のトークン化、量子コンピューティングなどの分野における、金融セクターのための安全で効率的なテクノロジーを駆使したインフラ開発に向

[722] https://www.mas.gov.sg/who-we-are/Organisation-Structure/Fintech-and-Innovation

けた規制政策と開発戦略を担当

- Innovation Acceleration Office （IAO）
  シンガポールにおけるフィンテック投資と成長を促進する戦略に注力し、エコシステム成長の主要業績評価指標（KPI）を担当

もっとも、シンガポールにおける Fintech 関連の投資は、2023 年から 2024 年にかけて世界的な投資額（2023 年：1198 億ドル、2024 年：956 億ドル）が減少しているなか同様に減少しており、2024 年は 13 億ドルまで減少している（2023 年：22 億ドル）[723][724]。

また、MAS は、レギュラトリー・サンドボックス制度を導入しており、金融機関や FinTech 企業が、限られた環境や期間において、革新的な金融商品・サービスの実証を行うことを可能としている [725]。サンドボックス制度には、「Sandbox」（2016 年に施行）、「Sandbox Express」（2019 年に施行。Sandbox よりも、対象事業の限定（保険ブローカー等）や低リスク等の一定の条件もとで、迅速な（申請後 21 日以内）実証の開始が可能 [726]）、「Sandbox Plus」（2022 年に施行。申請をアーリーアダプターに限定し、助成プログラムやスタートアップ企業と投資家の交流会等の支援機能を強化 [727]）の 3 種類の制度が施行されている。

オ　職員数

MAS の職員数に関するデータは公表されていない。

カ　予算規模・予算源

MAS の運営費用は、一般準備基金（General Reserve Fund）により賄われる。MAS の年間営業収入は同基金の収入となり、営業費用や償却費用を差し引いた純利益は、国庫に収められるか、同基金に留保される（通貨監督庁法第 6 条）。

MAS の営業収入は、外国業務による収入（利子、配当、投資収益など）、国内業務による収入（利子、監督対象金融機関からの賦課金、中央銀行としての対金融機関サービスによる手数料など）及び非営業収入から成る。

MAS から認可を受けた金融機関への賦課金（fee）については、通貨監督庁法第 29 条で規定されている。

---

723 https://kpmg.com/sg/en/media/press-releases/2025/02/kpmg-s-pulse-of-fintech-h2-24.html
724 https://kpmg.com/jp/ja/media/press-releases/2024/03/pulse-of-fintech-h2-2023.html
725 https://www.mas.gov.sg/development/fintech/regulatory-sandbox
726 https://www.mas.gov.sg/development/fintech/sandbox-express
727 https://www.mas.gov.sg/development/fintech/sandbox-plus

図表　星-3　MAS の予算規模・予算源

（2025 年 3 月末）

（単位：100 万シンガポールドル）

		金額
収入		40,068
	外国業務による収入	27,985
	国内業務による収入（※）	12,067
	非営業収入	16
支出		20,362

※監督対象機関からの賦課金は、「国内業務による収入」に含まれる。

（出所）MAS, Annual Report 2024/2025

2024/2025 会計年度において、MAS は 197 億シンガポールドルの純利益を計上した。主に受取利息、配当金、実現キャピタルゲインから生じる運用益が計上された。支出の総額は、203 億シンガポールドルで、この原因は、主に MAS Bills に対する支払利息や他の国内金融市場業務のための借入金に係る支払利息によるものである[728]。

(3)　銀行監督機関の権限

ア　監督機関

シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore）が銀行監督権限を持つ（通貨監督庁法（MAS Act）第 4 条(2)）。

イ　監督手法

（ア）報告徴求

全ての銀行は、シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore）の要求する期日及び方法に従って、報告書類を提出する義務がある（銀行法第 26 条）。

（イ）検査

①　検査（inspection）

MAS は、シンガポールの銀行、シンガポールで設立された銀行の国外支店、代理店、事務所の会計簿を検査する権限がある。検査は、銀行法以外の法律に基づき MAS による規制を受けている、あるいは免許を付与されている銀行の業務に関しても実施することができる（銀行法第 43 条）。

[728] MAS, Annual Report 2024/25, p.7.
https://www.mas.gov.sg/-/media/mas-media-library/publications/annual-report/2025/mas-financial-statements-2024_2025.pdf

② 特別調査（special investigation）

MAS は、銀行が次に挙げる状況にあると信じるに足る理由がある場合には、いつでも当該銀行の調査を行うことができる（銀行法第 44 条）。

- 預金者又は他の債権者の不利益になる行為
- 公共に対する債務をカバーするだけの資産が不足
- 銀行法の規定に違反

ウ 処分規定

（ア）訓令（direction）

MAS は、公益に照らして必要であると判断した場合には、金融機関に対して情報を徴求するほか、勧告を行うための訓令を発することができる（Financial Services and Markets Act、以下「金融サービス・市場法」第 3 条(1)）。

訓令を発する前に限り、対象となる金融機関においては、MAS が非現実的あるいは不適切と考える場合を除き、MAS に対して訓令の内容に関する異議申し立て（Representation）の機会が与えられる。金融機関からの異議に対し、MAS はこれを却下するか、異議に応じて訓令の内容を修正することができる（金融サービス・市場法第 3 条(2)、(3)）。

対象となる金融機関は、妥当な期間の間に訓令に従う義務がある。金融機関が訓令を遵守できない、又は遵守を拒否した場合には、2 万シンガポールドル以下の罰金が科される（金融サービス・市場法第 3 条(3)、(4)）。

（イ）罰則

銀行法では、規定への違反に対し適用される処罰は、規定ごとに個別に定められている。

例えば、免許を取得せずに銀行業務を行った場合には、違法行為とみなされ、以下の処罰の対象となる（銀行法第 4 条）。

- 違反者が個人の場合には 12 万 5 千シンガポールドル以下の罰金（違反が継続している場合には加算される）又は 3 年以下の禁固刑のいずれか又は両方。
- 違反者が個人以外の場合には 25 万シンガポールドル以下の罰金（違反が継続している場合には加算される）。

適用可能な処罰の上限について個別の規定がない銀行法への違反行為に対しては、10 万シンガポールドルを上限とする罰金が科される。処分後も違反が継続している場合には、1 日につき 1 万シンガポールドルを超えない額が加算される（銀行法第 71 条）。

(4) 証券監督機関の権限

ア 監督機関

シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore）が証券業監督権限を持つ（通貨監督庁法第 4 条(2)）。

イ 監督手法

（ア）報告徴求

証券会社をはじめとする資本市場サービス免許保有者[729]は、MAS に対し、会計年度ごとに損益計算書と貸借対照表を監査人報告書とともに提出しなければならない。従わない者は、法律違反とみなされ、罰金が科せられる（証券先物法第 107 条）。

（イ）検査（inspection）

MAS は、秘密保持の条件の下、資本市場サービス免許保有者の会計簿を検査することができる。要求された者は、会計簿、情報、施設を提供し、会計簿の作成に関して MAS に説明する義務がある（証券先物法第 150 条）。

（ウ）調査（investigation）

MAS は、i)証券先物法における MAS の権限の行使、又は役割義務の遂行のため、ii)証券先物法又は同法のもとに発せられた訓令への遵守を確保するため、iii)証券先物法又は同法のもとに発せられた訓令に違反しているという申立や疑惑を調査するために､必要とされる調査を行うことができる（証券先物法第 153 条）。

（エ）審理

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、審理（examination）に出頭するよう書面にて要求することができる（証券先物法第 156 条）。審理を受ける者は、真実を述べる旨の宣誓、調査内容に関する調査官の質問への回答が求められる（証券先物法第 157 条）。

（オ）情報の徴求

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、指定する時期及び場所にて調査に関連する事項についての情報の提供又は会計簿の作成を、書面により徴求することができる。

---

[729] 資本市場サービス免許（capital market services license）について、シンガポールⅡ.2.(2)免許等を参照のこと。

MAS は、徴求に従って会計簿が作成されない場合、治安裁判官（Magistrate）から会計簿押収のための捜査令状を取得することができる(証券先物法第 165 条)。

また、金融サービス・市場法第 29 条は、MAS に対し金融機関のテクノロジーリスク管理（TRM）やインシデント報告を法的義務として横断的に課す権限を与えている。これにより、システム障害やサイバーインシデントの未報告・遅延報告、管理体制の不備は法令違反として処罰対象となり、最大 100 万シンガポールドルの罰金（継続・複数違反は加重）が科され得ることとなる。

ウ　処分規定

MAS は、資本市場サービス免許保有者に対し、以下の権限を持つ。

（ア）訓令（directions）

MAS は、公共の利益に照らして、あるいは投資家保護のために必要であると判断した場合には、資本市場サービス免許保有者に対して情報を徴求するほか、勧告を行うための訓令を発することができる。(金融サービス・市場法第 3 条(1))。

訓令を発する前に限り、対象となる資本市場サービス免許保有者においては、MAS が非現実的あるいは不適切と考える場合を除き、MAS に対して訓令の内容に関する異議申し立て（Representation）の機会が与えられる。金融機関からの異議に対し、MAS はこれを却下するか、異議に応じて訓令の内容を修正することができる（金融サービス・市場法第 3 条(2)、(3)）。

対象となる金融機関は、妥当な期間の間に訓令に従う義務がある。金融機関が訓令を遵守できない、又は遵守を拒否した場合には、2 万シンガポールドル以下の罰金が科される（金融サービス・市場法第 3 条）。

（イ）禁止命令（prohibition order）

MAS は、いかなる者に対しても、以下の(a)～(e)の行為につき、適格性基準に関するガイドラインに基づき適格かつ適切な人物ではないと認めた場合、恒久的又は期間を定め、それらの行為を禁ずる旨の禁止命令を発することができる（金融サービス・市場法第 7 条(1)）。

禁止命令の対象となるのは、以下の場合である（金融サービス・市場法第 7 条(2)）。

(a) MAS による規制対象業務
(b) 関連する職務の遂行
(c) 金融機関の経営に直接的又は間接的に携わること
(d) 金融機関の主要株主となること
(e) 法人である金融機関の大株主である者が、当該金融機関の議決権株式に

ついて、既に権利を有する議決権株式以外の議決権株式に対する権利を取得すること

（ウ）懲戒（reprimand）

MAS は、証券先物法及び同法に基づく条件・制限、訓令、及び規約・ガイドライン・政策声明書・業務通達への違反行為につき、各種免許保有者に対し懲戒に処することができる（証券先物法第 334 条）。

（エ）罰則

証券先物法では、規定への違反に対し適用される処罰は、規定ごとに個別に定められている。適用可能な処罰の上限について個別の規定がない違反行為は、5 万シンガポールドルを上限とする罰金（fine）の対象となる（証券先物法第 335 条）。

違反者が法人（corporation）の場合、裁判所は証券先物法の各条項で規定された額の 2 倍を上限として、罰金額を引き上げることができる（証券先物法第 333 条(1)）[730]。

証券先物法に基づく罰則の適用については、地区法廷（District Court）が管轄権を持つ（証券先物法第 327 条）。

（オ）資産凍結等

証券先物法への違反行為に関する調査や同法に基づく刑事訴訟が行われている場合、又は同法に基づき民事訴訟が開始され、その結果、当該調査・訴訟の対象者（関係者）に生じる罰金、賠償、補償等の支払を担保する必要性が求められる場合、MAS は裁判所に対し、下記の命令を出すよう請求することができる（証券先物法第 324 条）。

- 関係者に対して負債を有する者が、関係者に対して支払を行うことの禁止
- 関係者の代理として金銭、証券や先物契約口座、外国為替証拠金取引、その他の資産を所有している者が、関係者の指図を受けて当該資産を他の者に支払ったり、譲渡したりすることの禁止
- 関係者の金銭をシンガポールから持ち出すことの禁止
- 関係者の証券・先物契約・外国為替証拠金取引・その他資産の権利書をシンガポール国内から国外へ移動、送付、譲渡することの禁止
- 裁判所の命令に従い関係者の財産に対する権限を有する保全管理人の任命

[730] 一部の条項については、法人に対する罰金額引上げは適用されない（証券先物法第 333 条(2)）。

- 裁判所が適切と判断した場合における、関係者のパスポート及びその他書類の裁判所への提出
- 関係者が裁判所の同意なしにシンガポールを離れることの禁止

（カ）裁判所命令

証券先物法に基づき、i)ある者が証券先物法に違反したと思われる場合、ii)免許の条件又は制限、証券取引所、先物取引所、その決済機関の業務規程、証券取引所の上場規則などに違反したと思われる場合、iii)証券の売買又は先物取引契約に関し、法律違反行為が行われる可能性があった場合、裁判所は MAS の請求に応じて以下の命令を発することができる（証券先物法第 325 条）。

- 度重なる証券先物法への違反、免許の条件や制限への違反、証券取引所、先物取引所又は決済機関の業務規程への違反、証券取引所の上場規則への違反などがある場合、その者が証券売買や先物取引に関係する業務を行うことを禁止する命令
- 命令で明記された証券の取得・処分・売買、先物取引等を禁止する命令
- 資本市場サービス免許（証券仲介又は先物契約）保有者の財産、又は当該免許保有者が信託その他により他の者の代理として保有している財産の保全管理人を任命する命令
- 証券売買又は先物取引に関する契約注文を無効にする命令
- 他の命令を遵守する目的のため、特定の行動を取るよう指示する命令
- 当該命令において定められた資本市場商品に係る議決権その他の権利の行使を制限する命令
- 必要に応じ、上記の命令に付随する命令

① 差止命令

ある者が証券先物法に違反する行為を行った場合、MAS、又はその行為により自己の利益が影響を受ける者の請求により、裁判所は、その違反行為の停止や、必要に応じて是正行為を要求する差止命令（injunction）を出すことができる。証券先物法で要求される行為を拒否又は履行しない場合、MAS、又はその拒否又は不履行により自己の利益が影響を受ける者の請求により、裁判所は、その行為の履行命令を出すことができる。

なお、裁判所は差止命令・履行命令に加えて、損害賠償金の支払いを命じることもできる（証券先物法第 326 条）。

② 民事制裁金（Civil Penalty）

MAS は、証券取引、先物契約取引、外国為替証拠金取引における禁止事項（不

正取引、相場操縦、詐欺的な勧誘など）やインサイダー取引禁止に係る規定（証券先物法第 12 部に規定）に違反していると判断した場合、検察官の同意を得て、その違反行為を行った者に対し、裁判所に民事制裁命令を請求することができる。

違反行為により利益を獲得した又は損失を回避したと裁判所が蓋然性の均衡をもって判断した場合、裁判所はその者に対し、民事制裁金の支払を命ずることができる。

制裁金の額は、1)違反行為の結果として得た利益の額、又は回避した損失の 3 倍を上限とする額、2)個人の場合 5 万シンガポールドル、企業の場合は 10 万シンガポールドル、のいずれか高い方の額とする。

その者が違法行為を行ったが、利益獲得や損失回避はなかったと裁判所が蓋然性の均衡をもって判断した場合には、裁判所は、5 万シンガポールドル以上 200 万シンガポールドル以下の民事制裁金を科すことができる（証券先物法第 232 条）。

(5) 保険監督機関の権限

ア 監督機関

シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore）が保険業監督権限を持つ（通貨監督庁法第 4 条(2)）。

なお、MAS は、シンガポールの保険市場の成長・発展を踏まえ、保険契約者の保護や保険会社に対する適切な規制体制の確保に向け、MAS の監督権限の強化や MAS が所管する他の法律との整合を図る等を目的とした保険法の改正を検討している。MAS は、保険法の改正に向けた Consultation Paper を公表し、2024 年 10 月には協同組合系保険会社の支配権取得の際に、MAS が関係省庁の意見を考慮し公共の利益の観点から不承認にできる権限を追加する改正法が可決されている。

イ 監督手法

（ア）報告徴求

免許を受けている保険会社は、規定された方法に沿って会計報告書及びその他の報告書を作成し、MAS に提出しなければならない（保険法第 94 条(3)）。

（イ）検査

① 検査（inspection）

MAS は、秘密保持を条件として、保険会社、保険会社の海外支店又は海外子会社、保険代理店の会計簿、口座、記録、その他の書類を検査することができる。保険会社又は保険代理店は、MAS が検査で徴求する情報や施設を提供しなければならない（保険法第 98 条）。

② 調査（investigation）

MAS は、以下を目的として、必要な調査を行うことができる。

- 保険法で規定された MAS の役割義務を遂行すること
- 保険法又は同法の下で発行された訓令に違反しているという申し立てや疑いの正否を確かめること

MAS は、調査を目的として、調査内容に関連する情報や会計簿、口座、記録、その他の書類を提出するよう書面で要求することができる（保険法第 101L 条）。

ウ 処分規定

（ア）訓令（directions）

MAS は、以下に該当すると判断した場合、当該保険会社等に対し、訓令を発することができる（保険法第 102 条(1)(a)）。

- 保険会社又は保険代理店が、公共の利益又は保険契約者の不利益になる、又は保険会社又は保険代理店の利益に有害な行為を行っているとみなした場合
- 保険会社又は保険代理店が破産状態にある、義務の履行が不可能である、あるいは支払を停止した場合（このような状態になるおそれがある場合も含む）
- 保険会社又は保険代理店が、保険法の規定に違反した場合
- 登録や免許取得にあたって条件を付されている保険会社又は保険代理店が、この条件に従わなかった場合

訓令により、MAS は保険会社等に対し、以下を要求することができる（保険法第 102 条(2)(a)）。

- 健全な保険業務の原則（sound insurance principles）に沿って業務を行うために必要となる管理者を雇用すること
- MAS が不適格であると判断した役職者又はその他の者を解雇すること
- 財産の処分や回復に関して、何らかの措置を講じること
- MAS が、不法に、あるいは不適切に支払われたと判断した金額について、その回復のために取りうる措置を講じること
- 免許を付与された保険事業者に関し、当該事業者が実施している保険種別について、契約の更新や新規契約を差し止めること
- 再保険に関して、MAS の指示に沿った取り決めを行うこと
- 保険法の条項の一部に関して、違反行為を是正するための何らかの措置を講じること

（イ）処罰

保険法では、規定への違反に対し適用される処罰は規定ごとに個別に定められている。適用可能な処罰の上限について個別の規定がない違反行為に対しては、以下の罰則が適用される（保険法第 142 条(2)）。

- 違反者が個人の場合は 5 万シンガポールドルを上限（処分確定後も違反が継続している場合には加算あり）とする罰金（fine）又は 2 年を上限とする禁固（imprisonment）
- 違反者が個人以外の場合は、10 万シンガポールドルを上限とする罰金（処分確定後も違反が継続している場合には加算あり）

違反者が法人（corporation）の場合、裁判所は保険法の各条項で規定された額の 2 倍を上限として、罰金額を引き上げることができる（保険法第 143 条）。

保険法に基づく罰則の適用については、地区法廷（District Court）又は治安裁判官法廷（Magistrate Court）が管轄権を持つ（保険法第 144 条）。

(6) 資金管理会社の監督機関の権限

資金管理会社は、資本市場サービス免許保有者として、MAS から証券会社と同等の監督を受ける。資本市場サービス免許保有者に対する MAS の監督権限については、シンガポールⅠ.2.(4)証券監督機関の権限を参照のこと。

(7) 金融助言業者の監督機関の権限

ア 監督機関

シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore）が金融助言業者監督権限を持つ（通貨監督庁法第 4 条(2)）。

イ 監督手法

（ア）報告徴求

免許を付与された金融助言業者は、会計年度ごとに、規定された方法に沿って会計報告書を作成し、MAS に提出しなければならない（金融助言業者法第 52 条）。

また、MAS は金融助言業者に対し、シンガポール国内外における業務に関連するあらゆる問題についての情報を提出するよう、書面で求めることができる（金融助言業者法第 38 条）。

（イ）検査（inspection）

MAS は、秘密保持を条件として、免許を付与された金融助言業者やその代表者の会計簿を検査することができる（金融助言業者法第 80 条）。

（ウ）調査（investigation）

MAS は、1)金融助言業者法における監督官庁の権限の行使、又は機能を果たすため、2)金融助言業者法又は同法のもとに発せられた訓令への遵守を確保するため、3)金融助言業者法に違反しているという申立や疑惑を調査するために、必要とされる調査を行うことができる（金融助言業者法第 87 条）。

① 審理（examination）

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、審理に出頭するよう書面で要求することができる（金融助言業者法第 90 条）。審理を受ける者は、真実を述べる旨の宣誓、調査内容に関する調査官の質問への回答が求められる（金融助言業者法第 91 条）。

② 情報の徴求

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、指定する時期及び場所で、調査に関連する事項についての情報の提供又は会計簿の作成を書面で徴求することができる。徴求命令を受けた者はこれに従わなければならない（金融助言業者法第 97 条）。

MAS は、規定どおりに会計簿が作成されていない疑いのある場合や、会計簿の隠匿、移動、改ざん、破棄が疑われる場合には、治安裁判官（Magistrate）から会計簿押収のための捜査令状を取得することができる（金融助言業者法第 99 条(1)）。

③ 立入調査

MAS の調査官及び MAS が書面で調査官への同行を認めた者は、2 営業日以上前に調査対象と調査の目的及び違反の性質について示す通知書面を提示することにより、立入調査を行うことができる。（金融助言業者法第 98 条(1)(2)）

ただし、金融助言業者の業務行為に係る違反行為の調査において調査対象者が占有する地所に立ち入る場合や、調査官が通知書面提示のために現実的に妥当な範囲であらゆる手段を尽くしたにもかかわらず、提示することができなかった場合には、この限りではない（金融助言業者法第 98 条(3)）。

ウ 処分規定

（ア）訓令（directions）

MAS は、公共の利益に照らして、又は投資家保護のために必要であると判断した場合には、免許を受けている金融助言業者やその代表者（representative）等に対して書面による訓令を発し、これに従うよう要求することができる。

訓令に違反した者は違法行為とみなされ、2 万 5 千シンガポールドル以下の罰金（継続的な違反に対する加算あり）が科される（金融助言業者法第 67 条）。

（イ）禁止命令（prohibition order）

MAS は、いかなる者に対しても、以下の(a)～(e)の行為につき、適格性基準に関するガイドラインに基づき適格かつ適切な人物ではないと認めた場合、恒久的又は期間を定め、それらの行為を禁ずる旨の禁止命令を発することができる（金融サービス・市場法第 7 条(1)）。

禁止命令の対象となるのは、以下の場合である（金融サービス・市場法第 7 条(2)）。

(a) MAS による規制対象業務
(b) 関連する職務の遂行
(c) 金融機関の経営に直接的又は間接的に携わること
(d) 金融機関の主要株主となること
(e) 法人である金融機関の大株主である者が、当該金融機関の議決権株式について、既に権利を有する議決権株式以外の議決権株式に対する権利を取得すること

金融サービス・市場法第 7 条(2)によると、MAS は「金融機関（financial institution）」に関する業務であれば、その者が特定の行為に関与すること自体を禁止できる。つまり、ある特定の金融セクター（例：保険）で不適切な行為を行った個人に対し、そのセクターだけでなく、銀行、証券、決済サービスなど、シンガポールの金融業界全体での活動を禁止することが可能となった。加えて、金融サービス・市場法第 8 条により、禁止命令対象者と金融機関の雇用・契約関係を禁じられることとなった。

（ウ）懲戒（reprimand）

MAS は、公益のため、又は投資家保護のために必要と判断すれば、金融助言業者法、同法に基づく条件・制限、訓令、規約・ガイドライン・政策声明書・業務通達への違反行為につき、免許を交付した金融助言業者やその代表者、経営者（officer）やパートナーに対して、懲戒に処すことができる（金融助言業者法第 125 条）。

（エ）裁判所命令

ある者が金融助言業者法に違反した、あるいは違反行為を実施しようとしている場合、MAS の請求に応じて、裁判所は以下の命令を発することができる（金融助言業者法第 126 条）。

- 度重なる金融助言業者法への違反がある場合、その者が金融助言業者やその代表者として業務を行うことを制限する、あるいはその者が金融助言業者やその代表者であると名乗ることを制限する命令
- 他の命令を遵守する目的のため、特定の行動を取るよう指示する命令
- 必要に応じ、上記の命令に付随する命令

（オ）資産凍結等

金融助言業者法への違反行為に関する調査や同法に基づく刑事訴訟が行われている場合、又は同法に基づき民事訴訟が開始され、当該調査・訴訟の対象者（関係者）に生じる罰金、賠償、補償等の支払を担保する必要性が求められる場合に、MAS は、裁判所に対し、下記の命令を出すよう請求することができる（金融助言業者法第 127 条）。

- 関係者に負債を有する者が、関係者に対して支払を行うことの禁止
- 関係者の代理として金銭、投資商品やその他の資産を所有している者が、当該資産を関係者に支払ったり譲渡することの禁止、又は関係者の指図を受けて当該資産を他の者に支払ったり、譲渡したりすることの禁止
- 関係者や関係者と関連を持つ者の金銭をシンガポール国外に移転することの禁止
- 関係者や関係者と関連を持つ者の投資商品、投資商品の権利書、その他資産をシンガポール国内から国外へ移動、送付、譲渡することの禁止
- 裁判所の命令に従い関係者の財産に対する権限を有する保全管理人の任命
- 裁判所が適切と判断した場合、関係者のパスポート及びその他書類の裁判所への提出
- 関係者が裁判所の同意なしにシンガポールを離れることの禁止

（カ）差止命令（injunctions）

ある者が金融助言業者法に違反する行為を行った場合、MAS 又はその行為により自己の利益が影響を受ける者の請求により、裁判所は、その違反行為を止めさせる差止命令（injunction）を発出し、裁判所が望ましいと判断した行為を要求することができる。

金融助言業者法で要求される行為を拒否、又は履行を行わない者に対し、裁判所は、MAS 又は当該拒否又は不履行により自己の利益が影響を受ける者の請求により、その行為の履行命令を出すことができる（金融助言業者法第 128 条）。

（キ）罰則

金融助言業者法では、規定への違反に対し適用される処罰は規定ごとに個別に定められている。適用可能な処罰の上限について個別の罰則規定がない違反行為は、1 万 2500 シンガポールドルを上限とする罰金（fine）の対象となる（金融助言業者法第 115 条）。

違反者が法人（corporation）の場合、裁判所は、金融助言業者法の各条項で規定された額の 2 倍を上限として、罰金額を引き上げることができる（金融助言業者法第 116 条）。

金融助言業者法に基づく罰則の適用については、地区法廷（District Court）が管轄権を持つ（金融助言業者法第 123 条）。

(8) 監督当局間の関係

シンガポールでは、MAS が金融部門の一元的な規制・監督機関として、銀行、証券会社、保険会社などの金融機関に対する規制及び監督を実施している。MAS の金融部門に対する規制及び監督の主たる目的は、金融システム全体の安定性と金融機関の健全性の確保である。MAS は、主に金融機関の取締役会や経営層と協働しながら、金融機関に、リスクの効果的な管理と軽減を求めるとともに、過剰なリスクに対して制限をかける役目を担っている[731]。

(9) COSMIC についての補足

2023 年の金融サービス・市場法（Financial Services and Markets Act）改正により、シンガポールでは、金融機関間でマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（ML/TF）に関する顧客情報を共有するためのプラットフォームである「COSMIC（Collaborative Sharing of Money Laundering/TF Information & Cases）」の法的基盤が整備された。従来、金融機関は銀行法等に基づく厳格な守秘義務、いわゆるバンキング・セクレシーにより拘束されており、ある金融機関で疑わしい取引として当局に届出がなされた顧客であっても、その情報を他の金融機関と共有することは原則として認められていなかった。このため、犯罪者はこうした情報の非対称性を利用し、名義人を使い分けながら複数の銀行を移動する、いわゆる「ストローマン（Straw man）」スキームを通じて不正行為を継続することが可能であった。

COSMIC は、このような構造的な課題に対応するため、一定の条件の下で金融機関による顧客情報の共有を例外的に認めるとともに、適法に情報共有を行った金融機関については、当該共有行為に起因する民事上の損害賠償責任を免責する仕組みを導入するものである。制度開始当初は、DBS、OCBC、UOB、シティバン

[731] 本記述は、以下の資料に基づく。
MAS, Objectives and Principles of Financial Sector Oversight in Singapore
https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/News-and-Publications/Monographs-and-Information-Papers/Monograph--Objectives-and-Principles-of-Financial-Sector-Oversight-in-Singapore.pdf

ク、HSBC 及びスタンダード・チャータードの主要 6 行が参加銀行として位置付けられている。

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 預金取扱金融機関

シンガポールにおいて預金の受入を認められている金融機関として、商業銀行、金融会社、投資銀行がある（銀行法第 4A 条）[732]。

(1) 業務範囲

ア 商業銀行（Commercial Bank）

商業銀行は、銀行法（Banking Act）の規定により免許（license）を与えられた銀行である。商業銀行は、銀行法第 30 条の規定に基づき、MAS の許可する業務のみを行うことができる。商業銀行は、フルバンク（Full Bank）とホールセール・バンク（Wholesale Bank）に分類できる。フルバンクは、預金受入や貸付等の銀行法で定められた全ての業務を行うことができる。一方で、ホールセール・バンクは、フルバンクが行える業務のうち、シンガポールドルによるリテール業務のみ禁止されている。

また、フルバンクは、銀行法で定められた業務に加え、金融助言サービス（financial advisory services）、保険代理店業務（insurance broking）、証券業務（capital market services）を行うこともできる。

なお、フルバンク及びその代理人は、商業銀行業務以外の業務を行うためにその業種別の免許を取得する必要は無いが、金融助言業者法、保険法及び証券先物法に規定されている業務活動規定に従わなければならない。

イ 金融会社（Finance Companies）

金融会社は、定期預金や貯蓄預金の受入を行うとともに、個人や法人（中小企業を含む）への貸付を行う。金融会社は、金融会社法（Finance Companies Act[733]）に基づく免許を受ける必要があり、その業務は同法による規制を受ける。

金融会社の業務に対しては、以下の制約が課されている（金融会社法第 23 条）。

- 小切手や手形で払出すことのできる要求払預金の受入は不可
- 個人又は法人に対し、融資総額及び融資残高が 5,000 シンガポールドルを

[732] 銀行法には「商業銀行（Commercial Bank）」ではなく、「銀行（Bank）」と記載されているが、便宜上、「商業銀行（Commercial Bank）」と記載する。

[733] 貸金業は、法務省が所管する貸金業法（Moneylenders Act 2008）で規制されている。なお、シンガポール国内の家計に対する貸付の 95%は、MAS の規制下の金融機関によって実施されている。
https://www.mas.gov.sg/news/parliamentary-replies/2021/reply-to-parliamentary-question-on-centralised-consumer-credit-regulatory-framework

超える無担保貸付は不可
- 外貨、金、その他の貴金属のディーリングは不可
- 外貨建ての株式や負債証券の取得は不可

ウ　投資銀行（Merchant Bank）

投資銀行は、通貨監督庁法に基づいて MAS の認可（approval、商業銀行の免許とは異なる）を受けた金融機関で、MAS の投資銀行運営ガイドライン[734]において規定された以下の業務を行うことができる。

（ア）投資銀行に認められている業務
- 有価証券の発行、引受、売買
- 投資ポートフォリオ管理、投資助言サービス、名義人サービス（nominee services）
- 単位型投資信託の運用及び販売
- 企業再建、買収、合併についての助言
- 資金調達のアレンジ、融資、シンジケート・ローンへの参加、保証
- 短期金融市場における資金調達・貸付
- シンガポールドル建ての譲渡可能証券又は短期金融市場商品の割引
- 金及び外貨のディーリング

（イ）投資銀行が行うことのできない業務
- 公衆からの預金の受入又は借入（銀行、金融会社、株主、グループ会社からの預金受入や借入は可）
- 約束手形、商業手形、預金証書の発行、又は手形の受取や裏書により金銭を調達すること
- MAS の許可無く、アジア通貨勘定（Asian Currency Unit）[735]の業務を行うこと

(2) 免許等

シンガポールで銀行業務を行うためには、有効な免許を MAS より取得する必要がある。違反した場合は違法行為とみなされ、罰金若しくは禁固刑のいずれか、又は両方が科される（銀行法第 4 条）。

---

[734] MAS, “Guidelines for Operation of Merchant Banks” https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/resource/legislation_guidelines/banks/m_guidelines/Guidelines-for-Operation-of-Merchant-Banks.pdf

[735] アジア通貨勘定とは、アジアドル市場（Asian Dollar Market）での取引のために、MAS の認可を得て設けるオフショア勘定のこと。

申請者は MAS に必要書類とともに申請書を提出し、MAS は最低資本金要件（下記(3)要件を参照のこと）を満たしていることを確認した上で、免許の付与又は拒否の決定をする（銀行法第 7 条）。

(3) 要件

以下のとおり、最低資本金要件が定められている（銀行法第 9 条）。

- シンガポールで設立された銀行の場合、払込済資本金が 15 億シンガポールドル以上であること
- シンガポール国外で設立された銀行の場合、その本社の資本金が 2 億シンガポールドル以上であること

また、異業種からの参入可否及び要件として、現在、異業種からの参入を不可とする法規則は存在しない。したがって、担当大臣から銀行の実質的株主となるための認可を取得し（銀行法第 15 条 A）、銀行業務を行うための免許を取得すれば、法律上は異業種からの参入は可能と解釈される。

(4) 変更・取消

以下の理由による場合には、MAS は命令（order）により、付与した免許を取消すことができる（銀行法第 20 条）。

- シンガポール国内において、銀行業務をもはや行っていない場合
- 免許申請時に MAS に対し、虚偽又は誤解を招くような情報、書類の提供があった場合
- 外国で設立された銀行が、その銀行を管轄する当局により免許取消を受けた場合
- 債権者に和解や示談を申込済、申込予定、又は清算、解散した場合
- 預金者の利益を害するような業務を行っていた、又は預金者への債務をカバーする資産が十分に無い場合
- 銀行法の規定に違反している場合
- 銀行法のもとで有罪となった、又は経営者が銀行法のもとで有罪となった場合
- 預金保険及び保険契約者保護制度法、及び同法に基づく規則に違反した場合
- 通貨監督庁法及び同法に基づく規則に違反した場合
- 金融サービス・市場法及び同法に基づく規則に違反した場合
- MAS が銀行法第 49 条(2)に基づく権限を行使する場合、又は担当大臣が 2022 年金融サービス・市場法第 8 部第 2 節、第 4 節、第 5 節又は第 6 節に基づく権限を行使する場合において、当該銀行に関して、MAS が当該銀行免許を取り消すことが公益にかなうと判断した場合

- 当該免許を保有する銀行がシンガポールに設立された外資系銀行である場合において、当該銀行の親銀行に対する監督当局が、当該銀行の親銀行の免許又は営業権限を取り消した場合
- MAS が当該銀行免許を取り消すことが公益にかなうと判断した場合

(5) デジタルバンク等に係る規制・動向

ア 銀行免許の取得[736]

シンガポールのデジタルバンクの免許には、「デジタル・フル・バンク（DFB）免許」と「デジタル・ホールセール・バンク（DWB）免許」の 2 種類がある。DFB 免許は、銀行が個人顧客から預金を受取ることにより、幅広い金融サービスを提供することが可能である。DWB 免許は、中小企業やその他の非リテール領域に対して、サービス提供することが可能である。

デジタルバンクの審査基準として、既存銀行との差別化を図る観点から、顧客ニーズに応え、シンガポール国内で金融市場を十分に享受できない層に訴求可能なビジネスモデルや技術の革新性が基準の一つとなっている。加えて、銀行業務における主要なリスクに対する理解、法令遵守能力やリスク管理計画の内容など、デジタルバンクに係る事業を継続する上での適性があるかどうか、デジタルバンク申請者の株主の評判、実績、財務力も審査上考慮される。このほか、地元雇用への貢献度、労働者の能力向上への取組み等、シンガポールが国際金融センターとして成長するために有益であるかどうかも審査上考慮される。

（ア）適格性基準

DFB 又は DWB 免許の申請者は、次の要件を満たしていなければならない。

1) 自社グループ内の、少なくとも 1 つ以上の事業体が、テクノロジー又は電子商取引の分野で、3 年以上のビジネスの運営実績を有していること
2) 役員、実質的な株主などが適格性を有する者であること
3) 開業時や業務運用中に適用される、最低払込資本要件を満たしていることを証明すること
   - 最低払込資本額は、15 億シンガポールドル以上で、そのほか、既存のホールセール・バンクと同じ資本額と流動性ルールが適用
4) 革新的なテクノロジーを用いて顧客ニーズに応え、シンガポール市場で十分なサービスを受けられていない、特定の層に対しても明確な価値を提供すること（金融包摂）
5) 提案するデジタルバンクのビジネスモデルが、持続可能性を有している

[736] 本記述は、以下のウェブサイトの記述に基づく。
https://www.mas.gov.sg/regulation/Banking/digital-bank-licence

ことを示すこと

6) 将来の収益性を示す、5 年間の財務計画を提示すること
7) 提案するデジタルバンクの、実行可能な出口計画を提出すること
8) 提案するデジタルバンクの株主は、MAS がデジタルバンクの運営に求める要件に対して、責任を負うという内容の念書を提示すること

なお、DFB 免許は、シンガポールを本社とする企業で、シンガポール国籍保有者が実質的株主となる必要があるが、DWB 免許については、外資企業も取得可能である。

（イ）DFB 免許交付要件 [737]

DFB 免許は、2 段階で交付される。当初 1〜2 年は「限定デジタル・フル・バンク」免許が交付され、その後、MAS による審査を経て「デジタル・フル・バンク」免許が交付される。MAS は、DFB に対し、事業開始 3〜5 年以内に DFB がデジタル・フル・バンクとしての機能を、すべて備えることを求めている。

① 限定デジタル・フル・バンク

a エントリー・フェーズ

エントリー段階にある DFB は、預かることができる銀行預金について 1 人当たり最大 7 万 5000 シンガポールドル、又は合計で 5000 万シンガポールドルと上限が設定されており、提供できるサービスが制限される。一方で、払込資本額は 1500 万シンガポールドルとなっている。

- 海外の銀行支店又は子会社の銀行業務は、2 つ以内の海外市場でのみ運営できる
- 単純な資本市場商品 [738]のみ提供できる

b プログレッション・フェーズ

プログレッション段階に移行した DFB は、預金額の上限が 7 万 5000 シンガポールドルまでに引き上げられ、サービス提供できる対象顧客の制限が撤廃される。一方、払込資本額は段階的に引き上げられる。

なお、a)及び b)のフェーズの DFB は、次の要件が求められる。

- 預金保険制度への加入
- コーポレート・ガバナンス・ルールの段階的適用

[737] 以下の資料の記述に基づく。
https://www.mas.gov.sg/-/media/Digital-Bank-Licence/Eligibility-Criteria-and-Requirements-for-Digital-Banks.pdf?la=en&hash=57410B76A3359791816B0A0BD592DF8EF2D37B33

[738] 証券及び先物(資本市場商品)規則 2018 の附則(The Schedule to the Securities and Futures (Capital Markets Products) Regulations 2018.)に定められている商品(現物株式、株式オプション、株式デリバティブ等)

- その他の金融機関の関連資金[739]の保管不可
- 個人顧客の無担保個人信用枠：個人の月収 2 倍まで
- 自己勘定取引の禁止

② デジタル・フル・バンク

預金額の上限が撤廃され、全ての金融サービスの提供が認められる。ただし、払込資本額は、15 億シンガポールドルへと引き上げられる。

なお、①及び②の DWB は、次の要件が求められる。

- 事業所は、1 つの物理的な場所に構えること
- 現金自動預払機（Automated Teller Machine, ATM）、又は現金預け入れ機（Cash Dispenser Machine, CDM）へのアクセスは許可されない。ただし、エフトポス（Electronic Funds Transfer at Point of Sales, EFTPOS）によるキャッシュ・バック・サービスの提供は認められる
- 国内の、システム上重要な銀行と同じ、リスク・ベースの資本ルールを満たさなければならない[740]
- 既存のホールセール・バンクと同様、中小企業や法人のみが対象となるビジネス口座の開設が認められる。ただし、個人にサービス提供することは原則としてできない[741][742]

イ デジタルバンクの例

MAS は、2019 年 6 月 28 日にデジタルバンクの免許発行に関する方針を公表し[743]、2020 年 12 月 4 日に免許を 4 社（DFB 免許は 2 社（Grab Holdings と Singapore Telecommunications の合弁会社、Sea Ltd の 100%子会社）、DWB 免許は 2 社（Greenland Financial Holdings Group Co. Ltd 及び Linklogis Hong Kong Ltd、Beijing Co-operative Equity Investment Fund Management Co. Ltd の企業連合、Ant Group Co. Ltd の 100%子会社）に付与した[744]。なお、デジタルバンクの免許は、2019 年 12 月末までの募集期間に 21 社から応募があった[745]。

---

[739] 決済サービス法 23 条（14）に基づく資金。決済事業者が電子マネーの発行に際して、顧客から受領した分別管理資金等を含む。

[740] https://www.mas.gov.sg/-/media/Digital-Bank-Licence/Eligibility-Criteria-and-Requirements-for-Digital-Banks.pdf?la=en&hash=57410B76A3359791816B0A0BD592DF8EF2D37B33

[741] https://www.mas.gov.sg/-/media/Annex-B-Digital-Wholesale-Bank-Framework.pdf

[742] 法人との結びつきが強い個人等に対するアドバイス等の提供について、申請することで MAS が許可する場合がある。

[743] https://fintechnews.sg/35820/virtual-banking/digital-bank-singapore-list-applicant/

[744] https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2020/mas-announces-successful-applicants-of-licences-to-operate-new-digital-banks-in-singapore

[745] https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2020/mas-receives-21-applications-for-digital-bank-licences

シンガポールでデジタルバンクのサービスを提供している企業として、デジタルバンク免許を取得している Grab Holdings と Singapore Telecommunications の合弁会社である GXS Bank や Sea Ltd の 100%子会社の Mari Bank に加え、既存の金融機関である Standard Chartered Bank と Fairprice Group の合弁会社である Trust Bank Singapore、国内最大手の DBS 等が挙げられる。

（ア）GXS Bank

GXS Bank は、Grab Holdings と Singapore Telecommunications の合弁会社であり、2022 年 8 月に、デジタルバンクサービスの GXS Savings Account を立ち上げた。GXS Savings Account は、Grab のフードデリバリー部隊などのギグエコノミー（Gig Economy）労働者や、自営業者、早期就労者などの銀行口座を持たない層を含む顧客を対象としている。当該預金サービスには、最低残高の要件はない。

（イ）Mari Bank

Sea Ltd の 100%子会社の Mari Bank による、デジタルバンクサービス。

（ウ）Trust Bank Singapore

Trust Bank Singapore は、Standard Chartered Bank と Fair price Group の合弁会社であり、2020 年 12 月に、MAS よりフルバンクの銀行免許を取得し、2022 年 9 月に、デジタルバンクサービスを発足し、クレジット・カード、普通預金口座、家族向け傷害保険などの商品を提供している。

顧客獲得のための施策として、初回の預金に対する年率 2.5%の金利適用[746]や、Trust bank の預金口座を持つ顧客が Trust bank のクレジット・カードで、Fair price Group で食料品を所定の金額以上購入するなどの条件を達成した際に、最大 21%のポイントの付与[747]などを実施している。

（エ）DBS Bank

シンガポール最大手の DBS Bank は、以下の特徴を持つデジタルバンキングサービス「DBS digibank」を提供しており[748]、金融専門誌「ユーロマネー」より 2016 年、2018 年及び 2021 年に、合計 3 回「世界最高のデジタルバンク（World's Best Digital Bank）」の表彰を受けている[749]。

- 残高や口座の詳細の確認
- 送金・請求書払い

[746] https://trustbank.sg/savings-account/#flex-plan
[747] https://trustbank.sg/earn-linkpoints/
[748] https://www.dbs.com.sg/personal/deposits/bank-with-ease/dbs-ibanking
[749] https://www.dbs.com/about-us/who-we-are/awards-accolades/default.page

- オンライン明細の閲覧
- 即時口座開設・クレジット・カード申込
- カードの有効化等

なお、2022 年 2 月に、MAS は DBS Bank に対して、2021 年 11 月 23 日から 25 日にかけたデジタルバンキングサービスの障害を受け、オペレーショナルリスクに対するリスク加重資産に 1.5 倍の倍率を適用し、規制資本として約 9 億 3000 万シンガポールドルの追加資本要件を課した[750]。

2. 証券会社

(1) 業務範囲

証券業務は証券先物法による規制を受ける。証券先物法の規制対象業務は、次の 7 業務となっている（証券先物法付属規定 2）。

- 市場取引（dealing in capital markets products）
- 企業財務アドバイス（advising on corporate finance）
- 資金管理（fund management）
- 不動産投資信託管理（real estate investment trust management）
- 製品融資（product financing）
- 信用格付サービス（providing credit rating services）
- 証券保管サービス（providing custodial services）

(2) 免許等

証券先物法による規制の対象となる業務（regulated activities、以下「規制対象業務」）を行うためには、資本市場サービス免許（capital market services license）の取得が義務付けられている。資本市場サービス免許は、本人として業務を行う場合のほか、代理人（agent）として規制対象業務を行う場合にも必要となる（証券先物法第 82 条）。

MAS は、適切と判断した場合、免許に条件や制限を付すことがある（証券先物法第 88 条）。

また、適用免除について、以下の者は、資本市場サービス免許を取得せずに、規制対象業務を行うことができる（証券先物法第 99 条(1)）。

- 銀行
- 投資銀行
- 金融会社
- 保険会社（保険業務の実施における資金管理業務に関連する業務のみ）

[750] https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2022/mas-imposes-additional-capital-requirement-on-dbs-bank

- 証券取引所、先物取引所、市場運営者又はその持株会社（市場業務の運営に関連する業務のみ）
- 証券決済機関（決済機能の運営に関連する業務のみ）
- その他、MAS から免許取得の免除を受けた者

(3) 要件

以下の場合、MAS は免許の付与や更新を拒否することができる（証券先物法第 86 条(4)）。

- 申請者が MAS の徴求する情報や書類、事業に影響を及ぼす雇用者又は関係者を提供しなかった場合
- 申請者から提供された情報や書類が虚偽又は誤解を生むような内容であった場合
- 申請者とその実質的な株主が、シンガポール国内又は国外で清算又は解散手続中である場合
- 裁判所の判決による、申請者又はその実質的な株主の金銭債務に関する執行が完全には終了していない場合
- 申請者又はその実質的な株主の資産に関連して、シンガポール国内又は国外において、破産管財人、破産管財管理者、法的管財人又はそれに相当する者が任命された場合
- 申請者又は実質的な株主が、シンガポール国内又は国外で、その債権者との和解又は債務整理の手続中の場合
- 申請者、実質的な株主又は申請者の役員が、シンガポール国内又は国外で、詐欺、不正行為で有罪となった、又は証券先物法の下で有罪となった場合
- 役員や従業員が、免許に関連する職務を全うするための学歴、資格又は経験が十分でないと MAS が判断した場合
- 免許の申請者や、その役員、従業員又は実質的な株主が免許適格性に欠けると MAS が判断した場合
- MAS が、申請者、役員、従業員又は実質的な株主の評判、人格、財政の健全性及び信頼性に関して、申請者が株式引受人や顧客の利益を最優先して行動することができないと信ずるに足る理由が有している場合
- 申請者、その実質的な株主の財政状態、又は申請者が行おうとしている事業の方法に MAS が納得できない場合
- 申請者の過去の業績や、免許取得により申請者が行うことになる業務に関する専門知識に関して、MAS が納得できない場合
- 申請者、その役員、従業員又は実質的な株主が、不適切な業務を行う可能性がある場合、並びに申請者又は実質的な株主の事業行為について、不芳な評判がある場合

- 申請者、その役員又は従業員が、免許を取得しようとする事業を効率的に、誠実に、あるいは公正に行うとは思えないと MAS が判断する理由がある場合
- MAS が、免許の付与・更新をすることが公共の利益に反すると考えた場合
- 申請者が MAS による禁止命令（prohibition order）[751]を受けている場合

(4) 変更・取消

ア 免許の変更

MAS は、免許保有者から申請があれば、すでにその免許に明記されている規制対象業務に新しい業務を付け加えることにより、免許を変更することができる（証券先物法第 90 条）。

イ 免許の取消（withdrawal）

資本市場サービス免許を保有する会社が会社を清算又は解散した場合、免許は失効する（証券先物法第 95 条(1)）。

また、MAS は、以下の場合、免許を取消すことができる（証券先物法第 95 条(2)）。

- 免許申請の拒否事由[752]に該当する場合
- 免許保有者が免許を付与された規制業務を全て行っていない場合
- 免許保有者が、株式引受人や顧客の最良の利益のために行動していないと信ずる理由が MAS にある場合
- 資本市場サービス免許の保有者又はその雇用者が、その職務を効率的、誠実又は公平に果たしていない場合
- 免許保有者が、免許に適用される条件や制限、証券先物法のもとで MAS が発する訓令又は証券先物法の規定に従わない場合
- 免許保有者が、証券先物法又は証券先物法のもとで MAS が発する訓令による義務を果たしていないと MAS が判断する場合
- 免許保有者がその認可された規制対象業務を、公共の不利益となるような方法で行った場合
- MAS が免許保有者の経営権を取上げる措置（証券先物法第 97E 条(2)に基づくもの）や、担当大臣による業務や持分の強制譲渡（通貨監督庁法第 30AAR 条～第 30AAZA 条に基づくもの）を発動する際に、当該免許保有者の免許を取消すことが公共の利益に合致すると MAS が判断した場合

---

[751] 禁止命令については、シンガポールⅠ.2.(4)ウ（イ）禁止命令を参照のこと。
[752] 免許の拒否事由については、シンガポールⅡ.2.(3)要件を参照のこと。

- 免許保有者が MAS に提出した情報又は書類が、虚偽又は誤解を招くものであった場合
- 免許保有者が賦課金を支払わなかった場合
- 申請者が MAS から禁止命令（prohibition order）[753]を受けた場合

3. 投資運用業者・投資顧問会社

投資運用業者・投資顧問会社に相当するものとして、シンガポールでは「資金管理会社」がある[754]。

(1) 業務範囲

資金管理会社は、資金管理（fund management）を主たる業務とする会社である。証券先物法における資金管理の定義は次のとおりである（同法付属規定 2）。

「資金管理」とは、（顧客から裁量権を与えられているか否かにかかわらず）顧客に代わり以下を行うことをいう。ただし、不動産投資信託の管理は含まない。

- 証券又は先物契約のポートフォリオの管理
- 顧客の資金を管理する目的で、外国為替取引、外国為替証拠金取引

資金管理会社（fund management company）は、免許形態と顧客の範囲により、MAS から資本市場サービス免許を取得して業務を行う免許資金管理会社と、MAS への登録を行って業務を行う登録資金管理会社に分類される（業務の免許及び実施に係る証券先物ガイドライン第 2 条）。

ア 免許資金管理会社（Licensed Fund Management Companies、LFMCs）

証券先物法に基づく資本市場サービス免許を取得している資金管理会社は、顧客の範囲により、次の 3 種類に分かれる。

（ア）リテール資金管理会社（Retail LFMCs）

あらゆる投資家に対し、資金管理サービスを提供できる。

（イ）認定投資家資金管理会社（A/I LFMCs）

有資格投資家（qualified investor）に対してのみ、資金管理サービスを提供できる。ただし、投資家の数に関する制限はない。

有資格投資家とは、以下の者（person）、スキーム（scheme）及びファンド（fund）を指す（業務の免許及び実施に係る証券先物規則[755] 付属規定 2 第 5 条(3)）。

---

[753] 禁止命令については、Ⅰ.2.(4)ウ（イ）禁止命令を参照のこと。

[754] 本項の記述は、以下の資料に基づく。
MAS, Fund Management Licensing and Registration
https://www.mas.gov.sg/regulation/capital-markets/Fund-Management-Licensing-and-Registration

[755] Securities and Futures (Licensing and Conduct of Business) Regulations

- 適格投資家（accredited investor）[756]。ただし、集団投資スキームへの参加者や、単位型ファンド（closed-end fund）のユニット保有者等は除く
- 認定投資家や機関投資家のみを対象に募集や勧誘が行われる集団投資スキーム
- 認定投資家、国外で募集や勧誘を行う場合にはその国等において認定投資家と同等に分類される投資家、又は機関投資家を対象に募集や勧誘が行われる単位型ファンド
- 機関投資家[757]。ただし、集団投資スキームは除く
- 有限責任組合（limited partnership）。ただし、国外で組合を組成する場合にはその国等において認定投資家と同等に分類される投資家、機関投資家のみを組合員とするものに限る
- その他、MAS がガイドラインによって定めるもの

（ウ）ベンチャーキャピタルファンド管理者（Venture Capital Fund Management Managers、FMCs）

有資格投資家の投資するベンチャーキャピタルファンドに対し、資金管理サービスを提供できる。ただし、投資家の数に関する制限はない。

イ　登録資金管理会社（Registered Fund Management Companies、RFMCs）

資本市場サービス免許の免除を受け、MAS への登録により資金管理業務を行っている資金管理会社のことをいう。

登録資金管理会社には、顧客に関し以下の制限がある（業務の免許及び実施に係る証券先物規則付属規定 2 第 5 条(1)(i)）。

- 30 人以下の有資格投資家（qualified investor）のみを顧客とすること
- 顧客のうち 15 人までは、集団投資スキーム、単位型ファンド、又は有限責任投資組合であってもよい。ただし、これらのファンド等は、認定投資家や機関投資家のみを対象にして募集や勧誘が行われるものに限定

---

[756] 適格投資家とは、以下の者のことをいう（証券先物法第 4A 条(1)(a)）。
・純資産が 100 万シンガポールドル超、あるいは直近 12 カ月間の収入が 30 万シンガポールドル以上の個人（基準額は MAS が変更可能）。
・純資産が 1000 万シンガポールドル超の法人（基準額は MAS が変更可能）。
・MAS の定める信託の受託者。
・その他 MAS の定める者。

[757] 機関投資家とは、以下の者のことをいう（証券先物法第 4A 条(1)(c)）。
・銀行、投資銀行、金融会社、保険会社、信託会社、シンガポール政府、いずれかの法令に基づいて設立される法定機関、年金基金。
・証券取引、資金管理、証券保管サービス、不動産投資信託管理、証券金融、先物契約取引のいずれかに対する資本市場サービス免許保有者。
・認定投資家又は専門投資家に対し債券取引業務を行う者（個人は除く）、MAS が定める信託の受託者、その他 MAS が定める者。

(2) 免許等

資金管理会社として業務を行うには、MAS から資金管理（fund management）業務を行うための資本市場サービス免許（capital market services license）を取得しなければならない（証券先物法第 82 条）。

(3) 要件

以下の基準等により免許付与の判断がなされる。（資本市場サービス免許付与基準に関するガイドライン第 3 条）[758]。

- 申請者が法人であること
- 申請者は、シンガポールで実施予定の事業又は関連分野において、少なくとも過去 5 年間にわたり実績を有する信頼できる事業体であること
- 申請者及びその持株会社又は関連会社（該当する場合）が、本国において良好な評価を得ていること
- 申請者及びその持株会社又は関連会社（該当する場合）が、本国規制当局による適切な監督下にあること
- 申請者は、MAS に対し、その職務を効率的、誠実かつ公正に遂行することを証明する
- 申請者は、シンガポールに物理的な事務所を設置し、そこから業務を運営すること
- 申請者は、主に規制対象業務のいずれか一つを営むことを主たる事業とすること
- 申請者の取締役会及び上級管理職は、優れたコーポレート・ガバナンス基準及び慣行を維持していること
- 申請者の取締役会は、最低 2 名の取締役で構成され、そのうち少なくとも 1 名はシンガポール在住者であること
- 申請者の最高経営責任者はシンガポールに居住していること
- 申請者は、最高経営責任者、シンガポールに居住する又は居住予定の取締役、シンガポールにおける業務を直接担当する取締役を任命する前に、MAS の承認を得る必要がある
- 申請者は、シンガポールにおける申請者の事業（又はその一部）について従来直接責任を負っていなかった取締役が、当該事業について直接責任を負うようになった場合、又は申請者との間で何らかの雇用関係を結ん

[758] MAS：GUIDELINES ON CRITERIA FOR THE GRANT OF A CAPITAL MARKETS SERVICES LICENCE を参照のこと。
https://www.cftc.gov/sites/default/files/idc/groups/public/@otherif/documents/ifdocs/eice22b-1masguidelinesoncrite.pdf

だ場合、あるいはその逆の場合、MAS に通知しなければならない
- 申請者は、最高経営責任者又は取締役の職を辞任した者について、MAS に通知しなければならない
- 少なくとも 2 名の常勤者を雇用していること
- 証券取引又は先物契約取引の規制対象業務の実施を申請する申請者は、それぞれ最低 2 億シンガポールドル及び 1 億シンガポールドルのグループ株主資本を有していなければならない
- ファンドマネジメント（ブティックファンドマネジメントスキーム及びスタートアップブティックファンドマネジメントスキームに基づくものを除く）の規制対象業務の遂行を申請する申請者は、少なくとも 10 億シンガポールドルのグローバル運用資産を有していること
- 申請者が、ファンドマネジメント又は企業財務に関する助言、あるいはその両方の規制対象業務の実施を申請する場合、MAS は、申請者に対し、別添 2 に定める要件を満たす専門賠償責任保険（「PII」）契約の締結を義務付ける免許条件を課すことができる
- 信用格付サービスの提供という規制対象業務の実施を申請する申請者は、信用格付機関行動規範をどのように遵守するかを説明しなければならない。MAS は、申請者が常に当該規範を遵守することを求める免許条件を課す

(4) 変更・取消

ア 免許等の変更

免許を付与された金融助言業者は、免許に特定された規制活動に、実行可能な規制活動を追加することで MAS に対し免許の変更を申請することができる（証券先物法第 90 条(1)）。

イ 免許等の取消

金融助言業者が、シンガポール国内又は国外で清算又は解散した場合、免許は失効する（証券先物法第 95 条(1)）。

また、MAS は以下の場合、免許を取消すことができる（証券先物法第 95 条(2)）。

(a) MAS による免許拒否事由に該当する場合
(b) 免許を付与されたライセンス保有者が、ライセンスを受けたすべての規制対象事業で事業を継続できなくなった場合
(c) 当局が、保有者又はその役員や従業員が、その職務を効率的かつ誠実かつ公正に遂行していないと考える理由がある場合
(d) 保有者が、その許可証に関するいかなる条件や制限、本法に基づく当局からの書面による指示、又は本法のいかなる規定にも違反している場合

(e) 保有者が以下又はそれに起因するいかなる義務も果たしていないと判断した場合
  ・ 証券先物法
  ・ 証券先物法に基づく当局による書面による指示
(f) 免許を付与された金融助言業者が、公共の利益に反するような方法で事業を行っていると MAS が認めた場合
(g) MAS が 2022 年金融サービス・市場法第 8 部第 2、4、5、6 項に基づく権限を行使した場合
(h) 免許を付与された金融助言業者が MAS に提出した情報ないし文書が虚偽もしくは誤解を招くものであった場合
(i) 免許を付与された金融助言業者が、MAS へのライセンス料を支払わなかった場合
(j) 免許を付与された金融助言業者が、MAS による禁止命令又は FSMA 禁止命令を受け、現在も有効である場合

4. 投資助言業者

投資助言業者にあたるものをシンガポールでは「金融助言業者（financial advisor）」という。

(1) 業務範囲

金融助言業者法では、金融助言業者を、同法の適用除外を受ける者を除き、何らかの金融助言サービス（financial advisory service）を提供する事業を行う者と定義している。金融助言業者法における金融助言サービスの定義は次のとおりである（同法付属規定 2）。

- 投資商品（investment product）に関する助言を行うこと（電子、出版物等の形態は問わない）
- 投資商品に関する調査、分析のレポートを発行、公表することによって、助言を行うこと（電子、出版物等の形態は問わない）
- 再保険以外の生命保険契約の手配

(2) 免許等

以下の適用除外に該当する者を除き、金融助言業者免許（financial adviser's license）を取得しなければ、金融助言サービスの業務を行ってはならない（金融助言業者法第 6 条(1)）。金融助言業者免許は、申請を受けて MAS が付与する（金融助言業者法第 10 条）。

適用除外として、以下の者は、金融助言業者免許を受けずに、金融助言業者として業務を行うことができる（金融助言業者法第 20 条(1)）。

- 銀行
- 投資銀行
- 保険会社
- 資本市場サービス免許保有者
- 金融会社（MAS から、金融助言業務の実施について免除を受けている場合に限る）
- 証券取引所、先物取引所、認可市場運営業者、及び認可を受けた持株会社（ただし、取引市場の運営又は持株会社としての業務に付随するものとして行う金融助言業務に限られる）
- その他、規定により適用除外が認められた者

(3) 要件

以下の場合、MAS は、金融助言業者免許の付与を拒否することができる（金融助言業者法第 8 条(1)）。

(a) 申請者が法人でない場合
(b) 申請者が、MAS が規定する最低財務要件やその他の要件を満たしていない場合
(c) 申請者が、規定により要求されている賠償責任保険契約を締結していない場合
(d) 申請者が、認可申請に当たり MAS から徴求された情報並びに文書を提出しない場合
(e) 申請者によって MAS に対して提供された情報及び文書が、虚偽あるいは誤解を招くものである場合
(f) 申請者又はその実質的な株主が、シンガポール国内又は国外において清算又は解散手続中である場合
(g) 申請者又はその実質的な株主の資産に関して、シンガポール国内又は国外において、破産管財人、破産管財管理者、法的管財人又はそれに相当する者が任命された場合
(h) シンガポール国内又は国外で、申請者又はその実質的な株主が、その債権者との和解又は債務整理の手続きに入っている場合
(i) 裁判所の判決による、申請者又はその実質的な株主の金銭債務に関する執行が完全には終了していない場合
(j) 金融助言業者免許と関連する義務を履行する申請者の役員ないしその従業員の適性及び経験を、MAS が不十分と認めた場合
(k) MAS が、申請者及びその役員、従業員が金融助言業者としての業務を誠

実かつ公平に履行しないと信じるに足る理由がある場合

(l) 申請者が MAS による禁止命令[759]を受けている場合

(m) 申請者及びその実質的な株主が以下の状況である場合

- 申請者及びその実質的な株主が、シンガポール国内又は国外で、詐欺及び不正行為に関わる罪で有罪判決を受けたとき、また申請者及び実質的な株主が、詐欺ないし不正行為を行ったという事実認定がなされている
- 申請者及びその実質的な株主が、金融助言業者法への違反行為により有罪判決を受けている

(n) 以下の条件を申請者が満たしていることを MAS に対し証明できない場合

- 申請者が免許を受けるための適格性を有していること
- 申請者の役員、従業員、実質的な株主の全てが、適格性を有する者であること

(o) 申請者、役員、従業員及びその実質的な株主の評判、性格、財務の健全性ないし信頼性に鑑みて、MAS が、申請者は顧客の最良の利益のために行動しないであろうと信ずるに足る理由がある場合

(p) MAS が以下の条項につき不十分であると認める場合

- 申請者及びその実質的な株主の財務状態
- 申請者の業務実施状況
- 申請者の過去の実績及び専門的知識の記録（申請者が実施しようとしている業務の性質に鑑みて）

(q) 以下の状況の発生が懸念される場合

- 申請者、その役員及び従業員、又は実質的な株主によって、不適切な業務が行われる
- 申請者、その役員及び従業員、又は実質的な株主の業務行為に関する悪評を反映するような事態が生じる

(r) 免許の付与が公共の利益に反すると MAS が判断した場合

上記(a)～(r)の事由による免許付与拒否の場合、MAS は申請者に対し、弁明を行う機会を与えなければならない（金融助言業者法第 8 条(3)）。

ただし、上記の(f)、(g)、(l)、(m)に該当する場合には、MAS は申請者に弁明の機会を与えずに、免許付与を拒否することができる（金融助言業者法第 8 条(4)）。

[759] 金融助言業者に対する禁止命令については、シンガポールⅠ.2.(7)ウ(イ) 禁止命令を参照のこと。

(4) 変更・取消

ア 免許等の変更

免許を付与された金融助言業者は、MAS に対し以下のとおり免許の変更を申請することができる（金融助言業者法第 12 条(1)）。

- 実施可能な金融助言サービス種別の追加
- 金融助言サービスを提供する投資商品種別の追加

イ 免許等の取消

金融助言業者が、シンガポール国内又は国外で清算又は解散した場合、免許は失効する（金融助言業者法第 15 条(1)）。

また、MAS は以下の場合、免許を取消すことができる（金融助言業者法第 15 条(2)）。

(a) MAS による免許拒否事由[760]に該当する場合
(b) 免許を付与された金融助言業者が金融助言業者法の規定、又は同法に基づき発布された MAS の訓令に違反した場合
(c) 以下の状況がある場合
  - この法律の下で生ずる義務について、免許を付与された金融助言業者が充足できなかったと MAS によって認められたとき
  - この法律の下で発布された指示に関連して生ずる義務について、免許を付与された金融助言業者が充足できなかったと MAS によって認められたとき
(d) 免許を付与された金融助言業者が、顧客に対して害をもたらす、あるいは公共の利益に反するような方法で事業を行っていると MAS が認めた場合
(e) 免許を付与された金融助言業者が MAS に提出した情報ないし文書が虚偽もしくは誤解を招くものであった場合
(f) 免許を付与された金融助言業者及びその役員、従業員が、金融助言業者としての責務を誠実かつ公平に履行しないと、MAS が信ずるに足る理由がある場合
(g) 免許を付与された金融助言業者が、MAS による禁止命令[761]を受けた場合
(h) 免許を付与された金融助言業者が、顧客の最良の利益のために行動していないと、MAS が信ずるに足る理由がある場合
(i) 免許を付与された金融助言業者が、MAS への賦課金を支払わなかった場合
(j) 免許を付与された金融助言業者が、免許を受けている金融助言サービス

[760] 免許拒否事由については、シンガポールⅡ.4.(3)要件を参照のこと。
[761] 金融助言業者に対する禁止命令については、シンガポールⅠ.2.(7)ウ(イ) 禁止命令を参照のこと。

業務を継続していない、あるいは中止する場合

(5) ロボアドバイザーに関する規制等

シンガポールには、ロボアドバイザー等のデジタルアドバイザリーサービス[762]を提供するための個別の認可制度は存在せず、金融助言業者法や証券先物法等の関連法令の規制業務を実施する場合は、サービスの提供手段に関わらず、関連法令が要求する免許の取得が必要となる。即ち、適用免除の場合を除き、デジタルアドバイザリーサービス提供事業者が金融助言サービスを提供する場合は、金融助言業者法に基づき金融助言業者免許の取得が必要となり、金融助言サービスの提供に加え、証券会社への注文の取次だけではなく、自身で市場取引等を実施する場合や証券先物法の規制業務を実施する場合は、資本市場サービス免許の取得が必要となる[763]。

5. 保険会社（保険ブローカーを含む）

シンガポールにおいて保険契約業務を行うことが認められている金融機関としては、保険会社、保険ブローカーがある。

(1) 業務範囲

ア 保険会社

保険法によると、保険業務は、生命保険契約（life policies）、長期の傷害保険契約（long-term accident policies）、健康保険契約（health policies）を取扱う生命保険業務とその他一般業務に分かれる。その他一般業務には、生命保険業務以外の全ての保険業務に加え、通貨監督庁法、銀行法、金融会社法、証券先物法に基づいて行われる業務（ただし、免許取得を必要としないもの）も含まれる（保険法第3条）。

シンガポールで保険業務を行うことができるのは、免許を付与された保険会社（licensed insurers）又は外国保険会社（foreign insurers）である（保険法第4条）。外国保険会社は、MASの規則（regulation）による指定を受けることによってシンガポール国内で営業することができる（保険法第56条）。

イ 保険ブローカー

損害保険、長期の傷害・健康保険（再保険業務に関連する保険契約は除く）、生命保険又は損害保険の契約の元で発生する支払義務の再保険に関連して、保険契

[762] MASによる2018年発行の「デジタルアドバイザリーサービスの提供に関するガイドライン」において、「投資商品に関する助言の提供の際に、助言のプロセスにおいて人間の関与が限定的又は皆無であり、自動化されたアルゴリズムベースのツールを使用するもの」と定義されている。

[763] https://www.mas.gov.sg/regulation/guidelines/guidelines-on-provision-of-digital-advisory-services

約者又は保険契約を行おうとする者を対象に、以下の業務を行う者を保険ブローカー（insurance broker）という（保険法第 2 条）。

- シンガポール国内において、被保険者の代理人として保険契約の提案を受ける、又は保険契約書を交付する者
- シンガポール国内において、被保険者の代理人として保険料の集金や受領を行う者
- シンガポール国内において、被保険者の代理人として保険契約の取り決め（arrange）を行う者

また、保険ブローカーが行う業務の全部又は一部を当該保険ブローカーに代わり遂行、あるいは当該保険ブローカーとの取り決めにより遂行する者にも、保険ブローカーとして登録義務がある（保険法第 2 条）。

(2) 免許等

ア 保険会社

シンガポールで保険業務を行うためには、取扱う保険種類に応じた免許を MAS から取得しなければならない（保険法第 4 条(1)）。MAS は、元受保険、再保険、キャプティブ保険[764]の 3 種類に分けて、各保険の取扱者ごとに免許を交付する（保険法第 11 条(5)）。このうち元受保険及び再保険の免許は、さらに生命保険業務、損害保険業務、その両方を認めるものに分かれ、生命保険と損害保険の兼業が可能となっている。また生命保険業務の免許を交付されている者は、当該業務の一部として、短期の傷害保険契約（accident policies）及び健康保険契約（health policies）も取扱うことができる（保険法第 4 条(3)）。

イ 保険ブローカー

シンガポールで保険ブローカー業務を行うためには、MAS に登録を行わなければならない（保険法第 75 条）。

MAS は登録申請者を、直接保険ブローカー（direct insurance broker）、損害再保険ブローカー（general reinsurance broker）、生命再保険ブローカー（life reinsurance broker）、又はこれらの組み合わせのいずれかとして登録する（保険法第 76 条(3)）。

なお、以下の者は、適用除外業者として、MAS への登録を行わずに保険ブローカーとしての業務を行うことができる（保険法第 92 条）。

- 銀行
- 投資銀行
- 金融助言業者
- 資本市場サービス免許保有者

[764] 主として関連会社のリスクを引き受ける保険業務のことをいう（保険法第 2 条）。

- 金融会社（MAS から、保険ブローカー業務の実施について免除を受けている場合に限る）
- 生命保険業の免許を受けている保険会社
- その他、MAS が定める者

(3) 要件

ア 保険会社

免許付与の要件は、次のとおりである（保険法第 11 条(3)）。

- 申請者が、シンガポール会社法に基づく会社、シンガポールに事業所を持つシンガポール国外で設立された会社、又は協同組合法（Co-operative Societies Act）に基づく団体であること
- 規定された財務要件を満たしていること

イ 保険ブローカー

MAS は、登録申請者が以下の条件を満たしていない限り、登録を行ってはならない（保険法第 77 条）。

- 申請者が会社（company）であること
- 申請者の払込資本金額が所定の基準を満たしていること
- 所定の条件を満たす業務賠償保険契約（professional indemnity insurance policy）に加入していること

(4) 変更・取消

ア 保険会社

MAS は、命令（order）により、保険会社の業務の全て、あるいは一部の保険種類について、免許を取消すことができる。免許の取消は、当該保険会社の要請がある場合、あるいは以下の理由がある場合に行われる（保険法第 13 条）。

- 登録後 12 カ月以内に保険会社が営業を開始しなかった場合
- 保険会社が保険事業の全部あるいは一部を停止した場合
- 保険法で規定されている義務を果たしていない場合
- 保険会社の免許付与要件を満たしていない場合
- 債権者に対し和解や示談の申込みを行った、又は清算、解散した場合
- 保険会社、又は当該保険会社の支配権を持つ株主に関して、又はこれらの資産に関して、シンガポール国内又は国外において、破産管財人、破産管財管理者、法的管財人又はそれに相当する者が任命された場合
- 保険会社の支配権を持つ者が変更され、新たに支配権を獲得した者が適格性に欠ける場合、あるいは変更後の保険会社の財務状況について、MAS が懸念を持っている場合

- 保険契約者の利益を害する方法で事業を行っている場合
- 保険会社が義務責任を果たせない場合
- 十分な再保険の手配を行っていない場合
- 保険会社が、免許に適用される条件、保険法に基づいて MAS が発する訓令又は保険法の規定に違反している場合
- 経営者が保険法のもとで有罪となった場合
- 登録申請の際に、虚偽、不正確、誤解を招くような情報を提供し、又は重要事実を隠匿若しくは開示しなかった場合
- 外国で設立された保険会社が、設立地において当該保険会社を管轄する監督機関により免許取消を受けた場合
- 預金保険及び保険契約者保護制度法、及び同法に基づく規則に違反した場合
- 登録を取消すことが公共の利益になる場合

イ　保険ブローカー

MAS は、命令（order）により、保険ブローカーの登録を取消すことができる。登録の取消は当該保険ブローカーの要請がある場合、あるいは以下の理由がある場合に行われる（保険法第 80 条）。

- 保険ブローカーが登録後 6 カ月以内に事業を開始しない場合
- 保険ブローカーが登録された事業の継続を中断した場合
- 保険ブローカーが保険法に基づく義務を履行できないと MAS が認めた場合
- 保険ブローカーとしての登録要件を満たしていない場合
- 以下の状況が生じた場合
  - 保険ブローカーが債権者との間で、和解又は申合せの提案、又はこれらを実施した場合
  - 保険ブローカーが破産した場合
  - 保険ブローカーが清算又は解散した場合
- 保険ブローカーが、代理人として行動すべき相手である契約者の利益を害するような態様で業務を継続している場合
- 保険ブローカーがその義務を履行できない場合
- 保険ブローカーが保険法の規定、及び保険法に基づいて MAS が発する訓令に違反した場合
- 経営管理者、執行役としての職位を有する保険ブローカーの役員が、保険法への違反により有罪判決を受けたとき
- 保険ブローカーが登録の際に、虚偽、誤解の誘発、不正確である情報の提

出又は重要情報の隠ぺいや非開示がある場合
- 登録を取消すことが公共の利益にかなう場合

6. 総合取引所

シンガポールの市場運営者には、総合取引所にあたる認可取引所（Approved exchange）があり、MAS の監督下にある。認可取引所として、シンガポール証券取引所（Singapore Exchange Securities Trading Limited,「SGX-ST」）、シンガポールデリバティブ取引所（「SGX-DT」）、ICE Futures Singapore Pte Ltd（「ICE」）等の機関が MAS より認可を取得している[765]。

(1) 業務範囲

認可取引所としての市場（organized market）の運営業務は証券先物法による規制を受ける。証券先物法において、市場（organized market）は以下のとおり定義されている。（証券先物法付属規定 1）。

- デリバティブ契約、有価証券等の売買が集中的・定期的に行われる場所又は施設（電子的等の形態に関わらない）
- MAS が命令（order）で定めるその他の施設

なお、アジア太平洋地域における最大の総合取引所である SGX（以下、SGX-ST 及び SGX-DT を含むグループ全体を指す。）に上場される対象資産はいわゆる有価証券のほか、商品デリバティブ（指数、オプション、先物など）が多数上場されていることが特徴である。SGX は以下[766]の現物又は以下を原資産とするデリバティブの他に、ゴム市場向けの店頭取引用の取引後清算サービス及び、現受け可能な金先物契約を提供している。

- **石炭**
- **電気**
- **株式**
- **外国為替**
- **貨物**
- **酪農製品**
- **鉄鉱石及び鉄鋼**
- **金**
- **石油**
- **石油化学製品**
- **ゴム**
- **リチウム・コバルト**

SGX の 2025 年 6 月決算期の収益は 13 億 7063 万シンガポールドルとなり、2024 年に比べて 11.3%増加した。デリバティブ取引からの収益は、収益全体の 27%となる 3 億 7554 万シンガポールドルとなった[767]。

---

765 https://eservices.mas.gov.sg/fid/institution?sector=Capital%20Markets&category=Approved%20Exchange
766 https://www.sgx.com/derivatives/products?code=all&productsforUS=true
767 https://investorrelations.sgx.com/static-files/5d920b13-c5bb-4280-9b84-74025f006fc5

(2) 免許等

市場（organized market）を開設、運営するためには、MAS より免許を取得する必要がある。（証券先物法第 7 条）。

MAS は以下の観点を考慮した上で、免許の付与又は拒否の決定をする[768]。

- 国際的な基準やベストプラクティスに従った市場構造やオペレーション
- 申請者の実績、経営の専門性、財務の健全性
- 最低財務要件
- リスク管理及びそれに付随する内部統制やシステムの強さ
- ビジネスプランと予測
- コーポレート・ガバナンス、適性、妥当性

(3) 要件

以下のとおり、最低資本金要件が定められている（証券先物（organized market）規則第 6 条）。

- 資本金が 1000 万シンガポールドル以上であること

(4) 変更・取消

MAS は、以下の場合、免許を取消すことができる（証券先物法第 14 条(1)）。

- 当局が申請を拒否できる根拠がある場合
- 承認後 12 カ月以内に、その企業が市場の運営を開始していない場合
- 市場の運営を停止した場合
- 証券先物法の規定や MAS による指示（direction）に違反した場合
- MAS が証券先物法第 46AAB(2)条に基づく権限等を行使し、免許を取消すことが公共の利益になると判断する場合
- 公共の利益に反する運営がされている場合
- MAS に提供した情報又は文書が、虚偽又は誤解を招くものである場合

7. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

シンガポールでは、資金移動業者や、前払式支払手段発行者、暗号資産交換業者等の各種決済サービス提供事業者は、2020 年 1 月 28 日に施行された決済サービス法で包括的に規制されている。

(1) 業務範囲

決済サービス法は、国内外の送金サービス等を行う送金サービス事業者や、電子マネーの発行等を行う電子マネー発行サービス事業者、暗号資産等のデジタル

[768] https://www.mas.gov.sg/regulation/capital-markets/approved-exchange-ae-or-recognised-market-operator-rmo-licence

決済トークンの売買等を行うデジタル決済トークン・サービス事業者等の決済サービス事業者に対し、MAS を通じた免許の取得を義務づけている。MAS は、同法に基づき以下 7 つの事業に対して免許の取得を義務づけている（決済サービス法第 6 条第 3、4 項）。

1) 決済口座発行サービス（account issuance service）
2) 国内送金サービス（domestic money transfer service）
3) 海外送金サービス（cross border money transfer service）
4) アクワイアリング（加盟店獲得）サービス（merchant acquisition service）
5) 電子マネー発行サービス（e-money issuance）
6) デジタル決済トークン・サービス（digital payment token service）
7) 両替サービス（money-changing service）

なお、「デジタル決済トークン」については、以下のように定義されている（決済サービス法第 2 条第 2 項）[769]。

＜デジタル決済トークン定義＞

- 法定通貨建てではない
- 公衆に受け入れられた交換媒体である
- デジタルで譲渡、保管又は取引することができる
- その他 MAS が定める特性を満たすことができる

MAS は、2021 年、デジタル決済トークンに関連するマネー・ローンダリング／テロ資金供与（ML/TF）リスクの軽減を目的として、デジタル決済トークン・サービスの対象範囲を拡大し、FATF 基準に基づく暗号資産サービスプロバイダーを規制対象に加えた [770]。

また、MAS は 2022 年に「デジタル決済トークンの公衆への提供に関するガイドライン（Guidelines on Provision of Digital Payment Token Services to the Public）」[771]を発行し、デジタル決済トークンの取引はリスクが高いことに鑑み、デジタル決済トークン・サービス提供者がシンガポール国内で一般市民にサービスを宣伝することを控えるよう述べている。

[769] https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/2-2019/Published/20190220?DocDate=20190220 reg 2
[770] https://www.mas.gov.sg/news/speeches/2021/payment-services-amendment-bill
[771] https://www.mas.gov.sg/regulation/guidelines/ps-g02-guidelines-on-provision-of-digital-payment-token-services-to-the-public

(2) 免許等

決済サービス法に基づく免許は、両替サービス免許（money-changing license）、標準決済機関免許（standard payment institution license）、大規模決済機関免許（major payment institution license）の 3 種類である（決済サービス法第 6 条第 2 項）。

ア　両替サービス免許（money-changing license）

シンガポールで、両替サービス（money-changing service）を提供するためには、標準決済機関免許（standard payment institution license）又は、大規模決済機関免許（major payment institution license）を取得している場合を除き、両替サービス免許（money-changing license）を取得する必要がある（決済サービス法第 6 条第 3 項）。

イ　標準決済機関免許（standard payment institution license）、大規模決済機関免許（major payment institution license）

シンガポールで、以下の(a)～(f)のサービスを提供するため、又は(a)～(g)のサービスのうち 2 以上のサービスを提供するためには、標準決済機関免許（standard payment institution license）又は大規模決済機関免許（major payment institution license）を取得する必要がある（決済サービス法第 6 条第 4 項）。

(a) 決済口座発行サービス（account issuance service）
(b) 国内送金サービス（domestic money transfer service）
(c) 海外送金サービス（cross border money transfer service）
(d) アクワイアリング（加盟店獲得）サービス（merchant acquisition service）
(e) 電子マネー発行サービス（e-money issuance）
(f) デジタル決済トークン・サービス（digital payment token service）
(g) 両替サービス（money-changing service）

なお、以下のいずれかの条件に当てはまる場合は、大規模決済機関免許（major payment institution license）の取得が必要である（決済サービス法第 6 条第 5 項）。

- 上記(a)～(d)、(f)のサービス（(a)については電子マネー口座発行サービスを除く）のうち 1 つ又は複数のサービスを提供し、1 つのサービスの月間平均取引高が 300 万シンガポールドル超の場合、又は 2 つ以上のサービスの月間平均取引高が 600 万シンガポールドル超の場合
- 電子マネー口座発行サービスを提供し、暦年の 1 日平均口座残高が 500 万シンガポールドル超の場合
- 電子マネー発行サービスを提供し、暦年の 1 日平均発行額が 500 万シンガポールドル超の場合

なお、適用除外として、規制を必要とするほどのリスクをもたらさない決済サービス、特に限定的な目的の電子マネーに関連するサービス、限定的な目的のデジタル決済トークンの取引や交換については、決済サービス法の規制対象外である。

(3) 要件

ア 両替サービス免許（money-changing license）

両替サービス免許の申請及び取得には、以下の要件が定められている（決済サービス法第 6 条第 8 項）。

(a) 申請者がシンガポールに恒久的な事業所、又は登録事務所を有する

(b) MAS が以下の事項を満たしていると判断すること

(i) 申請者が適正基準に関するガイドラインを満たす適任者である

(ii) 申請者の財務状況が適切である

(iii) 免許付与によって、公共の利益がもたらされる

(iv) 申請者が、MAS が関連性があると見なす免許付与のためのその他の基準を満たしている

(c) 申請書に以下を添付すること

(i) MAS が徴求する情報

(ii) MAS が指定する方法で支払う所定金額の申請料

イ 標準決済機関免許（standard payment institution license）、大規模決済機関免許（major payment institution license）

標準決済機関免許（standard payment institution license）又は大規模決済機関免許（major payment institution license）の申請及び取得には、以下の要件が定められている（決済サービス法第 6 条第 9 項）。

(a) 申請者が会社である、又はシンガポール国外で設立された法人

(b) 申請者がシンガポールに恒久的な事業所、又は登録事務所を有する

(c) 申請者の業務執行取締役が、

(i) シンガポールの市民又は永住者

(ii) 申請者が規定される条件を満たす場合、所定のクラスに属する

(d) 申請者が、規定される財務要件を満たす

(e) MAS が以下の事項を満たしていると判断すること

(i) 申請者が適正基準に関するガイドラインを満たす適任者である

(ii) 申請者の財務状況が適切である

(iii) 免許付与によって、公共の利益がもたらされる

(iv) 申請者が、MAS が関連性があるとみなす免許付与のためのその他の基準を満たしている

(f) 申請者が、MAS が指定する運用要件を満たす

(g) 申請書に以下が添付されていること

(i) MAS が要求する情報

(ii) MAS が指定する方法で支払う所定金額の申請料

なお、財務要件として、以下のとおり最低自己資本要件が定められている[772]。

- 標準決済機関免許（standard payment institution license）
  10 万シンガポールドル
- 大規模決済機関免許（major payment institution license）
  25 万シンガポールドル

また、以下の者は、上記の免許を取得せずに、決済サービスを提供することができる（決済サービス法第 13 条）。

- 商業銀行
- 投資銀行
- 金融会社
- クレジット・カード発行者

(4) 変更・取消

以下の理由による場合には、MAS は交付した免許を取消すことができる（決済サービス法第 11 条）。

- 免許保有者やその役員等が、適性基準に関するガイドラインに基づく適性者でないと MAS が判断した場合
- 財務状況や、事業の実施方法が不適切と MAS が判断した場合
- 免許保有者が本法の規定に違反した、又は違反し続けている場合又は本法に基づき MAS が課す条件もしくは制限又は書面による通知に従わなかった場合
- MAS が発行した書面による通知に免許保有者が従わなかった場合
- 本法等に基づく免許保有者の義務を遵守しなかった、又は遵守し続けなかったと MAS が判断した場合
- 免許保有者が、本法に基づき徴求される情報又は文書のうち、重要な部分において虚偽又は誤解を招くものを MAS に提供した場合
- 免許保有者やその役員等が、本法に基づくその者の義務を誠実又は公正に履行していないと MAS が判断した場合
- MAS が、免許保有者がその事業を継続することが公共の利益に反すると

[772] https://www.mas.gov.sg/regulation/payments/licensing-for-payment-service-providers

判断した場合

- 免許保有者が決済サービス法第 10 条に記載された年間手数料を支払わなかった場合
- 免許保有者が、免許に基づき提供する事業を行う権利を有するあらゆる種類の支払サービスについて、当該事業を行わなかった、又は行わなくなった場合

ただし、決済サービス法は 2024 年に改正され、その内容に大きな変更が加えられている。まず、従来 DPT サービス規制は売買・取引を中心としてきたが、DPT 関連サービス事業が急速に拡大し、AML/CFT リスクやユーザー資産保護の必要性が高まっていることを受け、DPT の口座・取引所間送金を容易にするサービス、DPT のカストディ（保管）サービス、DPT の国境を越えた移転・送金を含むサービスなども規制対象に組み込まれ、免許取得義務や監督要件が適用されることとなった。また、シンガポール国外での資金移動をも含むクロスボーダー送金、国境を越えた取引を積極的に促進する事業活動全般も規制対象となり、これによりシンガポール内で事業を行うすべての関連事業者が免許取得義務対象となった。

次に、DPT サービス提供者に対して顧客資産の保護措置を強化する要求権限が MAS に付与された。具体的には、資産分離と信託保全の義務化（顧客の DPT や資金を分離して管理し、信託口座等で保全すること）、適切な帳簿・記録の整備（顧客資産管理について透明性とトレーサビリティを確保すること）、システムと統制の強化（顧客資産の整合性・セキュリティを確保する内部統制の導入）である。

(5) その他近年の動向

ア　マネー・ローンダリングの議論の中でのトラベルルール

シンガポールでは、決済サービス免許保有者への通告（以下「通告 PSN02」という。）[773]に基づき、日本に先行して 2020 年 1 月 28 日より、トラベルルールが導入されている。

通告 PSN02 では、送付側の暗号資産交換事業者に対して、暗号資産の送付に付随するメッセージや支払い指示書に以下の情報の記載を義務付けている。

＜1500 シンガポールドル以下の送付の場合＞（通告 PSN02 13.4 条）

- 送付依頼人の名前
- 送付依頼人の口座番号、又は固有の取引番号
- 送付先の受取人の名前
- 送付先の受取人の口座番号

＜1500 シンガポールドルを超える送付の場合＞（通告 PSN02 13.6 条）

[773] https://www.mas.gov.sg/-/media/amld-amendments---30-june-2025/mas-notice-psn02.pdf

- 1500 シンガポールドル以下の場合の情報に加え、送付依頼人に関する以下の情報のうちいずれか一つ
  - 住所、又は事業所の住所
  - 固有の個人識別番号（パスポート番号、個人番号等）
  - 生年月日及び出生地

イ　ステーブルコインへのシンガポールの議論の関与状況や規制に関する動向[774]

MAS は、ステーブルコインに対して適切に規制されれば有望な交換媒体となる可能性があるとの立場を示しており、既存の暗号資産取引による消費者被害のリスク軽減やステーブルコインの発展を目的とし、決済サービス法の一部改正に向け、2022 年 10 月にステーブルコインに関する規制案（主要 10 通貨（USD・EUR・GBP・JPY・AUD・NZD・CAD・CHF・NOK・SEK）を裏付けとするステーブルコインのみの発行を許可や、準備金を自社資産と分離して管理すること義務等）を公開した[775]。

その後、MAS は、2023 年 8 月 15 日に SGD 又は G10 通貨にペッグされた単一通貨ステーブルコイン（SCS）について、発行者が所定の要件を満たす場合に「MAS 規制下ステーブルコイン（MAS-regulated stablecoin）」の表示を可能とする最終フレームワークを公表した[776]。同フレームワークの主要要件は次のとおりである。

1. 価値の安定性（準備資産）: 流通額に対応して、常時十分な準備資産を保有し、準備資産は高品質・高流動性資産（現金、現金同等物、残存 3 か月以内の短期国債等）を中心とする。また、準備資産について評価・保管・監査を含む統制を求める。
2. 資本要件: 基本資本として、100 万シンガポールドル又は年間運営費の 50%のいずれか高い額を維持する。
3. 償還：保有者からの請求に対し、原則として 5 営業日以内に額面で償還する。
4. 情報開示：準備資産の監査結果等の開示に加え、価値安定メカニズム等を説明するホワイトペーパーの公表を求める。

なお、本枠組みは当面 SCS を対象とするため、例えばアルゴリズム型ステーブルコイン等は「MAS 規制下ステーブルコイン」ラベルの対象外として整理される。

---

774 https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2022/mas-proposes-measures-to-reduce-risks-to-consumers-from-cryptocurrency-trading-and-enhance-standards-of-stablecoin-related-activities

775 https://www.mas.gov.sg/-/media/mas-media-library/publications/consultations/pd/2022/consultation-on-stablecoin-regulatory-approach_finalised.pdf

776 https://www.sgpc.gov.sg/api/file/getfile/Media%20Release_MAS%20Finalises%20Stablecoin%20Regulatory%20Framework.pdf?path=%2Fsgpcmedia%2Fmedia_releases%2Fmas%2Fpress_release%2FP-20230815-2%2Fattachment%2FMedia+Release_MAS+Finalises+Stablecoin+Regulatory+Framework.pdf

ウ　その他暗号資産に関する業界の動向

MAS は、個人投資家保護の観点より、暗号資産交換業者へ規制強化に向け、2022 年 10 月に協議報告書を公開した[777]。主な規制内容は以下のとおり。

＜消費者の暗号資産取引への参入に関する規制案＞

- 顧客に対する暗号資産取引のリスク認識の確認
- 無料トークン配布などのインセンティブ提供の制限
- クレジットやレバレッジを利用した取引の制限等

＜暗号資産交換業者の運営に係る規制案＞

- 顧客の資産と自社の資産の分離
- 手数料などの取引条件やガバナンス方針の開示
- 利益相反の防止
- 顧客の苦情に対応するための適切な苦情処理部門の設置等

8.　貸金業者

(1)　業務範囲

シンガポールの貸金業者は MAS の規制を受けず、法務省が所管する貸金業法（Moneylenders Act 2008）に基づき、貸金業者登録機関（法務省の一部）より有効な免許を取得することが義務付けられている（貸金業法 5 条）。

(2)　免許等

免許取得のために、申請者は法務省が指定する登録機関に必要書類とともに申請書を提出し、登録機関は最低資本金の要件（下記(3)要件を参照のこと）などを満たしていることを確認した上で、免許の付与又は拒否の決定をする。なお、免許は、12 カ月間又は付与の際に指定された所定の期間有効である（貸金業法第 5 条）。

(3)　要件

以下のとおり、最低資本金要件が定められている（貸金業法第 7 条、貸金業法規則第 3 条）。

- 払込済資本金が 15 万シンガポールドル以上であること

[777] https://www.mas.gov.sg/-/media/mas/news-and-publications/consultation-papers/2022-proposed-regulatory-measures-for-dpt-services/consultation-paper-on-proposed-regulatory-measures-for-digital-payment-token-services-v2.pdf

(4) 変更・取消

以下の理由による場合には、登録機関は免許の発行や、更新を拒否することができる（貸金業法第 8 条）。

(a) 申請者の貸金業の経営に責任を持つ、又は持つ予定の者が、通常シンガポールに居住していない場合

(b) 申請者の取締役、又は申請者の貸金業の経営に責任を持つ、もしくは持つ予定の人物が、21 歳未満である場合

(c) 登録機関が、免許が発行又は更新される事業所が、貸金業に適していると判断できない場合、又は登録機関が、貸金業が当該事業所で行われることは公共の利益に反すると判断する場合

(d) 申請者、申請者の取締役もしくは実質的株主、又は申請者の貸金業の経営に責任を負う、もしくは負う予定の者が、以下のいずれかに該当する場合：

(i) 不正行為又は道徳的不義に関わる犯罪で有罪判決を受けたことがある場合

(ii) 1992 年腐敗・麻薬取引その他重大犯罪（利益の没収）法第 50 条から第 57 条、2002 年テロリズム（資金調達の抑制）法、又は 2001 年国連法に基づく規則のいずれかに基づく犯罪で有罪判決を受けたことがある場合

(iia) 以下に関するその他の成文法の規定に基づく犯罪で有罪判決を受けたことがある場合：

(A) マネー・ローンダリングの防止

(B) テロ資金供与の防止

(C) 大量破壊兵器の拡散に係る資金調達の防止

(iib) 以下に関する外国の法令に基づく犯罪で有罪判決を受けたことがある場合：

(A) マネー・ローンダリングの防止

(B) テロ資金供与の防止

(C) 大量破壊兵器の拡散に係る資金調達の防止

(iii) 本法のいずれかの規定に違反している、又は違反したことがある場合

(iv) 本法に基づく犯罪で有罪判決を受けたことがある場合

(v) シンガポール又は海外において、申請者が免許保有者として不適格と認められるような態様で貸金業を営んでいる、又は営んでいたことがある場合

(e) 登録機関が、申請者の貸金業の経営に責任を負う、又は負う予定の者の資

格又は経験について満足しない場合

(f) 登録機関が、申請者の取締役もしくは実質的株主、又は申請者の貸金業の経営に責任を負う者の善良な人格について満足しない場合

(g) 登録機関が、申請者、申請者の取締役もしくは実質的株主、又は申請者の貸金業の経営に責任を負う、もしくは負う予定の者が、貸金業を遂行又は経営するのに適正な人物であると判断しない場合

(h) 申請者が雇用・起用している、又は雇用・起用する予定のアシスタントが、施行日の前後を問わず、以下のいずれかに該当する場合：

(i) 不正行為又は道徳的不義に関わる犯罪で有罪判決を受けたことがある場合

(ii) 1992 年腐敗・麻薬取引その他重大犯罪（利益の没収）法第 50 条から第 57 条、2002 年テロリズム（資金調達の抑制）法、又は 2001 年国連法に基づく規則のいずれかに基づく犯罪で有罪判決を受けたことがある場合

(iia) 以下に関するその他の成文法の規定に基づく犯罪で有罪判決を受けたことがある場合：

(A) マネー・ローンダリングの防止

(B) テロ資金供与の防止

(C) 大量破壊兵器の拡散に係る資金調達の防止

(iib) 以下に関する外国の法令に基づく犯罪で有罪判決を受けたことがある場合：

(A) マネー・ローンダリングの防止

(B) テロ資金供与の防止

(C) 大量破壊兵器の拡散に係る資金調達の防止

(i) 登録機関が、申請者が雇用・起用している、又は雇用・起用する予定のアシスタント[778]が善良な人格を有し、適正な人物であると判断しない場合

また、以下の理由による場合には、登録機関は免許の取消しや免許を停止することができる（貸金業法第 10 条）。

(a) 被免許者が

(i) 貸金業を停止した、又は清算された、あるいはその他の理由で解散した

(ii) 免許発行後、6 カ月以内、又は登録機関が書面で承認するこれより長い期間、貸金業を営まなかったこと

[778] 貸金業法第 2 条で、「貸金業の申請者が、貸金業を営むために雇用する者又は雇用する予定の者」と定義されている。

(iii) 免許の発行又は更新の申請に関し、以下を行ったこと

(A) 故意又は無謀にも、重要な特定事項について虚偽又は誤解を招くような情報又は声明を登録機関に提出したこと

(B) 重要な特定事項において誤解を招くような事項の記載を故意に省略した場合

(C) 重要な特定事項において虚偽又は誤解を招く情報が含まれていることを貸金業者が知っていたか、そう信じる理由があった帳簿、記録又はその他の文書を、登録機関に提出した場合

(iv) 免許の条件に違反した場合

(v) 貸金業を不適切又は不満足な方法で行っている、又は行ったことがある

(vi) 登録機関が貸金業法第 11 条に基づいて承認していない場所で貸金業を行った、又は同条に基づいて課された営業所の承認条件に違反した

(b) 登録機関が貸金業法第 8 条に基づく免許の発行又は更新を拒否できる根拠が、被免許者との関係において存在すること

(5) その他業務上の規制

ア 上限金利等

貸金業者が債務者への貸付の際に課すことができる上限金利は、債務者の年収や、融資の際の担保の有無にかかわらず、月利 4%である。また、債務者による期限内の返済が行われなかった場合の遅延利息の上限も、同様につき 4%である[779]。

イ 罰則規定

貸付の際に、上限金利を超える利率又は遅延利息を課した場合、2 万シンガポールドル以下の罰金、6 カ月以下の懲役、又はその両方の罰則が科される（貸金業法第 36 条）。

9. 主な政策金融機関

シンガポールには、政策金融機関の存在は確認できない。過去には、政策金融機関として 1968 年に設立した DBS（The Development Bank of Singapore、シンガポール開発銀行）や、1877 年に設立した POS 銀行（Post Office Savings Bank、郵便貯金銀行）が存在していたが、1998 年に DBS が POS 銀行を買収し[780]、1999

[779] https://rom.mlaw.gov.sg/information-for-borrowers/guide-to-borrowing-from-licensed-moneylenders-english/
[780] https://www.nas.gov.sg/archivesonline/data/pdfdoc/1998072402.htm

年に DBS が金融サービス持株会社である DBS グループ・ホールディングスの100%子会社[781]となり、いずれの銀行も民営化されている。

(1) 業務範囲

明確な規制・監督上の法令は無い。

(2) 免許等

明確な規制・監督上の法令は無い。

(3) 要件

明確な規制・監督上の法令が無い。

(4) 変更・取消

明確な規制・監督上の法令が無い。

[781] https://www.dbs.com/annualreports/1999/letter/Pages/default.html

［中国］の金融制度

【金融監督機関の概要】

2023 年 3 月 16 日、中国共産党中央委員会及び国務院が「党と国家の機関改革方案」を発表したが、その中に金融監督機関の大幅な改革も含まれていた。これにより廃止された中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）をもとに、新たな統一金融監督機関である国家金融監督管理総局（NFRA）が国務院直属の機関として設立された。NFRA は銀行業・保険業を一元的に監督し、従来は中国人民銀行が担っていた金融持株会社等のグループ監督や金融消費者保護の職責、証券監督管理委員会（CSRC）が担っていた投資者保護の職責も引き継いでいる。これにより、従来の「一銀行二委員会」（中国人民銀行と銀行保険監督管理委員会・証券監督管理委員会）体制から、証券以外の金融業を包括する単一の統合監督当局へと移行し、監督権限の分散による未監督領域が残存するリスクへの対処が強化された。また、中国共産党中央委員会には中央金融委員会が新設され、党による金融政策方針の集中統一指導が図られている。

かつて、リーマンショック等の金融危機を契機として、銀行業、保険業及び証券業に対してそれぞれ監督管理委員会を設置し、「分業監督管理」が行われてきたが、近年は、上述のとおり、シャドーバンキングの複雑化等の潜在的な金融リスク対応のため、関連法規の改正とともに金融監督機関の統合等が進められている。詳細は中I.1.(1)参照

【金融法制の特徴・動向】

主な法律は、公認金融機関（銀行業務を提供する事業者）に係る商業銀行法、証券会社に係る証券法、保険会社に係る保険法で構成されている。

＜デジタライゼーション等への対応＞

2015 年より民間資本の銀行業への参入が可能となったこともあり、アリババやテンセント等に代表される民間資本の企業が銀行サービスに進出するようになった。また、こうした動きを受けて、銀行業務のデジタライゼーション進展を踏まえた措置として、民間資本の銀行サービス参入に係る資本要件やリスク管理等の要件を規定する法整備が講じられてきた。さらに、今日では、ICT 技術等を用いた銀行サービスを提供する金融機関を対象に、中国人民銀行法上の規制以外に、刑事上の責任が問われる電子犯罪等規制条項並びに「国家安全法」や「保密法」の適用や、その他のデジタルサービスに係る法令も整備されている。詳細は中II.1.(5)参照

また、近年取引が活発化している暗号資産等について、2013 年以降取締を強化しており、国内銀行による暗号資産取引の禁止（2013 年）、新規 ICO 発行の禁止（2017 年）、マイニング及び暗号資産取引の全面禁止（2021 年）が制定されるなか、マーケットでは暗号資産の基盤技術であるブロックチェーン関連企業の株価が急落した。2025 年 11 月に、中国人民銀行を含む 13 部門は、暗号資産・ステーブルコイン取引の全面禁止を強調・再確認した。他方で、政府主導の動きとして、2020 年 10 月の中国人民銀行法の改正案のようにデジタル人民元の合法化には前向きの方針もみられる。詳細は中II.8.(3)参照

＜不動産市場の混乱への対応＞

昨今、不動産市況の低迷を背景に不動産開発業者の債務不履行が相次ぎ、中国政府は不動産不況を金融リスク全体の問題として捉え、優良案件への選別的支援（ホワイトリスト）で完成・引渡しを下支えしつつ、地方政府・不動産・金融の過剰債務を市場化・法治化で整理し、新たな隠れ債務の発生を厳格に抑制する方向で、不動産市場安定化に向けた支援策を強化している。詳細は中I.1.(2)エ参照

【日本との比較】
中国政府は Fintech 等の金融サービス等の市場進出を促進するための法整備を行う反面、暗号資産等の取引を制限する方向で臨んでいる。暗号資産等の適正な市場流通のための施策を講じながらマネー・ローンダリング対策強化のため種々の規制措置を講じているわが国や欧米諸国と異なり、中国政府は暗号資産の市場取引拡大自体に慎重な姿勢を明確にしている。

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

図表　中-1　金融監督体制図

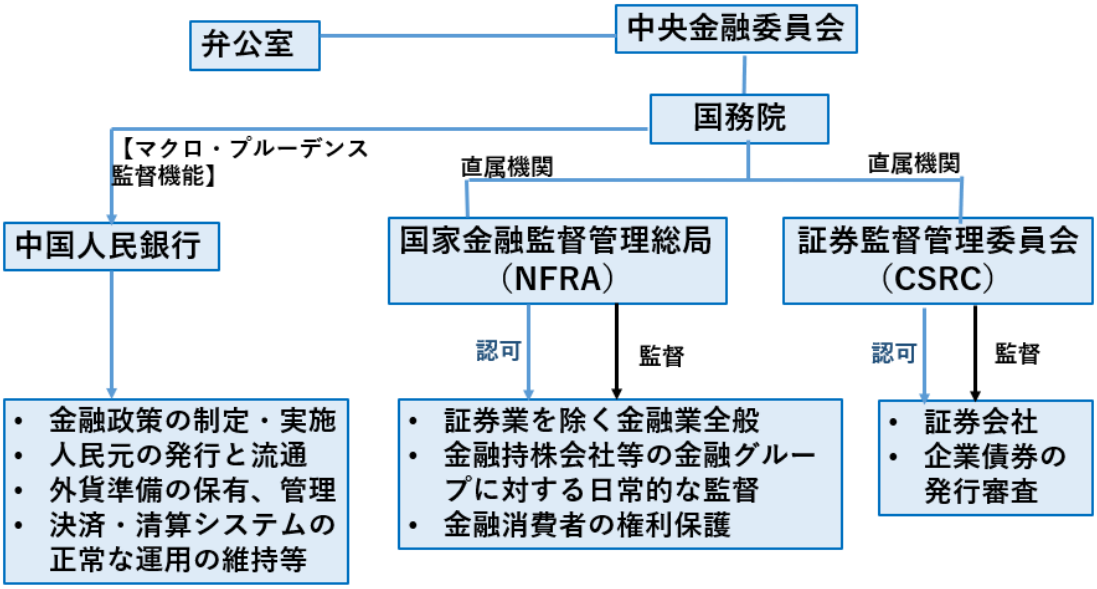

（出所）各種報道資料及び国家金融監督管理委員会、証券監督管理委員会 HP 資料に基づき作成

中国における金融監督体制は、一銀行（中国人民銀行）三委員会（銀行業監督管理委員会（China Banking Regulatory Commission、以下「CBRC」）、保険監督管理委員会（China Insurance Regulatory Commission、以下「CIRC」）、証券監督管理委員会（China Securities Regulatory Commission、以下「CSRC」））で構成され、銀行業、保険業及び証券業に対してそれぞれ監督管理委員会を設置し、「分業監督管理」が行われてきた。

しかし、近年におけるシャドーバンキングの複雑化が潜在的な金融リスクとなっていることで、従前の縦割り規制の下では、CBRC 等の個々の規制当局が、金融業態を跨ぐ資金の流れ全体を把握・検査するのは困難であることが顕在化した。こうした背景で、中国政府は、国務院金融安定発展委員会を設置し、規制当局である一行三会（中国人民銀行、銀監会、保監会、証監会）間の協調を強化するとした。それを踏まえ、2018 年 3 月から CBRC と CIRC が合併し、中国銀行保険監督管理委員会（China Banking and Insurance Regulatory Commission、以下「CBIRC」）とされた。

さらに、2023 年 3 月 16 日に、統治体制の強化及び国家運営の効率化のために中国共産党中央委員会（以下「党中央」）及び国務院が公布した「党と国家の機関改革方案」[782]に基づき、党中央による金融業務に対する集中、統一的な指導を強化するため、中央金融委員会が設立された。中央金融委員会の設立に伴い、国務院金融安定発展委員会及びその事務局は廃止され、その業務は新設の中央金融委員会弁公室に移管された。

また、「党と国家の機関改革方案」に基づき、国家金融監督管理総局（National Financial Regulatory Administration、以下「NFRA」）を設立し、証券業を除く金融業の監督を一元的に担当させることになり、CBIRC は廃止された。上記の「図表中-1」は現在の金融監督体制である。

(2) 法令

ア 法体系

中国における金融関係の法令は、国の立法機関である全国人民代表大会（全人代）とその常務委員会（常委会）が制定する法律、法律に基づき中央政府である国務院が制定する行政法規及び監督機関等が制定する部門規章から構成されている。

イ 法律

中国における立法権は、全人代及びその常委会に帰属するが、議案の提出は国務院の権限とされている（憲法第 89 条）。

中国は、増大する金融リスクを予防・解消するため、長らく金融安定法（金融稳定法）の立法を進めており、「金融安定法案」が 2022 年、2024 年の 2 回にわたり全人代常委会で審議され、公開意見募集や審議プロセスを経ているが、正式な法律として公布には至っていない。2025 年 4 月 18 日に発表された「全人代常委会 2025 年度立法作業計画」には、金融安定法の制定が再掲されている[783]。なお、2024 年 6 月 25 日に第 14 期全人代常委会第 10 回会議に付議された金融安定法案（二次審議稿）では、総則で中央金融工作領導機構の職責を明確化し、金融活動を全面的に監督対象へ組み込むことで、監督と問責を強化するとともに、金融機関設立及び業務内容の決定については国務院金融管理部門の許可を要すると明記された。また、違法金融活動の防止・取締りの責任を国務院部門と省級政府に割り当て、監測（モニタリング）、識別、警戒及び早期是正の充実を目指している。さらに、金融リスク処理に関する、国務院の金融管理部門、省級人民政府及び国

[782] https://www.qstheory.cn/yaowen/2023-03/16/c_1129437444.htm
[783] https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/gwxw/xwyw/202505/t20250514_519310.html

務院のその他の関係部門の責任分担を明確化し、関連金融法令との整合性確保も図っている。

国務院において、金融分野に関する立法の企画立案は、各金融分野の監督機関である NFRA、CSRC 及び中国人民銀行が担う。なお、これらの監督機関は、国務院の直属組織（直属事業単位）として位置づけられる。

金融サービスに関連する主な法律には、次のものがある。

- マネー・ローンダリング防止法（2006 年制定、2024 年最終改正）
- 銀行業監督管理法（2003 年制定、2006 年最終改正、2025 年意見募集[784]）
- 商業銀行法（1995 年制定、2015 年最終改正）
- 中国人民銀行法（1995 年制定、2003 年最終改正）
- 証券法（1998 年制定、2019 年最終改正）
- 証券投資ファンド法（2003 年制定、2015 年最終改正）
- 保険法（1995 年制定、2015 年最終改正）
- 先物とデリバティブ法（2022 年制定）

ウ　行政法規

行政法規は、憲法と法律に基づき中央政府である国務院が制定する政令で、全国に適用される。行政法規の名称としては、「条例」「規定」「弁法」等が用いられるが、全人代の授権によって制定された行政法規は「暫定条例（暫行条例）」「暫定規則」等と称される。

金融に関連する行政法規には、次のものがある。

- 外資銀行管理条例
- 外資保険会社管理条例
- 証券取引所管理弁法

[784] 2025 年 12 月、中国の第 14 期全人代常委会第 19 次会議において、銀行業監督管理法（修正草案）が審議され、同月 27 日から 30 日間にわたり、意見募集が開始された。本修正草案は、2004 年の施行以来初となる大規模な改正であり、銀行業を取り巻く内外環境の急激な変化や、金融リスクの高度化・複雑化を背景としている。近年、理財会社や消費金融会社など新たな業態が拡大する一方、主要株主・実質支配者や第三者機関を通じたリスクの伝播も顕在化しており、従来の監督枠組みでは対象や手段が必ずしも十分ではないとの認識が共有されてきた。これを受け、本修正草案（全 6 章 80 条）は、理財・消費金融等の新型持牌機関を明確に位置付けるとともに、主要株主、実質支配者、さらには会計士・弁護士等の第三者機関にまで監督対象を穿透的に拡張し、早期是正、資産・業務の移転、増資命令、整理・再編・接管等のリスク処理手段を整備するほか、虚偽宣伝や不当な手数料徴収の禁止、個人情報保護の強化など、金融消費者保護の充実を図るものである。もっとも、本修正草案は現時点では未だ施行されておらず、今後の立法過程及び関連制度設計の動向を引き続き注視する必要がある。
http://www.npc.gov.cn/flcaw/

エ　部門規章（通知や規定など）

部門規章は、国務院の所属機関が法律及び行政法規に基づき制定する規定や規則等のことをいう。法律又は行政法規、決定、命令の根拠がない場合、「部門規章は公民、法人、その他の組織の権利に制約を課し、又は公民、法人、その他組織の義務を増加する規範を設けてはならず、当該部門の権力を増強し、又は当該部門の法定職責を減少させてはならない。」とされている[785]。金融規制・監督行政においては、中国人民銀行や NFRA などが「弁法」や「通知」、「指導意見」等の形で公表している。

こうした部門規章が市場経済に大きな影響を及ぼすケースもある。近年の中国における不動産市場の混乱の背景には、中国人民銀行と CBIRC が 2022 年 11 月 11 日に発表した「金融による不動産市場の安定的で健全な発展のサポートを徹底する通知」がある。当該通知においては、不動産市場の混乱等の状況に鑑み、市場の混乱に起因するシステミック・リスクを見極め、不動産開発業者に対する金融管理制度の導入が検討されている。

上記通知の具体的な内容は以下のとおりである。

- 国有企業、民間企業を問わず、健全なコーポレート・ガバナンスを備えている優良な不動産開発業者に対する融資支援の奨励
- 個人向けの住宅ローンについて、差別化した住宅貸付政策に基づき、各地の状況に応じて頭金比率と住宅ローン金利の下限を設定
- 通知日から起算して 6 カ月以内に返済期限を迎える不動産開発業者の銀行融資や信託借入につき、期限を 1 年間延長することを容認
- 優良な不動産開発業者や短期的な資金不足に陥った不動産開発業者の起債に対する信用増強を支援
- 国家開発銀行などの政策銀行による住宅引渡を保証するための特別融資の提供や、金融機関の関連融資による支援の奨励
- 優良な不動産開発業者が経営不振に陥った不動産開発企業を合併買収するプロジェクトを重点的に支援。資産管理会社が不良債権処理やリスク管理等の分野で経験と能力を発揮することの奨励
- 新型コロナウイルスの影響で住宅ローン利用者が失業状態になった場合や、不動産購入契約が変更又は取消された場合、金融機関が住宅購入者と住宅ローン返済の延長などについて交渉することの奨励

CBIRC など 3 部門は 2022 年 11 月 14 日、不動産開発業者の流動性リスクを緩和するための措置を発表し、商業銀行による保証を前提条件として、特別口座で

[785] 「中国立法法の改正について（４・完）」JICA 長期派遣専門家　弁護士　白出博之 https://www.moj.go.jp/content/001278971.pdf

管理している不動産開発業者が住宅の事前販売で取得した頭金などの資金の一部を活用することを認めた。

さらに、2024 年 10 月、不動産市場の不況と未引渡しリスクを背景に、NFRA と住宅・都市農村建設部は、都市不動産融資協調メカニズムの下で「ホワイトリスト」を拡大・増強する方針を示した[786]。ホワイトリスト（白名単）とは、完成可能性が高く、政策目的に合致する住宅開発プロジェクトを政府が選別し、金融機関に対して優先的な融資を促すための公式リストを指す。これは、中国政府が審査・届出を通じて「融資要件を満たす」と判断した住宅開発プロジェクトを段階的にリスト化し、銀行融資の優先支援対象として扱う制度の下で活用されるものであり、完成・引渡しの見込みが高く、政策目的に合致するプロジェクトを政府が選別し、銀行に対して積極的な融資を促すための枠組みであると言える。

2025 年 9 月現在、商業銀行が審査承認した「ホワイトリスト」融資は 7 兆元に増加し、約 2,000 万戸の住宅の建設・引渡しを支え[787]、広範な住宅購入者の適法な権益を力強く担保するとともに、不動産市場の不況の抑制・安定回復にとって重要な役割を果たしている[788]。

中国国務院の 2025 年 12 月 12 日の中央金融委員会弁公室主任の何立峰氏の発言では、「地方の中小金融機関、不動産企業、地方政府系金融機関に係る金融リスクの予防・軽減に努めるために、違法金融活動を取り締まる必要があるとともに、主要セクターの規制の枠組みを改善し、その厳格な実施を確保することで金融規制をさらに統合・強化する必要があるとし、金融リスクに対する説明責任は厳格に執行されると付け加えた。」と指摘されている[789]。

さらに、地方政府融資プラットフォーム（LGFV）を中心とする債務リスクの累積を背景に、2023 年以降、国務院及び金融機関が段階的かつ体系的な債務解消政策を打ち出している。その基本方針は、「新規債務の抑制」と「既存債務の秩序ある処理」を並行して進める点にある。国務院弁公庁は、2023 年 9 月に「金融機関による融資プラットフォームの債務リスク解消を支援することに関する通知」（国弁発〔2023〕35 号）を公布し、重点 12 省を中心に、非標準融資の期限延長・金利引下げ、地方政府融資プラットフォーム債の償還安定化、中央銀行・国有銀行による流動性支援、特殊再融資債の活用など、債務処理の総枠組みを示した[790]。これに続く同年 12 月の「重点省別に政府投資プロジェクト管理を分類して強化する方法（試行）に関する通知」（国弁発〔2023〕47 号）は、重点省における政府

[786] https://www.gov.cn/zhengce/202410/content_6983810.htm
[787] 李雲沢局長発言は「近」（ほぼ）であり「超」（超過）ではない。
[788] http://www.news.cn/fortune/20241112/e1ac08c5407a4f15a40f00ed74e4b699/c.html
[789] https://english.www.gov.cn/news/202512/12/content_WS693c1967c6d00ca5f9a080ef.html
[790] https://finance.sina.com.cn/wm/2025-01-15/doc-ineezssw1129949.shtml

投資プロジェクトを厳格に制限し、「債務解消と同時に新規債務を生まない」制度的な歯止めを設けた[791]。

2024 年以降は、「地方債務リスクの解消に向けた取組を一層統一的に推進することに関する通知」（国弁函〔2024〕14 号）により非重点省にも試験的な処理を認め、さらに「地方政府融資プラットフォームの債務リスク解消に対する金融支援を最適化することに関する通知」（銀発〔2024〕134 号）で政策期限や対象債務を拡張するなど、柔軟性が付与された[792]。一方、「融資プラットフォーム会社からの退出を規範化することに関する中国人民銀行等 4 部門の通知」（銀発〔2024〕150 号）及び「債務解消規律を厳格化し、融資プラットフォームの債務リスク解消に対する金融支援を適切に実施することに関する中国人民銀行・国家金融監督管理総局・中国証券監督管理委員会の通知」（銀発〔2024〕226 号）は、融資プラットフォームからの退出期限や規律を明確化し、政府信用への依存を排し、市場化・法治化を強調した[793]。

2025 年に入り、中国では地方政府債務リスクの抑制と地方政府融資プラットフォームの構造転換を目的とする政策が一段と明確化された。「政府投資基金の高品質な発展を促進することに関する指導意見」（国弁発〔2025〕1 号）[794]は、政府投資基金の高品質な発展を掲げ、企業誘致を目的とする基金設立を否定するとともに、県級政府による新規基金設立を厳格に制限した。違法・規範違反による借入での出資や、隠れ債務の新規発生を厳格に禁止し、国有企業や金融機関への出資強制も排除した。同年 2 月には、財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部、農業農村部、中国人民銀行及び NFRA 連名の通知[795]により、政府系融資保証機関が地方融資プラットフォームの資金調達に対して信用補完を行うことを禁止し、政府信用による間接的な支援を遮断した。3 月の中国政府活動報告[796]では、地方政府債務リスクの穏当な解消を求め、「発展の中で債務を解消し、債務解消の中で発展する」方針を明確化し、隠れ債務の精密な置き換え、債務管理制度の強化、融資プラットフォームの政府融資機能剥離と市場化転換が強調されている。

(3) 部門規章の制定主体等

前述(2)エにおいて示した部門規章（規則）は、国務院の各部・委員会、中国人民銀行、審計署及び行政管理職能を有する直属機関、並びに法律により規定された機関は、法律及び国務院の行政法規、決定、命令に基づき、当該部門の権限の範囲内で、規章を制定することができる。法律と国務院の行政法規・決定・命令

791 同上。
792 同上。
793 同上。
794 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202501/content_6996730.htm
795 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202502/content_7004899.htm
796 https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202503/content_7013163.htm

に基づき、各監督機関がその権限の範囲において制定するもので、全国に適用される[797]。金融関連においては、次に記載した各監督機関が規則制定権限を有する。

ア　中央金融委員会

「党と国家の機関改革方案」（一）では、「中央金融委員会を設立する。党中央による金融業務に対する集中的・統一的な指導を強化し、金融の安定と発展に関するトップレベル・デザイン、統括調整、全体推進、実施督促を担い、金融分野の重要政策と重要事項の研究及び審議を行い、党中央の意思決定と協議機関として位置づける。中央金融委員会弁公室を設置し、同委員会の事務機関とし、党中央機関の系列に組み入れる。国務院金融安定発展委員会及びその事務機関は廃止し、その事務室の職責は中央金融委員会弁公室に移管する。」と規定している。

イ　中国人民銀行

中国人民銀行は、独立した立場で中央銀行として金融政策を執行する機関である。「中国人民銀行法（中国人民银行法）」の第 7 条では、「中国人民銀行は国務院の指導の下、法に基づき独立して貨幣政策を執行し、職責を履行し、業務を展開し、地方政府・各級政府部門・社会団体及び個人の干渉を受けない」と規定している。主な役割は以下のとおりである（「中国人民銀行法」第 4 条）。

- 金融政策の制定・実施
- 人民元の発行と流通管理
- 外貨準備・金準備の保有、管理と運用
- 決済・清算システムの正常な運用の維持

ウ　国家金融監督管理総局（NFRA）

「党と国家の機関改革方案」（八）では、「国家金融監督管理総局を設立する。証券業を除く金融業全般の監督を一元的に担当し、機関監督、行為監督、機能監督、透徹式監督[798]、継続監督を強化するとともに、金融消費者保護を統括し、リスク管理及び防止・処置を強化し、違法・不正行為を法に基づき調査し処分する。国家金融監督管理総局は国務院直属機関とする。国家金融監督管理総局は、中国銀行保険監督管理委員会を基礎として組織されるものであり、中国人民銀行が担

[797] 中国の立法法（2000 年制定、2023 年最終改正）第 91 条では「国務院の各部・委員会、中国人民銀行、審計署及び行政管理職能を有する直属機関、並びに法律により規定された機関は、法律及び国務院の行政法規、決定、命令に基づき、当該部門の権限の範囲内で、規章を制定することができる。」と規定されている。

[798] 透徹式監督とは、形式ではなく実質に着目し、多層の取引・商品構造について、上方向に最終投資者（最終受益者）を特定し、下方向に底層資産（基礎資産）を把握する等の方法で実態を見通して行う監督をいう。

っていた金融持株会社等の金融グループに対する日常的な監督職責及び関連する金融消費者保護の職責、また中国証券監督管理委員会が担っていた投資者保護の職責を引き継ぐ。中国銀行保険監督管理委員会は廃止する。」と規定している。なお、金融消費者・投資者からの苦情等の受付分担は、NFRA、中国人民銀行、CSRC で分担される（例えば、銀行・保険は NFRA、非銀行決済・信用情報（征信）は中国人民銀行、証券期貨基金は CSRC の担当とされている。）[799]。

NFRA は、金融業務に関する党中央の方針・政策及び重要決定を着実に実行に移し、金融業務に対する党中央の集中的・統一的な指導を堅持・強化するという原則を、その職責の履行において具体的に反映させる責任を負う（中国機関編制網掲載『国家金融監督管理総局職能配置、内設機関及び職員配置規定』[800]第 5 条）。NFRA の役割は以下のとおりである。

- 法に基づき、証券業を除く金融業に対して統一的な監督管理を実施し、機関監督、行為監督、機能監督、透徹式監督及び継続的監督を強化し、金融業の合法的かつ健全な運営を維持する。
- 金融業の改革開放及び監督の実効性に関する課題について体系的な研究を行い、金融業の改革・発展に関する戦略的計画の策定に参画する。銀行業、保険業、金融持株会社等に関する法律・法規の草案を起草し、その制定及び改正に関する意見・提案を行う。銀行業機関（信託会社、消費金融会社等の非銀行金融機関を含む。以下同様とする。）[801]、保険業機関、金融持株会社等に関する監督制度を制定する。
- 金融消費者の権益（権利・利益を含み、以下同様とする。）保護業務を統括する。金融消費者の権益保護の発展計画を策定し、金融消費者の権益の保護制度を整備・充実させ、金融消費者の権益の保護に関する重大な課題を研究するとともに、金融消費者教育を実施し、金融消費者からの苦情処理メカニズム及び金融消費紛争の多元的解決メカニズムを構築する。
- 法に基づき、銀行業機関、保険業機関、金融持株会社等に対して参入管理を実施し、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、内部統制、自己資本の充実状況、支払能力、業務運営行為、情報開示等について監督を行う。
- 法に基づき、銀行業機関、保険業機関、金融持株会社等に対してオンサイト検査及びオフサイト監督を実施し、リスク及びコンプライアンス評価を行い、違法・不正行為を摘発・処分する。

---

[799] 国家金融監督管理総局、中国人民銀行、中国証券監督管理委員会による「金融消費者権益保護に関する関連業務の取扱いに関する公告」（2024 年 6 月 28 日施行）
https://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7490126/content.shtml

[800] https://www.gov.cn/zhengce/202311/content_6914736.htm

[801] 国家金融監督管理総局、中国人民銀行、中国証券監督管理委員会による「金融消費者権益保護に関する関連業務の取扱いに関する公告」（2024 年 6 月 28 日施行）（二）
https://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7490126/content.shtml

- 銀行業機関、保険業機関、金融持株会社等に関する監督データ報告様式を統一的に作成し、国の関係規定に基づき公表するとともに、金融業に関する総合統計業務の職責を履行する。
- 銀行業機関、保険業機関、金融持株会社等に対するテクノロジー監督を担当し、テクノロジー監督体制を構築し、関連政策を制定するとともに、監督用ビッグデータプラットフォームを構築し、リスクのモニタリング、分析、評価及び早期警戒を実施し、技術的手段を十分に活用して監督強化及びリスク防止を図る。
- 銀行業機関、保険業機関、金融持株会社等に対して透徹式監督を実施し、株式（持分）の保有状況等を踏まえた監督制度（これは透徹式監督の実施を実質的に担保するものとなる。）を制定する。法に基づき、株主、実質的支配者及び株式（持分）変更について審査・承認を行い、株主、実質的支配者、共同行動者、最終受益者等に対する調査を実施し、違法・不正行為に対して必要な措置又は処分を行う。
- 通貨、決済、信用情報（征信）、マネー・ローンダリング防止、外為及び証券・先物等の領域を除く金融分野における金融検査体制を構築し、行政執行と刑事司法との連携メカニズムを整備する。法に基づき、違法・不正な金融活動に関係する主体について調査・証拠収集・処理を行い、犯罪の疑いがある場合には司法機関に移送する。
- 銀行業機関、保険業機関、金融持株会社等に関する再建及び処理制度を構築し、関係部門と協力して金融機関の再建・処理に関する意見及び提案を研究・提示し、これを組織的に実施する。
- 違法金融活動の取締りを主導し、違法金融活動のモニタリング及び早期警戒体制を構築するとともに、関係部門及び地方政府を組織・調整・指導・督促し、法に基づく違法金融活動の防止及び処理を実施する。部門横断的・地域横断的、又は新業態・新商品に関わる違法金融活動については、関連する対策案を研究・提示し、所定の手続に従って実施を組織する。
- 中央金融管理部門の地方派出機関を主体とする地方金融監督体制の構築要請に基づき、地方における金融監督関連業務を指導・監督し、地方政府が金融リスク処理に関する属地責任を履行するよう指導・調整する。
- 銀行業機関、保険業機関、金融持株会社等と、情報技術サービス機関などの仲介機関との間における情報技術アウトソーシング等の協力行為を監督し、法に基づき違法・不正行為について調査を行い、金融機関に対して必要な措置を講じる。
- 金融業関連の国際機関及び国際的な監督ルールの策定に参加し、対外交流及び国際協力を行う。

- 党中央及び国務院から付託されたその他の任務を遂行する。

エ　中国証券監督管理委員会（CSRC）

法に従い証券市場監督管理に関連する規定、規則を制定し、かつ法に従い審査認可又は審査確認の権限を行使することがその役割として規定される（中国語で「国务院证券监督管理机构在对证券市场实施监督管理中履行下列职责：（一）依法制定有关证券市场监督管理的规章、规则，并依法进行审批、核准、注册，办理备案」、証券法第 169 条(1)）。

2.　金融監督機関の組織概要及び権限

(1)　概要

2023 年 3 月まで、中国政府は、国務院金融安定発展委員会を設置し、その直属組織として CBIRC と CSRC が規制・監督に係る業務を担っていた。両組織は北京に本部を設置しているほか、各自治区、直轄市に出先機関として地方支部を設置していた。

2023 年 3 月に「党と国家の機関改革方案」の公布に伴い、中央金融委員会が設立され、党中央の意思決定、協議機関として位置づけられている。さらに、NFRA が設立され、国務院の直属組織として位置づけられ、CSRC は国務院の直属機関として再編されることとなった [802]。また、「党と国家の機関改革方案」では、地方金融監督体制の改革が深化し、中央金融管理部門の地方派出機関を主体とする地方金融監督体制を構築し、中央金融管理部門の地方派出機関の設置及び人員配置を統一的に最適化することが定められている [803]。

(2)　国家金融監督管理総局（NFRA）

銀行業と保険業の監督は、国務院の直属機関である NFRA が行う。NFRA は、従来の CBIRC の権限を有し、中国人民銀行が担ってきた金融持株会社など金融グループに対する日常監督管理職責、関連する金融消費者保護の職責、及び CSRC が担っていた投資者保護の職責を担当している。銀行、保険以外の業種として、金融リース会社、自動車金融会社、消費金融会社、マネー・ブローカー会社、信託会社、理財会社（銀行系資産運用会社）、金融資産投資会社なども NFRA により規制されることがある [804]。

---

802 「党・国家機関改革案」第 10 条

803 「党・国家機関改革案」第 9 条

804 「金融機関コンプライアンス管理弁法」（国家金融監督管理総局令 2024 年第 7 号、2025 年 3 月 1 日施行）第 2 条
https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/rulesDetail.html?docId=1192220

ア　根拠法令

銀行業監督管理法（银行业监督管理法）において、NFRA が、「全国の銀行業金融機関及びその業務活動を監督管理する責任を負う」と規定されている（銀行業監督管理法第 2 条）。

保険法（保险法）は、NFRA が保険法及び国務院の規定する職責に従って、遵法、公開、公正の原則の下、保険業に対する監督管理を実施し、保険市場の秩序を維持するとともに、保険契約者、被保険者及び受益者の合法的な利益を保護すると規定している（保険法第 133 条）。

イ　目的

銀行業の監督管理は、銀行業の合法かつ健全な業務運営を促進し、市中の銀行業に対する信頼を維持することを目的とする。また、銀行業における公平な競争を保護し、その競争力を高めなければならない（銀行業監督管理法第 3 条）。

保険業の監督管理は、NFRA が保険市場の秩序を維持し、保険契約者、被保険者及び受益者の利益を保護することを目的とする（保険法第 133 条）。

ウ　業務内容

NFRA の銀行業に対する主な事務は、以下のとおりである。

- 銀行の監督管理に関する規約（規章）・規則の制定（銀行業監督管理法第 15 条）
- 銀行及びその支店の開設・変更・閉鎖・業務範囲の認可（銀行業監督管理法第 16 条）
- 銀行の高級管理職に対する任用資格の審査認定（銀行業監督管理法第 20 条）
- 銀行の業務活動及びそのリスク状況についてのオフサイト・モニタリング（非現場検査）（銀行業監督管理法第 23 条）
- 銀行に対するオンサイト・モニタリング（実地検査）実施（銀行業監督管理法第 24 条）
- 関係部門と協調し、預金受入金融機関の緊急時のリスク対策について提言（銀行業監督管理法第 27 条、第 28 条）
- 銀行に関するデータ・統計の編纂、公表（銀行業監督管理法第 30 条）

NFRA の保険業に対する主な事務は、以下のとおりである。

- 保険業発展の方針・政策を策定し、業界発展の戦略・計画を制定し、保険業監督関連の法律・法規を起案し、業界内規則を制定すること
- 保険会社及びその支店、保険グループ会社、保険持株会社の設立の審査、

認可

- 関連部門との協働の下、保険資産管理会社[805]の設立の審査・認可、外国保険会社の代表事務所設立の審査・認可、保険代理会社、保険仲介会社、保険評価会社などの保険仲介機関の設立の審査・認可
- 国内保険会社及び非保険会社の海外における保険会社設立の審査・認可
- 保険会社の合併、分割、変更、解散の審査認可及び引受管理の指定、引受先の指定。保険会社の破産・清算手続への参加

- 保険会社における高級管理職の職務従事資格の審査、認定、保険業従事者の業務資格に関する基準の制定
- 社会公共の利益に係る保険種類、法に基づき保険強制を実施する保険種類及び新規開発の生命保険種類などの保険約款、保険料率に関する審査・認可、その他保険種類の保険約款及び保険料率について届出管理を実施すること
- 法に基づき保険会社の支払能力及び市場行為について監督すること
  - 保険保障基金[806]の管理、マージン比率の監督
  - 法律及び国家の保険資金に関する運用政策に基づき、関連規定制度を制定し、保険会社の資金運用を監督すること
- 政策性保険及び強制保険の業務を監督すること
- キャプティブ保険[807]、保険相互会社などの組織形態及び業務活動を監督すること、保険業界協会、保険学会などの業界団体を統括すること。
- 法に基づき保険会社及び保険業従事者の不当競争などの違法、規則違反行為及び非保険会社による保険業務の従事及び従事相当行為に対して調査、処罰すること
- 法に基づき国内の保険会社及び非保険会社による国外における保険会社の設立を監督すること。
- 保険業界における情報化基準の制定
  - 保険リスク評価、リスク管理のためのアラーム及びモニターシステムを構築し、市場運行状況を追跡分析、監督、予測し、全国保険業のデータ、諸表を統括編成し、国家関連規定に基づき発表すること

---

[805] 保険会社が設立する、資産運用を目的とする会社のこと（保険法第 107 条）。保険会社本体よりも幅広い投資運用手段が認められている。

[806] 保険会社の清算や破産の際に、保険契約者、被保険者、又は保険受益者を救済するための基金。保険会社は保険保障基金に対し、所定の拠出金を拠出しなければならない（保険法第 100 条）。

[807] キャプティブ保険とは、現在でも適用されている「中国保険監督管理委員会の主要職責、内部機関及び人員編制に関する規定」（2003 年 7 月 7 日施行）及び関連法令において定義は見当たらないものの、企業グループが自社のリスクを引き受けるために設立する「自家保険会社（自保会社）」を指すものと思われる。親会社や関連会社のリスクを内部化し、保険料をグループ内で循環させるための枠組みとなっている。

- 国務院が指定するその他事項を引き受けること

エ　組織

NFRA は、国務院の直属機関（正部級）であり[808]本部及び地方機関によって構成されている。

本部の部局は以下のとおりである[809]。

- 弁公庁
- 政策研究司
- 法規司
- 統計とリスク監測司
- 科技監督管理司
- 会社ガバナンス監督管理司
- 金融包摂司
- 金融機関参入司
- 金融消費者権益保護局
- 大型銀行監督管理司
- 株式制・城市商業銀行監督管理司
- 農村中小銀行監督管理司
- 財産保険監督管理司
- 生命保険監督管理司
- 資産管理機関監督管理司
- 非銀行機関監督管理司
- 銀行機関検査局
- 保険・非銀行機関検査局
- 機関の回復・処置司
- 違法金融活動対策局
- 稽査局
- 行政処罰局
- 国際合作司（台湾、香港、マカオ弁公室）
- 人事教育司
- 財務会計司
- 共産党建設工作局
- 内部監査司
- 機関共産党委員会

など

注：NFRA の稽査局による「稽査」は、単なる検査ではなく、法に基づき、違法・規範違反の金融活動に関係する主体に対して調査・証拠収集を行った上で、処理意見を提出し、犯罪の疑いがある場合には、司法機関への移送を提案する、金融機関のセキュリティー警備業務の指導・検査を行うなど法執行寄りの機能を有している[810]。

オ　職員数

NFRA の本部機関における行政編制人員は 910 名である。そのうち、局長 1 名、副局長 4 名、司局級指導職 114 名（チーフ・リスク・オフィサー1 名、チーフ・

[808] 国務院ウェブサイト「国務院の組織機関」に基づいて
https://www.gov.cn/gwyzzjg/

[809] https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/ItemList.html?itemPId=900&itemId=911&itemUrl=jigougaikuang/neishejigou.html&itemName=%E5%86%85%E8%AE%BE%E6%9C%BA%E6%9E%84

[810] 「国家金融監督管理総局の職責配置、内部組織及び人員編成に関する規定」（2023 年 10 月 29 日施行）第 9 条第 21 項
https://www.gov.cn/zhengce/202311/content_6914736.htm

インスペクター1 名、チーフ・ロイヤー1 名、チーフ・アカウンタント 1 名、機関党委専任副書記 1 名、機関規律検査委員会書記 1 名を含む。）が置かれる（中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁「国家金融監督管理総局職能配置、内設機関及び職員配置に関する規定」（2023 年 10 月 29 日施行）第 10 条）

図表　中-2　NFRA の中央機関と地方支部

（2025 年度）

		行政編制人員（人）	予算額（100 万元）
本部（所在地：北京）		910	11,514
地方機関			
	省級金融監督管理局（36 ヶ所[811]）	NA	NA
	地方分局（306 ヶ所）	NA	NA
	県級監督室（1571 ヶ所）	NA	NA

（出所）本部職員数：中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁「国家金融監督管理総局職能配置、内設機関及び職員配置に関する規定」[812]

予算額：NFRA 2024 年度国家金融監督管理総局部門予算[813]

カ　予算規模・予算源

NFRA の収入及び支出（地方機関は含まれない。）は、中央政府の予算に含まれている。2024 年の収入/支出予算規模は、11,514 百万元であった。

キ　銀行に対する監督権限

NFRA が、全国の銀行業金融機関及びその業務活動を監督管理する責任を負うと規定されている（銀行業監督管理法第 2 条）。

（ア）監督手法

①報告徴求

NFRA は、その職責を履行するため、規則に従い、銀行に対し財務諸表ほか財務会計・統計データや経営管理資料並びに登録会計士の用意した監査報告書の提出を徴求する権限を有する（銀行業監督管理法第 33 条）。

811 31 の省級監督局及び大連、寧波、厦門、青島、深センの 5 つの省級相当の権限を持つ計画単列市の監督局。

812 https://www.gov.cn/zhengce/202311/content_6914736.htm

813 https://www.cnjjwb.com/uploadfile/202403/6caf217bed.pdf

②立入検査

NFRA は、銀行業金融機関の健全性監督上の必要に基づき、以下の措置により立入検査（以下「実地検査」）を行うことができる（銀行業監督管理法第 34 条）。

- 銀行に立入って検査を行うこと
- 銀行の従業員に質問し、検査事項に関連して説明を求めること
- 銀行及び検査事項に関連する文書・資料を査閲・複製し、移転・隠匿あるいは毀損される可能性のある文書・資料を保存すること
- 銀行がコンピュータを用いて管理する業務データシステムを検査すること

実地検査の実施に当たっては、NFRA は責任者の裁可を経なければならない。実地検査の際には、検査員は 2 名以上である必要があり、合法証明書と検査通知書を示さなければならない。検査員が 2 名より少ないとき、又は合法証明書と検査通知書を提示しない場合には、銀行は検査を拒否することができる（銀行業監督管理法第 34 条）。

（イ）処分規定

銀行が健全性に関する経営規則に違反している場合、NFRA 又はその省の下部組織は、期限を設けて業務改善を命令しなければならない。

期限を過ぎても改善されない場合、以下の措置を講じることができる（銀行業監督管理法第 37 条）。

- 営業の一部停止命令、新業務開始の認可停止
- 株主への配当及びその他収入の制限
- 資産移転の制限
- 支配株主に持分譲渡を命じること、又は株主権限の制限
- 取締役・上級管理職の交代、又は権利の制限
- 支店開設認可の停止

銀行に信用危機が発生した、又はそのおそれがあり、預金者や他の顧客の利益に重大な影響を与える場合には、NFRA は法に基づき、当該銀行の接収管理を実行、又は組織改革を命じることができる（銀行業監督管理法第 38 条）。

さらに、銀行が違法な経営状況にあると認められ、経営管理が悪化している状況で、金融秩序に重大な危害を及ぼし公共の利益を損なう可能性があると認められる場合には、NFRA は認可を取消すことができる（銀行業監督管理法第 39 条）。

ク　保険会社に対する監督権限

保険法は、NFRA が保険業に対する規制・監督を担うことを規定している（保険法第 133 条）。

（ア）監督手法

①報告徴求

保険会社は、NFRA の規定に基づき、関連報告書、財務諸表、書類及び資料を提出しなければならない。

また、保険会社の支払能力報告、財務会計報告、精算報告、コンプライアンス報告及びその他関連報告、財務諸表、書類及び資料は、正確に本件業務事項を記載しなければならず、虚偽の記載や誤解を招くような内容及び重大な遺漏が存在してはならないとされている（保険法第 86 条）。

②検査

保険会社の検査に関連して、NFRA は以下の措置を講じることができる（保険法第 154 条）。

- 保険会社、保険代理人、保険ブローカー、保険資産管理会社、外国保険会社の代表事務所に対する実地検査の実施
- 違法行為の疑いのある場所への立入検査の実施又は証拠の収集
- 事件関係者に対し取調べを行い、事件と関連する事項に対して説明を求める措置
- 事件に関係する資産登記などの資料を調べ、又は複製すること
- 保険会社、保険代理人、保険ブローカー、保険資産管理会社、外国保険会社の代表事務所及び事件関係者の財務会計記録などの資料を調べ、又は複製し、移転、隠滅、破壊のおそれのある場合はそれを封じ保管させる措置
- 保険会社、保険代理人、保険ブローカー、保険資産管理会社、外国保険会社の代表事務所及び違法経営のおそれがある関係者の銀行口座を調査する措置
- 違法資金など案件関連資産が移転、又は隠蔽された、あるいはこうした事実が発生するおそれを立証できる場合、又は重要な証拠を隠滅、捏造、破壊するおそれがある場合には、NFRA の責任者の承認を得て、人民法院にこれらの凍結・押収を申請する措置

（イ）処分規定

法令違反に対する制裁措置については、保険法第 7 章の「法律責任」に定められている。NFRA は、違反行為に対し、是正命令、罰金、違法所得の没収、新規業務の停止、業務許可証の停止などの行政処分を科すことができる（保険法第 158 条～173 条）。

また、保険法への違反行為が犯罪を構成する場合には、法令に基づき刑事責任を問われる（同法第 179 条）。

（ウ）変更・取消

保険会社が法令に違反した場合、NFRA は認可取消を含む措置を講じることができる。認可取消の対象になりうる違反行為は保険法第 7 章の「法律責任」において規定されており、主に以下のものがある。

- 保険法の定める業務範囲規制に違反した場合
- 保証金の供託を行わない場合、又は規定に反して保証金を流用した場合
- 規定によらずに責任準備金を取崩した場合
- 規定によらずに保険保障基金を取崩した場合
- 規定によらずに出再保険業務を行った場合
- 規定に違反して保険会社の資金を運用した場合
- 認可を得ずに支店や代表事務所を開設した場合
- 認可を得ずに会社分割・合併を行った場合
- 虚偽の報告・報告表・文書・資料を提出した場合
- 法による検査・監督を拒否、あるいは妨害した場合
- 認可され、又は届出した保険約款及び保険料率を規定どおりに使用しなかった場合

(3) 中国証券監督管理委員会（CSRC）

証券業の監督は、国務院直属の事業単位である CSRC が行っている。同委員会は、1992 年 10 月に設置された。しかし、2023 年 3 月に「党と国家の機関改革方案」第 10 条に従って、CSRC は、国務院直属の事業単位から国務院直属機関（正部級）へ行政級が引き上げられ[814]、資本市場の監督管理に関する職責が強化された。また、国家発展改革委員会が担っていた企業債券の発行審査に関する職責を CSRC へ移管し、企業債券の発行審査業務は CSRC が一元的に担当することになった。

[814] 国務院直属機関（正部級）は、国務院の直下に置かれる中央行政機関で、行政権限を持つ「政府機関（行政機関）」の一種であり、国務院の構成部門に準じる格付けであるのに対し、国務院直属の事業単位とは、国務院の管理下にあるが、行政機関ではなく、公共サービス・研究・文化・教育などを担う「事業単位（事业单位）」の一種としての位置付けである。

ア　根拠法令

証券法（证券法）では、全国の証券市場は国務院の証券監督管理機関により集中的な監督を受けること、証券発行及び取引業務は、国家による集中統一的な監督管理制度を前提とし、その前提の下で法に則り、証券業協会による自主規制が実施されることを規定している（証券法第 7 条、第 164 条～第 167 条）。

さらに、「国務院の証券監督管理機関が、法に従い証券市場の監督管理を実行し、証券市場の公開性、公平性、公正性を維持し、システミック・リスクを防止し、投資者の適法な権益を保護するとともに、証券市場の健全な発展を促進する」と規定されている（証券法第 168 条）。

イ　目的

証券法の制定目的は、「証券発行及び取引行為の規律、投資家の合法的利益の保護、社会経済秩序と社会の公共利益の維持、及び社会主義市場経済の発展」とされており（証券法第 1 条）、CSRC はこの目的のために証券業務の監督管理を行う。

ウ　業務内容

CSRC の職責は以下のとおりである（証券法第 169 条）

- 証券市場の監督管理に関する規約・規則を制定し、審査・批准・登録・届け出の権限を行使すること
- 証券の発行・上場・取引・登記・保管・決済を監督管理すること
- 証券発行人・証券会社・証券サービス機関・証券取引所・証券登記決済機関の証券業務活動に対し監督管理を行うこと
- 証券業に従事する人員の行為規則を制定し、かつその施行を監督すること
- 証券の発行・上場・取引における情報公開を監督検査すること
- 証券業協会の活動を指導・監督すること
- 証券市場のリスクをモニタリングし、これを防止し、及び処置すること
- 投資者教育を実施すること
- 証券に関する違法行為の調査・処分を行うこと
- 法律・行政法規が定めるその他の職責

エ　組織

2023 年 3 月に「党と国家の機関改革方案」の公布に伴い、CSRC は、国務院の直属機関として再編され[815]、本部及び地方機関によって構成されている。

[815] 「党・国家機関改革案」第 10 条

図表　中-3　CSRC の中央機関と地方支部

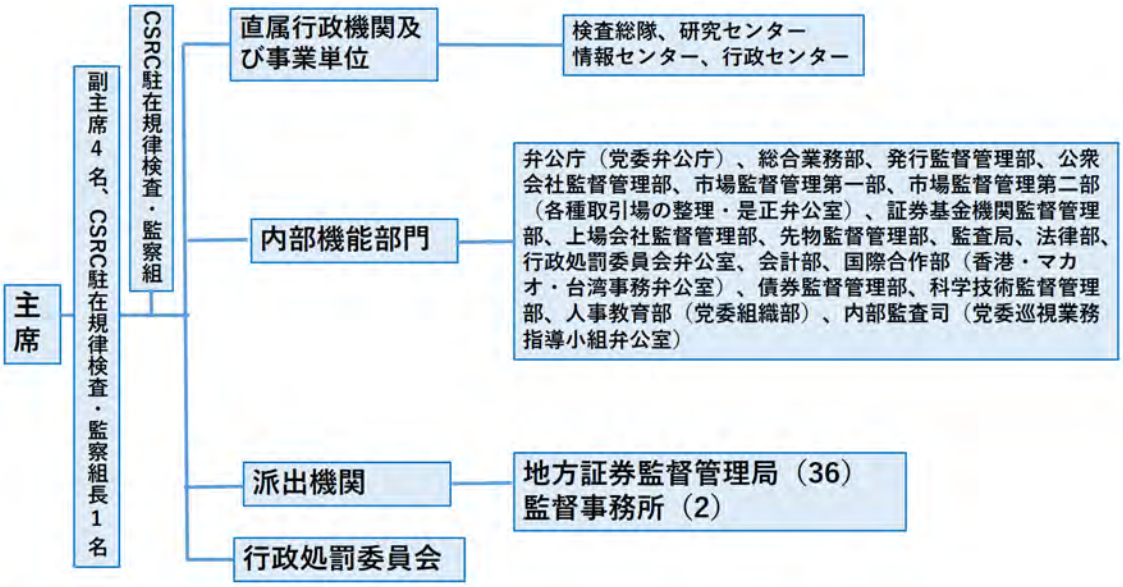

（出所）CSRC 組織機関図より作成 [816]

オ　職員数

CSRC の機関における行政編制人員は 572 名である。そのうち、主席 1 名、副主席 4 名、司局級指導職 77 名（チーフ・ロイヤー1 名、チーフ・リスク・オフィサー1 名、チーフ・検査官 1 名、機関党委会専任副書記 1 名及び機関規律検査委員会書記 1 名を含む。）が置かれる。また、CSRC は、その直下に行政機関として稽査総隊（正司級）を設置し、稽査総隊に所属する行政編制人員は 170 名である（稽査総隊の 170 名は 572 名に含まない。）[817]。そのうち、総隊長 1 名、副総隊長 5 名が置かれ、関係案件の調査及び証拠収集を行い、処理意見の提出等を担当する（中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁「中国証券監督管理委員会職能配置、内設機関及び職員配置に関する規定」（2023 年 10 月 29 日施行）[818]第 9 条、第 10 条）。

816 https://www.csrc.gov.cn/csrc/jggk/index.shtml
817 CSRC は国務院直属機関として正部級（日本の省に相当する）の機関レベルを有し、政策立案・規制制定・全国的監督権限を持つのに対し、稽査総隊の行政編制は、CSRC に直属する正司級の内部機関であり、主として違法行為に関する調査、取証、処理意見の提出などの行政執法機能を担う実働部隊として位置付けられている。
818 https://www.gov.cn/zhengce/202311/content_6914746.htm

図表　中-4　CSRC の職員数

（2024 年末）

（単位：人）

	職員数
機関行政編制人員	572
稽査総隊行政編制人員	170
国際顧問委員会の委員	16

（出所）CSRC 年報（2024 年度）[819]

カ　予算規模・予算源

CSRC の収入及び支出は、中央政府の予算に含まれている。

市場参加者から徴求される賦課金は、国庫に直接納入されるため、CSRC の収入とはならない。CSRC の支出は、中央政府予算の配分によって賄われる[820]。

図表　中-5　CSRC の予算規模・予算源

（2025 年度、実績）

（単位：万元）

		金額
収入		28 億 2086.22
	一般公共予算交付金収入	16 億 8017.86
	前年度繰越	1 億 6727.85
支出		28 億 2086.22

（出所）中国 CSRC 部門決算（2025 年度）[821]

キ　証券会社に対する監督権限

証券会社に対する監督権限は CSRC が有する。証券法では、全国の証券市場は国務院の証券監督管理機関によって集中的な監督を受けることとされており、現行制度上、当該機関は CSRC である。また、証券発行及び取引業務は、国家による集中統一的な監督管理制度を前提とし、その前提の下で法に則り、証券業協会による自主規制が実施されることを定めている（証券法第 7 条、第 164 条～第 167 条）。さらに、「国務院の証券監督管理機関が、法に従い証券市場の監督管理を実

819 https://www.csrc.gov.cn/csrc/c100024/c7601139/content.shtml

820 本項の記述は、以下の資料に基づく。
CSRC 部門予算（2021 年度）
http://www.csrc.gov.cn/csrc/c105942/c4667577/content.shtml

821 https://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7547062/content.shtml

行し、証券市場の公開性、公平性、公正性を維持し、システミック・リスクを防止し、投資者の適法な権益を保護するとともに、証券市場の健全な発展を促進する」と規定されている（証券法第 168 条）。

（ア）監督手法

①報告徴求

証券会社は、規定に従い CSRC に業務、財務などの経営管理情報及び資料を提出しなければならないとされている。CSRC は、証券会社及びその株主、実質支配者に対し、指定の期間内に関連情報、資料を提供するよう要求する権限を有する（証券法第 138 条）。

なお、CSRC は、必要と認める場合、証券会社の財務状況、内部統制状況、資産価値に対する監査又は評価を会計士事務所、資産評価機関に委託することができる（証券法第 139 条）。

②立入検査

CSRC は、証券会社に対し、立入検査（実地検査）を行う権限を有する（証券法 170 条）。

（イ）処分規定

証券会社のガバナンス、コンプライアンス管理又はリスクコントロール指標が規定に合致しない場合、CSRC は期限を定めて是正を命じなければならない（証券法第 140 条）。

期限を過ぎても是正されない、又はその行為が当該証券会社の安定的運営を著しく脅かし、顧客の権益を損なう場合、CSRC は必要に応じて、次の措置を講じることができる（同法第 140 条）。

- 業務活動を制限し、一部業務の一時停止を命じ、新業務の認可を停止
- 利益配当を制限し、取締役、監査役、高級管理職に対する報酬の支払及び福利の提供を制限
- 財産の譲渡又は財産上のその他の権利の設定の制限
- 取締役、監査役、高級管理職の交代を命じ、又は関連する株主の株主権利の行使の制限
- 関連業務の許可取消
- 責任を負うと認定された取締役、監査役、高級管理職を不適格者として認定
- 責任を負う株主に対し、その持分の譲渡を命じ、当該責任を負う株主による株主権の行使を制限すること

証券会社が違法な業務を行う、又は重大なリスクを生じさせ、証券市場の秩序を著しく脅かし、投資者の利益を損なう場合、CSRC は当該証券会社に対して営

業停止・整理を命じること、及びその他の機関を指定して委託管理、接収管理し、又は営業許可を取消す等の監督管理措置を講じることができる(証券法第 143 条)。

なお、証券会社が営業停止・整理命令を受け、法に基づき委託管理、接収管理、清算期間中であること、又は重大なリスクが生じた場合には、CSRC の承認を得て、当該証券会社の直接責任を負う董事[822]、監事、高級管理職[823]及びその他の直接責任者に対し、出国管理機関への通知によりその出国を禁じたり、司法機関への申請により財産の移転・譲渡・処分等を禁止したりすることができる(証券法第 144 条)。

CSRC には、証券法に基づき証券規制違反行為に関する調査、差止及び制裁の権限がある。

また、CSRC は、以下の調査を実施することができる(証券法第 170 条)。

- 証券の発行者、証券会社、証券サービス機関、証券取引所、証券登録決済機関に対して実地検査を行うこと
- 違法行為の疑いのある場所への立入検査の実施、証拠を収集すること
- 事件関係者に対し取調べを行い、事件と関連する事項に対して説明を求めること
- 事件に関係する資産登記と通信記録などの資料を調べ、又は複製すること
- 事件関係者の証券取引記録、登記移転記録、財務会計記録などの資料を調査、又は複製すること。証拠隠滅のおそれのある場合に証拠を保全すること
- 事件関係者の資金口座、証券口座、銀行口座を調査すること
- 違法な資金や証券などの資産逃避、又は隠蔽事実があり、あるいはこのような事実が発生するおそれがある、又は重要な証拠の隠滅のおそれがある場合には、CSRC の責任者の承認を得てこれらを凍結・押収すること
- 相場操縦、インサイダー取引など重大な証券法違反事件を調査する際、CSRC の責任者の承認を得て、3 か月以内に事件当事者の証券取引を制限すること
- 出入国管理機関に通知し、違法の疑いがある者並びに違法の疑いがある組織の主管者及びその他の直接責任者の出国を阻止すること

法令違反に対する制裁措置については、証券法第 13 章の「法律責任」に定められている。CSRC は、違法な証券発行、虚偽告知、インサイダー取引、相場操作、

[822] 株主など所有者の委託を受けて、企業や法人といった組織の経営・監督を行う者

[823] 高級管理者：一般的に会社の政策決定、経営、管理に責任を負う職員であることを指し、董事長、副董事長、監事、総経理、副総経理、財務責任者、コンプライアンス責任者及びこれらの職務を全うする職員を含む。

顧客に対する詐欺行為、不正な会社売買及びその他の証券違法行為に対し、警告、罰金、違法所得の没収、証券業務資格の停止等の行政処分を科すことができる（証券法第 180 条～223 条）。

証券法への違反行為が犯罪を構成する場合には、刑事責任が問われる（証券法第 219 条）。CSRC は、違法行為が刑法に抵触する場合、当該案件を司法機関に移管することとされる（同法第 178 条）。

また、民事賠償と課徴金が同時に存在し、余剰財産が両方を満足させることができない場合は、民事賠償が優先される（同法第 220 条）。その上で、納付された課徴金及び没収された違法所得は、全て国庫に納められる（同法第 222 条）。

なお、証券会社が CSRC による処罰決定に不服があるときは、法に則り行政不服審査を申立てること、又は直接人民法院に訴訟を提起することができる（同法第 223 条）。

ク　証券投資ファンド管理会社に対する監督権限

証券投資ファンド管理会社の監督管理は、CSRC が担う（証券投資ファンド法（证券投资基金法）第 112 条）。

（ア）監督手法

証券投資ファンド管理会社の株主及び実質的な支配者は、公募式投資ファンドの管理者として、CSRC の規定に基づき、遅滞なく重大事項に関する報告義務を履行しなければならない（証券投資ファンド法第 23 条）。

①調査・報告徴求

CSRC は、公募式投資ファンドの管理者である証券投資ファンド管理会社に立入調査を実施し、関連する業務資料の報告・提出を命じることができる（証券投資ファンド法第 113 条）。

（イ）処分規定

①是正命令

公募式投資ファンドの管理者である証券投資ファンド管理会社が法令に違反している場合又はその内部管理制度や監査管理及びリスクコントロール管理制度が規定に合致しない場合には、CSRC は期限を定めて是正を命じなければならないとされている。

期限を過ぎても是正されない、又はその行為が当該ファンド管理者の安定的運営を著しく脅かし、ファンドの持分所有者の利益を損なう場合、CSRC は必要に応じて、次の措置を講じることができる（証券投資ファンド第 25 条）。

- 業務活動を制限し、一部又は全部の業務の一時的停止を命じること

- 利益配当を制限し、董事、監事、高級管理職に対する報酬の支払及び福利の提供を制限すること
- 財産の譲渡、又は財産上のその他の権利の設定を制限すること
- 董事、監事、高級管理職の交代を命じ、又はその権利を制限すること
- 関連株主の持分譲渡を命じ、又は関連株主権利の行使を制限すること

②営業停止命令

公募式投資ファンドの管理者である証券投資ファンド管理会社が違法経営を行う、又は重大なリスクを生じさせ証券市場の秩序を著しく脅かし、ファンド持分所有者の利益を損なう場合には、CSRC は当該ファンド管理者に対して以下の措置を講じることができる（証券投資ファンド法第 26 条）。

- 証券投資ファンド管理会社の営業停止・整理を命じること
- その他の機関を指定して委託管理、あるいは接収管理させること
- 証券投資ファンド管理会社の基金管理資格を取消すこと

なお、証券投資ファンド管理会社が営業停止・整理命令を受け、法に基づく委託管理、接収管理、清算期間中に重大なリスクが生じた場合は、CSRC の承認を得て、証券投資ファンド管理会社の直接責任を負う董事、監事、高級管理職、その他の責任者に対して、出国管理機関への通知による出国阻止や、司法機関への申請により財産移転・譲渡・処分等を禁止することができる（証券投資ファンド法第 27 条）。

ケ　証券・先物投資コンサルティング機関に対する監督権限

証券・先物投資コンサルティング機関に対する監督機能は CSRC が担う。

（ア）　監督手法

①報告徴求

「証券、先物投資コンサルティング管理暫行弁法（证券、期货投资咨询管理暂行办法）」は、証券・先物投資コンサルティングを「投資家に対し、投資分析、予測、建議（アドバイス）を提供すること」と定義している[824]。証券・先物投資コンサルティング機関は、年に 1 回、CSRC の地方機関に対して年度業務報告、登録会計士による監査済財務会計諸表を提出し、年次検査を受ける必要がある。CSRC の地方機関は報告書類の検査を行った上で審査意見を表明し、承認の上、CSRC の本部に報告する（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 11 条）。

824 「中国における投資一任サービスの現状と発展の可能性」宋 良也　野村資本市場研究所

②検査

CSRC の本部及び地方機関は、証券・先物コンサルティング機関及びコンサルタントの業務活動に対し、検査を実施する。検査を受ける機関及びコンサルタントは、これに協力しなければならず、妨害してはならない（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 27 条）。

（イ） 処分規定

法令違反に対する制裁措置は、証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 5 章の「罰則」に規定されている。違反の種類により多少の違いはあるものの、違反行為に対して警告、違法所得の没収又は罰金（併科も可能）といった制裁措置を科すのは CSRC の地方支部である。

重大な案件は、地方支部は本部に報告を行い、本部が業務資格の一時停止や取消といった処分を行う。また、同弁法への違反が犯罪を構成する場合には、事業者は刑事責任を問われる（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 32 条～第 36 条）。

(4) 規制・監督当局間の関係

ア 金融監督機関間の関係 [825]

中国では業態別監督が実施されている一方、法令では、規制・監督機関（当初は CBRC、CSRC、CIRC 及び中国人民銀行であったが、2023 年の NFRA の設立に伴い、NFRA、CSRC 及び中国人民銀行の体制となった。）間で情報の交換・共有を行うための制度を設けることが規定されている（銀行業監督管理法第 6 条、証券法第 175 条、保険法第 157 条、中国人民銀行法第 35 条）。

2004 年、CBRC、CSRC、CIRC は、「三大金融監督管理委員会の金融監督管理の役割及び協力に関する覚書」を締結し、協力して、重大な監督管理事項、複数業界関連、複数国・地域関連の監督管理における複雑な問題の共同検討を行い、定期情報交流制度を設定するとしている（同覚書第 12 条）。

また、3 機関の主席による合同会議（监管联席会议）を設け、四半期ごとに定例会合を実施して、金融監督上の重要事項についての協議や実施した政策の市場に対する影響の評価等を行うこととされている。また、迅速な対応について協議する必要のある緊急時には、随時、同会議を召集することができる（同覚書第 15 条）。

2018 年、CBRC と CIRC と合併することで、合同会議は、CBIRC、CSRC と中国人民銀行の 3 つの機関で開催されている。

---

[825] 本項の記述は、中国人民銀行ウェブサイトの記載に基づく。
《中国人民银行法》释义 第 35 条

2024 年から、CBIRC の廃止と NFRA の新設で、合同会議は、NFRA、CSRC と中国人民銀行の 3 つの機関で開催されている [826]。

イ　中国人民銀行の役割 [827]

2003 年以前は金融機関の監督は中央銀行である中国人民銀行の所管であったものの、同年に銀行業金融機関に対する監督権限が CBIRC に移管された後、中国人民銀行の所管は金融政策の制定と実施、金融安定の維持、金融サービスの提供となっている。同年に改正された中国人民銀行法において、「中国人民銀行は中華人民共和国の中央銀行であり、国務院の指導の下に金融政策を制定・実施し、金融安定を維持し、金融リスクを防止・緩和し、金融の安定を維持する」と規定している（中国人民銀行法第 2 条）。

2003 年以降、金融機関の規制・監督に係る中国人民銀行の職務は、設立認可、業務認可、高級管理職の任職資格審査などの直接的な監督から、金融機関の全体的なリスクや金融持株会社及び金融商品のリスクに対する継続的なモニタリングやリスク評価を通じて、システミック・リスクの防止及び緩和を図るという方向に転じている。

中国人民銀行は、金融政策の実施や金融安定のために必要である場合には、NFRA に対し、銀行業金融機関の検査を実施するよう提案を行うことができる（中国人民銀行法第 33 条）。

なお、銀行業金融機関が支払困難に陥り、金融システムに対するリスクが生じる可能性がある場合には、中国人民銀行が国務院の承認を得て、銀行業金融機関に対する検査監督を実施することができる（中国人民銀行法第 34 条）。

2018 年、CBRC と CIRC の統合に伴い、両者が持っていた重要法規と健全性に関する政策の立案機能が中国人民銀行に移された。

2023 年、NFRA の設立に伴い、中国人民銀行が担ってきた金融持株会社など金融グループに対する日常監督管理職責、関連する金融消費者保護の職責が NFRA に移管された [828]。

---

826 https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1185025&itemId=915

827 本項の記述は、中国人民銀行ウェブサイトの記載に基づく。
中国人民银行历史沿革
http://www.pbc.gov.cn/rmyh/105226/105433/index.html

828 https://www.qstheory.cn/yaowen/2023-03/16/c_1129437444.htm

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 預金取扱金融機関

「銀行業監督管理法」及び「中国人民銀行法」において管理監督の対象となる金融機関とは、①市中から預金を集める金融機関と、②営利を目的とせず、国家の政策を実施するために設立された金融機関の 2 種類である。預金取扱金融機関としては、①商業銀行、②都市信用組合、③農村信用組合、④農村合作銀行、⑤農村商業銀行、⑥村鎮銀行、⑦農村資金互助社等がある。

(1) 業務範囲

ア 商業銀行

商業銀行は要求払い預金を受入れることのできる金融機関である。商業銀行法（商业银行法）の規定では、商業銀行は以下の業務を取扱うことができるとされている（商業銀行法第 3 条）。

- 市中の預金の受入
- 貸出の実施
- 国内外の決済業務
- 手形の引受・割引
- 金融債の発行
- 政府債券の代理発行、代理償還及び引受
- 政府債券・金融債の売買
- インターバンク資金取引への参加
- 外貨の売買、代理売買
- 銀行カード業務
- 信用状況に関わる業務、保証の提供
- 資金の受取・支払の代行及び保険代理業務
- 貸金庫・保管庫
- 認可されたその他の業務

中国では業態別経営の原則があるために、商業銀行の業務は銀行業務に限定されており、信託業務、株式取引、不動産投資、ノンバンク金融機関及び企業への投資業務はできない（商業銀行法第 43 条）。

商業銀行は出資者及び営業地域によって、次のように分類される。

イ 大型商業銀行

元来は国家の 100%出資により設立された「国有商業銀行」という分類であったが、株式会社への転換や株式上場が進み「国有」という文言が適さなくなったため、「大型商業銀行」という分類名に変更された。

大型商業銀行に分類されているのは、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行の 5 行である。

ウ　郵便銀行

郵便銀行は中国の郵政行政の管理体制から設立された商業銀行である。過去の国家郵政局、中国郵政集団が経営した郵政金融業務から形成された資産と債券を継承し、商業銀行となっている。中国郵政集団公司の全額出資により、2007 年 3 月 20 日に設立された。主として、個人向けの貯蓄預金、送金サービスを提供している。従来、貸出業務はできないとされていたが、商業銀行化に伴い、預金担保小口貸出の取扱いが全国的に開始された。

エ　株式制商業銀行

1980 年代後半からの金融体制の改革によって設立された民間の商業銀行で、全国で営業を行うものを指す。

オ　都市商業銀行

営業地域が特定地域に限定された商業銀行である。

カ　都市信用組合

都市住民・個人事業主及び中小企業などが出資し、主として出資者のためにサービスを提供する金融機関である。

キ　農村信用組合

農民、農村部の農協、郷鎮企業（農村地域の中小企業）などが出資し、主として出資者のためにサービスを提供する金融機関である。個人の貯蓄預金受入、農民・個人事業主・農村協同組合組織の預金・貸出の取扱、銀行の委託業務の代理等を主な業務としている。

ク　農村合作銀行

最低資本金 2000 万元以上、かつ自己資本比率 4%以上の農村信用組合が転換したもので、協同組合と株式会社の性格を併せ持った金融機関である。農村合作銀行には、商業銀行に準じた業務の実施が認められている[829]。

---

[829] 本項の記述は、以下の資料に基づいている。
王　雷軒「最近の中国における農村金融の現状と特徴」『農林金融』2013 年 2 月号
http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1302re4.pdf

ケ　農村商業銀行

地域の農民、農村中小企業、企業法人などが出資し、設立した地方株式金融機関である。また、農村信用組合（後述）が、商業銀行に転換したものもある。

コ　村鎮銀行

預金、貸出、決済、手形引受・割引、銀行カード、保険代理等の業務を行うことができる。出資者あるいは発起人の 1 人が国内外の銀行業金融機関であり、最大出資者の銀行の出資比率が 20%以上である必要がある。

サ　農村資金互助社

郷（鎮）、行政村の農民、小規模企業の出資によって設立され、出資者に対し預金、貸出、決済業務を行う。

＜その他の金融機関＞

上記のほか、信用状況に関わる業務、保証の提供等をする金融機関として以下のものがある。

シ　ノンバンク

信託公司、企業集団財務公司、ファイナンス・リース会社、マネー・ブローカー会社、自動車金融会社、消費者金融会社がノンバンクに分類されている。

ス　金融資産管理会社（Asset Management Companies、「AMC」）

国有商業銀行の不良債権処理を目的とする、政府（財政部）出資の金融機関である。1999～2000 年にかけて、華融（資産売却元は中国工商銀行）、東方（中国銀行）、信達（建設銀行、興業銀行）、長城（農業銀行）の 4 社が設立された。

金融資産管理会社は、金融債の発行や中国人民銀行からの借入によって調達した資金に基づき、国有商業銀行からの不良債権の買取・管理、債権回収、企業再生業務を行っている。

セ　金融リース会社

NFRA の批准を得て、融資・リース事業をメインとする金融機関である。

ソ　自動車ローン会社

NFRA の批准を得て、中国国内において自動車の購入者及び販売者に金融サービスを提供する金融機関である。

タ　ローン専門会社

所定の基準を満たす商業銀行又は農村組合銀行の 100%子会社として設立され、貸出、手形割引、資産譲渡、貸出に係る決済業務を行う。預金の受入はできない。

チ　外資銀行

外資銀行には、外国金融機関の単独出資又は外国金融機関同士の共同出資による外商独資銀行、外国金融機関と中国企業との共同出資による中外合弁銀行、外国銀行の中国国内支店及び外国銀行の代表事務所が含まれる（外資銀行管理条例第 2 条）。

外商独資銀行及び中外合弁銀行は、商業銀行業務のうち、政府債券の代理発行、代理償還及び引受を除く業務を行うことができる（外資銀行条例実施細則第 29 条）。外国銀行の支店は、銀行カード業務が認められていないほか、中国籍個人向けの人民元預金業務については、1 口 100 万元以上の定期預金の受入に限定されている（外資銀行条例実施細則第 31 条）。

(2) 免許等

ア　許可[830]

商業銀行の設立を許可する権限は、NFRA が有する（商業銀行法第 11 条、銀行業監督管理法第 19 条・第 22 条）。

(3) 要件

商業銀行を設立するための基本的な要件は以下のとおりである（商業銀行法第 12 条）。

- 商業銀行法及び会社法（公司法）の規定するルールにかなっていること
- 商業銀行法で規定された最低資本金額を満たすこと
- 専門知識と業務経験を有する取締役・高級管理職を具備していること
- 健全な組織機関と管理制度を有すること
- 要求に合致した営業場所、安全防犯措置、並びに業務に関連するその他の施設を有していること

なお、設立の際に必要とされる最低登録資本金額は以下のようになっている（商業銀行法第 13 条）。

- 大型商業銀行・・・10 億元
- 都市商業銀行・・・1 億元
- 農村商業銀行・・・5000 万元

[830] 実質的に免許に相当すると考えられるが、「批准」という単語を用いている中国の法令の用法を踏まえ、本章では「許可」としている。

ア　異業種からの参入可否及び要件

現在、異業種からの参入を不可とする法規則は存在しない。したがって、商業銀行法第 12 条及び第 13 条の要件を満たし、NFRA から許可されれば、法律上は異業種からの参入は可能と解釈される。チャットアプリ「微信」を運営するネット大手の騰訊控股が出資する深圳前海微衆銀行などが、設立を許可されている。

(4) 変更・取消

ア　許可の撤回

銀行業金融機関の違法経営や経営悪化等により、金融秩序に重大な危害があり、公共の利益が損なわれると判断される場合には、NFRA は許可を取消し、業務を停止させることができる（銀行業監督管理法第 39 条）。

イ　営業許可証の取消

商業銀行が正当な理由無しに、許可（営業許可証を取得した日）から起算して 6 カ月以内に開業しない場合、又は開業後自ら 6 カ月以上連続で業務を停止する場合は、NFRA は許可を取消し、当該事由を公告すると規定されている（商業銀行法第 23 条）。

(5) デジタルバンク規制動向

ア　概要

中国の金融機関の分類には、デジタルバンクという分類は存在していない。2015 年から民営資本の企業が銀行業に参入することが可能となり、これを契機として、大手インターネット企業のテンセントとアリババ・デジタルバンクが、民営銀行として許可された。

イ　法規制の動向

中国では、一般商業銀行の電子化等に伴い、デジタル化された決済サービスや銀行業務のデジタライゼーション領域への拡大に対して、①「電子ペイメント指南（第一号）」（中国人民銀行、2005 年 10 月 30 日）[831]、②「電子銀行業務管理弁法」（中国銀行業監督管理委員会、2006 年 3 月 1 日）[832]、③「電子銀行安全評価指南」（中国銀行業監督管理委員会、2006 年 1 月 26 日）、④「電子認証サービス管理弁法」（工業と情報化部、2009 年 2 月 24 日）、⑤「電子署名法」（全人代、2019 年 4 月 23 日）[833]、⑥「インターネット金融の健康的発展の促進に関する指導意

[831] 中国人民銀行「電子ペイメント指南（第一号）」2005 年 10 月 30 日
https://www.pbc.gov.cn/zhifujiesuansi/128525/128527/2886212/index.html
[832] 中国銀行業監督管理委員会「電子銀行業務管理弁法」2006 年 3 月 1 日
https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/rulesDetail.html?docId=262833
[833] 全人代「電子署名法」2019 年 4 月 23 日
https://wap.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/flfg/art/2022/art_4ed0e4a46946479c90a9e0f2c76a11ef.html

見」（中国人民銀行等、2015 年 7 月 18 日）、⑦「民営銀行の監督管理に関する指導意見」（2016 年 12 月 30 日）等が公表され、施行されている。

CBIRC は、2012 年 5 月に「中国銀監会による民間資本の銀行業参入の奨励と誘導に関する実施意見」を公表し、民間資本が国有資本と同じ条件下で銀行業へ参入することを支持すると表明した。

また、国務院弁公庁は、2013 年 7 月に、「金融による経済構造の調整及び転換・高度化への支持に関する指導意見」[834]を公表し、民間資本がリスクを自己負担する前提で民営銀行を発起・設立することを試みるべきであるとした。

2014 年には、MyBank（後述）と上海華瑞銀行の設立が認められ、2015 年には、業務を開始した。そののち、2015 年 6 月に、CBIRC が民間企業に対する銀行参入規制を撤廃すると発表し、民間資本 100%の新銀行の設立が可能となっている。さらに、CBIRC は、2015 年 6 月 26 日に公表した「民営銀行発展の促進に関する指導意見」において、民間資本の銀行業への参入について、リスクの自己負担、銀行経営に必要な資質とリスク管理能力があることなどの要件を規定している。

ウ　デジタルバンク参入の要件

CBIRC は、民営銀行の新規参入に関して、2015 年 6 月 22 日に公表した「民営銀行発展の促進に関する指導意見」において、次の要件を規定している。当該指導意見は CBIRC の職責が NFRA に移管された後の 2025 年現在でも有効である。

1)　リスクの自己負担

銀行を設立する民間資本については、運営能力を保有していることのほか、合理的な事業計画の作成や、重要なリスクへの対応等を明確化すること。銀行の経営リスクが、消費者、預金顧客及び納税者に損失・被害を与えることがあってはならない。

2)　銀行経営に必要な資質とリスク・ヘッジ能力があること

設立される民営銀行には、コンプライアンス態勢が充分に備わっていることや、コアとなる業務を持ち、十分なキャッシュ・フローを有していること、取引に係るリスクをコントロールできること、経営に失敗した場合のリスクと責任を負えること等が求められる。

3)　株主による管理・監督

株主は、民営銀行の抱えるリスクについて管理・監督が行える態勢を整備する必要がある。

---

[834] 中国銀行業監督管理委員会「中国銀監会による民間資本の銀行業参入の奨励と誘導に関する実施意見」2013 年 7 月
http://www.gov.cn/zhengce/content/2013-07/05/content_1929.htm

4)　差別化された市場ポジショニングと戦略

積極的なデジタル金融戦略に基づいて、金融サービスを広く深く展開すること。国は、民営銀行への過度な免許発行を避けつつ、伝統商業銀行の運営と発展を維持するものとする。

5)　合法かつ安全な危機処理及び再生計画を有すること

民営銀行は、危機管理に向けた対策を有し、危機後の再生計画の制定など、すなわち、経営失敗の危機処理、資産及び機関の処理、市場退出などの各種計画を有する必要がある。

他方、「電子銀行業務管理弁法（电子银行业务管理办法）」では、次の要件を満たさなければならないと規定している。

1) 金融機関の経営が正常であり、リスク管理態勢と内部統制制度が整備され、電子銀行業務を展開する 1 年前から情報システムにおいて障害が発生していないこと
2) 電子銀行業務の事業戦略を構築し、電子銀行業務のリスク管理態勢及び制度を構築しておくこと
3) 電子銀行業務の事業戦略に基づき、電子銀行業務のインフラ及びシステム整備を行った上で、必要な安全対策とシステム運用に関するテストを実施すること
4) 電子銀行のインフラと情報システムについて、安全性評価が実施されていること
5) 電子銀行業務の専門管理部門を設けており、当該部門には、経験を有する専門技術者と管理者が在籍していること
6) CBIRC[835]が要求したその他の要件を満たすこと

中国においてデジタルバンクに相当する銀行サービスは、「銀行業監督管理法」、「商業銀行法」及び「中国人民銀行法」の規制を受けるほか、「国家安全法（国家安全法）」、「保密法（保守国家秘密法）」及び「刑法（刑法）」における電子犯罪等規制条項の規制も適用されている。また、銀行業務の電子化に関連する「電子ペイメント指南（第一号）（电子支付指引（第一号）」、「電子銀行業務管理弁法」、「電子銀行安全評価指南（电子银行安全评估指引）」、「電子認証サービス管理弁法（电子认证服务管理办法）」、「電子署名法（电子签名法）」などの規制も適用されている。

[835] 2023 年の NFRA の設立に伴い、制度上は従前の CBIRC が NFRA に置き換えられたが、「電子銀行業務管理弁法」（2006 年 3 月 1 日施行、2026 年 2 月時点で有効）においては依然として「CBIRC」の表記が用いられており、NFRA への修正はなされていない。

「電子銀行業務管理弁法」は、電子銀行の定義、本人認証、リスク管理、銀行と顧客の責任分担等に関する基礎的枠組みを提供してきた。実務及び司法判断においても、電子取引の効力認定や未授権取引に関する責任帰属を検討する際の重要な参照規範として位置付けられている。

他方で、同弁法が制定された 2006 年当時と比較すると、金融テクノロジーの急速な進展、モバイル化・プラットフォーム化の進行、業態の高度化・分業化は著しく、電子銀行業務を取り巻く規制環境は大きく変容している。この結果、実務における規制の中心は、同弁法単体ではなく、その後に制定・改正された分野別・機能別のより専門的かつ厳格な法令・監督規則へと段階的に移行している。具体的には、非銀行決済分野については、中国人民銀行を主管機関とする「非銀行決済機関監督管理条例」（2024 年施行）[836]が中核的規制となり、許認可、業務範囲、行為規制及び行政処分について詳細な制度設計がなされている。また、電子銀行業務全般に共通するデータ及び情報システムに関する規律については、「サイバーセキュリティ法（网络安全法）」[837]、「データセキュリティー法（数据安全法）」[838]及び「個人情報保護法（个人信息保护法）」[839]が適用され、個人情報保護、データ安全、サイバーセキュリティに関する最低基準を構成している。さらに、金融消費者保護の観点からは、「中国人民銀行金融消費者権益保護実施弁法（中国人民银行金融消费者权益保护实施办法）」[840]により、銀行及び支払機関を中心に、情報開示、販売行為、個人情報管理等に関する具体的義務が明確化されている。

エ　デジタルバンクの例

(ア) WeBank

WeBank（中国語では、「微众银行」）は、2014 年 12 月 16 日に設立された、当座預金口座と普通預金口座を提供するデジタル・プラットフォーム。設立時資本金 30 億元、従業員は約 2,000 人以上。テンセント、Baiyeyuan、Liye Group が出資する純民営銀行である。

(イ) MyBank

MyBank（中国語では、「网商银行」）は、アリババ傘下のアント・ファイナンシャルを筆頭株主として、2015 年 6 月 25 日に設立されたデジタルバンクである。設立時資本金 40 億元、従業員は約 500 人以上。主要株主はアントグループ、復星工業技術、万向三農である。

836 https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144953/5174993/index.html
837 https://www.cac.gov.cn/2025-12/29/c_1768735112911946.htm
838 http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/202106/t20210610_311888.html
839 https://scca.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/flfg/art/2024/art_1e503b8a7cbe4c8b8e973bb7c16cb56b.html
840 https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/4099060/index.html

(6) 非銀行決済機関に関する規制動向

中国人民銀行の決済業務統計によれば、2024 年に非銀行系決済機関が処理したネット決済件数は 1.34 兆件、金額は 331.68 兆元に達し、非銀行系決済機関におけるネット決済取引の決済業務全体（ネット決済、銀行カードによるアクワイアリング、プリペイドカード取引を含む。）に占める割合は、件数ベースで 95.7%、金額ベースで 72.1%に上った [841]。

また、2015 年から 2025 年末時点で中国全国において 108 件の決済ライセンスが取消処分を受け（そのうち、2025 年の 1 年間で 12 件取消された。）、決済ライセンスの総数はピーク時の 271 のライセンス数から 163 のライセンス数へと大幅に減少し、決済業界の再編が顕著に進んでいる [842]。

近年、顧客備付金・決済資金の（不正な）流用・横領、決済清算機関を介さずに銀行と直接接続して決済・清算を行うこと、顧客の真実の取引情報を遮断・取得制限することなど、決済ライセンス制度には多くの問題が指摘されており、中小の決済企業において違法・違規行為が散見されることから、決済業界に対する監督強化が一層進められている。

このような状況を受けて、国務院は 2023 年 12 月 9 日に「非銀行支払機関監督管理条例」を公布し、同条例は 2024 年 5 月 1 日に施行された。当該条例は、中央金融工作会議の開催後に公布された金融分野における最初の行政法規であり、非銀行決済機関に対する事前、期中、事後を貫く全連鎖・全領域の監督体系を構築することを目的としている。

さらに、2024 年 7 月 9 日、「非銀行決済機関監督管理条例実施細則」が正式に施行された。「非銀行決済機関監督管理条例実施細則」は、「非銀行支払機関監督管理条例」を受け、監督ルールをより具体化するために制定した補完的な部門規章である。「非銀行決済機関監督管理条例実施細則」はユーザ権益保護メカニズムを明確化するとともに、ユーザ情報及び取引記録の保存期間、手数料改定のルール等について具体的な要求を示している。また、非銀行決済機関の設立、変更、終了、決済業務の運営ルール、監督管理、法的責任についても、より詳細な規定が設けられている [843]。

アリペイなど、決済サービスを提供しているが銀行ではない非銀行決済機関の登録資本金と純資産に対する要件が引き上げられ、リスク防止能力が強化されている。また中国人民銀行及びその支局には、非銀行決済機関の取締役、監査役、上級管理職候補者の適性評価を実施する権限が与えられている。さらに決済業務

[841] 「2024 年決済システム運用の全体状況」
http://www.pbc.gov.cn/zhifujiesuansi/128525/128545/128643/index.html
[842] https://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4081344/4081407/4081702/4081749/4081786/63ead9a6-1.html
[843] https://www.gov.cn/zhengce/202407/content_6964644.htm

をプリペイド型（ストアドバリュー）と決済処理型に区分し、同種サービスは形態を問わず一貫した規制を適用するなど、セクターへの無秩序な資本流入を防ぎ、消費者の権利を侵害する可能性のある決済プラットフォームによる独占的市場地位の濫用を抑制も考慮されており、結果としてこのセクターの健全で持続可能な発展を促進するとの議論もされているところである[844]。

2. 証券会社

中国では 1987 年に初めて証券会社が設立された。当初はほとんどが国有企業であったが、現在は有限責任会社に加え株式会社としての証券会社も増加している。

(1) 業務範囲

証券法では証券会社の業務として以下の 8 種類を規定している（証券法第 120 条）。

- 証券仲介
- 証券投資顧問
- 証券取引、証券投資活動に関連する財務コンサルティング
- 証券元引受及び保証推薦（スポンサー業務）
- 証券の信用取引
- 証券のマーケットメイク取引
- 証券自己取引
- その他の証券業務

上記 8 種のうちいずれの業務を実施するかによって、必要とされる資本金額が異なる（証券第 121 条）。

(2) 免許等

証券会社を設立するに当たっては、事業免許として CSRC の審査を経て許可を得なければならないとされている（証券法第 118 条）。

(3) 要件

許可を得るに当たり、以下の要件を満たすことが求められる（証券法第 118 条）。

- 法律及び行政法規の規定に合致する会社定款を有すること
- 主要株主及び実際支配者が良好な財務状況を有し、信用が良好で、直近 3 年間に重大な法律・規則違反の記録がないこと
- 本法の規定に合致する登録資本金を有すること
- 取締役、監査役、高級管理職、従業員が証券法に定められる条件を満たす

[844] https://english.www.gov.cn/news/202407/27/content_WS66a464d9c6d0868f4e8e980b.html

こと

- リスクマネジメント体制及び内部統制が整備されていること
- 適格な経営拠点及び業務施設を有すること
- 法律及び行政法規に定める、及び国務院の許可を得て CSRC が定めるその他の要件

また、必要とされる資本金額は次のとおりである（証券法第 121 条）

- 証券仲介業務、証券投資顧問業務、証券取引、証券投資活動に関連する財務顧問業務を行う場合は 5000 万元以上
- 証券元引受及び保証推薦（スポンサー）業務、証券の信用取引業務、証券のマーケットメイク取引業務、証券自己取引業務、その他の証券業務のうち、
  - 1 つの業務を行う場合は 1 億元以上
  - 2 つ以上の業務を行う場合は 5 億元以上

(4) 変更・取消

CSRC は、証券会社に対し、次のような場合に、免許の変更や取消を含む措置を講じることができる。

- 証券会社のガバナンス体制、コンプライアンス管理又はリスクコントロール指標が規定に合致しない場合の是正命令に対し、その期限を過ぎても是正されない場合、またその行為が当該証券会社の安定的運営を著しく脅かし、顧客の適法な利益を損なう場合（証券法第 140 条）
- 証券会社が違法経営を行い、又は重大なリスクを生じさせ、証券市場の秩序を著しく脅かし、投資者の利益を損なう場合（証券法第 143 条）

3. 保険会社

中国の保険会社は内資系中心であり、財産保険業と生命保険に代表される人身保険業がある。生命保険市場は米国に次ぐ世界第 2 の市場となっている。

(1) 業務範囲

保険法では、保険会社の業務範囲を次のように規定している（保険法第 95 条）。

- 財産保険業務（財産損害保険、責任保険、信用保険など保険業務）
- 人身保険業務（生命保険、健康保険、傷害保険など保険業務）

同一の保険会社は、財産保険業務及び人身保険業務を兼業することができない。ただし、財産保険業務を経営する保険会社は、NFRA の許可がある場合には、短期健康保険業務及び傷害保険業務を行うことができる（保険法第 95 条）。

また、NFRA の審査決定を経て、財産保険業務又は人身保険業務の中で、出再保険及び受再保険の業務を営むことが認められる（保険法第 96 条）。

(2) 免許等

保険会社は、NFRA により設立の許可を得ることが必要である（保険法第 67 条）。

(3) 要件

保険会社設立の条件は次のとおりである（保険法第 68 条）。

- 主要株主が持続的な利益計上能力を有し、信用状態が良好で、直近 3 年間に重大な法律・規則違反の記録がなく、純資産が 2 億元を下回らないこと
- 保険法及び会社法に適合した定款を有すること
- 最低限度額を上回る登録資本を有すること
- 専門知識及び業務経験を持つ上級管理職を具備していること
- 健全な組織及び管理制度を有すること
- 条件を満たす営業場所及び関連施設を備えていること
- 法律、行政法規、及び NFRA が定めるその他の要件

保険会社設立のための最低登録資本金額は 2 億元とされている（同法第 69 条）。

また、保険会社には、登録資本金総額の 20%を保証金として、NFRA の指定する銀行に供託し、保険会社が解散した場合の債務償還に使用する場合を除き、これを使用してはならないとされている（同法第 97 条）。

(4) 変更・取消

保険会社が法令に違反した場合、NFRA は許可取消を含む措置を講じることができる。許可取消の対象になりうる違反行為は保険法第 7 章の「法律責任」において規定されており、主に以下のものがある。

- 保険法の定める業務範囲規制に違反した場合
- 保証金の供託を行わない場合、また規定に反して保証金を流用した場合
- 規定によらずに責任準備金を取崩した場合
- 規定によらずに保険保障基金を取崩した場合
- 規定によらずに出再保険業務を行った場合
- 規定に違反して保険会社の資金を運用した場合
- 許可を得ずに支店や代表事務所を開設した場合
- 許可を得ずに会社分割・合併を行った場合
- 虚偽の報告・報告表・文書・資料を提出した場合
- 法による検査・監督を拒否、あるいは妨害した場合
- 許可され、又は届出した保険約款及び保険料率を規定どおりに使用しなかった場合

4. 証券投資ファンド管理会社

中国で投資運用業者に相当するものとしては、投資ファンドの管理業務を行う証券投資ファンド管理会社がある。

(1) 業務範囲

証券投資ファンド管理会社は、証券投資ファンドに基づく規制を受ける。

公募式の投資ファンドは、CSRC の許可を受けた投資ファンド管理会社が管理を行わなければならない（証券投資ファンド法第 50 条）。投資ファンド管理会社は、CSRC にファンドの登録を行った後、投資家に対してファンド持分の販売を行うことができる（証券投資ファンド法第 55 条）。

(2) 免許等

証券投資ファンド管理会社を設立するには、事業免許として CSRC の許可を必要とする（証券投資ファンド法第 13 条）。

(3) 要件

証券投資ファンド管理会社の設立許可を受けるには、以下の要件を満たす必要がある（証券投資ファンド法第 13 条）。

- 証券投資ファンド法及び会社法の規定に沿って設立されること
- 登録資本金が 1 億元以上であり、全額が払込まれていること
- 管理会社の主要株主が金融業務又は金融機関の管理業務を行う者であり、業績、財務状況、社会的評判が良好であり、国務院の定める資産規模基準を満たしており、最近 3 年間にわたって法令違反の記録がないこと
- 業務資格を持つ人員を法定基準以上有していること
- 役員、監査役、高級管理職がそれぞれ職務要件を満たすこと
- 要件を満たす営業所、防犯設備、並びにファンド管理業務と関連するその他の必要設備を有していること
- 良好な内部管理体制、内部監査制度、リスク管理制度を有していること
- 法令によって定めるその他の条件を満たすこと

(4) 変更・取消

公募式投資ファンドの管理業務を行っている証券投資ファンド管理会社が違法な経営、あるいは重大なリスクが出現し、証券市場の秩序に重大な危害が加わり、ファンドの持分所有者の利益が損なわれるおそれのある場合には、CSRC は当該証券投資ファンド管理会社によるファンド管理業務の停止をはじめとする措置を講じることができる（証券投資ファンド法第 26 条）。

5. 証券・先物投資コンサルティング機関

(1) 業務範囲

投資助言業者は、証券・先物投資コンサルティング業務を行う機関として、証券法に基づく規制を受ける。同業務を行う機関（証券・先物投資コンサルティング機関）の監督管理に関しては、「証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法」が制定され、証券・先物投資コンサルティング業務は下記のように定義されている（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 2 条）。

＜証券・先物投資コンサルティング業務の定義＞

証券・先物投資コンサルティングとは、証券・先物投資コンサルティングに従事する機関及び投資コンサルタントが、下記の形式で証券・先物投資者又は顧客のために証券・先物投資分析、予測若しくはアドバイスなど直接又は間接に有償コンサルティングサービスを提供する活動。

- 投資者又は顧客の委託を受けて、証券・先物投資コンサルティングサービスを供する
- 証券・先物投資コンサルティングのセミナー、報告会、分析会などを行う
- 新聞・雑誌において、証券・先物投資コンサルティング関連の文章、評論、報告を発表し、及びラジオ局、テレビ局などの公共メディアにより証券・先物投資コンサルティングサービスを提供する
- 電話、ファクシミリ、コンピュータインターネットなどの電子通信設備システムにより証券・先物投資コンサルティングサービスを提供する
- 中国 CSRC が認定したその他の形式

(2) 免許等

証券・先物投資コンサルティング業務を行うには、CSRC の業務許可を取得しなければならない（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 3 条）。

(3) 要件

証券・先物投資コンサルティング業務の許可を得るためには、申請者は以下の条件を満たさなければならない（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 6 条）。

- 証券又は先物投資のいずれかについてコンサルティング業務に従事する機関は、5 名以上の証券・先物投資コンサルティング就業資格を取得した専門スタッフを有すること。証券及び先物投資の両方についてコンサルティング業務を行う機関は、10 名以上の証券・先物投資コンサルティング就業資格を取得した専門スタッフを有すること。その高級管理職の中に、少なくとも 1 名の証券若しくは先物投資コンサルティング就業資格

取得者がいること

- 100 万元以上の登録資本を有すること
- 固定の業務場所と業務に相応する通信及びその他情報伝達設備を有すること
- 会社定款を有すること
- 健全な内部管理制度を有すること
- CSRC が要求するその他条件を満たすこと

許可の申請は、申請者の所在地にある CSRC の地方支部に対して行う（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 8 条）。

(4) 変更・取消

証券・先物投資コンサルティング機関による重大な法令違反行為があった場合、CSRC の地方支部は、本部に報告を行い、本部は当該機関の業務資格の一時停止や取消を行うことができる（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 32 条～第 36 条）。

6. 保険仲介業者

(1) 業務範囲

保険仲介業者は、保険法による規制の対象となっている。保険仲介業者には保険代理人と保険ブローカーがあり、それぞれ次のように定義されている。

＜保険代理人（保险代理人）＞

保険代理人とは、保険者の委託を受け保険者から代理手数料を徴収して保険者の授権範囲内において保険事業を行う機関、又は個人をいう。

保険代理機関には、保険代理業務を専門に従事する保険専門代理機関及び保険代理業務を兼営する保険兼業代理機関を含む（保険法第 117 条）。

＜保険ブローカー（保险经纪人）＞

保険ブローカーとは、保険契約者の利益を図るために保険契約者と保険者の保険契約の締結に仲介の労務を提供し、法に基づき手数料を徴収する機関をいう（保険法第 118 条）。

(2) 免許等

保険仲介業務を行うには、事業免許として NFRA から保険代理業務許可証、又は保険ブローカー業務許可証を取得しなければならない（保険法第 119 条）。

(3) 要件

保険法では、保険代理人[845]及び保険ブローカーとして業務を行おうとする者に対し、以下の要件を課している。

- 会社形式で設立する保険専業代理店や保険ブローカーは、会社法の規定する最低登録資本金を満たしていなければならないこと
- 登録資本金は全額が払込済でなければならないこと（保険法第 120 条）。
- 保険専業代理店や保険ブローカーは、高級管理職の品行が良好であり、法令を熟知し、その職責が必要とする経営管理能力を備えており、就任前に NFRA が認めた任職資格を取得していること（保険法第 121 条）。
- 個人の保険代理人、保険代理店の代理業従業員、保険ブローカーのブローカー業務従業員が、NFRA が規定する資格条件を備え、同委員会から資格証明書を取得していること（保険法第 122 条）。
- 自己の経営拠点を有し、保険代理業務、ブローカー業務の収支状況を記帳するための専門の帳簿を備えていること（保険法第 123 条）。
- NFRA の規定する保証金又は職業責任保険に加入していること（保険法第 124 条）

(4) 登記と営業許可

保険専業代理店（保険代理人のうち、保険代理業務を専ら営むもの）及び保険ブローカーは、(2)の業務許可証を取得した後、市場監督管理機関（旧工商行政管理機関）にて登記を行い、営業許可を得なければならない。

保険兼業代理店（保険代理人のうち、保険代理業務を兼業するもの）は、業務許可証を取得した後、市場監督管理機関（旧工商行政管理機関）にて変更登記を行う（保険法第 119 条）。

7. 総合取引所

中国では、証券・デリバティブ・商品（コモディティ）を、一体的に取扱うという意味での総合取引所は存在しない。

(1) 概要

株式、デリバティブを取扱う取引所としては、上海証券取引所（A 株）、深セン証券取引所（B 株）、上海先物取引所、大連先物取引所及び鄭州先物取引所がある。

---

[845] 中国保険法にいう「保険代理人」とは、「保険者の委託に基づき、保険者から手数料を受領し、保険者の授権された範囲内において、保険業務を代理して取り扱う機関又は個人をいう。保険代理機関には、保険代理業務を専ら営む保険専業代理機関と、他の事業と併せて保険代理業務を営む保険兼業代理機関が含まれる。（保険法第 117 条）

取引所は、CSRC が監督する事業単位[846]であり、その設立には CSRC の許可が必要である。

ア　上海証券取引所

上海証券取引所の取扱商品は、株、デリバティブ、債券とファンド（基金）の 4 品目である。株式は、人民元通貨により取引される A 株と、米ドル建ての B 株に区分される。かつては、A 株は中国内の投資家の取引専用、B 株は外国人投資家の取引専用となっており、市場参加者が区分されていた。しかし、B 株については、2001 年 2 月から中国内の投資家の参入が認められ、内外投資家による売買が可能となった。また、A 株については、適格外国機関投資家プログラム（QFII）により、2003 年以降から中国政府に許可された一部の外国機関投資家による取引が可能となった。

2014 年 11 月 17 日、香港証券取引所と上海間の相互接続「滬港通（ここうつう）（上海・香港ストック・コネクト）」が開始し、外国人投資家が香港証券取引所を通じて上海 A 株を取引することなどが可能となった。ただし、相互に上場できる銘柄や、各銘柄に投資可能な額には一定の制限が加えられている。

2024 年の統計結果によると、2024 年 12 月 31 日時点の上海証券取引所上場企業が 2,278 社、株式時価総額が 52.43 兆元、同期間の売買金額は 623.69 兆元、融資総額は 2347.62 億元であった。また、オプションは、出来高が 582、約定金額が 6490.04 億元であった。債券の銘柄数は 31,938、売買金額が 29.98 兆元であり、ファンドは銘柄数が 764、売買金額が 29.83 兆元であった[847]。

イ　深セン証券取引所

深セン証券取引所の取引対象は、株、債券とファンド（基金）の 3 品目である。上海証券取引所と同様、人民元通貨により取引される A 株と、米ドル建ての B 株がある。深セン証券取引所と香港証券取引所の相互取引（「深港通」（しんこうつう））により、外国人投資家も香港証券取引所経由で、深セン A 株の取引が可能となっている。

2024 年の統計結果によると、12 月末時点で深セン証券取引所上場企業が 2,852 社、株式銘柄数が 2,886、時価総額が 33.04 兆元、2024 年まで調達された金額は合計 1318.21 億元であった。また、債券の銘柄数は 15,585、売買金額 66.89 兆元であり、ファンドは銘柄数が 737、売買金額が 8.25 兆元であった[848]。

---

[846] 事業単位とは、社会のために事業を行い、経済的利益の追求を行わない団体である。日本の独立行政法人や特殊法人に該当する組織である。

[847] 出典：上海証券取引所　「上海証券取引所統計年鑑　2025 巻」
https://www.sse.com.cn/aboutus/publication/yearly/documents/c/10801255/files/02acb566841a48f0b2ca8941c73f4541.pdf

[848] 出典：深セン証券取引所　「深セン証券取引所市場統計年鑑　2024」
https://docs.static.szse.cn/www/market/periodical/year/W020250912366937867370.pdf

ウ　上海先物取引所（上海期货交易所）

上海先物取引所は、国務院より認可された 3 先物取引所の内の 1 つで、1990 年代半ばに約 50 の商品取引所が乱立していた中国国内の取引所の統廃合を経て、1999 年に上海金属交易所、上海商品交易所及び上海糧油商品交易所の合併により設立された。2024 年の売買金額は 202.57 兆元であった [849]。

エ　鄭州商品取引所（郑州商品交易所）

鄭州商品取引所は、国務院より認可された 3 先物取引所の中の 1 つで、農産物を中心とした先物取引が行われている。

2024 年の売買金額は 85.15 兆元であった [850]。

オ　大連商品取引所（大连商品交易所）

大連商品取引所は、同じく国務院より認可された 3 先物取引所の中の 1 つで、先物、オプションなどを中心とした先物取引が行われている。2024 年の売買金額が 98.35 兆元であった [851]。2025 年時点で、会員企業は 252 社であった [852]。

カ　中国金融先物取引所（中国金融期货交易所）

中国金融先物取引所は、国内唯一の金融先物やオプションなどを専門とした取引所である。取引商品は、滬深 300、上証 50 及び中証 500 をベースにした株価指数オプション、2 年、5 年及び 10 年の国債先物である。2024 年の売買金額は 190.93 兆元であった [853]。

キ　上海国際エネルギー取引センター（上海国际能源交易中心）

上海国際エネルギー取引センターは、CSRC の批准を受け、中国（上海）自由貿易試験区に登録され、上海先物取引所の出資により 2013 年 11 月 22 日に設立された、国際投資家向けの国際的な取引プラットフォームである。同取引センタ

[849] https://jrj.wuhan.gov.cn/ztzl_57/xyrd/dcczbsc/202501/t20250109_2515235.shtml
[850] 同上。
[851] 同上。
[852] http://www.dce.com.cn/dce/channel/list/258.html
[853] 同注 849。

ーは、エネルギー関連を中心としたデリバティブ取引所であり、中質含硫原油先物（Medium Sour Crude Oil Futures、「SC」）、低硫黄燃料油先物（Low Sulfur Fuel Oil Futures、「LU」）、TSR20 天然ゴム先物（TSR 20 Rubber Futures、「NR」）などの各商品が上場されている。2024 年の売買金額は 31.37 兆元であった[854]。

ク　広州先物取引所（广州期货交易所）

2021 年 1 月 22 日、CSRC は広州先物取引所の設立を承認した。広州先物取引所は、中国における先物取引所の配置をさらに最適化し、新たなタイプの先物商品の探索を進める役割を担っている。同取引所においては、工業シリコン、炭酸リチウム、ポリシリコンに加え、2025 年 11 月から自動車排ガス浄化、風力発電及び水素エネルギー等に幅広く利用されるプラチナ及びパラジウム[855]に関するグリーン関連商品（green finance/green economy）などが取引対象とされている。また、炭素排出権（carbon emissions）関連デリバティブに関して、広州市人民政府が 2025 年 1 月 17 日に公布した「美麗広州建設計画綱要（2025—2035 年）」では、炭素排出権取引市場の整備を推進するとともに、広州先物取引所が炭素排出権先物市場の整備を進めることを強力に支援し、適切な時期に炭素排出権に関連する先物商品の導入を検討する方針が示された。2025 年 12 月現在、広州先物取引所は炭素排出権先物に関する契約制度（先物契約）の設計案を概ね完成させており、今後は炭素排出権先物の上場を着実かつ慎重に推進するとされている[856]。2024 年の売買金額は 10.89 兆元であった[857]。

(2) 主要取引品目について

ア　デリバティブ取引の法的位置づけ

「先物とデリバティブ法（期货和衍生品法）」は、2022 年 4 月 20 日に第 13 期全人代常務委員会の 34 回会議にて可決・公布され、同年 8 月 1 日より施行されることになった。本法は、総則、先物取引及びデリバティブ取引、先物決済及びクロージング、先物取引者、先物経営機関、先物取引所、先物決済機関、先物サービス機関、先物業種協会、監督管理、クロスボーダー取引及び監督・管理の協力、法律責任、付則の 13 章計 155 条から構成されている。

先物取引とデリバティブ取引の法的な定義は、下記のとおりである。（同法第 3 条第 1 項）。

---

854 同注 849。
855 http://www.gfex.com.cn/gfex/mtjj/202511/eca04337746c4dc8865390d87ee70703.shtml
856 https://finance.sina.com.cn/esg/2025-12-18/doc-inhcetxm8332147.shtml
857 同注 855。

＜先物取引＞

先物契約又は標準オプション契約を主として行う取引をいう。

＜デリバティブ取引＞

スワップ契約、先渡契約、非標準オプション契約及びこれらの組み合わせた取引で先物取引以外の取引をいう。

イ　デリバティブ取引に関する法的規制

「先物とデリバティブ法」は、先物市場の監督管理は、国務院先物取引監督管理機関が担うことを明確にした一方で、すべての取引所内のデリバティブ取引は、CSRC の監督下に置かれている。また、中国の店頭デリバティブについては、業界分野、商品、取引場所といった観点に基づき監督が行われており、関係する監督管理機関として、NFRA、CSRC、中国人民銀行、財政部、国家外貨管理局（SAFE）、及び国務院国有資産監督管理委員会が含まれる。

ウ　先物取引所について

先物取引所の設立、変更又は解散は、国務院先物監督管理機関の批准が必要である。

先物取引所は法律、行政法規及び国務院先物監督管理機関の規定に基づき業務規則を制定する。

先物取引所は規約、業務規則を作成、改正するとき、商品の上場、中止、停止又は再上場を決めるとき、上場商品の取引要綱を改正するときなどはすべて国務院先物監督管理機関の許可を取得しなければならない。

先物取引所の持つ機能は、先物取引の場、設備、サービスの提供、上場商品の設計、上場の準備、取引、清算と受渡、取引の実行などの監督、リスク管理制度の整備と執行とする。

エ　先物会社について

先物会社の設立、解散及び法人代表の変更、資本金、株主又は株主の権利構成、会社の住所又は営業場所、支店の開設などはすべて国務院先物監督管理機関の許可を得なければならない。

先物会社資本金の下限は 1 億元とする。

オ　取引基本規則について

先物取引所は健全なリスク管理制度を持たなければならない。具体的には、証拠金制度、毎日の清算制度、値幅制度、建て玉制限、大口客の報告制度、リスク準備金制度などである。

先物取引所は、会員大会、理事会と高級管理層の 3 組織からなる。会員大会は先物取引所の権力機関で、全会員から構成され、年に 1 回会議が招集される。また、インターネット上での会議も招集できる。理事会は会員大会の常設機関で、

会員大会に対し責任を持ち、年に 2 回会議を招集され、理事と非会員理事で組成され、理事の任期は 2 期以内とする。高級管理層は総経理、副総経理と総経理助理からなり、国務院先物監督管理機関が任免権を持っている。

先物取引所、先物会社、会員、顧客、受渡倉庫など先物取引にかかわる各関係者が「先物とデリバティブ法」に違反したときの罰則がある。

(3) 市場でデリバティブ商品を上場するための法的手続と要件

市場で、デリバティブ商品を上場する場合、「先物取引管理条例」の第 13 条では、次のように規定している。

第 13 条 「先物取引所は以下の事項を実施する場合、国務院先物監督機関の許可が必要である。」

- 規定や取引規則の改定
- 取引商品の上場、中止、取消し及び再上場
- 国務院先物監督管理機関が規定したその他の事項

また、新デリバティブ商品を上場する場合、国務院の関連部門の意見を聴取するべきと規定している。

8. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

中国では、非金融機関のペイメント・サービスに関して、「非銀行ペイメント機関監督管理条例実施細則」（非银行支付机构监督管理条例实施细则）[858]が規制している。また、いわゆる前払式支払手段に関しては、「非銀行ペイメント機関備付金貯蓄管理弁法（非银行支付机构客户备付金存管办法）」[859]が規制している。

(1) ペイメント・サービス法規制

ア 非銀行ペイメント機関監督管理条例及びその実施細則

中国人民銀行は、2024 年 5 月 1 日に「非銀行ペイメント機関監督管理条例（非银行支付机构监督管理条例）」[860]を実施し、同年 7 月 9 日に、「非銀行ペイメント機関監督管理条例実施細則」を施行した。規制の概要は次のとおりである。

- 非銀行ペイメント機関の管理・監督は中国人民銀行が行う。

---

[858] 中国人民銀行「非銀行ペイメント機関監督管理条例実施細則」（2024 年 7 月 9 日）
https://www.gov.cn/gongbao/2024/issue_11546/202408/content_6970979.html
[859] 中国人民銀行「非銀行ペイメント機関備付金貯蓄管理弁法」（2021 年 3 月 1 日）
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/23/content_5582141.htm
[860] 中国人民銀行「非銀行ペイメント機関監督管理条例」（2024 年 5 月 1 日）
https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6920724.htm

- 非銀行ペイメント機関のペイメント業務とは、支払人からの前払資金を受領できるか否かにより、ストアドバリュー口座運営と支払取引処理の 2 種類[861]に区分される。ただし、単用途前払カード業務[862]は、本条例で定める支払業務には含まれない。ストアドバリュー口座運営業務及び支払取引処理業務の具体的な分類方法と監督管理規則は、中国人民銀行が制定する。非銀行ペイメント機関は、中国人民銀行から「ペイメント業務許可証」を取得しなければならない。非銀行ペイメント機関の名称には、「ペイメント」の字句を明示しなければならない。
- 非銀行ペイメント機関の資本金は、最低 1 億元、かつ実払込の貨幣資本でなければならない。中国人民銀行は、非銀行ペイメント機関の業務類型、経営地域の範囲及び業務規模等の要素に基づき、資本金の最低限度額を引き上げることができる。非銀行ペイメント機関の株主は、自己資金をもって出資しなければならず、委託資金、負債資金等の非自己資金をもって出資してはならない。
- ペイメント業務許可証を取得する要件は次のとおり。
    - 一定の資本金を有すること。
    - 主要株主及び実質支配者の財務状況並びに誠実性（コンプライアンス）記録が良好であり、直近 3 年間に重大な違法・規則違反の記録がないこと。主要株主及び実質支配者が会社である場合、その持株構造は明確かつ透明であり、権利帰属に関する紛争が存在しないこと。
    - 就任予定の取締役、監事及び高級管理者が関連する法律法規に精通し、職責の遂行に必要な経営管理能力を有し、直近 3 年間に重大な違法・規則違反の記録がないこと。
    - 規定に適合する事業所、セキュリティ確保措置、並びに業務システム、設備及び技術を有すること。
    - 健全なコーポレート・ガバナンス体制、内部統制及びリスク管理制度、退出計画、並びにユーザー権益保護メカニズムを有すること。

法律、行政法規及び中国人民銀行の規則が定めるその他の慎重性要件を充足すること。ペイメント機関が前払方式で集めた資金（中国語では、「備付金」）は、ペイメント機関の財産ではなく、所有者の支払指図に従い、資金の移動を行うことのみが可能であり、その他、いかなる形式であっても、ペイメント機関は当該

---

[861] ストアドバリュー口座運営（储值账户运营、Stored-value Account Operation）とは、中国の非銀行決済機関（例：Alipay、WeChat Pay）が提供する、「資金を事前にチャージして利用する決済用口座（储值账户）」を管理・運営する業務であり、他方、支払取引処理（支付交易处理、Payment Transaction Processing）とは、決済機関が行う、支払指図の受付・認証・清算・送信など、決済処理そのものを担う業務である（資金を事前に預からないビジネスモデル）。

[862] 単用途前払カード業務（单用途预付卡业务、Single-purpose Prepaid Card Business）とは、特定の企業又は同一グループ内でのみ利用できるプリペイドカード（単用途カード）を発行する業務である。

資金を利用することはできない。また、資金の管理規定については、中国人民銀行が別途定めることとされている。

(2) 非銀行ペイメント機関備付金貯蓄管理弁法

中国人民銀行は、2021 年 3 月 1 日に、ペイメント・サービス企業が前払方式で集めた資金（備付金）について、「非銀行ペイメント機関備付金貯蓄管理弁法」を公表し、施行した。その概要は次のとおりである。

- 備付金とは、ペイメント機関が顧客から前払方式で受領した資金（支払い準備金に相当）のこと。
- 備付金銀行とは、ペイメント機関と契約し、ペイメント機関が、顧客から前払方式で集めた資金を管理する銀行のこと。また、備付金銀行は、次の要件を満たさなければならない。
  - 総資産が 1,000 億元以上、かつ自己資本比率、レバレッジ比率、流動性などの指標は国の監督管理基準を満たすこと。
  - 顧客の備付金に対する、適切なガバナンスを有すること
  - 国内の支店等の数及びその分布が、ペイメント機関のサービス需要を満たし、相応した処理能力及び支払能力があること
    災害時の対応能力及び回復能力があり、サービスの継続性を保つこと
  - 顧客備付金の安全確保及び消費者の適法な権益の維持を目的として、中国人民銀行が別途定めるその他の要件を満たすこと

ペイメント機関の備付金集中保管口座内の資金は、顧客が指定する銀行決済口座、届出済み自己資金口座、及び特定業務の未決済資金専用預金口座、適法な業務協力関係を有する他の非銀行支払機関の備付金集中保管口座、又は消費者の適法な権益の保障の観点から中国人民銀行が認めるその他の口座に対してのみ、振替を行うことができる。非銀行ペイメント機関が適法な業務を行うため、自己資金を備付金集中保管口座へ振替える必要がある場合には、清算機関を通じて、届出済み自己資金口座から手続を行わなければならない。非銀行ペイメント機関が規定に従い非現金方式で顧客の備付金の償還（払戻し）を行う場合には、清算機関を通じて、備付金集中保管口座から資金を振替えなければならない。規定に従い現金方式で顧客の備付金の償還を行う場合には、まず届出済み自己資金口座を用いて手続を行い、その後、備付金監督機関を通じて、備付金集中保管口座から相当額の顧客備付金を届出済み自己資金口座へ振替えなければならない。

(3) 暗号資産交換業の概況について

ア　業務範囲

業務範囲に係る制度化された規制等に関する情報は確認できていない。

イ　暗号資産交換業に係る免許等

暗号資産に係る免許制度、許認可に関する情報は確認できていない。

ウ　暗号資産取引に係る規制

中国では 2013 年から暗号資産の規制が始まった。規制は徐々に強化され、ついに 2021 年に暗号資産関連の取引や事業が全面禁止となった。その流れは、下記のとおりである。

- 2013 年：中国国内の銀行が暗号資産の取引を行うことを禁止
- 2017 年：新規 ICO 発行を禁止（結果、取引所が海外移転や閉鎖に追い込まれる）
- 2019 年：ビットコインマイニングが淘汰類業界のリスト入り
- 2020 年：国内における暗号資産取引所の活動の取締まりを強化
- 2021 年：マイニング・暗号資産取引の全面禁止を順次発表
- 2025 年：暗号資産・ステーブルコイン取引の全面禁止の強調
- 2026 年：暗号資産・RWA（現実資産トークン化）・ステーブルコイン関連全般の禁止とリスク管理強化

エ　暗号資産に係る規制措置の所管

暗号資産業は、マイニングプロジェクトによる大量電力消費問題など中国国内の産業構造にも影響する。こうした状況に対して中国の暗号資産に関する規制は多組織（他省庁）にわたる形で、法規制の制定や取締などがされている。暗号資産の規制に係る省庁及び役割は以下のとおりである。

- 中国人民銀行
  - 暗号資産に関する政策・規制の企画・立案
- 工業と情報化部
  - 暗号資産に係る IT プラットフォームや技術などに関する規制制定の参画等
- 国家能源局（エネルギー局）
  - マイニングプロジェクトの電力使用に係る規制の立案・参画

- NFRA
  - 金融機関に対する暗号資産に係る監督・指導・取締等
- 国家発展改革委員会
  - 暗号資産に係る産業構造調整や関連産業政策の制定・立案等
- 公安部
  - 暗号資産に係る詐欺・マネー・ローンダリング関連犯罪の取締

(ア)暗号資産に関する法規制

① ビットコインの禁止

2013 年 12 月 5 日に公表された「ビットコインのリスクの防止に関する通知」[863]（中国人民銀行）により、金融機関とペイメント・サービス機関がビットコインを取り扱うことは禁止される。上記「通知」は、リスク防止を主眼に置いており、ビットコインが法的貨幣ではないと認定するとともに、ビットコインによるマネー・ローンダリングの防止を強化することを強調した。これは、事実上暗号資産の全面禁止措置である。

「通知」の概要は、下記のとおりである。

- 金融機関とペイメント・サービス機関のビットコインに係る業務の禁止
- ビットコイン関連 web サイトへの監視・管理の強化
- ビットコインを利用したマネー・ローンダリング防止

② 新規 ICO 発行の禁止

2016 年頃から、新規暗号資産公開（ICO）がブームとなり、トークンの発行・販売による詐欺などの事件が多発した。これに対し、2017 年 9 月 5 日、中国人民銀行は、「新規コイン公開融資のリスク防止に関する公告」[864]を公表し、ICO プラットフォームが ICO トークンを発行することを禁止し、ICO を通じて調達した資金を投資家に返還するよう命じた。

「公告」の概要は、下記のとおりである。

- いかなる個人・組織も、ICO トークンを発行してはならず、ICO を通じて調達した資金を投資家に返還しなければならない。
- ICO トークン発行プラットフォーム企業への監視を強化し、全ての ICO 間の交換や取引を禁止する。
- 金融機関とペイメント・サービス機関は、いかなる ICO コインの取扱い

[863] 中国人民銀行「ビットコインのリスク防止に関する通知」
https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/fileDir/resource/cms/2018/07/2018072615002921168.pdf
[864] 中国人民銀行ら「新規コイン公開融資のリスク防止に関する公告」
https://jrjgj.suzhou.gov.cn/szdfjr/jrsx/201709/85G2LIW73EZXUAEQTTQ16ZEFLGXV75S4.shtml

にも関与してはならない。

③　暗号資産取引とマイニングの全面禁止

ビットコインの禁止や新規 ICO 発行の禁止など取締を強化するとともに、当局はこれまで黙認していた暗号資産マイニングについて取締を開始した。2021 年 9 月 3 日、国家発展改革委員会等は、「暗号資産に係るマイニング活動の整理に関する通知」[865]を公表した。暗号資産のマイニングプロジェクトに対して、既存プロジェクトの精査、計画的な撤収及び新規プロジェクトの禁止などを命じた。

「通知」の概要は、下記のとおりである。

- 既存マイニングプロジェクトの精査
  - 国内の各種 IT・データセンター関連のハイテク開発区などに対して入居企業の電気消費量の整理・精査からマイニングプロジェクトを検出すること
  - 整備中のプロジェクトに対する審査は、企業の規模から計画電力消費量などから異常の有無を検査し、マイニングプロジェクトであるとみなされればプロジェクト計画を中止させること
  - IT 技術を活用し、電力網の電力消費データや水使用量のデータなどを監視し、異常の検出を行うこと
- 新規マイニングプロジェクトの禁止
  - 地方の IT 地区や工業団地に対してエネルギー消費量を評価指標として適用し、エネルギー消費量により新規マイニングプロジェクトを排除すること
  - マイニングを制限・淘汰類産業リスト [866]に追加することで、プロジェクトへの投資を禁止すること
  - データセンターやブロックチェーン及びクラウドサービスなどデジタル産業の名目でマイニングのプロジェクトを行うことを禁止すること
  - データセンターを運営する企業に対してマイニングを行わない承諾書を署名し、自律的にマイニングに参加させないようにすること
  - 各種新規プロジェクトの電力インフラ整備計画に対して厳格に審査し、マイニングプロジェクト電力の利用を禁止すること

[865] 国家発展改革委員会ら「仮想通貨に係るマイニング活動の整理に関する通知」
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202109/t20210924_1297474_ext.html
[866]中国では産業構造調整策として、産業及び製品を「推奨類」や「禁止類」及び「制限・淘汰類」に分類しており、「制限・淘汰」類産業は、新規プロジェクトの禁止、既存プロジェクトの期限付き中止などが科される。

- マイニングプロジェクトの財政及び税金対策の支援を禁止すること

- 既存マイニングプロジェクトの取締
  - 既存マイニングプロジェクトに対して電力供給を期限付きで停止すること
  - 既存マイニングプロジェクトの電力料金を通常料金より 0.3 元／千 kW 上乗せすること
  - 電力市場においてマイニングプロジェクトへの優遇などを禁止すること
  - 地方政府は既存マイニングプロジェクトへの財政、税金及び電気料金などの優遇政策を期限付きで撤回又は中止すること
  - 金融機関によるマイニングプロジェクトに対する金融支援を禁止すること
  - 淘汰類マイニングプロジェクトを期限付きで廃業させること

④　暗号資産取引の全面禁止の強化

2025 年 11 月 28 日、中国人民銀行は主導して暗号資産取引・投機行為の取締りに関する協調メカニズム会議を開催し、公安部、中央インターネット情報弁公室、中央金融弁公室、最高人民法院、最高人民検察院、国家発展改革委員会、工業情報化部、司法部、国家市場監督管理総局、NFRA、CSRC、国家外貨局の 13 部門の関係責任者が出席した[867]。

当該会議では、明確な方向性が示された。すなわち、最近、暗号資産をめぐる投機的取引が再び活発化している状況を踏まえ、監督当局は引き続き禁止政策を堅持し、関連する違法金融活動の取締りを継続して強化するというものである。注目すべき点として、今回はステーブルコイン（稳定币）に関するリスクが特に取り上げられた。会議では、ステーブルコインは暗号資産の一種として、顧客本人確認（KYC）やマネー・ローンダリング対策（AML）等のコンプライアンス要件を現状満たしておらず、資金洗浄、集団的詐欺、違規なクロスボーダー資金移転など違法行為に利用されるリスクがあると指摘された。

会議では改めて、暗号資産は法定通貨と同等の法的地位を有さず、法的強制通用性を備えず、市場において通貨として流通させるべきではなく、また流通させることはできないと強調した。これらに関連する業務活動は、いずれも違法な金融活動に該当することも確認された。

会議は、各部門が一層協調を強化し、監督政策及び法的根拠を整備し、情報の流れ・資金の流れといった重点領域に焦点を当てたモニタリングを強化し、関連

[867] https://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5916794/index.html

する違法・犯罪行為を厳格に取り締まるよう求めた。

⑤ 暗号資産・RWA（現実資産トークン化）・ステーブルコイン関連全般の禁止とリスク管理強化

2026 年 2 月 6 日、中国人民銀行、国家発展改革委員会、工業情報化部、公安部、国家市場監督管理総局、NFRA、CSRC、国家外貨管理局の 8 部門は、「暗号資産等に関するリスクのさらなる防止・処置に関する通知」（銀発〔2026〕42 号、以下「新通知」という。）を連名で公布した。新通知は公布日より施行し、2021 年の旧通知（銀発〔2021〕237 号）を同時に廃止した[868]。

新通知は、ビットコイン等の暗号資産が法定通貨と同等の法的地位を有さず、中国国内での法定通貨との交換、暗号資産間の交換、取引仲介、ICO、関連金融商品の提供はいずれも違法金融活動として全面禁止されると明確化した。また、人民元連動のステーブルコインを無許可で海外発行することも禁止されている（新通知の一の（一））。

また、RWA については、新通知で「暗号技術及び分散型台帳又はこれに類する技術を用いて、資産の所有権、収益権等（以下「権益」という。）をトークンに転換し、又はトークン的性質を有するその他の権益・債券証憑に転換した上で、これらを発行・取引する活動」と定義され、中国国内での発行・取引や関連仲介・技術サービスは原則禁止とされ、主管部門の正式承認を得て特定金融インフラ上で行う場合のみ例外的に許容される。海外主体が中国国内主体に RWA 関連サービスを提供することも禁止されている（新通知の一の（二））。

マイニング規制として、国家発展改革委員会は主導で既存プロジェクトの全面整理・閉鎖を進め、新規マイニングを厳禁し、中国国内での「マイニング機器」の販売・関連サービス提供も引き続き禁止されている（新通知の三の（九））。

また、中国国内主体の越境活動規制として、中国国内主体及びその支配下の海外主体が無許可で海外にて暗号資産を発行できない（新通知の四の（十三））。中国国内の収益を裏付けとする RWA を海外で実施する場合、「同一業務・同一リスク・同一規則」の原則の下、国家発展改革委員会、CSRC 及び外管局等の厳格監督を受け、事前の同意・届出が必須とされている（新通知の四の（十四））。中国国内の金融機関の海外子会社や拠点が専門体制、AML、適合性管理を整備し、コンプライアンス体制を確立し管理部門に報告義務を負う（新通知の四の（十五））。

最後に、法的責任として、違反行為には行政処罰が科され、犯罪に該当する場合は刑事責任が追及される。海外違法サービスを「知りながら」支援した中国国

[868] https://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7614318/content.shtml

内主体も責任を問われる。さらに、個人・法人が暗号資産や関連金融商品に投資した場合、公序良俗に反する民事行為は無効とされ、損失は自己負担となり、金融秩序を害する場合は当局が取締りを行う（新通知の六）。

以上によって、新通知は、暗号資産、RWA、ステーブルコイン、マイニングを包括的かつ高圧的な監督枠組みを構築し、中国国内活動を原則禁止し、越境活動を厳格許可制としている。

オ　暗号資産関連のその他の規制等

（ア）　デジタル人民元

2020 年 10 月、中国人民銀行は金融部門監督の役割を拡大しリスクを軽減するための「中国人民銀行法」改正案[869]を公表した。その中で、「金融リスクを防ぎ、解決するほか、金融の安定を保つ」ことを目標として定め、デジタル人民元に関する規定はその一部として盛り込まれている。本改正案については、意見公募（パブリックコメント募集）を実施した。

改正案では、「人民元は、物理的な形とデジタル版の両方を含む」としており、デジタル人民元を正式に合法化する方針と推察される。

デジタル人民元は中国国内の複数の地域で試験的に使用されている。例えば、2023 年 2 月に深セン市は、中国人民銀行と協力し合計 1,000 万元分のデジタル元を 5 万人に配布するキャンペーンを実施し、9 割以上の当選者が実際にデジタル元を利用したことが報道された[870]。2025 年末時点で、デジタル人民元は中国国内・越境の試行が拡大し、卸小売、飲食・文旅、教育医療、公共サービス等でオンライン、オフラインの再現可能なモデルが形成された。2025 年 11 月末までの累計では、取引件数は 34.8 億件、取引金額は 16.7 兆元に達した[871]。また、デジタル人民元アプリを通じて開設された個人ウォレットは 2.3 億個、法人等の単位ウォレットは 1,884 万個である[872]。多国間中央銀行デジタル通貨ブリッジ（mBridge）は、累計で越境決済取引 4,047 件を処理し、累計取引金額は人民元換算で 3872 億元に達した[873]。

10 年にわたる研究開発及び試行運用の経験を総括した上で、中国人民銀行は「デジタル人民元の管理・サービス体系及び関連金融インフラ整備を一層強化するための行動方案」（以下「行動方案」という。）を策定した。2026 年 1 月 1 日から新世代の計量枠組み・管理体系等が始動し、「デジタル現金」から「デジタル預

---

869 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-10/24/content_5553847.htm
870 深セン市がデジタル人民元試用開始
http://www.xinhuanet.com/money/20230214/6a7572a1ce2e49f085d814d2f4dc97ac/c.html
871 http://www.xinhuanet.com/fortune/20251229/b4769a74c4874897935a9bbd7ee2359f/c.html
872 同上。
873 同上。

金」へ移行する。具体的に、行動方案においては、銀行機関が顧客の実名デジタル人民元ウォレット残高に対して利息を付し、預金金利の価格付けに関する自律ルールを遵守することを明記されている。銀行は、デジタル人民元ウォレット残高について、自主的に資産負債（ALM）運用を行うことができ、預金保険により、預金と同等の安全保障が法律に基づき提供される。非銀行決済機関に関しては、デジタル人民元保証金は、非銀行決済機関の顧客備付金と同様に取り扱われる[874]。

中国では新たなイノベーション分野に対しては規制を行わず、一定程度自由な環境で市場における適合性や課題を把握、分析した上で、ある段階から規制措置を検討するなど制度化に向けて動くのが一般的である。暗号資産に対する規制に関しても同様の傾向がみられるが、暗号資産取引に不可欠なブロックチェーン技術については、様々な分野に応用可能であることから、安全性や改ざん防止の観点に加え国益の観点からも特に重視している。

（イ）　ステーブルコインに関する施策

デジタル人民元を合法化する一方で、上記の「中国人民銀行法」改正案は人民元を裏付けとするステーブルコインの発行と流通は禁止した。具体的には、「個人や企業・団体は人民元の流通を代替するトークンを発行してはならない。」と規定している。また、「違反した場合、中国人民銀行はそれらの不法行為を差止め、ステーブルコインの発行と販売で得られた利益を押収し、押収した利益の最大 5 倍の罰金を科す」と規定している。2025 年 11 月 28 日に、中国人民銀行は公安部など 13 の政府機関と「仮想通貨取引の投機リスクに関する調整会議」を開催し、暗号資産及びステーブルコイン取引が依然違法であることを改めて確認して取締り徹底を表明した。

（ウ）　NFT について

暗号資産の取引やマイニングなど関連活動は全面的に禁止する一方、NFT（中国では、「デジタルコレクティブル」という。）自体の保有は、資産として法律上保護されている。

NFT に関しては杭州インターネット裁判所[875]が、「価値、希少性、制御及び取引可能性といった点において財産権の対象となる特性を有する」として法律上保護される仮想財産と認める判断を下した。

---

[874] 同上。https://en.people.cn/n3/2025/1230/c90000-20408258.html

[875] 杭州インターネット裁判所は、中国国内初のインターネットに係る事件などの裁判を専門とした裁判所。原則として、インターネットに関する案件はインターネット上で審理する。
ICT 技術を活用し、起訴、訴訟提起、立証、審問、判決、執行のすべてのプロセスをオンラインで完了する。

ただし、中国国内では NFT 取引の決済には暗号資産ではなく、人民元が用いられる。また、世界と繋がっているパブリックブロックチェーンではなく、中央集権型台帳に取引が記録されるため、世界の二次市場では売買することはできない。

他方、これらの制限内であれば、NFT の発行や取引は可能であり、中国ではアリババやテンセントなどの大手企業や、公的機関も NFT 市場へ参入している。また、暗号資産を使用しない NFT プラットフォームも開発されている。

9. 小口貸金業者

中国の貸金業は、法的に認められているフォーマル金融主体と、インフォーマル金融主体に分けられる。後者は、一般的に、「民間信用」、「民間融資」、「非正式金融」、「非正規金融」（インフォーマル金融、非公式金融、非制度金融）、「体外循環金融」（体制外金融）、未観測金融、地下金融などとも呼ばれている。

2021 年まで、当局に認められている貸金業者（貸出会社）は 14 社（うち、天津所属区県の興農貸出会社 5 社、シーティーバンク系 4 社はそれぞれ、重慶北培、大連瓦房店、湖北荊州、湖北咸寧に立地）、消費金融公司が 30 社（ハイアル、盛銀、晋商、華融、杭銀、中郵、馬上（重慶）、蘇寧，湖北（湖北銀行と TCL などの合弁）、招聯（招商行傘下の香港永隆行とチャイナ・ユニコムとの合弁）、興業、捷信（チェコの PPF グループの出資）、北銀（北京銀行の出資）、中銀（中国銀行の出資）、四川錦程（成都銀行とマレーシア Hong Leong Bank）等）である。それに対し、2025 年 6 月末までに、当局に認められている貸金業者（貸出会社）の統計はなくなり、消費金融公司は 31 社になった[876]。

2025 年時点で、小口貸金会社（小额贷款公司）業界は全体として安定的に運営されている。一方で、一部の小口貸金会社においては、粗放的な経営管理、信用リスクの高さといった問題がみられ、また、過度なマーケティング、不当な債権回収、違法な手数料徴収、ライセンスの貸与・賃貸などの不適切な行為も散見されている。

2024 年 12 月 31 日、NFRA は「小口貸金公司監督管理暫定弁法（小额贷款公司监督管理暂行办法）」[877]を公布し、同日に施行することにより、小口貸金業者に対する専門的な新監督規制が導入された。

現行の法律・行政法規の枠組みにおいて、「小口貸金公司監督管理暫定弁法」は、法令上の授権を要する機関准入（ライセンス付与）、行政処分などの事項を直接規定するものではなく、主として、小口貸金業者の業務運営、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、金融消費者保護に関する監督ルールを詳細化している。特に、不当なマーケティング、違法な手数料徴収、ライセンスの違法貸与等の業

[876] https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/governmentDetail.html?docId=1228300&itemId=863&generaltype=1
[877] https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1195616&itemId=928

務上の乱象に対する規制が強化された点が大きな特徴である。

また、「小口貸金公司監督管理暫定弁法」第 57 条は「小口貸金公司は省級地方金融管理機関が定める移行期間内に、本弁法の各項要件を段階的に満たさなければならない。移行期間は原則として 2 年を超えないものとする。」と定めている。

(1) 小口貸金公司

ア 定義

「小口貸金公司監督管理暫定弁法」にいう「小口貸金会社」とは、中国国内において法令に基づき設立され、公衆から預金を受け入れず、小口貸金業務を主たる業務とする地方金融組織をいう。本弁法にいう「ネット小口貸金会社」とは、ネットワーク貸付業務を営む小口貸金会社をいう（同法第 3 条）が、小口貸金会社と同様の規制を遵守しなければならない（同法第 2 条）。

イ 免許等付与

小口貸金会社を設立し、小口貸金業務を営むには、省級地方金融管理機関の同意を得なければならない。小口貸金会社は、法令に基づき、以下の業務の全部又は一部を営むことができるが、その旨を会社の経営範囲に明記しなければならない（「小口貸金公司監督管理暫定弁法」第 8 条）。

- 小口貸金の提供
- 商業手形の引受け及び割引
- 法律・行政法規に定められ、かつ NFRA が同意したその他の業務

小口貸金会社は、理財商品[878]、信託、ファンド等の金融商品の発行又は販売代理を行ってはならず、固定収益型証券以外の金融商品を購入してはならない（「小口貸金公司監督管理暫定弁法」第 8 条）。ライセンスの賃貸や、実質的なリスク負担を伴わない融資仲介（助貸）のみを行う「通道業務」が厳格に禁止された。なお、本規制強化の背景には、休眠状態や違法行為を行う「ゾンビ企業」「殻（シェル）会社」を一掃し、業界の減量と質的向上（減量増質）を図る狙いがある。

ウ 規制体系

当該暫定弁法は、省級地方金融管理機関を中心とする責任明確化と中央・地方協働の下で、小口貸金会社で散見された粗放経営、違法行為（牌照の貸与等）を是正し、小口賃金会社の業務行為、ガバナンス、リスク管理及び消費者保護を体

878 理財商品とは、金融機関が一定の投資方針に基づき受託運用を行い、その運用成果を投資家に帰属させる資産管理型金融商品をいう。

系的に規律し、業界の健全・持続的発展と普恵金融の実現を図ることを目的としている[879]。

具体的に、省級地方金融管理機関は、当該地域の小口貸金会社に対する監督管理及びリスク処置について全面的責任を負う。小口貸金会社の設立、終了等の重大事項は、省級地方金融管理機関が統一して所掌し、下級機関へ権限を委譲してはならない。省級が全面責任を負うことを前提として、省級地方金融管理機関は、省級以下の規制機能を担う機関に対し、非現場監督、現場検査、違法・違規行為への処置等の業務を権限委託することができる（「小口貸金公司監督管理暫定弁法」第 6 条）。

NFRA は、小口貸金会社に関する監督ルールの策定を担当し、省級地方金融管理機関に対し業務指導及び監督を行う。NFRA の各級派出機関は、その職責に基づき、小口貸金会社の監督に関して地方金融管理機関との協働を強化する（「小口貸金公司監督管理暫定弁法」第 7 条）。

小口貸金会社は、法令により認められた地域範囲内で業務を行わなければならず、省・自治区・直轄市を越えて業務を行ってはならない。地級市を越えた展業（地域拡大）条件は、省級地方金融管理機関が別途定める（「小口貸金公司監督管理暫定弁法」第 10 条）。

エ　貸付残高

小口貸金会社が同一借主に対して保有する各種融資の貸付残高は、前年度末純資産の 10%を超えてはならない。同一借主及びその関係者に対する各種貸付残高は、前年度末純資産の 15%を超えてはならない。ネット小口貸金会社が単一の借主に対し提供する消費用途貸付の残高は 20 万元を超えてはならず、生産経営用途の貸付残高は単一の借主に対して 1,000 万元を超えてはならない（「小口貸金公司監督管理暫定弁法」第 14 条）。

オ　資産証券化商品の発行

小口貸金会社が資産証券化商品を発行する場合、以下の条件を備え、省級地方金融管理機関の同意を得なければならない。

- 良好なコーポレート・ガバナンス、内部統制体制及びリスク管理制度を備えていること
- 信用状況が良好で、過去 3 年間に重大な違法・違規行為がないこと
- 監督評価（监管评级）が良好であること
- 法律、行政法規、NFRA が定めるその他の条件を満たすこと

[879] https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202501/content_6999615.htm

小口貸金会社が債券を発行する場合は、上記条件に加え、経営管理が良好で、直近 3 会計年度に連続して利益を計上していることが必要であり、同様に省級地方金融管理機関の同意を得なければならない（「小口貸金公司監督管理暫定弁法」第 19 条）。

カ　金利上限に関する規制

小口貸金会社は、借主から徴収するすべての利息・手数料と貸付元本の比率を年換算利率（年化利率）として計算し、借入契約に明記しなければならない。また国家の関連規定に違反してはならない。小口貸金会社は、借入契約で定めた金額に従って借主へ貸付元本を全額支払わなければならず、利息、手数料、管理費、保証金等を前もって控除してはならない。小口貸金会社は、中小企業、個体工商戸、農家及び個人消費者に対する貸付の年換算利率を合理的に設定し、普恵金融（金融包摂）の発展を支援し、そのサービス効率を高めなければならない（「小口貸金公司監督管理暫定弁法」第 16 条）。

金利上限に関する規制について、最高人民法院の司法解釈である「民間貸借事件の審理における法律適用に関する若干問題の規定」（2015 年施行、2020 年最終改正）[880]では、中国人民銀行が全国銀行間同業拆借センターに対し、2019 年 8 月 20 日から毎月公表される 1 年物貸出市場報価利率（LPR、2025 年 12 月 22 日現在の LPR は 3%である [881]。）の 4 倍を超えてはならないと定めている。しかし、2021 年 1 月の最高人民法院の批復 [882]により、金融機関及び小口貸金公司等の地方金融組織は、この「民間借貸」の金利上限規定の適用対象外とされた。これにより、小口貸金公司については法的には「LPR の 4 倍」に直接拘束されないが、金融消費者保護の観点に加え、多くの裁判例・地方当局による指導（ウィンドウガイダンス）において、最高人民法院の旧来の「民間貸借事件の審理における法律適用に関する若干問題の規定」（2015 年版）で示された上限である年利 24%が実質的な防衛ライン（セーフハーバー）として機能している状況にある [883]。

かかる状況下で、2025 年末に、中国人民銀行及び NFRA は、小口貸金業界の発展に関する指針文書（以下「本ガイドライン」という。）を公布し、小口貸金公司に対し、貸付に係る総合的な融資コストを明示することを求め、同コストの低下を促すとともに、地方金融管理機関に対して、管内の小口貸金公司の貸付状況に

---

880 http://gongbao.court.gov.cn/Details/94b6623974526df7d2430a3c73f050.html
881 https://www.pbc.gov.cn/zhengcehuobisi/125207/125213/125440/3876551/index.html
882 https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/285171.html
なお「批復」とは、「下級機関からの請願や報告に対し、上級機関が下した正式な回答・承認文書」をいう。
883 https://www.mycaijing.com/article/detail/561609
https://news.qq.com/rain/a/20251225A06GD200

関する日常的なモニタリングを強化することを要請しているようである[884]。本ガイドラインによれば、小口貸金公司は、総合融資コストが年利 24%を超える新規貸付を直ちに停止するとともに、各貸付の総合融資コストを、2027 年末までに段階的に 1 年物 LPR の 4 倍以内へ引き下げることが求められている。また、期間が 1 か月以内の超短期貸付については、総合融資コストが 24%を超えてはならないとされている。2025 年 12 月時点の最新の LPR（1 年物）は 3.0%であり、これを前提とすると、2027 年末までに、小口貸金公司の各貸付における総合融資コストは、概ね年率 12%程度まで引き下げられる見込みである。

本弁法においても具体的な数値基準は設けられていないが、金利の合理的な設定と透明性の確保が義務付けられている。

(2) 消費金融公司

NFRA は、2024 年 4 月 18 日に、「消費金融公司管理弁法」[885]を公表し、施行した。その概要は次のとおりである。

ア 業務範囲

消費金融公司の業務範囲は、下記の全部及び一部である。

- 個人消費ローン
- 株主及びその国内子会社、株主が属するグループの親会社及びその国内子会社からの預金の受入れ
- 会社の株主である国外金融機関からの借入れ
- 資本性に該当しない社債の発行
- 国内金融機関への貸出
- 許可された債券の発行
- 国内同業との貸借
- 消費者金融関連のコンサルティング及び代理業務
- NFRA が許可した他の業務

イ 免許等付与

消費者金融公司は、「消費金融公司管理弁法」（NFRA、2024 年 4 月 18 日）の規定に従って設立及び業務を展開しなければならない。

ウ 要件

消費金融公司に関する認可要件は以下のとおりである。

---

884 同上。

885 https://www.gov.cn/zhengce/202403/content_6940035.htm

- 「公司法」と NFRA の規定に適合した会社規定を有すること
- 規定条件を満たす出資者がいること（主要出資者が消費者金融分野で 5 年以上の業務経験を有することが求められるなど求められている）
- 登録資本金は一括して払い込まれた貨幣資本とし、最低限度額は人民元 10 億元、又はこれと同等の自由に兌換可能な通貨とする（2024 年改正で大幅に引き上げられた）
- 業務に従事する関連資格を持つ取締役及び管理者を有すること
- 業務運営及び監督規制上の要請に適合した情報技術アーキテクチャを構築し、業務運営を支えるために必要で、安全かつ適法・コンプライアンスに適合した情報システムを有し、業務の継続的運営を確保するための技術及び措置を備えること
- 社内統制、コンプライアンス及びリスクマネジメント制度が構築され、相応した情報管理システムを有すること
- 規定を満たす営業場所、安全対策が構築された各種設備や施設を有すること
- NFRA の関連規定を満たすこと

エ　変更・取消

消費金融公司において、違法な経営、経営管理の不備その他の事由があり、これを解消しない場合に金融秩序を重大に害し、又は公衆の利益を損なうおそれがあるときは、NFRA はライセンスを撤回する権限を有する。

オ　金利上限に関する規制

金利上限についても、最高人民法院の司法解釈である「民間貸借事件の審理における法律適用に関する若干問題の規定」（2015 年施行、2020 年最終改正）では、LPR（1 年物）×4 が上限、これを超える部分は無効とされているものの、これは「民間借貸」に適用されるもので、NFRA からライセンスの発行を受けた消費金融公司はこれに該当しない。しかし、金融消費者保護の観点に加え、多くの裁判例・地方当局による指導において、最高人民法院の旧来の上限である年利 24%が実質的な防衛ラインとして機能している状況にある[886]。2025 年末現在、各社の平均貸出金利は概ね 24%の「レッドライン」以内まで引き下げられているものの、株主背景、事業展開モデル、顧客基盤の違いにより、消費金融機関ごとの商品プライシングには大きな差がある。実際、年率 20%超の商品の比率が過半を占める機関も一部に存在する。監督当局の窓口指導により、消費金融機関は 2026 年第 1

[886] 同注 885。

四半期から、当四半期に新規実行する貸出の平均総合調達コスト（総合融資コスト）を 20%以内へ引き下げることが求められるという[887]。そのほか、「消費金融公司管理弁法」第 20 条では、消費金融公司が金利の市場化原則に従い…法令遵守、慎重な経営、対等かつ任意、公正かつ誠実の原則に従い、消費貸付の金利水準を合理的に決定しなければならない。」とされている。

(3) P2P 金融サービス

「網絡借貸信息仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）（ネット金融・情報仲介機関の業務活動管理の暫定条例、CBIRC 等、2016 年 8 月 17 日施行）」は、P2P 金融サービスを「情報仲介」と位置付け、資金のプール化、詐欺、顧客資金の侵害等を防止する観点から、顧客資金の分別管理などを求めている。

もっとも、業界取締まりの進展により、2020 年 11 月時点で、CBIRC（当時）の首席法律顧問である劉福寿氏は、「インターネット金融リスクに対する集中的な是正措置の結果、全国で実際に運営されていた P2P ネット融資機関は同年 11 月中旬までに完全にゼロとなった。」と明らかにした[888]。ピーク時には約 5,000 社に上った P2P 業者は、重大な金融リスクの防止・解消を目的とする一連の施策の下で、段階的に整理・退出が進められた。また、影の銀行問題の抑制、不良資産処理の加速、違法金融・不正集資案件への厳正な対応などを通じて、金融秩序の是正も進展した。2025 年現在、同暫定規定が想定する「適法に営業する P2P 情報仲介機関」は事実上存在しないと評価されている。

現在の制度運用は、新規営業の管理ではなく、残存する出借人被害への対応、すなわち資金回収・返還を含む清退等のリスク処置と、条件を満たす主体については小口貸金公司等のライセンスを有する金融機関への転換・整理に重点が移行している。

ア　業務範囲

P2P 金融サービスは仲介機能を有するインターネット上のプラットフォームを通じて個人間の融資を仲介する金融サービスである。しばしばソーシャルレンディングとも呼ばれ、個人以外に零細・中小企業の利用者も多いとされる。

「網絡借貸信息仲介機構業務活動管理暫定弁法」では、P2P 貸借の業務を「紹介」に限定する。同法第 2 条において「網絡（ネットワーク）借貸は、インターネット・プラットフォームを通じて実現した個体と個体の直接貸借を指す」と定義し、P2P 貸借業者を「情報仲介機関」と位置付け、「紹介業者」に限定している。

[887] https://www.21jingji.com/article/20251111/herald/93bfc5268684b6614e2ada7fa0ce50a5.html
[888] http://money.people.com.cn/n1/2020/1127/c42877-31947783.html

イ　免許等

P2P 金融サービス提供企業は、貸金業の仲介機関として、「網絡借貸信息仲介機構業務活動管理暫定弁法」の規定に従い、許可を得て業務を展開しなければならない。

ウ　要件

プラットフォーム企業として、「中国電信情報サービス業務営業許可証」の取得が義務付けられている。許可要件は以下のとおりである。

- 相応した経営資金と専門技術者を有すること
- 業務成長ための技術プランを有すること
- 長期的に経営活動とサービス提供ができること
- 資本金が 100 万元以上の合法会社であること
- 情報提供サービスが主管部門の許可を得たこと
- 情報ネットワークセキュリティ、顧客情報セキュリティ制度が構築されること
- その他の国の規定条件を満たすこと

エ　変更・取消

以下の場合において、P2P 金融サービス提供業者は「インターネット金融の健康発展の促進に関する意見（中国人民銀行等、2015 年 7 月 19 日)」で規定する許可取消事由に該当する。

- P2P プラットフォーム利用者のうち自らの関係者に融資を行うとき
- 直接又は間接に貸出会社から資金提供を受けたとき
- 資金を不正にプールしたとき
- 担保を提供したとき
- 匿名ユーザへの融資の宣伝をしたとき
- 銀行の理財商品の代理業をしたとき
- 虚偽の商品宣伝をしたとき
- P2P プラットフォーム上で自分の会社の株を公開し、売買したとき

オ　その他業務上の規制

P2P 業者の義務について、「網絡借貸信息仲介機構業務活動管理暫定弁法」第 9 条では情報の収集・整理・選別・公開、信用評価、貸借の仲立ち、資金調達の相談、争議解決などの関連サービスの提供などを明記している。その上で、貸借双方の資格・情報の審査、プロジェクトの真実性の審査、詐欺や犯罪の防止、リス

ク提示、監督や統計部門への報告、情報の保護、ネットの安全性などを強調している。

禁止事項について、同条第 3 条は、信用の供与、直接あるいは間接的に資金の受入集中、違法集資、国家と社会公共の利する方針を明確にした。

10. 主な政策金融機関

(1) 概要

政策銀行は、国の産業・地域発展政策を遂行することを目的とする非営利の金融機関で、1994 年に政府の全額出資により設置された。個人預金は受入れず、財政交付金、政策金融債の発行、中央銀行からの借入を主な資金調達源とする。

政策銀行には国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行の 3 行があったが、国家開発銀行は 2008 年 12 月に商業銀行に転換し、政策銀行は中国輸出入銀行と中国農業発展銀行の 2 行となった。ただし、2015 年 3 月に開発金融機関としての定位が国務院により確認された。

(2) 国家開発銀行

国家開発銀行は、1994 年 3 月、「国家開発銀行の設立に関する国務院の通知」に基づき、国務院に直属する政策性銀行として正式に設立された。中国では、部級（日本の省庁に相当する組織と同格）であり、総裁と副総裁（複数名）は国務院が任命することになった。国家開発銀行の主要な任務は、長期間にわたって安定した資金を提供することであり、政策的な国家重点建設プロジェクトへの貸付と利息補填業務を行うことになった。登記資本金の 500 億元は財政部が拠出した。本部は北京に置かれ、1996 年 5 月に中国人民銀行によって承認され、武漢に支店が、成都と西安、深圳に駐在員事務所が置かれた。1998 年には中国投資銀行と合併し、27 支店を持つことになった。国家開発銀行は、中国国内の開発を主目的とする銀行である。設立当初の主な国際業務は、以下のとおりであった。

- 国際金融機関や外国政府からの借入窓口
- 海外での債券の発行
- 中国政府の外資導入計画に基づく海外からの商業貸付の借入

基本的に、海外から資金調達を行う機能が中心であった。

国家開発銀行は 2008 年 12 月に政策銀行から商業銀行に転換した。主な業務は、インフラ建設、基礎産業など、国の重点分野とされている産業の設備投資、技術改造案件のための資金供給（中長期貸出が主要業務）である。

かかる状況下で、2015 年に中国人民銀行が国務院に対して「国家開発銀行深化改革案に関する請示」（銀発〔2015〕74 号）」を提出したため、国務院は当該「国家開発銀行深化改革案」に同意し、「国家開発銀行は、開発金融機関としての定位を

堅持しなければならない。市場化・国際化が進む新たな情勢に適応し、国家戦略へのサービス、信用支持への依拠、市場運営、元本確保・微利運営といった優位性を十分に発揮し、開発金融の運営モデルをさらに改善することにより、安定成長や構造調整などにおいて重要な役割を積極的に果たし、重点分野及び弱点領域への支援を一層強化する。改革深化を通じて、業務範囲を合理的に画定し、組織体制及びガバナンス構造を不断に整備し、資金調達源に関する支援政策を明確にし、資本の合理的な補充を行い、資本拘束メカニズムを強化し、内部管理と外部監督を強化することにより、国家開発銀行を「資本充足、ガバナンス規範、内部統制の厳格、運営の安全・サービスの質の高い、資産の優良な」開発金融機関として構築する。」と回答し、開発金融機関（DFI）としての国家開発銀行の定位を堅持している[889]。同機関が発行する債券（国開債）は監督当局によりリスクウェイトゼロと明確に指定され、主権国家に対する債権と同等とみなされている[890]。また、市場では広く国家の暗黙の保証を享受していると認識されており、これにより国債に近い低コストで資金調達が可能となり、優遇金利で国家戦略プロジェクトを支援する能力を有している[891]。同機関は特定政策の執行機関というより、国家戦略を市場型手法で支える点が中核である。インフラ、基幹産業、公共サービス、都市化、環境、保障性住宅など回収期間の長い分野に中長期の投融資を行い、債券発行等を通じて社会資金を動員・誘導する。政策目的を持ちつつも、資金調達・リスク管理・収益性の観点を重視し、政策性銀行より市場性及び開発金融の色彩が強い。

(3) 中国輸出入銀行

中国輸出入銀行は 1994 年 4 月に設置された。中国の対外貿易において重要な役割を担う銀行として位置付けられた。主な目的は、大型の機械・電気設備の輸出入のためのバイヤーズ・クレジットとサプライヤーズ・クレジットの提供、中国銀行（Bank of China）による機械・電気製品輸出信用のための利子補給や輸出信用担保、機械電気製品やフルセット設備などの資本性物資のある優遇借款の貸付業務である。1995 年から外国政府貸付転貸業務を開始したことで、外国政府の資金を利用し、国内でエネルギー、運輸、郵便・電信などの基礎インフラ事業、エネルギーや水の供給・環境保護などの公益プロジェクトや農業プロジェクトも実施することになった。登記資本金は 33.8 億元で、金融業務は中国人民銀行の監督と指導を受けることになった。

中国輸出入銀行は国出資の政策性銀行（Policy Bank）で、対外貿易・海外投資・国際経済協力という対外経済政策を金融で遂行する執行型の色合いが強い。開

889 「国務院による国家開発銀行深化改革案の承認に関する回答」（国函〔2015〕55 号）
https://www.gov.cn/gongbao/content/2015/content_2853610.htm
890 http://politics.people.com.cn/n/2015/0619/c70731-27180232.html
891 http://iolaw.cssn.cn/fxyjdt/201711/t20171103_4654315.shtml

発金融機関である国家開発銀行が国内開発の重点分野に中長期資金を投入し、市場調達を通じ社会資金を動員する開発金融主体であるのに対し、中国輸出入銀行は外向き政策を具体案件で推進する政策金融主体として機能分担する。

(4) 中国農業発展銀行

中国農業発展銀行は、1994 年 11 月に農業政策を担う銀行として設立された。登録資本金は 200 億元である。設立初期は、主に国家の食料や綿、油脂の備蓄と農副産物の共同買付、農業開発などに関する政策金融、農業支援資金の代理財政支出と使用の監督を行った。1998 年に国務院は中国農業発展銀行の業務調整を行い、中国農業発展銀行は買付資金の提供と管理、食料や綿、油脂の流通体制改革に関する業務を中心に行うことになっている。

中国農業発展銀行も国出資の政策性銀行として、国家の農業・食料安全保障政策を金融面から直接実行する点が特徴である。開発金融機関である国家開発銀行が広範な開発課題に社会資金を呼び込む「誘導型」であるのに対し、中国農業発展銀行は政策目的が先行する「執行型」で、政策ニーズに即した資金供給と制度運用が中心となっている。

11. 業横断的に金融サービスを仲介する業者（金融サービス仲介業者）

中国では、預金、保険、証券等の金融サービスについて、複数分野を横断して仲介・販売を行うことを包括的に許容する単一の業態又は免許制度は、整備されていない。金融商品・金融サービスの提供主体は、原則として銀行、証券、保険等の業態ごとに設けられたライセンス機関に限定されており、業態横断的な営業は厳格に制限されている。

他方、中国人民銀行が制定した「金融持株会社監督管理試行弁法（金融控股公司监督管理试行办法）」（中国人民銀行、2020 年 11 月 1 日施行）第 2 条は、金融持株会社を、「2 種類以上の異なる類型の金融機関を支配する一方、自らは株式投資及び持分管理のみを行い、商業的な金融営業活動を直接行わない会社」と定義している。このため、金融持株会社の枠組みを通じて、銀行、証券、保険等の異なる金融業態を同一グループ内に併存させること自体は制度上可能である。しかし、金融持株会社は、あくまで出資、統治、リスク隔離を担う持株主体として位置付けられており、金融商品の販売、預金受入、保険引受、証券取引等の商業的金融サービスを直接提供することは認められていない。

［香港］の金融制度

【金融監督機関の概要】

香港は国際金融センターとして発展してきた経緯から、香港特別行政区域外で設立された金融機関が多く活動する法域である。

香港では 3 つの金融監督当局がそれぞれ銀行、証券会社、保険会社に係る規制・監督を担っている。加えて、当局間で覚書を締結することにより、複数の業態に跨って事業展開する金融機関を効果的に監督することを可能としている。詳細は香港Ⅰ.2 参照

【金融法制の特徴、動向】

香港における金融規制・監督に関する主な法律は、公認金融機関（銀行業務を提供する事業者）の規制・監督に係る銀行条例、証券会社の規制・監督に係る証券先物条例、保険会社の規制・監督に係る保険条例で構成されている。詳細は香港I.1.(2)参照

近年の変化として、2023 年の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策条例」の改正により、暗号資産サービスプロバイダに対するライセンス制度が導入され、これに伴い、暗号資産の売買・交換を提供する取引プラットフォーム運営者は同制度の下でライセンス取得が義務化されている。さらに、香港は 2025 年 2 月に暗号資産規制のロードマップを公表し、香港の暗号資産市場の安全性、イノベーション及び成長の強化を図っている。また、2025 年 8 月 1 日よりステーブルコインの発行等について、ステーブルコイン条例に基づく免許制度が施行され、香港金融管理局（HKMA）はライセンス付与・監督を行っている。詳細は香港II.6.(3)参照

【日本との比較】

香港では、国際金融センターとしての地位を維持するため、ICT 等の新技術を活用して金融サービスを提供する新規事業者の参入促進につながる法制度等整備を進めてきた。

HKMA は、2016 年に Fintech 発展を目的として、ステークホルダー間の意見交換等を支援する Fintech Facilitation Office（FFO）の設立、Fintech Supervisory Sandbox（FSS）制度の創設等を通して、Fintech エコシステムの発展を推進している。詳細は香港I.1.(3)参照。加えて、HKMA はデジタルバンクに係る免許制度を実施していることで、IT プラットフォーマー等異業種からの参入を促進している。詳細は香港II.1.(5)参照

また、証券先物委員会（SFC）は、ロボアドバイザーサービスに関して、サービス提供事業者向けのガイドラインを発出することで、参入促進と併せて顧客保護体制等の整備を行った。そして、SFC は、2024 年 11 月、生成 AI 言語モデルに関する通知を発出し、ロボアドバイザーなど AI を用いる投資助言・リサーチ提供などを高リスク活動と位置づけ、ライセンスを受けた法人が AI を利用する際のリスク管理・ガバナンス・人間監督の要件等を示した。詳細は香港II.3.(3)参照

このほか、保険業監督局（IA）では、InsurTech 向けの免許付与プロセスを導入している。通常 12～18 カ月かかる免許付与のプロセスを大幅に短縮し、デジタルチャネルのみで保険を提供する事業者の参入を促進している。詳細は香港II.4.(3)参照

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

図表　香-1　香港の金融監督体制

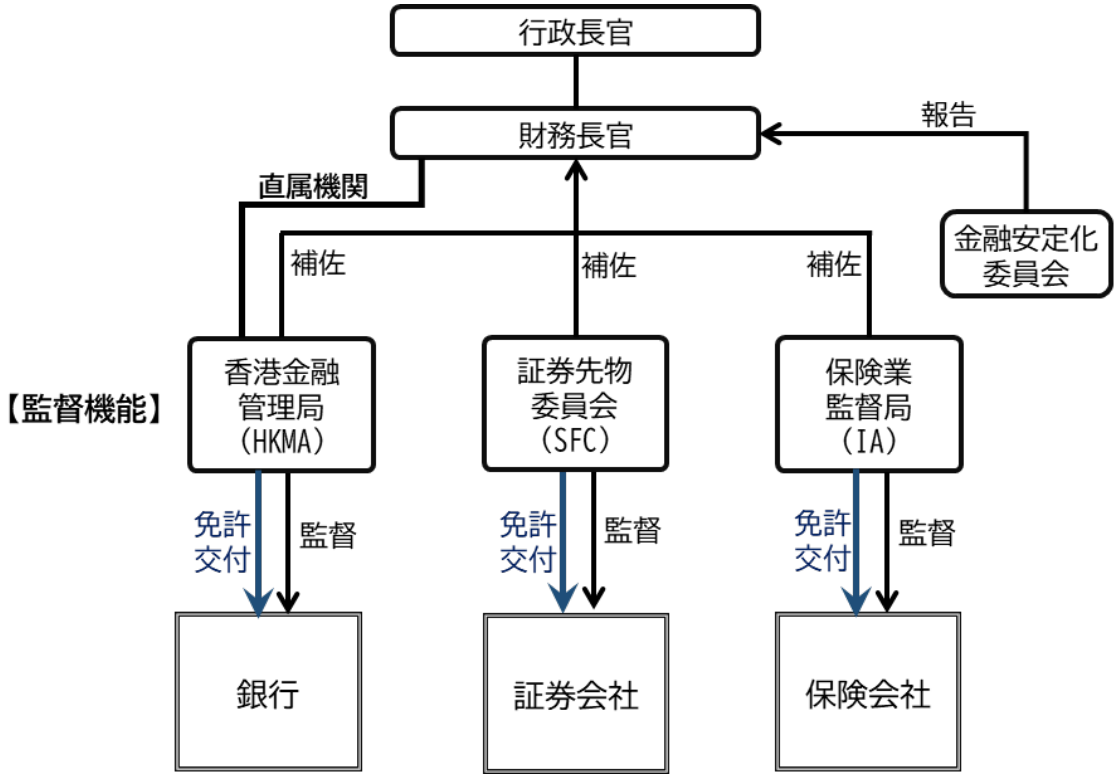

（出所）香港特別行政区政府、香港金融管理局、証券先物委員会、保険業監督局の各ウェブサイト

香港では、銀行、証券、保険をそれぞれ香港金融管理局（Hong Kong Monetary Authority、以下「HKMA」という。）、証券先物委員会（Securities & Futures Commission、以下「SFC」という。）、保険業監督局（Insurance Authority、以下「IA」という。）が監督している。

銀行を監督する HKMA は、為替基金条例（Exchange Fund Ordinance）の改正により、1993 年 4 月 1 日に外国為替基金管理局（Office of the Exchange Fund）と銀行管理処（Office of the Commissioner of Banking）を統合し、財務長官直属の政府機関として設置された。

証券を監督する SFC は、1987 年のブラック・マンデーによる株価の大暴落を受け、同年に設置された証券監督委員会（Securities Review Committee、「SRC」）が証券市場監督の問題点等を取りまとめたレポートを作成し、1989 年に証券取引委

員会条例（Securities and Futures Commission Ordinance、「SFCO」）を制定、その後設置された。

保険を監督するIAは、2015年に保険条例（Insurance Ordinance）に基づき設立された。2017年に当時の政府部門であった保険委員会（Office of the Commissioner of Insurance、「OCI」）の規制機能を引き継ぎ、保険会社の規制を開始している。その後、2019年に以下、3つの自主規制機関（Self-regulatory Organizations、「SROs」）から保険仲介業者の規制を引き継いでいる。

- 香港保険業協会（The Hong Kong Federation of Insurers、HKFI）[892]が設置した保険代理人登録委員会
  （Insurance Agents Registration Board、「IARB」）[893]
- 香港保険ブローカー協会
  （The Hong Kong Confederation of Insurance Brokers、「CIB」）[894]
- 香港専業保険業協会
  （Professional Insurance Brokers Association、「PIBA」）[895]

(2) 法令

香港基本法（Basic Law）に基づき、香港特別行政区の立法機関である立法会が、基本法の規定及び法律に定められた手続に従い、法律を制定・改正・廃止する業務を行うとされている（基本法第73条）。

金融制度に関連する法令については、行政長官、財務長官、財経事務及び庫務局、金融監督機関であるHKMA、SFC、IAそれぞれが、立法会への法案の提出を行っている。

ア　銀行条例に基づくもの

（ア）ガイドライン（guideline）

銀行条例では、HKMAが、同条例によって与えられた機能を果たすための方法を示すガイドラインを随時策定し、官報（Gazette）にて告示を行うことができるとしている（銀行条例第7条（3））。

また、HKMAは、財務長官に諮問した上で、公認金融機関（Authorized Institutions、「AIs」）[896]が健全性を維持する上で行ってはならない業務行為についてのガイド

---

892 保険業の自主規制団体であり、保険業界の有料標準等を策定

893 「保険業監管局は2019年9月23日より保険仲介人を直接規制」
https://www.ia.org.hk/en/infocenter/press_releases/20190514.html
保険代理人登録委員会は保険代理人を登録し、登録に必要な要件・区分等の運用を行う。

894 1993年に2つの自主規制機関が合併して設立。1995年に保険会社条例に基づく保険仲介業者の自主規制団体として承認され、自主規制を行う。

895 1988年に設立。1995年に保険会社条例に基づく自主規制団体として承認され、自主規制を行う。

896 香港でHKMAが発行する免許を取得した銀行業務又は預金受け入れ業務を運営する法人の総称。詳細については香港II.1を参照。以下同様。

ラインを策定・告示することができる（銀行条例第 82 条（1））。ガイドラインは法令に準拠し、金融機関がこれに違反した場合、その重要性により正当であるとHKMA が考えれば、当該金融機関に対し銀行条例第 10 部（第 52～58 条）に基づく制裁措置（是正命令など）を発動することができる（銀行条例第 82 条（3））。

イ　証券先物条例に基づくもの

（ア）　規則（rule）

証券先物条例において、SFC に規則制定の権限が与えられている。証券先物条例は、SFC が規則を制定できる事項について個別に規制しているほか（証券先物条例第 397 条（1）、第 148 条、第 149 条など）、規定のない事項についても、SFC の規制目的や機能を促進するために必要であれば、財務長官への諮問を経て規則を制定することができるとしている（証券先物条例第 397 条（2））。

SFC の規則は、法的拘束力を持ち、違反した場合には罰則の対象となる。

なお、証券先物条例に個別の罰則規定がない場合には、行政長官（Chief Executive in Council）が、違反者に罰則を適用するための政令（regulation）を発するとされている（証券先物条例第 398 条（6））。

（イ）　規約（code）・ガイドライン（guideline）

SFC は、①SFC のあらゆる規制目的を達成すること、②関連規定により SFC に付与された職能に関わるあらゆる事項、③証券先物条例のあらゆる規定の施行に関して、規約やガイドラインを定めることができる（証券先物条例第 399 条）。規約やガイドラインは、法令としての効力を持つものではなく、これらを遵守していないこと自体が法令違反として、司法手続等の対象になるわけではない。しかし、証券先物条例に基づく訴訟等において、これらの規約やガイドラインを遵守していない事実は証拠として採用され、裁判所の決定の際に考慮されることになる（証券先物条例第 399 条（6））。

ウ　保険条例に基づくもの

（ア）規約（code）・ガイドライン（guideline）

保険条例において、IA は条例の運用に関連する手引きとして、適切と考える規約又はガイドラインを官報及びその他の方法で公表することができるとしている。規約やガイドラインは、法令としての効力を持つものではなく、これらを遵守していないこと自体が法令違反として、司法手続等の対象になるわけではない。しかし、保険条例に基づく訴訟等において、これらの規約やガイドラインを遵守していない事実は証拠として採用され、裁判所の決定の際に考慮されることになる（保険条例第 133 条）。

(3) その他近年の動向

ア FinTech Facilitation Office（FFO）

イノベーション促進のための柔軟な規制とサービス利用者の利益保護の両立を目的として、2016 年に FinTech Facilitation Office（以下「FFO」という。）が HKMA によって設立された[897]。

FFO は香港の FinTech エコシステムの健全な発展を促進し、アジアにおける FinTech ハブの機能を推進するため、FFO が果すべき役割として以下の点が規定されている。

- 主要なステークホルダー間で革新的な FinTech の取組みについての意見交換及びアウトリーチ活動を実施するためのプラットフォーム提供
- 規制に関する業界関係者の理解を深めることを支援するための HKMA 内の部門と市場参加者との間の窓口
- FinTech ソリューションの潜在的な適用範囲やリスクに関する調査研究の推進
- FinTech 発展の過程で生まれるニーズに対応する人材を育成するための支援

HKMA のフィンテック施策として、HKMA は、2017 年にスマート・バンキングを推進するための 7 つの施策を打ち出した上で、2021 年 6 月に「Fintech 2025」を公表し、FFO が市場対話の窓口として香港金融テックの発展を推進してきた[898]。さらに、HKMA は、香港を国際的フィンテック・ハブへ発展させることを目的として、「Fintech 2025」をアップデートした「Fintech 2030」を 2025 年 11 月に公表した。「Fintech 2030」は、総称して「DART」と呼ばれる次の 4 つの重点分野に焦点を当てている[899]。

- 次世代のデータ及び決済インフラの構築（**D**ata and Payment）
- 金融業界における AI の全面的利活用の支援（**A**rtificial Intelligence）
- 業務及びテクノロジーのつながり安定性の強化（**R**esilience）
- 金融のトークン化の推進（**T**okenisation）

イ FinTech Supervisory Sandbox（FSS）

HKMA は 2016 年 9 月より FinTech Supervisory Sandbox（以下「FSS」という。）というレギュラトリー・サンドボックスの制度を設けている[900]。本制度では、公

[897] Fintech
https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/international-financial-centre/fintech/
[898] 同上。
[899] 同上。
[900] Fintech Supervisory Sandbox (FSS)
https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/international-financial-centre/fintech/fintech-supervisory-sandbox-fss/

認金融機関と提携するテクノロジー企業が、一定条件の下において HKMA の監督要件に準拠する必要なく、限定された参加顧客を対象に FinTech サービスの実証実験が可能である。サンドボックスは監督当局（HKMA、SFC、IA）間で連携しているため、金融セクター横断的な Fintech サービスの実証実験が必要な場合においても、HKMA が設置している Fintech Supervisory Chatroom が単一のエントリーポイントとしての役割を果たす。

FSS により、公認金融機関とテクノロジー企業は実証実験から得られるデータや顧客からのフィードバックを収集の上、サービスを改良することができるため、新しいテクノロジーを活用した Fintech サービスの市場投入の迅速化、開発コストの削減を可能としている。

また、条件を満たしたプロジェクトについては、革新技術委員会（Innovation and Technology Commission、以下「ITC」という。）の公共部門トライアルスキーム（Public Sector Trial Scheme、以下「PSTS」という。）から、最大 100 万香港ドルの資金援助を受けることができる。

FSS の運用で得られた経験を踏まえ、HKMA は 2017 年に FSS を FSS 2.0 へとアップグレードした。さらに、2021 年 11 月より開始された FSS 3.0 は、FSS 2.0 が提供していたパイロット試行機能に加え、FSS と同様に、研究開発に係る一定の条件を満たした試行プロジェクトが、ITC の PSTS に基づき、最大 100 万香港ドルの資金援助を申請できるようにした。FSS 3.0 を強化するため、HKMA は香港サイバーポート管理会社（Cyberport）と協力し、2022 年 10 月に FSS 3.1 パイロットを、もう一つの資金援助スキームの枠組みとして試行的に開始した。FSS 3.1 パイロットは、HKMA の規制権限に適合する革新的なフィンテック・ソリューションについて、商業化及びプロジェクトのより広範な導入を促進することを目的に、開発段階の資金援助を提供する。FSS 3.1 パイロット第 2 回は 2024 年 11 月に開始された[901]。

2. 金融監督機関の組織概要及び権限

(1) 概要

金融監督機関は香港金融管理局（HKMA）、証券先物委員会（SFC）、保険業監督局（IA）であり、地方支部はない。

[901] 同上。

(2) 香港金融管理局（HKMA）

ア　根拠法令

HKMA は、為替基金条例（Exchange Fund Ordinance）の改正により、1993 年 4 月 1 日に外国為替基金管理局（Office of the Exchange Fund）と銀行管理処（Office of the Commissioner of Banking）を統合し、財務長官直属の政府機関として設置された。

銀行監督に係る HKMA の権限は、銀行条例（Banking Ordinance）において規定されている。

イ　目的

HKMA の政策目的は、次のとおりである[902]。

- 連動為替相場制（linked exchange rate system）の枠組みにおける通貨の安定性の維持
- 銀行システムを含めた金融システムの安定性と統合性（integrity）の促進
- 国際金融センターとしての香港の地位の維持（香港の金融インフラストラクチャの管理や開発を含む）
- 為替基金（Exchange Fund）の管理

ウ　業務内容

金融行政における HKMA の業務内容については、財務長官（Financial Secretary）と HKMA との 2003 年 6 月 25 日付覚書（Exchange of Letters）[903]に基づき、財務長官は香港の金融システムの安定性と統合性とを維持するための政策に責任を負っており、財経事務及び庫務局は財務長官を補佐するとされている。HKMA に与えられた権限は、以下のとおりである。

（ア）金融システムの安定性と統合性に関する業務

- 預金者保護の手段の提供、銀行業務と預金業務の規制による銀行システムの効果的な実施と全体的な安定の促進、銀行条例に規定される公認金融機関の監督
- 銀行業務及び預金業務の規制に関する健全性指針、基準、ガイドラインの決定
- 銀行業務及び預金業務の規制に関する法改正の検討及び提案

---

902 The HKMA
https://www.hkma.gov.hk/eng/about-us/the-hkma/

903 Financial Secretary, “Functions and Responsibilities in Monetary and Financial Affairs”（25 June 2003）
https://www.hkma.gov.hk/media/eng/doc/key-information/press-release/2003/20030627e3a1.pdf

- 公認金融機関が行う業務（銀行業務及び預金業務以外のもの）について他の監督機関と協力して行う監督
- 他の関連機関及び団体と協力した債券市場の発展促進
- 法定通貨の発行と流通に関する業務
- 公認金融機関を含めた域内の大口資金決済システム、小口資金決済システム、清算・決済システムの開発や運営を通じた、金融インフラの安全性と効率性の促進

（イ） 国際金融センターとしての香港の地位の維持

- 香港において国際金融業務を安全かつ効率的に遂行できるようにするための資金決済や清算・決済システムの開発
- 国際的な金融フォーラムや中央銀行フォーラムへの活発な参加を通じた、香港の金融システムへの信認の促進
- 香港の金融サービスの国際的な競争力を強化するための、市場開発に向けたイニシアチブの促進

（ウ） 為替基金

為替基金の利用及び投資活動の管理

エ 組織

HKMA は、財務長官直属の機関であり、香港特別行政区政府の一部であるが、比較的高い自治性をもって運営されている[904]。HKMA の総裁（Chief Executive）は財務長官が任命する（為替基金条例第 5A 条）。

[904] HKMA 年次報告書(2024 年度)前書き
https://www.hkma.gov.hk/media/eng/publication-and-research/annual-report/2024/AR2024_E.pdf

図表　香-2　HKMA の組織図

（2025 年 3 月 1 日現在）

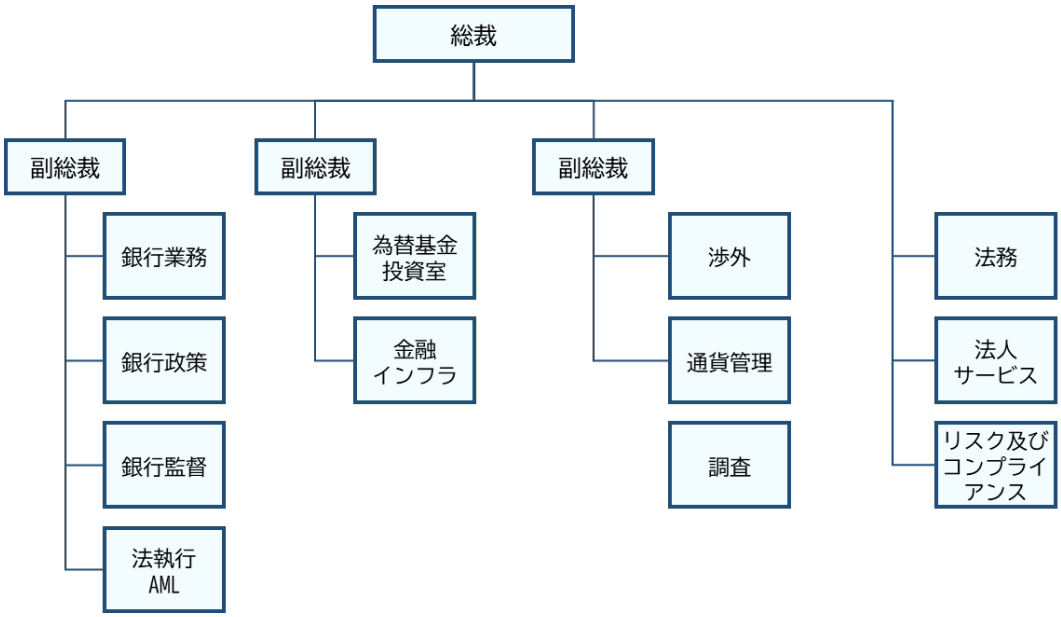

（出所）HKMA 年次報告書（2024 年度）[905]より作成

オ　職員数

HKMA の職員数は下表のとおりである。

図表　香-3　HKMA の職員数

（2025 年 1 月 1 日時点）

（単位：人）

		職員数
全職員		1,052
	内、検査に従事する職員	189
	内、国際部門の職員	64

（出所）HKMA 年次報告書（2024 年度）より作成

カ　予算規模・予算源

HKMA は、為替基金の運用収入を主な収入源としている。HKMA の予算規模・予算源は下表のとおりである。

[905] https://www.hkma.gov.hk/media/eng/publication-and-research/annual-report/2024/AR2024_E.pdf

図表　香-4　HKMA の予算規模・予算源

（2024 年実績）

（単位：100 万香港ドル）

		金額
収入		234,165
	内、監査対象機関からの賦課金	62
	その他の収入	234,103
支出		120,169

（出所）HKMA 年次報告書（2024 年度）より作成

キ　銀行に対する監督権限

銀行条例（Banking Ordinance）に基づき、HKMA が銀行業務及び預金業務を規制・監督する権限を持つ（銀行条例第 7 条）。

（ア）監督手法

①　報告徴求

公認金融機関は、HKMA に対し、香港特別行政区域内の本店及び支店の資産と負債の状況を示す報告書を毎月提出しなければならない。また、四半期に一度、香港特別行政区域内の本店及び支店に関する報告書類を提出することも求められる。HKMA は、公認金融機関に対し、定期的又は期限までに、指定する情報を提出するよう要求することができる。また、公認金融機関の持株会社、当該持株会社の全ての子会社、公認金融機関の子会社に対しても、情報の提出を要求することが可能である（銀行条例第 63 条）。

②　検査（examination）

HKMA は、事前通知の有無に関わらず、公認金融機関の帳簿、口座、取引の検査を行うことができる。さらに、香港で設立された金融機関の場合は、香港特別行政区域内の支店や事務所、海外の支店、駐在員事務所、子会社の検査を行うことができる。また、HKMA は、金融機関の発行済み株式総数の 3 分の 1 以上を保有する株主や総預金の 10 分の 1 以上を保有する預金者から当該金融機関の検査が必要であることの証拠の提示を受けた場合、金融機関が支払を停止した場合、又は停止の意向を通知した場合には、当該金融機関の帳簿、口座、取引の検査を行わなければならない（銀行条例第 55 条）。

③　調査（investigation）

HKMA は、預金者の利益又は公共の利益に照らして、公認金融機関（免許取消等により、既に公認金融機関ではなくなっている場合も含む）の事務、業務、財産について調査する必要があると判断した場合には、想定される調査の効果について財務長官に報告を行う。報告を受けた財務長官は、調査担当者（外部の専門家等の任命が可能）を任命して調査を実施させる。調査担当者は調査結果を財務長官及び HKMA に報告する（銀行条例第 117 条）。

（イ）処分規定

①　命令（direction）

HKMA は、以下の場合において、財務長官への諮問を経て、命令を発することができる（銀行条例第 52 条（1））。

- 公認金融機関が支払停止に陥った場合
- 預金者や債権者の利益を害する業務を行っている場合
- 銀行条例のいずれかの条項に違反した場合
- 免許付与の条件を満たしていない場合
- 免許取消要件に該当した場合
- 財務長官からの助言があった場合

発することができる命令は以下のとおりである。

- 金融機関に対して書面により、事務、業務、財産に関連して HKMA が必要と考える措置をとること（（該当する場合には）当該金融機関が営む銀行業務、預金受入会社として預金を受け入れる業務、制限付免許銀行として預金を受け入れる業務、決済手段免許に基づいて貯値決済手段を発行し、もしくはその発行を促進することを営む業務、又はステーブルコイン免許に基づき規制付ステーブルコイン活動を営む業務に関する制限を課すことも含む [906]）
- 事務、業務、財産に関し、HKMA が任命する顧問（advisor）の助言を求めること
- 事務、業務、財産に関し、HKMA が任命する管理者（manager）が管理すること
- 行政長官に対し、状況を報告すること

[906] 銀行条例第 52 条（1）（A）（2025 年第 17 号第 176 条修正）

② 財務長官の処分権限

HKMA による調査の結果、財務長官は、以下のような措置を講ずることができる（銀行条例第 117 条（5））。

- 調査報告書の一部又は全ての公開
- 行政長官に調査報告書を回付し、調査対象となった金融機関の解散を裁判所に対して請求する命令を発出するよう勧告
- 銀行条例への違反行為が疑われる場合、報告書を司法長官（Secretary of Justice）に回付
- 高等裁判所（the High Court）の原訴法廷（Court of First Instance）に対して金融機関の解散命令を請求

③ 刑事手続

銀行条例違反（offence）にあたる行為に対しては、司法長官の書面による同意を得た上で、刑事手続が行われる（銀行条例第 136 条）。適用される罰金の水準については、本条例内の表 13 に規定されている（銀行条例第 132B 条）。

(3) 証券先物委員会（SFC）

ア 根拠法令

SFC は SFC 条例（Securities and Futures Commission Ordinance）に基づいて 1989 年 5 月に設置された。SFC 条例は 2003 年の証券先物条例（Securities and Futures Ordinance）施行に伴って廃止されたため、SFC の設置についての現行規定は証券先物条例におかれている（証券先物条例第 3 条）。

イ 目的

SFC の目的は以下のとおりである（証券先物条例第 4 条）。

- 証券及び先物業における公正性、効率性、競争力、透明性、及び秩序を維持、促進すること
- 証券及び先物業の業務や機能を含めた金融サービスに対する市民の理解を促進すること
- 金融商品に投資又は保有する市民を保護すること
- 証券及び先物業における犯罪や違法行為を最小化すること
- 証券及び先物業におけるシステミック・リスクを軽減すること
- 証券及び先物業に関連する適切な措置を講じることで、香港金融の安定性の維持に関して財務長官を補佐すること

ウ 業務内容

SFC が果たす機能は、以下のとおりである（証券先物条例第 5 条（1））。

- 証券及び先物業における公平性、効率性、競争力、透明性、並びに規律を維持、促進するために適切と考えられる措置をとること
- 公認取引所、公認決済機関、公認取引所の運営者、投資家保護会社、及び SFC による規制を受ける活動を行う者（ただし、登録を受けている公認金融機関は除く）が実施する業務、並びに法令により、SFC が規制を行うと定められている公認金融機関の業務を監督、監視、規制すること
- 証券及び先物業界における適切な自主規制機能を促進、発展させること
- 法令により SFC の規制を受ける業務を行う者の適切な業務行為（proper conduct）、業務実施能力（competence）、規範性（integrity）を促進、奨励、強化すること
- 金融商品に関連する取引や業務に関し、健全で均衡がとれており、かつ知識に基づく助言の提供を奨励すること
- 法令遵守を確保するために適切と考えられる措置をとること
- SFC の業務に関連する事柄について公表するか否かという裁量の行使も含め、適切と考えられる措置により、証券業及び先物業への信認を維持、促進すること
- 香港内外の監督官庁ないし機関と協力し、また支援を提供すること
- 証券及び先物業の業務と機能、並びに金融商品への投資も含めた金融サービスの購買に伴う利益、リスク、責任を含む、金融サービスに対する市民の理解、知識を向上させること
- 市民が異なる種類の金融サービス（法令に基づき SFC によって規制を受ける業務を行う者を通して金融商品に投資することを含む）を購入することの相対的な利益を適切に認識できるよう奨励すること
- 金融サービスの購入や金融商品の取引に関して、知識に基づく決定を行うこと、及びその決定に対して責任を持つことの重要性について、市民の理解を促進すること
- 金融商品への投資や保有に関する理解や専門知識の程度に鑑みて、金融商品の投資、保有をする市民の保護を適切な程度で保証すること
- 法令に基づき SFC の規制を受ける業務を行う者（登録を行っている公認金融機関を除く）が、適切な内部統制及びリスク管理システムを採用すること、並びに、法令により、SFC が規制を行うと定められている業務に関連して、登録を行っている公認金融機関が適切な内部統制及びリスク管理システムを採用することについて、促進、奨励、実施すること
- 証券及び先物業における不法、不誠実並びに不適切な行為を抑制すること
- 香港における金融の安定の維持を助けるために、香港特別行政区財務長官の要求に応じ、証券及び先物業に関して適切な措置をとること

- 証券及び先物業に関連する法令について改正を勧告すること
- 証券及び先物業に関連する事柄に関して財務長官に対して助言し、適切であると考えられる情報を提供すること
- その他、法令によって課せられた機能を実行すること

エ　組織

SFC は、法令（証券先物条例）によって設立された法定機関であるが、香港特別行政区政府の一部門ではなく、独立した法人（body corporate）である（証券先物条例第 3 条）。

SFC の組織図は、以下のとおりである。

図表　香-5　SFC の組織図

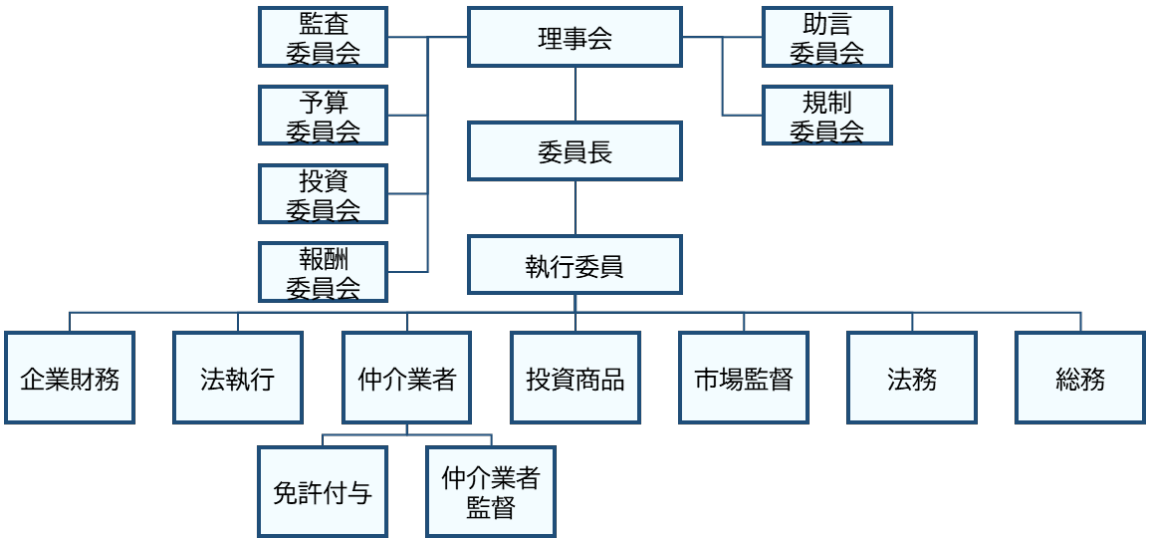

（出所）SFC 年次報告書（2024-2025 年）[907]より作成

[907] https://www.sfc.hk/-/media/EN/files/COM/Annual-Report/2024-25/SFC-Annual-Report-2024-25_Eng_final.pdf?rev=21e0632e39b5454cb440901a9adb0f93

オ　職員数

SFC の職員数は下表のとおりである。

図表　香-6　SFC の職員数

（2025 年 3 月末現在）

（単位：人）

		職員数
全職員		954
	内、検査に従事する職員	NA
	内、国際部門の職員	NA

（出所）SFC 年次報告書（2024-2025 年）より作成

カ　予算規模・予算源

SFC は以下を財源としている[908]。

- 香港証券取引所（Stock Exchange of Hong Kong、「SEHK」）及び香港先物取引所（Hong Kong Futures Exchange、「HKFE」）で行われる取引に係る賦課金（levy）
- 免許申請者及び免許保有者から徴求する手数料（fee）

図表　香-7　SFC の予算規模・予算源

（2024 年度実績）

（単位：1,000 香港ドル）

		金額
収入		2,573,900
	内、監査対象機関からの賦課金	2,217,760
	その他の収入	356,140
支出		2,333,182

（出所）SFC 年次報告書（2024-2025 年）より作成

キ　証券会社に対する監督権限

証券先物条例に基づく免許事業者の業務について規制、監督、監視を行うのは SFC の機能とされている（証券先物条例第 5 条（1））。

908　SFC ウェブサイトの記述による。
https://www.sfc.hk/en/About-the-SFC/Our-role

(ア)監督手法

① 報告徴求

免許事業者は年に一度、SFC の規則で定める報告書類を、SFC に提出しなければならない（証券先物条例第 138 条（4））。

② 検査

監督機関（SFC。証券業務登録を行っている公認金融機関は HKMA）から任命された検査人（authorized person）は、免許事業者が証券先物法、関連法令に違反していないこと、これらの遵守態勢を確認するため、事業者の営業拠点への立入り、記録や書類の閲覧、複製、詳細の記録、及び取引、業務に関する質問を行うことができる（証券先物条例第 180 条）。

(イ)処分規定

① 免許の取消・停止等

免許事業者が不正行為を行った場合又は適合性・適格性要件を満たしていないと判断される場合に、SFC は以下の権限のうち、適切と考えられる措置を講じることができる（証券先物条例第 194 条（1））。

- 免許の一部又は全部の取消
- SFC の指定する期間にわたる免許の停止
- 公開・非公開の戒告（reprimand）
- SFC の指定する期間にわたる免許・登録申請の停止

② 罰金

免許の取消・停止等とは別に、SFC は免許事業者に対し、罰金の支払を命じることができる。罰金の上限は、1,000 万香港ドル又は不正行為の結果として獲得した利益若しくは回避した損失の 3 倍のうち、いずれか大きいほうの金額とされている（証券先物条例第 194 条（2））。

③ 業務の制限等

以下に該当する場合、SFC は書面による通告（notice）により、免許事業者に対して業務の制限等を課すことができる（証券先物条例第 207 条）。

- 免許事業者若しくは顧客の財産又は免許を付与された事業に関連する財産が、顧客や債権者の利益に反して失われたり、移転されたりするなどのおそれがある場合
- 免許事業者が免許を保持する上で、又は免許を付与された業務を行う上で適格性に欠ける場合
- 免許事業者が、SFC による検査を受ける上での要求事項を遵守できない

場合、又は検査において SFC に対し、虚偽若しくは不正確である情報を提出した場合

- 免許事業者が免許の一時停止や取消の要件に該当する場合
- 投資家全般や公共の利益に照らして、免許事業者の業務に禁止事項や要求事項を課すことが望ましいと判断される場合

なお、SFC が課すことのできる制限は、具体的には以下のものである。

- 業務の制限（証券先物条例第 204 条）

免許事業者が特定の状況、若しくは特定の種類の取引を実行することを禁止する、又は実行できる取引について条件を付すこと

- 財産の処分の制限（証券先物条例第 205 条）

免許事業者が、免許を受けている業務の範囲内で顧客に代わり保有している財産や他者に保管を委託している財産を処分することの禁止、又はこれらの財産の売買について条件を付すこと

- 財産の管理に関する要求（証券先物条例第 206 条）

免許事業者が、業務に関連する負債への充当が可能な価値を維持した状態、又は財産の移転や処分をいつでも自由に行える状態で保有財産を管理するよう要求すること

ク　証券規制違反行為一般に関する法執行権限

証券規制違反行為一般に関する法執行権限は、SFC が有する。

（ア）監督手法

①　情報の徴求

SFC により任命された検査人は、有価証券等の保有者、売買取引を行った者、取引を仲介した免許事業者及び登録機関に対し、以下の情報を期日までに指定の形式で提出するよう要求することができる（証券先物条例第 181 条）。

- 有価証券等の取得・売買・組成等を行った者、代理で行った者、仲介した者等の身元を特定するための事項
- 取引の明細や対価
- 取引等に関連して行われた指示

また、検査人は情報を提出した者に対し、証言を要求することができる。正当な理由なく、検査人の要求に応じなかった者は、罰金又は禁固刑の対象となる。

②　調査（investigation）

SFC は、関連法令への違反が疑われる場合、証券取引・先物契約等に関連して

背任や詐欺等の不正が疑われる場合、市場の濫用行為が疑われる場合、規制対象業務に従事する者の行為が投資家や公共の利益に合致しないと判断される場合などに、職員又は財務長官の同意の下、他の者を任命して、当該事項に関する調査を行わせることができる（証券先物条例第 182 条）。

（イ）処分規定

① 差止命令（injunction）

証券先物条例の関連条項等に対する違反行為、違反行為の幇助や教唆、直接的又は間接的な違反行為への関与、違反行為の未遂や共謀（以下「違反行為等」）を行った場合、SFC の請求に基づき、原訴法廷（the Court of First Instance）は以下のような命令を発することができる（証券先物条例第 213 条（1）、（2））。

- 違反行為等にあたる事象の発生、ないし継続的発生を禁止する命令
- 違反行為等について、当事者の契約を契約以前の状態まで回復することを含め、原訴法廷が命ずる措置をとることを要求する命令
- 命令で指定された財産の取得、処分等を制限、禁止する命令
- 財産の管理者を指名する命令
- 証券、仕組商品、先物契約、外国為替証拠金取引に関する契約、若しくは証券、仕組商品、先物契約、外国為替証拠金取引及び集団投資スキームにおける持分を無効にする、又は指定された範囲内で無効にできる旨を宣言する命令
- 本条に基づいて発せられた命令の遵守を保証することを目的として、特定の行動を取るように、又は特定の行動を行わないように指示する命令
- 上記において規定される命令を制定した結果として、原訴法廷が必要と考える付随命令（ancillary order）

② 民事手続

証券先物条例第 251 条に基づいて設置されている市場不正行為裁判所（Market Misconduct Tribunal）では、市場違反行為に関する訴訟手続を行い、取締役等としての活動禁止、5 年以内の証券・先物取引禁止、不当利得及び調査・訴訟に要した費用の支払、制裁措置の発動などの命令を発することができる（証券先物条例第 257 条）。

SFC は、市場不正行為が行われた場合、司法長官の同意を得た後に市場不正行為裁判所へ提訴することができる（証券先物条例第 252 条、第 252A 条）。

③ 刑事手続

証券先物条例違反に関する刑事手続を担当する行政機関は律政司（Department

of Justice）[909]であるため、SFC は事案を警察に送付する。しかし、軽微な違反行為については、裁判法院（Magistrates'Court）において、SFC 自体が起訴手続を行うことができる（第 388 条）。

ケ　投資運用業者に対する監督権限

証券先物条例に基づき資産運用業務の免許（免許種別 9）を取得して業務を行っている事業者の監督、監視、規制を実施する機関は SFC である（証券先物条例第 5 条（1））。証券先物条例に基づく免許事業者の監督における SFC の権限については、香港Ⅰ.2.(3)キ証券会社に対する監督権限を参照のこと。

コ　投資助言業者に対する監督権限

証券先物条例に基づき証券に関する助言業務の免許（免許種別 4）を取得して業務を行っている事業者の監督、監視、規制を実施する機関は、SFC である（証券先物条例第 5 条（1））。証券先物条例に基づく免許事業者の監督における SFC の権限については、香港Ⅰ.2.(3)キ証券会社に対する監督権限を参照のこと。

(4) 保険業監督局（IA）

ア　根拠法令

保険を監督する IA は、2015 年に保険条例に基づき設立された。2017 年に当時の政府部門であった保険委員会の規制機能を引き継ぎ、保険会社の規制を開始した。

イ　目的

保険当局である IA の主要な機能は、保険業界の全般的な安定性、及び保険契約者の保護を促進するために、保険業界の規制と監督にあたることである（保険条例第 4A 条（1））。

ウ　業務内容

IA は以下の業務を行う（保険条例第 4A 条（2））。

- 保険業者及び保険仲介業者による保険条例の遵守について監督すること
- 保険業に関連する法令改正の検討、提案すること
- 保険業者の業務行為に関する適切な基準、及び健全で慎重な事業慣行の採用を促進、奨励すること
- 保険仲介業者の業務行為に関する適切な基準の採用を促進、奨励すること

[909] 香港特別行政区政府の法律行政を管掌する官庁

- 保険業者及び保険仲介業者の規制について、必要に応じて改善提案を行うこと
- 免許制度を通じて保険仲介業者の行為を規制すること
- 保険契約者による保険商品及び保険業界に対する理解を促進すること
- 効果的な規制戦略を策定の上、保険産業の持続的な市場発展を支援し、世界の保険市場における産業競争力を促進すること
- 保険業界に影響を与える事項に関する調査を実施すること
- 保険業界に適切な措置を講じることにより、財務長官が香港金融の安定の維持を支援すること
- 香港内外の監督機関と協力し、保険条例で許可される範囲内で支援すること
- その他、法令により IA に課せられた機能を行使すること

エ　組織

IA は、保険条例によって設置された組織ではあるが、香港特別行政区政府の一部門ではなく、法人格を有する法人として設置されている（保険条例第 4AAA 条（1））。

図表　香-8　IA の組織図

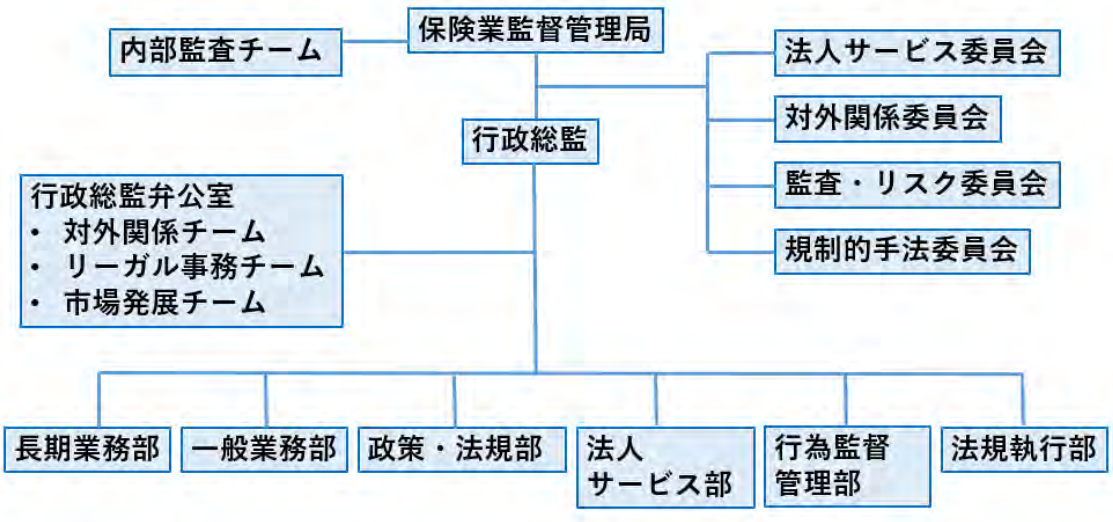

（出所）IA 年次報告書（2024-2025 年）[910]より作成

[910] https://www.ia.org.hk/en/infocenter/files/Insurance_Authority-AR24_25_eng.pdf

オ　職員数

IA の職員数は以下のとおりである。

図表　香-9　IA の職員数

（2025 年 3 月末現在）

（単位：人）

		職員数
全職員		357
	内、検査に従事する職員	NA
	内、国際部門の職員	NA

（出所）IA 年次報告書（2024-2025 年）より作成

カ　予算規模・予算源

IA は以下を財源としている。なお、設置にあたっての初期費用は政府資金で賄われている。

- 保険料の賦課金（levy）
- 免許料、指定料及び年会費（fee）
- 特定の業務に関する所定手数料（fee）

図表　香-10　IA の予算規模・予算源

（2024 年度実績）

（単位：1,000 香港ドル）

		金額
収入		537,777
	内、監査対象機関からの賦課金	279,529
	その他の収入	248,248
支出		544,320

（出所）IA 年次報告書（2024-2025 年）より作成

キ　保険会社及び保険仲介業者に対する監督権限

保険条例に基づき、IA が保険会社及び保険仲介業者の保険条例の遵守状況について監督する責任を負っている（保険条例第 4A 条）。

(ア)監督手法

①　報告徴求

1)　定期的な報告

保険会社は、毎年、定められた要件に従って作成された財務報告書を IA に提

出しなければならない（保険条例第 17 条）。

生命保険業務を行っている保険会社は、年に一度、保険数理人による調査報告書を IA に提出しなければならない（保険条例第 18 条）。

2)　特別な報告徴求

IA は、保険会社に対し、定めた期限内又は定期的に、特定の事項に関する情報を提供するよう要求することができる。加えて、IA 又は IA から権限を与えられた者は、保険会社に対し、指定する形式での帳簿や書類の作成を要求することができる（保険条例第 34 条）。

3)　検査

IA は保険会社が条例の遵守状況を確認するために、事業者の営業拠点への立入り、業務記録の閲覧、複製、詳細の記録、及び取引・活動に関する質問を行うことができる（保険条例第 41B 条）。

（イ）処分規定

IA は、保険会社に以下のような懸念が生じた場合、現在又は将来的な保険契約者の利益を保護するために、適当な措置を講じることができる（保険条例第 26 条）。

- 保険会社が責任を履行できなくなる可能性がある場合
- 保険条例上の義務を履行していないと認められた場合
- 保険会社の子会社が保険条例上の義務を履行していないと認められた場合
- 保険会社が IA に不正確、あるいは誤解を生じるような情報を提供した場合
- 再保険に関する適切な取り決めがなされていない場合
- 保険会社が免許の要件を満たしていない場合
- 保険会社が所定の資産要件を満たしていない場合

IA に認められている介入措置として、次のものがある。

①　新規契約等の停止

IA が特定した保険種別について、保険会社が新規の契約を発効させたり、既存の契約を変更したりすることを禁じることができる（保険条例第 27 条）。

②　投資対象に関する制限

IA が特定した種別の投資を行うことの禁止、又は期日を設けて投資の全部若しくは一部を償還するよう要求することができる（保険条例第 28 条）。

③ 資産の香港特別行政区域内での保持

保険会社の香港特別行政区域内での負債額の全部、又は特定された割合に相当する資産を、香港特別行政区域内で保持するよう求めることができる（保険条例第 29 条）。

④ 承認された管財人による資産の保護

保険条例第 29 条により香港特別行政区域内に保持することを要求されている資産について、その全部又は一部を、IA が承認した管財人の管理下に置くよう追加的な要求を行うことができる（保険条例第 30 条）。

⑤ 受取保険料収入の制限

保険会社が一定の期間内に受け取ることができる保険料の総額に上限を設けることができる（保険条例第 31 条）。

⑥ 保険数理人による特別調査の要求

生命保険業務を行っている保険会社に対し、保険数理人による財務状況の調査を行い、その結果について概要及び報告書を提出するよう要求することができる（保険条例第 32 条）。

⑦ 経営権の制限

IA は、保険会社の問題、業務、又は財産に関して、IA が適切と考える行動をとるよう保険会社に要求することができる（保険条例第 35 条（1））。加えて、IA は命令（direction）を発して、経営顧問（Advisor）や管理者（Manager）を任命し、一定の期間、保険会社の経営、業務、財産に関し助言を行ったり、管理下に置いたりすることができる（保険条例第 35 条（2））。

(5) 監督当局間の関係

香港では、「金融機関（破綻処理）条例」（FIRO）により、銀行・保険・証券の業態横断型の破綻処理が構築されている[911]。同条例に基づき、HKMA、SFC、IA は、それぞれ所管分野の金融機関について破綻処理当局に指定され、複数業態にまたがるクロスセクター金融グループについては、HKMA が主導破綻処理当局とされ、他当局と連携して平時の処置計画を策定し、有事には秩序ある破綻処理を主導する役割を担う。加えて、HKMA は越境破綻処理の主要窓口として、当該グループの本社所在地や事業展開先の海外当局と協力し、国際的に整合的な危機対応を図る体制となっている。2023 年 12 月 4 日に HKMA、SFC、IA は、FIRO に基づく「破綻処理当局（Resolution Authority）」として、相互の協力・調整を強化する覚書（Resolution MoU）を締結した。覚書は、①主導破綻処理当局と各界別の

[911] Financial Institutions (Resolution) Ordinance, Cap.628、2017 年 7 月 7 日施行
https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap628!en?INDEX_CS=N

破綻処理当局の役割・機能を整理し、②破綻処理計画や破綻処理の実行に必要な連絡チャネルと、FIRO の許容範囲での情報共有・交換手続を定めている[912]。

ア　銀行監督機関（HKMA）と証券監督機関（SFC）との関係

証券業務を行う公認金融機関に対する監督は、HKMA と SFC との間で覚書[913]を締結し、以下のような責任分担を定めている。

- 証券業務を行おうとする公認金融機関は、「登録機関（registered institution）」として SFC への登録を行うことが必要。HKMA は、証券業務実施のための登録申請を行っている公認金融機関の適格性に関して SFC に助言を実施
- 登録機関が行う証券業務に対する日常的な監督は HKMA が実施
- 登録機関の証券業務について調査（investigation）の必要があると判断した場合、HKMA は、SFC に速やかに通知した上で調査を開始し、SFC に進捗状況についての情報を提供するとともに、終了後には報告を実施
- SFC は、登録機関の証券業務に関する違法行為に対し、登録の一部若しくは全部の停止又は取消の権限を持つほか、金融機関又は個人に対して戒告、罰金、禁止命令を発することが可能
- HKMA は、登録機関の取締役の就任承認停止・撤回や、取締役適格者としての登録簿から当該個人の削除又は一時停止の処分が可能
- HKMA 及び SFC は、処分の実施に関し、それぞれが相手方に対して事前に諮問の上、勧告を行うことが可能

2023 年前後から、暗号資産の制度化（VATPs（詳細は後述）、ステーブルコイン、カストディ等）の進展に伴い、SFC と HKMA の共同通達・実務協力を通じて、新興分野における当局横断の連携が実質的に強化されている。詳細は香港II.6.(3)参照

イ　銀行監督機関（HKMA）と保険監督機関（IA）との関係

公認金融機関による保険商品の販売や、保険会社をグループ会社として保有する公認金融機関に対する監督に関し、HKMA と IA との間で覚書[914]を締結の上、以下のような責任分担を定めている。

---

[912] Cross-sectoral Co-operation
https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/banking/bank-resolution-regime/cross-sectoral-co-operation/
[913] Memorandum of Understanding between the Securities and Futures Commission and the Hong Kong Monetary Authority
https://www.sfc.hk/-/media/SFC/doc/TC/aboutsfc/arrangements/local-org/hkma_sfc_mou_040301.pdf
[914] Memorandum of Understanding between the Monetary Authority and the Insurance Authority
https://www.hkma.gov.hk/media/eng/doc/key-functions/banking-stability/banking-policy-and-supervision/MA-

- IA は公認金融機関で保険仲介業を営む機関に保険仲介業者に免許を付与、更新する責任を負い、免許の付与及び免許事業者の事業内容変更を承認する前に HKMA と協議を実施
- 公認金融機関が保険子会社を持つ場合は HKMA が、保険会社が子会社に公認金融機関を持つ場合は IA が、監督上の情報交換のためのコーディネーターを担当。なお、公認金融機関と保険会社が同じ金融グループ傘下のメンバーである場合は、双方の合意によって規定
- 公認金融機関における保険条例の遵守状況に関する調査は原則 HKMA が実施
- 公認金融機関の保険業務について調査（investigation）権限を行使することを決定した場合、HKMA は、IA に速やかに通知した上で調査を開始し、IA に進捗状況についての情報を提供するとともに、終了後には報告を実施
- IA は得られた情報を基に保険条例に基づく懲戒権を行使するかどうかを決定。その際、必要に応じて HKMA に更なる説明を求めることが可能
- HKMA 及び IA は、免許付与、苦情処理、検査、調査及び懲戒処分を含む規制並びに監督機能の遂行に関する相互の関心事項について、継続的に協議するための会議を実施

また、2021 年に、IA により、香港「保険条例」の Part XIA（保険仲介人の登録、行為規制及び監督・執行に関する規定）が施行され、保険仲介人に対する規制・監督が規制された。これに伴い、銀行が行う保険仲介業務について、IA と HKMA は協力覚書を締結し、情報共有や検査・執行面での連携を含む協調監督体制を構築している[915]。

ウ　証券先物委員会（SFC）と保険監督機関（IA）との関係

保険会社が特定の金融商品を取扱う場合や、金融グループに SFC の免許事業者と保険会社の双方が含まれている場合の監督に対し、SFC と IA は覚書[916]を締結し、以下のように相互に調整し、監督を促進するための情報交換をすることに同意している。

IA_MoU_(2019).pdf

[915] Memorandum of Understanding between the Monetary Authority and the Insurance Authority in relation to Part XIA of the Insurance Ordinance (Cap. 41)
https://www.ia.org.hk/sc/supervision/int_dom_cooperation/files/MA-IA_GWS_MoU_2021.pdf

[916] Memorandum Of Understanding Between Securities and Futures Commission and Insurance Authority
https://www.ia.org.hk/en/supervision/int_dom_cooperation/files/MOU_between_SFC_and_IA_final_28Sep2020.pdf

- 機密情報、特に SFC によって証券業の免許を付与された保険会社に関する情報を相互に提供
- 特定の事件が SFC、IA 双方の規制の範囲内にある場合、それぞれの資源を効率的に使用し、有効性を高めるために合同調査タスクフォースを設置し、調査を実施可能
- それぞれの監督体制下で規制されている事業者に対して、共同検査を実施することが可能。実施に際しては合同タスクフォースを設置し、定期的な会議で主要な検査結果を共有の上、終了時にそれぞれが取るべき措置について協議を実施
- SFC 及び IA は、規制及び監督機能の遂行に関する相互の関心事項について、継続的に協議するための会議を実施

エ　監督機関間の連携のための組織

銀行、証券、保険という業態横断的な問題の管理や調整を目的として、金融監督者会議及び金融安定化委員会という 2 つの組織が設けられている。

（ア）金融監督者会議（Council of Financial Regulators）

金融監督者会議は、主に規制上の重複や差異の解消を目的として、業態横断的な問題について協議するための機関である。同会議は、財務長官を議長とし、HKMA、SFC、IA、強制加入年金基金スキーム機関（Mandatory Provident Fund Schemes Authority）、会計・財務報告審議会（Accounting and Financial Reporting Council）、財経事務及び庫務局（Financial Services and the Treasury Bureau、以下「FSTB」という。）[917]の代表者がメンバーとして参加している。同会議の機能は、以下のとおりである。

- 監督機関間の協力と調整を促進すること
- 金融システムにおける規制・監督上の問題や重要なトレンド、特に部門を越えた（cross-sectoral）影響を及ぼす可能性のなるものについて、情報や見解を共有すること
- 規制コストを最小限に抑える必要性を念頭に置き、金融機関の規制・監督における重複や差異（gap）を最小化すること
- 金融部門の国際的な規制動向をレビューし、香港にとっての教訓を得ること
- 香港の金融の安定化に影響を及ぼすと考えられるトレンド、問題点、動向について概観すること

[917] 香港特別行政区政府の政府総部において、財政及び金融政策を担当する官庁(局)である。
https://www.fstb.gov.hk/tc/

（イ）金融安定化委員会（Financial Stability Committee）

金融安定化委員会は、金融システムの機能及びシステミック・リスクについて監視を行い、その対応について金融監督機関間の調整を行うための機関である。同委員会は、財経事務及び庫務局長を議長とし、HKMA、SFC、IA の代表者がメンバーとして参加している。同委員会の機能は、以下のとおりである。

- 香港の金融システム（銀行、債券、株式、保険及び関連する市場を含む）の機能を定常的に監視すること
- 市場横断的かつシステミックな意味合いを持ち得る出来事、問題、動向について考慮し、適切な場合には対応について調整すること
- 上記の問題について、財務長官に対し定期的な報告を行うこと。また、必要時には追加的な報告を行うこと

オ　中国本土との連携

香港は中国本土及びマカオ当局との協力にも注力しており、2021 年から始まった粤港澳大湾区（中国南部の広東省 9 都市と 2 つの特別行政区（香港・マカオ）を統合するプロジェクト）のクロスボーダー理財通（Wealth Management Connect）の制度運営において、HKMA と SFC は、中国人民銀行、NFRA[918]（旧 CBIRC）、CSRC、国家外貨管理局等の中国本土当局及びマカオ金融管理局とともに、監督情報の交換、投資者保護、連絡会議等を含む監督協力の覚書を整備している[919]。

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 預金取扱金融機関

香港の銀行部門は 3 種類の公認金融機関（Authorized Institutions、AIs）から成る[920]。

---

[918] 2023 年に中国の「党と国家の機関改革方案」に基づき、NFRA が設立され、証券業を除く金融業の監督を一元的に担当させることになり、CBIRC は廃止された。

[919] [Translation] Memorandum of Understanding on the Launch of the Cross-boundary Wealth Management Connect Pilot Scheme in the Guangdong-Hong Kong-Macao Greater Bay Area between the People's Bank of China, China Banking and Insurance Regulatory Commission, China Securities Regulatory Commission, State Administration of Foreign Exchange and the Hong Kong Monetary Authority, Securities and Futures Commission of Hong Kong, Monetary Authority of Macao
https://www.hkma.gov.hk/media/eng/doc/key-information/press-release/2021/20210205e4a1.pdf
Circular to Licensed Corporations: Participation in Cross-Boundary Wealth Management Connect Pilot Scheme (24 Jan 2024)
https://apps.sfc.hk/edistributionWeb/gateway/TC/circular/doc?refNo=24EC6

[920] The Three-tier Banking System
https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/banking/banking-regulatory-and-supervisory-regime/the-three-tier-banking-system/

(1) 業務範囲

- 免許銀行（Licensed Bank）

  金額や期間の制限を受けずに、市民からの預金受入を行うことができる。また、当座預金口座及び貯蓄預金口座業務並びに小切手の支払及び取立業務も、免許銀行のみに許容されている。

- 限定免許銀行（Restricted Licence Bank）

  主としてホールセール業務や資本市場業務を行う金融機関である。預金の受入は 50 万香港ドル以上の金額に限り許容されている（期間の制限はない）。

- 預金受入会社（Deposit-taking Company）

  主に消費者金融、商業金融、証券業務などの専門業務を行う金融機関である。預金の受入は金額が 10 万香港ドル以上で、当初の満期日までの期間が 3 カ月以上のものに限られる。

(2) 免許等

銀行業務を営もうとする者、限定免許銀行として預金受入業務を営もうとする者、預金受入会社として預金受入業務を営もうとする者は、HKMA に営業免許を申請しなければならない（銀行条例第 15 条）。

HKMA は、申請を受けて免許を付与、又は拒否する（銀行条例第 16 条（1））。HKMA が適当であると判断すれば、免許に条件を付すこともできる（銀行条例第 16 条（5））。

(3) 要件

免許の要件は、以下のとおりである（銀行条例付属規定 7）。

- 申請機関が香港外で設立された銀行である場合、申請機関が自国において適切に監督されていること
- HKMA が、申請機関の支配権を持つ者（支配権を持つ少数株主も含む）の身元を把握していること
- 香港で設立された申請機関の場合、その経営者が職務への適格性（fit and proper）を持つこと
- 申請機関が香港外で設立された銀行である場合、香港での事業の経営者及び自国での事業の取締役、支配権を持つ者、経営者が職務への適格性を持つ者であること
- 業務の規模と性質に照らして、適切な財務基盤を有していること。最低資本金の基準は、免許銀行が 3 億香港ドル、限定免許銀行は 1 億香港ドル、預金受入会社は 2500 万香港ドルである

- 債務の支払のために十分な流動性を維持していること
- 銀行条例第 15 条で規定されている貸出制限を遵守できる見込みがあること
- 資産価値の減価や減損に対し、適切な引当を行っていること
- 適切な会計処理と内部統制のシステムを維持していること
- 財務状況に関する適切な情報開示が行われていること
- 申請機関の業務が、誠実・適切に遂行され、預金者の利益を損なわないものであること

これらの条件が満たされていない場合、HKMA は、免許の付与を拒否しなければならない（銀行条例第 16 条（2））。

(4) 変更・取消

ア 変更

HKMA が認めれば、免許銀行、限定免許銀行、預金受入会社の 3 種類の免許を他の種類に変更（variation）することが可能である。その際、変更以前に受け入れた預金については、HKMA が文書を以て合意すれば、免許種別の変更後も保持し続けることが可能とされている。

ただし、HKMA は、このような預金の保持に関して、保持を可能とする期間、資金の保持方法や使途を制限することができる（銀行条例第 18 条）。

イ 取消

HKMA は、財務長官への諮問の後、公認金融機関に対する免許の取消（revocation）を提案することができる（銀行条例第 22 条）。

免許取消の対象となるのは、以下のような場合である（銀行条例付属規定 8）。

- 金融機関が以下に該当する場合
  - 免許の条件を満たしていない場合
  - 債権者との和議を提案若しくは実施、又は破産、清算、若しくは解散に至った場合
  - HKMA に対し、支払義務の履行困難の見通しや支払停止の実施についての報告を行い、HKMA がこれを認めた場合
  - 法令に基づいて HKMA に対して提出した情報が、虚偽、不当、又は不正確であった場合
  - 免許取得の際に HKMA より付加された条件に違反した場合
  - 銀行業務又は預金受入業務を停止した場合
  - 定款内の事業目的に銀行業務又は預金受入業務が含まれなくなった

場合

- 督促の後も、HKMA へ手数料を支払わなかった場合
- 会計書類の公表義務に違反した場合
- 代表取締役の任命義務に違反した場合

- 限定免許銀行又は預金受入会社が、受入可能な預金に関する要件に違反した場合
- HKMA が、金融機関の持分取得申請に異議を唱える通知書（notice of objection）を出した後も、当該通知書を受けた者が金融機関の支配権を獲得又は、支配権を維持し続けている場合
- 金融機関の経営者が、HKMA の同意を得ずにその地位を獲得又は、保持し続けている場合
- HKMA のガイドライン等で禁じられている業務行為を行った場合
- 当該金融機関が免許を保持していることにより、預金者の利益が脅かされていると HKMA が判断した場合
- 金融機関から HKMA に免許取消の申請が行われ、HKMA がその申請に応じても、預金者の利益が適切に保護されると判断される場合
- 当該金融機関が国際金融センターとしての香港の利益に反するような業務行為を行っていると HKMA が認めた場合
- 金融機関が銀行条例第 43C（1）条（指定主体が金融管理専員の事前承認を得ない限り、登録申請を行ってはならない。）に違反した場合 [921]

HKMA が免許取消を行う場合には、金融機関に対し、意見陳述の機会を与えなければならないとされている（銀行条例第 23 条）。

加えて、免許取消の対象となるケースにおいて、預金者の利益や公益の保護のために迅速な対応が必要であると HKMA が判断、あるいは、財務長官が助言した場合、HKMA は財務長官への諮問後、金融機関からの意見陳述を経ることなく、14 日を超えない期間にわたって一時的に免許を停止（temporary suspension）することができる（銀行条例第 24 条）。

さらに、HKMA は、免許取消の対象となるケースにおいて、財務長官への諮問の後、6 カ月を超えない期間にわたって、金融機関の免許を停止（suspension）することができる（銀行条例第 25 条）。免許停止は、財務長官への諮問を経て、更新可能とされている。

なお、銀行条例第 25 条に基づき免許の停止を行う場合には、HKMA は金融機関に対し、意見陳述の機会を与えなければならない（銀行条例第 26 条）。

[921] 銀行条例付属規定 8 の第 22 条
https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap155?pmc=0&xpid=ID_1438402727407_002&m=0&pm=1

(5) その他：異業種からの参入可否及び要件

現在、異業種からの参入を不可とする法規則は存在しない。従って、銀行条例付属規定 7 の要件を満たし、銀行業務を営むための免許を HKMA から付与されれば、法律上は異業種からの参入は可能と解釈される。

＜デジタルバンク等に係る規制・動向＞

ア　免許等

香港では、従来、「実店舗の替わりに、主にインターネットなどの電子チャネルを通じてリテールバンキングサービスを提供する銀行」を「バーチャルバンク（virtual bank）」と定義していた[922]。

バーチャルバンクによるサービス提供を促進するため HKMA は 2018 年 5 月にバーチャルバンク免許に関するガイドライン[923]を公表しており、当該ガイドライン上で上記の「バーチャルバンク」の定義についても記載されていた。

HKMA は、2024 年 10 月 25 日にバーチャルバンク免許に関するガイドラインについて改訂を行い、名称を「デジタルバンクの認可に関するガイドライン（Guideline on Authorization of Digital Banks、以下「デジタルバンクガイドライン」という。）[924]に変更した。デジタルバンクガイドラインは、「デジタルバンク」を、「インターネットその他の電子的チャネルを通じて、専ら又は主として銀行業務を提供する銀行をいう」と定義し、「バーチャルバンク」から「デジタルバンク」へと言葉自体を刷新し、2018 年導入の基本原則を継承しつつ、デジタルバンクの監督・審査について、一般銀行と同一の銀行条例付属規程 7 で示されている最低基準を満たすことが要件であると明確に位置付けた[925]（香港II.1.(3)要件を参照）。

イ　デジタルバンクの例

最初のバーチャルバンクの免許は 2019 年に付与が開始され、2025 年 12 月現在デジタルバンクとして HKMA が免許を交付している銀行は 8 行存在している[926]。

（ア）天星銀行（Airstar Bank）

投資銀行や資産運用等の金融サービスを提供する AMTD グループと家電、スマートフォンや IoT プラットフォームを提供する世界的メーカーの Xiaomi が共

---

922 Digital Banks
https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/banking/banking-regulatory-and-supervisory-regime/digital-banks/
923 Authorization of Virtual Banks A Guideline issued by the Monetary
https://www.hkma.gov.hk/media/eng/doc/key-information/press-release/2018/20180530e3a2.pdf
なお、銀行条例に基づくガイドラインについては香港Ⅰ.1.(2)アを参照のこと。
924 https://brdr.hkma.gov.hk/eng/doc-ldg/docId/getPdf/20241108-2-EN/20241108-2-EN.pdf
925 同注 919。
926 同注 919。

同で設立したデジタルバンクであり、2019 年 5 月に免許を取得し、2020 年 6 月に香港で営業を開始した。

2022 年 3 月より新規に普通預金口座の開設した顧客を対象に最初の預金額 2 万香港ドルに対して年率 3.6%の金利を付与する等、個人向けの預金サービスの提供に力を入れている。

（イ）螞蟻銀行（Ant Bank）

中国の金融サービス企業であるアントフィナンシャルグループが所有するデジタルバンクであり、2020 年 9 月より香港で営業を開始した。

支払いサービスである Alipay と密に連携しており、2022 年 11 月には後払いの支払いサービス AntBankPayLater サービスを開始している。利用者は後払いの返済時に AntBank の口座、Alipay の残高やその他連携した銀行口座のいずれから、Alipay の AntBank ミニアプリを通して簡単かつ柔軟に返済することが可能となっている。

（ウ）PAO BANK LIMITED（旧称：平安壱賬通銀行（Ping An OneConnect Bank））[927]

中国の FinTech 事業者である平安保険会社が所有するデジタルバンクであり、2020 年 9 月より香港で営業を開始した。

個人口座に加え、法人口座も提供している。法人口座は中小企業のオーナーがモバイルアプリを利用して口座開設が可能となっており、中小企業向けに一定条件下で 5 日以内に 500 万香港ドルまで融資可能な「Trade-Connect Loan」を提供する等中小事業者の開拓にも力を入れている。

＜中央銀行デジタル通貨（CBDC）に係る規制・動向＞

HKMA は、2017 年以降、中央銀行デジタル通貨（以下「CBDC」という。）である「デジタル香港ドル（以下「e-HKD」という。）」の研究・開発を継続的に推進しており、既存の通貨形態を補完するものとして位置付けている[928]。e-HKD は設計上、金融機関向けの卸売（ホールセール）用途と、企業・個人向けの小売（リテール）用途の双方での利用可能性が想定されているが、卸売分野を優先して検討が進められた。

卸売型 e-HKD については、HKMA は 2017 年に「LionRock」プロジェクトを開始し、大口決済や DVP（証券決済と資金決済の同時履行）における CBDC の有効性を検証した。同プロジェクトは、HKMA、3 行の発券銀行、香港銀行同業結算

[927] 同注 919。
[928] Central Bank Digital Currency (CBDC)
https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/international-financial-centre/fintech/central-bank-digital-currency

有限公司が共同で実施した概念実証であり、その後も「Inthanon-LionRock」やmBridge など、国際的なクロスボーダーCBDC プロジェクトに発展している。

一方、リテール用途については、HKMA が 2021 年 6 月に e-HKD プロジェクトを正式に立ち上げ、個人・企業向け利用の可能性を検討してきた。研究対象はCBDC 単体にとどまらず、デジタル通貨エコシステム全体へと拡張され、2024 年 9 月にはプロジェクト名称を「e-HKD+」に変更した。

HKMA は、先導計画を通じて、業界と連携し、e-HKD やトークン化預金を含む新型デジタルマネーの具体的ユースケース検証が行われている。2025 年 10 月に先導計画が完了した後、その成果を踏まえ、HKMA は卸売型 e-HKD の実用化を優先しつつ、将来的なリテール展開に備え、政策・法制度・技術面での準備を継続する方針である。これらの準備作業は、国際動向や技術革新、市場ニーズを考慮しながら進められ、2026 年上半期までに一区切りを迎える予定とされている。

＜オープン API 政策＞

香港における銀行業のオープン API は、HKMA が推進する「スマート・バンキング」政策の中核施策の一つである。オープン API とは、銀行が自らの IT システムやデータを、標準化・文書化された形で第三者サービス提供者（Third-Party Service Providers、以下「TSPs」という。）に開放する仕組みであり、異なる銀行の商品・サービス情報の集約、比較、決済や資金移動等の高度な連携を可能にする。これにより、利用者の利便性向上や新規金融サービスの創出が期待される。

HKMA は 2017 年 9 月にスマート・バンキング推進の 7 施策を公表し、その一環としてオープン API フレームワークを策定した [929]。公開協議を経て、2018 年 7 月 18 日に「香港銀行業オープン API フレームワーク」を正式公表した [930]。本フレームワークはリスクベース原則を採用し、国際的な技術・セキュリティ標準の活用を推奨するとともに、銀行が TSPs を受け入れ、関係を維持する際の要件や消費者保護に関する期待水準を明確にしている。

香港銀行業オープン API フレームワークの実施は 4 段階方式で進められている [931]。第 I 段階（2019 年 1 月まで）は預金金利、クレジットカード商品、手数料等の商品情報の公開、第 II 段階（2019 年 10 月まで）はクレジットカードやローン等の申込・顧客獲得に関する API である。これらは予定どおり導入され、銀行が

[929] Open Application Programming Interface (API) for the Banking Sector
https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/international-financial-centre/fintech/open-application-programming-interface-api-for-the-banking-sector/
[930] Open API Framework for the Hong Kong Banking Sector
https://www.hkma.gov.hk/media/eng/doc/key-information/press-release/2018/20180718e5a2.pdf
[931] Phased Approach
https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/international-financial-centre/fintech/open-application-programming-interface-api-for-the-banking-sector/phase-approach/

提供するオープン API は香港科技園（HKSTP）の共通プラットフォーム上で一覧化されている[932]。第 III 段階は口座残高、取引履歴等の口座情報、第 IV 段階は支払・送金等の取引機能であり、より高いセキュリティと本人同意管理が求められる。第 III・IV 段階は 2021 年 12 月以降、段階的に実装が進められており、初期機能として預金口座情報やオンライン加盟店決済が順次導入されている[933]。HKMA の「各銀行第 III・IV 段階オープン API 実施概況」ページでは、2025 年 8 月 4 日現在、第 III・IV 段階に該当する口座情報 API（口座の存在・状態、残高、取引情報）及び FPS（転数快）のアプリ間決済（App-to-app）について、銀行別に導入状況が整理されており、多くの銀行が「提供開始」とされている[934]。

HKMA は 2021 年に「銀行業界のオープン API の次のフェーズ」という報告書[935]を公表し、香港における銀行オープン API の第 III・IV 段階への移行に向け、実施状況、課題、今後の対応策を体系的に整理していた。2018 年のオープン API フレームワーク公表以降、第 I・II 段階は順調に進展し、20 行超が 800 以上の API を公開し、API 利用も急増した。一方、第 III・IV 段階ではデータの機微性が高まることから、サイバーセキュリティ、マネー・ローンダリング、データ保護、責任分担が主要課題とされている。現在、香港のオープン API は基礎的情報開放から実取引連携へと移行する局面にあり、技術標準、セキュリティ、責任分担を重視しつつ、イノベーションとリスク管理の均衡を図る設計が特徴である。加えて HKMA 自身も模範として、公式サイト上で 156 種類のデータを Open API として無償提供しており、金融データの利活用や新サービス開発を後押ししている[936]。

2. 証券会社

証券先物条例では、規制対象となる証券業務を 13 種類指定している。このうち証券取引業務（dealing in securities）の免許を取得して業務を行っている事業者が証券会社に相当する。

---

[932] https://openapi.hkstp.org/banking/en-us/
[933] Phased Approach
https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/international-financial-centre/fintech/open-application-programming-interface-api-for-the-banking-sector/phase-approach/
[934] The implementation status of Phase III and Phase IV Open API functions of each bank
https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/international-financial-centre/fintech/open-application-programming-interface-api-for-the-banking-sector/target-dates/
[935] The Next Phase of the Banking Open API Journey
https://www.hkma.gov.hk/media/eng/doc/key-functions/ifc/fintech/The_Next_Phase_of_the_Banking_Open_API_Journey.pdf
[936] About HKMA's API
https://apidocs.hkma.gov.hk/abouthkmasapi/

(1) 業務範囲

証券取引業務とは、「証券の取得、処分、応募、又は引受を目的として、あるいは証券の利回り又は証券の価値の変動から利益を確保することを目的として、他の者と契約を締結すること、契約の締結を申し出ること、契約を締結するよう勧誘すること、又は契約の締結を募集すること」をいう（証券先物条例付属規定 5）。

(2) 免許等

証券先物条例による規制対象業務を行うためには、SFC から免許（license）を得なければならない（証券先物条例第 114 条、第 116 条）。

証券先物条例による規制対象業務は、以下のとおりである（証券先物条例付属規定 5）。

- 免許種別 1：証券取引（dealing in securities）
- 免許種別 2：先物契約取引（dealing in futures contracts）
- 免許種別 3：外国為替証拠金取引（leveraged foreign exchange trading）
- 免許種別 4：証券に関する助言（advising on securities）
- 免許種別 5：先物契約に関する助言（advising on futures contracts）
- 免許種別 6:企業の財務活動に関する助言（advising on corporate finance）
- 免許種別 7:自動取引サービスの提供（providing automated trading services）
- 免許種別 8：証券金融（securities margin financing）
- 免許種別 9：資産運用業務（asset management）
- 免許種別 10：信用格付サービスの提供（providing credit rating services）
- 免許種別 11（2026 年 2 月現在未実施）:店頭取引デリバティブ商品に関する取引又は助言（dealing in OTC derivative products or advising on OTC derivative products）
- 免許種別 12（2026 年 2 月現在未実施）:店頭取引デリバティブの振替サービスの提供（providing client clearing services for OTC derivative transactions）
- 免許種別 13：関連集団投資スキームに関する保管サービスの提供（providing depositary services for relevant CISs）[937]

(3) 要件

SFC から免許を受けるためには、申請者は当該業務を行う上での適格性（fit and proper）を備え、かつ免許を与えられた場合に財務基盤に関する規則（financial resources rules）を遵守しなければならない（証券先物条例第 116 条（3））。

SFC は、申請者の適格性の判断にあたり、以下の点を考慮しなければならない。

[937] 証券先物条例付属規定 5 第 1 部
https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap571!en?xpid=ID_1438403473116_001&INDEX_CS=N

- 申請者が法人の場合には、法人自体とその役員（officer）について、適合性・適切性が判断される（証券先物条例第 129 条）。
  i. 財務状況と支払能力
  ii. 実施する業務の性質と関連した教育又はその他の資質、あるいは経験
  iii. 業務を完全、誠実、公正に実行できる能力
  iv. 評判、性格、信頼性、金銭上の誠実性

また、免許を受けるには、以下の条件を満たさなければならない（証券先物条例第 118 条（1）(a)）。

- 免許を受ける業務に応じて、規則で定められた担保を SFC に預託するか、それに代わる保険を付保すること
- SFC が免許業務の監督を行うために、常に連絡可能な担当役員を少なくとも 1 名配置すること

加えて、規制対象業務によっては免許付与の条件が付加される（証券先物条例第 118 条（1）(b）～（d)）。

- 外国為替証拠金取引（免許種別 3）

免許事業者には、SFC の規則（rule）に基づき、仲裁（arbitration）によって外国為替証拠金取引に係る顧客と事業者との紛争を解決することが義務付けられる。

- 自動取引サービスの提供（免許種別 7）

サービス提供にあたっては、別途 SFC による認可（authorization）が必要とされる。

- 証券金融（免許種別 8）

他の業務との兼営は原則として禁止されている。上場株式に係る証券貸借業務及び証券取引に伴う与信を行う免許事業者は、SFC の規則による要件を遵守しなければならない。

(4) 変更・取消

ア 変更

SFC は、免許事業者の申請により、免許を付与している規制対象業務の追加や削減を行うことができる（証券先物条例第 127 条）。

イ　停止・取消

SFC は、免許事業者が不正行為（misconduct）により有罪となった場合、また免許事業者としての適格性に欠けると判断した場合には、免許付与されている規制対象業務の全て又は一部について、免許の取消（revocation）、又は停止（suspension）を行うことができる（証券先物条例第 194 条）。

3.　投資運用業者・投資助言業者

投資運用業者・投資顧問会社に相当する事業者は、証券先物条例で規制されている。

(1)　業務範囲

ア　投資運用業者

証券先物条例の規制対象業務のうち資産運用業務（asset management）の免許を取得して当該業務を行っている事業者である。資産運用業務とは不動産投資スキーム運用業務（real estate investment scheme management）、証券又は先物契約運用業務（securities or futures contracts management）のことをいう。それぞれの定義は以下のとおりである（証券先物条例付属規定 5）。

（ア）不動産投資スキーム運用業務

他の者に対し、以下の条件に該当する集団投資スキームを運営するサービスを提供する業務が該当する。

- 当該スキームにおいて運用される財産が、主として不動産から成ること
- 当該スキームが、証券先物条例第 104 条に基づき認可を受けていること

（イ）証券又は先物契約運用業務

他の者に対し、有価証券又は先物契約のポートフォリオを管理するサービスを提供する業務が該当する。

- 自社のグループ会社のみを対象としてポートフォリオ管理サービスを提供する場合
- 証券先物条例に基づき証券取引業務又は先物契約取引業務を行うことが認められている金融機関、証券会社、信託会社、専門職（弁護士、法律顧問、会計士）が、本来の業務に付随するものとしてポートフォリオ管理サービスを提供している場合

イ　投資助言業者

証券先物条例の規制対象業務のうち、「証券に関する助言（advising on securities）」の免許を取得して当該業務を行っている事業者である。

「証券に関する助言」は、以下のように定義されている（証券先物条例付属規定 5）。

- 証券を取得又は売却するべきか否かの助言
- どの証券を取得又は売却するべきかの助言
- 証券を取得又は売却すべき時期の助言
- 証券を取得又は売却する条件についての助言
- 上記助言についての決定を行いやすくすることを目的として、分析又はレポートを発行すること

ただし、当該業務の実施する者が以下である場合には、「証券に関する助言」には該当しない。

- 自社の子会社、自社を 100%所有する持株会社、自社の持株会社の 100%子会社のみを対象に、助言や分析・レポートの提供を行う法人
- 証券先物条例に基づき免許種別 1（証券取引）の免許を取得している事業者で、証券取引業務に完全に付随する範囲で助言や分析・レポートの提供を行う者
- 証券取引業務の登録を行っている公認金融機関であって、証券取引業務に完全に付随する範囲で助言や分析・レポートの提供を行う者

(2) 投資運用業者・投資助言業者に対する免許付与等

資産運用業務は、証券先物条例の規制対象業務であり、これを行うには、証券先物条例に基づく免許（免許種別 9）を取得しなければならない（証券先物条例第 114 条、第 116 条、付属規定 5）。

投資助言業務は証券先物条例の規制対象業務であり、これを行うには、証券先物条例に基づく免許（免許種別 4）を取得しなければならない（証券先物条例第 114 条、第 116 条、付属規定 5）。

免許付与要件、免許の変更・取消は、資産運用業者及び投資助言業者は証券会社と同等の規定が適用される。詳細については香港II.2.証券会社を参照のこと。

(3) ロボアドバイザーに関する規制等

ロボアドバイザー等のオンラインの助言サービスに関して、SFC はガイドライン[938]を発行している。本ガイドラインにおいて、ロボアドバイザーは「アルゴリ

[938] 証券先物条例に基づくガイドラインについては香港Ⅰ.1.(2)イを参照のこと。

ズムやその他のテクノロジーツールを用いて、オンライン環境で金融アドバイスを提供するもの」と定められている[939]。

そのようなサービスを提供する証券先物条例に基づく免許事業者は当該ガイドラインに記載された原則（顧客への情報提供及びアルゴリズムの監督・テスト等）が適用される。2024 年 11 月 12 日に SFC は、生成式 AI 言語モデルを利用する際の監督要件を示した[940]。AI は効率化をもたらす一方、ハルシネーション、偏見、データ漏洩、サイバー攻撃、第三者依存などの重大リスクを伴うため、特に投資助言・リサーチなどの高リスクな用例では、モデル検証、人手レビュー、継続モニタリング及び利用者への明確な開示が必要とされている。ライセンスを得た法人は、①上級管理層の責任、②AI モデルリスク管理、③サイバー・データ管理、④第三者リスク管理の 4 つの核心原則に基づくガバナンス体制を整備し、重大変更時は SFC への通知が求められている。

4. 保険会社

香港において保険契約業務に関連する金融機関としては、保険会社と保険仲介業者がある。

(1) 保険会社

ア 業務範囲

保険会社には、損害保険会社（general business insurer）と生命保険会社（long term business insurer）がある。保険種別の詳細（どの事業が損害保険、生命保険に該当するのか等）については、保険条例付属規定 1 において規定されている。なお、香港では生・損保の兼営が認められており、生・損保兼営会社（composite insurer）と呼ばれている。

イ 免許等

香港において保険業務を行うためには、それぞれの保険種別について IA の免許を交付されなくてはならない（保険条例第 6 条（1）、第 8 条、第 8A 条）。

ウ 要件

保険会社として免許を交付されるためには、以下の要件を満たす必要がある。（保険条例第 8 条（2），(3)）

- 当該事業者の役員又は経営責任者（controller）が、その職位に適合し、

[939] Guidelines on Online Distribution and Advisory Platforms
https://www.sfc.hk/-/media/EN/assets/components/codes/files-current/web/guidelines/guidelines-on-online-distribution-and-advisory-platforms/guidelines-on-online-distribution-and-advisory-platforms.pdf
[940] Circular to licensed corporations - Use of generative AI language models
https://apps.sfc.hk/edistributionWeb/gateway/EN/circular/intermediaries/supervision/doc?refNo=24EC55&utm

適正（fit and proper）であること

- 規定された財務上の諸要件を満たしていること
- リスクの種別に応じて、再保険等の措置を講じること
- 免許を申請している保険業務種別以外の業務に関するものを含め、支払義務を履行しており、今後も継続して履行すること
- 海外の保険会社が、会社条例上の「非香港会社の海外事業所」として営業する場合には、同条例の規定を遵守していること
- 保険条例を遵守可能なこと
- 保険業以外の業務を兼営する場合には、その業務が保険契約者の利益に相反しないこと
- 会社名称が消費者の混乱・誤解を招かないこと

申請者が上記の要件を満たしていない場合には、IA は免許を付与しない。また、IA は上記以外の理由によって免許を付与しないことも可能である（保険条例第 8 条（1））。

エ　変更・取消

保険会社が保険業務を停止、あるいはいずれかの保険種別（又はその一部）を停止した場合には、IA は免許を取り消すことができる。

また、ある保険種別について営業の免許を付与されている保険会社が、免許付与後 12 カ月以上経過しても当該保険種別又はその一部について保険業務を行っていない場合には、IA は免許を取り消すことができる（保険条例第 40 条）。

(2) 保険仲介業者

保険条例では、保険仲介業者（insurance intermediaries）として、保険代理店と保険ブローカーの規制について規定している。保険代理店は保険会社の指名が必要である関係上、保険会社との結びつきが強く、それに対して保険ブローカーは保険会社に縛られることなく、複数の保険会社商品を提供可能であることから、顧客との結びつきが強いことが一般的な特徴として挙げられる。

ア　保険代理店（insurance agent）

（ア）業務範囲

保険代理店の業務は、1 つ以上の保険会社の代理店として、1 つ又は複数の事業分野において、保険契約についての助言又は手配等の規制された活動を行うことと規定されている（保険条例第 64U 条）。

（イ）免許等

事業者は保険代理店としての業務を行う場合、当局が指定する方法で申請し、所定の手数料を支払った場合、保険代理店の免許が交付される（保険条例第 64U 条）。

なお、交付された免許の有効期限は当局が別途期間を定めない限りは 3 年である（保険条例第 64v 条）。

（ウ）要件

保険代理店としての免許を交付されるためには、以下の要件を満たす必要がある（保険条例第 64U 条）

- 当該事業者、その役員及び経営責任者（controller）が規制対象活動の実施にあたり適正（fit and proper）であること
- 申請者が少なくとも 1 社の保険会社から代理店として指名されていることが確認できること
- 当局が承認した責任者を任命すること

当局は申請の結果を書面で通知しなければならず、申請が却下された場合は、却下の理由も記載する必要がある。

（エ）停止・取消

保険代理店は、保険会社からの代理店としての指名がなくなった場合、免許が停止され、停止から 180 日経過した場合免許が取り消される（保険条例第 64ZH 条）。

また、IA は保険代理店が香港内外で有罪判決を受ける等により不適切な免許を停止又は取消す権限を有する（保険条例第 81 条）。

イ　保険ブローカー（insurance broker）

（ア）業務範囲

保険ブローカーの業務は、保険契約者又は契約見込みの者の代理人として 1 つ又は複数の事業分野において、保険契約の交渉、手配又は助言等の規制された活動を行うことと規定されている（保険条例第 64ZA 条）。

（イ）免許等

保険契約者又は契約見込みの者の代理人として 1 つ又は複数の事業分野において規制された活動を行う事業者は、当局が指定する方法で申請し、所定の手数料を支払った場合、保険ブローカーの免許が交付される（保険条例第 64ZA 条）。

なお、付与された免許の有効期限は、当局が別途期間を定めない限りは 3 年である（保険条例 64ZB 条）。

（ウ）免許付与要件

保険ブローカーとしての免許を得るためには、以下の要件を満たす必要がある（保険条例第 64ZA 条）。

- 当該事業者、その役員及び経営責任者（controller）が規制対象活動の実施にあたり適正（fit and proper）であること
- 保険（免許保険仲介業者に対する財務その他の要件）規則に規定された要件を遵守すること
  - 資本及び純資産要件
  - 賠償責任保険への加入要件
  - 顧客口座の分離要件
  - 適切な帳簿及び会計要件
- 当局が承認した責任者を任命すること。

当局は申請の結果を書面で通知しなければならず、申請が却下された場合は、却下の理由も記載する必要がある。

（エ）変更・取消

IA は有罪判決を受ける等不適切な保険ブローカーの免許を停止又は取消す権限を有する（保険条例第 81 条）。

(3) InsurTech に関する規制等

IA は 2017 年 9 月よりデジタルチャネルのみで運営する新規参入の保険会社に対する専門の免許付与のプロセスである Fast Track を導入しており、2018 年 12 月に最初の免許が付与されている。通常の免許付与のプロセスが 12～18 カ月かかることから、Fast Track 制度はそのプロセスを短縮するため、既存保険会社とは別に専用の審査待機列を設けることで、優先して審査に着手するため、迅速かつ合理的なプロセスとなっていると発表している。ただし、当該申請事業者は現行の保険会社が求められる免許要件を全て満たす必要がある[941]。

また、保険販売のオンライン化を受け、IA は非対面募集をデジタル・オンボーディングとして整理し、ビデオ会議による募集はインシュアテック・サンドボックスでの試行申請を要するなど、手続・統制を明確化している[942]。非対面募集に

[941] Insurance Authority authorizes first virtual insurer under Fast Track
https://www.ia.org.hk/en/infocenter/press_releases/20181220.html
[942] https://www.ia.org.hk/en/digital_onboarding/virtual/introduction.html

伴う契約者保護として、録音録画等の記録確保、利用環境（公衆 Wi-Fi 回避等）への注意喚起、募集人の訓練や事業者側のシステム提供などを通じ、遠隔勧誘の実務要件を具体化した[943]。生命保険では顧客の状況・ニーズを把握する FNA（適合性確認）を求める GL30[944]、一定期間の解約を認めるクーリングオフを定める GL29[945]を整備し、オンライン取引でも適合性・説明・解約権を軸に消費者保護を強化している。

5. 総合取引所

香港特別行政区域内で当局に認定されている総合取引所は香港取引所（HKEX）のみである。

(1) 業務範囲

2000 年 3 月、香港証券取引所、香港先物取引所は株式会社化され、香港証券クリアリング会社（Hong Kong Securities Clearing Company Limited、「HKSCC」）とともに、香港取引所に統合された。香港取引所自体も、香港証券取引所に上場している。

香港特別行政区域内の総合取引所は香港取引所のみであり、傘下に香港証券取引所と香港先物取引所を運営している。

ア 香港証券取引所（SEHK）

香港証券取引所は 1980 年に 4 つの取引所を統合することで設立された香港特別行政区域内で唯一の証券取引所であり、1 日平均 2,307 億香港ドル[946]の株式が取引されている。

イ 香港先物取引所（HKFE）

1976 年に香港証券取引所が設立され、1985 年より改名され香港先物取引所として運営されている。

香港先物取引所は、国際的な金融機関を含む 160 以上の参加組織により、先物及びオプション取引の市場を提供している。

幅広いデリバティブ商品を取扱い、株式指数、金利、為替、商品の先物及びオプションを提供している。

---

943 https://www.ia.org.hk/en/digital_onboarding/protection_of_policy_holders_interests.html
944 https://www.ia.org.hk/en/legislative_framework/files/GL30_English.pdf
945 https://www.ia.org.hk/en/legislative_framework/files/GL29_English.pdf
946 2025 年実績
https://www.hkex.com.hk/Market-Data/Statistics/Consolidated-Reports/HKEX-Monthly-Market-Highlights?sc_lang=en

特に香港株式市場のベンチマークであるハンセン指数はアジアにおいて最も知名度の高い指数の一つである。

(2) 認定

総合取引所に係る関連法令は証券先物条例である。

香港取引所は香港で唯一の証券取引所、先物取引所、及び関連するクリアリングハウスを所有並びに運営しており、SFC が認定の上、証券先物条例に規定された取引所としての役割の遂行について監督を行う（証券先物条例第 28 条）。

加えて、取引所の最高経営責任者の任命については SFC の承認を得ない限り効力を発揮しない（証券先物条例第 26 条）。

証券先物条例では SFC によって証券取引所が認定され、新市場の創設、新商品、上場・取引・清算規則及び規制の変更がある場合においても SFC が認定する役割を担う（証券先物条例第 24 条）。

(3) 要件

SFC が、公共の利益、市場の適切な規制のために適切であると判断した場合、財務長官と協議の上、取引所として認定することができる（証券先物条例第 19 条）

(4) 変更・取消

ア 変更

取引所の規則を修正する場合は、SFC の認定を得ない限り効力を発揮しない（証券先物条例第 24 条）

イ 取消

SFC は以下のような条件に該当する取引所に対して、財務長官と協議の上、認定された取引所に対して書面で通知することにより認定を取消すことができる（証券先物条例第 28 条）

- 証券先物条例の要件の不遵守
- 清算を予定
- 取引所運営の停止

6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

資金移動業者、前払式支払手段発行者はそれぞれ異なる条例で規制されている。暗号資産交換業者については、2023 年 6 月より免許制度が導入された。

(1) 資金移動業者

ア 業務範囲

香港では両替又は送金サービスを行う事業者はマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策条例（Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Ordinance、以下「AMLO」という。）に規定されるマネーサービス業者（MSO）に該当する。送金サービスとは、「香港以外の場所への送金若しくはその手配、香港外からの資金の受領若しくはその手配又は、香港外の場所での資金の受領を手配すること」と香港税関は規制している[947]。

イ 免許等

送金サービスを営むマネーサービス業者は香港税関（CED）から免許を付与される必要がある。（AMLO 第 29 条、第 30 条）なお、免許は付与された日から 2 年間有効である（AMLO 第 30 条）。

免許を得ることなくマネーサービス業を運営した場合、10 万香港ドルの罰金及び 6 カ月の禁錮刑が科せられる（AMLO 第 29 条）。

ウ 要件

事業者がマネーサービス業の免許を取得する場合、以下を満たす必要がある（AMLO 第 30 条）。

- 当該事業者本人、事業者の役員又は経営責任者（controller）が、その職位に適合し、適正（fit and proper）であること
- 運営施設がマネーサービス業を営む上で適していること

エ 変更・取消

（ア）変更

香港税関長官が妥当であると判断した場合には、免許の条件を追加、修正、又は削除することができる（AMLO 第 32 条）。

（イ） 取消

香港税関長官は、免許付与要件を満たしていないと判断した場合、免許の取消、又は指定した期間免許を一時停止することができる。権限行使に当たっては、免許事業者に対して意見陳述の機会を与える必要がある（AMLO 第 34 条）。

[947] Money Service Operators Licensing Guide P.3
https://eservices.customs.gov.hk/MSOS/download/guideline/Licensing_Guide_en.pdf

(2) 前払式支払手段発行者

ア 業務範囲

香港では、金銭的価値を保存し、かつ商品・サービスや他人への支払等多目的に利用可能な支払手段の発行者はストアドバリューファシリティ（Stored Value Facility、以下「SVF」という。）に該当する。（支払システム及び SVF 条例（Payment Systems and Stored Value Facilities Ordinance、以下「PSSVFO」という。）第 2A 条）。

SVF はプリペイド・カード等の物理的なものと電子マネー等の非物理的なものの 2 つに大別される。

イ 免許付与

SVF を事業として営む場合は、HKMA より免許を取得する必要がある（PSSVFO 第 8B 条）。

ただし、特定の施設等で利用可能なボーナスポイント又はリワードスキーム等は除かれる（PSSVFO 付属規程 8）。

ウ 要件

事業者が SVF の免許を取得する場合は以下のような基準を満たす必要がある（PSSVFO 付属規程 3）

- 最低資本金は 2500 万香港ドル以上であること
- SVF スキームから生じるリスクに対して適切な管理（データ保護、不正検知、緊急時対応、セキュリティ）をするためのポリシー及び手順を整備すること
- AML/CFT 対策の仕組みを整備すること
- 顧客からの預かり金を分別保管し保護すること

エ 変更・取消

（ア）変更

免許申請の際に提供された情報（住所等）の変更及び免許要件の最低基準の遵守状況等に重大な変化が生じる可能性がある場合、変更事項やその変化を HKMA へ通知する義務がある（PSSVFO 第 8S 条、第 8T 条）。

（イ）取消

免許事業者が以下のような状況に該当した場合、免許が取り消される（PSSVFO 付属規程 3）。

- 免許の条件を満たしていない場合

- 債権者との和議を提案若しくは実施、又は破産、債務超過、清算、若しくは解散に至った場合
- HKMA に対し、支払義務の履行困難の見通しや支払停止の実施についての報告を行い、HKMA がこれを認めた場合
- 法令に基づいて HKMA に対して提出した情報が、虚偽、不当、又は不正確であった場合
- SVF 業務を停止した場合
- 督促の後も、HKMA への手数料や金銭的ペナルティを支払わなかった場合
- 経営者が、HKMA の同意を得ずにその地位を獲得又は、保持し続けている場合
- HKMA のガイドライン等で禁じられている業務行為を行った場合
- 当該金融機関が免許を保持していることにより、利用者の利益が脅かされていると HKMA が判断した場合
- HKMA に免許取消の申請が行われ、HKMA がその申請に応じても、利用者の利益が適切に保護されると判断される場合
- 当該事業者が国際金融センターとしての香港の利益に反するような業務行為を行っていると HKMA が認めた場合

(3) 暗号資産交換業者

ア 業務範囲

香港では暗号資産サービスについて、2023 年 6 月より免許制度が導入され、香港特別行政区域内で暗号資産サービス提供事業者は、暗号資産サービスプロバイダ（Virtual Asset Service Provider、以下「VASP」という。）に該当することとなった。

現時点で、「VA サービスの提供」と定義されているのは暗号資産取引所の運営のみである（改正 AMLO 付属規定 3B）。ただし、財務長官が官報に掲載する通知によって、その定義を修正することができる。

特に、VASP のうちの一類型として、顧客に対して暗号資産の売買・交換を提供する取引プラットフォーム運営者（Virtual Asset Trading Platform Operators、以下「VATPs」という。）もある。VATPs は、単なる技術基盤ではなく、顧客資産を預かり、注文執行や価格形成に関与する点で、投資者保護上のリスクが高い主体と整理されている。2023 年の AMLO の改正により VASP ライセンス制度の導入に伴い、VATPs も同制度の下でライセンス取得が義務化された[948]。

[948] Guidelines for Virtual Asset Trading Platform Operators, June 2023
https://www.sfc.hk/-/media/EN/assets/components/codes/files-current/web/guidelines/Guidelines-for-Virtual-Asset-Trading-Platform-Operators/Guidelines-for-Virtual-Asset-Trading-Platform-Operators.pdf

さらに、FSTB 及び SFC の 2025 年 12 月意見募集総結は、暗号資産規制を「暗号資産取引所中心」から証券規制型の活動ベース規制へ拡張する方向が見られた[949]。すなわち、業として暗号資産の取得・処分等の契約締結や勧誘・媒介を行う行為全体を「暗号資産取引サービス」とし、店頭取引、仲介、変換サービス、一部決済関与も対象となる一方、トークン化証券やデリバティブは SFO 規制へ整理される検討がされている。さらに助言業者、資産管理業者の新ライセンス制度を導入予定で、名称ではなく実質（取引成立への関与）で判断する体系へ移行する傾向が見られる。

イ　免許付与

2023 年 6 月より導入された免許制度では、香港で暗号資産サービスを提供する事業者の場合は SFC から VASP としての免許（license）を取得する必要がある（改正 AMLO 第 53ZRD 条）。例え香港外で提供している暗号資産サービスを、香港市民に積極的に（販売促進プロモーションを行う等を想定）提供する場合もライセンスが必要となった。

この免許制度が施行されたことによって香港特別行政区域内で暗号資産取引所を運営する事業者は、2023 年 6 月以降免許を申請するか、香港での事業を停止する必要がある。SFC は、2024 年 2 月 29 日までに免許申請を提出しない場合、2024 年 5 月 31 日までに香港での事業を整理・停止すべき旨を明確に周知し、当該移行に伴う「non-contravention period（一定期間の不処罰的取扱い）」は 2024 年 6 月 1 日に終了した[950]。

SFC は、2024 年 6 月以降、迅速免許審査手続を一部適用し、VATPs 新規申請者の申請審査プロセスを効率化する動きを見せており[951]、2025 年 1 月の通達により、2024 年 12 月 18 日以降に申請されるすべての新規 VATPs 申請者に対して迅速免許審査手続が適用されるようになった[952]。

ウ　要件

事業者が VASP の免許を取得する場合は以下のような要件を満たす必要がある（改正 AMLO 第 53ZRK）

- 香港会社条例に基づいて登録された香港法人又は外国法人であること

---

[949] Consultation Conclusions, Legislative Proposal to Regulate Dealing in Virtual Assets and Further Public Consultation Legislative Proposal to Regulate Virtual Asset Advisory Service Providers and Virtual Asset Management Service Providers, Financial Services and the Treasury Bureau, Securities and Futures Commission, December 2025 https://www.fstb.gov.hk/fsb/en/publication/consult/doc/VAdealing_consultation_conclusion_e.pdf

[950] SFC reminds public VATP application period has ended under transitional arrangements https://apps.sfc.hk/edistributionWeb/gateway/EN/news-and-announcements/news/doc?refNo=24PR37

[951] https://apps.sfc.hk/edistributionWeb/gateway/EN/circular/intermediaries/licensing/doc?refNo=24EC65 https://apps.sfc.hk/edistributionWeb/api/circular/openFile?lang=EN&refNo=24EC65

[952] https://apps.sfc.hk/edistributionWeb/gateway/EN/circular/doc?refNo=25EC2

- 当該事業者、その責任者、取締役、実質的支配者は規制対象活動の実施にあたり適正（fit and proper）であること

SFC が適正かどうかを判断する際には財務状況又は支払能力、AML/CFT 又は詐欺等の犯罪による有罪判決の有無、及び AML/CFT 義務の遵守状況等が考慮される（改正 AMLO 第 53ZRJ 条）。

特に、VATPs に関して、SFC は、AMLO に基づき、2023 年 6 月に「暗号資産取引プラットフォーム運営者ガイドライン」（Guidelines for Virtual Asset Trading Platform Operators）[953]を公表し、VATPs ライセンス取得・維持の中核として、IEO やトークン販売を含む暗号資産取引を行う際に、適格性・能力要件、取引の誠実性義務、顧客資産の分別管理、取引操作防止、継続的報告・通知などを遵守することを求めている。2025 年 7 月に SFC は「暗号資産取引プラットフォーム運営者ハンドブック」（Licensing Handbook for Virtual Asset Trading Platform Operators）を公表し、VATPs に関するライセンス制度について、申請手続、運営上の具体的要件及び継続的義務（各種通知・承認申請、ガバナンス・内部統制体制の整備等）を体系的に示している [954]。

エ　変更・取消

（ア）変更

SFC に提供した情報に変更があった場合は、7 営業日以内に SFC へ書面で通知する必要がある（改正 AMLO 第 53ZRU 条）。

また、事業者が VA サービスの提供を停止しようとする時は、速やかに、停止しようとする日の 7 営業日前までに SFC へ書面で通知する必要がある（改正 AMLO 第 53ZRV 条）

（イ）取消

免許事業者が以下のような状況に該当した場合免許が取消される（改正 AMLO 第 53ZSQ 条）。

- 債権者との和議を提案若しくは実施、又は破産、債務超過、清算、若しくは解散に至った場合
- 免許事業者としての適性を損なう状況（有罪判決、代表者が精神病院に収

[953]2023 年 6 月 1 日施行
https://www.sfc.hk/-/media/EN/assets/components/codes/files-current/web/guidelines/Guidelines-for-Virtual-Asset-Trading-Platform-Operators/Guidelines-for-Virtual-Asset-Trading-Platform-Operators.pdf
[954] Licensing Handbook for Virtual Asset Trading Platform Operators, July 2025
https://www.sfc.hk/-/media/EN/assets/components/Guidelines/File-current/Licensing-Handbook-for-VATPs_July-2025.pdf

容されている等）と SFC が判断した場合

オ　取引製品とサービス

2025 年 11 月 3 日、SFC は「暗号資産取引プラットフォームの製品とサービスの拡張に関する通達」を公表した[955]。同通達は、デジタル資産を、暗号資産、トークン化証券（「デジタル証券」の一分類に属する。）、及びステーブルコイン等を指すとした上、①トークン発行要件の改定、②暗号資産取引プラットフォームにおけるトークン化証券及びデジタル資産に関する投資商品の規制の整理、③同一プラットフォームで売買されていないデジタル資産に適用されるカストディサービス制度の更新を通じて、認可を受けた暗号資産取引プラットフォームが提供できる製品及びサービスの範囲を拡大している。さらに、同日、SFC は「暗号資産取引プラットフォームの共有流動性に関する通達」を公表し、SFC の認可を受けた暗号資産取引プラットフォーム運営者が、自社のオーダーブック（注文板）をグローバル関連会社の暗号資産取引プラットフォーム運営者のオーダーブック（注文板）と統合する際の監督方針及び期待基準を示した[956]。これにより、異なるプラットフォームの間の流動性が可能となった。

カ　暗号資産のカストディ

海外の中央集権型 VATPs において、ウォレットや承認プロセスの脆弱性を突いたサイバー事故が相次ぎ、悪性コード混入、承認端末への不正アクセス、独立検証不足等の問題が顕在化した。SFC は ASPIRe ロードマップ（Safeguards）に沿い、技術中立・成果志向の枠組みで顧客資産保護の底上げを図る必要があると判断し、2025 年 8 月 15 日付で「認可暗号資産取引プラットフォーム運営者への暗号資産のカストディに関する通達」を公表した[957]。

当該通達は、SFC 認可 VATPs 及び関係会社に対し、顧客 VA の安全保管・管理に関する最低遵守基準とベストプラクティス例を明示し、経営陣の責任、コールドウォレットの設計・運用、第三者サービス管理、リアルタイム脅威監視、職員教育等に及び、VA カストディに関する監督上の期待水準を実務レベルで具体化するものである。基準は即時適用され、年次の外部適合・技術評価の対象となる。

[955] Circular on expansion of products and services of virtual asset trading platforms, 3 Nov 2025
https://apps.sfc.hk/edistributionWeb/gateway/EN/circular/doc?refNo=25EC57
[956] Circular on shared liquidity by virtual asset trading platforms, 3 Nov 2025
https://apps.sfc.hk/edistributionWeb/gateway/EN/circular/intermediaries/supervision/doc?refNo=25EC56
[957] Circular to licensed virtual asset trading platform operators on custody of virtual assets, 15 Aug 2025
https://apps.sfc.hk/edistributionWeb/gateway/EN/circular/intermediaries/supervision/doc?refNo=25EC44

キ　投資家保護

SFC は、2018 年に暗号資産に関する監督方針を策定した際、価格変動の大きさ、情報の非対称性、インフラや事業者に対する規制の未整備等に起因する投資者リスクの高さを踏まえ、暗号資産に関する各種活動（暗号資産に投資するファンドの分配を含む。）について、一律にプロフェッショナル投資家（Professional Investors）に限定する厳格な措置を講じた。その後、SFC は、投資者保護を前提条件として、SFC のライセンスを受けた VATPs によるリテール投資家向けサービスの提供を認めるとともに、複数の暗号資産先物上場投資信託（暗号資産先物 ETF）を香港において公募可能な商品として認可した。これを受け、2023 年に SFC 及び HKMA は、暗号資産関連活動に従事する仲介人（インターメディアリー）に適用される既存の規制方針を見直した共同通達を発出し[958]、仲介人が暗号資産関連商品を分配する場合に適用する要件や、SFC 認可の暗号資産ファンドを分配する際に遵守すべき行為規範・適合性・リスク開示等の投資者保護措置を明確化している。

さらに、2025 年に SFC 及び HKMA は、投資者保護の水準を維持することを前提としつつ、市場の健全な発展を促進する観点から、2023 年共同通達を補充・更新する共同通達を公表した[959]。その主な内容として、①ステーキングについて、顧客資産の分別管理、十分な情報開示及びリスク説明等を前提に、仲介人による顧客向け提供を条件付きで許容すること、②取引執行に関し、SFC 認可 VATPs が提供する「プラットフォーム外」サービスの利用を認める一方、投資者保護上不要となった条項を整理すること、③暗号資産による投資商品の申込・償還について、一定の通知・保管・AML 要件を満たす限り、暗号資産取引サービスには該当しないことを明確化すること、④暗号資産関連商品の分配に関し、機関投資家等については純資産要件や一部リスク開示義務の適用範囲を明確化すること、⑤顧客区分の変更や新サービス開始等、投資者保護に影響を及ぼし得る重要事項については事前通知義務を課すことが挙げられている。

ク　ステーブルコインに関する動向

2022 年 1 月に HKMA より暗号資産とステーブルコインの規制に関する協議書[960]が発行され、その中で HKMA はステーブルコインの免許制度を創設する場合の要件について、以下に関する事項を盛り込むことを想定している。

- 資本及び流動性の管理に関する要件
- 経営陣及び所有権に関する要件

[958] Joint circular on intermediaries' virtual asset-related activities, 22 Dec 2023
https://apps.sfc.hk/edistributionWeb/gateway/EN/circular/doc?refNo=23EC67
[959] Supplemental joint circular on intermediaries' virtual asset-related activities, 30 Sep 2025
https://apps.sfc.hk/edistributionWeb/gateway/EN/circular/doc?refNo=25EC50
[960] Discussion Paper on Crypto-assets and Stablecoins
https://www.hkma.gov.hk/media/eng/doc/key-information/press-release/2022/20220112e3a1.pdf

- 裏付け資産の維持管理に関する要件
- リスク管理に関する要件
- AML/CFT に関する要件
- ステーブルコインと他の流動性資産との適切な換金要件
- 財務報告と情報開示に関する要件
- 安全性、セキュリティに関する要件

2023 年 12 月に、財経事務及び庫務局（FSTB）と HKMA が、ステーブルコイン発行者の規制制度に関する意見募集を実施し [961]、2024 年 7 月に結論を公表した。かかる結論では、制度対象は主として法定通貨参照型ステーブルコイン（以下「FRS」という。）にフォーカスする方向性を示した [962]。2025 年 5 月 21 日、香港立法会がステーブルコイン条例を可決し、これにより、香港での FRS 発行者の免許制度が法制化された [963]。ステーブルコイン条例は 2025 年 8 月 1 日に施行され [964]、主に FRS を対象としており、HKMA による免許制で発行者を規制している。

当該条例でステーブルコインとは、分散型台帳技術（以下「DLT」という。）に基づく暗号化されたデジタル価値の表示であり、次の特性を有するものと定義される（ステーブルコイン条例第 3 条）。

- 計算単位（accounting unit）又は経済価値の貯蔵手段として表現されること
- 公衆により、支払、債務の弁済又は投資のための取引媒体として受容されること
- 電子的手段により移転、保管又は取引が可能であること
- 分散型台帳又はこれに類する情報記録庫上で動作すること

ただし、一定のデジタル資産はステーブルコインの定義から明示的に除外される。例えば、中央銀行又は政府が発行するデジタル通貨や「証券先物条例」（第 571 章）に定義された証券又は先物契約等である（ステーブルコイン条例第 3 条(2)）。

ステーブルコイン条例は HKMA を所管当局とする厳格な免許制度を導入し、高度なコンプライアンス能力を備える主体のみが、規制対象となるステーブルコイン関連活動に従事できるように規定している。

---

961 https://www.hkma.gov.hk/eng/news-and-media/press-releases/2023/12/20231227-4/
962 https://www.hkma.gov.hk/eng/news-and-media/press-releases/2024/07/20240717-3/
963 https://www.hkma.gov.hk/eng/news-and-media/press-releases/2025/05/20250521-3/
964 https://www.hkma.gov.hk/eng/news-and-media/press-releases/2025/07/20250729-4/
Stablecoins Ordinance, https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap656@2025-08-01T00:00:00/P1.pdf

（1）申請資格

ステーブルコイン発行ライセンスを申請できるのは、香港で設立された会社又は香港以外で設立された認可機関であって、香港に登録事務所を有するものに限定されている（ステーブルコイン条例第 14 条）。HKMA は、申請者が香港における実質的な業務運営能力（例えば、現地の経営チーム、コンプライアンス部門の設置等）を立証する必要がある旨を特に強調している。

（2）免許付与の最低基準（ステーブルコイン条例第 15 条及び付属規定 2）

- 財務の健全性：申請者は、最低 2,500 万香港ドルの払込資本を維持し、かつ、1:1 の償還能力を確保するため、十分な高品質・高流動性の準備資産を保有する必要がある。準備資産は参照通貨と一致させ、独立監査の対象とされる。
- 経営管理能力：健全なコーポレート・ガバナンス体制を備えること。経営陣はブロックチェーン技術、金融規制、リスク管理に関する専門性を有することを示す必要がある。
- コンプライアンス体制：マネロン・テロ資金供与対策プログラムを整備すること。
- 技術的能力：DLT プラットフォームの安全性・安定性を立証すること。
- 投資者保護：明確な償還方針を策定し、過度に厳格な償還条件を付さないこと。

当該条例は、非ライセンス機関がリテール投資家に対して指明ステーブルコイン（HKMA の監督下で発行・運用が許可されるステーブルコインの公式名称）を提供することを特に禁止し、公衆向けサービス提供主体を適格なコンプライアンス主体に限定している。

円滑な移行のため、制度施行前から活動していた既存の発行者に対しては、2025 年 10 月 31 日までにライセンス申請を行うことで、一定期間の営業継続を認める経過措置（条例付属規定 7）が定められている。

ケ　トラベルルールの導入状況

2023 年 6 月の VASP 免許の導入と併せて、義務付けられる。

暗号資産取引の際、仕向元の VASP は顧客の氏名、口座番号又は識別子、仕向先の氏名、口座番号又は取引固有番号を提出する必要がある。8,000 香港ドル以上の取引においては上記に加え、仕向元顧客の住所、身分証明書番号又は生年月日及び出生地を追加で提出する必要がある。

コ　デジタル資産取引サービス提供者に対するライセンス制度とデジタル資産カストディサービス提供者に対するライセンス制度

香港では、2023 年 6 月に暗号資産（VA）取引プラットフォーム（VASP）に対するライセンス制度を導入した一方、店頭取引（OTC を含む「VA ディーリング」）やカストディ（保管）は規制の射程が十分に及んでいないとの指摘があり、制度の「空白」を埋めて投資家保護とリスク管理を強化する目的で、FSTB と SFC は制度整備を進めている。FSTB は 2024 年 2～4 月に OTC 業者の制度化について意見募集を行い、そのフィードバックを踏まえて、2025 年 6 月 27 日に「VA ディーリング業者」「VA カストディ業者」それぞれの新ライセンス制度案（立法提案）を共同で公表し、パブコメを開始した[965]。2025 年 12 月 24 日に意見募集結果が公表され、ディーリング／カストディを規制対象に拡張する方向性は概ね支持されたとされている。今後は法案を 2026 年に立法会の審議へ提出することを目指している[966]。

7.　貸金業者

(1)　業務要件

香港において、融資を事業として営む場合は、専業、兼業に関わらず貸金業者（Money Lender）に該当する（貸金業者条例第 2 条）。なお、貸金業者条例付属規定 1 に規定される公認金融機関及びその子会社等の金融機関や雇用主が従業員に対して善意でローンを提供している事業者等は貸金業者には含まれない。

(2)　免許等

香港において貸金業を営む場合は、免許裁判所（Licensing Court）に免許を申請し、取得しなければならない（貸金業者条例第 7 条）

(3)　要件

貸金業者としての免許を得るためには、以下の要件を満たす必要がある（貸金業者条例第 11 条）。

- 当該事業者の役員又は経営責任者（controller）が、その職位に適合し、適正（fit and proper）であること
- 申請した名称が誤解を招く又は好ましくないものでないこと
- 運営施設が貸金業を営む上で適していること
- 貸金条例及び関連規則を遵守していること
- 公共の利益に反しないこと

965 https://www.info.gov.hk/gia/general/202506/27/P2025062700385.htm
966 https://www.fstb.gov.hk/fsb/tc/publication/consult/doc/VAdealing_consultation_conclusion_c.pdf

なお、免許は 12 カ月有効である（貸金業者条例第 12 条）。

(4) 変更・取消

ア 変更

貸金業者は登録簿に記載された事項等に変更があった場合、会社登記所の貸金業者登録官に対して変更を通知する必要がある（貸金業者条例第 17 条）。

イ 取消

貸金業者登録官又は警察庁長官の申請を受け、免許裁判所が以下の場合に該当したと判断した場合、免許の一時停止又は取消命令を下すことができる（貸金業者条例第 14 条）。

- 貸金業を営むのに適切な人物ではなくなった場合
- 免許で指定された施設が貸金業を営む上で適さなくなった場合
- 免許の条件について重大な違反をした若しくは貸金業の要件を満たさなくなった場合
- 公共の利益に反した場合

(5) 業務上の規制

ア 総量規制

貸金業者は、貸金業者条例（Money Lender Ordinance）に基づいて規制されているが、同条例では総量規制について特に規定されていない。

イ 上限金利に手数料が含まれる場合の内容

上限金利の水準について、貸金業者条例の 2022 年改正[967]により、年率 48%を超える金利での貸出は禁じられており（貸金業者条例第 24 条（1））、違反した場合には罰金及び禁固刑が科せられる（貸金業者条例第 24 条（4））。また借主の年齢、職業、健康状態、返済能力などのあらゆる状況に鑑みて、裁判所が法外でないと宣言した場合を除き、年率 36%を超える金利での貸出は法外とみなされる（貸金業者条例第 25 条（3））。

これらの金利には、徴税義務などの法律に従って支払われるべき金額は含まれないが、貸出への対価として支払われるべき金額などは含まれるとされており（貸金業者条例第 2 条）、借主との契約に適用する金利には事務手数料などが含まれる利率となる。

[967] Amendments to statutory interest rate cap take effect from tomorrow
https://www.info.gov.hk/gia/general/202212/29/P2022122800417.htm
Cap. 163 Money Lenders Ordinance
https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap163!en

8. 主な政策金融機関

(1) 概要

香港では、過去香港上海銀行が 1874 年に中国初の公的融資をはじめとした、政府の鉄道やその他のインフラプロジェクトに多くの融資を行っていた[968]。ただし、現在はグローバル銀行に発展したことから政策金融機関としての特色は見られない。それ以外の金融機関では、住宅ローン債権証券化や融資保証等を行う香港按揭証券（The Hong Kong Mortgage Corporation Limited、以下「HKMC」という。）が、政府が直接保有する金融機関として活動している。

(2) HKMC の概要

香港為替基金（Exchange Fund）を通して香港特別行政区政府が完全に所有する金融グループである。HKMC の議長は財務長官が務め、HKMA の最高経営責任者が副議長を務める。

HKMC は傘下に HKMC モーゲージマネジメント、HKMC インシュアランス、HKMC アニュイティを有し、主に以下の事業を営んでいる[969]。

- 香港の不動産、その他担保に設定された住宅ローン又は貸付金ポートフォリオの購入
- 投資家に債券・債務証券を発行
- 銀行が組成した住宅ローン及びリバースモーゲージローンに関して、住宅用不動産及びその他資産に担保設定し、銀行に住宅ローン保険を提供
- 香港政府が中小企業を含む地元の非上場企業に融資する際に、銀行に金融保証を提供するためのプラットフォームを運営
- インフラローンの購入と共同融資を行い、多様なインフラ資産ポートフォリオを構築した後、そのローンを市場性のある債券・債務証券に証券化
- 香港で終身年金商品を提供

(3) 法令の概要

香港における金融部門の公的機関は銀行（資本）規則の付属規則 1 に定められている。当該付属規則において、HKMC、HKMC インシュアランス、HKMC アニュイティが公的機関として規定されている。

---

[968] HSBC History timeline
https://www.hsbc.com/who-we-are/our-history/history-timeline
[969] HKMC Overview
https://www.hkmc.com.hk/eng/investor_relations/hkmc_overview.html

【別冊】

諸外国における金融制度の概要に関する調査

（Ⅲ．資料　編）

２０２６年３月

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

アメリカ

1. 米国の金融監督機関の変遷

ドッド・フランク法制定（2010 年）以前の金融監督体制

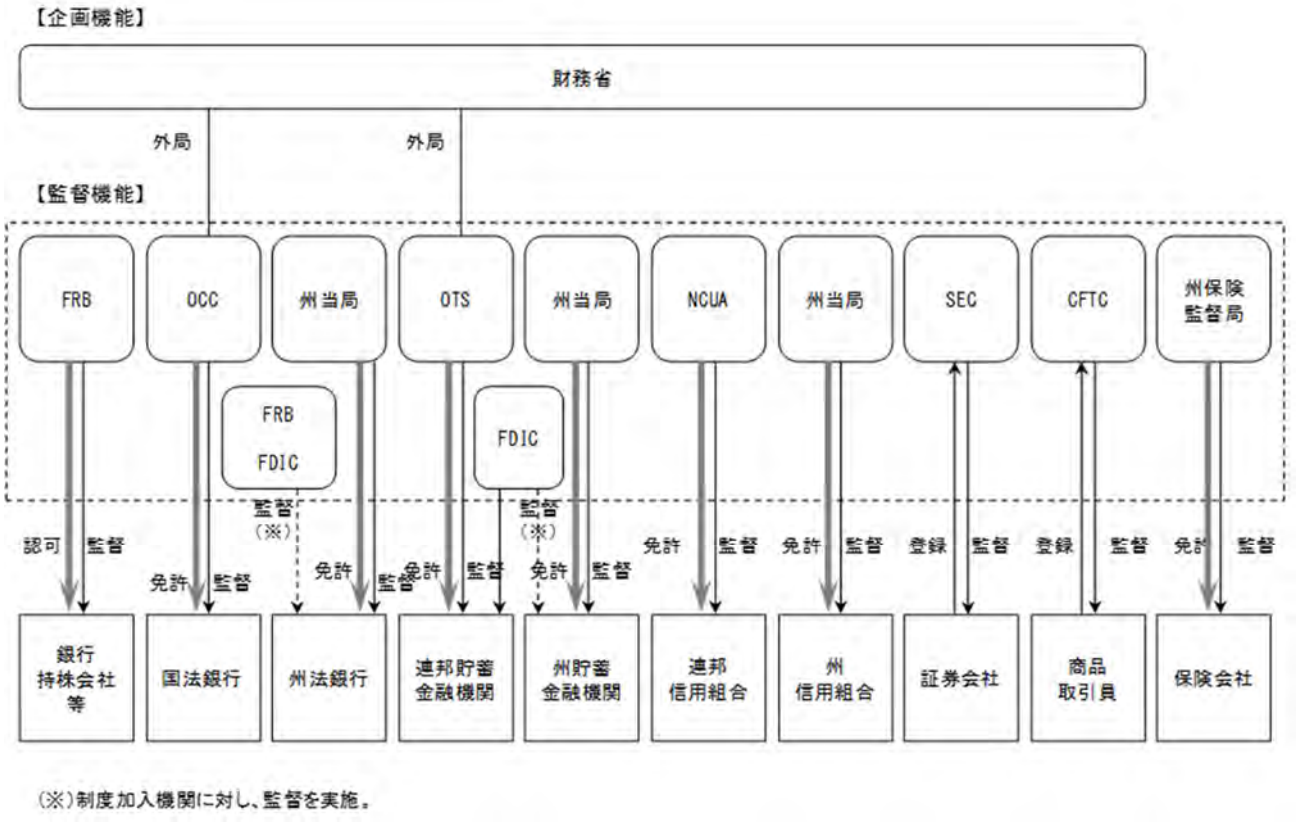

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和 5 年 3 月）及び各監督機関のウェブサイトに基づき作成

2. 検査・監督機関の概要

	OCC （通貨監督庁）	FRB （連邦準備制度理事会）	FDIC （連邦預金保険公社）	NCUA （信用組合監督庁）	SEC （証券取引委員会）	FSOC （金融安定監督評議会）	CFPB （消費者金融保護局）
設立	・1863 年	・1913 年	・1933 年	・1970 年	・1934 年	・2010 年	・2010 年
組織形態	・財務省の外局	・連邦政府の独立機関 ・中央銀行制度であるFRS(連邦準備制度)の最高意思決定機関	・連邦政府の独立機関（公社）	・連邦政府の独立機関	・連邦政府の独立機関	・財務省の下に設置された会議体 ・議長又は構成員の過半数により招集	・FRS 内の独立部局
組織の長	・通貨監督官・任期 5 年 ・大統領が任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期 4 年 ・大統領が 7 人の理事の中から任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期 5 年 ・大統領が 5 名の理事のうち、通貨監督官、CFPB 局長以外の 3 名の中から任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期 6 年 ・大統領が 3 名の理事の中から任命 ・上院の承認が必要	・委員長・任期 5 年 ・大統領が任命 ・上院の承認が必要	・議長は財務長官が務める	・局長・任期 5 年 ・大統領が任命 ・上院の承認が必要
監督対象金融機関	・国法銀行 ・連邦貯蓄金融機関 ・連邦外国銀行支店・代理店	・システム上重要なノンバンク金融会社 ・銀行持株会社 ・金融持株会社 ・貯蓄貸付組合持株会社 ・州法銀行（連邦準備制度加盟） ・州法外国銀行支店・代理店 ・FRB 登録証券金融業者	・州法銀行（連邦準備制度非加盟・連邦預金保険制度加盟） ・州法貯蓄金融機関 ・州法外国銀行支店・代理店（連邦預金保険制度加盟）	・連邦信用組合	・証券会社（ブローカー、ディーラー） ・投資顧問業者 など	・なし	・消費者を対象として金融商品・サービスの募集・提供に従事する者、及びその関係者 ・保険商品は対象外 ・直接の監督権限を持つ機関は以下のとおり －大規模預金取扱金融機関 －消費者向けモーゲージ関連事業者 －教育ローン事業者 －ペイデイローン事業者 －CFPB が個別に認定した事業者 －その他、CFPB の規則により規制対象に指定される市場での大規模事業者

	OCC （通貨監督庁）	FRB （連邦準備制度理事会）	FDIC （連邦預金保険公社）	NCUA （信用組合監督庁）	SEC （証券取引委員会）	FSOC （金融安定監督評議会）	CFPB （消費者金融保護局）
権限	・認可 ・監督 ・規制制定	・銀行持株会社の認可 ・監督対象金融機関の監督 ・規制制定	・監督 ・破綻処理における管財人 ・規制制定	・認可 ・監督 ・規制制定 ・信用組合を対象とする預金保険の引受 ・信用組合の破綻処理	・対象機関の登録 ・対象機関の監督 ・市場規制 ・規制制定	・FRB による監督対象となるノンバンク金融機関の指定 ・マクロ・プルーデンス監督	・監督 ・規制制定 ・CFPB 規則により、規制対象者の登録義務を設けることができる
職員数	・3,138 人 （2024 会計年度）	・FRB 本部：3,010 人 ・地区連邦準備銀行 19,468 人 ・合計 22,478 人（2024 年度）	・6, 404 人 （2024 年度）	・1,211 人 （2024 年度）	・4,920 人 （2024 会計年度）	・36 人 （2024 会計年度）	・1,778 人 （2024 会計年度）
財源	・監督対象機関からの賦課金が主	・中央銀行としての業務による収入が主 ・大規模銀行持株会社、ノンバンク金融会社への監督に関しては、賦課金を徴収可	・金融機関からの預金保険料と投資収入が主 ・監督対象機関からの賦課金も徴収	・監督対象機関からの賦課金が主	・有価証券の取引や登録に係る手数料収入が主	・財務省金融調査局の予算から支出 ・財務省金融調査局の財源は、大規模銀行持株会社、FRB の監督を受けるノンバンク金融会社からの賦課金	・FRS の予算から支出
事務所	・本部：ワシントン DC ・地方拠点：50	・本部：ワシントン DC ・連邦準備銀行：12 ・支店総数：24	・本部：ワシントン DC ・地方局・地域局：7 ・分局：75	・本部：バージニア州アレキサンドリア ・地方支部局：3	・本部：ワシントン DC ・地方支部：10	―	・本部：ワシントン DC ・地方支部：4

3. 米国の金融規制

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">銀 行</th><th rowspan="2">証 券</th><th rowspan="2">保 険</th></tr>
<tr><th>国法銀行</th><th>州法銀行</th></tr>
<tr><td colspan="2">法 規 制</td><td colspan="2">合衆国法典第12編
各州法</td><td>合衆国法典第15編</td><td>各州法</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務規制</td><td>○免許制
連邦法により規定</td><td>○免許制
州法により規定</td><td>○免許制
連邦法により規定</td><td>○免許制
州法により規定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相互参入</td><td>単 体</td><td colspan="2">他業禁止規定あり</td><td>他業禁止規定なし</td><td>他業禁止規定あり（注1）</td></tr>
<tr><td>持株・子会社方式</td><td colspan="4">金融持株会社のもとで銀行、証券、保険のグループ化可能</td></tr>
</table>

（凡例）二重線：法律、実線：法律＋規則、点線：規則（該当無し）

（注1） 生損保の兼業は、例えばニューヨーク州では原則禁止。

（注2） 連邦規制としての証券に関する「合衆国法典第 15 編」には、1933 年証券法及び 1934 年証券取引所法が含まれる。これらに加え、各州独自の規制である、いわゆるブルースカイ法（Blue Sky Law）がある。

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する」報告書（令和 5 年 3 月）及び米国法典に基づき作成

4. 金融監督機関の本部と地方支部

監督機関名	本部			地方支部局／地方拠点		
	所在地	職員数（人）	予算（百万＄）	設置数（ヶ所）	職員数（人）	予算（百万＄）
通貨監督庁(OCC)	ワシントンD.C.	NA	NA	50	NA	NA
連邦準備制度理事会(FRB)	ワシントンD.C.	3,010	NA	地区連銀12行(24支店)	19,468	6,053
連邦預金保険公社(FDIC)	ワシントンD.C.	2,025	NA	地方局7分局75	4,379	NA
信用組合監督庁(NCUA)	アレキサンドリア	NA	NA	地方支部3	NA	NA
証券取引委員会(SEC)	ワシントンD.C.	NA	NA	地方支部10	NA	NA

（注１） 各監督機関の職員数は下記時点のもの。
OCC：2024年6月末時点のフルタイム換算
FDIC：2024年度のフルタイム換算
FRB：本部の職員数は2024年度の実績値、地区連銀の職員数は2024年度の予算ベース

（出所）OCC, “Annual Report Fiscal Year 2024”、地方拠点数につき https://www.occ.treas.gov/about/who-we-are/locations/index-locations.html
FRB, 本部の職員数につき“111th Annual Report 2024” (Table D.6. Positions authorized by the Board of Governors, by division, office, or special account, 2024-25)、地方支部局の職員数及び予算につき“2024 Federal Reserve Bank Budgets Addendum” (TABLE A: TOTAL EXPENSES OF THE FEDERAL RESERVE BANKS by District、TABLE B: TOTAL EMPLOYMENT OF THE FEDERAL RESERVE BANKS by District)
FDIC, “2024 Annual Report”
NCUA, “National Credit Union Administration 2024 Annual Report”
SEC, “FY 2026 Congressional Budget Justification”

5. 米国における金融機関の状況

		機 関 数	預 金 量	
			（単位：10億ドル）	シェア
商業銀行		3,815	19,099.9	95.1%
	国法銀行	673	12,777.5	63.6%
	州法銀行	3,142	6,322.4	31.5%
貯蓄金融機関		521	977.2	4.9%
	連邦貯蓄金融機関	222	423.1	2.1%
	州貯蓄金融機関	299	554.0	2.8%
合計		4,336	20,077.1	100%

（注1）FDIC加入金融機関ベース。外国銀行の支店／代理店などの一部を除き、ほぼ全ての銀行・貯蓄金融機関はFDICに加盟している。

（注2）2025年12月31日時点

（出所）FDICウェブサイト，Bank Data and Statistics　https://state-tables.fdic.gov

イギリス

1. 英国の金融監督機関の変遷

金融サービス法成立（2017 年）以降の金融監督体制

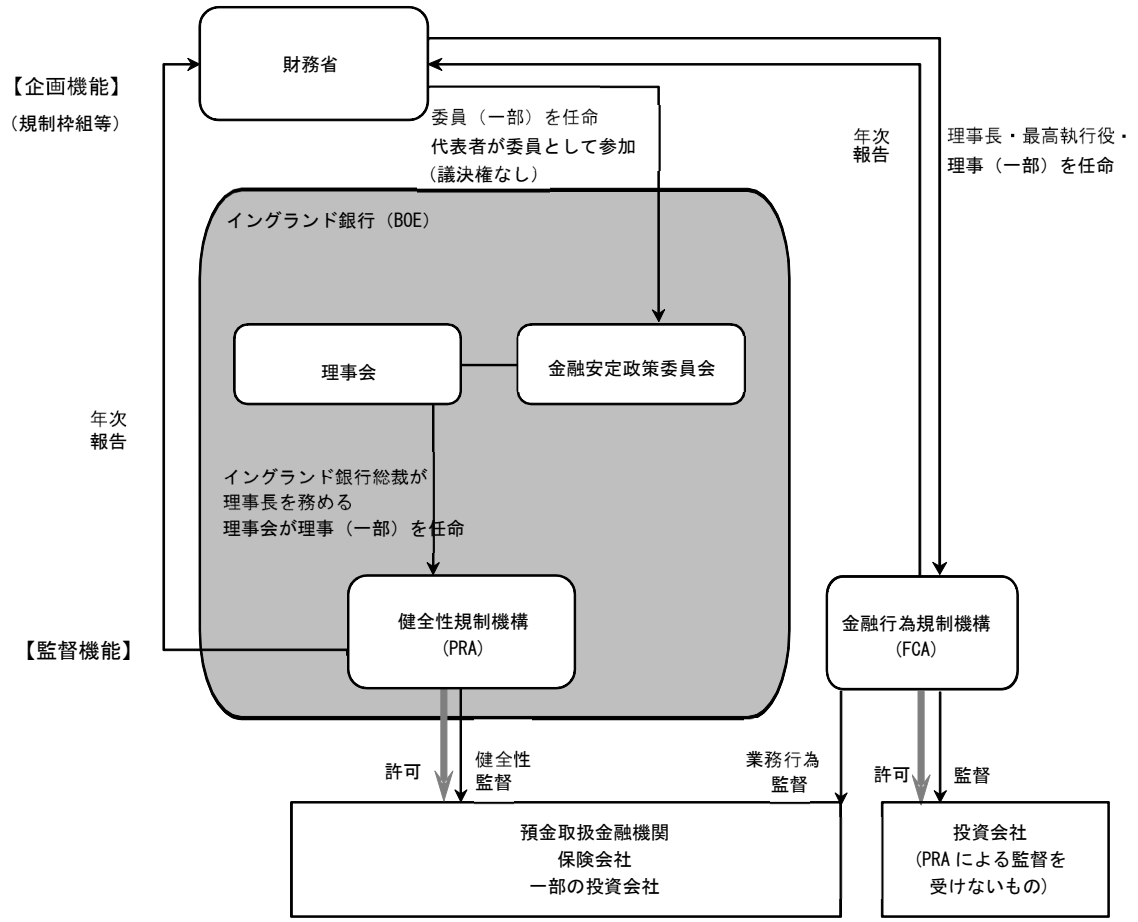

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和 5 年 3 月）
及び英国財務省資料に基づき作成

2. 検査・監督機関の概要（2025 年度末現在）

	PRA（健全性規制機構）	FCA（金融行為規制機構）	FPC（金融安定政策委員会）
設立	・2013 年	・2013 年	・2013 年
組織形態	・イングランド銀行（BOE）の一部（2013 年に BOE 子会社として設立、2017 年 3 月に BOE に吸収）	・独立公的機関 ・政府機関ではない ・株式資本を持たない保証有限責任会社	・イングランド銀行（BOE）内の委員会
組織の長	・BOE 総裁	・議長（財務省が任命）	・議長は BOE 総裁が務める
監督対象金融機関	・預金取扱金融機関（銀行、住宅金融組合、信用組合） ・保険会社（損害保険会社、生命保険会社、相互扶助組合、相互会社、保険目的特別会社） ・自己勘定での投資商品取引を行う投資会社（PRA による指定を受けた会社）	・PRA の監督対象以外の免許業者（PRA による指定を受けない投資会社、投資運用業者、投資助言業者、保険仲介業者等）	・なし
権限	・預金取扱金融機関など、PRA の監督対象機関の免許交付及び健全性監督 ・規制制定 ・PRC（健全性規制委員会）を通じて業務を行う	・投資会社、投資運用業者など、FCA の監督対象機関の免許交付及び健全性監督 ・PRA の監督対象も含め、すべての免許事業者の業務行為監督 ・市場規制 ・規制制定	・マクロ・プルーデンス（金融システム全体のリスクの状況分析・評価及び制度設計・政策対応） ・PRA、FCA に対する指示（監督下にある金融機関への監督措置を実行するよう要求すること） ・PRA、FCA その他機関に対する勧告
職員数	・1,645 名（2025 年 6 月末）	・5,283 名（2025 年 3 月末）	・不明
財源	・監督対象機関からの負担金	・監督対象機関からの負担金	・BOE の予算に含まれる ・適格金融機関への無利息預託金（CRD）の運用は 2024 年 3 月 1 日で終了 ・イングランド銀行課徴金（BOE Levy）制度を 2024 年 3 月1日から導入 金融安定性及び金融政策目標の達成のために銀行が行使する機能の資金調達を目的とする
事務所	・本部：ロンドン	・本部：ロンドン ・地方支部：2（リーズ、エディンバラ） ・海外支部：2（米国・オーストラリア、2025 年 7 月～）	―

	PRA（健全性規制機構）	FCA（金融行為規制機構）	FPC（金融安定政策委員会）
他の組織との関連性	・PRC の委員には、FCA の長官が含まれる。 ・BOE 総裁及び副総裁は PRC 及び FPC の委員を務める。 ・PRA の監督対象機関は、業務行為については FCA の監督を受ける。 ・通常時には、PRA と FCA はそれぞれ別個に監督行為を行うが、両者は覚書を締結し、特定分野において調整・協力を行う	・FCA 長官は、PRC 及び FPC の委員を務める。 ・PRA の監督対象機関は、業務行為については FCA の監督を受ける。 ・通常時には、PRA と FCA はそれぞれ別個に監督行為を行うが、両者は覚書を締結し、特定分野において調整・協力を行う	・委員には、FCA の長官が含まれる。 ・BOE 総裁及び副総裁は PRC 及び FPC の委員を兼務する。

3. 英国の金融規制

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>銀 行</th><th>証 券</th><th>保 険</th></tr>
<tr><td colspan="2">法 規 制</td><td colspan="3">金融サービス市場法</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務規制</td><td>○免許制
法律により規定</td><td>○免許制
法律により規定</td><td>○免許制
法律により規定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相互参入</td><td>単 体</td><td colspan="2">・ 同一機関による預金受入業務と投資商品の自己勘定取引業務の実施は不可
・ グループ会社での実施は可</td><td>・ 他業禁止規定あり
・ 生・損保兼営は実質的に禁止(注2)</td></tr>
<tr><td>持株・子会社方式</td><td colspan="3">金融コングロマリットとして銀行・証券と保険のグループ化可能</td></tr>
</table>

（凡例）二重線：法律、点線：規則

（注 1）法律によって付与されている一般規則制定権限に基づき、金融監督機関（健全性規制機構及び金融行為規制機構）が規則を制定。

（注 2）生損保の兼業禁止については明文での規定はない。ただし認可権限を持つ健全性規制機構は EU 指令に基づき、原則として同一の事業者に対して生命保険業務と損害保険業務の両方の認可は付与しないというガイダンスを発している。

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」（令和 5 年 3 月）に基づき作成

4. 英国における金融機関の状況

（2025 年 12 月末現在）

	機 関 数
銀行	283
住宅金融組合	43
信用組合	349
合計	756

（出所）BOE ウェブサイト, “List of PRA-regulated Banks – December 2025”,
“List of PRA-regulated Building Societies – December 2025”,
“List of authorised credit unions-December 2025”

（2025 年 12 月末現在）
（単位量：100 万ポンド）

		預 金 量
要求払預金		2,209,245
	金融機関	112,559
	公的部門	15,835
	その他の英国居住者	1,906,091
	非居住者	174,760
定期性預金		1,366,857
	金融機関	210,534
	公的部門	9,160
	その他の英国居住者	999,858
	非居住者	147,305
合計		3,576,102

※預金量はポンド建預金ベース。なお、2010 年 1 月以降、預金量の銀行・住宅金融組合別データは作成されなくなった。

（出所）イングランド銀行統計, Bankstats table, Monetary & Financial Statistics Tables
https://www.bankofengland.co.uk/statistics/tables

EU

1. 検査・監督機関の概要

	ESRB （欧州システミック・リスク評議会）	EBA （欧州銀行監督機構）	ESMA （欧州証券市場監督機構）	EIOPA （欧州保険企業年金監督機構）	ECB （欧州中央銀行）
設立	・2010 年	・2011 年	・2011 年	・2011 年	・1998 年
組織形態	・EU の機関である欧州金融監督機構（ESFS）の一部	・EU の機関 （独立した法人格）	・EU の機関 （独立した法人格）	・EU の機関 （独立した法人格）	・EU の機関 （独立した法人格）
組織の長	・議長（欧州中央銀行（ECB）総裁と兼務）	・代表者：議長 運営者：執行理事 ・任期 5 年（1 回のみ再任可） ・監督当局理事会（EBA の決定機関。各加盟国の銀行監督機関の長に議決権）が任命 ・欧州議会の承認が必要	・代表者：議長 運営者：執行理事 ・任期 5 年（1 回のみ再任可） ・監督当局理事会（ESMA の決定機関。各加盟国の証券監督機関の長に議決権）が任命 ・欧州議会の承認が必要	・代表者：議長 運営者：執行理事 ・任期 5 年（1 回のみ再任可） ・監督当局理事会（EIOPA の決定機関。各加盟国の保険監督機関の長に議決権）が任命 ・欧州議会の承認が必要	・総裁（ESRB 総裁と兼務） ・任期 8 年（非再任） ・政策理事会 ・執行理事会 ・監督理事会
監督対象金融機関	・なし	・個別の信用機関に対する直接の監督権限はない	・個別の投資サービス機関に対する直接の監督権限はない ・ただし、以下の証券市場インフラに関し、直接の監督権限を持つ －信用格付機関 －取引情報登録機関	・個別の保険会社に対する直接の監督権限はない	・ユーロ採用国内の主要銀行 114 行を直接監督（2025 年 1 月時点） ・ユーロ採用国内のその他銀行を間接監督

	ESRB （欧州システミック・リスク評議会）	EBA （欧州銀行監督機構）	ESMA （欧州証券市場監督機構）	EIOPA （欧州保険企業年金監督機構）	ECB （欧州中央銀行）
権限	・マクロ・プルーデンス（金融システム全体のリスクの状況分析・評価及び制度設計・政策対応） ・システミックリスク特定のための情報収集・分析 ・システミックリスクに対する警告 ・特定されたリスクへの対応策に関する勧告	・信用機関を所管する各加盟国の監督機関に対し、以下の権限を有する －EU 法違反の是正要求 －危機的状況における意思決定 －各国監督機関間の紛争の調停 －個別の金融機関に対して直接、必要な措置をとるよう要求（各国監督機関による規制が不十分で、早期是正が必要な場合に限る） ・欧州議会、欧州理事会、欧州委員会に対する諮問機関としての活動 ・EU 銀行セクターのリスク及び脆弱性の評価 ・情報通信技術（ICT）分野における第三者サービス提供、資産担保型トークン及び電子マネー・トークン発行に関する監督、監視	・金融市場インフラの重要な構成要素となる事業体を EU レベルで一元的に監督 ・直接の監督権限 －信用格付機関の登録 －取引情報登録機関の登録、監督 ・投資サービス機関を所管する各加盟国の監督機関に対し、EBA と同様の権限（左記参照）を有する ・規制制定	・保険会社を所管する各加盟国の監督機関に対し、EBA と同様の権限（左記参照）を有する ・規制制定	ユーロ採用国における単一監督メカニズムの中心として、 ・ユーロ圏内の信用機関許認可権限の一元的行使 ・ユーロ圏内の信用機関に対する健全性や内部統制等の規制の遵守状況の一元的監督 ・EBA と協調してのストレステスト実施及びその結果の公表 ・SSM の効果的かつ円滑な実施 ・参加各国の金融監督機関の活動状況の監視 ・重要な信用機関/金融持ち株会社に対する直接的な監督行為の実施 ・参加各国の金融監督機関からの情報収集 ・参加各国の金融監督機関の監督権限の発動を要求
職員数	・不明（欧州中央銀行（ECB）のスタッフが兼務）	・約 250 名（2024 年度）	・358 名（2024 年末）	・191 名（2024 年度）	・4,388 名（2025 年度、平均従業員数（FTE））
財源	・独自の予算はない ・事務局機能は欧州中央銀行が提供している	・各加盟国監督機関からの拠出金、及び欧州委員会からの補助金が主	・各加盟国監督機関からの拠出金、欧州委員会からの補助金が主 ・監督対象機関からの賦課金収入もあり	・各加盟国監督機関からの拠出金、欧州委員会からの補助金	・EU 加盟国中央銀行の出資 ・金融政策関連証券及び外貨準備資産の利子収入
事務所	・本部：フランクフルト	・本部：パリ ・地方支部：なし	・本部：パリ ・地方支部：なし	・本部：フランクフルト ・地方支部：なし	・本部：フランクフルト ・地方支部：なし （各国中央銀行と協調）
他の組織との関連性	・EBA、ESMA、EIOPA の議長が理事総会メンバーとして参加 ・EU 加盟国の各国中央銀行の代表者と上記 3 つの欧州監督機関（ESA）の議長により構成される	・業態横断的な問題を扱うため、EBA、ESMA、EIOPA の合同委員会を設置	・業態横断的な問題を扱うため、EBA、ESMA、EIOPA の合同委員会を設置	・業態横断的な問題を扱うため、EBA、ESMA、EIOPA の合同委員会を設置	・EBA と協調して銀行監督を実施

ドイツ

1. ドイツの金融監督機関の変遷

2002 年以前の金融監督体制

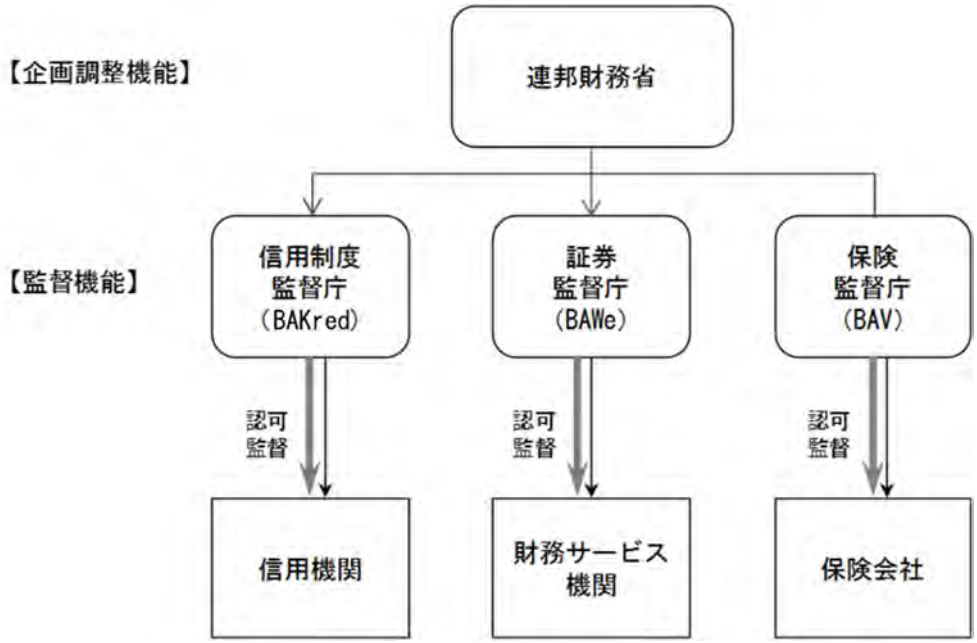

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和 5 年 3 月）[1] 及び BaFin ウェブサイト[2]に基づき作成

[1] https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20230529/01.pdf

[2] BaFin ウェブサイト
https://www.BaFin.de/DE/DieBaFin/AufgabenGeschichte/aufgabengeschichte_node.html

2. 検査・監督機関の概要

	連邦金融監督庁(BaFin)	ドイツ連邦銀行(Bundesbank)	金融安定化委員会
設立	・2002 年	・1957 年	・2013 年
組織形態	・法人格を持つ連邦機関	・法人格を持つ連邦機関	・連邦財務省に設置
組織の長	・総裁 ・財務大臣の承認が必要	・総裁 ・連邦政府の指名に基づき、大統領が任命	・議長 ・連邦財務省の代表のうち 1 名が務める
監督対象金融機関	・信用機関 ・金融サービス機関 ・一部の保険会社	・信用機関 ・金融サービス機関	・なし
権限	・認可 ・監督（リスク評価、監督上の措置の決定、検査実施の命令） ・市場規制 ・規制制定（連邦財務省から委任を受けたもの） ・破綻処理	・監督（定常的なモニタリング、検査の実施）	・マクロ・プルーデンス監督
職員数	・2,996 名（2024 年 12 月末）	・10,207 名（2024 年 12 月末）	・独自の職員はいない
財源	・監督対象機関からの賦課金	・中央銀行業務による収入が主	・独自の予算はない
事務所	・本部：フランクフルト（証券監督を担当） ボン（銀行監督・保険監督を担当） ・地方支部：なし	・本部：フランクフルト ・地方支部：9 ・支店：35	―
他の組織との関連性	・信用機関、金融サービス機関の監督は、BaFin とドイツ連邦銀行と共同で実施 －定常的なモニタリングはドイツ連邦銀行が実施 －BaFin はリスク評価を行ない、監督上の措置を決定 －BaFin が検査実施を命令。ドイツ連邦銀行は、BaFin からの委任により検査を実施する場合もある。		・BaFin、ドイツ連邦銀行の代表がそれぞれ参加

（注 1）ECB の概要については EU の記述を参照のこと。

（注 2）ドイツ連邦銀行の支店数について、個別ページが公開されているのは 31 拠点。

https://www.bundesbank.de/en/bundesbank/regional-offices-branches/branches

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」（令和 5 年 3 月）に基づき作成

3. ドイツの金融規制

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>銀 行</th><th>証 券</th><th colspan="2">保 険</th></tr>
<tr><td colspan="2">法 規 制</td><td colspan="2">信用制度法</td><td colspan="2">保険業監督法</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務規制</td><td>○ 免許制
法律により規定</td><td>○ 免許制
法律により規定</td><td>○ 免許制
(BaFin)
法律により規定</td><td>○ 免許制
(州当局)
法律により規定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相互参入</td><td>単 体</td><td colspan="2">一定規模以上の自己勘定取引業務は別会社（金融取引機関）での実務を義務付け</td><td colspan="2">他業禁止規定あり
生・損保兼業禁止規定あり</td></tr>
<tr><td>持株・子会社方式</td><td colspan="4">金融コングロマリットとして銀行・証券・保険のグループ化可能</td></tr>
</table>

（凡例）二重線：ドイツ法　点線：規則（該当無し）

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」（令和 5 年 3 月）に基づき作成

4. 金融監督機関の本部と地方支部

（2024 年 12 月末現在）

監督機関名	本部			地方支部局		
	所在地	職員数（人）	予算（百万€）	設置数（ヶ所）	職員数（人）	予算（百万€）
連邦金融監督庁(BaFin)	ボン（銀行・保険担当）	2,029	528.9	なし	ー	ー
	フランクフルト（証券・資産管理担当）	967				
ドイツ連邦銀行	フランクフルト	5,790 ※組織全体では10,207	NA	地方支部:9	2,415	NA
				支店:35	2,001	NA

（注）BaFin の予算は、2024 年予算（補正予算含む）

（注）ドイツ連邦銀行の職員数は 2024 年 12 月 31 日時点のフルタイム換算

（出所）BaFin, “Annual Report 2024”[3]
Deutsche Bundesbank, “Annual Report 2024”[4]

[3] https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Jahresbericht/dl_jb_2024_en.pdf;jsessionid=D82B26B85C4CE00FE98A397B794795A9.internet001?__blob=publicationFile&v=2

[4] https://publikationen.bundesbank.de/caas/v1/media/951286/referenceDoc/3ae71ce46001612f42699813a0f71bb0

フランス

1. フランスの金融監督機関の変遷

プルーデンス監督庁(ACP)設置（2010 年）以前の金融監督機関体制図

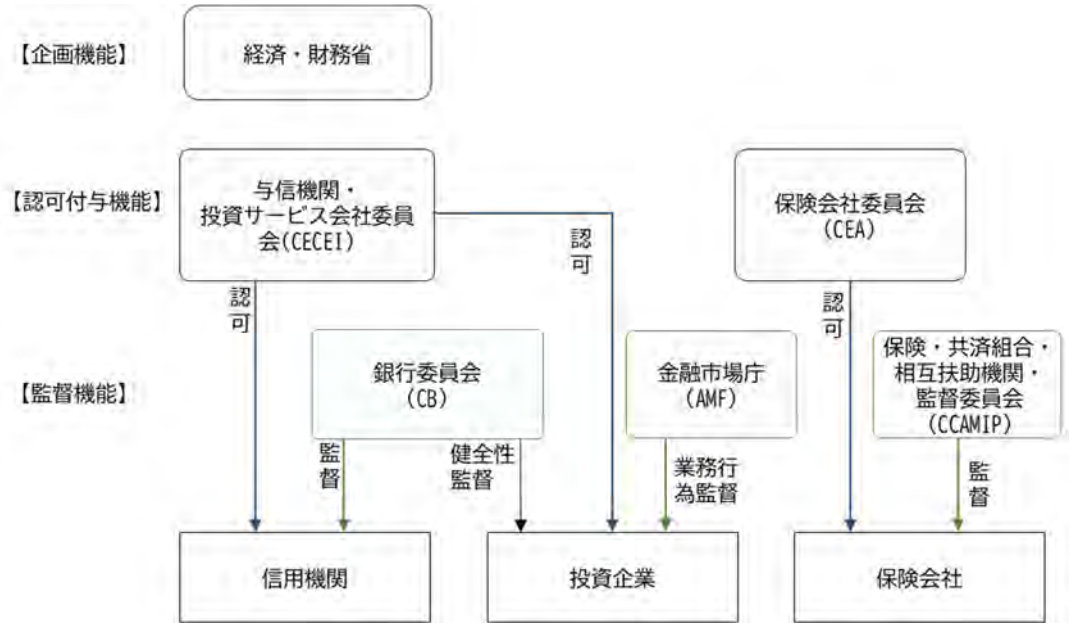

（出所）諸外国における金融制度の概要（令和 5 年 3 月）

2. 検査・監督機関の概要

	ACPR（健全性監督破綻処理機構）	AMF（金融市場庁）	HCSF（金融安定化高等評議会）
設立	2013 年（前身の ACP は 2010 年に設立）	2003 年	2013 年（前身の Corefris は 2010 年に設立）
組織形態	・独立行政機関	・独立行政機関	・国庫局が運営
組織の長	・議長 ・フランス銀行総裁、又は同総裁が指名するフランス銀行副総裁が務める	・議長 ・政令により任命	・議長 ・経済財務大臣が務める
監督対象金融機関	・信用機関 ・投資企業 ・保険会社	・ポートフォリオ管理会社 ・投資助言業者	・金融システム全体の監督
権限	・認可 ・監督 ・破綻処理	・市場規制 ・金融サービス専門職の認可・監督等 （ポートフォリオ管理会社、投資助言業者等） ・規制制度	・マクロ・プルーデンス監督
職員数	1,103 名（2024 年 12 月 31 日時点）	516 名（2024 年。2025 年 8 月公表）	・独自の職員はいない
財源	・監督対象金融機関からの賦課金 ・フランス銀行からの割当金	・理事会の決定による	・独自の予算を持たない
事務所	・本部：パリ ・地方支部：なし	・本部：パリ ・地方支部：なし	―
他の組織との関連性	・AMF と業務遂行に有用な情報を連携する	・ACPR と業務遂行に有用な情報を連携する	・ACPR 議長、AMF 議長が理事として参加

3. フランスの金融規制

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>銀 行</th><th>証 券</th><th>保 険</th></tr>
<tr><td colspan="2">法 規 制</td><td colspan="2">通貨金融法典</td><td>保険法典</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務規制</td><td>○ 免許制
法律により規定</td><td>○ 免許制
法律により規定</td><td>○ 免許制
法律により規定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相互参入</td><td>単 体</td><td colspan="2">銀行本体での証券業務の実施が可能
ただし、投機的業務は禁止</td><td>他業禁止規定あり
生・損保兼業禁止規定あり</td></tr>
<tr><td>持株・
子会社方式</td><td colspan="3">金融コングロマリットとして銀行・証券と保険のグループ化可能</td></tr>
</table>

（凡例）二重線：法律　　点線：規則（該当無し）

シンガポール

1. 検査・監督機関の概要

	MAS（シンガポール通貨監督庁）
設立	・1971 年
組織形態	・財務省傘下の独立政府機関として設立したが、2006 年に首相府傘下に移管
組織の長	・議長（大統領が任命）
監督対象金融機関	・預金取扱金融機関 ・証券会社 ・保険会社、保険ブローカー ・投資運用業者、投資顧問業者 ・投資助言業者 ・総合取引所 ・資金移動業者・前払式支払手段発行業者・暗号資産交換業者　等 ※　貸金業者は法務省が監督を実施
権限	・シンガポールの中央銀行としての権限（金融政策、通貨の発行、決済システムの監視等） ・金融サービス部門の統一的な監督と金融の安定性の監視（預金取扱金融機関など、MAS の監督対象機関の免許交付等を含む） ・シンガポールの公的な外貨準備を管理
職員数	・非公表
財源	・一般準備基金（General Reserve Fund）
事務所	・本部：シンガポール ・駐在員事務所：ニューヨークやロンドン、北京、上海
他の組織との関連性	・シンガポールでは、MAS が金融部門の一元的な規制・監督機関として、銀行、証券会社、保険会社などの金融機関に対する規制及び監督を実施している。

2. シンガポールの金融規制

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>銀 行</th><th>証 券</th><th>保 険</th></tr>
<tr><td colspan="2">法 規 制</td><td>銀行法</td><td>証券先物法</td><td>保険法</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務規制</td><td>〇免許制
法律により規定</td><td>〇免許制
法律により規定</td><td>〇免許制
法律により規定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相互参入</td><td>単 体</td><td colspan="2">銀行本体において証券業務を実施可能</td><td>生保・損保の兼業可</td></tr>
<tr><td colspan="3">銀行・証券・保険との兼営禁止規定なし</td></tr>
<tr><td>持株・
子会社方式</td><td colspan="3">銀行・証券・保険のグループ化禁止規定なし</td></tr>
</table>

（凡例）二重線：法律、点線：規則（該当無し）

（出所）諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和 5 年 3 月）及びシンガポール法に基づき作成

3. シンガポールにおける金融機関の状況

金融機関の種類		機関数	預金量 （単位：100 万シンガポールドル）
商業銀行		133	―
	国内銀行	6	―
	外国銀行	127	―
金融会社		3	―
投資銀行		21	―
合　　計		159	937,407

（注 1）預金量にはアジア通貨勘定での預金は含まれない。
（注 2）機関数は 2026 年 1 月時点、預金量は 2025 年 11 月時点

（出所）機関数：MAS ウェブサイト[5]
預金量：MAS Statistical Bulletin, Banks: Deposits (excluding S$NCDs) of DBUs by Types of Non-bank Customer

[5] https://eservices.mas.gov.sg/fid

中国

1. 中国の金融規制

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>銀 行</th><th>証 券</th><th>保 険</th></tr>
<tr><td colspan="2">法 規 制</td><td>商業銀行法</td><td>証券法</td><td>保険法</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務規制</td><td>〇免許制
法律により規定</td><td>〇免許制
法律により規定</td><td>〇免許制
法律により規定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相互参入</td><td>単 体</td><td>・ 銀行による証券業務（政府債券・政策金融債以外）は不可
・ 保険は代理業務のみ可</td><td>証券業と銀行業・保険業の分業経営を規定（兼営不可）</td><td>保険業と銀行業・証券業の分業経営を規定（兼営不可）
生・損保兼営は禁止</td></tr>
<tr><td>持株・子会社方式</td><td colspan="3">金融持株会社方式による銀行・証券・保険の相互参入は可能（禁止規定なし）</td></tr>
</table>

（凡例）二重線：法律、点線：規則（該当無し）

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」（2023 年 3 月）に基づき作成

2. 中国の金融機関の概要

区 分	金融機関の種類	機関数	総資産(億元)
銀 行	国有大型商業銀行	6	2,014,328
	株式商業銀行	12	750,045
	都市商業銀行	124	654,229
	農村合作銀行	20	606,467
	農村商業銀行	1,505	
	村鎮銀行	1,440	
	農村信用社	401	
	農村資金互助社	15	
	国家開発機構	1	639,893
	政策銀行	2	
	企業集団財務公司	236	
	民営銀行	19	
	金融リース公司	70	
	信託公司	67	
	外資銀行	41	
	消費者金融公司	31	
	住宅貯蓄銀行	1	
	直販銀行	2	
	金融資産管理会社	5	
	自動車金融公司	25	
	マネーブローカー会社	6	
	その他金融機関	41	
証 券	証券会社	147	145,100
	証券ファンド会社	165	367,400
保 険	保険集団及び持ち株会社	13	404,000
	保険会社(財産保険)	88	
	保険会社(生命保険)	75	
	再保険会社	7	
	保険資産管理会社	35	
	政策性保険公司	1	
	養老保険公司	9	
	健康保険公司	7	
	その他	3	

注）銀行業機関数：2025 年 6 月末時点[6]、銀行業総資産：2025 年 10 月時点[7]、証券会社数：2024 年 6 月末時点[8]、
証券会社総資産：2025 年 9 月末時点[9]、証券ファンド会社数と総資産[10]：2025 年 9 月末時点、
保険業機関数：2025 年 6 月末[11]、保険業総資産：2025 年 9 月末時点[12]

[6] NFRA による銀行業金融機関法人名簿（2025 年 6 月末時点）
（https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/governmentDetail.html?docId=1228300&generaltype=1&itemId=863&utm）

[7] NFRA による 2025 年の銀行業総資産・総負債（月次）
（https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1231490&itemId=954&generaltype=0）

[8] https://finance.eastmoney.com/a/202409063177962462.html

[9] https://m.bjnews.com.cn/detail/1765005973129379.html

[10] https://www.stcn.com/article/detail/3471007.html

[11] NFRA による保険機関法人名簿（2025 年 6 月末時点）
（https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/governmentDetail.html?docId=1228292&generaltype=1&itemId=863&utm）

[12] NFRA による 2025 年第 3 四半期の銀行業・保険業に関する主要監督指標データの状況
（https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1233335&itemId=915&utm）

香港

1. 金融監督機関の変遷

保険委員会(OCI)から保険業監督局(IA)への保険会社規制機能の引継

(2017 年)以前の金融監督体制

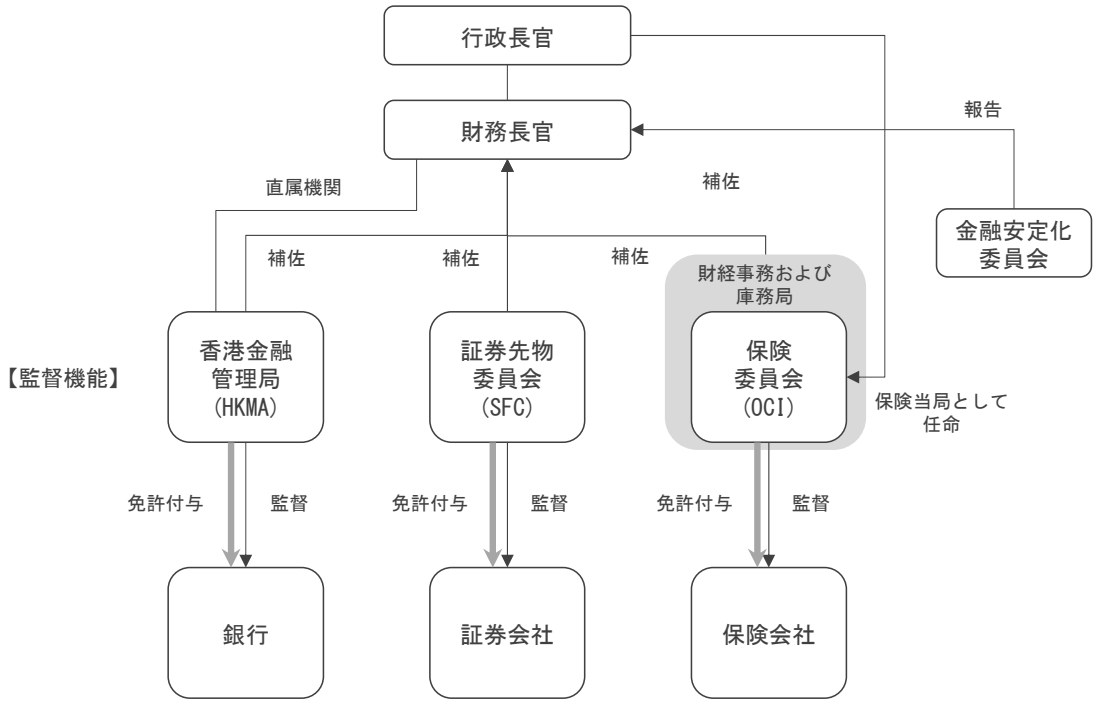

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和 5 年 3 月）[1]及び香港特別行政区政府、香港金融管理局、証券先物委員会、保険業監督局の各ウェブサイト

[1] https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20230529/01.pdf

2. 検査・監督機関の概要

	HKMA(香港金融管理局)	SFC(証券先物委員会)	IA(保険業監督局)
設立	・1993 年	・1989 年	・2015 年
組織形態	・政府機関	・法定機関	・法定機関
組織の長	・総裁	・委員長	・総裁
監督対象金融機関	・公認金融機関 ・SVF ・ステーブルコイン発行者	・証券会社 ・投資運用業者 ・投資助言業者 ・総合取引所 ・VASP	・保険会社 ・保険仲介業者
権限	・銀行条例に規定される公認金融機関の監督 ・公認金融機関が行う業務（銀行業務及び預金業務以外のもの）について他の監督機関と協力した監督　　等	・取引所、SFC による規制を受ける活動を行う者等が実施する業務等に関する監督、監視、規制	・保険業者及び保険仲介業者による保険条例の遵守について監督
職員数	・1,052 名（2025 年 1 月 1 日）	・954 名（2025 年 3 月末）	・357 名(2025 年 3 月末)
財源	・監督対象機関からの賦課金	・監督対象機関からの賦課金	・監督対象機関からの賦課金
事務所	―	―	―
他の組織との関連性	・証券業務実施のための登録申請を SFC に対して行っている公認金融機関の適格性に関して SFC に助言を実施 ・ HKMA 及び IA は、免許付与、苦情処理、検査、調査及び懲戒処分を含む規制並びに監督機能の遂行に関する相互の関心事項について、継続的に協議するための会議を実施	・SFC は、証券業務を行う公認金融機関に対する処分の実施に関し、HKMA に対して勧告を行うことが可能 ・SFC、IA 監督体制下で規制されている事業者に対して、共同検査を実施することが可能	・HKMA 及び IA は、免許付与、苦情処理、検査、調査及び懲戒処分を含む規制並びに監督機能の遂行に関する相互の関心事項について、継続的に協議するための会議を実施 ・SFC、IA 監督体制下で規制されている事業者に対して、共同検査を実施することが可能

3. 香港の金融規制

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>銀 行</th><th>証 券</th><th>保 険</th></tr>
<tr><td colspan="2">法 規 制</td><td>銀行条例</td><td>証券先物条例</td><td>保険条例</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務規制</td><td>〇免許制
法律により規定</td><td>〇免許制
法律により規定</td><td>〇免許制
法律により規定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相互参入</td><td>単 体</td><td colspan="3">（銀行と証券の相互参入）
公認金融機関はSFCへ登録を行うことで証券業務へ参入可
（一部業務を除く）

（証券と保険の相互参入）
保険会社はSFCから証券業の免許を受け証券業務へ参入可

（銀行と保険の相互参入）
公認金融機関はIAより保険仲介業の免許を受けることで保険業務へ参入可

（銀行と保険の相互参入）
公認金融機関はIAより保険仲介業の免許を受けることで保険業務へ参入可</td></tr>
<tr><td>持株・
子会社方式</td><td colspan="3">銀行・証券・保険のグループ化に関する禁止規定なし</td></tr>
</table>

（凡例）二重線：法律、点線：規則

（出所）香港特別行政区政府、香港金融管理局、証券先物委員会、保険業監督局の各ウェブサイト